

平成26年度

ボランティアに関する基礎資料



文部科学省

国立教育政策研究所 社会教育実践研究センター

ボランティアに関する基礎資料

目 次

I ボランティア関係の法令等

1	教育基本法（H18.12.22）	3
2	社会教育法（抄）（H20.6.11）	7
3	社会教育法等の一部を改正する法律等の施行について（通知）（H20.6.11）	10
4	教育振興基本計画（H25.6.14）	16
	（参考）教育振興基本計画の概要	94
5	学校教育法（抄）（H19.6.27）	97
6	学校教育法施行規則（抄）（H17.3.3）	98
	（参考）小学校学習指導要領（抄）（H20.3.28）	98
	中学校学習指導要領（抄）（H20.3.28）	99
	高等学校学習指導要領（抄）（H21.3.29）	100

II ボランティアに関する答申等（昭和46年～平成24年）

1	急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について（抄） 〔S46.4.30 社会教育審議会答申〕	103
2	生涯教育について（抄）〔S56.6.11 中央教育審議会答申〕	106
3	教育改革に関する第二次答申（抄）〔S61.4.23 臨時教育審議会答申〕	107
4	社会教育施設におけるボランティア活動の促進について（報告） 〔S61.12.3 社会教育審議会社会教育施設分科会〕	109
5	教育改革に関する第三次答申（抄）〔S62.4.1 臨時教育審議会答申〕	115
6	教育改革に関する第四次答申（最終答申）（抄）〔S62.8.7 臨時教育審議会答申〕	117
7	新しい時代（生涯学習・高度情報化の時代）に向けての公共図書館の在り方について（中間報告）（抄）〔S63.2.9 社会教育審議会社会教育施設分科会〕	118
8	生涯学習の基盤整備について（抄）〔H2.1.30 中央教育審議会答申〕	119
9	博物館の整備・運営の在り方について（中間報告）（抄） 〔H2.6.29 社会教育審議会社会教育施設分科会〕	120
10	新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について（抄） 〔H3.4.19 中央教育審議会答申〕	121
11	公民館の整備・運営の在り方について（中間まとめ）（抄） 〔H3.6.11 生涯学習審議会社会教育分科会施設部会〕	122
12	休日の拡大等に対応した青少年の学校外活動の充実について（審議のまとめ） 〔H4.2.26 青少年の学校外活動に関する調査研究協力者会議〕	123
13	今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について（抄） 〔H4.7.29 生涯学習審議会答申〕	126
14	21世紀を展望した我が国の教育の在り方について（抄） 〔H8.7.19 中央教育審議会第一次答申〕	137

15	教育改革プログラム（抄）〔H9. 1. 24 文部省〕	142
16	新しい時代を拓く心を育てるために一次世代を育てる心を失う危機―（抄） 〔H10. 6. 30 中央教育審議会答申〕	145
17	社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について（抄） 〔H10. 9. 17 生涯学習審議会答申〕	147
18	今後の地方教育行政の在り方について（抄） 〔H10. 9. 21 中央教育審議会答申〕	149
19	21世紀の大学像と今後の改革方策について―競争的環境の中で個性が輝く大学―（抄） 〔H10. 10. 26 大学審議会答申〕	153
20	学習の成果を幅広く生かす―生涯学習の成果を生かすための方策について―（抄） 〔H11. 6. 9 生涯学習審議会答申〕	155
21	奉仕活動・体験活動に関する答申等	164
22	教育改革国民会議報告―教育を変える17の提案―（抄） 〔H12. 12. 22 教育改革国民会議報告〕	166
23	社会教育法の一部を改正する法律について〔H13. 7. 11 文部科学事務次官通知〕	167
24	学校教育法の一部改正について〔H13. 7. 11 文部科学事務次官通知〕	169
25	学校教育及び社会教育における体験活動の促進について 〔H13. 9. 14 文部科学省生涯学習政策局長・初等中等教育局長通知〕	170
26	学校教育及び社会教育における奉仕活動・体験活動の推進に当たっての福祉担当部局との 連携について〔H14. 3. 29 文部科学省生涯学習政策局長・初等中等教育局長通知〕	174
27	学校教育及び社会教育における奉仕活動・体験活動の推進について 〔H14. 3. 28 厚生労働省社会・援護局長通知〕	175
28	青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策等について 〔H14. 7. 29 中央教育審議会答申〕	176
29	地域における防犯教育・防犯活動及び防犯ボランティア活動の推進について 〔H17. 9. 27 各都道府県・政令指定都市教育委員会教育長あて 文部科学省生涯学習政 策局長通知〕	202
30	これからの図書館像～地域を支える情報拠点をめざして～（抄） 〔H18. 3 これからの図書館の在り方検討協力者会議〕	204
31	新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～ （抄）〔H20. 2. 19 中央教育審議会答申〕	206
32	東北地方太平洋沖地震に伴う学生のボランティア活動について 〔H23. 4. 1 各国公私立大学長、各公私立短期大学長、各国公私立高等専門学校長あて 文部科学副大臣通知〕	220
33	今後の青少年の体験活動の推進について（答申）〔H25. 1. 21 中央教育審議会答申〕	223

Ⅲ ボランティア活動に関連した最近の文部科学省事業

1	土曜日の教育活動推進プラン	253
2	学校・家庭・地域の連携協力推進事業	256

(参考)「放課後子ども総合プラン」	258
3 学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業	269
4 公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム	272

IV ボランティア活動に関する各種制度等

1 ボランティア活動と表彰制度について	279
<参考>社会教育功労者表彰要項	281
<参考>候補者推薦要項	282
2 ボランティア活動の定義等について	286
3 世界ボランティア宣言	288
4 諸外国におけるボランティア活動について	291

V 基礎データ

1 総務省「平成23年 社会生活基本調査」(抄)	301
2 国立教育政策研究所 社会教育実践研究センター 「平成18年度 ボランティア活動に関する調査研究報告書」(抄)	307
3 (1) 内閣府「平成22年度 国民生活選好度調査」(抄)	320
(2) 内閣府「平成23年度 国民生活選好度調査」(抄)	326
4 警察庁「自主防犯活動を行う地域住民・ボランティア団体の活動状況について」 (平成25年3月21日)	330
5 財団法人経済広報センター「ボランティア活動に関する意識・実態調査報告書」	331
6 ボランティア活動・奉仕活動関係予算の推移	360
7 社会教育施設におけるボランティア活動の状況	361
8 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(抜粋)	361
9 都道府県・市区町村体験活動ボランティア活動支援センター等設置数推移表	362

I ボランティア関係の法令等

1 教育基本法

[平成18年12月22日]
[法律第120号]

教育基本法（昭和22年法律第25号）の全部を改正する。

目次
前文
第1章 教育の目的及び理念（第1条—第4条）
第2章 教育の実施に関する基本（第5条—第15条）
第3章 教育行政（第16条・第17条）
第4章 法令の制定（第18条）
附則

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

第1章 教育の目的及び理念

（教育の目的）

第1条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

（教育の目標）

第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

(生涯学習の理念)

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

(教育の機会均等)

第4条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

第2章 教育の実施に関する基本

(義務教育)

第5条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。

4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

(学校教育)

第6条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(大 学)

第7条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

(私立学校)

第8条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

(教 員)

第9条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その

職責の遂行に努めなければならない。

- 2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

(家庭教育)

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(幼児期の教育)

第11条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

(社会教育)

第12条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

(政治教育)

第14条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

- 2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

(宗教教育)

第15条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

- 2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第3章 教育行政

(教育行政)

第16条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

- 2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。
- 3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第4章 法令の制定

第18条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(社会教育法等の一部改正)

2 次に掲げる法律の規定中「教育基本法(昭和22年法律第25号)」を「教育基本法(平成18年法律第120号)」に改める。

一 社会教育法(昭和24年法律第207号)第1条

二 産業教育振興法(昭和26年法律第228号)第1条

三 理科教育振興法(昭和28年法律第186号)第1条

四 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法(昭和28年法律第238号)第1条

五 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法(昭和29年法律第157号)第1条

六 国立大学法人法(平成15年法律第112号)第37条第1項

七 独立行政法人国立高等専門学校機構法(平成15年法律第113号)第16条

(放送大学学園法及び構造改革特別区域法の一部改正)

3 次に掲げる法律の規定中「教育基本法(昭和22年法律第25号)第9条第2項」を「教育基本法(平成18年法律第120号)第15条第2項」に改める。

一 放送大学学園法(平成14年法律第156号)第18条

二 構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第20条第17項

2 社会教育法（抄）

昭和24年6月10日 法律第207号
最終改正
平成20年6月11日 法律第59号

- 第一章 総則（第一条―第九条）
- 第二章 社会教育主事及び社会教育主事補（第九条の二―第九条の六）
- 第三章 社会教育関係団体（第十条―第十四条）
- 第四章 社会教育委員（第十五条―第十九条）
- 第五章 公民館（第二十条―第四十二条）
- 第六章 学校施設の利用（第四十三条―第四十八条）
- 第七章 通信教育（第四十九条―第五十七条）
- 附 則

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。

（社会教育の定義）

第二条 この法律で「社会教育」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基き、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

（国及び地方公共団体の任務）

第三条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、第一項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。

（国の地方公共団体に対する援助）

第五条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

- 一 社会教育に必要な援助を行うこと。
- 二 社会教育委員の委嘱に関すること。

- 三 公民館の設置及び管理に関すること。
- 四 所管に属する図書館、博物館、青年の家その他の社会教育施設の設置及び管理に関すること。
- 五 所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関すること。
- 六 講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- 七 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びに家庭教育に関する情報の提供並びにこれらの奨励に関すること。
- 八 職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催並びにその奨励に関すること。
- 九 生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 十 情報化の進展に対応して情報の収集及び利用を円滑かつ適正に行うために必要な知識又は技能に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- 十一 運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 十二 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。
- 十三 主として学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。
- 十四 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。
- 十五 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。
- 十六 社会教育に関する情報の収集、整理及び提供に関すること。
- 十七 視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。
- 十八 情報の交換及び調査研究に関すること。
- 十九 その他第三条第一項の任務を達成するために必要な事務
(都道府県の教育委員会の事務)

第六条 都道府県の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、前条各号の事務（第三号の事務を除く。）を行うほか、次の事務を行う。

- 一 公民館及び図書館の設置及び管理に関し、必要な指導及び調査を行うこと。
- 二 社会教育を行う者の研修に必要な施設の設置及び運営、講習会の開催、資料の配布等に関すること。
- 三 社会教育施設の設置及び運営に必要な物資の提供及びそのあつせんに関すること。
- 四 市町村の教育委員会との連絡に関すること。
- 五 その他法令によりその職務権限に属する事項
(教育委員会と地方公共団体の長との関係)

第七条 地方公共団体の長は、その所掌事項に関する必要な広報宣伝で視聴覚教育の手段を利用しその他教育の施設及び手段によることを相当とするものにつき、教育委員会に対し、その実施を依頼し、又は実施の協力を求めることができる。

2 前項の規定は、他の行政庁がその所掌に関する必要な広報宣伝につき、教育委員会に対し、その実施を依頼し、又は実施の協力を求める場合に準用する。

第八条 教育委員会は、社会教育に関する事務を行うために必要があるときは、当該地方公共団体の長

及び関係行政庁に対し，必要な資料の提供その他の協力を求めることができる。

(図書館及び博物館)

第九条 図書館及び博物館は，社会教育のための機関とする。

2 図書館及び博物館に関し必要な事項は，別に法律をもつて定める。

3 社会教育法等の一部を改正する法律等の施行について（通知）

〔20文科生第167号〕
〔平成20年6月11日〕

第169回国会（常会）において成立した「社会教育法等の一部を改正する法律」（以下、「改正法」という。）が、別添1のとおり、平成20年6月11日、平成20年法律第59号として公布され、一部を除き、同日より施行されました。なお、改正法附則第1項により、大学における図書館に関する科目を文部科学省令で定めることに関する事項については、平成22年4月1日より施行されることとなります。

また、この改正法の公布及び施行に伴い、関係する省令及び告示について、同日付けで所要の規定の整備を行ったところです。

これら省令の施行及び告示の実施は、改正法の施行日である平成20年6月11日からとなります。

改正の概要、主な改正条文の趣旨及び内容等は、下記のとおりですので、適切な事務処理を願います。

なお、改正法並びに改正した省令及び告示の改正文及び新旧対照表等の関係資料は、文部科学省のホームページ（www.mext.go.jp）に掲載していますので、御参照ください。

記

第一 改正の趣旨

今回の改正は、教育基本法の改正（平成18年12月）を踏まえ、社会教育行政の体制の整備等を図るため、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務、教育委員会の事務、公民館、図書館及び博物館の運営、司書等の資格要件等に関する規定を整備するものであること。

第二 改正の内容

I 改正法の概要（平成20年法律第59号）

1 社会教育法の一部改正関係

ア 教育基本法の改正を踏まえた規定の整備等（第3条及び第5条関係）

- ① 国及び地方公共団体が社会教育に関する任務を行うに当たって、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与するものとなるよう努めるものとする。
- ② 国及び地方公共団体が社会教育に関する任務を行うに当たっての配慮事項として、社会教育が学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めることを加えること。
- ③ 教育委員会の事務に、次の事務を規定すること。
 - (i) 家庭教育に関する情報の提供に関する事務
 - (ii) 情報の収集及び利用を円滑かつ適正に行うために必要な知識又は技能に関する学習の機会を提供するための講座の開設等の事務
 - (iii) 主として学齢児童及び学齢生徒に対する、学校の授業の終了後等に学校等を利用して行う学習等の機会を提供する事業の実施等の事務
 - (iv) 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して学校、社会教育施設

その他地域において行う教育活動等の機会を提供する事業の実施等の事務

(v) 社会教育に関する情報の収集、整理及び提供に関する事務

イ 公民館の運営状況に関する評価及び改善並びに関係者への情報提供（第32条及び第32条の2関係）

公民館はその運営状況の評価及び改善並びにその運営に関する地域住民等関係者への情報提供に努めるべきこととする。

ウ 社会教育関係団体に対する補助金の交付に係る諮問の例外（第13条関係）

地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする際に義務付けられている社会教育委員の会議への意見聴取について、当該地方公共団体に社会教育委員が置かれていない場合には、社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関をもって、これに代えることができることとする。

エ 社会教育主事となる資格を得るために必要な実務経験の範囲の拡大（第9条の4関係）

社会教育主事となる資格を得るために必要な3年以上の実務経験の対象として、司書、学芸員等、学校や社会教育施設における一定の職を加えること。

オ その他（第9条の3関係）

① 社会教育主事は、学校が社会教育関係団体等の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて助言を行うことができることとする。

2 図書館法の一部改正関係

ア 教育基本法の改正を踏まえた規定の整備（第3条及び第15条関係）

① 図書館が行う事項として、社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動等の活動の機会を提供・奨励する事項を加えること。

② 図書館の事項の実施における配慮事項として家庭教育の向上に資することを加えるとともに、図書館協議会の委員を任命できる範囲に家庭教育の向上に資する活動を行う者を加えること。

イ 図書館の運営状況に関する評価及び改善並びに関係者への情報提供等（第7条の2から第7条の4まで関係）

① 文部科学大臣は、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表することとする。

② 図書館について、1のイと同様の改正を行うこと。

ウ 司書等の資格取得要件の見直し及び資質の向上等（第5条及び第7条関係）

① 司書となる資格を得るために大学において履修すべき図書館に関する科目を、文部科学省令で定めることとする。

② 司書となる資格を得るために必要な実務経験について、1のエと同様の改正を行うこと。

③ 司書補の学歴要件を、大学に入学することのできる者とする。

④ 文部科学大臣及び都道府県教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めることとする。

エ その他（第3条関係）

① 図書館が収集し一般の公衆の利用に供する「図書館資料」について、「電磁的記録」を含むことを明示すること。

3 博物館法の一部改正関係（第3条及び第21条関係）

ア 教育基本法の改正を踏まえた規定の整備

① 博物館が行う事業として、2のアの①と同様の改正を行うこと。

② 博物館協議会の委員を任命できる範囲に家庭教育の向上に資する活動を行う者を加えること。

イ 博物館の運営状況に関する評価及び改善並びに関係者への情報提供

（第9条及び第9条の2関係）

博物館について、1のイと同様の改正を行うこと。

ウ 学芸員等に関する資格取得要件の見直し及び資質の向上

（第5条及び第7条関係）

① 学芸員となる資格を得るために必要な実務経験について、1のエと同様の改正を行うこと。

② 学芸員及び学芸員補の研修について、2のウの④と同様の改正を行うこと。

エ その他（第2条関係）

① 博物館が収集・展示等を行う「博物館資料」について、2のエの①と同様の改正を行うこと。

4 施行期日等

ア この法律は、公布の日から施行すること。ただし、2のウの①に定める事項については、平成22年4月1日から施行すること。（附則関係）

イ その他所要の改正を行うこと。

II 社会教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令の概要（平成20年省令第18号）

1 社会教育主事講習等規程の一部改正関係

社会教育主事講習の受講資格に関して、法第9条の4第1号イ及びロに規定する職にあった期間又は同号ハに規定する業務に従事した期間の合計を「4年以上」から「2年以上」とすること。（第2条関係）

2 図書館法施行規則の一部改正関係

ア 司書の資格要件に関して、実務経験が必要とされる場合に、当該実務経験として評価されるものに官公署、学校又は社会教育施設において社会教育主事や学芸員その他の一定の職を加えることに伴い、司書講習の受講資格の必要な実務経験において所要の改正を行うこと。（第2条関係）

イ 司書補の学歴要件を、大学に入学することのできる者とするに伴い所要の改正を行うこと。（第3条及び第11条関係）

3 博物館法施行規則の一部改正関係

ア 学芸員の資格要件に関して、実務経験が必要とされる場合に、当該実務経験として評価されるものに官公署、学校又は社会教育施設において社会教育主事や司書その他の一定の職を加えることに伴い、学芸員の試験認定の受験資格の必要な実務経験において所要の改正を行うこと。（第5条関係）

4 施行期日等

- ア この省令は、公布の日から施行すること。(附則関係)
- イ その他所要の改正を行うこと。

III 改正告示の概要

1 社会教育に関係のある職及び社会教育に関係のある事業における業務であって、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するもの並びに教育に関する職の指定の一部改正関係（平成20年告示第89号）

ア 社会教育法第9条の4第1号ロに規定する社会教育主事補の職と同等以上の職として以下の職を追加又は削除すること。(一関係)

- ① 内閣府及び文部科学省において青少年の健全な育成に関する事項の企画及び立案又は総合調整に関する事務に従事する者の職を削除すること。
- ② 大学等において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職を追加すること。
- ③ 社会教育施設において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職を追加すること。

イ 社会教育法第9条の4第1号ハに規定する社会教育に関係のある事業における業務であって、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして以下の業務を追加すること。
(二関係)

- ① アの②と同様の改正を行うこと。
- ② アの③と同様の改正を行うこと。

ウ 施行期日等

- ① この告示は、公布の日から実施すること。(附則関係)
- ② その他所要の改正を行うこと。

2 司書補の職と同等以上の職の指定関係（平成20年告示第90号）

ア 図書館法第5条第1項第3号ハに規定する司書補の職と同等以上の職として以下の職を指定すること

- ① 文部科学省（文化庁及び国立教育政策研究所を含む。）、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人メディア教育開発センター及び独立行政法人国立青少年教育振興機構において図書館奉仕相当事項に関する専門的職務に従事する職員の職
- ② 地方公共団体の教育委員会において図書館奉仕相当事項に関する専門的職務に従事する職員の職
- ③ 学校において図書館奉仕相当事項に関する専門的職務に従事する職員の職
- ④ 社会教育施設において図書館奉仕相当事項に関する専門的職務に従事する職員の職

⑤ 社会教育主事の職

⑥ 学芸員の職

イ 施行期日等

① この告示は、公布の日から実施すること。(附則関係)

② その他所要の改正を行うこと。

3 学芸員補の職に相当する職等の指定の一部改正関係（平成20年告示第91号）

ア 博物館法第5条第2項に規定する学芸員補の職と同等以上の職として以下の職を追加すること。

① 文部科学省（文化庁及び国立教育政策研究所を含む。）、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立科学博物館及び独立行政法人国立美術館において博物館資料に相当する資料の収集、保管、展示及び調査研究に関する職務に従事する職員の職

② 社会教育施設において博物館資料に相当する資料の収集、保管、展示及び調査研究に関する職務に従事する職員の職

イ 施行期日等

① この告示は、公布の日から実施すること。(附則関係)

② その他所要の改正を行うこと。

4 公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準の一部改正関係（平成20年告示第92号）所要の改正を行うこと。

第三 留意事項

1 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会の提供等について（社会教育法第5条第15号、図書館法第3条第8号、博物館法第3条第1項第9号）

各号で規定している「教育活動その他の活動」とは、具体的には、例えば、学校における「学校支援地域本部事業」(※)として行われるボランティア等による支援活動、図書館における子どもへの読み聞かせ活動、博物館における展示解説活動などが挙げられる。

このような活動の機会を提供する事業の実施については、社会の要請や地方公共団体や各教育機関における必要性などの観点から、最終的には教育委員会が、学校長や社会教育施設の長の判断を尊重しつつ、判断するものである。したがって、学校、社会教育施設及び教育委員会は、このような活動の機会の提供に関する地域住民等の要望についても、これを受け入れるか否かを適切に判断することに留意すること。

※学校支援地域本部事業：平成20年度より新たに実施している地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進する事業で、例えば、地域住民等の協力を得て、授業や部活動指導、校内環境整備、学校図書館の読書活動など学校における教育活動を支援する。

2 公民館、図書館及び博物館の運営状況に関する評価及び改善について（社会教育法第32条、図書館法第7条の3、博物館法第9条）

公民館、図書館及び博物館の運営状況に関する評価の具体的な内容については、第一義的には評

価の実施主体である各館が定めるものであるが、その際、利用者である地域住民等の意向が適切に反映され、評価の透明性・客観性が確保されるよう、例えば公民館運営審議会や図書館協議会、博物館協議会等を活用するなど、外部の視点を入れた評価を導入することが望ましいこと。

3 社会教育委員の役割について（社会教育法第13条）

本条の改正後も社会教育委員の役割の重要性は変わらないこと。したがって、引き続き各地方公共団体においては、社会教育に関する諸計画の立案や青少年教育に関する助言、指導など社会教育委員の積極的な活動が展開されるよう留意すること。

4 図書館協議会及び博物館協議会の委員について（図書館法第15条、博物館法第21条）

図書館協議会及び博物館協議会は、地域住民をはじめとする利用者の声を十分に反映して運営を行うために設置するものであり、地域の実情に応じて多様な人材の参画を得るよう努めること。なお、今回の改正で追加された「家庭教育の向上に資する活動を行う者」とは、子育てに関する保護者からの相談に対応している者や子育てに関する情報提供に携わっている者等が想定される。これらの者を委嘱するか否かは、他の委員の構成や各館の目的・使命や地域の状況等を踏まえ、設置者である各教育委員会が適切に判断することに留意すること。

5 図書館及び博物館資料における電磁的記録の扱いについて（図書館法第3条第1号、博物館法第2条第3項）

「電磁的記録」とは、具体的には、音楽、絵画、映像等をCDやDVD等の媒体で記録した資料や、図書館であれば市場動向や統計情報等のデータ等が想定される。従来もこれらの資料の収集・提供が排除されていたわけではないが、今後こうした資料の収集・提供又は展示が重要さを増すと考えられることから今回明示的に規定したものであること。なお、図書館資料における電磁的記録については、図書館法第17条の規定に関し、従前の取扱を変更するものではないこと。

4 教育新興基本計画

平成25年6月14日

第1部 我が国における今後の教育の全体像

I 教育をめぐる社会の現状と課題

(1) 教育の使命

- 「人格の完成」や「個人の尊厳」などの普遍的な理念を継承しつつ、平成18年に改正された教育基本法においては、①知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自己実現を目指す自立した個人、②公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民、③我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人の育成を目指すことが明確にされた。このような理念を達成するためには、現下の社会経済情勢及び将来展望を十分に踏まえ、「教育立国」としてふさわしい教育の在り方を具体的に検討し、必要な政策を実行することが求められる。

(2) 我が国における諸情勢の変化

①グローバル化や少子化・高齢化など社会の急激な変化

- 世界は、グローバル化や情報通信技術の進展に伴い、人・モノ・金・情報や様々な文化・価値観が国境を越えて流動化するなど、変化が激しく先行きが不透明な社会に移行している。

新興国の台頭をはじめとしてグローバルな経済成長が進む中において、我が国は1990年代のバブル崩壊以降、約20年もの間、経済の停滞に瀕しており、さらには世界に先んじて少子化・高齢化の急激な進行に直面している。

このような状況は、以下に述べるように、社会生活の様々な側面に影響を及ぼしつつあるものと考えられ、我が国社会の各分野において早急な対応が迫られている。

②我が国が直面する危機

(少子化・高齢化による社会活力の低下)

- 2060年には、我が国の人口は2010年比約3割減の約9千万人まで減少し、そのうちの約4割が65歳以上の高齢者となることが予想されている。このような急激な少子化・高齢化の進展により、生産年齢人口の減少、我が国経済の規模の縮小、税収の減少、社会保障費の拡大^{*1}などが懸念される。そして、これらに係る負担を誰に對しどのように求め、いかにして持続可能で活力ある社会を構築するかという危機が眼前にある。

(厳しさを増す経済環境と知識基盤社会への移行)

- 同時に、BRICs諸国など新興国の台頭による国際競争の激化、生産拠点の海外移転による産業空洞化など、我が国を取り巻く経済環境は厳しさを増しており、我が国の国際的な存在感の低下が懸念される。世界全体が知識基盤社会へと移行する中、天然資源の乏しい我が国においては、知の量と質が鍵を握ることとなる。

*1 <社会保障と税の一体改革>

この点については、消費税率引き上げを含む社会保障と税の一体改革が進められていることにも留意が必要。

(雇用環境の変容)

- さらに、サービス産業の拡大、国籍を問わない人材採用、成果・能力重視の賃金制度の導入など、かつてのような終身雇用・年功序列といった一律横並びの雇用慣行が変容しつつあり、従来の企業内教育による人材育成機能の低下が懸念される。また、就職ミスマッチなどの問題を背景として、若年者の失業率・非正規雇用の割合が増加するなど、雇用情勢は厳しさを増している。

(社会のつながりの希薄化など)

- また、都市化・過疎化の進行、家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化を背景として、特に都市部を中心に、地域社会等のつながりや支え合いによるセーフティネット機能の低下が指摘されている。これにより、人々の孤立化が懸念されるとともに、我が国において培われてきた文化・規範の次世代への継承が困難となるおそれがある。また、このことは、規範意識の低下といった教育上の問題の一因ともなっている。

(格差の再生産・固定化)

- 国民生活上、個人の努力などによる格差が一定程度生じることは許容されるべきではあるが、能力を発揮する機会は、経済的・社会的な事情にかかわらず等しく享受されなければならない。
しかしながら、地方の衰退・疲弊など地域間の格差、世代間・世代内の社会的・経済的格差、さらには希望の格差の一層の進行が指摘されており、教育やその後の就業の状況などとあいまって、格差の再生産・固定化が進行し、これが社会の活力低下や不安定化につながるものが懸念される。

(地球規模の課題への対応)

- 上記に加え、現在、世界は、環境問題、食料・エネルギー問題、民族・宗教紛争など様々な問題に直面している。これらは正に地球規模の課題であり、かつてのような物質的な豊かさのみの追求という視点から脱却し、持続可能な社会の構築に向けて人類全体で取り組んでいくことが求められている。

(3) 東日本大震災からの教訓

(東日本大震災がもたらした衝撃)

- 東日本大震災は、地震、津波だけでなく、原子力発電所の事故も伴う複合的災害であり、生命、財産、地域社会、生活の手段など国民にとってかけがえのないものを一挙に奪い去った。その影響は被災地だけでなく、広く全国に及んでいる。
- 上述した我が国が直面する危機は、これまでも我が国において指摘されてきた問題であるが、この震災により一層顕在化・加速化しつつあり、生活水準や経済状況・雇用状況の悪化、社会格差の増大など様々な影響が懸念されている。

(被災から見いだされた希望)

- この震災により、被災地の教育もまた計り知れない人的・物的被害を受け、いまだに他の地域や場所で授業を行わざるを得ない学校があるなど、依然として厳しい状況にあるが、希望までが失われたわけではない。とりわけ希望を感じるのは、被災地の子どもたちである。彼らは避難所運営やお年寄りの世話などのボランティアに主体的に取り組むなど大きな力を発揮した。また、

避難所や仮設住宅などの厳しい学習環境にあって、床にノートを広げて宿題をする様子や、暗がりの中で自学自習に打ち込む姿からは、学びへの強い意欲と困難を乗り越えようとするたくましさを感じられた。

- さらに、教職員をはじめとする地域住民、ボランティア、大学・NPO・企業などの献身的かつ積極的な行動、警察官、消防士、自衛官などによる職業的使命感に基づいた確かな救助・救援活動などは、我が国に「人の絆」が今も強く存在していることを国際社会に強く印象付けた。さらに、国際社会から様々な支援を受けたことは、我々にとって「世界との絆」を感じる経験ともなった。

（震災からの教訓）

- 我々は未曾有の震災体験を通じて、改めて我が国が直面する危機を打破するための手掛かり（教訓）を見いだすことができたと思われる。例えば、
 - ・ 困難に直面しようとも、諦めることなく、状況を的確に捉えて自ら考え行動する力の重要性
 - ・ 新たな社会的・経済的価値を生み出すイノベーションの創造など、未来志向の復興・社会づくりを目指していくこと、そのための人材育成の重要性
 - ・ 居住地域や経済的理由など子ども・若者が置かれている環境にかかわらず、全ての子ども・若者が耐震化等の施された安全な学校施設で安心して必要な力を身に付けていける環境整備の重要性
 - ・ 人々や地域間、各国間に存在するつながり（絆）や、人と自然の共生の重要性などが挙げられる。
- 東北各地では、現地の人を中心にしながら、国内・国外からの多くの支援・協力を得つつ、復興に向けた新しい教育の創造の動きが始まっている。このような取組は今後の我が国の教育の在り方に大きな示唆を与えるものであり、こうした東北発の未来型教育モデルづくりを被災地だけでなく我が国全体で発展させていけるよう支援を行うことが求められる。

（４）社会の方向性

（社会システム転換の必要性）

- 以上に述べた様々な危機を放置すれば、人口減少、経済成長力の低下、財政の悪化、雇用不安や格差拡大による社会の不安定化、社会保障への悪影響など負の連鎖が加速し、早晚我が国社会が衰退の一途をたどることは免れない。
- しかし、一方で、我が国には様々な強みが存在していることも忘れてはならない。「クール・ジャパン」と呼ばれる豊かで多様な文化・芸術や優れた感性、環境・エネルギーや医療・介護分野等の世界をリードする高い科学技術、さらには「ものづくり」の基盤技術など、枚挙にいとまがない。そして、これらの源泉として存在する、勤勉性や協調性、思いやりの心、さらには読み・書き・計算などの基礎的な知識技能の平均レベルの高さ、そして先の大震災でも改めて認識された人の絆といった我々の特質や力は、危機を乗り越えるための糸口ともなり得るものである。
- 上記の危機に対応していくためには、このような強みを伸ばしつつ、多様性を基調として様々な人々や自然と共生する成熟社会に適合したモデルを提示・実現することにより、負の連鎖を正の連鎖に転換し、閉塞感を打破して

いくことが求められている。

(新たな社会モデル ～知識を基盤とした自立，協働，創造モデルとしての生涯学習社会の実現～)

- 地球規模の問題が山積しており，資本主義社会を基調としつつも，物質的豊かさのみを追求する時代の終焉に差し掛かっている現在，諸問題の解決に向けた「協働」や新たな社会的価値を示すイノベーションの視点が求められている。同時に，変化が激しく，多様化が一層進行する中であっては，個人の幸福の実現に向けた，あるいは，社会全体の持続的成長・発展に向けた今後の方向性を行政が一律に指し示すことは困難と考えられ，それぞれの現場においても様々な方向性を見だし，実現していくことが必要となっている。
- このため，今後は，「自助」を基調としつつも，人々が主体的に社会参画し社会全体で支え合う「互助・共助」の在り方が一層重要になり，これらが困難な場合に「公助」が必要となる。すなわち，一人一人の自立した個人が多様な個性・能力を生かし，他者と協働しながら新たな価値を創造していくことができる柔軟な社会を目指していく必要がある。
- その鍵を握るのは，社会を構成する個人・集団・社会総体としての知識・知恵・意欲の量と質にほかならない。国内的にも国際的にも，知が社会・経済を駆動する知識基盤社会が本格的に到来する中であっては，各自が生涯にわたって自己の能力と可能性を最大限に高め，様々な人々と協調・協働しつつ，自己実現と社会貢献を図ることが必要となる。そのためには，人々がそれぞれのニーズに応じた多様な学習をあらゆる機会にあらゆる場所において能動的・自発的に行い，その学習成果を社会に生かしていくことができる生涯学習社会²を構築する必要がある。
- 以上を踏まえ，本計画においては，以下の「自立」「協働」「創造」の三つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築を旗印とする。

(自立) 一人一人が，多様な個性・能力を伸ばし，充実した人生を主体的に切り拓いていくことのできる生涯学習社会

全ての個人の社会的自立の保障に向けて，生涯を通じ，社会における居場所と社会参加の機会を確保するとともに，それぞれの多様な個性・能力に応じて，社会を生き抜くために必要な力を主体的に身に付け，生かしていくことができるようにすることを目指す。

(協働) 個人や社会の多様性を尊重し，それぞれの強みを生かして，共に支え合い，高め合い，社会に参画することのできる生涯学習社会

社会全体の絆の確保に向けて，言語，伝統，文化，郷土，歴史，自然や協調性といった我が国の強みなどを尊重しつつも，様々な個性を持つ人々や集団が，多様な価値観・ライフスタイル等を受容しながら相互に学び合い，支え合い，高め合うことのできる環境の構築を目指す。

*2 <生涯学習社会>

「国民一人一人が，自己の人格を磨き，豊かな人生を送ることができるよう，その生涯にわたって，あらゆる機会に，あらゆる場所において，学習することができ，その成果を適切に生かすことのできる社会」(教育基本法第3条)をいう。

(創造) これらを通じて更なる新たな価値を創造していくことのできる生涯学習社会

最先端の場から日常生活に至る社会の様々なステージにおいて、多様な価値観を受容し、それらがぶつかり融合することを通じ、新たな価値を創造することができる環境を構築することを目指す。

(未来への投資による危機回避のシナリオ)

- 「自立」「協働」「創造」の実現に向けて、教育は、人々の主体的・能動的な成長をもたらすものであると同時に、社会の幅広いつながりをもたらす営みとして一層重要性を増すものである。

これは、我が国の成長を支えるための投資として、あらゆる世代の全ての者が主体的に学び、能力を高め、次代を創造する主権者として社会参画することを社会全体において促す「積極的福祉（ポジティブ・ウェルフェア）」の概念に立脚するものであって、上述の様々な日本の強みも生かしつつ教育を充実することにより、以下のような危機回避シナリオの実現を目指す。

(個々人の自己実現、社会の「担い手」の増加、格差の改善)

- ・ 人々の「潜在力」が社会の様々な分野で最大限に生かされるよう、社会的自立の基礎を培う「子ども」から、職業生活におけるスキルアップ等を目指す「社会人」、これまでの経験を社会に還元しつつ生涯にわたり学び続ける「高齢者」に至る全世代が、また、共生社会の理念も踏まえ、これまで十分な社会参画が進んでいるとは言えない女性や外国人、障害者などを含む社会の構成員全てが、多様な個性と能力を高め、十分に発揮できる「生涯現役・全員参加型」社会を構築する。あわせて、出生率が低い水準にとどまっている状況なども踏まえ、未来の希望である子どもを安心して産み育てることができる教育環境を実現する。

これらを通じて、今後の社会の担い手を増加させるとともに社会格差を改善する。

(社会全体の生産性向上)

- ・ グローバル化、産業構造の変化などに対応した生涯にわたる能力向上の機会を充実し、その能力が適切に評価される仕組みを整備することにより、将来展望を描きながら、転職等をチャンスと捉えることができるような環境を構築する。これを通じて、高度の職業能力を持つ人材、グローバルに活躍する人材、イノベーションを実現する人材の養成・確保を図り、成長分野の産業活性化、新産業の創出などを実現する。

(一人一人の絆^{きずな}の確保)

- ・ 一人一人が公共の精神を自覚し主体的に他者と協働する意識を醸成するとともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現や学校・家庭・地域の連携強化などにより学習や社会参画を可能とする環境を整備する。これを通じて、一人一人、さらには社会全体の絆づくりを図り、社会関係資本^{*3}を形成する。

*3 <社会関係資本>

ソーシャル・キャピタル。社会・地域における人々の信頼関係や結び付きを表す概念。

(国民全体の幸福の実現)

- ・ 以上を通じて、一人一人が誇りと自信を取り戻し、社会の幅広い人々が実感できる成長を実現する。また、国際的にも、地球規模の課題解決に貢献し、持続可能な社会を構築することにより、世界から信頼・尊敬される存在感ある国へと飛躍する。

II 我が国の教育の現状と課題

(1) 第1期計画の成果と課題

第1期計画（平成20年7月1日閣議決定）においては、平成20年から平成29年までの10年間を通じて目指すべき教育の姿として、義務教育修了の前後に区分した以下2点を掲げており、第2期計画の実施に当たっては、第1期計画期間中における政策の検証結果を十分に踏まえる必要がある。

【今後10年間を通じて目指すべき教育の姿】

- 義務教育修了までに、すべての子どもに自立して社会で生きていく基礎を育てる
 - ・ 公教育の質を高め、信頼を確立する
 - ・ 社会全体で子どもを育てる
- 社会を支え、発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てる
 - ・ 高等学校や大学等における教育の質を保証する
 - ・ 「知」の創造等に貢献できる人材を育成する。こうした観点から、世界最高水準の教育研究拠点を重点的に形成するとともに、大学等の国際化を推進する

①義務教育修了までの段階における現状と課題

（小学校就学前教育段階）

- 小学校就学前教育段階は、生涯にわたる人格形成及び義務教育の基礎を培う意義を有するものであり、幼児教育と保育を総合的に提供する認定こども園の設置促進、幼稚園就園奨励費補助の充実、新幼稚園教育要領の実施、幼稚園における学校評価や小学校との交流活動の推進、預かり保育等の子育て支援の実施など、教育の機会の確保と質の向上を図ってきている。

その結果、認定こども園の認定件数は、平成25年4月1日現在で1,099件（平成20年4月1日時点：229件）まで増加するなど、一定の成果が見られたところではあるが、まだ十分な水準とは言えない。

また、依然として、家計の教育費負担が重く、このことが少子化の要因となっているとの指摘もある。

このような状況を踏まえれば、家庭教育支援も含めた幼児教育の質的向上と幼児教育・保育の総合的提供の一層の推進、幼児教育の無償化に向けた取組など教育費負担の軽減に向けた条件整備が引き続き課題となっている。

（義務教育段階）

- 義務教育段階は、個々人の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としている。国民が質の高い教育を等しく受けられるよう、機会均等、水準確保、無償制という義務教育の根幹を保障することは国の責務である。
- グローバル化や少子化・高齢化など急激な変化の時代にあつて、人材育成の基盤である義務教育は、格差の再生産・固定化を招くことのないよう、これまでのどの時代よりも強靱な学びのセーフティネットとしての機能を果たし、その上で世界トップレベルの学力、規範意識、歴史や文化を尊重する態度を育むことが求められている。
- 平成20年には、小学校、中学校等における教育課程の基準を定めた学習

指導要領の改訂等が行われ、この中では、児童生徒に「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」をバランス良く育成することを通じて、変化の激しいこれからの社会を「生きる力」をより一層育むことを目指し、教科等の授業時数の増加や、教育内容の改善が行われている。特に、「確かな学力」については、「基礎的な知識・技能」、「知識・技能を活用し、自ら考え、判断し、表現する力」、「学習に取り組む意欲」の三つの要素を育み、生涯にわたり学習する基盤を培うことを明確にしている。

- 我が国の児童生徒の学力の現状について、全国学力・学習状況調査の結果や各種国際調査の結果からは、基礎的・基本的な知識・技能の習得については、個別には課題のある事項もあるものの全体としては一定の成果が認められること、一方で、思考力・判断力・表現力等を問う問題や記述式の問題に課題があることが明らかとなっている。例えば、PISA（OECD（経済協力開発機構）「生徒の学習到達度調査」）の結果では、過去の調査に比べて近年改善傾向にあり、全体としては国際的に上位にある一方で、下位層の割合がトップレベルの国と比較して多いこと、獲得した情報の関係性を理解して解釈したり、自らの知識や経験と結び付けたりすることなどに課題があることが指摘されている。また、学校外での学習時間についてみると、宿題をする時間は、小学生、中学生ともに国際平均より短い。なお、全国学力・学習状況調査の結果によれば、「家で学校の宿題をしている」との回答は、小学生では若干の増加傾向、中学生では増加傾向にあるなど、改善の兆しも見られる。

さらに、学習意欲の面では、一部は改善しているが、小学生の算数や中学生の数学・理科に関する興味・関心は国際平均よりも低い水準にあることが指摘されている。

こうした現状は、新学習指導要領の目指す「確かな学力」に照らし、いまだ多くの課題を抱えるものと言わざるを得ない。

新学習指導要領は、平成23年度から小学校で、平成24年度から中学校で全面実施されているが、その趣旨の実現に向けた教育活動の充実のため、各学校における教育環境整備の推進や全国学力・学習状況調査の結果等を踏まえた指導方法の改善の提案など一層のきめ細かい支援が求められる。

- 道徳教育については、行き過ぎた個人主義の風潮や社会全体のつながりの薄れ、異なる文化や価値観等を持った人々との交流や各種体験の減少などを背景として、規範意識や社会性などの育成には依然として課題が残っており、各学校段階における取組の強化が必要である。
- また、子どもの体力についても、昭和60年頃と比較すると低い状況にあり、運動する子どもとしない子どもの二極化傾向など、課題が見られるとともに、現代的健康課題の多様化・深刻化などへの対応も必要となっている。
- これらの課題に対応し、きめ細かで質の高い教育を実現するため、少人数学級の推進など教職員定数の改善が図られているが、少人数学級や少人数指導等に係るこれまでの取組も踏まえ、今後とも引き続ききめ細かで質の高い教育に対応するための教職員等の指導体制の整備について検討が必要である。

また、これらの課題は、教育問題であると同時に社会全体の問題でもあり、家庭教育や地域での教育が困難になっている社会と指摘されている現在、学校教育の充実のみならずコミュニティの再構築を通じて、子どもの学びを支える必要がある。

さらに、これらの課題は、保護者の経済力などの家庭環境や子どもの生活環境等に起因することも考えられるところであり、福祉行政などとも連携した取組が求められる。

- 学校の教職員だけで義務教育段階における全ての課題を解決することは困難であり、これまでも外部人材の参画の促進、学校運営協議会制度の創設、学校支援地域本部の設置や関係機関との連携促進などの各種方策を講じ、導入事例は着実に増加しつつあるが、全国的にはいまだ普及の途上である。ICT等を活用した効果的・効率的なネットワーク形成や校務の改善を図りつつ、地域の実情に応じて学校内外の様々な知恵・資源を取り入れていくことにより、学校等の在り方も、児童生徒の教育の場であるのと同時に、多様な人が集まり協働し創造する学びの拠点として深化させていくことが期待される。

②高等学校進学以降の段階における現状と課題

(高等学校教育段階)

- 高等学校教育段階は、義務教育とは異なり個人の意欲・能力等に応じて進学が選択されるものであり、入学時点及び卒業時点における個々の生徒の能力・適性・進路等に応じて高等学校の在り方が多様化している。また、高等学校への進学率は98%に達し、国民的教育機関となっている状況を踏まえた対応が必要となっている。このため、中学校卒業後のほぼ全ての者が学ぶ教育機関としてふさわしい教育費の負担軽減と多様な高等学校の在り方を前提とした教育の質の保証を図る必要がある。
- 平成22年度から公立高校授業料無償制・高等学校等就学支援金制度が実施され、都道府県の行う授業料減免の充実とあいまって、教育費の負担は軽減された。しかし、長期化している不況を背景として、高等学校等就学支援金の加算対象者の増加傾向が見られ、低所得者層への支援の充実や公私間の教育費格差の是正に配慮していく必要がある。
- また、生徒の多様な学習ニーズに応えるため、単位制高等学校や総合学科など多様な高等学校教育の選択肢を提供するための制度を整備してきたが、学習時間の減少、学習意欲の減退などが課題となっており、高等学校教育の質を保証する仕組みの必要性が指摘されている。特に、我が国の高校生について、平均学習時間がここ15年で減少傾向にあるという調査結果もある。平成21年に改訂され、平成25年度から年次進行で実施されている新しい学習指導要領に基づき、多様な高等学校の在り方を前提としつつも、公財政支出が成果に結びつくよう高等学校と大学の接続の観点も含め、高等学校教育の質の保証等に本格的に取り組むことが喫緊の課題となっている。

(高等教育段階)

- 高等教育段階については、社会の高度化や、成熟社会への移行に伴う社会経済構造の変化により、世界的な教育研究拠点機能や幅広い職業人養成、地域活性化への貢献など、高等教育機関に求められる役割は一層多様化している。その中で、高等教育段階への進学率の上昇は国際的に共通の動向であり、我が国も専門学校を含めた高等教育段階への進学率は、進学意欲の高まりに支えられ、OECD諸国平均と同水準の約80%に達している。他方、大学

進学率は、OECD加盟諸国平均の62%に対し我が国は51%であり*4、また、地域間の進学率の差も存在している。

今後は、高度な知識や技能を有する高等教育修了者の需要が世界的に高まることが予想される。我が国は、グローバル化や急速な少子化・高齢化など社会の急激な変化に直面しており、こうした変化に対応するための基礎的な力を有し、将来に活路を見いだす原動力となる有為な人材が切望されている。また、今後、需要の見込まれる分野における厚みのある中核的・専門的人材層を確保するため、産業界等のニーズを踏まえた実践的な職業教育を強化する必要がある。このように、社会経済構造の変化に対応した高等教育修了者の養成を質・量ともに充実させる必要性が今後一層高まってくると考えられる。

- さらに、急激な少子化・高齢化の進行、地域コミュニティの衰退、グローバル化によるボーダレス化、新興国の台頭による競争激化、財政状況の悪化など現在の日本の状況や課題を踏まえ、大学等の改革を迅速かつ強力で推進する必要がある。
- そのためには、国内の状況のみならず国際的な動向にも一層留意しつつ、日本の将来像・求められる人材像等を踏まえた国としての大学政策の基本方針を提示し、「教育の質の向上」とそのための「大学ガバナンスの機能強化」、そして「学修機会の均等」の三つの観点から、大学等の多様な自律的展開を促すための政策誘導を図ることが適当である。
- 教育の質の向上に関しては、各大学等の使命や機能に応じて多種多様な教育展開が図られ、国としても教育研究拠点の形成やネットワーク化への支援などを講じてきた。

一方、大学等には、新たな知と価値を創造・発信し、能動的に社会をリードしていくことが求められている反面、産業界など社会の期待に十分応えられていない、あるいは、よりスピード感を持って改革を進めるべきなどの指摘がなされている。また、学生の学修時間が1日当たり4.6時間であり、諸外国と比較して顕著に少ない、外国人留学生の受入れ状況が国際的に見ていまだ低い水準にある、海外に留学する学生の減少、社会人入学者割合が少ないなどの調査結果があり、それらにまつわる課題が指摘されている。

また、大学の設置や定員に係る抑制政策の緩和による進学率の上昇、高校教育の制度・実態両面にわたる多様化、大学入試の実施方法の多様化・評価尺度の多元化は、高校と大学の接続の在り方を質的に変容させ、複雑かつ多様な実態をもたらしている。その結果、学力中間層の高校生の学修時間の半減や大学における補習学修等の増加といった状況が生じている。

これらを踏まえれば、各大学等の自主性・自立性を旨としつつも、全ての

*4 <大学進学率>

出典のOECD「図表で見る教育（2012年版）」における2010年の「大学型高等教育」への進学率。本調査の定義上留学生が含まれており、留学生の除外が可能な国についてそれを除外すると平均は56%となる。

「大学型高等教育」とは、主として理論中心・研究準備型プログラムで、博士課程への進学や高度専門的職業のための資格・技能を習得できるものであり、教育年数は3年間以上が対象となっている。「非大学型高等教育」とは、大学型高等教育より修業年限が短く、就職に直接結び付く、実践的、技術的及び職業技能に焦点を絞ったプログラムであるが、基礎理論を教えることもあるとされている。我が国では、大学を「大学型高等教育」、短期大学や高等専門学校、専門学校を「非大学型高等教育」に分類している。一方、アメリカでは高等教育機関を「大学型高等教育」と「非大学型高等教育」に区分して進学率を算出していないため、大学進学率（74%）には通常2年制のコミュニティカレッジも含まれている。

大学等，全ての関係者間で社会の期待とそれに応える責務を認識・共有した上で，学生の主体的な学びの確立のため，教育を質的に転換することが必要である。そのためには，初等教育，中等教育及び高等教育を分断することなくこれらを通じて知識基盤社会に必要な汎用的能力や専門知識，実践的な技術や技能等を育成するという視点から，高等学校と大学等の円滑な接続の確保に向けた見直しも必要となってくる。加えて，社会人や留学生などの多様な主体の受入れを積極的に進め，社会や学修者の要請に応えることも求められる。

実践的職業教育を行う専門学校においても，自由度の高い学校種としての特性も考慮しつつ，質保証・向上の取組が必要である。

- 大学ガバナンスの機能強化に関しては，これまでも大学の機能別分化や大学間連携などについて一定の進展が見られるが，例えば学長のリーダーシップを支える体制強化，教授会の在り方，教育研究の状況や財務情報等の公開など，組織運営や情報公開などの面において，いまだ課題が残るとの指摘もある。各大学の強み・特色が伸張するとともに，大学の質の向上につながり，効率的な大学経営が可能となる取組を進める必要がある。

国立大学については，平成16年の法人化後，管理運営面のみならず，学生サービスの充実等の教育・研究・社会貢献等の面で，一定の成果を収めつつあるが，さらに，国として改革の方向性を提示するとともに，機能別・地域別の大学群形成，大学の枠・学部の枠を越えた連携・再編成等の促進等，機能強化に向けた国立大学改革を推進していく必要がある。

公立大学については，設置理念に基づいた学生・地域・社会のニーズに応じた質の高い教育研究活動に取り組むことができるように，設置者，理事長，学長がリーダーシップを発揮して運営組織の確立，ガバナンス機能の強化を図ることが求められている。

私立大学については，多様な特色の発揮と質的充実に向けた支援とメリハリある配分を強化するとともに，社会のステークホルダーの信を得られる質の高い大学を保証するシステムの確立が求められている。大学を取り巻く幅広いステークホルダーに大学の状況が伝わるよう，大学情報の公表徹底を図り，改革の検証改善サイクル（PDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクル）が効率的・効果的に機能するような評価を実施するとともに，学長や理事長のリーダーシップの発揮等による適切な意思決定を可能とする組織運営の確立等，ガバナンス機能の強化を進めることなどが求められている。

- 学修機会の均等に関しては，各大学等における授業料減免や大学生等への奨学金の充実などを図ってきたところであるが，依然として家計の教育費負担が諸外国と比較して高いことが指摘されている。特に，近年の経済格差の拡大等により，進学機会の格差が生じることも懸念されることから，低所得世帯の学生等に対する教育費負担の軽減に向けた取組が求められている。
- また，大学等の国際化，世界最高水準の教育研究拠点の形成や成長分野の人材養成などを進め，国際競争力を強化する必要がある。

③生涯学習に関する現状と課題

- グローバル化の進展などにより，社会の変化が激しく，多様化が一層進行する状況を踏まえれば，生涯を通じて一人一人の潜在能力を最大限伸ばしていくことが必要である。例えば，学校教育を一旦離れた社会人等にとっては，学び直しや知識の更新を通じたスキルアップが絶えず求められる。若年無業

者・フリーターやひきこもりの状態にある者に対しては、社会的自立・職業的自立につながるような能力の向上が求められる。

- このような状況の下、各大学や専修学校等における社会人受入れの実施促進や、履修証明制度の創設などの取組が図られているものの、大学等への社会人入学者の割合は依然として低く、また、卒業後3年以内の離職率が高等学校卒で約4割、大学卒約3割で推移するなど、教育から雇用への円滑な接続には現在も課題が見られ、学校教育と職業の往還する関係の構築をはじめとして、学習成果が社会生活に活用される仕組みがより重要となっている。
- また、学習機会の提供の観点からは、これまでも国・地方双方において幅広く施策を展開し、また、民間においても、多種多様な教育サービスが提供されてきたが、提供される学習機会の質を保証・向上させるための取組等については、必ずしも十分ではなかった。
- このような状況を踏まえ、今後は、生涯学習社会の構築という理念の実現に向けて、より一層、大学等における社会人等の受入れを推進するとともに、学習サービスの質の向上・保証、学習成果の評価・活用、現代的・社会的課題への対応や困難を抱える者に対する学習機会の提供、学習活動を通じた地域活動の推進など、行政として対応すべき課題をより焦点化して、施策を集中的に実施することが必要である。
- 一方で、前述のとおり、社会が多様化していることに伴い、地域社会の抱える課題が多様さと複雑さを増している中、これらの課題に対して、全国での統一的・画一的な基準の運用や、市場による解決だけでなく、それぞれの地域コミュニティにおいて解決を図ることが一層重要になっている。本来、社会教育は、このような地域社会における課題解決の担い手を育てるため、中心的な役割を担っていくべきであるが、多くの地方自治体において、地域コミュニティの変質や、社会教育担当部局以外の関係部局、NPO、大学、民間事業者等の多様な主体による社会教育事業の展開などに対して十分に対応できておらず、その役割を必ずしも果たせていないという課題を抱えている。
- また、超高齢社会の到来や少子化の進展の中にあって、定年退職時期を迎え、人生の第2ステージを歩もうとする人々が、これまでの人生での豊かな経験や知識・技能を社会貢献に生かしていくことで、持続可能で活力ある社会を構築していく必要がある。
- さらに、保護者は子の教育に第一義的責任を有しており、教育の原点である家庭教育は、「生きる力」を身に付けていく基礎をつくる重要なものである。これまで地域の多様な人材の力を活用した家庭教育支援などに取り組んできたところであるが、家庭環境や地域環境が変化する中、子育てについての不安や孤立を感じ、社会性や自立心等の子どもの育ちや基本的な生活習慣などに課題を抱える家庭は多く、家庭教育が困難な社会となっている。このため、文部科学省において開催した家庭教育支援の推進に関する検討委員会において平成24年3月に報告書を取りまとめたところであり、今後は、家庭と地域や社会とのつながりをつくとともに、教育分野と保健福祉分野の取組の連携・協力により、親子の育ちを一層支援していくことが必要となっている。

(2) 第1期計画の総括と今後の方向性

(第1期計画の総括)

- 以上のような状況を踏まえれば、第1期計画において掲げる「10年間で

通じて目指すべき教育の姿」の達成はいまだ途上にあると考えられ、また、教育格差の問題、コミュニティとの協働やICTの活用の重要性、イノベーション創出の必要性など新たな課題も浮かび上がっている。この姿は平成29年度を想定するものであるため、第2期計画期間中に達成すべき目標であるが、現在が大きな時代の転換点にあり、先般の東日本大震災の教訓を生かす必要があることを踏まえれば、これまでの教育政策の在り方全体を検証しつつ、より未来志向の視点に立った改善方策を本計画に位置付けることが必要である。

(これまでの教育改革)

- これまでの教育改革の多くは、4次にわたる「臨時教育審議会答申」^{*5}にも見られるように、欧米への「追い付き追い越せ」を目標とした社会の終焉や経済社会の成熟化など21世紀の社会を見据えて進められてきた。特に第1期計画は、主要先進国の多くが、成果目標などを盛り込んだ中長期計画を策定するなど、戦略的に教育政策を進めている状況にあって、初めて策定した総合的な計画であった。このような様々な改革努力により教育諸条件は向上したが、例えば、学校外での学習時間について、義務教育段階では減少傾向は底を打ち伸びに転じているが、高等学校段階では減少傾向にあり、高等教育段階においても学修時間は十分でないことを示す調査結果も見られるなど、繰り返し指摘されてきた諸課題は依然として未解決のものも多く、より複雑化・顕在化している。また、急速な社会変化により近年新たに生じた課題についても、必ずしも全てに十分に対応できているとは言えない。

(教育課題が依然として指摘される要因の例)

- その要因として、例えば、以下の点が挙げられ、改善が不可欠である。
 - ・ 高度経済成長期における我が国社会では、価値観や人材の同質性・共通性に基軸が置かれてきたが、それらが重視されてきた結果、個々人の多様な強みを引き出すという視点が不足していたこと
 - ・ 生涯学習社会の理念の共有が道半ばであり、教育に対する社会全体の連携の強化や各学校段階間や学校・社会生活間において円滑に接続ができていないこと、ともすれば縦割りの視점에陥っていたこと
 - ・ 「どのような成果を目指すのか」「どのような力の修得を目指すのか」といった明確な目標が設定され、その取組の成果について、データに基づく客観的な検証を行い、そこで明らかになった課題等をフィードバックし、新たな取組に反映させる検証改善サイクル（PDCAサイクル）が、教育行政、学校、学習者等の各レベルにおいて、必ずしも十分に機能していなかったこと

*5 <臨時教育審議会答申の基本的考え方>

個性重視の原則、基礎基本の重視、創造性・考える力・表現力の育成、選択の機会の拡大、教育環境の人間化、生涯学習体系への移行、国際化への対応、情報化への対応。

Ⅲ 四つの基本的方向性

(第2期計画が目指す四つの基本的方向性)

- Iで述べた社会情勢や、IIで述べた教育の状況に鑑みれば、第2期計画期間においては、第1期計画で掲げた「10年間を通じて目指すべき姿」を達成すると同時に、「自立」「協働」「創造」を基軸とした新たな社会モデルを実現するための生涯学習社会の構築を旗印として、教育の再生に向けた各般の施策を推進していく必要があると考える。
- その際、少子化・高齢化が進行し生産年齢人口の大幅な減少等が予想される中で我が国が持続可能な発展を遂げていくために、社会の構成員一人一人の能力を最大限伸ばしていくこと、一層進展するグローバル化に対応した教育を展開していくこと、社会的格差の拡大を食い止めるための仕組みを構築していくこと、学びを通じて自立・協働型の社会づくり、地域づくりを推進していくことなどが求められる。
- 以上を踏まえ、第2期計画にあつては、各学習機会を通じた以下の四つの横断的視点で教育の在り方を捉え、必要な方策を整理することとした。
- なお、その推進に当たっては、特に、教育における多様性の尊重、生涯学習社会の実現に向けた「縦」の接続、各セクターの役割分担を踏まえた「横」の連携・協働、教育現場の活性化に向けた国・地方の連携・協働という視点に特に留意していくことが重要である。

(社会を生き抜く力の養成)

- 社会が激しく変化する中で自立と協働を図るための能動的・主体的な力である第1「社会を生き抜く力」を誰もが身に付けられるようにする。

(未来への飛躍を実現する人材の養成)

- あわせて特に、変化や新たな価値を主導・創造しイノベーションを実現する人材、グローバル社会において各分野を牽引できるような人材、すなわち第2「未来への飛躍を実現する人材」を養成する。

(学びのセーフティネットの構築)

- 一方、厳しい経済情勢において社会的格差等の問題が指摘される現在、上記2点を達成するための基礎的な条件として、安全・安心で充実した教育機会にアクセスできるようにすること、すなわち社会参画・自立に向けた第3「学びのセーフティネット」を構築する。

(^{きずな}絆づくりと活力あるコミュニティの形成)

- 以上の取組をより実効的に進めるためには、個々人の取組に委ねるのではなく、社会全体の協働関係において推進していくこと、いわゆる社会関係資本を充実することが重要である。このため、社会のつながりの希薄化などが指摘される中であつて、学校教育内外の多様な環境から学び、相互に支え合い、そして様々な課題の解決や新たな価値の創出を促す第4「^{きずな}絆づくりと活力あるコミュニティ」の形成を図る。

（１）社会を生き抜く力の養成

～多様で変化の激しい社会での個人の自立と協働～

（個人の自立と様々な人々との協働に向けた力）

- グローバル化や情報化の進展などにより予想を超えたスピードで変化し多様化が一層進む社会を生き抜くためには、これまでの大量生産・流通・消費などのニーズに対応し与えられた情報を短期間に理解、再生、反復する力だけではなく、個人や社会の多様性を尊重しつつ、幅広い知識・教養と柔軟な思考力に基づいて新しい価値を創造したり、他者と協働したりする能力等が求められる。
- 換言すれば、多様な知識が生み出され、流通し、課題も一層複雑化し、一律の正解が必ずしも見いだせない社会では、学習者自身が、生涯にわたり、自身に必要な知識や能力を認識し、身に付け、他者との関わり合いや実生活の中で応用し、実践できるような主体的・能動的な力が求められている。
- また、日本の中学生・高校生は、諸外国と比べて、相対的に自己肯定感に乏しいとの調査報告があることにも留意する必要がある*。

（東日本大震災の教訓）

- 特に、東日本大震災を受け、上記の力の中でも、非日常的、想定外の事象や社会生活・職業生活上の様々な困難に直面しても、諦めることなく、状況を主体的かつ的確に判断し臨機応変に行動する力やコミュニケーション能力などの必要性が改めて浮き彫りになった。

（今後の学習の在り方）

- このような力やそれを身に付けさせるための教育の必要性は、知識基盤社会への移行を踏まえて課題とされ、OECDが主導し国際合意された「キー・コンピテンシー」に代表されるように、今や国際的に常識となりつつある。また、我が国において育成を目指してきた「生きる力」や「課題探求能力」

*6 <中学生・高校生の自己に対する認識>

財団法人日本青少年研究所が行った「中学生・高校生の生活と意識調査報告書」（平成21年3月）によれば、例えば、「自分はダメな人間だと思う」との項目に対し「とてもそう思う」又は「まあそう思う」と回答した者の割合が、日本は高校生：65.8%（韓国45.3%，米国21.6%，中国12.7%）、中学生：56.0%（韓国41.7%，米国14.2%，中国11.1%）と、調査を行った4か国中、最も高くなっている。

など⁷も、上記の能力と軌を一にするものである。

- 上記を踏まえた教育の在り方として、今後は、一方向・一斉型の授業だけではなく、ICTなども活用しつつ、個々の能力や特性に応じた学びを通じた基礎的な知識・技能の確実な修得や、子どもたち同士の学び合い、さらには身近な地域や外国に至るまで学校内外の様々な人々との協働学習や多様な体験を通じた課題探求型の学習など、学習者の生活意欲、学習意欲、知的好奇心を十分に引き出すような新たな形態の学習の推進が求められる。

同時に、教員の多忙な状況や学校が多大な社会的要求を抱えている現状に十分意を用い、教科指導等に要する時間を教員が十分確保できるよう、ICTなども活用した校務の効率化や、地域内外の多様な人々との協働を図っていくことが必要である。

- その際、「何を教えるのか」という視点のみならず「何を修得したのか」という視点が学習者本人にとっても学習を提供する側にとっても求められることを一層重視する必要がある。
- あわせて、持続可能な社会の構築という見地からは、「関わり」「つながり」

*7 <これまで提言された様々な能力・資質>

- 「キー・コンピテンシー」(多様化し、相互につながった世界において、人生の成功と正常に機能する社会のために必要な能力として国際合意)
 - ・ ①言語や知識、技術を相互作用的に活用する能力
 - ・ ②多様な集団における人間関係形成能力
 - ・ ③自律的に行動する能力
 - ・ ①～③の核となる考える力
- 「生きる力」(いかに社会が変化しようと必要な能力であり、主として初等中等教育段階において身に付けるべきものとして中央教育審議会で提言)
 - ・ 基礎基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力。
 - ・ 自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性
 - ・ たくましく生きるための健康や体力など
- 「基礎的・汎用的能力」(社会的・職業的自立、社会・職業への円滑な移行のために必要な力として中央教育審議会で提言)
 - ・ 分野や職種にかかわらず、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力。「仕事に就くこと」に焦点を当て、実際の行動として表れるという観点から、「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」の四つの能力に整理。
- 「課題探求能力」(21世紀の大学において育成すべき能力として大学審議会で提言)
 - ・ 主体的に変化に対応し、自ら将来の課題を探求し、その課題に対して幅広い視野から柔軟かつ総合的な判断を下すことのできる力
- 「学士力」(学士課程共通の学習成果に関する参考指針として中央教育審議会で提言)
 - ・ ①知識理解(専門分野の基礎知識の体系的理解、他分野・異分野に関する知識の理解、人類の文化・社会と自然に関する知識の理解)
 - ・ ②総合的な学習経験と創造的指向(獲得した知識・技能・態度等を総合的に利用し、自ら立てた新たな課題にそれらを適用し、その課題を解決する能力)
 - ・ ③汎用的技能(コミュニケーションスキル、数量的スキル、情報リテラシー、論理的思考力、問題解決力)
 - ・ ④態度、志向性(自己管理能力、チームワーク、リーダーシップ、倫理観、市民としての社会的責任、生涯学習力)
- 「社会人基礎力」(社会人基礎力に関する研究会で提言)
 - ・ 「職場や社会の中で多様な人々と共に仕事をしていくために必要な基礎的な力」として①前に踏み出す力(アクション)、②考え抜く力(シンキング)、③チームで働く力(チームワーク)の三つの力とそれらを構成する12要素に分類。

を尊重できる個人を育成する「持続可能な開発のための教育（E S D）^{*8}」の推進が求められており、これは「キー・コンピテンシー」の養成にもつながるものである。

（社会性・規範意識等の育成）

- また、いじめ等に起因して児童生徒が自ら命を絶つようなことはあってはならない。社会性や規範意識、生命の尊重、他者への思いやりなど、子どもの豊かな人間性を育てていくことが必要である。

（学校内外の多様な環境からの学び）

- もっとも、これらの能力や意欲、志、自己肯定感や社会性・規範意識などは、学校教育における学習を基礎としつつも、多様な人々との協働、異質な価値観・文化との接触、実生活上の成功体験・失敗体験など様々な体験においても育まれること等に留意すべきである。このため、学校教育内外において、生涯を通じてそのような体験が得られるような機会や仕組みを意識的に設ける必要がある。
- したがって、本計画においては、上記を踏まえた学習活動が可能となるよう、教育体系全体（学校段階間や職業との接続など）、教育内容・方法（課題探求型、協働型・双方向型の学習など）、人的条件（教員の資質向上・確保と合わせ様々な外部人材との協働）、物的条件（新たな学びに対応した施設・設備等）、管理運営（コミュニティにおける参画・協働など現場の創意工夫を促す学校マネジメントや教育行政体制、教育の質の保証を図るための仕組みの構築など）といった各学習機会における教育諸条件の向上、社会全般にわたる意識向上に向けた取組を総合的に展開する。

（初等中等教育段階修了までに身につける力とその方策）

- 新学習指導要領の目指す「生きる力」は、生涯にわたる学習の基礎となり、あらゆる人々に共通して求められるものである⁹。一方で、前述のとおり、その育成に向けては様々な課題が存在している。小学校就学前の教育、義務教育段階、高等学校段階において、学校と家庭や地域社会との連携・協力を推進し、教育内容・方法、教育環境、教育システムの改善を図るとともに、客観的なデータに基づいた検証改善（P D C Aサイクルの確立）を行うなど各種方策を通じて、全ての児童生徒に「生きる力」を確実に育成することを目指す。
- 高等学校段階にあっては、進学率が98%に達し、国民的な教育機関となっており、個々の生徒の能力・適性・進路等に応じた高等学校教育の改善・

*8 <持続可能な開発のための教育／ Education for Sustainable Development（E S D）>

持続可能な社会の担い手を育むための教育であり、国際理解、環境、多文化共生、人権、平和、防災等、個別分野に関する教育を、持続可能な開発の観点から総合的につなげる概念である。2002年に開催された「持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグサミット）」において、我が国は「持続可能な開発のための教育の10年」（以下、「E S Dの10年」という。）を提案した。2002年の第57回国連総会では、2005年からの10年間を「E S Dの10年」とすることが決議されるとともに、ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）が主導機関として指名されている。

*9 <新学習指導要領の目指す「生きる力」>

例えば、学習指導要領等において、①基礎的な知識・技能、②これらを活用して課題を解決するための思考力・判断力・表現力、③主体的に学習に取り組む態度を重要な要素とした「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の教育内容を具体化。

新学習指導要領は小学校：平成23年度、中学校：平成24年度から全面实施。

充実や、生徒自ら学習の到達度を適切に把握できる仕組みの検討など、高等学校教育の質の保証のための取組を推進する。また、実践的な職業教育等を通じ、多様な若者の自立を支える高等専修学校についても、教育の質保証・向上のための取組を推進する。

（高等教育段階修了までに身に付ける力とその方策）

- 大学等の教育については、改善のための様々な工夫が進展しているものの、必ずしも全ての大学等が社会から求められる役割の変化に対応し学生や国民の期待に応えて十分な成果を出していない、主体的な学びに欠かすことができない学生の学修時間が少ないなど、厳しい評価や調査結果が示されている状態にある。
- 予測困難な時代にあって、高等教育段階においては、「生きる力」の基礎に立ち、①「答えのない問題」を発見してその原因について考え、最善解を導くために必要な専門的知識及び汎用的能力、②実習や体験活動などを伴う質の高い効果的な教育によって、知的な基礎に裏付けられた技術や技能などを身に付けていくことが求められている。③さらに、グローバル化が進行する産業社会においては、英語や情報活用能力も不可欠なものとなりつつある。
- このため、各大学等の方針・役割が多様化している点に留意しつつも、「質を伴った学修時間の実質的な増加・確保」を始点とした大学教育の質的転換に向けた各大学の自主的かつ積極的な取組の促進、大学等の教育の質の保証・向上を図るための条件整備を行うこととする。

（多様な職業生活に応じた柔軟な学習環境の整備）

- 昨今の雇用・労働をめぐる環境の変化や労働市場の流動性などを踏まえれば、個々人が、自らの希望する多様な職業生活に必要な知識・技能を生涯のどの時点においても身に付け、能力の向上や職業の選択・変更が可能となるような柔軟な学習環境の整備が必要である。
- このため、高等学校、大学・短期大学、高等専門学校、専修学校等が多様化・個性化している現状や、上級学校や各職業分野との円滑な接続にも留意しつつ、実践的な職業教育の意義を積極的に捉え、その体系を明確にしながら、各学校段階における職業教育を充実する。併せて、職業生活への移行後においても、必要な知識・技能を継続的に身に付けられるようにするための取組を行う。

(2) 未来への飛躍を実現する人材の養成

～変化や新たな価値を主導・創造し、社会の各分野を牽引^{けんいん}していく人材～
(多様な個性・能力の最大限の伸張)

- 我が国が、東日本大震災からの復興を成し遂げるとともに、変化の激しい社会において引き続き成長発展するためには、グローバル化等に対応しつつ新たな社会的・経済的価値を創出することが必要である。そのために個人の多様な個性・能力を最大限伸ばし社会の中で生かすことができる教育環境の整備が必要である。

(基盤としての「社会を生き抜く力」)

- この視点は、各分野の最先端の場のみならず、身近な生活・地域社会の場においても必要と考えられ、そのために必要な能力は、特定の人材だけではなく、全ての人材にとって必要なものと考えられる。このため、あらゆる社会生活の場面における基盤となる能力として、(1)で述べた「社会を生き抜く力」の養成を通じた国民全体の水準向上が第一に必要である。

(グローバル社会の中で特に求められる力)

- その上で、グローバル化が進行する社会においては、多様な人と関わり様々な経験を積み重ねるなど「社会を生き抜く力」を身に付ける過程の中で、未来への飛躍を担うための創造性やチャレンジ精神、強い意志を持って迅速に決断し組織を統率するリーダーシップ、国境を越えて人々と協働するための英語等の語学力・コミュニケーション能力、異文化に対する理解、日本人としてのアイデンティティなどを培っていく視点も今般一層重要になっているものと考えられる。

(未来への飛躍を実現する人材の養成)

- 以上を前提として、本項目では特に、社会全体の変化や新たな価値を創造し主導するような、イノベーションの推進を担う人材、社会の各分野を牽引するリーダー、グローバル化の中であって世界のどこにおいても様々な人々と協働し、自らの意見も主張していけるような人材の養成に着目した目標・

具体的施策を掲げることとする*10。

(養成にあたって重視すべき考え方)

- 上記人材を養成するための考え方・方策として、例えば、以下の点を重視することとする。
 - ・若い段階で海外に出て、外から日本を見る機会を増加させること
 - ・優れた能力と多様な個性を伸ばす環境を醸成すること
 - ・異能の人たちの融合を生みやすい環境を構築すること
 - ・既存の枠、常識にとらわれ^せない、多くの価値観から生まれる高い志を持つ多様な背景の若者たちが切磋琢磨する場を構築すること
 - ・共通の視点として、人権尊重や社会貢献の意識が根底になればならないこと など
- 特に、学生たちに深い専門性を培わせることを使命とする高等教育機関が果たすべき役割は極めて大きい。海外留学の促進や外国人留学生との学び合い・協働、大学等の国際化や質の高い大学院教育の提供、秋季入学に向けた環境整備などを、産学官が一体となって、積極的に推進していく必要がある。
- なお、各方策を検討するに当たっては、教員の職務の状況・在り方や、外部の優れた人材の活用が欠かせないこと等を踏まえる必要がある。

*10 <他の指針等において示された考え方等>

○長期戦略指針「イノベーション25」（平成19年6月1日 閣議決定）

「イノベーション」について、「技術の革新にとどまらず、これまでとは全く違った新たな考え方、仕組みを取り入れて、新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすこと」と定義した上で、基本的な考え方として、以下の5点を提示。

- ①未来に向けての高い目標設定と挑戦
- ②グローバル化と情報化の進展への的確な対応
- ③生活者の視点の重視
- ④多様性を備えた変化と可能性に富む社会への変革
- ⑤「出る杭」を伸ばす等人材養成が最重要

また、①に関連し、出発点として、「一見不可能とも思える高い目標」「困難に立ち向かいそれを現実のものにしようとするチャレンジ精神旺盛な人」「高い志を持った人たちが存在していたことを指摘。

○科学技術基本計画（平成23年8月19日 閣議決定）

科学技術イノベーションを担う多様な人材を、中長期的な観点から、戦略的に育成、支援していくことが必要であり、国を挙げて科学技術イノベーションを強力に推進する観点から、優れた人材の育成及び確保に関する取組を強化していく旨記載。

○グローバル人材育成戦略（平成24年6月4日 グローバル人材育成推進会議審議まとめ）

「グローバル人材」の要素として、以下の3点を提示した上で、要素Ⅰに関し、今後は、二者間折衝・交渉レベル及び多数者間折衝・交渉レベルの人材が継続的に育成され、一定数の「人材層」として確保されることが国際社会における今後の我が国の経済・社会の発展にとって極めて重要となる旨指摘。

（要素Ⅰ） 語学力、コミュニケーション能力

（要素Ⅱ） 主体性・積極性、チャレンジ精神、協調性・柔軟性、責任感・使命感

（要素Ⅲ） 異文化に対する理解と日本人としてのアイデンティティ

(3) 学びのセーフティネットの構築

～誰もがアクセスできる多様な学習機会を～

(社会参加の基礎的条件としての教育)

- 国民一人一人が充実した生活を送る上で、また公平公正で活力ある社会を実現する上で、自らの能力を伸長し、社会において発揮する機会は、経済的・社会的な事情にかかわらず誰もが等しく与えられるべきである。
- この社会参加の基礎的条件として、学校・家庭・地域など様々な関係者が連携しつつ、それぞれの役割を果たすことにより、社会参加・自立に必要な知識・能力を一人一人が身に付けられるようにしていくことが必要不可欠であり、教育は個人及び社会全体にとってのセーフティネットの機能を有すると言える。このため、以下の視点に留意しつつ、(1)で述べた「社会を生き抜く力」の養成とともに、初等中等教育はもとより、ユニバーサル化が進行している高等教育段階や学校以外の学習機会においても、学習の意志ある者が経済的・時間的・地理的な制約等によらずに誰もが教育機会へアクセスできる環境を整備し、「教育安心社会」の実現を図る。

(格差の再生産等の払拭)

- 経済状況や家庭環境等による進学機会や学力等の差がその後の就労・賃金等の格差にもつながるとの指摘があり、世代をまたがる格差が再生産・固定化され社会的連帯の保持が困難になるおそれがある。また、家計の教育費負担の大きさが少子化の一因になっているとの指摘もある。
- 格差の再生産・固定化を防ぐためには、幼児期・学齢期など早期の段階における対応が重要であることから、家庭の経済状況や子どもの学力等に応じて経済的支援や、学習面・生活面における支援などを適切に講じることが必要である。

(様々な困難を抱える人へのきめ細かな対応)

- 例えば、東日本大震災の被災地における学習支援の必要性はもとより、我が国全体においても、経済雇用環境の悪化などの環境変化により、生活困窮者や不登校等の状態にある児童生徒、再チャレンジを必要とする中途退学者、フリーター、若年無業者など失業状態にある人々、スキルアップを目指す社会人、退職後に生きがいを失っている高齢者など様々な悩みや課題を抱える人たちが増加している。このような多様なニーズに応じた学習機会の確保と教育成果を保証するきめ細かな取組を推進することが求められている。

(安全・安心で質の高い教育環境の整備)

- 地震・津波などの自然災害や、事件・事故の危険から子どもたちの安全・安心を確保するとともに、地域の応急避難場所としての役割を学校等が果たしていくため、学校等施設の耐震化、非構造部材の耐震対策も含めた防災機能強化、老朽化対策を推進するとともに、主体的に行動する態度を育成する安全教育や、地域社会・家庭・関係機関との連携強化等を推進する。
- 同時に、多様な学習活動に対応した機能的な学校施設の整備、エコスクール化、バリアフリー化、学校の情報化や図書・教材の整備など教育環境の充実に向けた取組を推進する。

(4) ^{きずな}絆づくりと活力あるコミュニティの形成

～社会が人を育み、人が社会をつくる好循環～

(人のつながりや支え合いの重要性)

- 持続可能で活力ある社会は、個々人の能力を高めることのみならず、多様なコミュニティにおける様々な人々のつながりや支え合い（社会関係資本）を形成することにより実現されるものである。

また、様々な人々との関わりの中で、個人の社会性などが培われ、様々なアイデアが創出される。そして、その支え合いの営みがより高次の社会への発展を促す。

- 東日本大震災の被災地においては、学校と地域住民が連携した取組を進めている地域では避難所運営が円滑に進められるなど、日頃より存在するコミュニティにおけるつながりや支え合いの重要性が際立ったところであり、学校と地域住民の連携・協力をはじめとして、学びを通じたコミュニティの形成をより積極的に進めていく必要がある。
- なお、地域コミュニティの実情については、都市部と地方部など、地域によって大きく異なると考えられることから、これらの多様な状況を十分踏まえ、諸般の施策を進める必要がある。

(自立したコミュニティによる地域の課題解決の重要性)

- 地域社会の抱える課題を、その地域のコミュニティにおいて解決していくためには、現役世代から高齢者に至るまで、コミュニティを構成するあらゆる者が「互助・共助」の理念の下で協働して課題に取り組んでいくことが重要となる。
- その際、超高齢社会の到来を踏まえれば、特に、人生の第2ステージを歩もうとする人々が、その経験や知識・技能を、コミュニティへの積極的な参画により、次世代育成支援や地域課題の解決等の社会貢献に生かしていくことが重要である。
- また、多様化する家庭が様々な課題を抱え孤立しがちな社会状況や、生活の有りようが変化し生活の中で自然に行われる教育的な営みが難しくなっている状況を踏まえ、多様な主体や世代が関わりあう社会を実現し、子どもの育ちや子育て家庭を支える人間関係とシステムを持つ地域づくりが求められている。

(「社会が人を育み、人が社会をつくる」好循環システム)

- このような視点に立ち、学習活動を通じて「社会が人を育み、人が社会をつくる」という好循環に向けたシステムを目指す。
- すなわち、世代や立場などが異なる様々な人が集まる地域コミュニティが教育の基盤であることはもとより、教育の営み自体が地域コミュニティを形成・活性化し、各地域の抱える課題を適切な形で解決する基盤となること、その拠点として学校や公民館等がより重要な役割を果たしていくべきことを踏まえ、例えば、以下の点を重視することとする。
 - ・学校や公民館等を地域コミュニティの拠点として位置付け、保護者や地域住民などの多様な人々が集い、学習することなどを通じ多様な主体によるネットワークを構築し、絆をつくり上げていくこと。また、このような観点から、社会教育行政の再構築を図ること
 - ・学校教育のみでは培うことが難しい「社会を生き抜く力」を養い、当事者意識を持った地域づくりの担い手を育成する観点から、コミュニティの人

々が現代的・社会的課題などについて共に学習し，その成果を実践につなげていけるような機会を提供すること

(多様なコミュニティへの配慮)

- さらに，いわゆる地縁組織などによるコミュニティだけではなく，地域外のNPO・企業・大学なども含めた様々な主体との関わりを深めていくことも重要である。これを通じて，多様なバックグラウンドを有する人々の協働が促進され，新たな価値の創造につながるものと考えられる。

IV 今後の教育政策の遂行に当たって特に留意すべき視点

(1) 教育政策の意義

(教育の社会的効果)

- 教育は、個人の社会的自立の基礎を築き幸福を実現するもの（例：知識技能や社会性などの獲得を通じて失業リスクの軽減、所得向上、健康増進など）であると同時に、教育の成果が、教育を受けた本人のみならず広く社会全体に還元され社会の活力増進の原動力となること（例：社会全体の知的ストックの増大による経済活性化、所得分配の公平化による格差是正、社会の安定性確保、社会的課題の解決、税収の増大、公的支出の抑制、更なる知的活動の増進など）を踏まえれば、「未来への投資」であるとともに、社会参加を保障する「セーフティネット」として公的な性格を持つ営みである。

(教育政策の目的)

- 厳しい社会情勢の中、このような公的性格が一層増大していることを踏まえれば、教育を受ける者の私的な選択・負担や市場原理のみに委ねるのではなく、一定程度の公的な関与や費用負担によって、教育の社会的効果が最大限に発現されるようにすることが必要である。このための条件整備として「教育の機会均等」及び「教育水準の維持向上」を図ることが教育政策の最大の目的であり、この点はいつの時代にあってもその本質は変わるものではない。
- ただし、その具体的内容は、社会の変化、時代の要請に応じて適切に変わるべきものであり、不断の見直しが求められる。特に現下のような変化の激しい状況においては、学習に対する需要も、社会及び個人双方において極めて多様であり、地域によってもその条件が異なるため、画一的な対応による解決は困難であると考えられ、現場重視の個別的な対応が求められる。この点に留意して、民間（家庭、地域、企業等）と行政、さらには行政のうち国と地方の役割分担をそれぞれ明確にしつつ、今後の教育のあるべき姿を共有した上で、相互に連携・協働しながら社会全体の教育力の向上を図る必要がある。
- 以上の点を踏まえ、第2期計画においては、「自立」「協働」「創造」の達成に向けた四つの基本的方向性を実現するために、教育の現状や各学習機会の特質にも留意しつつ、国として行うべき具体的方策を整理することとした。

(2) 四つの基本的方向性を実現するための共通理念

四つの基本的方向性を実現するための共通理念として、以下の考え方をより一層深化させ、具体的方策を講じることが必要である。

①教育における多様性の尊重

- 多様な価値観・生き方が存在する成熟社会にあっては、履き違えた「個人主義」に陥ることのないよう、規範意識や公共の精神を前提としながら、多様な人々が相互に関わり合いながら社会に参画すること、そのためにも生涯にわたって個人の多様な能力・個性を最大限伸長させることが重要である。
このため、教育の機会均等や水準の維持向上などに当たって共通して対応すべき事項があることに留意しつつも、受ける教育や条件整備の手段等に選択の自由があるなど教育の在り方自体が画一でなく多様であること、さらには関連する制度が柔軟であり、かつ全体が調和していることが求められる。
- 例えば、価値観、性別、世代、国籍などの差違を超えて全ての人々が協働

するための教育，また，個人によって個性・能力・進路や，家庭状況などの社会的環境等が異なることを踏まえた教育の内容・方法や学習の場・時期の設定，さらには，地域によって経済・財政・文化等の状況が異なることを踏まえた教育条件の整備が一層重要となる。具体的方策の展開に当たっては，このことを大前提としつつ，以下の②～④の視点を重視することとする。

②生涯学習社会の実現に向けた「縦」の接続

- 多様性を基調とする「自立」「協働」「創造」を前提とした生涯学習社会の実現に向けては，各学校段階・年齢段階ごとの教育を独立した別個の存在として考えるのではなく，Ⅲに記載した四つの基本的方向性を基軸とした連続性の中で捉え，各関係者が互いに連携しながら，それぞれの機能・役割をしっかりと果たしていくことが求められる。
- このため，家庭教育と幼児教育，各学校間，さらには学校教育と職業生活等の円滑な接続に十分意を用い，教育体系の多様化を含め，地域・学校の実情に柔軟に対応した教育を可能とする環境整備などを図っていくことが必要である。

また，親の学びを応援する観点や退職後の学習機会の確保の観点からも，例えば，子育て世代にとっては家庭教育に関する学習が，高齢者にとっては高齢期の生活を安心して充実したものとするための学習が重要となるように，ライフステージに応じた学習機会の確保が必要になることから，学習者の特性に応じた学習システムを体系的に整備していくことが重要である。
- このように，個人の発達段階やその時々にな置かれている状況等を踏まえつつ，誰もが若年期から高齢期まで生涯を通じて，自らに適した手段や方法を選択しながら質の高い教育や学習に取り組み，必要とする知識・技術を習得できる社会の実現を目指す必要がある。

③各セクターの役割分担を踏まえた社会全体の「横」の連携・協働

- 社会生活の最も重要な基盤であり他者との協働の場である地域などコミュニティにおける教育，様々な学習ニーズに対応するために，民間事業者，NPO等が持つ自由で創意工夫ある教育サービス，企業の教育面におけるCSR活動^{*11}など，民間セクターの役割がますます重要となる。このため，国としてもそのような自律的な活動を支援することとする。
- 一方，国民一般を対象とする基礎教育や高度の知識能力の養成など，市場メカニズムに委ねては必ずしも十分な教育機会を得られないおそれがある等の公共的な要請の強い教育については，基本的には公教育としての学校教育や社会教育施設における教育等が担うものであり，国としても一層の機能強化を促進することとする。
- 総じて言えば，国・地方公共団体のみならず，学校，保護者，地域住民，企業など社会の構成員全てが教育の当事者であり，それぞれの立場において連携・協力し，社会全体の教育力を強化するための環境を整備することが必要である。

*11 <CSR>

Corporate Social Responsibility の略。「企業の社会的責任」と訳される。一般的に，法令遵守，消費者保護，環境保護，労働，人権尊重，地域貢献など純粋に財務的な活動以外の分野において，企業が持続的な発展を目的として行う自主的取組をいう。

- その際、個々人の様々なニーズに応じた多様な取組を進めるため、ネットワークの構築やマネジメントの強化など、必要な環境整備を図ることが重要である。

(行政の役割)

- 以上を踏まえた行政の役割としては、以下のとおりである。
 - ・教育の機会均等や教育水準の向上に向けた諸制度の整備，財政支援等
 - ・学校や社会教育施設における教育など行政自らによる学習機会の提供，その機能強化
 - ・教育統計の整備・充実，教育に関する情報の収集・分析・発信，教育内容・手法の開発・普及等
 - ・多様な学習成果の社会的通用性の向上
 - ・行政と民間各層との連携・協働を図るコーディネート，ネットワーク構築
 - ・社会全般にわたる教育に係る普及啓発，考え方の共有に向けた環境整備など

(他の政策分野との連携)

- また、教育政策は様々な他の政策分野と密接に関連するものであって、I（2）に掲げた様々な社会的課題についても、教育政策のみで解決できるものは少なく、むしろ、教育政策はこれらの課題解決の基盤として重要な役割を担うものであると考えられる。このことから、各政策分野間の相互の整合性も図りつつ、国においても関係府省が一体となって展開していくことが重要である。

なお、関連する政策としては、例えば、以下のものが考えられる。

- ・子ども・若者政策（青少年の健全育成の関連など）
- ・高齢者・障害者福祉政策（高齢者・障害者の生きがいづくりや社会保障の関連など）
- ・環境政策（環境保全に関する理解増進の関連など）
- ・消費者政策（自立した消費者育成の関連など）
- ・租税政策（租税に関する理解増進の関連など）
- ・労働政策（学校・職業生活間の接続の関連など）
- ・産業政策（新しい産業を担う人材養成の関連など）
- ・科学技術・学術政策（大学等における教育研究の関連など）
- ・地域防災政策（学校等を中心とした地域防災拠点形成の関連など）
- ・まちづくり政策（学校・公民館等を中心とした地域づくりの関連など）

④教育現場の活性化に向けた国・地方の連携・協働

- 教育行政を推進するに当たっては、全国的な教育の機会均等や教育水準の維持向上などを図りつつ、各地域において異なる実情やニーズに応じて最適な対応がなされるよう、教育現場における主体性を引き出し、創意工夫を一層促すための環境を整備することが重要である。
- このため、本計画においては、
 - (i) 国はナショナルスタンダードとして明確な戦略目標を示し基盤整備を行う
 - (ii) 教育の実施はできる限り、学校など教育施設、設置者である市町村等に委ねるとともに、地域の多様な人材も教育活動に関与できるようにする。ただし、市町村等の規模などにより、その役割を十分に果たすこと

が困難である場合には、国や都道府県が一部補完的役割を担うことも含め、必要な支援を行う

(iii) 教育の成果を国・地方・学校等でそれぞれ検証・共有し、更なる改善に生かせるようにする

といったシステムの構築を目指す。この視点に立って、国と地方公共団体とが、適切な役割分担の下に互いに連携・協力しながら、各般の政策に取り組んでいくことが重要である。本計画においては、国として実施する施策を中心に第2部において整理するものとする。

(国の役割)

○ 国は、全国的な教育の機会均等や教育水準の維持向上について最終的な責任を負うものである。本計画においても、以下の役割を確実に果たすための措置を講じることとする。

- ・教育に関する基本的制度の枠組みの設定
- ・全国的な基準の設定
(学校等の設置基準、学習指導要領、学級編制と教職員定数の標準など)
- ・教育条件整備に関する支援
(全国データの収集・分析・発信、教職員給与、施設整備への国庫補助など)
- ・教育の適正な実施のための支援措置
(指導、助言、援助、教育手法等の開発、研修など)
- ・大学の設置認可、財政支援等
- ・教育振興に向けた社会全体への旗振り
(各関係者間のネットワークの構築や社会全体への普及啓発など)

(地方の役割)

○ 一方、地方公共団体は、団体自治、住民自治の基本原則に根ざし、広域的な調整、学校等の設置者として教育の実施について直接的な責任を負うものである。以下の役割を十分に果たすことができるよう、国としては、これまでも権限移譲等の推進を図ってきたが、特に、今後一層、地域コミュニティとの協働関係を重視し、地方の創意工夫を促すための環境整備を図ることとする。

【都道府県】

- ・広域的な処理を必要とする教育事業の実施及び大学・高等学校等の設置管理
- ・市町村における教育条件整備に対する支援
- ・市町村における教育事業への支援措置(指導、助言、援助)

【市町村】

- ・学校等の設置管理
- ・教育事業の実施(学校運営の支援等)

(3) 教育投資の在り方

(教育投資の意義)

- 教育の効果は、(1)で述べたように、単に個人に帰属するものではなく、広く社会全体に還元されるものであり、教育への投資は、個人及び社会の発展の礎となる未来への投資である。このため、必要な教育投資については、学習者本人のみならず社会全体で確保することとなっている。
- また、Iで述べたように、今後、我が国においては、少子化・高齢化の双方の更なる進行が見込まれる。生産年齢人口が減少する中であって、我が国が持続可能な成長・発展を遂げていくためには、若者、女性、高齢者、障害者を含む社会の構成員全てが活躍できる「生涯現役・全員参加型社会」、すなわち、多様な人々が生涯にわたり様々な機会を通じて学習し、その成果を生かしていける社会を構築することにより、社会の担い手の増加を図りつつ、一人一人の持てる能力を最大限伸長し、発揮していく以外に道はなく、このような危機意識を社会全体で共有し、「人生前半の社会保障」たる教育の再生を社会総掛かりで支えていく必要がある。
- その際、教育投資には、国や地方公共団体による公財政支出、家計による負担や様々な形での寄附などの私費による負担に加え、広い意味では、社会関係資本を基盤としたボランティアなどの人的貢献、企業の教育面におけるCSR活動など民間団体等の自発的取組などが含まれることに留意が必要である。特に今日においては、かつて地域コミュニティなど学校以外が担っていた教育的な機能が弱くなっており、その分、学校に求められる役割がより大きくなっているとの指摘もある。このような点も踏まえ、社会全体で教育を支える環境を醸成することにより、教育への投資全体の充実を図ることが求められる。
- なお、ここでいう「投資」の効果には、例えば、所得の向上や税収の増加、経済・産業の国際競争力向上、社会保障費等の支出抑制、知識技能・規範意識の育成、社会の安定性・一体性の確保、治安の改善など、「経済的效果」のみならず「社会的効果」も含まれ、広範な直接的あるいは間接的な効果が想定されることに留意が必要である。

(第1期計画策定以降の教育投資の状況)

- 第1期計画においては、今後10年間を通じて目指すべき教育の姿を実現するための教育投資の方向について、「OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考の一つとしつつ、必要な予算について財源を措置し、教育投資を確保していくことが必要である」とした。
- これを受け、学校施設の耐震化推進、教職員定数の改善、公立高校授業料無償制・高等学校等就学支援金制度の開始、大学等の授業料減免や奨学金の充実など、年々財政状況が厳しくなる中であっても必要な財源を確保し、諸般の施策を実施してきた。しかしながら、IIで述べたように、依然として課題も残されており、第1期計画で掲げた「今後10年間を通じて目指すべき教育の姿」の達成はいまだ途上にある。
- また、公財政教育支出総額についても、例えば、GDP（国内総生産）比で見た場合、教育機関に対する支出のみでは、OECD諸国の平均が5.4%であるのに対して我が国は3.6%、教育機関以外に対する支出を含めても、OECD諸国の平均が5.8%であるのに対して我が国は3.8%（い

ずれも平成21年度)となっている¹²⁾。

こうしたデータは、全人口に占める児童生徒の割合、一般政府総支出や国民負担率、GDPの規模など様々な要素¹³⁾を勘案する必要があり、単純に判断することはできないが、第2期計画期間においても、現下の様々な教育課題に関する国民の声に応え、所要の施策を講じる必要がある。

(各学校段階ごとの教育投資の必要性及び方向性)

- 小学校就学前教育段階は生涯にわたる人格形成の基礎を培う大切な時期であり、また、教育投資の効果が他の時期よりも高いといった分析などもあることから、この時期に質の高い教育を保証することが重要である。

この段階については、幼児教育の重要性を踏まえ無償化の取組を進めている国もある。国民負担率などを勘案する必要があるが、我が国では、依然と

*12 <公財政教育支出のGDP比(平成21年度)>

(教育機関への支出のみ)

・全教育段階	日本：3.6% (3.5%)	OECD平均：5.4% (5.0%)
・小学校就学前教育段階	日本：0.1% (0.1%)	OECD平均：0.5% (0.4%)
・初等中等教育段階	日本：2.7% (2.7%)	OECD平均：3.7% (3.6%)
・高等教育段階	日本：0.5% (0.5%)	OECD平均：1.1% (1.0%)

(教育機関以外への支出(奨学金等)を含む)

・全教育段階	日本：3.8% (3.6%)	OECD平均：5.8% (5.4%)
・小学校就学前教育段階	日本：0.1%	OECD平均：0.6%
・初等中等教育段階	日本：2.7% (2.7%)	OECD平均：3.8% (3.7%)
・高等教育段階	日本：0.8% (0.7%)	OECD平均：1.4% (1.3%)

(※括弧内は第1期計画策定時点で公表されていた最新年度(平成16年度)の数値)

(出典) OECD「図表で見る教育(2012年版)」

<在学者一人当たり公財政教育支出(平成21年度)(GDP購買力平価による米ドル換算)>

(教育機関への支出のみ)

・全教育段階	日本：7,405ドル	OECD平均：7,407ドル
・小学校就学前教育段階	日本：2,565ドル	OECD平均：5,379ドル
・初等中等教育段階	日本：7,779ドル	OECD平均：7,745ドル
・高等教育段階	日本：6,102ドル	OECD平均：8,810ドル

(教育機関以外への支出(奨学金等)を含む)

・全教育段階	日本：7,838ドル	OECD平均：8,274ドル
・小学校就学前教育段階	日本：2,565ドル	OECD平均：5,523ドル
・初等中等教育段階	日本：7,779ドル	OECD平均：8,188ドル
・高等教育段階	日本：8,416ドル	OECD平均：11,735ドル

(出典) OECD.Statistics

<学校教育費等の公私負担割合(平成21年度)>

・小学校就学前教育段階	日本：公費45.0%、私費：55.0% (うち家計38.3%)
	OECD平均：公費81.7%、私費：18.3%
・初等中等教育段階	日本：公費90.4%、私費：9.6% (うち家計7.7%)
	OECD平均：公費91.2%、私費：8.8%
・高等教育段階	日本：公費35.3%、私費：64.7% (うち家計50.7%)
	OECD平均：公費70.0%、私費：30.0%

(出典) OECD「図表で見る教育(2012年版)」

*13 <総人口に占める在学者の割合(平成21年度)>

・日本：16.8%	OECD平均：23.5%	(出典) OECD.Statistics
-----------	--------------	----------------------

<国民負担率・租税負担率(対所得比)の状況(日本：平成21年、OECD平均：平成21年又は20年)>

・国民負担率	日本：38.3%	OECD平均：49.8%
・租税負担率	日本：22.0%	OECD平均：34.8%

(出典) 日本：内閣府「国民経済計算」等、

諸外国：OECD「Revenue Statistics 1965-2010」「National Accounts 2003-2010」

して、家計の教育費負担の重さが指摘されており^{*12*14}、少子化対策の観点からも、この点は重要な課題である。このような状況の中、今後構築される子ども・子育て支援に関する新たな制度の内容なども踏まえつつ、幼児教育の無償化への取組について、財源、制度等の問題を総合的に検討しながら進めていく必要がある。

また、全ての子どもに質の高い幼児教育を提供するための指導体制の強化など、質の向上も課題となっている。

- 義務教育は、個々人の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としており、機会均等、水準確保、無償制という義務教育の根幹は、国がその責務として保障しなければならない。

義務教育費については、その大半が教職員等の指導体制に係る人件費で占められるが、在学者一人当たりの公財政支出で見れば、義務教育段階については諸外国との比較でも、既に一定程度の投資水準にあり、少子化の進展に合わせ投資額は減少するのが自然であるとの指摘がある^{*12*13}。

しかし一方で、非正規教員の任用状況^{*15}、免許外教科担任の状況^{*16}、1学級当たり児童生徒数^{*17}など地域間での義務教育における環境の格差が生じているとともに、家庭の経済状況による教育格差も指摘されている^{*18}中で、人材育成の基盤である義務教育は、格差の再生産・固定化を招くことのないよう、これまでのどの時代よりも強靱な学びのセーフティネットとしての機能を果たし、その上で世界トップレベルの学力、規範意識、歴史や文化を尊重する

*14 <学習費の状況（各学年を通じた平均値（高等学校は全日制）：年額）（平成22年度）>

（公立学校）

・幼稚園	学校教育費：13.0万円	学校給食費：1.9万円	学校外活動費：8.4万円
・小学校	学校教育費：5.5万円	学校給食費：4.2万円	学校外活動費：20.7万円
・中学校	学校教育費：13.2万円	学校給食費：3.5万円	学校外活動費：29.3万円
・高等学校	学校教育費：23.8万円		学校外活動費：15.6万円

（私立学校）

・幼稚園	学校教育費：35.8万円	学校給食費：2.8万円	学校外活動費：15.1万円
・小学校	学校教育費：83.5万円	学校給食費：4.6万円	学校外活動費：58.4万円
・中学校	学校教育費：99.0万円	学校給食費：0.9万円	学校外活動費：27.9万円
・高等学校	学校教育費：68.5万円		学校外活動費：23.8万円

（出典）文部科学省「平成22年度子どもの学習費調査」

*15 <教員定数の標準に占める非正規教員の割合（平成24年度）>

・最大：16.6%（沖縄県） 最小：3.5%（東京都） 全国平均：8.8%

※非正規教員＝臨時的任用教員＋非常勤講師等。非常勤講師については、勤務時間で常勤相当数に換算。

（出典）文部科学省調

*16 <公立中学校における免許外教科担任許可学校数の割合（平成22年度）>

・岐阜県（85.6%）、福島県（80.6%）、和歌山県（80.6%）…東京都（0%）

・全国平均（35.5%）

（出典）文部科学省調

*17 <1学級当たりの児童生徒数（平成24年度）>

・小学校：最大 29.2人（東京都） 最小 17.9人（高知県） 全国平均 24.5人

・中学校：最大 32.2人（埼玉県、東京都） 最小 20.5人（高知県） 全国平均 28.6人

（出典）文部科学省「平成24年度学校基本調査」

*18 <家庭の世帯年収と、全国学力・学習状況調査における児童の正答率の関係>

・年収200万円未満の家庭：国語B 43.2% 算数B 42.6%

（全国平均：国語B 55.5% 算数B 55.8%）

・年収1500万円以上の家庭：国語B 64.3% 算数B 65.6%

（出典）文部科学省 お茶の水女子大学委託研究（平成20年度）

態度を育むことが求められている。

これからの激動の社会を生き抜く子どもたちには、自ら考え、また、学校内外の多様な人々と協働しながら主体的に課題を解決し、価値を創造する力が求められており、このような力を育むためには、ICTの活用なども図りつつ、協働型・双方向型の新しい学びへ移行していくことが求められている。また、学校現場から相当数のいじめや暴力行為等の問題行動が報告されているなど、依然として対応すべき教育課題も多い。さらには、小学校における専科指導、特別支援教育への対応など一人一人に目が行き届いたきめ細かな指導が必要である。

こうした諸課題も踏まえ、引き続き、きめ細かで質の高い教育の実現に向けた教員の資質能力の向上とともに、義務教育段階における教職員等の指導体制の整備等を図っていく必要がある^{*19}。

加えて、全ての地域における学校・家庭・地域の連携を促進し、様々な課題解決を図っていく必要性も高まっている。

高等学校教育段階は、義務教育とは異なり、個人の意欲・能力等に応じて進学が選択されるものであるが、進学率が98%に達するなど国民的な教育機関となっており、機会均等の観点から、全ての意志ある高校生等が安心して、質の高い教育を受けることができるようにする必要性が一層高まっている。この点、平成22年度より公立高校授業料無償制・高等学校等就学支援金制度が実施され、教育費の負担は軽減されたが、昨今の経済情勢なども踏まえれば、低所得者層への支援の充実や公私間の教育費格差の是正に配慮することが求められている。

また、高等学校教育の多様化は、結果として、生徒が高等学校の学習で何をどの程度習得したのかを見えにくくしており、高校生としての基礎的・基本的な学力を身に付けさせるため生徒の学習の到達度を適切に把握するための仕組みを導入するなど、高等学校教育の質の保証等を図ることも課題となっている。

- 高等教育段階は、幅広い教養と高い専門性を備えた人材の育成、社会の各分野を牽引する人材の育成、様々な研究を通じた諸問題の解決など、国民生活や社会経済の発展に大きく寄与している。また、少子化が進む我が国の経済・産業が、激しさを増す国際競争の中で成長、発展していくためには、日本人としてのアイデンティティを持ちつつ、高付加価値を創造し、国内外で活躍・貢献できる人材の育成が不可欠であり、大学等はその原動力でなければならない。

一般政府総支出や国民負担率、全人口に占める学生の割合などを勘案する必要があるが、単純に判断することはできないが、主要先進国と比べて我が国の高等教育への公財政支出は低い水準となっており^{*12}、家計の教育費負担の重さが課題となっている。低所得層を対象とした授業料減免や幅広い層を対象とした奨学金の充実、さらには教育ローンにより負担の平準化が図られてい

*19 <教員1人当たりの児童生徒数、1学級当たりの児童生徒数（国公私立）>

（教員1人当たりの児童生徒数）

・小学校：18.4人（OECD平均15.8人） 中学校：14.4人（OECD平均13.7人）

（1学級当たりの児童生徒数）

・小学校：28.0人（OECD平均21.2人） 中学校：32.9人（OECD平均23.4人）

（出典）OECD「図表で見る教育（2012年版）」

るが、所得や地域による教育格差が見られる^{*20}。

家庭の経済状況が子どもたちの進学に影響を与え、さらには卒業後の就業形態や所得にも影響を与えるなど、格差の固定化や世代間の連鎖が発生し、ひいては社会全体の活力や希望が失われる負の連鎖が生じることが懸念される。教育の機会均等を図る観点から、経済的な理由によって進学を諦めなければならないような事態を防ぐための対応が求められている。また、教育費負担の重さが子どもを育てることへの不安の主な要因になっているとの報告もあり、少子化対策の観点からも、この点は重要な課題である。さらに、我が国は平成24年9月に「社会権規約」（経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約）中、後期中等教育及び高等教育の「無償教育の漸進的導入」にかかる規定の適用留保を撤回した。以上のような点も踏まえ、家計の教育費負担の軽減を図っていくことが重要である。

また、グローバル化が進む「知の時代」において、大学教育を通じて学生を知的に鍛え、国際社会や地域社会を含め、様々な場で活躍できる力や、生涯にわたり学び続け、主体的に考え、行動する力を養うことができるよう、大学教育の質を抜本的に高めなければならない。

そのためには、学修支援環境の整備、教員の教育力の向上、能動的学習（アクティブ・ラーニング）や双方向の講義、演習、実験等の授業を中心とした教育への転換や、それらを可能にするための教職員体制の整備^{*21}、ICTの一層の活用など、学生の主体的な学びの確立に向けた環境整備等を進める必要がある。これらを進めるに当たっては、大学のガバナンスの機能強化やメリハリある資金配分を図ることが重要である。

また、需要の見込まれる分野における厚みのある中核的・専門的人材層を確保していくことも重要であり、産業界等のニーズを踏まえた実践的な職業教育を受けやすくする必要がある。「生涯現役・全員参加型社会」を実現する観点からも、これらの分野を中心として、キャリアアップや再チャレンジを目指す社会人など学習を必要とする全ての人々が、生涯のどの時点においても学び直し、社会で活躍できる環境を構築していく必要がある。

*20 <学生生活費における年間の平均家計負担（大学・昼間部。奨学金からの支出を含まない）（平成22年度）>

・自宅	平均：99.6万円	国立：62.3万円	公立：58.1万円	私立：105.8万円
・学寮	平均：139.1万円	国立：69.7万円	公立：82.8万円	私立：157.4万円
・下宿、アパート、その他	平均：153.1万円	国立：118.6万円	公立：104.9万円	私立：174.5万円
・全体平均	平均：122.8万円	国立：97.1万円	公立：85.4万円	私立：130.1万円

（出典）独立行政法人日本学生支援機構「平成22年度学生生活調査」

<高等学校卒業後の進路（両親の年収別）>

・年収400万円以下の世帯	4年制大学進学：31.4%	就職など：30.1%
・年収600万円～800万円の世帯	4年制大学進学：49.4%	就職など：15.7%
・年収1,000万円超の世帯	4年制大学進学：62.4%	就職など：5.6%

（出典）東京大学大学院教育学研究科大学経営・政策研究センター「高校生の進路追跡調査 第1次報告書」（平成19年9月）

<高等学校新卒者（全日制・定時制）の進学率（都道府県別）（平成24年度）>

・大学	東京：62.4%（最高値）	鹿児島：29.4%（最低値）
・高等教育全体（大学・短大・専門学校）	京都：79.7%（最高値）	青森：55.8%（最低値）

（出典）文部科学省「平成24年度学校基本調査」

*21 <教員一人当たりの学生数>

・国立大学：9.8人	・私立大学：20.7人
------------	-------------

（出典）文部科学省「平成24年度学校基本調査」

さらに、熾烈^{しれつ}を極める諸外国との人材獲得競争に遅れを取ることなく、また我が国のグローバル化への対応を主導する人材を育成できるよう、大学の国際化や世界最高水準の教育研究拠点の形成などを含め、教育研究水準の向上を図ることが求められている。この点については、必要な教育投資を確保することに加え、寄附金や受託研究等の一層の拡充が可能となるよう、税制上の措置の活用を含む環境整備等を進める必要がある。

- あわせて、東日本大震災の教訓からも明らかなように、誰もが安心して教育研究を行うことができる環境を整備することは、最優先の課題の一つである。これまでも耐震性の確保に重点的に取り組んできたが、いまだ地域や設置者によって取組状況にばらつきも見られ、非構造部材の耐震対策を含めた防災機能強化や老朽化対策などの課題への対応が求められている。国公立を通じ、これらの環境整備を着実に進める必要がある。

(今後の教育投資の方向性)

- このような状況を踏まえ、本計画期間中における教育投資の方向性としては、Ⅱで述べた教育上の諸課題に対応するため、特に以下の諸点を中心に充実に図ることとする。
 - ・協働型・双方向型学習など質の高い教育を可能とする環境の構築
 - ・家計における教育費負担の軽減
 - ・安全・安心な教育研究環境の構築（学校施設の耐震化など）
- 教育にどれだけの財源を投じるかは、国家としての重要な政策上の選択の一つである。グローバル化の更なる進行の下で、とりわけ天然資源の乏しい我が国においては人材こそが社会の活力増進のための最大の資源であり、上記3点の充実に図ることなどを通じて、様々な強みを伸ばしつつ我が国の成長を支え、国際的に通用する人材を育成する必要性が一層高まっている。このように、教育の再生は最優先の政策課題の一つであって、欧米主要国を上回る質の高い教育の実現を図ることが求められている。
- 以上を踏まえ、上述した教育の姿の実現に向けて、OECD諸国など諸外国における公財政支出^{*12}など教育投資の状況を参考とし、第2期計画期間内においては、第2部において掲げる成果目標の達成や基本施策の実施に必要な予算について財源を措置し、真に必要な教育投資を確保していくことが必要である。

(教育投資を行う各施策に対する国民の理解・協力)

- 一方、国と地方などを合わせた我が国の一般政府総債務残高は、第1期計画策定当時と比較すると、GDP比において約175%（平成20年）から約220%（平成24年）まで拡大し、主要先進国と比較しても最も高い水準となっており、今後、社会保障関係費の拡大、国債費の増加等が見込まれることも看過できないことから、国の財政運営の方針と整合性を取りながら必要な投資を行っていく必要がある。
- このような厳しい財政状況を踏まえれば、教育への投資が、真に教育力の向上、人材力の強化という成果につながるよう、効果的・効率的に投入・活用されなければならないことは当然であり、何よりも教育投資を行う各施策に対する国民各層の理解・協力を得ることが重要であると考えられる。このため、第3部で述べるとおり、国民に対する説明責任をしっかりと果たしていく観点から、予算を投じた各施策の成果を十分検証し、不断の改革・改善を徹底する必要がある。

第2部 今後5年間に実施すべき教育上の方策 ～四つの基本的方向性に基づく、8の成果目標と30の基本施策～

(基本的な考え方)

- 国が行う教育政策の意義・狙いを国民一般、関係者等に分かりやすく伝え、共有するとともに、政策を効果的かつ着実に実施するためには、目標を明確に設定し、成果を客観的に検証し、そこで明らかになった課題等をフィードバックし、新たな取組に反映させる検証改善サイクル（PDCAサイクル）の実践が重要である。
- この点を踏まえ、本計画においては、第1部に示した四つの基本的方向性の実現に向けて、平成25年度から平成29年度までの5年間における、①成果目標、②成果指標、③その目標を達成するために必要な具体的施策を示すこととする。
- なお、本計画に掲げる成果目標等は、教育の実施の多くを民間や地方公共団体が自律的に担うものであることに留意し、国全体において目指すべき水準、国自身が行う施策を整理したものである。各実情に即した具体的な教育の在り方、目標については、国全体の方向性も参考にしつつ、各関係者が自主的に設定することが望ましく、そのような自発的取組を国として促すこととする。

(注1：成果目標の考え方)

- 成果目標は、政策の事業の量ではなく、教育政策の受益者（学習者、社会全体）に対していかなる成果（アウトカム）を目指すかといった観点に基づく目標である。
- その内容として、最終的には、経済指標の向上など社会全体への波及効果を目指すべきであるが、これらの効果の発現に当たっては長期間を要し教育政策以外の様々な要因が介在するため、教育政策との因果関係の立証は必ずしも容易ではない。このため、本計画では、社会全体への波及効果を目指しつつ「どのような知識・能力が身に付くことを目指すのか」、あるいは「どの程度教育を受ける機会を確保するのか」といったような教育政策による寄与が比較的大きいと考えられる成果目標を設定。
- また、教育政策のアウトカムによる目標設定が困難である場合には、例えば、全国的な取組数の増加など教育政策の実施により直接的に発現する結果（アウトプット）に係る目標を設定。

(注2：成果指標の考え方)

- 成果指標は、成果目標の内容を補足するとともに目標達成度を直接的又は間接的に測定するための指標として、本計画においては、特に重要と考える指標を例示。その際、客観性の確保のためには数値による指標設定が望ましいが、数値化が困難である指標については経年において増減を把握できる内容とする。
- また、達成度の評価に当たっては、本計画に記載しなかった様々な指標の活用や新たな指標の開発、様々な事例の収集等も考慮することが重要。

(注3：基本施策の考え方)

- 施策は、本計画に定める成果目標の達成に向けて、5年間において実施する取組（インプット）であり、いつどのように行うのかといった工程（インプット目標）を極力明記。

I 四つの基本的方向性に基づく方策

1. 社会を生き抜く力の養成

(1) 主として初等中等教育段階の児童生徒等を対象にした取組

成果目標1（「生きる力」の確実な育成）

変化の激しい社会を生き抜くことができるよう、「生きる力」*1を一人一人に確実に身に付けさせることにより、社会的自立の基礎を培う。また、一人一人の適性、進路等に応じて、その能力を最大限伸ばし、国家及び社会の形成者として必要な資質を養う。

(※1) 生きる力：いかに社会が変化しようと、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力など、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」から成る力

(確かな学力*2) 世界トップの学力水準を目指す。

(※2) 確かな学力：①基礎的・基本的な知識・技能の習得、②知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等、③学習意欲などの主体的に学習に取り組む態度

【成果指標】

- ①国際的な学力調査の平均得点を調査国中トップレベルにする。
あわせて、習熟度レベルの上位層の増加、下位層の減少。
全国学力・学習状況調査における過去の調査との同一問題の正答率の増加、無解答率の減少
- ②児童生徒の学習意欲の向上や学習習慣の改善
- ③幼・小・中・高等学校における障害のある幼児児童生徒に対する個別の指導計画及び個別の教育支援計画の作成率の増加

(豊かな心) 豊かな情操や、他者、社会、自然・環境と関わり、自らを律しつつ共に生きる力、主体的に判断し、適切に行動する力などを持つ子どもを育てる。

【成果指標】

- ①自分自身や他者、社会等との関わりに関する意識の向上
 - ・学校のきまりを守っている児童生徒の割合の増加
 - ・自分には良いところがあると思う児童生徒の割合の増加
 - ・人の気持ちが分かる人間になりたいと思う児童生徒の割合の増加
 - ・将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合の増加
 - ・地域社会などでボランティア活動などに参加している児童生徒の割合の増加など
- ②いじめ、不登校、高校中退者の状況改善（いじめの認知件数に占める、いじめの解消しているものの割合の増加、全児童生徒数に占める不登校児童生徒数の割合、高校中退者の割合の減少など）（成果目標6に後掲）

(健やかな体) 今後10年間で子どもの体力が、体力水準の高かった昭和60年頃の水準を上回ることを目指すなど、生涯にわたってたくましく生きるために必要な健康や体力を養う。

【成果指標】

- ①体力の向上傾向を確実にする（今後10年間で子どもの体力が昭和60年頃の水準を上回ることを目指す）。
- ②学校における健康教育・健康管理の推進
 - ・健康の重要性を認識し、日常生活の実践に生かしている児童生徒の割合の増加
 - ・学校保健委員会を設置する学校の割合の増加
 - ・朝食を欠食する子どもの割合の減少
 - ・学校給食における地場産物を使用する割合の増加

＜5年間における具体的方策＞

基本施策1 確かな学力を身に付けるための教育内容・方法の充実

【基本的考え方】

- 子どもたちに基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等，主体的に学習に取り組む態度などの確かな学力を身に付けさせるため，教育内容・方法の一層の充実を図る。その際，特に，自ら課題を発見し解決する力，他者と協働するためのコミュニケーション能力，物事を多様な観点から論理的に考察する力などの育成を重視する。
- このため，グループ学習やICTの活用等による協働型・双方向型の授業への革新，学校と家庭・地域との連携の推進を図りつつ，新学習指導要領を着実に実施する。また，高等学校段階においては，高校生としての基礎的・基本的な学力を確実に身に付けさせるため，生徒の学習の到達度を適切に把握する仕組みを導入するなど，高等学校教育の質保証に向けた取組を進めるとともに，各学校における地域の実情や生徒の実態を踏まえた育成すべき資質・能力に応じたきめ細かい施策を講じる。

【主な取組】

1-1 新学習指導要領の着実な実施とフォローアップ等（言語活動，理数教育，外国語教育，情報教育等の充実）

- ・ 新学習指導要領の趣旨が各学校現場で理解され，実現されるよう周知・広報を推進する。特に，思考力・判断力・表現力等の効果的な育成に向け，各教科等を通じた言語活動の充実のための取組を推進するとともに，児童生徒のコミュニケーション能力や情報活用能力の育成，観察・実験の重視をはじめとした理数教育や外国語教育の充実のため，指導体制・教材等の整備や効果的な指導方法に係る情報の収集・提供などの支援に取り組む。

また，全国学力・学習状況調査や国際的な学力調査などの結果等により，新学習指導要領の実施状況や学校現場が抱える課題を把握し，必要な支援策を講じるとともに，学習指導要領の不断の見直しを行う。さらに，土曜日における授業や体験活動の実施など，各地域の実情を踏まえ，土曜日の活用を促す。あわせて，新学習指導要領の実施以後の学校現場での指導の実態や課題等も踏まえながら，教科書の内容・体様等について，教科書発行者に対してより一層の改善を促す。

1-2 ICTの活用等による新たな学びの推進

- ・ 確かな学力をより効果的に育成するため，言語活動の充実や，グループ学習，ICTの積極的な活用をはじめとする指導方法・指導体制の工夫改善を通じた協働型・双方向型の授業革新を推進する。
- ・ デジタル教科書・教材のモデルコンテンツの開発を進めつつ，各教科等の指導において情報端末やデジタルコンテンツ等を活用し，その効果を検証する実証研究を実施する。実証研究の成果を広く普及すること等により，地方公共団体等に学校のICT環境整備を促す。また，学校において多様な情報端末でデジタル教材等を利用可能とするため，デジタル教材等の標準化を進める。さらに，できるだけ早期に全ての教員がICTを活用した指導ができることを目指し，教員のICT活用指導力向上のための必要な施策を講じる。

1-3 高等学校教育の改善・充実

- ・ 高等学校において、高校生としての基礎的・基本的な学力を確実に身に付けさせるため、生徒の学習の到達度を把握するための新たなテストの導入に向けた取組を進めるとともに、教科・科目の特性を踏まえつつ、技能検定の活用等を促進し、客観的な把握に基づく評価の充実を図る。
- ・ さらに、高等学校教育を通じて身に付けるべき資質・能力を多面的に評価する手法について調査研究を進める。

1-4 復興に向けた教育の推進

- ・ 東日本大震災の教訓を踏まえ、被災地の復興とともに、我が国全体が希望を持って未来に向け前進するための教育を「復興教育」と位置付け、被災地における多様な主体による特色ある教育支援の取組や教育プログラム作成を支援することにより、社会を生き抜く力の育成に向けた新たな教育のモデルを開発・普及する。
- ・ 東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえ、児童生徒等の発達段階に応じて放射線に関する正しい理解を促進するために必要な取組を推進する。

1-5 社会的・職業的自立に向け必要な能力を育成するキャリア教育の推進 (基本施策13-1に後掲)

基本施策2 豊かな心の育成

【基本的考え方】

- 子どもたちの豊かな情操や規範意識、自他の生命の尊重、自尊感情、他者への思いやり、人間関係を築く力、社会性、公共の精神、主体的に判断し、適切に行動する力などを育むため、道徳教育や人権教育を推進するとともに、体験活動や読書活動、生徒指導、青少年を取り巻く有害情報対策等の充実を図る。

【主な取組】

2-1 道徳教育の推進

- ・ 「道徳の時間」を要として学校の教育活動全体を通じた道徳教育の質の向上を図り、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うため、「心のノート」をさらに充実させ、全小・中学生に配布するとともに、道徳教育推進教師を中心とした指導体制の充実や教員の指導力の向上への取組、魅力的な教材の開発や活用など、児童生徒の発達段階や学校・地域の実情に即した多様な取組に対する支援を行う。こうした取組の成果も踏まえつつ、道徳をその特性を踏まえた新たな枠組みにより教科化することについて具体的な検討を行う。

2-2 人権教育等の推進

- ・ 学校における人権教育の指導方法等に関する調査研究とその成果の普及、実践事例の収集・公開等により、教育委員会・学校における人権教育の取組の改善・充実を支援する。
さらに、学校・家庭・地域の連携により、社会参画意識や公共の精神など主権者として社会で自立するための基礎的な能力や態度の育成に資する取組を推進する。

2-3 生徒指導体制及び教育相談体制の整備・充実

- ・ 小・中・高等学校の継続性を保ちつつ、関係機関等と連携を図りながら、全校体制で一人一人の児童生徒の健全な成長、自ら現在及び将来における自己実現を図っていく自己指導能力の伸長を目指した各学校における教育活動を促進する。
- ・ 教育相談を必要とする全ての小・中学生が適切な教育相談等を受けることができるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部専門家の活用など教育相談体制の整備を支援するとともに、各学校や市町村等における不登校の子ども等の教育機会の確保や児童生徒の自殺防止に向けた取組を支援する。

2-4 いじめ、暴力行為等の問題への取組の徹底

- ・ いじめは決して許されないことであるが、現実的には「どの子どもにも、どの学校でも起こり得る」ものであることを周知徹底し、定期的に児童生徒から直接状況を聞く機会を確実に設ける等、各学校及び教育委員会における、いじめの実態把握のための取組を促進するとともに、いじめの問題に関する認識を深め、人権感覚を涵養し、早期発見や適切に対応できる能力を向上するため、いじめの問題に関する教職員への研修等の充実を図る。
- ・ いじめや暴力行為等を未然に防止するため、道徳教育・人権教育・体験活動等の推進、非行防止教室の開催などの取組を促進する。
- ・ 問題行動等を起こす児童生徒については、出席停止や懲戒等の措置も含め毅然とした指導を促し、いじめられている児童生徒の立場に立った取組を促進するとともに、安心できる教育現場とするため、問題行動への対応等を行う警察官経験者等を学校へ派遣するなど、学校・教育委員会と警察を含む関係機関との連携・協力を促進する。さらに、社会全体で子どもを見守り育むため、学校・家庭・地域の連携により、いじめの問題など、学校や地域が抱える課題を共有し地域ぐるみで取り組めるような体制の構築を推進する。また、いじめの防止対策に関する法制化を推進する。
- ・ なお、体罰は学校教育法で禁止されており、いかなる場合も許されるものではない。体罰のない、児童生徒理解の内面に迫る生徒指導が行われるよう、全ての教職員に体罰禁止を徹底する。

2-5 学校における体験活動及び読書活動の充実

- ・ 生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、学校における自然体験活動や集団宿泊体験等の様々な体験活動の充実に、関係府省が連携して取り組む。また、豊かな情操等を育む読書に子どもたちが親しむよう、全校一斉の読書活動など子どもの読書活動を推進する。

2-6 伝統・文化等に関する教育の推進

- ・ 我が国や郷土の伝統・文化を受け止め、それを継承・発展させるための教育を推進する。また、小・中学校等と博物館や劇場、音楽堂等、文化芸術団体との連携・協力を図りつつ子どもたちが一流の文化芸術に触れる機会の提供を推進するとともに、子どもたちが地域の伝統文化に触れる機会を提供する取組への支援を行う。さらに、我が国固有の伝統的な文化である武道の振興を支援する。
- ・ 宗教に関する一般的な教養に関する教育を推進する。

2-7 青少年を有害情報から守るための取組の推進

- ・ 機能限定が可能な携帯電話やフィルタリングの年齢段階に応じた活用，必要がない場合には携帯電話等を所持しないことも含めたインターネットの利用に関する親子間のルール作り等について，スマートフォンをはじめとする新たな機器にも配慮した普及啓発活動を，地域，民間団体，関係府省等との連携により実施する。また，情報化の進展に伴う様々な課題に対応した指導資料を作成するとともに，新学習指導要領に基づき情報モラルを身に付けるための学習活動を推進する。

2-8 新学習指導要領の着実な実施とフォローアップ等（基本施策1-1の再掲）

2-9 復興に向けた教育の推進（基本施策1-4の再掲）

基本施策3 健やかな体の育成

【基本的考え方】

- 学校保健，学校給食，食育の充実により，現代的な健康課題等に対応し，子どもの心身の健康の保持増進を図る。さらに，子どもの安全・安心を確保するため，防災教育を含む学校の安全に関する教育を推進する。
- 子どもの体力の向上傾向が維持され，確実なものとなるよう，学校や地域における子どものスポーツ機会の充実を図る。

【主な取組】

3-1 学校保健，学校給食，食育の充実

- ・ 学校保健に係る教職員の資質・能力の向上及び学校医・学校歯科医・学校薬剤師等の活用促進を図るとともに，体育・保健体育などの教科学習を中核として学校の教育活動全体を通じた体系的な保健教育を充実する。また，学校保健委員会の設置率の向上を目指し，学校，家庭及び地域の医療機関等との連携による保健管理等を推進する。
- ・ 栄養教諭を中核とした学校・家庭・地域の連携による食育の充実を図る。あわせて食に関する指導を充実させるため，学校給食において地場産物を活用する取組を促すとともに，米飯給食の一層の普及・定着を図る。

3-2 学校や地域における子どものスポーツ機会の充実

- ・ スポーツ基本計画に基づき，体育・保健体育の授業や運動部活動等の学校の体育に関する活動や地域スポーツを通じて，子どもが十分に体を動かして，スポーツの楽しさや意義・価値を実感できる環境整備を図る。

3-3 新学習指導要領の着実な実施とフォローアップ等（基本施策1-1の再掲）

3-4 復興に向けた教育の推進（基本施策1-4の再掲）

3-5 学校における体験活動の充実（基本施策2-5の一部再掲）

3-6 主体的に行動する態度を育成する防災教育など学校安全に関する教育の充実（基本施策19-2に後掲）

基本施策4 教員の資質能力の総合的な向上

【基本的考え方】

- 基本施策1, 2, 3に掲げた質の高い学習を実現するため必要な教員の資質能力を総合的に向上させる。
- すなわち、課題探究型の学習、協働的な学びなど、新たな学びを展開するための教員の実践的指導力、高度な専門的知識や地域と連携・協働する力などを向上させるため、教育委員会と大学との連携・協働により、修士レベル化を想定しつつ養成・採用・研修の各段階を通じた一体的な改革を行い、教職生活全体を通じて学び続ける教員を継続的に支援するための仕組みを構築する。

【主な取組】

4-1 学び続ける教員を支援する仕組みの構築 ー養成・採用・研修の一体的な改革ー

- ・ 教員として適性のある優れた人材を確保するとともに、教員が高度な専門的知識と実践的指導力を身に付けることができるよう、修士レベル化を想定しつつ、教職生活の全体を通じて教員が学び続ける基盤の整備を図るなど、養成・採用・研修の一体的な改革を着実に進める。

4-2 大学・大学院における教員養成の改善

- ・ 学部レベルにおいては、学校現場での体験機会の充実などを通じて、いじめをはじめとする生徒指導上の課題や特別支援教育に対する実践力の向上などを推進する。
- ・ 教職大学院の発展等により、修士レベルの課程の質と量の充実を図る。あわせて、一般の研究科における教員養成機能の強化を図る観点から、専修免許状の取得において実践的科目を必修化する等の取組を進める。
- ・ あわせて、社会人等が大学院で学びやすい環境を整備するため、夜間開講や通信制などの課程を充実させる。

4-3 教員採用の在り方の改善と多様な人材の登用

- ・ 適性のある優れた人材を確保するため、選考方法等の改善を進めるとともに、社会人や大学院修了者等の幅広い登用を進めるため特別免許状や特別非常勤講師制度の活用を促す。

4-4 教育委員会・学校と大学との連携・協働による研修の高度化

- ・ 優れた教員については、教職大学院への研修派遣を通じてマネジメント等について修得させ、管理職や指導主事に登用するなど、各学校や地域の中核となるべき人材の育成システムの構築を図る。
- ・ 初任者研修をはじめとする現職研修のより一層の充実・高度化を推進するとともに、研修等定数の効果的な活用を進める。
- ・ 都道府県教育委員会において大学との連携・協働による現職研修のプログラム化・単位化の仕組みが構築されるよう先導的な取組に対する支援を行うとともに、退職教員を活用した研修の推進等の支援を行う。これらの取組を通じて、専修免許状の取得の促進を図る。また、教員免許更新制については、受講者のニーズに応じた講習の質の向上など、制度の運用面での課題や、その在り方について検討を進める。

4-5 適切な人事管理の実施の促進

- ・ 教員一人一人の能力や業績を適切に評価する教員評価を実施し、評価結果を教員の処遇等へ適切に反映することを促進する。あわせて、優れた成果を上げた教員を評価し、意欲を高めるための優秀教員の表彰を行う一方、指導が不適切な教員に対する指導改善研修の実施、不適切な服務上の問題への厳正な対応等の適切な人事管理の実施を促進する。
- ・ また、学校教育は教職員と児童生徒の人格的な触れ合いを通じて行われるものであることから、教職員が心身共に健康を維持して教育に携わることができるようになるため、予防的な取組や復職支援の充実等の教職員のメンタルヘルス対策を推進する。

4-6 メリハリある給与体系の確立

- ・ 真に頑張っている教員を支援することにより、教員の士気を高め、教育活動の活性化を図るため、教員の給料や諸手当等の在り方を見直し、それぞれの職務に応じてメリハリある教員給与体系の確立に向けて検討する。

基本施策5 幼児教育の充実

【基本的考え方】

- 生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性を踏まえ、幼稚園等における幼児教育の充実を図るとともに、子ども・子育て支援法等に基づく新たな制度の構築により、質の高い幼児教育・保育を総合的に提供するための更なる条件整備を図る。また、幼稚園における子育て支援活動・預かり保育の充実を図る。

【主な取組】

5-1 幼児教育の質の向上

- ・ 幼児教育の質の向上を図るため、小学校教育との円滑な接続や子育て支援活動・預かり保育の充実、学校評価の推進などの課題への対応を含めた幼児教育の理解促進を図るとともに、幼稚園における指導上の課題等を把握し、幼児教育の改善を図る。
- ・ 子ども・子育て支援法等に基づく新たな制度の具体化を踏まえつつ、幼児期の子ども一人一人の発達と学級集団の状況に即した指導を適切に行うことができるよう、教職員配置の在り方について検討する。
- ・ 教職員の資質向上のため、幼稚園、保育所、認定こども園の教職員の合同研修の促進や、幼稚園教諭免許と保育士資格の併有促進、幼稚園教諭一種免許取得者数の増加を図る。
- ・ 子育て支援活動や預かり保育も含め、幼稚園における多様な教育活動の充実を図るため、引き続き、財政支援を行う。

5-2 質の高い幼児教育・保育の総合的提供等

- ・ 子ども・子育て支援法等に基づく新たな制度により、幼稚園及び保育所から認定こども園への移行を促進することで、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供を一層促進する。
- ・ 幼稚園、保育所、認定こども園を通じた共通の給付（子ども・子育て支援法に基づく「施設型給付」）を満3歳以上の小学校就学前の全ての子どもに保障する。

基本施策6 特別なニーズに対応した教育の推進

【基本的考え方】

- 様々な背景を有する者が共に暮らし、支え合う共生社会の形成に向けて、特別なニーズに対応した以下の取組を行う。
 - ・ 障害のある者がその年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害のある児童生徒が障害のない児童生徒と共に学ぶことができるよう配慮しつつ、教育内容・方法の改善充実などを図る。
また、高等教育段階においても、意欲・能力ある障害者の教育機会の確保に向けた支援を推進する。
 - ・ また、海外で学ぶ子どもたちの教育環境の充実を図るとともに、国内の帰国・外国人児童生徒等について、日本語指導や適応指導の充実等を含めた公立学校における受入れ体制の整備を推進する。

【主な取組】

6-1 円滑な就学手続の実現及び障害のある子どもに対する合理的配慮の基礎となる環境整備等

- ・ 障害者の権利に関する条約に掲げられたインクルーシブ教育システムの構築に向けて、就学手続に係る法令改正等を行い、新たな手続の下での円滑な就学手続を実現する。

また、個別の教育支援計画・指導計画の作成等による指導、乳幼児期を含めた早期からの一貫した支援体制の構築、職業教育・進路指導の充実、ICT等の活用を含めた教材の確保、バリアフリー化の推進や特別支援学校の教室不足の解消を含めた施設・設備の整備、専門性ある教員・支援員等の人的配置、交流及び共同学習の実施、合理的配慮の充実に向けた調査研究及びデータベースの整備等に取り組む。

さらに、意欲・能力ある障害者の高等教育における修学機会の確保に向けて、支援する。

※ 障害者の権利に関する条約において、「合理的配慮」とは、「障害者が他の者と平等に全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう」とされている。

6-2 発達障害のある子どもへの支援の充実

- ・ 発達障害のある子どもへの支援の充実を図るため、小・中学校における通級による指導への対応や特別支援教育支援員を含めた教職員体制の整備について検討し、必要な措置を講じる。また、全ての教職員が発達障害に関する知識・技能を身に付けられるようにするための施策を実施するとともに、特に、特別支援学級の新任担当者研修や管理者研修を集中的に実施する。幼稚園、高等学校等についても、特別支援教育体制の一層の整備を図る。さらに、ICTを活用した指導方法の開発や独立行政法人国立特別支援教育総合研究所による積極的な情報発信を行う。

6-3 特別支援学校の専門性の一層の強化

- ・ 特別支援学校の教職員の特別支援学校教諭免許状の取得に係る研修の充実を

図る。また、域内の教育資源の組合せ（スクールクラスター）や特別支援学校のセンター的機能を活用するため、特別支援学校間でネットワークを構築し、域内の特別支援教育を支える体制の構築を促す。

6-4 海外で学ぶ子どもや帰国児童生徒、外国人の子どもに対する教育の充実

- ・ 海外で学ぶ子どもたちの教育環境の整備・充実を図るため、在外教育施設に対して、引き続き質の高い教員の派遣や教材整備等を行う。また、帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな指導・支援体制を整備するため、個々の実態を踏まえた日本語指導の在り方の検討、教員や支援員の確保及びその資質の向上等に取り組む。このほか、高等学校における受入れ状況を把握し、編入学機会の拡大を図る。さらに、不登校・不就学の定住外国人の子どもに対して日本語等の指導や学習習慣の確保を図るための場を外国人集住都市等に設け、主に公立学校への円滑な転入ができるようにする。

基本施策7 各学校段階における継続的な検証改善サイクルの確立

【基本的考え方】

- 基本施策1に係る取組をより実効あるものとする観点から、全ての児童生徒を対象とする全国学力・学習状況調査の結果等に基づく教育施策や教育指導の充実・改善を行う継続的な検証改善サイクルを義務教育段階において確立する。
- 高等学校段階においては、高校生としての基礎的・基本的な学力を確実に身に付けさせるため、生徒の学習の到達度を適切に把握する仕組みを導入するなど、高等学校教育の質の保証に向けた取組を進める。

【主な取組】

7-1 継続的な検証改善サイクルの確立に向けた取組の充実等

- ・ 全国学力・学習状況調査について、国として市町村や学校等の状況を把握するとともに、全ての市町村や学校等に、全国的な状況との比較による課題把握、指導改善等を行う機会を提供するため、全教調査を継続的に実施する。あわせて、経年変化分析や経済的な面も含めた家庭の状況と学力等の状況の把握・分析等が可能な「きめ細かい調査」を組み入れるなど調査の充実を図る。また、調査結果を活用した、教育委員会や学校等における教育施策や教育指導の充実・改善に向けた一層の取組を促す。
- ・ 高等学校については、基本施策1-3に記載した取組を進める。
- ・ 各学校における学習指導や教育課程全体の改善を図るため、学習評価の充実等の取組を促進するとともに、教育活動その他の学校運営の改善を図るため、実効性ある学校関係者評価の実施の促進等、学校評価の取組の充実を図る。

(2) 主として高等教育段階の学生を対象にした取組

成果目標 2 (課題探求能力の修得)

知識を基盤とした自立, 協働, 創造の社会モデル実現に向けて, 「生きる力」の基礎に立ち, 「課題探求能力」*を身に付けられるよう, 学生の主体的な学びを確立する。

このため, 十分な質を伴った学修時間を欧米並みの水準にすることや学修環境の整備などによる大学教育の質的転換などを図る。

(※課題探求能力: 主体的に変化に対応し, 自らの将来の課題を探索し, その課題に対して幅広い視野から柔軟かつ総合的な判断を下すことのできる力)

【成果指標】

- ①各大学における学修時間の把握状況の改善, 十分な質を伴った学修時間の実質的な増加・確保 (欧米並みの水準)
- ②学修支援環境の改善
- ③全学的な教学システムの整備状況の向上 (教育課程の体系化, 組織的な教育の実施, 授業計画の充実など)
- ④学生, 卒業者, 企業・NPO等の, 教育への評価の改善
- ⑤社会人入学者の倍増

< 5年間における具体的方策 >

基本施策 8 学生の主体的な学びの確立に向けた大学教育の質的転換

【基本的考え方】

- 知識を基盤とした自立, 協働, 創造の社会モデル実現に向けて, 「生きる力」の基礎に立ち, 生涯にわたり学び続け, 主体的に考え, どんな状況にも対応できる「課題探求能力」を有する多様な人材を育成する。
- 学士課程教育においては, 学生が主体的に問題を発見し, 解を見いだしていく能動的学修 (アクティブ・ラーニング) や双方向の講義, 演習, 実験等の授業を中心とした教育への質的転換のための取組を促進する。
- 学士課程教育の質的転換のために, 事前の準備や事後の展開も含め, 主体的な学修に要する総学修時間の実質的な増加・確保を始点として, 教育課程の体系化, 組織的な教育の実施, 授業計画 (シラバス) の充実, 教員の教育力の向上を含む諸課題を進めるための全学的な教学マネジメントの改善などの諸方策が連なってなされる「質的転換のための好循環」の確立を図る。
- その上で, 大学院においては, 世界の多様な分野において活躍する高度な人材を輩出するため, 大学院の教育課程の組織的展開の強化を図る。

【主な取組】

8-1 改革サイクルの確立と学修支援環境整備

- ・ 学長を中心とするチームを構成し, 学位授与の方針の下で, 体系的な教育課程の編成, 組織的な教育の実施, 厳格な成績評価, 成果の可視化と評価, その結果を踏まえたプログラムの改善・進化を行うという一連の改革サイクルが機能する全学的な教学マネジメントの確立を促進する。

そのため, 教学に関する制度の見直しを図るとともに, 補助金等の配分に当

たっては、例えば、組織的・体系的な教育プログラムの確立など、十分な質を伴った学修時間の実質的な増加・確保をはじめ教学上の改革サイクルの確立や積極的な情報公開への取組状況を参考の一つとする。

その際、ティーチング・アシスタント等の教育サポートスタッフの充実、学生の主体的な学修のベースとなる図書館の機能強化、ICTを活用した双方向型の授業・自修支援や教学システムの整備など、学修環境整備への支援や、基本施策17の学生に対する経済的支援も連動させながら促進する。ICTの活用に関しては、例えば、近年急速に広まりつつある大規模公開オンライン講座（MOOC）（※1）による講義の配信やオープンコースウェア（OCW）（※2）による教育内容の発信など、大学の知を世界に開放するとともに大学教育の質の向上にもつながる取組への各大学の積極的な参加を促す。あわせて、学生の思考を引き出す教科書等の教材や教育方法の開発・研究など、教育に関する特色ある自発的な取組を支援する。

また、学生の学修時間や留学等の多様な経験を行う機会を確保する観点からも、就職・採用活動開始時期を変更（広報活動は卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降に開始し、その後の採用選考活動については、卒業・修了年度の8月1日以降に開始）し、それが円滑に進められるよう、関係府省、産業界と連携しつつ取り組む。

※1 実際の講義と同様に、インターネット上で大勢に講義を提供し、かつ無償公開する講義形態のことで、修了者には履修証明を発行するサービス。

※2 大学等で正規に提供された講義とその関連情報のインターネット上での無償公開活動。

8-2 専門スタッフの活用と教員の教育力の向上

- 各大学における教学システムの確立に不可欠なファカルティ・ディベロップメント（FD）（※）の専門家、あるいは入学者選抜や教学に関わるデータ分析、テスト理論や学修評価等の知見を有する専門スタッフの養成、確保、活用のために、拠点形成や大学間の連携の在り方等に関する調査研究を行う。なお、これと並行して、体系的なFDの受講と大学設置基準第14条（教授の資格）に定める「大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力」の関係の整理について検討を行う。

※ 教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組の総称。

8-3 学修成果の把握に関する研究・開発

- 学生の学修成果の把握の具体的な方策について、国際機関における取組の動向や諸外国の例も参考にしつつ、大学間連携組織（コンソーシアム）、学協会等における速やか、かつ多元的な研究・開発を推進する。

8-4 「プログラムとしての学士課程教育」という概念の定着のための検討

- 現行の大学制度は大学や学部・学科、研究科といった組織に着目して構成されている。こういった状況を踏まえ、「プログラムとしての学士課程教育」という概念の定着のために、望ましい大学制度の在り方等について検討を進める。

8-5 大学院教育の改善・充実

- 大学院教育については、「第2次大学院教育振興施策要綱」（平成23年度～平成27年度）に基づき、コースワーク（※）から研究指導へ有機的につながりを持った体系的な教育を確立するとともに、産業界等との連携を一層促進することにより、教育内容・方法を改善・充実する。

- また、世界を牽引するリーダーの養成に向けて、大学院教育の抜本的な改革・強化を図るなど、基本施策15-1に記載した取組を進める。

※ 学修課題を複数の科目等を通して体系的に履修すること。

8-6 短期大学の役割・機能の検討推進

- ・ 高等教育の機会均等，教養教育や職業教育，地域の生涯学習の拠点といった役割を果たしている短期大学士課程についても，授業計画の充実など大学教育の質的転換をめぐる課題は共通するものであり，その特性を踏まえつつ，短期大学の役割や機能の在り方について更に検討を行う。

基本施策9 大学等の質の保証

【基本的考え方】

- 学生の保護や国際通用性の観点から，大学等の質を保証し，基本施策8等における教育の質的転換の取組等とあいまって，その向上を促進するため，制度の改善や制度間の連携強化，教育研究活動の可視化促進などを図る。

【主な取組】

9-1 大学教育の質保証のためのトータルシステムの確立

- ・ 大学設置基準等の明確化や設置審査の高度化などを図るとともに，質保証に関係するシステム（設置基準，設置認可，認証評価等）間の相互の連携を進め，大学における質保証の徹底を図る。

9-2 大学情報の積極的発信

- ・ 認証評価機関や大学団体等が参画した自律性の高い主体を設けて運営する「大学ポートレート（仮称）」（※）の積極的な活用を促進する。その際，それぞれの大学がその機能や特色に応じてどのような教育に取り組み，成果を上げているかについての数値以外を含む情報を国内外の様々な者に提供することにより，社会において従来の偏差値等に偏したランキングとは異なる実態に即した大学像の共有が図られるように努める。

※ データベースを用いた教育情報の活用・公表のための共通的な仕組みのこと。

9-3 大学評価の改善

- ・ 各認証評価機関の内部質保証（※）を重視する動きを踏まえ，全学的な教学マネジメントの下で改革サイクルが確立しているかどうかなど，学修成果を重視した認証評価が行われるよう，それぞれの大学の特徴がより明確に把握できる客観的な指標の開発，大学がその機能を踏まえて重点を置いている教育活動や研究活動に着目した評価，企業や地域社会等の多様なステークホルダーの意見の活用，評価に関する業務の効率化を促進する。

※ 高等教育機関が，自らの責任で自学の諸活動について点検・評価を行い，その結果をもとに改革・改善に努め，教育の質を自ら保証すること。

9-4 分野別質保証の取組の推進

- ・ 高度専門人材の育成に向けて，大学及び高等専門学校における分野別質保証の構築・充実に向けた取組を促進する。
- ・ また，日本学術会議において審議が進んでいる「分野別の教育課程編成上の参照基準」は，各大学における改革サイクルの確立に際して重要な参考となる

ものと考えられるため、各大学や認証評価機関の活用を促す。

9-5 国際的な高等教育の質保証の体制や基盤の強化

- ・ 日中韓における質の高い大学間交流を拡大させる「キャンパス・アジア」の取組を推進する。また、高等教育の質保証に関する国際機関の取組や国際的な共通枠組み形成に貢献するため、我が国及び諸外国の高等教育制度に関する情報の収集・発信機能、国境を越えた教育連携・学修の評価等を担う体制を整備する。

9-6 専門学校の質保証・向上の取組の推進

- ・ 専門学校については、教育の質保証・向上のため、基本施策13-3に記載した取組を進める。

(3) 初等中等教育段階の児童生徒等及び高等教育段階の学生の双方を対象にした取組<5年間における具体的方策>

基本施策10 子どもの成長に応じた柔軟な教育システム等の構築

【基本的考え方】

- 各学校段階間の円滑な連携・接続を推進するとともに、6・3・3・4制の在り方について幅広く検討を進め、これにより、子どもの成長に応じた柔軟な教育システム等を構築する。
- また、高等学校と大学との接続については、高等学校段階の教育の質の確保、大学教育段階の教育水準等の評価や大学進学希望者の能力適性の判定について、大学入試の一点に求められていた実態を改め、点からプロセスによる質保証システムを構築する。
すなわち、基本施策7から9で掲げた高等学校及び大学それぞれの段階における質保証等に係る検討とあわせて、志願者の意欲、能力、適性等の多面的、総合的な評価に基づく大学入学者選抜に転換する。同時に、高大連携の取組の促進や飛び入学等の普及拡大を図る。

【主な取組】

10-1 子どもの成長に応じた柔軟な教育システム等の構築

- ・ 幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を目指し、各学校における教育課程編成や指導方法の工夫を促すとともに、幼児と児童の交流や教員による合同研修など、保幼小連携の取組を促進する。
- ・ 小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指し、義務教育9年間を通じて児童生徒の発達に合った学びを実現するため、小中一貫教育に関する教育課程の基準の特例、小中連携コーディネーターや小中連携・一貫教育の取組事例集の活用等を図りながら、各学校や市町村における小中一貫教育の取組を促進する。
- ・ 中高一貫教育校においては、各学校に6年間を見通した特色ある教育を提供することが望まれることから、学習指導要領等の教育課程の基準の特例を活用した特色ある優れたカリキュラムの調査研究やその成果の普及などを通じて、各学校や各都道府県等における中高一貫教育の取組を促進する。
- ・ 各高等学校・大学等において、生徒の能力・意欲等に応じ、飛び入学や高大連携に係るカリキュラム開発、授業改善等の各種の取組を適切かつ総合的に活

用し、一人一人の能力を伸ばすために必要な情報の提供等の環境整備に努める。

特に大学への飛び入学，高等学校段階における早期卒業については，基本施策14-1に記載した取組を進める。

- ・ 子どもの成長に応じた柔軟な教育システム等の構築に向けて，6・3・3・4制（学制）の在り方を含め，学校制度やその運用等に関する調査研究を実施し，その状況等も踏まえながら幅広く検討を進める。
- ・ また，多様な選択を可能とする教育体系を構築する観点から，高等教育における職業実践的な教育に特化した新たな枠組みづくりに向けて，基本施策13-3に記載した取組を進める。

10-2 高大接続における「点からプロセス」による質保証システムへの転換

- ・ 大学入学者選抜の改善をはじめとする高等学校教育と大学教育の円滑な接続と連携を進めることにより，点からプロセスによる質保証システムへの転換を図る。
- ・ 高等学校については，高校生としての基礎的・基本的な学力を確実に身に付けさせるため，生徒の学習の到達度を把握するための新たなテストの導入に向けた取組を進めるなど，基本施策1-3に記載した取組を進める。

大学については，在学中の学修成果を明確化するため，アセスメントテストの活用や学修状況調査等，多元的な学生の学修成果の評価手法の研究・開発を関係機関とともに推進する。（基本施策8-3参照）

これらの取組とともに，上記の高等学校段階での学習到達度テストの結果の入試における活用やグローバル人材育成のための入試の改善などを含め，大学入試制度の在り方の見直しについて検討を進め，それぞれの大学の取組を促進し，入試の抜本的な改革を着実に進める。

(4) 生涯の各段階を通じて推進する取組

成果目標3（生涯を通じた自立・協働・創造に向けた力の修得）

社会を生き抜く上で必要な自立・協働・創造に向けた力*を生涯を通じて身に付けられるようにする。

このため、個々人の直面する課題や社会の多様な課題に対応した質の高い学習機会等を充実するとともに、学習成果が広く社会で活用されるようにする。

(※力の例：思考力や課題解決力、健康や豊かな人間性、社会性や公共性など)

【成果指標】

- ①現代的・社会的な課題に対応した学習を行った人の割合の増加
- ②体験活動・読書活動の実施状況等の改善
 - ・体験活動を行う児童生徒等の数の増加
 - ・全校一斉の読書活動を実施する学校の割合の増加
 - ・市町村における「子ども読書活動推進計画」の策定率の増加
- ③学習成果の活用状況の改善
 - ・身に付けた知識・技能や経験を生かしている人の割合の増加
 - ・青少年の体験活動の成果に対する評価・顕彰の仕組みに参加した青少年の数の増加
- ④民間教育事業者等における学習の質の保証・向上に向けた取組状況の改善
 - ・情報公開・自己評価等を実施している民間教育事業者等の割合の増加

<5年間における具体的方策>

基本施策11 現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進

【基本的考え方】

- 個々人が、社会の中で自立して、他者と連携・協働しながら、生涯にわたって生き抜く力や地域の課題解決を主体的に担うことができる力を身に付けられるようにする。
- このため、現代的・社会的な課題に対応した学習や、様々な体験活動及び読書活動が主体的な実践につながるよう、各学校や公民館、図書館等の社会教育施設による提供のみならず、一般行政や民間等の多様な提供主体とも連携して、推進する。
- 現代的、社会的な課題に対して地球的な視野で考え、自らの問題として捉え、身近なところから取り組み、持続可能な社会づくりの担い手となるよう一人一人を育成する教育（持続可能な開発のための教育：ESD）を推進する。

【主な取組】

11-1 現代的・社会的な課題等に対応した学習の推進

- ・ 男女共同参画社会の形成の促進，人権，環境保全，消費生活，地域防災・安全，スポーツ等について，各分野の基本計画等に基づき，学習機会の充実を促進する。

また、学習の成果を地域参画・社会貢献につなげていく観点からも、社会の形成者たる主権者としての自覚と社会参画の力を育む学習、地域の中で自立した高齢期を送るとともに、これまでの人生での豊かな経験や知識・技能を生かすための学習などの機会の充実を促進するとともに、多様な主体の連携・協働

による地域課題の解決に向けた取組を推進する。さらに、ユネスコスクールの質量両面における充実等を通じ地球規模での持続可能な社会の構築に向けた教育（持続可能な開発のための教育：E S D）を推進する。

1 1 - 2 様々な体験活動及び読書活動の推進

- ・ 学校や青少年教育施設等において、関係行政機関や民間団体等とも連携し、自然体験やボランティア活動を含めた社会体験、国際交流体験など、特に青少年を対象とした様々な体験活動を推進する。
また、「子どもの読書活動の推進に関する基本計画」等に基づいた、全校一斉の読書活動や公立図書館と学校の連携の推進、子どもの読書活動の重要性などに関する普及啓発等を通じた子どもの読書活動を推進する。

基本施策 1 2 学習の質の保証と学習成果の評価・活用の推進

【基本的考え方】

- 学習者が、安心して、質の高い学習を行うことができ、また、その学習の成果が評価され、社会で幅広く通用するための環境を構築する。
- このため、多様な主体が提供する学習機会の質保証・向上を推進するとともに、習得した知識技能を評価し、その結果を広く活用する仕組み等を構築する。

【主な取組】

1 2 - 1 多様な主体が提供する学習機会の質の保証・向上の推進

- ・ 民間教育事業者における評価・情報公開に関するガイドラインの策定・普及や I S O 2 9 9 9 0（非公式教育・訓練サービスに係る国際標準）（※）等の質の保証・向上の取組への支援など、生涯学習・社会教育分野における評価・情報公開等の仕組みを構築し、普及する。また、文部科学省認定社会通信教育の改善に向けた取組をさらに進めることにより、良質な学習機会の充実を図る。さらに、社会教育施設の質の向上に向けて、基本施策 3 0 - 1 に記載した取組を進める。

※ 非公式教育・訓練分野の学習サービス事業者向けに、事業者の学習サービスの品質向上を図ることを目的として、2010年9月に国際標準化機構（I S O）が発行した国際規格。

1 2 - 2 修得した知識・技能等を評価し評価結果を広く活用する仕組みの構築

- ・ 教育支援人材等の人材認証制度など、学習者の学習成果の評価・活用のための仕組みを構築する。また、民間検定試験実施事業者等における自己評価・情報公開の取組を更に普及させることにより、検定試験等の社会的通用性を高める。さらに、国や関係機関において、青少年の体験活動の成果に対する評価・顕彰の仕組みの構築を図る。

1 2 - 3 I C Tの活用による学習の質の保証・向上及び学習成果の評価・活用の推進

- ・ デジタルコンテンツの実態に関する調査研究等を実施するとともに、その質の保証や普及・奨励を図るための仕組みを構築し、平成26年度を目途に本格運用を開始する。また、民間団体と地方公共団体等が連携して実施する I C Tを活用した学習成果の評価や社会的通用性の向上に資する取組（eポートフォリオ、eパスポート）を支援し、その成果を普及する。

成果目標 4 (社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成等)

社会的・職業的自立の基盤となる基礎的・汎用的能力を育成するとともに、労働市場の流動化や知識・技能の高度化に対応し、実践的で専門性の高い知識・技能を、生涯を通じて身に付けられるようにする。

このため、キャリア教育の充実や、インターンシップの実施状況の改善、就職ミスマッチの改善に向けた教育・雇用の連携方策の強化を図る。

【成果指標】

①児童生徒の進路に向けた意識の向上

- ・将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合の増加
- ・教科学習が将来社会に出たときに役立つと思う児童生徒の割合の増加

②就職ミスマッチなどによる若者の雇用状況(就職率、早期離職率等)改善に向けた取組の増加

<キャリア教育・職業教育の充実等>

- ・中学校、高等学校、大学・短期大学、高等専門学校、専修学校等における職場体験・インターンシップの実施状況の改善
- ・大学・短期大学、高等専門学校、専修学校等におけるPBL(Problem-Based Learning)等の実施率増加
- ・大学・短期大学、高等専門学校、専修学校等への社会人の受入れ状況の改善(履修証明プログラムがある大学の増加、社会人等の対象コース等を設けている専修学校数の増加、社会人入学者の倍増)
- ・大学で教員等として活躍する女性の増加

<就職支援等>

- ・新卒者の就職状況を公開している大学の増加
- ・就職相談員の配置や就職相談室の設置状況の増加

<5年間における具体的方策>

基本施策 13 キャリア教育の充実、職業教育の充実、社会への接続支援、産学官連携による中核的専門人材、高度職業人の育成の充実・強化

【基本的考え方】

- 「社会を生き抜く力」の一態様として、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を身に付けさせるとともに、職業を通じて社会の一員として役割を果たすことの意義についての理解をはじめとした、勤労観・職業観等の価値観を自ら形成・確立できる子ども・若者の育成を目指す。
- 実践的な職業教育の体系を明確にしつつ、職業生活への移行後も含め、必要な知識・技能を身に付けられるような取組を行い、個々人が、多様な職業生活に必要な知識・技能を生涯のどの時点においても身に付けられるようにする。
- また、我が国の成長分野における産業振興や地域活性化の中核を担う専門人材等の養成に向けて、産学官の連携により実践的な職業教育を充実し、社会人学生・生徒が学びやすい新しい学習システムを構築する。また、専修学校の質保証・向上のための仕組みを整備する。同時に、職業生活の中で修得した知識や技能等が適切に評価され、次の段階のキャリア形成等に結び付くような学校と職業をつなぐ新たな学習・評価システムの構築や、雇用のミスマッチ解消に向けた学校とハローワーク等との連携強化等を図る。

【主な取組】

1 3 - 1 社会的・職業的自立に向け必要な能力を育成するキャリア教育の推進

- ・ 幼児期の教育から高等教育まで各学校段階を通じた体系的・系統的なキャリア教育を充実し、特に、高等学校普通科におけるキャリア教育を推進する。

その際、子ども・若者の発達段階に応じて学校の教育活動全体を通じた指導を進めるとともに、地域におけるキャリア教育支援のための協議会の設置促進等を通じ、職場体験活動・インターンシップ等の体験活動や外部人材の活用など地域・社会や産業界等と連携・協働した取組を推進する。特に大学においては、産業界の協力を得て、国内外でのインターンシップの機会を大幅に増やす。

1 3 - 2 学校横断的な職業教育の推進

- ・ 成長分野等において中核的専門人材を養成するため、教育機関と産業界等との連携により、学習ユニット積み上げ方式（※）など社会人等が学びやすい学習システムを構築する。また、職業に関する学習が継続して行われ、社会においてその成果が適正に評価されるような学習・評価システムの構築を図る。

※ 個人のキャリア段階に応じた学習が可能となるよう、一定のルールの下で、体系的に複数の単位の積み上げを可能とする学習方式。

1 3 - 3 各学校段階における職業教育の取組の推進

- ・ 専門高校においては、長期の就業実習など体験的活動を通じて、専門分野に必要な実践力を身に付ける職業教育の充実を図る。また、技術者や社会人講師による実践的な指導や、大学、産業界等との連携強化などを通じて、最先端の職業教育を推進する。

大学・短期大学においては、国際水準や社会的動向を踏まえた分野別到達目標や第三者評価の導入・改善、大学間連携による共同教育体制の構築や産学協働による教育改善の推進などを通じた、分野毎の高度な専門教育を実現する。

高等専門学校においては、知識・技能の高度化等に対応した学科の在り方の見直しを行う。

専修学校においては、学校評価・情報公開の仕組みの構築や教職員の資質向上などの質保証・向上のための取組を行う。

さらに、高等教育における職業実践的な教育に特化した新たな枠組みづくりに向けて、先導的試行などの取組を段階的に進める。

1 3 - 4 社会への接続支援

- ・ 学生等の就職・採用活動を支援するため、関係府省と連携しつつ、大学等における体制整備（就職相談員の配置やジョブサポーターとの連携強化、大学等内へのジョブサポーター相談窓口の設置・出張相談の強化等）や、就職・採用活動の環境整備（就職・採用活動開始時期の変更や通年採用等の導入など採用慣行の適正化へ向けた取組の推進や既卒3年新卒扱いの標準化、大学における学修成果の適切な評価等）等を促進する。

1 3 - 5 社会人の学び直しの機会の充実

- ・ スキルアップ・職種転換などのキャリアアップや再就職（出産等により一度離職した女性の再就職など）などの再チャレンジを目指す社会人の学び直しをはじめ、多様なニーズに対応した教育の機会を充実するなど、大学・大学院・専門学校等の生涯を通じた学びの場としての機能を強化する。このような観点

から、イノベーションの創出を支えるプログラムや、就職や円滑な転職等につながるような実践的なプログラムを教育機関と産業界等との協働により開発することを通じて、大学・大学院・専門学校等における社会人の受入れ等を推進する。また、社会人の大学等での学習については、時間的・経済的制約が課題となっている状況を踏まえ、企業等の理解の促進や奨学金制度の弾力的運用を含め、環境整備を行う。さらに、時間的・空間的制約がなく学ぶことが可能な放送大学をはじめとした通信教育を行う大学における科目の充実等を一層進める。

2. 未来への飛躍を実現する人材の養成

成果目標5（社会全体の変化や新たな価値を主導・創造する人材等の養成）

「社会を生き抜く力」に加えて、卓越した能力※を備え、社会全体の変化や新たな価値を主導・創造するような人材、社会の各分野を牽引するリーダー、グローバル社会にあって様々な人々と協働できる人材、とりわけ国際交渉など国際舞台で先導的に活躍できる人材を養成する。

これに向けて、実践的な英語力をはじめとする語学力の向上、海外留学者数の飛躍的な増加、世界水準の教育研究拠点の倍増などを目指す。

（※能力の例：国際交渉できる豊かな語学力・コミュニケーション能力や主体性、チャレンジ精神、異文化理解、日本人としてのアイデンティティ、創造性など）

【成果指標】

<新たな価値を創造する人材関係>

- ①国際的な学力調査の平均得点を調査国中トップレベルにする。
あわせて、習熟度レベルの上位層の増加（成果目標1の再掲）
- ②難しいことでも失敗を恐れないで挑戦している児童生徒の割合の増加
- ③国際科学技術コンテストへの参加者の増加
- ④社会を牽引するリーダーを養成するための専門分野を超えた教育プログラム実施数の増加
- ⑤世界で戦える「リサーチ・ユニバーシティ」を10年後に倍増
- ⑥大学の国際的な評価の向上（研究面や教育面、国際面等で国際的に高い評価を受ける大学の増加）

【成果指標】

<グローバル人材関係>

- ①国際共通語としての英語力の向上
 - ・学習指導要領に基づき達成される英語力の目標（中学校卒業段階：英検3級程度以上、高等学校卒業段階：英検準2級程度～2級程度以上）を達成した中高校生の割合50%
 - ・卒業時の英語力の到達目標（例：TOEFL iBT80点）を設定する大学の数及びそれを満たす学生の増加、卒業時における単位取得を伴う海外留学経験者数を設定する大学の増加
- ②英語教員に求められる英語力の目標（英検準1級、TOEFL iBT80点、TOEIC730点程度以上）を達成した英語教員の割合（中学校：50%、高等学校：75%）
- ③日本の生徒・学生等の海外留学者数、外国人留学生数の増加（2020年を目途に日本人の海外留学生数を倍増など）
- ④大学における外国人教員等（国外の大学での学位取得、通算1年以上国外で教育研究に従事した日本人教員を含む）の全教員に占める比率の増加
- ⑤大学における外国語による授業の実施率（外国語による授業／全授業数）の増加
- ⑥大学の入学時期の弾力化状況の改善（4月以外で入学した学生数の増加）

< 5年間における具体的方策 >

基本施策 1 4 優れた才能や個性を伸ばす多様で高度な学習機会等の提供

【基本的考え方】

- 社会全体の変化や新たな価値を主導・創造する人材等を育成するためには、初等中等教育段階から、「社会を生き抜く力」を育成し、各分野に興味・関心を有する子どもの裾野を拡大するとともに、その才能を見いだして、創造性やチャレンジ精神などをより一層伸ばしていくことが必要である。
- このため、意欲と能力のある児童生徒等に対し、ハイレベルな学習機会や切磋琢磨する場を提供することが求められ、これまで活用事例の少ない大学への飛び入学促進、高等学校段階における早期卒業制度の検討や、先進的な教育を受ける機会の提供や全国レベルで競い合う科学の甲子園等の推進を含めた理数教育の充実などを図る。

【主な取組】

1 4 - 1 優れた才能や個性を伸ばす仕組みの推進

- ・ 一人一人の能力を伸ばすための教育の推進を図るため、子どもの成長に応じた柔軟な教育システム等の構築に向けて、基本施策 1 0 - 1 に記載した取組を進める。

特に高校と大学の接続については、飛び入学に関して、制度の活用を図り、各大学における積極的な取組を引き続き促すとともに、高等学校段階における早期の卒業を認める制度の検討などを行う。

- ・ 中学校卒業後からの5年一貫の特色ある専門教育により、優れたものづくり人材の養成を行う高等専門学校について、基本的な施策を体系的に整理し、推進することを通じて、その機能強化を図る。
- ・ ユニバーサル段階の身近な高等教育の一つとして、また、地域と連携・協力して多様な学習機会を提供する知識基盤社会での土台づくりの場として、短期大学の役割や機能の再構築の検討を深める。

また、教育機関と産業界等との連携により、質の高い実践的職業教育の充実を図る。

1 4 - 2 理数系人材の養成

- ・ スーパーサイエンスハイスクールの取組を充実させるとともに、科学の甲子園、国際科学技術コンテスト、サイエンス・インカレ等の参加者数を増加させる。これらを含め、理数系人材の養成に向けた取組を総合的に推進することにより、理数好きの生徒等を拡大するとともに、優れた素質を持つ生徒等を発掘し、その才能を伸ばし、科学技術人材を戦略的・体系的に育成・確保する。特に、女子生徒・学生向けのガイダンスの充実等により、女性が理数系に進む割合が少ない状況の改善を図る。
- ・ 20～30年後の社会経済を見通した理工系人材の育成・確保に向け、教育機関、産業界、関係府省が連携した取組を促進する。

1 4 - 3 スポーツ、文化芸術に秀でた人材の養成

- ・ スポーツ基本計画に基づき、国際競技力の向上に向け、関係団体等と連携し、発掘・育成・強化の各段階において、優れた素質を有するジュニアアスリートをトップアスリート層まで引き上げるための人材養成システムを構築する。

- ・ 新進芸術家に対する国内外での研修機会や成果を還元する機会の提供を充実するとともに、劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な専門的人材の養成に対し支援する。また、子どもたちに一流の文化芸術に触れる機会を提供し、将来の芸術家や観客層の育成を図る。

基本施策 15 大学院の機能強化等による卓越した教育研究拠点の形成、大学等の研究力強化の促進

【基本的考え方】

- 産学官の参画を得つつ世界を牽引するリーダーを養成するため、博士課程を中心とする大学院教育の抜本的な改革・強化を図るとともに、独創的で優秀な研究者を養成するため、優秀な学生や若手研究者等が自立して学修研究に専念することができる環境を整備する。
- 各大学等の強みを生かした教育研究拠点の形成を促進するとともに、基礎研究をはじめ、独創的で多様な研究を広範かつ継続的に推進するなど、大学等の研究力を強化する。

【主な取組】

15-1 独創的で優秀な研究者等の養成

- ・ 専門分野の枠を超えた博士課程教育の構築・展開に向けた大学院教育の抜本的改革や産業界など社会と大学院との連携による人材育成等への支援を通じ、大学院修了者が各界各層で活躍する好循環を形成する。あわせて、フェロウシップ等の学修研究に専念するための環境の整備や多様な人材を確保するための入試の工夫改善等により大学院に優れた学生や若手研究者を惹き付ける。また、テニュアトラック制（※）等の若手研究者が自立して研究できる環境の整備を行い、優れた研究者の育成、確保を図る。一方で、人材の流動化を図りつつ、博士人材の多様なキャリアパスを切り拓くための産学協働の取組を進める。また、研究の多様性を確保するとともに、男女共同参画社会の構築を促す観点からも、女性研究者の一層の活躍を促進するため、女性研究者が研究と出産・育児等を両立するための取組を推進する。

※ 公正に選抜された若手研究者が、安定的な職を得る前に自立的な研究環境で経験を積む仕組み。

15-2 大学等の研究力強化の促進

- ・ 国際的な頭脳循環のハブとなり世界トップレベルの研究活動・教育活動を行う拠点の形成・発展や、国際水準の研究体制・環境の整備・改善、産学官連携の推進などを通じて、世界で戦える研究力を有する大学等が一定数厚みを持って存在し、国内外において切磋琢磨する競争的環境の醸成等を目指す。

また、科学研究費助成事業等の競争的資金について、その効果的、効率的な運用等の観点から、基金化などの制度改革の成果、効果を検証しつつ、必要な取組を推進する。

15-3 イノベーション創出に向けた産学官連携の推進

- ・ 産学連携で研究開発に取り組む「場」の構築による持続的なイノベーション創出のため、革新的研究課題について、大学が総力を結集し、企業が事業化をリードする大規模産学連携研究開発拠点（センター・オブ・イノベーション（C

○ I)) の構築を推進する。

また、大学等の研究成果を基にした産学の共同研究開発を推進するとともに、知的財産の活用やそのための産学連携体制の整備を促進する。

基本施策 16 外国語教育、双方向の留学生交流・国際交流、大学等の国際化など、グローバル人材育成に向けた取組の強化

【基本的考え方】

- グローバル化が加速する中で、日本人としてのアイデンティティや日本の文化に対する深い理解を前提として、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神等を身に付けて様々な分野で活躍できるグローバル人材の育成が重要である。
- このため、「社会を生き抜く力」の確実な養成を前提とし、英語をはじめとする外国語教育の強化、高校生・大学生等の留学生交流・国際交流の推進、大学等の国際化のための取組（秋季入学に向けた環境整備、海外大学との国際的な教育連携等）への支援、国際的な高等教育の質保証（単位の相互認定、適切な成績評価等）の体制や基盤の強化等を実施するとともに、意欲と能力ある全ての日本の若者に、留学機会を実現させる。

【主な取組】

16-1 英語をはじめとする外国語教育の強化

- ・ 新学習指導要領の着実な実施を促進するため、外国語教育の教材整備、英語教育に関する優れた取組を行う拠点校の形成、外部検定試験を活用した生徒の英語力の把握検証などによる、戦略的な英語教育改善の取組の支援を行う。また、英語教育ポータルサイトや映像教材による情報提供を行い、生徒の英語学習へのモチベーション向上や英語を使う機会の拡充を目指す。大学入試においても、高等学校段階で育成される英語力を適切に評価するため、TOEFL等外部検定試験の一層の活用を目指す。
- ・ また、小学校における英語教育実施学年の早期化、指導時間増、教科化、指導体制の在り方等や、中学校における英語による英語授業の実施について、検討を開始し、逐次必要な見直しを行う。
- ・ 教員の指導力・英語力の向上を図るため、採用や自己研鑽等での外部検定試験の活用を促すとともに、海外派遣を含めた教員研修等を実施する。また、国際バカロレアの普及のためのフォーラムや教員養成のためのワークショップを開催するとともに、ディプロマプログラム（DP）（※）の一部科目を日本語で行う日本語デュアルランゲージディプロマプログラム（日本語DP）の開発を行う。

※ 国際的な大学入学資格を得ることができる、16～19歳を対象としたプログラム。

16-2 高校生・大学生等の留学生交流・国際交流の推進

- ・ 日本人の海外留学者数の大幅な増加（2020年を目途に日本の海外留学生数を倍増（大学等：6万人から12万人、高校：3万人から6万人））を目指し、高校、大学等における留学機会を、将来グローバルに活躍する意欲と能力ある若者全員に与えるため、留学生の経済的負担を軽減するための寄附促進、給付を含む官民が協力した新たな仕組みを創設する。また、地域や高校、大学等における留学情報の収集・提供等の強化を実施するとともに、関係府省と連携し、

就職・採用活動開始時期を変更し、留学しやすい環境を整備する。

さらに、様々な交流機会の提供（外国人留学生と日本人学生・若手社会人との知的交流の促進等）や、子どもたちに国際的な視野を持たせ、留学への機運を醸成する取組の充実等を図る。

- ・ 「留学生30万人計画」の実現を目指し、大学等の国際化に向けた体制整備、奨学金等の経済的支援、海外拠点を活用した留学フェア等の実施、外国人留学生に対する生活・就職支援等の充実による戦略的な外国人留学生の確保を推進するとともに、留学経験者の把握等ネットワークを強化するなど、優秀な外国人留学生の受入れを促進する。

16-3 高校・大学等の国際化のための取組への支援

- ・ グローバル化に対応した教育を行い、高校段階から世界で戦えるグローバル・リーダーを育てる。このため、語学力とともに、幅広い教養や問題解決力等の国際的素養を身に付けさせる教育を行う新しいタイプの高校（スーパーグローバルハイスクール）を創設する。
- ・ グローバル社会に対応するため、我が国の大学等の徹底した国際化を広く促進し、国際通用性の向上を図る。特に、国際通用性の高い教育組織・環境を備え、国際競争力を有する拠点大学を形成するため、英語での授業の実施、外国人や海外で学位を取得した若手の積極的採用などに取り組む大学への重点的な支援を行う。また、国際化や多様な体験活動の促進に資する秋季入学について、各大学における検討状況を踏まえた環境整備に係る支援を行う。さらに、海外大学との共同プログラムの構築等の多様な連携を促進する。
- ・ 大学・短期大学、高等専門学校、専門学校等における職業教育の質を保証し、国際的な通用性を確保するため、学修成果を海外で証明できる仕組みの構築や、海外の学校との共同プログラムの実施等を行う。

16-4 国際的な高等教育の質保証の体制や基盤の強化（基本施策9-5の再掲）

3. 学びのセーフティネットの構築

成果目標6（意欲ある全ての者への学習機会の確保）

様々な困難や課題を抱え支援を求めている者に対して、生涯を通じて多様な学習機会を確保する。また、能力と意欲を有する全ての者が中等・高等教育を受けられるようにする。

これを通じて、経済的、時間的、地理的制約等による教育格差を改善する。

【成果指標】

<主として初等中等教育関係>

- ①幼稚園等の就園率の増加
- ②経済的な理由による高校中退者の数の減少
- ③国際的な学力調査における習熟度レベルの下位層の減少（成果目標1の再掲）
- ④家庭の経済状況や教育環境の違いが学力に与える影響の改善
- ⑤いじめ、不登校、高校中退者の状況改善（いじめの認知件数に占める、いじめの解消しているものの割合の増加、全児童生徒数に占める不登校児童生徒数の割合の減少、高校中退者数の割合の減少など）

<主として高等教育・生涯学習関係>

- ①進学機会の確保や修学の格差の状況改善
（被災した世帯の学生等も含め、家庭の経済状況によらない高等教育への進学機会の確保）
 - ・大学等奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を受けることができた者の割合の増加
 - ・低所得世帯の学生等のうち授業料減免を受けている者の割合
- ②社会人入学者の倍増（成果目標2の再掲）

<5年間における具体的方策>

基本施策17 教育費負担の軽減に向けた経済的支援

【基本的考え方】

- 教育格差の固定化解消に向けて、これまでも就学支援や公立高校授業料無償制・高等学校等就学支援金制度、奨学金の充実等の取組を実施してきたところであるが、引き続き、保護者負担を軽減するとともに、意欲・能力のある者の学習機会へのアクセスを可能とするための支援を行う。
- また、東日本大震災により被災した子ども・若者に対し、切れ目のない就学支援を実施する。

【主な取組】

17-1 幼児教育に係る教育費負担軽減

- ・ 保護者の所得状況に応じた経済的負担の軽減等を目的として、保育料等を軽減する就園奨励事業を実施する地方公共団体に対し、所要経費の一部を補助する幼稚園就園奨励費補助を引き続き実施することにより、幼稚園への就園を推進する。

また、子ども・子育て支援法等に基づく新たな制度の構築により、幼稚園、保育所、認定こども園を通じた共通の給付を創設する際には、保護者の所得状

況に応じた経済的負担の軽減が図られるものとなるようにする。この状況も踏まえつつ、幼児教育の無償化への取組について、財源、制度等の問題を総合的に検討しながら進める。

17-2 義務教育に係る教育費負担軽減

- ・ 国公立学校の授業料や教科書が無償とされていることに加え、経済的困難を抱える家庭に対して就学援助を引き続き実施し、適切な教育機会の確保を図る。

17-3 高等学校段階に係る教育費負担軽減

- ・ 公立高校授業料無償制・高等学校等就学支援金制度については、法律上、施行から3年経過後の見直し規定が存在しており、また、現在も、特に低所得者層においては教育費が負担となっているとともに、公私間の教育費格差も見られる状態にある。限られた財源の下、これらの課題に効果的に対応するために、例えば、現行の制度に所得制限を設け、低所得者のための給付型奨学金や公私間格差の是正方策を現行の施策との関係を含め総合的に検討するなど、高等学校段階に係る教育費負担軽減の施策の見直しを行う。

17-4 大学・専門学校等に係る教育費負担軽減

- ・ 意欲と能力のある学生等が経済的理由により修学を断念することなく安心して学べるよう、授業料減免や学生等に対する奨学金などにより、大学・短期大学生、高等専門学校生、専門学校生等に対する修学支援を推進する。学生等に対する奨学金については、平成24年度から導入した「所得連動返済型の無利子奨学金制度」を着実に実施するとともに、無利子奨学金について、本人の所得の捕捉が可能となる環境の整備を前提に、現行の一定額を返還する制度から、卒業後の所得水準に応じて毎年の返還額を決める制度への移行や延滞金の賦課率の見直し等、学生等の経済的支援の在り方について検討し、奨学金制度の充実を図ることにより、安心して教育を受けられる環境を整備する。

17-5 東日本大震災により被災した子ども・若者への就学支援

- ・ 経済的に就園・就学が困難な幼児への就園支援、小・中学生に対する学用品費等の援助、高校生・大学生等に対する奨学金支給、特別支援学校等に在籍する児童生徒等への就学奨励、大学・短期大学生、高等専門学校生及び専修学校生・各種学校生の授業料減免などを実施するための経費を、被災地の実情・ニーズを踏まえ、支援する。また、スクールバスの購入費や、経済的に困難な児童生徒に対する通学費などの支援を行う。

基本施策18 学習や社会生活に困難を有する者への学習機会の提供など教育支援

【基本的考え方】

- 教育格差の解消に向け、家庭環境等の要因により学力定着等が困難な児童生徒を対象に学力向上のための取組を行う学校への支援を充実するとともに、離島を含めたへき地の子どもたち等に対する就学支援、東日本大震災により被災した子どもたちに対する心のケアや学習支援等を実施する。
- また、家庭の経済的格差の教育格差への影響や格差の再生産・固定化が指摘されていることを踏まえ、挫折や困難を抱えた子ども・若者（例えば、若年無業者、ひきこもり、高校中退者など）や非正規労働者・早期離職者が自立し、再び社会に参画できるようにするため、福祉・労働・保健・医

療行政等と緊密に連携・協力し、学習支援や体験活動の実施、キャリアアップや学び直しの機会の提供等を行う。

- さらに、依然として教育上の重要課題である暴力行為、いじめ、不登校など児童生徒の問題行動等の状況の改善に向けて、学校のみならず家庭、地域社会や関係機関が連携した取組を一層推進する必要がある、この点も踏まえて生徒指導体制及び教育相談体制を整備・充実する。

【主な取組】

18-1 経済的、地理的条件が不利な子どもたちに対する支援

- ・ 家庭環境等の要因により学力定着等が困難な児童生徒が多く在籍する学校において、補充学習や習熟度別少人数指導等のきめ細かい指導や学び直しの機会の充実により基礎学力の定着や学ぶ意欲の向上が図られるよう、必要な教材の開発や個に応じた指導の推進のための人的支援を行うなど教育体制の整備を行う。
- ・ へき地や過疎地域等の児童生徒等の学習機会を保障するため、スクールバス・ボートの購入や遠距離通学費への補助等、小・中学校への就学支援を引き続き実施する。また、改正離島振興法の規定を踏まえ、高校が設置されていない離島から高校に通学する生徒に対し、通学費や居住費等の就学支援を引き続き実施する。

18-2 「貧困の連鎖」防止等に向けた多様な主体と連携した学習支援等

- ・ 高校中退者情報の共有を推進するとともに、在学生に対する支援を充実するなど、学校とハローワーク・地域若者サポートステーションとの連携体制を構築する。また、関係行政機関、NPO等が連携して行う、①児童生徒に対する学習支援や高校中退者等に対する学び直しの機会の提供、②課題を抱える家庭に対する家庭教育支援、③地域の公民館、図書館等を活用した若者の自立・社会参画支援などの取組を推進する。
- ・ 高等学校の定時制課程・通信制課程におけるスクールカウンセラー等の専門家の配置や資格取得につながる職業科目の設定等の特色ある教育課程の編成・実施等の推進を通じて、中途退学や不登校の経験者、特別支援教育を必要とする生徒など課題を抱える生徒の社会的自立を促す。加えて、義務教育未修了の学齢超過者等に対して義務教育の機会を提供しているいわゆる中学校夜間学級に対する支援を引き続き行う。

18-3 東日本大震災により被災した子どもたちに対する学習支援や心のケア

- ・ 東日本大震災により被災した児童生徒等に対する学習支援や心のケアについて、子どもたちの実態に応じて、教職員定数の追加配置や切れ目ないスクールカウンセラー等の派遣を引き続き行う。

18-4 生徒指導体制及び教育相談体制の整備・充実（基本施策2-3の再掲）

18-5 いじめ、暴力行為等の問題への取組の徹底（基本施策2-4の再掲）

成果目標7（安全・安心な教育研究環境の確保）

子ども・若者等が安全・安心な環境において学習・研究できるようにするため、学校等施設の耐震化、防災機能強化等の教育研究環境の整備を図るとともに、自らの安全を守るための能力を身に付けさせる安全教育を推進するなど、学校等における児童生徒等の安全を確保する。

【成果指標】

<主として初等中等教育関係>

①学校施設の耐震化率の向上

公立学校については、平成27年度までのできるだけ早期の耐震化の完了を目指すとしている「公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針」を踏まえ、耐震化を着実に推進する。また、私立学校について、公立学校の耐震化の状況を勘案しつつ、できるだけ早期の耐震化の完了を目指す。

②避難所に指定されている学校の防災関係施設・設備の整備状況の向上

③学校管理下における事件・事故災害で負傷する児童生徒等の減少、死亡する児童生徒等のゼロ化

④子どもの安全対応能力の向上を図るための取組が実施されている学校の増加

<主として高等教育関係>

①大学等の耐震化率の向上

国立大学等については、「第3次国立大学法人等施設整備5か年計画」を踏まえ、できるだけ早期の耐震化の完了を目指す。また、私立大学等について、国立大学等の耐震化の状況を勘案しつつ、できるだけ早期の耐震化の完了を目指す。

<5年間における具体的方策>

基本施策19 教育研究環境の整備や安全に関する教育の充実など学校における児童生徒等の安全の確保

【基本的考え方】

- 学校施設は、児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、災害発生時には地域住民の応急避難場所ともなることから、学校施設の耐震化や非構造部材の耐震対策を含む防災機能の強化、老朽化対策を推進する。
- また、学校においては、安全の確保を保障するとともに、児童生徒等がその生涯にわたり自らの安全を確保することのできる基礎的な素養を育成していくことが求められることから、国公立を問わず、学校安全の推進に関する計画に基づき、主体的に行動する態度を育成する防災教育等の学校安全に関する教育や学校における組織的取組の推進、地域社会、家庭との連携の強化等を図る。

【主な取組】

19-1 安全・安心な学校施設

- ・ 公立学校については、平成27年度までのできるだけ早期の耐震化の完了を目指すとしている「公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針」を踏まえ、耐震化を着実に推進する。このため、対策が遅れている地方公共団体に対し耐震化の加速を促す。また、非構造部材の耐震対策や津波対策

としての避難経路の整備等，防災機能の強化を推進する。屋内運動場等の天井等落下防止対策については，施設の耐震化と同様，速やかな完了を目指す。

さらに，少子化が一層進展することも見据えつつ，老朽化している学校施設の長寿命化等の取組を推進する。

- ・ 国立大学等については，できるだけ早期の耐震化の完了を目指すほか老朽改善整備等を推進する。また，非構造部材の耐震対策のうち，屋内運動場等の天井等落下防止対策についても，施設の耐震化と同様，速やかな完了を目指す。このため，「第3次国立大学法人等施設整備5か年計画」を着実に実施する。
- ・ 私立学校については，「私立学校施設防災機能強化集中プラン」に基づいて，国公立学校の状況を勘案しつつ，早期の耐震化完了及び屋内運動場等の天井等落下防止対策の完了を目指す。また，非構造部材の耐震対策や津波対策としての避難経路の整備等，防災機能強化を推進する。

19-2 学校安全の推進

- ・ 生活安全・交通安全・災害安全の三つの領域を通じて，危険に際して自らの安全を守り抜くための「主体的に行動する態度」を育成し，共助・公助の視点から安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高めるための教育内容の充実や教育手法の改善・普及を図る。
- ・ 学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理，防災教育のための指導時間の確保など，防災に関する教育の充実を図る。
- ・ 国公私を問わず，関係部局や地域住民・保護者と連携した学校の施設・設備の安全点検等を含む学校安全計画及び危険等発生時対処要領の改善を促すとともに，学校安全の中心的役割を果たす教職員に対する研修の充実，外部専門家等の活用促進等を通じて安全管理体制の充実を図る。また，スクールガード・リーダーを活用した保護者や地域のボランティアの養成・研修の促進等により，地域社会・家庭・関係機関と連携した学校安全を推進する。
- ・ 特に，通学路について，関係府省が連携し，学校や教育委員会，道路管理者，警察等の関係機関による交通安全の確保に関する取組が現場で進むよう促す。また，安全点検をはじめとする取組を推進するに当たっては，保護者や地域住民などの関係者との連携も推進する。

4. ^{きずな}絆づくりと活力あるコミュニティの形成

成果目標 8（互助・共助による活力あるコミュニティの形成）

個々人の多様な学習活動の実施や参画を通じ、家庭や地域のネットワークを広げ、互助・共助による活力あるコミュニティを形成する。

特に、学校や社会教育施設等を地域の振興・再生に貢献するコミュニティの中核として位置付け、多様なネットワークや協働体制を整備し、個々人の地域社会への自律的な参画を拡大する。

【成果指標】

<初等中等教育・生涯学習関係>

- ①全ての学校区において、学校支援地域本部など学校と地域が組織的に連携・協働する体制を構築
- ②コミュニティ・スクールを全公立小・中学校の1割に拡大
- ③住民等の地域社会への参画度合いの向上
 - ・地域の行事に参加している児童生徒の割合の増加
 - ・地域の学習や活動に参画する高齢者数の割合の増加
 - ・社会教育施設におけるボランティア登録者数の増加
 - ・学校支援・放課後等の活動に参画した地域住民等の数の増加
- ④全ての学校、社会教育施設で運営状況の評価や情報提供を実施
- ⑤全ての市区町村に総合型地域スポーツクラブを設置
- ⑥家庭教育支援の充実
 - ・全ての小学校区で家庭教育に関する学習機会の確保や家庭教育支援チームによる相談対応などの家庭教育支援を実施（家庭教育支援チーム数の増加）
 - ・家庭でのコミュニケーションの状況や子どもの基本的な生活習慣の改善

<高等教育・生涯学習関係>

- ①大学における地域企業や官公庁と連携した教育プログラムの実施数の増加
- ②地域の企業等（同一県内企業又は地方公共団体）との共同研究数の増加
- ③地域課題解決のための教育プログラム（短期プログラム、履修証明等）の増加
- ④震災ボランティアを含めた地域における学生ボランティアに対する大学等の支援状況の向上
- ⑤地域に向けた公開講座数や大学開放（体育館、図書館等）の状況の向上

<5年間における具体的方策>

基本施策 20 ^{きずな}絆づくりと活力あるコミュニティの形成に向けた学習環境・協働体制の整備推進

【基本的考え方】

- 活力あるコミュニティが人々の学習を支え、生き抜く力をともに培い、人々の学習がコミュニティを形成・活性化させるという好循環の確立に向けて、地域の教育資源を結びつけ、学校や公民館等を拠点とした多様な人々のネットワーク・協働体制を確立する必要がある。
- このため、全ての学校区において、学校と地域が連携・協働する体制が構築されることを目指し、社会全体で学校や子どもたちの活動を支援する取

組や地域とともにある学校づくりを推進する。また、学校や公民館等の社会教育施設をはじめとする学びの場を核にした地域コミュニティの形成を目指した取組を推進する。さらに、高等教育機関においても、地域の学びの場としての生涯学習機能の強化を推進する。

【主な取組】

20-1 社会全体で子どもたちの学びを支援する取組の推進

- ・ 「学校支援地域本部」、「放課後子ども教室」などの取組を充実させ、保護者はもとより、地域住民の参画により子どもたちの学びを支援するための体制を、平成29年度までに全国の小・中学校区に構築する。また、このような取組を地域コミュニティの形成につなげていく活動を支援する。

20-2 地域とともにある学校づくりの推進

- ・ 保護者や地域住民の力を学校運営に生かす「地域とともにある学校づくり」により、子どもが抱える課題を地域ぐるみで解決する仕組みづくりや、質の高い学校教育の実現を図る。このため、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の拡大や実効性ある学校関係者評価の実施の促進、学校裁量権限拡大の促進などの取組を推進する。
あわせて、「地域とともにある学校づくり」に必要な学校マネジメント力の強化を図るため、マネジメント力をもった管理職・教職員の育成と配置、地域連携のためのコーディネート機能や事務機能の強化等を促進する。
- ・ 学校と地域・社会や産業界等とが連携・協働した教育活動の充実が図られるよう、「学校が望む支援」と「地域・社会や産業界等が提供できる支援」とのマッチングの促進などの取組を推進する。

20-3 学びの場を拠点にした地域コミュニティ形成の推進

- ・ 公民館等の社会教育施設を拠点に、関係部局や関係機関が連携・協働しつつ、地域の課題解決に向けた講座等の学習や地域活動の支援等を地域コミュニティの形成につなげていく取組を推進する。
あわせて、学校施設と社会教育施設等との複合化や余裕教室の活用を促進する。
さらに、地域コミュニティ形成の核となる、劇場、音楽堂等が行う活動への支援や、スポーツ基本計画に基づく地域のスポーツクラブの育成に取り組む。

20-4 地域における学び直しに向けた学習機能の強化

- ・ 大学等の高等教育機関は、本来、地域における生涯学習の拠点としての機能を有しており、その自主的な判断の下、生涯学習センター等も活用しながら、地域支援人材等を養成する人材認証制度の整備や学び直しの場としての公開講座の充実等、機能強化を促進する。
- ・ また、テレビ・ラジオ放送による授業を実施し、各都道府県に学習センターを設置している等の特性を有する放送大学が、地方公共団体や他大学等と連携した授業科目や公開講演会等の充実を図り、社会人等が学びやすい学習環境を整備することを促進する。

基本施策 2 1 地域社会の中核となる高等教育機関（COC構想）の推進

【基本的考え方】

- 知的創造活動の拠点である大学等は、地域の中核的存在（Center of Community）である。これらの高等教育機関が有する様々な資源を活用して、地域が直面している様々な課題解決に取り組むことにより、教育研究機能の向上に資するとともに、地域の活性化にもつながることから、このような活動に対し、一層の支援を行う。

【主な取組】

2 1-1 COC構想を推進する高等教育機関への支援

- ・ 大学等は、教育研究を行うとともに、これらの成果を基にした公開講座の開催や産学官連携による産業振興、スポーツの推進、防災や環境保全、地域医療・公衆衛生、健康増進、過疎対策など、社会や地域における様々な課題解決に取り組んでおり、地域の再生・活性化に貢献している。

今後、地域の実情に応じて、学部学科や専門分野の枠を超えて、地域の高等教育機関が全学的に連携し、様々な資源を活用しながら地域を志向した教育・研究・社会貢献活動を行うことを支援することで、解決困難な地域の諸課題に対して、学生が課題解決に参画したりするなど、地域との相互交流を促進し、地域から信頼される地域コミュニティの中核的存在（COC, Center of Community）としての機能強化を図る。

基本施策 2 2 豊かなつながりの中での家庭教育支援の充実

【基本的考え方】

- 保護者は子の教育に第一義的責任を有しており、家庭教育は、基本的な生活習慣の習得、自立心の育成、心身の調和のとれた発達などに大きな役割を担うものである。しかし、現代の社会は、家庭環境の多様化や地域社会の変化により、家庭教育が困難な社会となっている。このような状況を踏まえ、家庭教育の自主性を尊重しつつも、基本施策 2 0 に掲げた取組とあいまって地域や学校をはじめとする豊かなつながりの中で家庭教育が行われるよう、親子の育ちを応援する学習機会を充実するとともに、コミュニティの協働による家庭教育支援を強化する。
- また、多様化する家庭が抱える様々な課題に対応した家庭教育支援の充実が図られるよう、課題を抱える家庭への学校及び福祉等と連携した支援の仕組みづくりを推進する。

【主な取組】

2 2-1 コミュニティの協働による家庭教育支援の推進

- ・ 家庭教育の担い手である親の学びを応援するため、子育て経験者などの地域人材を生かし、小学校等の地域の身近な場において、親が交流・相談できる拠点機能を整備するなど、家庭教育支援体制の強化に向けた取組を促進する。

また、親の学びの充実に向けて、子どもの発達段階に応じた体験型学習プログラムの開発・普及を促進する。

さらに、公民館、図書館等の社会教育施設における学習機会の提供のみなら

ず，PTA等とも連携し，親とつながりやすい学校という場や，子育て広場，職場等の多様な場を活用した学習機会の拡大に向けて取組手法の普及等を行う。

加えて，乳幼児との触れ合いを含む将来親になる中高生の子育て理解学習を推進する。

- ・ 家庭教育支援に係る地域人材の養成を進めるとともに，その人材を中心として，保健師等の専門的人材が連携するなど，きめ細かな活動を行う「家庭教育支援チーム」型の支援を，地域の特性に応じて促進する。

また，教育・福祉関係機関・団体等とのネットワークを構築しつつ，課題を抱える家庭への訪問や相談対応などを生徒指導等と連携して行う仕組みづくりを支援する。

22-2 子どもから大人までの生活習慣づくりの推進

- ・ 働く親が子どもや地域との関わりを持つ時間を十分持つことができるよう，企業に対して子どもの生活習慣づくりの重要性についての啓発やワーク・ライフ・バランスの理念を踏まえた具体的な取組等の情報提供を行うとともに，地方公共団体に対して企業との協力を促すことにより，子どもの生活習慣づくりを推進する。また，生活の自己管理が可能になってくる中高生以上の世代向けの普及啓発を実施する。

II 四つの基本的方向性を支える環境整備

＜5年間における具体的方策＞

基本施策23 現場重視の学校運営・地方教育行政の改革

【基本的考え方】

- 教育委員会について、その責任体制を確立し、現場の問題に迅速かつ的確に対応できるよう、抜本的な改革を行う。
- その際、基本施策20に掲げた活力あるコミュニティ形成の観点も踏まえ、地域の意見や力を学校運営に生かすとともに学校を地域活性化の拠点として位置付け、学校のことは学校自身が地域住民や保護者の意向を踏まえ決定することや、政治的中立性、継続性・安定性を引き続き確保すること、国の責任で全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を行うことに留意しつつ、より現場に近いところへと権限を委譲する方向とする。まずは、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の更なる普及促進を図るなど「地域とともにある学校づくり」や教育委員会の活性化等の取組を推進する。
- あわせて、学校評価の推進とその結果に基づく学校運営の改善など、学校の組織運営体制の確立に向けた積極的な取組を推進する。

【主な取組】

23-1 地方の主体性、創意工夫が生かされる教育行政体制の確立

- ・ 教育委員の選任や教育委員会会議の運営上の工夫、教育委員の積極的な活動、自己点検評価の質的向上、首長との連携の促進等により教育委員会の活性化を図るとともに、教育委員会の責任体制を確立し、現場の問題に迅速かつ的確に対応できるよう、その抜本的な改革のための検討を進める。また、教育行政における国の責任の果たし方についても検討を進める。
- ・ 全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を行うことに留意しつつ、より現場に近いところへと権限を委譲する観点から、市町村教育委員会の教育事務の共同処理等による体制整備・充実の促進を図る。また、県費負担教職員の人事権の移譲について、条例により都道府県の事務を市町村が行うことができる事務処理特例制度を活用した取組の状況も踏まえ、小規模市町村を含めた地方公共団体等の関係者の理解を得つつ、引き続き検討する。
- ・ 市町村教育委員会や校長の裁量による各地域・学校の実情に即した学級編制の弾力化や配当された教職員の活用の柔軟化を促進する。また、県費負担教職員の給与負担、学級編制、教職員定数に関する都道府県と市町村の関係の在り方について、引き続き検討し、関係者の理解を得て、結論が得られたものから実施する。

23-2 地域とともにある学校づくりの推進（基本施策20-2の再掲）

基本施策24 きめ細かで質の高い教育に対応するための教職員等の指導體制の整備

【基本的考え方】

- 世界トップレベルの学力、規範意識、歴史や文化を尊重する態度を備えた、これからの知識基盤社会、グローバル社会を生き抜く人材の育成を目指し、

基本施策1から3までに掲げた教育の実現など学校が抱える期待や課題に応えるため、きめ細かで質の高い教育を支える指導体制の整備が必要である。

また、地域間での義務教育における環境の格差が生じており、家庭の経済状況による教育格差も指摘されている。とりわけ人材育成の基盤である義務教育については、国の責務として機会均等と水準確保を図り、学びのセーフティネットとしての機能を十分に果たすようにすることが肝要である。

- こうした観点から、少人数学級の推進をはじめ、習熟度別指導、小学校における専科指導、補習等の学習支援など学力向上、特別支援教育、いじめ問題への対応など教育再生につながる教職員等の指導体制の充実について、効果検証を行いつつ、今後の少子化の進展や、国・地方の財政状況を十分勘案しながら、教職員配置の適正化を計画的に行うなどの方策について検討する。
- あわせて、教員の大量退職に伴う採用倍率の低下の下で、近年の非正規教員の増加傾向に歯止めをかけるとともに、質の高い教員を確保する方策について検討する。

【主な取組】

24-1 学級規模及び教職員配置の適正化など教職員等の指導体制の整備

- ・ 国の責務としての義務教育の機会均等と水準確保を図るため、少人数学級の推進、習熟度別指導、小学校における専科指導の充実、教育格差解消のための補充学習支援などを含め、学力向上に向けたきめ細かで質の高い教育の実現に向けた取組が求められる。

深刻な事態にあるいじめ問題への対応については、養護教諭を含めた教職員等による相談体制の整備や生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など教職員の目が行き届き、一人一人に対してきめ細かく対応できる環境の整備が求められている。

また、特別支援教育についても、増加傾向にある発達障害等の障害のある児童生徒に対する通級による指導等を行うため、教職員等による指導体制の充実が必要である。

これら教育上の様々な課題に対応するために教職員の資質向上方策など人事管理面も含めた教職員定数の在り方全般について検討し、その際、教職員配置についての検証・改善システムの確立の観点から、今後の少人数学級の推進や習熟度別指導等については、その効果について全国学力・学習状況調査等を活用し、教職員定数の措置がどのように教育機能の向上につながったか検証し、さらに効果的な教職員配置の適正化につなげていくことが必要である。

このような検討を進めながら、今後の少子化の進展や国・地方の財政状況等を勘案し、教育の質の向上につながる教職員配置の適正化を計画的に行うことその他の方策を引き続き検討し、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

- ・ あわせて、多様な経験、専門性を持った地域人材や外部人材による学校教育への支援や参画を促すための必要な支援を講じる。
- ・ 優秀で意欲のある人材を教員として確保するための更なる選考方法の改善、豊富な実践経験を有する教職経験者や高度な知識・技能を有する多様な人材の登用、都道府県間の人事交流の拡大など教員の大量退職にかかわらず質の高い教員を確保する方策について検討し、都道府県に対して必要な働きかけを行う。
- ・ 義務教育費国庫負担金及びその関連諸制度については、基本施策4-6のメリハリある給与体系の確立、基本施策23-1の県費負担教職員の給与負担、

学級編制，教職員定数に関する都道府県と市町村の関係の在り方や上述の教職員定数の在り方について検討を行っていくこととしており，その際，教育の地域間格差が生じないように，国と地方の適切な役割分担に留意しつつ，必要な検討を行う。

- 2 4 - 2 学び続ける教員を支援する仕組みの構築（基本施策 4 - 1 の再掲）
- 2 4 - 3 大学・大学院における教員養成の改善（基本施策 4 - 2 の再掲）
- 2 4 - 4 教員採用の在り方の改善と多様な人材の登用（基本施策 4 - 3 の再掲）
- 2 4 - 5 教育委員会・学校と大学との連携・協働による研修の高度化（基本施策 4 - 4 の再掲）
- 2 4 - 6 適切な人事管理の実施の促進（基本施策 4 - 5 の再掲）
- 2 4 - 7 メリハリある給与体系の確立（基本施策 4 - 6 の再掲）

基本施策 2 5 良好で質の高い学びを実現する教育環境の整備

【基本的考え方】

- 新学習指導要領の着実な実施を図り，良好で質の高い学びを実現する教育環境を確保するため，学習活動への適応性，エコスクール化，バリアフリー化，地域の生涯学習の拠点や地域に開かれた学校とすること等に配慮した施設整備が計画的に行われるよう促進する。
- さらに，「義務教育諸学校における新たな教材整備計画」に基づく計画的な教材の整備や観察・実験，実習等の教育活動を充実させるための施設・設備の整備，協働型・双方向型の授業革新や校務効率化に向けた I C T 環境の整備や「学校図書館図書整備 5 か年計画」等に基づく学校図書館の整備の充実等を図る。

【主な取組】

2 5 - 1 良好で質の高い学校施設の整備

- ・ 多様な学習活動に対応した機能的な学校施設の整備や少子化が一層進展することも見据えつつ，老朽化した学校施設の長寿命化等の取組を推進する。その際には，省エネルギー化や二酸化炭素排出量の削減，環境教育にも寄与するエコスクール化を推進する。また，公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律や高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等に基づき，木材利用やバリアフリー化を推進する。このほか，地域の実情を踏まえ，学校施設の複合化や余裕教室の活用を促進し，地域コミュニティの拠点としての学校施設の整備を推進する。

2 5 - 2 教材等の教育環境の充実

- ・ 新学習指導要領を踏まえ，平成 2 3 年度に定めた教材整備指針に基づき教材の整備を計画的に推進するとともに，観察・実験や実習等の教育活動を充実させるために必要となる施設設備の整備を支援する。
- ・ 教育用コンピュータ 1 台当たりの児童生徒数 3. 6 人（※），教材整備指針に基づく電子黒板・実物投影機の整備，超高速インターネット接続率及び無線 LAN 整備率 1 0 0 %，校務用コンピュータ教員 1 人 1 台の整備を目指すとともに

に、地方公共団体に対し、教育クラウドの導入やICT支援員・学校CIOの配置を促す。

- ※ 各学校に、①コンピュータ教室40台、②各普通教室1台、特別教室6台、③設置場所を限定しない可動式コンピュータ40台を整備することを目標として算出。
- ・ 平成24年度からの「学校図書館図書整備5か年計画」により「学校図書館図書標準」の達成に向けた図書の整備や新聞の配備を促進するとともに、司書教諭の発令促進や学校図書館担当職員の配置促進等により、本と子どもをつなぐ人的体制の一層の充実を図る。

基本施策26 大学におけるガバナンス機能の強化

【基本的考え方】

- 各大学が学生・地域・社会のニーズに沿った質の高い大学教育を行うために、学長や理事長のリーダーシップの確立に向けた環境整備や、評価に基づく資源の再配分等の大学・学校法人のガバナンス機能の強化に向けた必要な支援を実施する。

【主な取組】

26-1 大学におけるガバナンス機能の強化

- ・ 各国立大学が、学生・地域・社会からのニーズに応じた質の高い教育研究活動を行うことができるよう、学長のリーダーシップの発揮等による適切な意思決定を可能とする組織運営の確立、基盤的経費の一層のメリハリある配分等を通じ、ガバナンス機能の強化を図る。
- ・ 各公立大学が、設置理念に基づいた学生・地域・社会のニーズに応じた質の高い教育研究活動に取り組むことができるように、設置者、理事長・学長がリーダーシップを発揮して運営組織の確立、ガバナンス機能の強化を図る。
- ・ 各私立大学が、学生・地域・社会のニーズを十分に把握した上で、建学の精神・私学の特色を生かした質の高い教育研究等に取り組むことができるように、各私立大学・学校法人に応じた適切な意思決定を可能とする組織運営の確立、教育研究の状況や財務情報等の積極的な公開の促進、財政基盤の確立と基盤的経費等の一層のメリハリある配分を行うことで、私立大学におけるガバナンス機能の強化を図る。
- ・ これらの取組を推進するため、必要な法令改正等の措置を行う。また、学長が全学的な視点に立ってリーダーシップを発揮し、大学改革を強力に推進しやすくする観点からも、全学的な戦略に基づく学内資源の再配分を促す資金配分の在り方を検討する。

基本施策27 大学等の個性・特色の明確化とそれに基づく機能の強化（機能別分化）の推進

【基本的考え方】

- 高等教育のユニバーサル段階にあつては、学生、社会等の多様な需要に的確に対応するため、各学校種ごとの位置付けや期待される役割・機能を十分に踏まえた上で、個々の機関が個性・特色を発揮し、全体として一層、多様かつ高度な教育研究活動が展開されることが重要である。

各機関はそれぞれが保有する機能や、その比重の置き方の濃淡として表れる個性・特色を明確化し、かつ、その内容と取組の状況を可視化するとともに、各機関の個性・特色を生かした教育研究活動の展開にとって重要な機能等に資源を重点的に投入し、そうした機能が十分に発揮、強化されるよう各機関における改革を進める必要がある。

また、ネットワークを通じて、各機関がそれぞれの強みである機能等を相互に利用することは、上記の観点にも資することから、多様な制度的選択肢の整備等を通じて、地域別・機能別の大学群の形成、大学・学部（学科）の枠を超えた連携・再編成等の促進を図るなど、それぞれの機能を効果的に発揮するための改革を推進する。

【主な取組】

27-1 国立大学の機能強化に向けた改革の推進

- ・ 地域別・機能別の大学群の形成、大学・学部の枠を超えた連携・再編成等の促進等、機能強化に向けた国立大学改革を推進するため、全大学のそれぞれの専門分野ごとに強みや特色、社会的役割を明確化（ミッションの再定義）するとともに、国立大学改革プランを策定し、改革の工程を平成25年夏を目途に示す。また、大学間連携の多様な制度的選択肢の整備（国内大学と海外大学の本格的連携、一法人複数大学（アンブレラ方式）、国公立大学等の共同による教育研究組織の設置等）等の制度的整備を含めたシステム改革等を検討・提案する。

また、出資金を活用し、実用化に向けた国立大学と企業との共同の研究開発を推進するとともに、その実施状況を踏まえつつ、国立大学による研究開発成果の事業化及びこれを目的とした投資を行う子会社の設立、大学発ベンチャー支援ファンド等への出資を可能とする制度改正について検討する。

27-2 私立大学等における教育研究活性化の促進・支援

- ・ 高等教育の約8割を担う私立大学等が、多様で幅広い層の人材育成に果たしている役割の重要性に鑑み、学士課程教育の質向上や、地域再生の核となる大学の形成、産業界等の社会の多様な主体・他大学等と連携した教育研究、グローバル化への取組等の大学改革に組織的、体系的に取り組む私立大学等に対し一層重点的に支援することにより、建学の精神・特色を生かした私立大学等の教育研究等の活性化や機能別分化に向けた取組の推進を図る。

27-3 国公立大学の枠を超えた大学間連携の促進

- ・ 各大学が国公立の設置形態を超え、地域の中で大学間が相互に連携し、共同の教育・質保証システムの構築を行う優れた取組を重点的に支援することにより、各大学の強みを生かした機能別分化を推進するとともに、様々な社会の要請に応える人材の育成を図る。

27-4 大学情報の積極的発信（基本施策9-2の再掲）

27-5 大学評価の改善（基本施策9-3の再掲）

基本施策 28 大学等の財政基盤の確立と個性・特色に応じた施設整備

【基本的考え方】

- 大学等が、それぞれの個性や特色を発揮し、使命と役割を果たしていくためには、財政基盤の確立や戦略的な施設整備など、ソフト・ハード両面の充実を行っていくことが不可欠である。
- 大学等の財政基盤の確立については、大学等がその役割を一層発揮できるよう、国立大学運営費交付金や私学助成など基盤的経費を確実に措置するとともに、基本施策 27 の機能別分化等を踏まえ、改革に取り組む大学への重点支援など一層明確でメリハリある配分を行う。
- また、欧米諸国に比べて、我が国の高等教育における公費負担割合が低く私費負担割合が高いという指摘もあること、各大学の予算に占める民間資金の割合が低いこと、近年の厳しい経済情勢等も踏まえ、大学等がその役割を一層発揮できるよう、基盤的経費の確実な措置に加え、寄附金収入その他の民間資金を自主的・積極的に調達するための環境をより一層整備する。
- 国立大学等の戦略的な施設整備については、卓越した教育研究拠点の形成や大学附属病院機能の充実など、大学等の機能強化につながる施設整備を図る。

【主な取組】

28-1 大学等の財政基盤の確立とメリハリある配分

- ・ 国立大学運営費交付金や私学助成など財政基盤の確立を図るとともに、基盤的経費について、その基本的性質を十分踏まえつつ、一層メリハリある配分を行う。国立大学については、国立大学改革の促進を視野に、年俸制の本格導入や学外機関との混合給与の導入等の人事給与システムの見直しや全学的な戦略に基づく学内資源の再配分を促すとともに、平成 28 年度からの第 3 期中期目標期間における運営費交付金の配分の在り方について、新たな評価指標を確立し、抜本的に見直す。また、競争的資金については、各大学等のインセンティブの強化や先進的な取組の促進等を図る。さらに、寄附金に係る税制上の措置の在り方の検討、寄附金収入等の民間資金導入促進策の検討を行うとともに、寄附制度の普及啓発や先進事例の紹介等、民間資金を自主的・積極的に調達するための環境整備を行う。

28-2 個性・特色に応じた施設整備

- ・ 国立大学等の施設について、優れた教育研究成果を生み出す拠点の形成、次代を担う優れた人材を育成する環境整備、国立大学附属病院の再生など、大学等の機能強化につながる施設整備を図る。また、施設マネジメントや多様な財源を活用した施設整備を一層進める。このため、「第 3 次国立大学法人等施設整備 5 か年計画」を着実に実施する。
- ・ 私立大学等の施設について、各大学の建学の精神や特色を生かした教育研究、地域に根差した教育研究及び経営戦略に基づく研究拠点の形成等教育研究の充実・活性化に資する整備を推進する。特に、私立学校施設防災機能強化集中支援プランに基づき、学校種を通じて耐震化、防災機能強化等を推進する。

基本施策 29 私立学校の振興

【基本的考え方】

- 我が国教育の大きな特徴は、私立学校が建学の精神に基づく多様な人材育成や特色ある教育研究を展開し、公教育の大きな部分を担っていることであり、私立学校の振興は決定的に重要である。
- 特に、高等教育段階では私立学校が学生全体の75%を占めており、私立大学の質的充実が大学全体の質の保証、向上にとって極めて重要である。
- このため、私学助成の基盤的経費としての基本性格を踏まえた上で支援を行いつつ、私立学校の特色の発揮と質的充実に向けた支援及びメリハリある配分を強化する。あわせて、寄附金収入その他の民間資金を自主的・積極的に調達するための環境を整備する。
- また、各学校法人が、経営環境の厳しい中、経営状況を的確に分析し、自主的な早期の経営判断を行うよう必要な支援を実施する。
- 同時に、教学・経営の両面から質保証を徹底推進する一貫したシステムを確立し、大学全体の質の向上を図る。

【主な取組】

29-1 財政基盤の確立とメリハリある資金配分

- ・ 私立学校の果たしている役割に鑑み、基盤的経費等の公財政支援その他の施策の充実・推進を図り、私立学校の教育条件の維持向上及び学生等の経済的負担の軽減を図るとともに、経営の健全性を高める。特に、私立大学については、財政基盤の確立と基盤的経費等の一層のメリハリある配分の実施を図り、建学の精神・特色を生かした教育研究等の活性化と機能別分化を促進する。
また、「私立学校施設防災機能強化集中支援プラン」に基づき、私立学校施設の防災機能強化への継続的な支援を進め、早期の耐震化完了を目指す。

29-2 多角的な資金調達の促進

- ・ 各学校法人における確固とした財政基盤の確立のため、税額控除制度等を活用した私立学校への寄附の促進が図られるよう、寄附税制の普及啓発や、先進事例の紹介等を実施するとともに、学校法人が寄附金収入等の民間資金を自主的・積極的に調達するための環境をより一層整備する。また、寄附金に係る税制上の措置の在り方について、これまで講じられた措置の効果等を踏まえつつ、対象範囲や財源も含め検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずる。

29-3 学校法人に対する経営支援の充実

- ・ 各学校法人が、自らの経営状況を分析し、学生・地域・社会のニーズを十分に把握した上で、自己の強みとなる部門の強化や不採算部門の見直し等を検討するなど、学校法人が自らの確かな経営判断を行うことができるよう、必要な経営指導・支援を行うシステムを確立するとともに、経営上の課題を抱える学校法人に係る制度的対応について検討する。あわせて、各学校法人において、経営者の的確な経営判断に資するものとなるよう、また広く一般に説明しやすいものとなるよう、新たな学校法人会計基準を導入するとともに、学校法人の財務情報等の積極的な公開を更に促す。

基本施策 30 社会教育推進体制の強化

【基本的考え方】

- 地域における学習活動を、活力あるコミュニティ形成と絆づくりをはじめとする課題に、より積極的に貢献できるものとするのが重要である。
- このため、社会教育行政が、学校や家庭、まちづくり、福祉等の関係部局や、民間団体、大学等の地域の多様な主体と、より積極的に連携を仕掛け、地域住民も一体となって協働して取組を進めていく「社会教育行政の再構築」を実施するための環境整備を図るとともに、地域の学びを支える人材を育て、地域の学びの場をより質の高いものにするための取組を推進する。

【主な取組】

30-1 社会教育推進体制の強化

- ・ 社会教育行政が関係部局、大学等、民間団体、企業等の様々な主体と自ら積極的に連携・協働しつつ、地域課題の解決に取り組んでいる先進的な地方公共団体を支援し、その優れた成果を全国へ普及することなどにより、「社会教育行政の再構築」を推進する。

また、地域の多様な人材をつなげていく役割を果たす社会教育主事等の専門人材の役割や配置の見直し、資質・能力の向上を図る。また、地域で活躍する教育支援人材等の人材認証制度の構築など、地域の学びを支える人材の育成・活用に取り組む。

さらに、全ての社会教育施設で自己評価・情報公開が行われるよう促すなど、社会教育施設の運営の質の向上を図る。

Ⅲ 東日本大震災からの復旧・復興支援

< 5年間における具体的方策 >

【基本的考え方】

- 一刻も早い被災地の復旧・復興に向け、被災地のニーズを十分に踏まえつつ、安全・安心な学びの場の確保や就学支援、心のケア、スポーツ機会の充実など、中長期的に切れ目のない支援を行う。
- 新しい東北を目指した被災地の創造的復興のために、教育機関が拠点となって、「学校からのまちづくり」の推進や復興を担う人材の育成、大学や研究所等を活用した地域の再生などを推進する。
- 東日本大震災の教訓を踏まえ、困難な状況に直面した際に自ら考え判断し行動する力や、困難に立ち向かうために周りの人々と協力し合う力などを育む教育の推進が必要であり、被災地からの未来型の教育モデルづくりや防災教育を促進し、被災地だけでなく全国的に共有していく。

【主な取組】

○ 学びのセーフティネットの構築

- ・ 被災した子ども・若者に対して、被災地の実情・ニーズに応じて、授業料減免や奨学金等の就学支援を行う。（基本施策17-5関係）
- ・ 被災した子どもに対する学習支援や心のケアとして、教職員の加配措置やスクールカウンセラーの配置等を、引き続き実施する。（基本施策18-3関係）
- ・ 学校給食の安全・安心を確保するための支援を行う。
- ・ 被災した子どもの運動不足を解消し、心身の健全育成を図るため、スポーツ機会の充実等に向けた取組を支援する。
- ・ 学校施設の耐震化や非構造部材の耐震対策を含む防災機能の強化、老朽化対策を推進する。（基本施策19-1関係）

○ ^{きずな}絆づくりと活力あるコミュニティの形成

- ・ 被災地の自律的な復興に向けて、住民一人一人が主体的に参画できるコミュニティ再生のための場づくりを推進することが重要であり、学校や公民館等の施設や総合型地域スポーツクラブも活用しつつ、学びの場を通じたコミュニティの再生支援を実施する。
- ・ 大学等の地域復興センター的機能の整備を支援することにより、被災地域のコミュニティの再構築、地域産業の再生及び医療再生等を行いつつ、復興の担い手を養成する。

○ 震災後の社会を生き抜く力の養成

- ・ 東日本大震災の教訓を踏まえ、自ら危険を予測して回避するための「主体的に行動する態度」等を育成する防災教育の充実を図る。（基本施策19-2関係）
- ・ 放射線に関する正しい理解を促進するための教育を推進する。（基本施策1-4関係）
- ・ 震災により大きく変化した被災地の人材ニーズに対応し、復興の即戦力となる専門人材や次代を担う専門人材の育成及び地域への定着を図るための推進体制を整備する。

○ 創造的復興を実現する人材の養成

- ・ 東日本大震災の教訓を踏まえ、被災地における特色ある教育活動を支援することにより、新たな教育のモデルを開発・普及する「復興教育」の取組を推進する。(基本施策1－4関係)

第3部 施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項

I 的確な情報の発信と国民の意見等の把握・反映

- 教育政策の推進に当たっては、地域社会、企業、NPO、各家庭など、様々な社会の構成員の参画や協力を得ていくことが必要であり、その前提として、国は、各施策の意義・目的などについて、広く国民へ発信していくことが求められる。
- しかしながら、これまで、教育関係者以外における教育振興基本計画の認知度・理解度は必ずしも高くなかったのではないかとの指摘もあることから、今後は、様々な機会を捉えて、可能な限り分かりやすく対外的に情報発信するとともに、国民からの意見等の把握やその施策への反映に努めていく必要がある。

II 進捗状況の点検及び計画の見直し

- 前述のとおり、教育政策の意義を広く国民に伝えていくためにも、また、各施策を効果的かつ着実に実施していくためにも、計画の進捗状況を客観的に点検し、その結果をフィードバックして各施策に反映させていくことが不可欠であるが、このようなPDCAサイクルがこれまで十分に機能していたかについては疑義がある。
- このため、今後は、第2部に掲げた成果目標・成果指標の達成度合いや、各基本施策の進捗状況について、定期的に可能な限りデータなどを用いて客観的に点検し、その後の施策等の方向性に反映させるとともに、広く国民に情報提供していくことが必要である。その際、あわせて、各成果指標に係る統計調査等の目的・方法等について分析するなどして、各成果目標の達成度合いを測定するものとして当該指標が最も適切であるかどうか、不断の見直しを行っていくことが重要である。
- なお、既に見たように、世界全体が変化の激しく先行きの不透明な社会に移行していることを踏まえれば、検証改善の過程の中で、計画策定時には予想されなかった教育上の課題が新たに生じることも予想される。
- もとより第2部に掲げた成果目標の達成に向けて、各般の教育施策を推進していくことが基本ではあるが、教育を取り巻く諸情勢の変化を的確にとらえ、迅速かつ適切に新たな課題への対応を行っていくことも求められる。
- また、今回の教育振興基本計画は、政府が5年間に取り組むべき具体的方策について示すものであることから、策定から5年後を目途に見直しを行い、次期計画を策定する必要がある。なお、特段の事由がある場合には、計画期間の途中に見直しを行い、その一部を改定することもあり得る。

第2期教育振興基本計画 第1部 総論 概要 ～我が国の危機回避に向けた4つの基本的方向性～
 ※教育振興基本計画:教育基本法第17条第1項に基づき政府が策定する。教育の振興に関する総合計画(第2期計画期間:平成25～29年度)

教育行政の4つの基本的方向性
 ⇒ 改正教育基本法の理念を踏まえ教育再生を実現するため、生涯の各段階を貫く方向性を設定し、成果目標・指標、具体的方策を体系的に整理(次頁参照)。

- (共通理念)**
- ◆ 教育における多様性の尊重
 - ◆ 社会全体の「横」の連携・協働
 - ◆ ライフステージに応じた「縦」の接続
 - ◆ 現場の活性化に向けた国・地方の連携・協働
- (教育投資の在り方)**
- ◆ 現下の様々な教育課題を踏まえ、今後の教育投資の方向性としては、以下の3点を中心に充実を図る。
 - ・協働型・双方向型学習など質の高い教育を可能とする環境の構築
 - ・協働型・双方向型学習など質の高い教育を可能とする環境の構築
 - ◆ 安全・安心な教育研究環境の構築(学校施設の耐震化など)
 - ◆ 教育の再生は政策上の政策課題の一つであり、欧米主要国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、第2期計画期間内においては、第2部において掲げる成果目標の達成や基本施策の実施に必要な予算について財源を措置し、真に必要な教育投資を確保していく必要がある。

- (危機回避シナリオ)**
- 個々人の自己実現、社会の「担い手」の増加、格差の改善
 (若者・女性・高齢者・障害者などを含め、生涯現役、全員参加に向けて個人の能力を最大限伸ばし)
 - 社会全体の生産性向上
 (グローバル化に対応したイノベーションなど)
 - 一人一人の絆の確保(社会関係資本の形成)
 - ⇒ 一人一人が誇りと自信を取り戻し、一人一人が実感できる成長を実現

今後の社会の方向性
 ⇒ 「自立」「協働」「創造」の3つの理念の実現に向けた生涯学習社会を構築



- 【震災の教訓(危機打開に向けた手がかり)】**
- 諦めず、状況を的確に捉え自ら考え行動する力
 - イノベーションなど未来志向の復興、社会づくり
 - 安心して必要な力を身に付けられる環境
 - 人々や地域間、各国間に存在するつながり、人と自然との共生の重要性

- 【第1期計画の評価】**
- 第1期計画で掲げた「10年を過ぎて目指すべき教育の姿」の達成はまだまだ遠く。
 - ・様々な取組を行ったが、学習意欲・学習時間、低学力層の存在、グローバル化等への対応、若者の内向志向、規範意識、社会性等の育成など依然として課題が存在。
 - ・一方、コミュニティの協働による課題解決や教育格差の問題など新たな視点も浮上。
- 背景には、「個々人の多様な強みを引き出すという視点」「学校段階間や学校・社会生活間の接続」「十分なPDCAサイクル」の不足など

1. 社会を生き抜く力の養成
 ～多様に変化する激しい社会の中で個人の自立と協働を図るための主体的・能動的な力～
 → 「教育成果の保証」に向けた条件整備

2. 未来への飛躍を実現する人材の養成
 ～変化や新たな価値を主導・創造し、社会の各分野を牽引していく人材～
 → 創造性やチャレンジ精神、リーダーシップ、日本人としてのアイデンティティ、語学力・コミュニケーション能力などの育成に向けた多様な体験・切磋琢磨の機会の増大、優れた能力と多様な個性を伸ばす環境の醸成

3. 学びのセーフティネットの構築
 ～誰もがアクセスできる多様な学習機会を～
 → 教育費負担軽減など学習機会の確保や安全安心な教育研究環境の確保

4. 絆づくりと活力あるコミュニティの形成
 ～社会が人を育て、人が社会をつくる好循環～
 → 学習を通じて多様な人が集い協働するための体制・ネットワークの形成など社会全体の教育力の強化や、人々が主体的に社会参画し相互に支え合うための環境整備

我が国を取り巻く危機状況

相互に関連

<p>○ 少子化・高齢化の進展</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産年齢人口の減少(2060年には、我が国の人口は2010年比約3割減の約9千万人まで減少。そのうち4割が65歳以上の高齢者。) ・経済規模縮小、税収減、社会保障費の拡大 → 社会全体の活力低下 	<p>○ 地域社会、家族の変容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域社会草のつながりが弱まり、付き合いによるセーフティネット機能の低下 ・価値観、ライフスタイルの多様化 → 個々人の孤立化、規範意識の低下
<p>○ グローバリ化の進展</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人・モノ・金・情報等の流動化 ・「知識基盤社会」の本格化到来 ・新興国の台頭等による国際競争の激化 ・生産拠点を海外移転による産業空洞化 → 我が国の国際的な存在感の低下 	<p>○ 格差の再生産・固定化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済格差の進行→教育格差→教育格差の再生産・固定化(同一世代内、世代間) → 一人一人の意欲減退、社会の不安定化
<p>○ 雇用環境の変容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・終身雇用・年功序列等の変容 ・企業内教育による人材育成機能の低下 → 失業率、非正規雇用の増加 	<p>○ 地球規模の課題への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境問題、食料・エネルギー問題、民族・宗教競争など様々な地球規模の課題に直面しており、かつてのようないくつかのみの追求という視点から脱却し、持続可能な社会の構築に向けて取り組んでいく必要がある。

【我が国の様々な強み】

- 科学技術、「ものづくり」の基盤技術
- 多様な文化・芸術や優れた感性
- 勤勉性・協調性、思いやりの心
- 基礎的な知識技能の平均レベルの高さ
- 人の絆

第2期教育振興基本計画 第2部 各論 概要 ～4のビジョン、8のミッション、30のアクション～
 (基本指標) (成果目標) (成果目標)

1 社会を生き抜く力の養成

1 生きる力の確実な育成 (幼稚園～高校)
 ⇒ 生涯にわたる学習の基礎となる「自ら学び、考え、行動する力」などを確実に育てる。

- ★国際的な学力調査でトップレベルに
- ★いいじめ、不登校、高校中退者の状況改善 など
- ◆新学習指導要領を踏まえた言語活動等の充実
- ◆ICTの活用などによる協働型・双方向型学習の推進
- ◆各地域の実情を踏まえた土曜日の活用促進
- ◆高校段階での到達度テスト導入など 高校教育の改善・充実
- ◆道徳教育の推進 (心のノート)の充実・配布、道徳の教科化の検討
- ◆いじめ、暴力行為等の問題への取組の徹底
- ◆教員の資質能力向上 (養成・採用・研修の一体的な改革)
- ◆全国学力・学習状況調査 (全数調査の継続実施)
- ◆子どもへの成長に応じた柔軟な教育システム等の構築に向けた、学制の在り方を含めた検討 など

4 社会的・職業的自立に向けた力の育成

- ★進路への意識向上や雇用状況 (就職率、早期離職率等) の改善に向けた取組の増加 (インターンシップ等の実施状況の改善、大学等への社会人入学者倍増) など
- ◆体系的・系統的なキャリア教育の充実 ◆大学・専修学校等における分野別到達目標の普及、第三者評価制度の構築
- ◆学生等への就職支援体制強化 (就職・採用活動開始時期の変更等) ◆社会人 (キャリアアップを目指す社会人、出産等により離職したが再就職を希望する女性など) の学び直しの機会の充実 など

2 未来への飛躍を実現する人材の養成

5 新たな価値を創造する人材、グローバル人材等の養成

- ★大学の国際的な評価の向上 ★英語力の目標を達成した中高生や英語教員の割合増加
- ★日本人の海外留学者数・外国人留学生数の増加 など
- ◆高校段階における早期卒業制度の検討 ◆外国語教育の強化や双方方向の留学生交流 (意欲と能力のある全ての若者に留学機会を実現等)・国際交流の推進、大学等の国際化のための取組の支援
- ◆大学院教育の抜本的改革の支援 など

3 学びのセーフティネットの構築

6 意欲ある全ての者への学習機会の確保

- ★経済状況によらない進学機会の確保
- ★家庭の経済状況等が学力に与える影響の改善 など
- ◆各高校段階を通じた切れ目のない教育費負担軽減 (幼児教育の負担軽減、無償化の検討、義務教育段階の就学援助の実施、低所得世帯等の高校生等への修学支援の充実、低所得世帯等の大学生、専門学校生への支援の充実)
- ◆挫折や困難を抱えた子ども、若者の学び直しの機会を充実 など

4 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

8 互助・共助による活力あるコミュニティの形成

- ★全学区に学校と地域の連携・協働体制を構築 ★コミュニティ・スクールを全公立小・中学校の1割に拡大 ★全学校等で評価、情報提供 など
- ◆コミュニティ・スクール、学校支援地域本部等の普及 ◆大学等のセンター・オブ・コミュニティ・構想 (COC構想) の推進 ◆家庭教育支援体制の強化 など

2 課題探求能力の修得 (大学～)

⇒ どんな環境でも「答えのない問題」に最善解を導くことができる力を養う。

- ★学生の学修時間の増加 (欧米並みの水準) など
- ◆学生の主体的な学び確立による大学教育の質的転換 (アクティブラーニング、教員サポート等)
- ◆大学情報の積極的発信
- ◆点からプロセスによる質保証を重視した高大接続 (高校段階での到達度テストの結果の活用を含め、志願者の意欲・能力・適性等の多面的・総合的な評価に基づいた入試への転換) など

3 自立・協働・創造に向けた力の修得 (生涯全体)

⇒ 社会を生き抜くための力を生涯を通じて身に付けられるようにする。

- ◆現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進
- ◆学校内外における様々な体験活動・読書活動の推進
- ◆学習の質の保証と学習成果の評価活用を推進 (評価・情報公開の仕組みの構築・普及、教育支援人材の認証制度の推進など) など

7 安全・安心な教育研究環境の確保

- ★学校施設の耐震化率の向上 (公立学校について平成27年度までのできるだけ早期の耐震化の完了 など)
- ★学校管理下における事件・事故災害で負傷する児童生徒等の減少 など
- ◆学校の耐震化、非構造部材の耐震対策を含む防災機能強化、老朽化対策の推進
- ◆主体的に行動する態度を育成する防災教育等の学校安全に関する教育、地域社会・家庭・関係機関と連携した学校安全の推進 など

4つの基本的方向性を支える環境整備

- ◆教育委員会の抜本的改革 ◆きめ細かくて質の高い教育のための教職員等の指導体制の整備 ◆大学におけるガバナンスの機能強化
- ◆大学の財政基盤の確立と施設整備 ◆私立学校の振興 ◆社会教育推進体制の強化 ◆社会教育推進体制の強化 など

東日本大震災からの復旧・復興支援

第2期教育振興基本計画における成果目標や基本施策の体系イメージ

Ⅰ 4つの基本的方向性に基づく方策 (1) 社会を生き抜く力の養成	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;"> 教育内容・方法、 教職員(質) </td> <td style="width: 85%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 【施策1】 教育内容・方法の充実 新学習指導要領、ICTの活用、高校教育の改善・充実、振興教育等 【施策2】 豊かな心の育成 道徳、生徒指導、いじめ、暴力行為、体罰等への取組徹底、伝達・文化教育(文化芸術体験等)、体験活動等 【施策3】 豊かな体の育成 学校体育、学校給食、食育、スポーツ等 【施策4】 豊かな心の育成 達成・採用・研修の一体的改革、適切な人事管理等 【施策5】 幼児教育の充実 幼児教育の質の向上、 幼児教育・保育の総合的充実等 【施策6】 特別なニーズに対応した教育 合理的配慮の基礎となる環境整備、海外で学ぶ子ども・帰国児童生徒・外国人子どもへの教育環境の整備等 【施策7】 検証改善サイクルの確立 全国学力・学習状況調査、高校段階の学習の到達度を把握する仕組み等 【施策10】 柔軟な教育システム構築 学校段階間の連携・稼働、学習の在り方の検討、点からプロセスによる質保証(入試改革等)等 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 【施策8】 大学教育の質的転換 教学マネジメントの改善(シラバスの充実、教員の教育力向上など)、 学修支援課等の整備(TA等の充実、ICTを活用した双方向型授業、 図書館の機能強化)、大学院教育の改善・充実等 【施策9】 教育の質保証 大学標準の確立、大学財源確保等 【施策12】 学習の質の保証、学習成果の評価・活用 </td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 質保証 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 成果目標2：課題探求能力の修得 【施策11】 現代的・社会的課題に対応した学習等 男女共同参画学習、人権、環境、消費者、防災に 関する学習、自立した高学歴を志すための学習、 持続可能な開発のための教育(ESD)、 体験活動、読書活動等 </td> </tr> </table>	教育内容・方法、 教職員(質)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 【施策1】 教育内容・方法の充実 新学習指導要領、ICTの活用、高校教育の改善・充実、振興教育等 【施策2】 豊かな心の育成 道徳、生徒指導、いじめ、暴力行為、体罰等への取組徹底、伝達・文化教育(文化芸術体験等)、体験活動等 【施策3】 豊かな体の育成 学校体育、学校給食、食育、スポーツ等 【施策4】 豊かな心の育成 達成・採用・研修の一体的改革、適切な人事管理等 【施策5】 幼児教育の充実 幼児教育の質の向上、 幼児教育・保育の総合的充実等 【施策6】 特別なニーズに対応した教育 合理的配慮の基礎となる環境整備、海外で学ぶ子ども・帰国児童生徒・外国人子どもへの教育環境の整備等 【施策7】 検証改善サイクルの確立 全国学力・学習状況調査、高校段階の学習の到達度を把握する仕組み等 【施策10】 柔軟な教育システム構築 学校段階間の連携・稼働、学習の在り方の検討、点からプロセスによる質保証(入試改革等)等 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 【施策8】 大学教育の質的転換 教学マネジメントの改善(シラバスの充実、教員の教育力向上など)、 学修支援課等の整備(TA等の充実、ICTを活用した双方向型授業、 図書館の機能強化)、大学院教育の改善・充実等 【施策9】 教育の質保証 大学標準の確立、大学財源確保等 【施策12】 学習の質の保証、学習成果の評価・活用 </td> </tr> </table>	【施策1】 教育内容・方法の充実 新学習指導要領、ICTの活用、高校教育の改善・充実、振興教育等 【施策2】 豊かな心の育成 道徳、生徒指導、いじめ、暴力行為、体罰等への取組徹底、伝達・文化教育(文化芸術体験等)、体験活動等 【施策3】 豊かな体の育成 学校体育、学校給食、食育、スポーツ等 【施策4】 豊かな心の育成 達成・採用・研修の一体的改革、適切な人事管理等 【施策5】 幼児教育の充実 幼児教育の質の向上、 幼児教育・保育の総合的充実等 【施策6】 特別なニーズに対応した教育 合理的配慮の基礎となる環境整備、海外で学ぶ子ども・帰国児童生徒・外国人子どもへの教育環境の整備等 【施策7】 検証改善サイクルの確立 全国学力・学習状況調査、高校段階の学習の到達度を把握する仕組み等 【施策10】 柔軟な教育システム構築 学校段階間の連携・稼働、学習の在り方の検討、点からプロセスによる質保証(入試改革等)等	【施策8】 大学教育の質的転換 教学マネジメントの改善(シラバスの充実、教員の教育力向上など)、 学修支援課等の整備(TA等の充実、ICTを活用した双方向型授業、 図書館の機能強化)、大学院教育の改善・充実等 【施策9】 教育の質保証 大学標準の確立、大学財源確保等 【施策12】 学習の質の保証、学習成果の評価・活用	質保証	成果目標2：課題探求能力の修得 【施策11】 現代的・社会的課題に対応した学習等 男女共同参画学習、人権、環境、消費者、防災に 関する学習、自立した高学歴を志すための学習、 持続可能な開発のための教育(ESD)、 体験活動、読書活動等	成果目標3：自立・協働 創造に向けた力の修得
教育内容・方法、 教職員(質)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 【施策1】 教育内容・方法の充実 新学習指導要領、ICTの活用、高校教育の改善・充実、振興教育等 【施策2】 豊かな心の育成 道徳、生徒指導、いじめ、暴力行為、体罰等への取組徹底、伝達・文化教育(文化芸術体験等)、体験活動等 【施策3】 豊かな体の育成 学校体育、学校給食、食育、スポーツ等 【施策4】 豊かな心の育成 達成・採用・研修の一体的改革、適切な人事管理等 【施策5】 幼児教育の充実 幼児教育の質の向上、 幼児教育・保育の総合的充実等 【施策6】 特別なニーズに対応した教育 合理的配慮の基礎となる環境整備、海外で学ぶ子ども・帰国児童生徒・外国人子どもへの教育環境の整備等 【施策7】 検証改善サイクルの確立 全国学力・学習状況調査、高校段階の学習の到達度を把握する仕組み等 【施策10】 柔軟な教育システム構築 学校段階間の連携・稼働、学習の在り方の検討、点からプロセスによる質保証(入試改革等)等 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 【施策8】 大学教育の質的転換 教学マネジメントの改善(シラバスの充実、教員の教育力向上など)、 学修支援課等の整備(TA等の充実、ICTを活用した双方向型授業、 図書館の機能強化)、大学院教育の改善・充実等 【施策9】 教育の質保証 大学標準の確立、大学財源確保等 【施策12】 学習の質の保証、学習成果の評価・活用 </td> </tr> </table>	【施策1】 教育内容・方法の充実 新学習指導要領、ICTの活用、高校教育の改善・充実、振興教育等 【施策2】 豊かな心の育成 道徳、生徒指導、いじめ、暴力行為、体罰等への取組徹底、伝達・文化教育(文化芸術体験等)、体験活動等 【施策3】 豊かな体の育成 学校体育、学校給食、食育、スポーツ等 【施策4】 豊かな心の育成 達成・採用・研修の一体的改革、適切な人事管理等 【施策5】 幼児教育の充実 幼児教育の質の向上、 幼児教育・保育の総合的充実等 【施策6】 特別なニーズに対応した教育 合理的配慮の基礎となる環境整備、海外で学ぶ子ども・帰国児童生徒・外国人子どもへの教育環境の整備等 【施策7】 検証改善サイクルの確立 全国学力・学習状況調査、高校段階の学習の到達度を把握する仕組み等 【施策10】 柔軟な教育システム構築 学校段階間の連携・稼働、学習の在り方の検討、点からプロセスによる質保証(入試改革等)等	【施策8】 大学教育の質的転換 教学マネジメントの改善(シラバスの充実、教員の教育力向上など)、 学修支援課等の整備(TA等の充実、ICTを活用した双方向型授業、 図書館の機能強化)、大学院教育の改善・充実等 【施策9】 教育の質保証 大学標準の確立、大学財源確保等 【施策12】 学習の質の保証、学習成果の評価・活用					
【施策1】 教育内容・方法の充実 新学習指導要領、ICTの活用、高校教育の改善・充実、振興教育等 【施策2】 豊かな心の育成 道徳、生徒指導、いじめ、暴力行為、体罰等への取組徹底、伝達・文化教育(文化芸術体験等)、体験活動等 【施策3】 豊かな体の育成 学校体育、学校給食、食育、スポーツ等 【施策4】 豊かな心の育成 達成・採用・研修の一体的改革、適切な人事管理等 【施策5】 幼児教育の充実 幼児教育の質の向上、 幼児教育・保育の総合的充実等 【施策6】 特別なニーズに対応した教育 合理的配慮の基礎となる環境整備、海外で学ぶ子ども・帰国児童生徒・外国人子どもへの教育環境の整備等 【施策7】 検証改善サイクルの確立 全国学力・学習状況調査、高校段階の学習の到達度を把握する仕組み等 【施策10】 柔軟な教育システム構築 学校段階間の連携・稼働、学習の在り方の検討、点からプロセスによる質保証(入試改革等)等	【施策8】 大学教育の質的転換 教学マネジメントの改善(シラバスの充実、教員の教育力向上など)、 学修支援課等の整備(TA等の充実、ICTを活用した双方向型授業、 図書館の機能強化)、大学院教育の改善・充実等 【施策9】 教育の質保証 大学標準の確立、大学財源確保等 【施策12】 学習の質の保証、学習成果の評価・活用							
質保証	成果目標2：課題探求能力の修得 【施策11】 現代的・社会的課題に対応した学習等 男女共同参画学習、人権、環境、消費者、防災に 関する学習、自立した高学歴を志すための学習、 持続可能な開発のための教育(ESD)、 体験活動、読書活動等							
Ⅱ 4つの基本的方向性を支える環境整備	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 教育費負担軽減 学習支援・再チャレンジ 安全・安心 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 成果目標4：社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成等 【施策13】 キャリア教育・職業教育、社会への接続支援、中核的専門人材・高度職業人の育成 体系的・系統的なキャリア教育の充実、学校制的な職業教育の推進、社会人が学びやすい学習システムの構築、学生への就職支援体制強化等 【施策14】 多様な高度な学習機会等の確保 高専機能強化、SSH、科学の甲子園等 【施策15】 卓越した教育研究拠点の形成 大学の機能強化等 【施策16】 外国語教育、双方向の留学生交流・国際交流、大学の国際化 外国語教育の抜本的強化、留学支援、教入学に関する国際化を含む大学等の国際化に向けた支援等 【施策17】 教育費負担の軽減 幼児教育無償化への取組、義務教育段階の就学援助の拡充、低所得世帯等の高校生への修学支援の充実、授業料減免等 【施策18】 学習や社会生活に困難を有する者への教育支援 へき地や過疎地域等の学習環境整備、学校ひろころワーク・地域若者サポートステーションとの連携等 【施策19】 教育研究環境の整備や安全に関する教育など児童生徒等の安全の確保 学校施設の耐震化、非構造部材の耐震強化、非構造部材の耐震強化、老朽化対策、安全対策、地域社会・家庭・地域機関と連携した学校安全の推進等 </td> </tr> </table>	教育費負担軽減 学習支援・再チャレンジ 安全・安心	成果目標4：社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成等 【施策13】 キャリア教育・職業教育、社会への接続支援、中核的専門人材・高度職業人の育成 体系的・系統的なキャリア教育の充実、学校制的な職業教育の推進、社会人が学びやすい学習システムの構築、学生への就職支援体制強化等 【施策14】 多様な高度な学習機会等の確保 高専機能強化、SSH、科学の甲子園等 【施策15】 卓越した教育研究拠点の形成 大学の機能強化等 【施策16】 外国語教育、双方向の留学生交流・国際交流、大学の国際化 外国語教育の抜本的強化、留学支援、教入学に関する国際化を含む大学等の国際化に向けた支援等 【施策17】 教育費負担の軽減 幼児教育無償化への取組、義務教育段階の就学援助の拡充、低所得世帯等の高校生への修学支援の充実、授業料減免等 【施策18】 学習や社会生活に困難を有する者への教育支援 へき地や過疎地域等の学習環境整備、学校ひろころワーク・地域若者サポートステーションとの連携等 【施策19】 教育研究環境の整備や安全に関する教育など児童生徒等の安全の確保 学校施設の耐震化、非構造部材の耐震強化、非構造部材の耐震強化、老朽化対策、安全対策、地域社会・家庭・地域機関と連携した学校安全の推進等	成果目標6：意欲ある全ての者への学習機会の確保 成果目標7：安全・安心な教育研究環境の確保 成果目標8：互助・共助による活力あるコミュニティの形成				
教育費負担軽減 学習支援・再チャレンジ 安全・安心	成果目標4：社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成等 【施策13】 キャリア教育・職業教育、社会への接続支援、中核的専門人材・高度職業人の育成 体系的・系統的なキャリア教育の充実、学校制的な職業教育の推進、社会人が学びやすい学習システムの構築、学生への就職支援体制強化等 【施策14】 多様な高度な学習機会等の確保 高専機能強化、SSH、科学の甲子園等 【施策15】 卓越した教育研究拠点の形成 大学の機能強化等 【施策16】 外国語教育、双方向の留学生交流・国際交流、大学の国際化 外国語教育の抜本的強化、留学支援、教入学に関する国際化を含む大学等の国際化に向けた支援等 【施策17】 教育費負担の軽減 幼児教育無償化への取組、義務教育段階の就学援助の拡充、低所得世帯等の高校生への修学支援の充実、授業料減免等 【施策18】 学習や社会生活に困難を有する者への教育支援 へき地や過疎地域等の学習環境整備、学校ひろころワーク・地域若者サポートステーションとの連携等 【施策19】 教育研究環境の整備や安全に関する教育など児童生徒等の安全の確保 学校施設の耐震化、非構造部材の耐震強化、非構造部材の耐震強化、老朽化対策、安全対策、地域社会・家庭・地域機関と連携した学校安全の推進等							
Ⅲ 東日本大震災からの復旧・復興支援	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> ガバナンス 基礎整備 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 成果目標26：大学におけるガバナンスの機能強化 【施策26】 大学におけるガバナンスの機能強化 【施策27】 大学の機能強化(機能別分化)の推進 【施策28】 大学等の財政基盤の確立・施設整備 国立大学運営費交付金や私学助成の適宜な措置、戦略的な施設整備等 【施策29】 私立学校の質員 公財支援の充実等 【施策30】 社会教育推進体制の強化 地域の様々な主体との連携・協働による地域課題 解決への支援 </td> </tr> </table>	ガバナンス 基礎整備	成果目標26：大学におけるガバナンスの機能強化 【施策26】 大学におけるガバナンスの機能強化 【施策27】 大学の機能強化(機能別分化)の推進 【施策28】 大学等の財政基盤の確立・施設整備 国立大学運営費交付金や私学助成の適宜な措置、戦略的な施設整備等 【施策29】 私立学校の質員 公財支援の充実等 【施策30】 社会教育推進体制の強化 地域の様々な主体との連携・協働による地域課題 解決への支援	※成果目標1～8の全体に関係				
ガバナンス 基礎整備	成果目標26：大学におけるガバナンスの機能強化 【施策26】 大学におけるガバナンスの機能強化 【施策27】 大学の機能強化(機能別分化)の推進 【施策28】 大学等の財政基盤の確立・施設整備 国立大学運営費交付金や私学助成の適宜な措置、戦略的な施設整備等 【施策29】 私立学校の質員 公財支援の充実等 【施策30】 社会教育推進体制の強化 地域の様々な主体との連携・協働による地域課題 解決への支援							

5 学校教育法（抄）

〔昭和22年3月31日 法律第26号〕
最近改正
〔平成19年6月27日 法律第98号〕

第1章 総則

第1条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

第2章 義務教育

第21条 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法（平成18年法律第120号）第5条第2項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 1 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 2 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。

第4章 小学校

第31条 小学校においては、前条第一項の規定による目標の達成に資するよう、教育指導を行うに当たり、児童の体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとする。この場合において、社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならない。

第5章 中学校

第49条 第30条第2項、第31条、第34条、第35条及び第37条から第44条までの規定は、中学校に準用する。この場合において、第30条第2項中「前項」とあるのは「第46条」と、第31条中「前条第1項」とあるのは「第46条」と読み替えるものとする。

第6章 高等学校

第62条 第30条第2項、第31条、第34条、第37条第4項から第17項まで及び第19項並びに第42条から第44条までの規定は高等学校に準用する。この場合において、第30条第2項中「前項」とあるのは「第51条」と、第31条中「前条第1項」とあるのは「第51条」と読み替えるものとする。

6 学校教育法施行規則（抄）

昭和22年5月23日 文部省令第11号
最終改正
平成17年3月3日 文部科学省令第2号

第4章 高等学校

第63条の4 校長は、教育上有益と認めるときは、当該校長の定めるところにより、生徒が行う次に掲げる学修を当該生徒の在学する高等学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。

三 ボランティア活動その他の継続的に行われる活動（当該生徒の在学する高等学校の教育活動として行われるものを除く。）に係る学修で文部科学大臣が別に定めるもの

（参考）小学校学習指導要領（抄）

平成20年3月28日

第1章 総 則

第1 教育課程編成の一般方針

2 道徳教育を進めるに当たっては、教師と児童及び児童相互の人間関係を深めるとともに、児童が自己の生き方についての考えを深め、家庭や地域社会との連携を図りながら、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験を通して児童の内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮しなければならない。

第5章 総合的な学習の時間

第1 目 標

横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにする。

第2 各学校において定める目標及び内容

1 目 標

各学校においては、第1の目標を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の目標を定める。

2 内 容

各学校においては、第1の目標を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の内容を定める。

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

- (3) 自然体験やボランティア活動などの社会体験，ものづくり，生産活動などの体験活動，観察・実験，見学や調査，発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れること。
- (4) 体験活動については，第1の目標並びに第2の各学校において定める目標及び内容を踏まえ，問題の解決や探究活動の過程に適切に位置付けること。

(参考) 中学校学習指導要領(抄)

平成20年3月28日

第1章 総則

第1 教育課程編成の一般方針

2 道德教育を進めるに当たっては，教師と生徒及び生徒相互の人間関係を深めるとともに，生徒が道德的価値に基づいた人間としての生き方についての自覚を深め，家庭や地域社会との連携を図りながら，職場体験活動やボランティア活動，自然体験活動などの豊かな体験を通して生徒の内面に根ざした道德性の育成が図られるよう配慮しなければならない。

第4章 総合的な学習の時間

第1 目標

横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して，自ら課題を見付け，自ら学び，自ら考え，主体的に判断し，よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに，学び方やものの考え方を身に付け，問題の解決や探究活動に主体的，創造的，協同的に取り組む態度を育て，自己の生き方を考えることができるようにする。

第2 各学校において定める目標及び内容

1 目標

各学校においては，第1の目標を踏まえ，各学校の総合的な学習の時間の目標を定める。

2 内容

各学校においては，第1の目標を踏まえ，各学校の総合的な学習の時間の内容を定める。

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

2 第2の内容の取扱いについては，次の事項に配慮するものとする。

- (3) 自然体験やボランティア活動などの社会体験，ものづくり，生産活動などの体験活動，観察・実験，見学や調査，発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れること。
- (4) 体験活動については，第1の目標並びに第2の各学校において定める目標及び内容を踏まえ，問題の解決や探究活動の過程に適切に位置付けること。

(参考) 高等学校学習指導要領 (抄)

平成21年3月29日

第1章 総 則

第1款 教育課程編成の一般方針

4 学校においては、地域や学校の実態等に応じて、就業やボランティアにかかわる体験的な学習の指導を適切に行うようにし、勤労の尊さや創造することの喜びを体得させ、望ましい勤労観、職業観の育成や社会奉仕の精神の涵養に資するものとする。

第4款 総合的な学習の時間

6 総合的な学習の時間の学習活動を行うに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(2) 自然体験やボランティア活動、就業体験などの社会体験、観察・実験・実習、調査・研究、発表や討論、ものづくりや生産活動など体験的な学習、問題解決的な学習を積極的に取り入れること。

Ⅱ ボランティアに関する答申等 (昭和46年～平成25年)

1 急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について(抄)

〔昭和46年4月30日〕
〔社会教育審議会答申〕

第1部 社会的条件の変化と社会教育

3 生涯の各時期における社会教育の課題

(3) 青年

第2は青年の生活における余暇時間の増大に関するものである。零細な企業に働く青年の生活は必ずしも余暇時間は多くはないが、一般的には企業の近代化の中でとくに働く青年の余暇時間は漸次増大の方向にあり、これらの余暇時間が青年たちによってどのように消費されるかはきわめて大きな課題である。現状は単なる受動的なテレビへの接触あるいは商業娯楽への衝動的な集中が多いが、これらの余暇時間が、各種の知識・技術についての学習や、生活にうるおいをもたらすための文化的情操的活動に生かされ、また、自然との接触、スポーツ、レクリエーション、社会奉仕等に積極的に活用されることが望ましい。近年、青年の体格の向上を見つつある反面、体力の低下が指摘されており、余暇時間を利用して各種の身体的な鍛錬を行なうことも必要であろう。

(4) 成人

ア 成人一般

第3に、成人一般が社会教育の重要性を認識し、これに積極的に参加したり、青少年の社会教育に有志指導者として奉仕したり、家庭教育にそれぞれの立場で責任を果たすことは、きわめて大きな教育的意味をもっていることである。成人の学習は学習者自身を充実させるだけでなく、成人が学習しようとする態度そのものが社会や家庭、とくに青少年に対して大きな影響を及ぼすのである。

イ 婦人

第2に、家庭婦人は、都市においては、その居住する地域で昼間人口の大部分を構成し、農村においては、基幹的な労働力となって生活しており、いずれも居住地域における中心的な存在となっている。これらの婦人には、地域における連帯意識の形成のため、ボランティア活動の展開が期待され、その拠点として施設の設置、整備が望まれる。

ウ 高齢者

高齢者の学習活動には、これまで、高齢者学級の形態やこれに類似したものとしての講などの寄り合い、老人クラブ、親睦会などによって進められてきている。しかし今後の高齢者教育は、高齢者自身が老年期にふさわしい社会的な能力を養い、できるだけ長く自立的な生活を続け、世代の隔絶の幅をせばめ、生きがいのある生涯を全うすることを主眼として行なわれるべきである。高齢者は、その性別、健康、経済力、社会的地位などにより、個人差が大きいので、高齢者教育は、おのおのの年齢階層の要請や個人差などその対象の実態に応じて展開される必要がある。なお、その内容としては、今後、再就職に備えての職業的な訓練に関する事、健康管理や保健衛生に関する事、余暇を有意義に過ごすための趣味や教養に関する事、社会の変化を理解するための時事問題に関する事、若い世代の理解に関する事、話し相手やレクリエーションのた

めの仲間づくりに関すること、孫の教育や地域社会の子ども会などの指導に関すること、その他各種の社会奉仕に関することなどをとりあげる必要がある。

なお、高齢者が学習を楽しく継続し、自らの生活に生きがいを見出すためには、家族および社会のあたたかい思いやりとゆきとどいた援助とが望まれる。

結 語

社会の工業化・情報化の進展、中高年齢層の人口の増大、人口の都市集中、核家族化傾向の増大、国民の学力水準の上昇など、社会的条件の変化により、社会教育はいろいろな新しい問題に直面している。本審議会は、このことを念頭において、今後の社会教育がになうべき役割と課題を詳しく述べてきたが、その基本的な方向をここに概括して結語とする。

- (4) (団体活動、ボランティア活動の促進)心の豊かさを求め、社会連帯意識を高めるために、社会教育に関する団体活動がより積極的に展開される必要がある。その場合、小グループなどの目的的な活動を促進するとともに、従来の地域団体の組織運営を改善することや、団地など新しい地域社会の実情に即応した地域活動の展開を図ることに留意する必要がある。また、とくに民間人の意欲的なボランティア活動を重視する必要がある。

第2部 社会教育振興の方向

5 社会教育における指導者

(2) 社会的条件の変化と指導者

ア 指導者一般の課題

(ア) 民間における有志指導者の拡充

今後、国民の自主的学習の多彩な展開を促進する中心的な力となるものは、民間における有志指導者のエネルギーである。したがって、各方面の学識経験者はもとより、日常生活におけるあらゆる学習の場で、潜在的にあるいは一時的になんらかの教育的影響を他に与えている多数のひとびとを顕在化する必要がある。

(イ) 青少年に対する指導者の充実

青少年に対する指導者としては、青少年の中から自主的に指導者立場をとりうる者を発掘し、その力をじゅうぶんに発揮させる必要がある。さらに、青少年の健全育成をめざす成人指導者による有志的、奉仕的な活動が、今後いっそう期待される。

第3部 社会教育行政の役割と重点

1 社会教育行政の役割

(1) 市町村の役割

社会教育行政における市町村の役割は、みずから社会教育施設を設置・運営し、民間団体や民間指導者の自発活動を促進するうえでの指導・助言を行ない、学校開放講座、青年学級をはじめとする各種の学級・講座、各種集会、運動会などを開催しおよび奨励し、社会教育資料を配布し、設備・器材を提供する等のこととされている。

地域住民の学習要求と地域社会の教育的必要とを的確に把握し、地域住民の積極的な学習への意欲を触発することが、市町村における社会教育振興のかなめであるが、市町村の社会教育行政に関する職員組織、財源措置等は、全般的に、ふじゅうぶんな状態にある。今後、市町村における社会教育行政を進めるうえで留意されなければならないことは、地域の実情に応じてさまざまな内容・形態の特色ある社会教育活動が展開され、市町村の独自性が発揮されなければならないことである。

(2) 都道府県の役割

社会教育行政における都道府県の役割としては、まず、自ら広域的な社会教育施設を設置運営し、また、都道府県のレベルで、民間団体や民間指導者の自発活動を促進するうえでの指導・助言を行なうことである。と同時に、市町村を包括する広域地方公共団体として都道府県内の社会教育水準の向上を図るため、市町村に対し、管内の教育機関の管理・運営の基本的事項について必要な基準を定めたり、各種の資料を提供したりして社会教育の振興に関し指導・助言・援助を行なうとともに、管内の市町村との連絡を行なうという役割をもっている。近年におけるひとびとの生活圏の拡大に伴い、広域的な地方公共団体たる都道府県のこのような役割は、今後ますます重要視されるべきである。

2 生涯教育について（抄）

〔昭和56年6月11日〕
〔中央教育審議会答申〕

第3章 成人するまでの教育

4 社会教育の推進

(3) 社会参加の促進

青少年が地域社会に関心や愛着を持ち、社会的に寄与しようとする気持ちを持つようにすることは大切なことである。

このため、青少年に奉仕活動などの場を与え、社会的な役割を果たすことの意義を体験的に理解させ、それを通じて地域社会に対する関心、愛着を高めるべきである。

青少年の社会参加に関しては、特に家庭の理解・協力が必要であり、また、親自らが進んで子供とともに社会的活動に参加できる姿勢が望まれる。

さらに、学校等において、青少年の社会参加を積極的に評価するような取り組みが必要である。

第5章 高齢期の教育

3 社会参加の促進

多くの高齢者にとって、自己の経験や知識・能力を生かして社会的に活動することは、大きな生きがいの一つとなろう。

したがって、高齢期の人々が、今よりも容易に社会参加ができるよう様々な場を広く用意することが大切である。この場合、各人がその希望する形で社会参加を果たし、他の世代とのかかわりや周囲の人々との積極的な交流が図られるように配慮することが必要である。

最近、各地で行われている人材活用事業は、高齢者がその能力を積極的に生かす場を提供するものとして効果的である。なお、高齢者がこのように指導者としての役割を担い、あるいは奉仕活動などの地域活動に参加することに対し、社会がそれらの努力に正しく報いようとする配慮が肝要である。

3 教育改革に関する第二次答申（抄）

〔昭和61年4月23日〕
〔臨時教育審議会答申〕

第5章 社会の教育の活性化

第1節 自主的な学習活動の促進

生涯学習体系への移行という観点から、従来から地域で行われている生活に役立つ学習など様々な学習活動を推進し、自主的活動を促進する。

ウ 学習活動等による地域社会への参加の促進や地域連帯の育成を図る。

エ 青少年や成人が生きがいや充実感をもって生きていくためのボランティア活動の振興など社会参加の機会を拡大する。

① 学習内容の高度化、多様化に対応し、個人学習や自主的な団体・サークルへの参加など種々の形態によってできるだけ多くの人々が主体的に学習に参加することは、生涯学習の基盤をなすものである。このための情報提供や相談については、市町村の役場や公民館などに窓口だけを設けてあるが、実質的な対応が十分行われているとはいえない状況であった。このため、生涯教育センターや公民館等において、民間の教育・スポーツ・文化事業やボランティア活動等を含めた広範な学習情報を、地域住民にとって利用しやすく提供するとともに、地域住民の学習に関する相談に実質的にこたえられる体制を整備し、活性化する。

③ 学習・スポーツ・文化活動やボランティア活動などは、国民それぞれの自己の充実・啓発や生活の向上に資するにとどまらず、地域社会への参加の促進や地域連帯の育成という視点、さらに教育環境の人間化の視点からも非常に大きな役割を有している。これらの活動によって、地域における人々の触れ合いを創出するとともに、青少年にとって有益な教育環境を形成する必要がある。

このため、地域社会を基盤として公民館等の社会教育施設を自主的な団体・サークルなどの学習活動の拠点としてより一層活動するとともに、青少年団体など各種団体の育成や活動の充実などを図る。

また、高齢化の中で、高齢者の社会参加の促進を図るための学習機会を整備する。さらに、戦後における子どもの数の減少や平均寿命の伸び等により、子育て後の長い自由な期間のできた婦人に対して、文化的欲求のための学習や職業生活に入るに際しての心構えを学ぶための学習機会などを提供し、婦人の社会参加を推進する。

④ ボランティア活動などの社会参加については、我が国においては諸外国に比べ、参加者が大変少ないという指摘がある。青少年や成人が生きがいや充実感をもって生きていくため、奉仕活動などボランティア活動を振興していくことが重要であるが、社会教育ではこの点についての対応が十分でなかった。このため、ボランティア活動の場の開発を図るとともに、その活動に何らかの社会的評価を与え、ボランティアに励みを与える仕組みをつくることなどについて検討する。

また、ボランティア活動などの社会参加による傷害等の事故に対する対処方策や、長期間の奉仕活動などに対し企業や官公庁等において身分保障などを行うなど、社会的基盤の整備が重要であり、

これらの施策についても検討する。

- ⑤ 社会教育を振興するためには、場の確保とともに、社会教育主事、司書、学芸員等の社会教育指導者に優秀な人材を確保することが重要である。

また、これら専門職としての指導者のほか、高齢者などのボランティアや学校の教員を活用する方途を考える必要がある。公民館等の施設についても、ボランティア等を活用して、学習活動の活性化を図るなど、一層住民のニーズにこたえることができるようにする。

4 社会教育施設におけるボランティア活動の促進について（報告）

昭和61年12月3日
社会教育審議会
社会教育施設分科会

まえがき

ボランティア活動は、我が国の人々の間にも次第に広がってきている。それは、今日の生活水準の向上、自由時間の増大及び平均寿命の伸長などの社会的変化と無関係ではない。つまり、物質的豊かさの中で心豊かな生活を願う人々が増えてきていることの表れであろう。

ボランティア活動に対する人々の考え方も変わってきた。ボランティア活動を通して自己の成長を図るという考え方が目立つようになってきている。いわゆる生涯学習活動の一つとしてボランティア活動をとらえ、これを促進しようとする傾向が強くなってきていると見ることができる。

このような状況の中で、社会教育施設がボランティアの志を生かしていくことの意義は大きい。社会教育施設はもともと地域の人々の生涯学習活動の拠点である。ボランティア活動は社会教育施設と地域の人々との結びつきを一層強めることになる。それがまた、施設の活性化を促すと考えられる。

そこで昭和61年3月、本分科会に施設ボランティア小委員会を設置し、同小委員会において慎重な審議を重ね、ここに「社会教育施設におけるボランティア活動の促進について」として取りまとめ報告するものである。本報告の趣旨が十分に生かされ社会教育施設におけるボランティア活動が活発に行われるようになることを切望する。

第1章 生涯学習とボランティア活動

1 学習意欲の高まり

臨時教育審議会の「教育改革に関する第2次答申」（昭和61年4月）は、改革の重要なポイントとして、「生涯学習体系の移行」を打ち出し、家庭、学校、社会の3者が一体となった総合的な学習機会の拡大整備を図ることを強調している。同様の趣旨の提案は、これまでの答申等においても示されている。

例えば社会教育審議会答申「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」（昭和46年4月）は、「生涯にわたる教育課題に対応するには、変化する要求や個人、地域の多様な要求に応ずることができる柔軟性に富んだ教育が重要となる。したがって、生涯教育において特に社会教育が果たす役割がきわめて大きいといわなければならない。」と指摘し、その後の社会教育を進める上での指針となった。また、中央教育審議会答申「生涯学習について」（昭和56年6月）は、「生涯教育の観点から全教育体系を総合的に整備すること」を指摘している。更に、「学習は、各人が自発的意思に基づいて行うことを基本とするものであり、必要に応じ、自己に適した手段・方法は、これらを自ら選んで、生涯を通じて行うものである。この意味では、これを生涯学習と呼ぶのがふさわしい。」と強調し、生涯学習の具体化を示唆した提言として関係者に与えた影響は大きい。地方公共団体においても地域性を踏まえた生涯学習を推進するための提言、報告等が行われている。これらは、人々の学習意欲の高まりにこたえようとするものである。だれもがいつでもどこでも学習できるいわゆる

「学習社会」の方向を目指す動きが最近とみに顕著になってきたといえよう。

このような中で、社会教育は人々の生涯学習を支えるという視点から、学習活動の質・量の拡充、社会教育施設をはじめ、関連施設間の連携・協力の強化、学習情報の提供等々の面で充実を図る努力を払っている。また、人々にとっても、これからは学習活動を地域社会に広げ、社会参加を通して学習を一層発展させることが必要となろう。積極的な学習活動により、人々の生涯学習は一段と充実したものになると思われる。

2 ボランティア活動の意義

我が国では、ボランティア活動といえば身体障害者の介護など、いわゆる社会福祉の活動としてとらえる傾向にあったが、ボランティア活動はもっと広くとらえられるべきものである。近年、こうした傾向が次第に見られるようになってきたのは望ましいことである。このことは、今日の生活水準の向上、自由時間の増大など、ゆとりある生活の中で人々が自らを向上させる意欲をボランティア活動に求めるようになってきたためと考えることができる。

ボランティア活動は、一面ではさまざまな相互の触れ合いの中で、教えかつ学ぶという相互学習の機能を持っている。したがって、人々はボランティア活動に参加することで、自らの知的、精神的世界を広げ、生きがい意識を高めることも期待できるのである。この生涯学習としてのボランティア活動の一層の拡充を図るためには、それをごく日常的で楽しい活動としてとらえることが大切であろう。

また、ボランティア活動は、我が国に古くからある郷土愛、奉仕の精神などに通ずるものを含んでいる。精神的風土の荒廃がいわゆる今日、ボランティア活動は見失われようとする伝統を呼び起こし、更に発展させる役割を果たすことになろう。それが新しいコミュニティの形成に貢献する。ボランティア活動を広くとらえる意義もそこにある。

ボランティア活動のこのような意義からみて、それが人々の生涯を通じての活動であることは明らかである。つまり、学校や職場あるいは家庭など人々が属する立場にかかわらず行われるべきものなのである。年齢や所属を超えたボランティア活動を通して自己の新しい能力を見出し、交友関係を広げるなどその効用は計り知れないものがある。

第2章 社会教育施設におけるボランティア活動

1 社会教育施設の課題

社会教育施設は、人々の生涯学習への意欲の高まりに呼応してその設置の促進が図られている。しかしその整備状況はなお十分とはいえない。今後とも需要にこたえて必要な施設の整備を進める必要がある。

社会教育施設整備の促進とともに、その活動内容の充実を図ることが重要である。そのため、社会教育施設は、人々の期待にこたえて学習情報を提供し、また、質の高い学習活動、地域連帯のつながりは一層強いものになろう。社会教育施設が行う事業活動に地域の人々が積極的に参画し、利用者と施設が一体となって施設の機能を十分に生かした各種の事業が実施されるようになることが望まれる。

利用者と施設が一体となった事業を実施するには、まず施設職員自らがその資質能力を高め、施設に対する人々の要望を的確に把握し、適切なプログラムを用意する必要がある。その際、社会教育施設間の連携、協力はもちろんのこと、地域の中の諸施設との連携も図り、各種施設が一体となって

人々に対する学習サービスを行うように配慮することが大切である。更に、人々の学習活動の広がりこたえてボランティア活動の促進を図ることが重要である。このことにより、社会教育施設はより活性化し、人々の生涯学習の要望にこたえることのできる施設として地域社会に位置づくことになる。

2 ボランティア活動による施設の活性化

ボランティア活動が社会教育施設で行われるようになったのは、比較的新しいことである。ボランティア活動が人々の学習活動であることはもとより、施設に新しい息吹きをもたらすことに注目したい。

ボランティア活動に参加する人々は、自由な立場にある。施設職員と異なる視点から新しい学習の課題を見つけたり、それへの対応の方向を提案するなど社会教育施設に新たな発展をもたらす独創的な力を発揮することが期待される。このような期待が実現されたとき、施設の教育機能は一層の拡大を図ることができる。

ボランティアの人々の発想が社会教育施設の運営や事業の実施に新しい工夫をもたらし、施設をより多くの人々に親しまれるものにする。施設と地域の人々とを強く結びつける面での効果は大きい。ボランティア活動という新しい流れが社会教育施設を活性化するのである。

社会教育施設にボランティアを受け入れるに際しては、施設の人的、物的体制の不備を補完する役割をボランティアに期待してはならない。仮りに、そのような考えで施設にボランティアを受け入れた場合には、ボランティア活動意欲を喪失させ、継続的なボランティア活動がむずかしくなる。

3 多様な活動領域

ボランティア活動の主要な場面としては、施設における事業の推進・協力、施設の環境整備及び広報・広聴活動への協力などがあげられる。ボランティア活動は、定期的、継続的なものもあるが、短期の催しや学習相談事業への助力など、不定期で随時の活動形態も比較的多く見られるようになっている。

主な社会教育施設のボランティア活動の場面をやや具体的に挙げると、次のようになる。

社会教育施設全般に比較的共通にみられるボランティア活動としては、施設利用者のための保育活動、施設の美化活動、広報活動への協力、各種の集会における会場整備、施設の特色を生かした相談活動における相談員、各種の視聴覚機器の操作援助、国際交流活動への協力などがある。以下、施設ごとに概観してみよう。

公民館では、婦人学級、家庭教育学級、成人大学講座等各種の学級・講座における指導・助言、各種の学級・講座等で使用する自主教材制作への協力、地域の伝統芸能を継承するための諸活動に対する助言・指導、子ども会、青年団、婦人会等各種の社会教育関係団体が行う諸活動に対する援助、学習相談等各種の相談活動における相談員、事業計画の企画・立案に際しての援助、公民館に対するニーズ調査を行う場合の援助、学習グループの組織化活動、学習情報の提供・収集への協力など。

図書館では、視覚障害者のための点字図書や録音テープ等の作成、子どものためのストーリー・テリング、紙芝居、読書会活動等との集会行事における指導・助言・協力、移動図書館の地域配本所における援助活動、書庫の図書整理及び破損図書の修理、レファレンス、情報提供における司書への協力、民話等の郷土資料の収集活動への協力など。

博物館では、展示資料の解説、展示資料の看視及び会場整理への協力、展示資料の収集・制作等に

おける学芸員への協力、標本作成や調査研究活動に対する協力、探求的学習活動への助言、学習活動の教材・教具の制作、野外活動等教育活動における指導・援助、来館者に対するインフォメーション活動、「友の会」等利用者グループの世話、利用者の自由研究の相談など。

青少年教育施設では、利用グループに対する野外活動・自然観察等の指導・援助、青少年団体、グループ活動に対する援助、主催事業等に対する協力活動、自然保護活動、自然環境調査、教材や教具の作成・提供など。

婦人教育施設では、婦人学級、家庭教育学級等各種の学級・講座における指導者、主催事業に対する協力活動、婦人団体・グループが行う諸活動に対する援助、情報の収集・提供への協力、学習相談・育児相談等各種の相談活動における相談員など。

スポーツ施設では、各種スポーツの指導・援助、体育用具の保守・管理、スポーツテストへの協力、スポーツグループ組織化活動、スポーツ意識の啓発活動など。

これら以外にも、それぞれの社会教育施設の特性を生かした活動領域を積極的に開発し、いろいろな領域でボランティア活動が行われるように配慮する必要がある。

第3章 ボランティア活動促進のための条件整備

1 ボランティア活動活性化のために

(1) 受け入れ体制

社会教育施設の中にはボランティア活動を受け入れることに、ともすれば消極的になりがちのところも見受けられる。その要因としては、①社会教育施設の運営は施設職員自らが外部の力を借りずに自力で行うべきであると考えていること、②ボランティアを受け入れることにより、そのための準備や世話に忙殺され勤務過重になると思っていること、③ボランティアを受け入れてもどのような活動をさせてよいかわからないこと、④ボランティア活動の希望者が、どの程度いるか把握していないこと等が考えられる。

このような阻害要因を取り除き、社会教育施設におけるボランティア活動を活発にするためには、次のような事柄に留意する必要がある。

その第1は、施設職員がボランティア活動に対する認識を改めることである。社会教育施設にボランティアを受け入れるのは、施設に新たな機能を加え、施設の教育機能の充実につながるものであることを理解する必要がある、施設職員の勤務の省力化のためではない。また、ボランティア活動そのものが一つの重要な学習活動であることを考えれば、その受け入れは施設職員として当然の職務であり、積極的な姿勢が求められる。

第2は、社会教育施設がボランティアを受け入れる諸条件を整備することである。意欲のあるボランティアが社会教育施設にきても、活動領域が不明確で何をしてよいかわからないとか、世話役がはっきりせず、誰に相談したらよいかわからないなどの状況では、十分なボランティア活動を期待することはできない。施設職員は、その専門性を発揮して、ボランティアを受け入れるための活動領域の設定や必要経費の計上などを計画的に準備する必要がある。

第3は、ボランティアに関するデータ・バンクを設置し、ボランティア情報のネットワークの整備を図ることである。今日、社会教育施設のこの面での対応が極めて遅れている。データ・バンクは、ボランティア希望者や施設のボランティア要請の状況を登録するなど、ボランティアに関する諸情報を収集し、提供する。また、ボランティアに関する相談にも応じられるようにする必要がある。

る。

このデータ・バンクとしての役割を果たす施設としては、人々の身近なところに設置されている公民館、図書館等の社会教育施設に期待するところが大きい。また、これら社会教育施設間のネットワーク化が計られ、人々がどの施設に行ってもボランティア情報が得られるような広域的な体制をつくることが重要である。

(2) 費用負担

ボランティア活動は、手弁当で無償のものと考えられてきた。また、実際の活動もそのように行われていることが多い。しかし、その善意の提供に対して活動のための実費を施設等が負担することも、また、自然な行為と考えられる。例えば、活動に要した交通費、食事代を供することは、ボランティア活動の本旨を損うものでないばかりか、大方の合意が得られるものと思われる。

(3) 事故防止

ボランティア活動中の予測しがたい事故が、ごくまれにはあるが起きている。不測の事態に備えて社会教育施設では、活動中の安全対策に十分配慮する必要がある。そのためにはまず、ボランティアの人々に安全教育の機会が提供されねばならない。

それでもなお、活動中に起こり得る不測の事故に備えるには、ボランティアに関する保険制度の活用が有効である。現状では、行政機関や団体が保険に加入しているなどさまざまな実態が見受けられる。このような措置は更に拡充されることが必要である。加入保険はボランティア活動に参加する人々に精神的なゆとりをもたらす。そのことから人々は安心して活動に活動に専念できることになり、その成果を一層高めることができる。

2 ボランティアの養成と研修

ボランティア活動を更に広めるためには、人々の参加を容易にする諸条件の整備を図ることが大切である。ボランティアに関する養成や研修を積極的に行うのもその一つである。

ボランティア活動を志す人々の中には、好きだからとか何かをやってみたいからというような動機で参加する例も少なくない。ボランティア活動の出発点として、そのような動機は大切なことであり、尊重されなければならない。ところが、実際の活動の中では、活動内容についての知識、技術が必要とされる場合もある。そのために、社会教育施設は、それぞれの施設の特色を生かした養成、研修のためのプログラムを用意すべきであろう。

更に、ボランティア活動として社会教育施設における学習プログラムの企画、立案への参加、あるいは各種の相談活動など、高度な知識技術を必要とする領域も増えることが予想される。それらの課題に応えるために、研修の高度化を図ることも必要であろう。

また、ボランティア活動の促進を図るためには、ボランティアの人々のまとめ役としてボランティア・リーダーの役割が重要になる。ボランティア・リーダーを養成し、その資質向上を図るための研修を積極的に行うことも大切である。

3 ボランティア活動の社会的評価

ボランティア活動は、まず自己のために行う自発的で無償の行為であり、その趣旨が生かされることが重要である。更に、ボランティア活動が社会教育施設における諸活動を進める上で一定の役割を

引き受ける活動であることを考えれば、そこには常に社会的責任が伴う。ボランティアの人々はこの責任を自覚し、活動に励むことが大切である。

ボランティア活動が社会的に正当に評価されることは、ボランティアの人々の励みにもなり必要なことである。我が国では、ボランティアに対する見方に問題がないわけではない。ボランティアを暖かい心で見守り、活動に対して感謝や励ましの気持ちを示す社会的雰囲気醸成する必要がある。そのためには、関係機関が新聞、テレビ、ラジオ、広報紙等を通じてボランティア活動の実際を周知させたり、何らかの形で優れたボランティア活動を表彰したり、学校教育におけるボランティア活動の促進を図るなど、多くの人々にその活動が理解されるような方途を講ずる必要がある。更に、ボランティアの人々の交流や体験発表の機会を設けるなどして活動の反省や励みになる機会を提供することも大切である。

近年、ボランティア活動の社会的評価として就職や入学の選考等でボランティア活動の経歴を人物評価に取り入れる動きがみられる。それは人物評価として大切なことであり、ボランティア活動を促進する上からも望ましい。その際、ボランティア活動の趣旨を損わない配慮が必要であることはいままでもない。

一方、ボランティア活動が活発に行われている施設を積極的に評価することも大いに意義がある。社会教育施設がボランティア活動によって事業の活性化を図っている実際を、施設運営を評価する指標の一つに加えることを提案したい。そのことが施設におけるボランティア活動を促進し、ひいては社会教育の振興の一助となる。

まとめ

以上、社会教育施設におけるボランティア活動について、その現状を通覧し、あるべき姿を求めて検討してきた。検討に際して心がけたのは、ボランティア活動を志向する人々の立場で考察することであった。ボランティア活動にいそむことは、その人々にとって、自己実現の道であり、社会教育施設は、その志を生かす格好の舞台となる。一方、受け入れる社会教育施設にとっては、施設の目的に沿ったボランティア活動が施設に活力を呼び、新しい展開が期待できる。社会教育施設におけるボランティア活動は、施設にも、人々にも、それぞれの発展をもたらすことを確信するものである。

施設ボランティア小委員会は、検討の過程で都道府県や市町村あるいは個々の社会教育施設の先行的実践や調査・研究に多くの示唆を与えられた。それら実地に根ざす報告には、さまざまな問題点も見受けたし、実践には周到な計画と細心な工夫の必要も痛感させられた。

これらの問題点を克服し、社会教育施設におけるボランティア活動は、一層促進を図らなければならない。それは来たるべき生涯学習社会に向けての必須の課題である。豊かな時代が見出しあぐねている教育への新しい大道を開くかぎをそこにみるのである。

5 教育改革に関する第三次答申（抄）

〔昭和62年4月1日〕
〔臨時教育審議会答申〕

第1章 生涯学習体系への移行

第1節 評価の多元化

(3) 社会における評価

情報化，国際化，成熟化，高齢化などの社会の変化およびそれらに伴う高学歴者の増加や雇用の多様化に対応するため，上記(1)の観点から，評価の多元化を制度の弾力化を図っていくことが必要である。

エ 地域におけるボランティア活動など自発的学習活動の充実を目指して，専門的な知識や技術の習得を希望する人々に対する研修プログラムを準備する。

④ 自発的な学習は，人々の生きがいや充実した生活につながる生涯学習の基本的な活動である。自発的な学習に対する動機を高め，その活動を活性化する上で，学習によって得た知識や成果を公開の場に発表する機会や，地域のボランティア活動その他の社会参加の機会が整備されることが有効である。

とくに，ボランティア活動は，それを志す人にとっては学習成果が生かせる場であると同時に，地域の教育力の活性化や，高齢化する社会への対応に寄与するものである。その活動を充実させたいと希望する人々に対して，必要な知識・技術の習得やそのリフレッシュができるような研修プログラムを準備する。

第2節 生涯学習の基盤整備

(1) 生涯学習を進めるまちづくり

生涯学習社会にふさわしい，本格的な学習基盤を形成し，地域特性を生かした魅力ある，活力ある地域づくりを進める必要がある。このため，各人の自発的な意思により，自己に適した手段・方法を自らの責任で選択するという生涯学習の基本を踏まえつつ，地方が主体性を発揮しながら，まち全体で生涯学習に取り組む体制を全国に整備していく。

ア 地域の人々が充実した生活を目指して，多様な活動を主体的に行えるような学習の場を提供する。

ウ 趣味等を生かした自発的学習活動が，社会生活の中で生かされるような環境を整備する。

エ 教育・学習活動の一層の活性化を促すため，民間施設を含め，教育・研究・文化・スポーツ施設の相互利用を促進するとともに，各分野の人材の有効活用を図る。

カ 生涯学習の多様なまちづくりを進めるため，国および地方において，生涯学習に取り組む市区町村の中から，特色あるものをモデル地域に指定する。

④ (略)

モデル地域では、生涯学習を推進する突破口として、先導的な試みを実施する。例えば、学校5日制の試行による学校と家庭・地域の連携、教育・研究・文化・スポーツ施設のインテリジェント化(後掲)、生涯学習データベースとネットワークの整備、ボランティア研修プログラムの展開、放送大学の機能を活用した地域学習センターの設置、宇宙衛星を使った海外とのネットワークの整備、民間の様々な活動を支える生涯学習基金の設立などが考えられる。

6 教育改革に関する第四次答申（最終答申）（抄）

〔昭和62年8月7日〕
〔臨時教育審議会答申〕

第3章 改革のための具体的方策

第1節 生涯学習体制の整備

2 家庭・学校・社会の諸機能の活性化と連携

(3) 社会の教育諸機能の促進

① 自主的な学習活動の促進

自主的な学習活動は、人々の生きがいや充実した生活につながるものであり、個人学習や団体、サークルへの参加など種々の形態により、各人がそのニーズに応じて主体的に学習を進めることは、生涯学習の基本である。

このため、学習情報のネットワーク化、情報提供・相談体制の整備、民間の教育・スポーツ・文化事業の支援、学習活動を通じての地域連帯の育成、研修プログラムの準備等によるボランティア活動の振興などにより社会参加の機会を拡大するとともに、社会教育指導者の確保と資質の向上、新しいメディアの活用を図る。また、学習機会の拡充等の観点から放送大学について、その特性を生かした新しい学習形態の開発などを行うとともに、いわゆる第三セクター方式の活用を含め、その将来構想を多角的に検討する。

第6節 教育行財政の改革

4 教育費・教育財政の在り方

(5) 民間活力の導入

高度化、多様化した国民の教育上のニーズに適切に対応し、教育の活性化、合理化を促進する観点から、規制の緩和等により民間活力の積極的導入を図っていく必要がある。

このような観点から、学校の設置、管理・運営に関する規制の緩和、寄附等について、税制上の措置の活用、要件・手続の簡素化、第三セクターの活用による大学や研究機関の設置、社会教育・社会体育施設にかかる非常勤職員、ボランティアの活用、施設の民間委託等を図っていく必要がある。

7 新しい時代（生涯学習・高度情報化の時代）に向けての公共図書館の在り方について（中間報告）（抄）

昭和63年2月9日
社会教育審議会
社会教育施設分科会

第1 新しい時代の公共図書館

3 新しい公共図書館づくりへの対応

(2) 職員の資質の向上

（略）

また、今後、図書館を地域の生涯学習の中核的施設として整備していくためには、図書館における活動にボランティアなど地域の人々との協力を推し進めていくことが必要になってくるが、こうした人々に対する研修の在り方についても検討することが重要である。

(3) 利用の促進

これからの公共図書館は、広報活動を充実し、これら潜在利用者に積極的な働きかけを行うとともに、住民の生活時間に対応した開館日や開館時間の弾力化、住民が利用しやすい場所への分館の配置など、利用の便を図るための条件を整備する必要がある。このため、例えば、使用区分が明確に出来る施設設計、防災・防犯・空調・照明等の効率的な建物制御、さらに、ボランティアなど地域住民との協力、鉄道や商店街など民間との連携など柔軟なサービス体制の整備が必要になる。

さらに、視覚障害者のための点字図書・録音図書の作成や対面朗読奉仕、聴覚や言語の障害者のための手話のサービス、あるいは、ストーリー・テリングや読み聞かせ等の児童奉仕などの場面に専門的知識・技術を持った住民や利用者の協力を得ることも重要である。

8 生涯学習の基盤整備について（抄）

〔平成2年1月30日〕
〔中央教育審議会答申〕

第一 生涯学習の基盤整備の必要性

3 以上のような生涯学習の考え方及び現状を踏まえると、今後生涯学習を推進するに当たり特に次の点に留意する必要がある。

③ 生涯学習は、学校や社会の中で意図的、組織的な学習活動として行われるだけでなく、人々のスポーツ活動、文化活動、趣味、レクリエーション活動、ボランティア活動の中でも行われるものであること。

生涯学習を振興するに際して国や地方公共団体に期待される役割は、人々の学習が円滑に行われるよう、生涯学習の基盤を整備して、人々の生涯学習を支援していくことである。

第二 生涯学習の基盤整備のための施策

2 地域における生涯学習推進の中心機関等について

(1) 「生涯学習推進センター」について

① 地域における生涯学習をより一層推進していくためには、学習機会を提供するだけでなく、人々が学習機会を選択したり、自主的な学習活動を進めることについての援助を行うことも大切である。 今後は特に、生涯学習に関する情報を提供したり、各種の生涯学習施設相互の連携を促進し、人々の生涯学習を支援する体制を整備していくことが重要である。このため、それぞれの地域の生涯学習を推進するための中心機関となる「生涯学習推進センター」（以下、「推進センター」という。）を設置することが必要と考えられる。

iv 生涯学習のための指導者・助言者の養成・研修に関すること

生涯学習を推進するためには、多様な学習活動について指導・助言を行う者の役割が重要である。

人々の生涯学習を支援し、様々な分野において指導・助言を行う人材の確保や資質の向上を図るため、ボランティアを含め生涯学習に関する指導者・助言者の養成や研修を行う。

v 生涯学習の成果に対する評価に関すること

人々の学習活動を奨励するためには、学習成果を客観的かつ多面的に評価認定することが有益であると考えられる。しかし、評価認定の仕組みについては、どのような範囲を評価の対象とするか、評価の水準はどの程度のものとするかなどの課題があり、今後引き続き検討することとする。

差し当たり、地域の実情に応じて、都道府県が行うボランティアや社会教育指導員などの養成・研修事業における学習の成果を評価認定し、各種機関が行うボランティアの登録の参考となるようにするとともに、市町村が社会教育指導員を採用する際に活用できるようにする。

9 博物館の整備・運営の在り方について（中間報告）（抄）

平成2年6月29日
社会教育審議会
社会教育施設分科会

1 博物館活動の活性化

博物館活動の活性化を図るためには、その活動等に関わる多彩な人材が必要であり、また、人々の社会参加意識を高めるためにも教育ボランティアの導入等を促進する方策が必要である。特に、専門的知識や技術をもった人材を活用するとともに、高齢者などの生きがいを高め、その豊かな経験や知恵を発揮させるような多様なボランティア活動の場を積極的に提供することが極めて重要である。このため、既に実施している内外の博物館の事例を参考に、ボランティア養成のプログラムの作成、研修機会の拡充、活動する場の開発等を推進する必要がある。

3 まとめ

この中間報告では、生涯学習時代を迎えて、博物館が地域において、生涯学習を支援する中核的な施設として一層発展していくための具体的な整備・運営の在り方を示した。（略）

また、利用の促進を図るための施設整備の工夫、開館日や開館時間など運営の弾力化とともに、学習相談の実施や教育ボランティアの活用などにより学習活動を支援するほか、広報活動を充実して、親子で参加できる事業の推進を図るなど広くかつ多くの人々に利用されるようにする努力が必要である。

10 新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について（抄）

〔平成3年4月19日〕
〔中央教育審議会答申〕

第2章 生涯学習の成果の評価

第1節 生涯学習の成果に関する評価の実態と考え方

(2) 学習成果の活用の実態

生涯学習の成果を活用することについても、まだ一部で行われているに過ぎない。何らかの形で学習成果を活用しているものとしては、次のような例があげられる。

教育委員会等が実施している各種の指導者研修や講座の修了者の一部は、地域における学習活動の指導者や助言者として人材登録され、さまざまな学習グループの指導・助言に当たっている。また、それらの研修や講座における修了証や認定証は、各種の社会的活動をする際にも活用されている。特に、手話や介護などの社会福祉に関する各種のボランティア活動においては、その専門にかかわる学級・講座の修了証や認定証が活用されている。

(4) 学習成果の評価についての考え方とその必要性

① 生涯学習と学習成果の評価

平成2年1月の本審議会答申で示したように、生涯学習は、①生活の向上、職業上の能力の向上や、自己の充実を目指し、各人が自発的意思に基づいて行うことを基本とするものであり、また、②必要に応じ、可能な限り自己に適した手段及び方法を自ら選びながら生涯を通じて行うものであり、③学校や社会の中で意図的、組織的な学習活動として行われるだけでなく、人々のスポーツ活動、文化活動、趣味、レクリエーション活動、ボランティア活動などの中でも行われるものである。

生涯学習の目的や内容・方法は極めて多様であり、これに関する評価の在り方も学習の内容や学習者の希望に応じて、多様で多元的なものでなければならない。

生涯学習の成果に関する評価の実態はまだ活発なものとは言えないが、今後は、わが国の学歴編重の弊害を是正するためにも、さまざまな生涯学習の成果を広く評価し活用していくことが重要であり、来るべき生涯学習社会にふさわしい評価の体系を作っていくことが必要であろう。

第2節 生涯学習の成果の評価に関する方策

3 第3は、学習成果を広く社会で活用することである。(略)

また、今後は、企業・官公庁の採用においても、ボランティア活動などの生涯学習の実績を評価することが期待される。このため、履歴書に学歴と並んで各種の生涯学習歴を記載を奨励することも重要であろう。

さらに、これからの社会にあっては、地域の活性化や家庭教育の充実のために、社会教育の指導者、ボランティアなどの養成・確保がますます必要になるであろう。このため、生涯学習の成果を活用して、これらの指導者などを養成する試みを一層拡充することが必要である。また、学習成果を公開の場で発表したり地域のために役立てることは、学習者にとっても生きがいや励みとなるので、そのような活用の機会を積極的に開拓することも重要である。

11 公民館の整備・運営の在り方について（中間まとめ）（抄）

〔平成3年6月11日〕
生涯学習審議会
社会教育分科会施設部会

3 生涯学習時代における公民館活動の在り方

(1) 公民館活動の多様化・活発化

③ 学習成果活用場の配慮

公民館は、学習意欲の向上や学習活動の奨励のために、例えば、多くの住民の参加が得られる文化祭、作品展示会、音楽発表会の開催に努めるなど、学習成果が活用される場としての活動や事業にも配慮することが重要である。

また、リーダー養成研修や学級・講座等の修了者を公民館等における事業の指導者、助言者としたり、地域の人々を施設のボランティアとして積極的に受け入れたりすることを一層促進することが大切である。さらに、このような指導者、助言者等を人材登録し、求めに応じ種々の事業に参加できるようにすることも考慮すべきである。

このような活動は、多彩な人材やボランティアの協力が得られ、多様な活動の展開が可能となるばかりでなく、地域住民の相互の交流を深め、地域社会全体の形成に役立つと考えられる。

12 休日の拡大等に対応した青少年の学校外活動の充実について (審議のまとめ)

〔平成4年2月26日〕
青少年の学校外活動に関する
調査研究協力者会議

1 学校外活動の充実の必要性

(1) 学校教育と学校外での活動

このような学校外での総合的・体験的な活動、すなわち学校外活動の内容には、例えば、異年齢集団などの仲間による日常の遊びなどのほか、社会教育関係団体や社会教育施設が主催する種々の活動、野外活動を中心に心身の鍛練を図る団体宿泊訓練など、多様なものがある。また、活動分野も、子供同士の遊び・集団活動、親子で行う活動や自然体験活動、文化活動、奉仕等の社会参加活動、スポーツ・レクリエーション活動など多岐にわたっている。さらに、活動の範囲も、日常生活圏を中心に、日帰りの遠出、宿泊を伴うものなどがある。

なお、学校外の生活全体においては、例えば、家族の団らん、家事の手伝いなどの家庭生活や、心身を休め、くつろぐなどのゆとりも大切な要素である。学校外活動は、これらとあいまって効果が挙がる面も多く、それぞれの家庭が生活全体のバランスを考慮しながら、子供の学校外での生活をどのように過ごさせるか自ら考えていくことが求められる。

(3) 学校週5日制の導入と学校外活動の充実

現在、学校週5日制の試行を実施している調査研究協力校が所在する9都県・17市区町村において学校外活動の充実に関する調査研究が行われており、その一環として、これらの市区町村では、休日になった土曜日を利用して地域の実情に応じた具体的な学校外活動の試みが進められている。

この試みの中には、異年齢集団の子供達による遊びや自然体験活動、自分達の住む地域についての体験的な学習、ボランティア活動、また、親子参加や住民の世代間交流による地域活動など、通常学校や家庭では得にくい活動のプログラムが提供されている例がみられる。また、これらの活動と関連して、青少年団体やPTAをはじめとする地域団体の活動の活性化や、公民館、図書館、博物館、青少年教育施設等における子供向けの事業の充実が図られている。さらには、教育委員会等が中心となり、地域の関係施設、団体、学校や関係行政機関の間の連携・協力を促進したり、公民館の広報や学校だより等を通じて学校外活動に関する情報を家庭・地域に適切に周知するなどの取り組みが見られる。

本協力者会議では、このような学校週5日制の導入に伴う休日の拡大という点も考慮に入れつつ、より広く日常生活全体の中で子供達がより多くの生活体験、活動体験が得られるよう、学校外活動の場や機会の充実を図るための方策について検討してきたものである。

2 学校外活動の基盤の強化

子供の全人的な成長にとっては、家庭をはじめ地域や学校の教育力がそれぞれに発揮されることが不

可欠であることは言うまでもない。しかしながら、先に指摘したように、今日、学校教育への過度の依存により、三者の役割と責任の分担が曖昧化している状況がみられる。学校外活動の基盤となる家庭や地域の教育力を活性化するためには、すべての人々がそれぞれの立場から一步一步改善に向かって努力することが重要である。

すなわち、それぞれの家庭での自覚と取組みはもとより、青少年団体、PTA等の社会教育関係団体やスポーツ団体をはじめ、町内会等の住民自治団体、地域の有志活動グループ等を含めた地域の人々の取組み、さらには、学校の協力、社会全般における支援により、学校外活動の基盤の強化を図っていく必要がある。その際、文部省や教育委員会をはじめ関係行政機関における様々な形での助言、援助が要請される。

(4) 社会における支援

学校の外における子供の活動の充実を図る上では、地域の人々のボランティア的な活動が大切な要素となるが、我が国では、このような面での社会的な意識や環境は必ずしも十分とは言えない。特に、企業等の職員に関しては、地域で学校外活動に協力するなどのボランティア活動を行う機会が得にくい等との現状がみられる。このため、週休2日制の普及のほか、例えば、ボランティア休暇制度の導入など職員のボランティア活動に対する理解や支援が一層進められる必要がある。

3 学校外活動の充実のための施策

文部省及び教育委員会は、関係省庁、首長部局などの関係行政機関や関係団体との連携・協力を努めつつ、学校外活動の場や機会の充実に資するよう、種々の施策を推進する必要がある。

施策の展開に当たっては、まず、生活の大部分が営まれる日常生活圏での活動が重視されるべきである。また、近年、子供や家族の活動が、日帰りの広域的活動、宿泊型活動などへと広がっており、このような活動範囲の拡大に見合った施策も重要である。さらには、価値観や活動ニーズの多様化に応じた様々な魅力のある活動の場や機会の振興も進める必要がある。

(1) 日常生活圏における学校外活動の充実

子供の生活行動の大部分は、日常生活圏で行われることから、学校外活動についても、日常生活圏での充実を図ることが基本的な課題であり、これに対する積極的な取組みが必要である。

ア 身近な場所での遊びや多様な活動の充実

異年齢集団での遊びや活動、身近な施設等での興味・関心に応じた多様なサークル的活動等を通じ、仲間作りやリーダーシップ、フォロワーシップの経験を得させるための施策の展開が必要である。その際、地域の青少年団体、PTAその他の地域団体、住民自治団体等の協力や学校の教師のボランティアとしての積極的な協力等が期待される。

また、身近な地域におけるこれらの活動の活性化を図るためには、家庭・地域・学校等の関係者から構成され、地域の実情に即した活動の充実に必要な協力体制作りや企画を推進する場の設置を促進する必要がある。

イ 青少年のボランティア活動の充実

我が国においては、一般にボランティア活動の意義に対する認識が不十分との指摘があり、子供が発達段階に応じてこのような活動の経験を持てるように配慮することは、主体的な社会参加の意欲を養う上でも、高齢化の急速な進展等の社会変化の中で今後求められる社会的態度を身に付ける上でも、ますます重要になってくる。

このため、地域活動や団体活動のプログラムの中に、子供達が親しみやすい形で、環境美化、福祉施設への訪問等の奉仕活動を積極的に取り入れたり、それぞれの地域において「ボランティア活動の日」を設定するなど、ボランティア活動に対する参加の機会の促進や意識の啓発を図って行くことが必要である。

(2) 広域的な学校外活動の充実

子供の学校外活動の範囲は、日常生活圏を基盤としながらも、最近の社会生活一般における活動範囲の拡大に伴って、従来より拡大する傾向にあり、日帰りによる広域的な活動や宿泊型の活動の重要性も増大していると考えられる。

このような広域的活動による新鮮な活動体験は、身近な場所での活動体験とあいまって、子供の成長に大きく寄与するものであり、そのための場や機会の充実を促進することが必要である。

イ 多機能広域型の活動センターの提供

日帰り圏などいわば中距離の活動範囲においては、比較的年長の子供を中心にグループを結成して、例えば、美術・音楽などの芸術活動、スポーツ活動、歴史・科学・環境保護等の特定分野に関する学習活動、国際交流活動、ボランティア活動など種々の活動に取り組む例も多い。地域の実情に応じ、このような多様な活動ができる拠点として、各々の活動にふさわしいゾーンを併せ持つ多機能型の活動センターの設置を進めることも、今後必要になってくると考える。

13 今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について（抄）

〔平成4年7月29日〕
〔生涯学習審議会答申〕

第1部 生涯学習についての基本的な考え方

3 豊かな生涯学習社会を築いていくために

- (4) 学習の成果を職場、地域や社会において生かすことのできる機会や場を確保する必要がある。

人々の生涯学習に対する需要は、ますます増大していくものと考えられるが、学習活動を通じて身に付けた知識や技術を、職場、地域や社会の中で活用したいという要請も大きくなっている。

生涯学習は、生活の向上、職業上の能力の向上や自己の充実を目指して行われることが多いが、学んだ知識・技術を発表したり、他の人に教えたり、それを生かして社会に貢献したいと考えることは極めて自然なことである。学習の成果を生かして、人々の生涯学習に役立てたり、地域の活性化に貢献したり、社会教育、家庭教育、青少年の学校外活動やスポーツ・文化活動などの指導者となったり、ボランティア活動に取り組むなどの活動を行うことは、学習者にとっても新たな喜びであり、生きがいや励みになるものである。

また、生涯学習の成果を地域や社会で生かしていくことは、これから学習しようとする人々や、現在学んでいる人々にとってもよい刺激となって、生涯学習への意欲を一層高めることにもつながるものである。

このため、今後、人々の生涯学習の成果を発表する機会や場を増やしたり、職場や地域で、その成果を活用できる機会や場を拡充することが重要な課題となっている。

4 当面重点的に充実・振興方策を考えるべき四つの課題について

- (1) 本審議会は、昨年2月、文部大臣から「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」諮問を受けた。その際、諮問理由として、これまでの施策の現状を踏まえつつ、今後一層重点を置いて推進すべき具体的課題として、社会人を対象とした体系的・継続的なリカレント教育の推進、一人一人の学習の成果を生かしたボランティア活動の推進、青少年の学校外活動の充実、時代の要請に即応した現代的課題に関する学習機会の充実の四つの課題について、検討する必要があるとの説明を受けた。

- (2) 審議会は、文部大臣の諮問を受けて、これらの四つの課題について、次のような観点から、充実・振興方策を慎重に検討してきたところである。

② 近年、自由時間の増大や経済的な豊かさが進む中で、精神的な充実感や生きがいを求めて、個人の自由意思に基づき、その知識・技術や技能を、進んで社会に提供したいと考える人も増えてきている。ボランティア活動は、生涯学習と密接な関連を有しているが、多くの人々が生涯学習に取り組むとともに、学習の成果を生かして、ボランティア活動に参加したいと考えるようになってきている。

第2部 当面重点を置いて取り組むべき四つの課題

第2章 ボランティア活動の支援・推進について

1 生涯学習とボランティア活動

(1) 生涯学習とボランティア活動

生涯学習は、人々が、自発的意思に基づいて生涯にわたって行うことを基本とするもので、意図的・組織的な学習活動として行われるだけでなく、人々の様々な活動の中でも行われるものであり、幅広い範囲にわたっている。

ボランティア活動は、個人の自由意思に基づき、その技能や時間等を進んで提供し、社会に貢献することであり、ボランティア活動の基本的理念は、自発（自由意思）性、無償（無給）性、公共（公益）性、先駆（開発、発展）性にあるとする考え方が一般的である。

このような生涯学習とボランティア活動との関連は、次の三つの視点からとらえることができる。第一は、ボランティア活動そのものが自己開発、自己実現につながる生涯学習となるという視点、第二は、ボランティア活動を行うために必要な知識・技術を習得するための学習として生涯学習があり、学習の成果を生かし、深める実践としてボランティア活動があるという視点、第三は、人々の生涯学習を支援するボランティア活動によって、生涯学習の振興が一層図られるという視点である。これら三つの視点は、実際の諸活動の上で相互に関連するものである。

ボランティア活動は、このように、生涯学習との密接な関連を有するとともに、その活動は、現代社会における諸課題を背景として行われるものであることから、豊かで活力ある社会を築き、生涯学習社会の形成を進める上で重要な役割を持つ。そのため、あらゆる層の人々が学習の成果をボランティア活動の中で生かすことができる環境の整備を図ることが必要である。

(2) ボランティア活動の意義

ボランティア活動の領域は、幅広く日常の生活のあらゆる側面に及んでおり、例えば、地域の持つ教育機能を高めることや、高齢化社会への対応、豊かで潤いのある地域社会の形成に欠かせないものである。そのためには、子供から高齢者まですべての人々が、それぞれその立場や能力に応じて、ボランティア活動に参加することが重要である。特に、青少年期においては、身近な社会に積極的にかかわる態度を培い、自らの役割を見いだす上で、その教育的意義は大きい。

これまでの我が国のボランティア活動は、個人の自主性を重んじる欧米と異なり、地域社会との密着性と、ある程度の強制や義務感がなければ進まないという傾向が見られた。

歴史的には、近隣の人同士が世話をし合うといった地縁的な活動があり、さらに、民間団体の社会福祉運動、奉仕活動、社会教育活動などが行われてきた。昭和40年前後から「ボランティア」という言葉が普及し始め、ボランティアによる活動を支援するための組織作りが民間で始められた。昭和46年の社会教育審議会答申「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」において、地域における連帯意識の形成との関連でボランティア活動が注目され、その後、生きがいや充実感という視点から、臨時教育審議会において指摘された。生涯学習の基盤整備の視点から、中教審の平成2年の答申においても、その重要性が指摘されている。

(3) ボランティアの活動分野

第1部で述べたような、科学技術の高度化、情報化、国際化、高齢化等の近年における社会の

変化を背景として、ボランティアの活動分野は、社会福祉の分野のほか、教育、文化、スポーツ、学術研究、国際交流・協力、人権擁護、自然環境保護、保健・医療、地域振興など多岐にわたっている。

今後展開されるボランティア活動としては、例えば、地球環境問題への取組、開発途上国や在日外国人に対する支援などの国際協力の分野等があり、さらには、企業等による社会貢献活動とボランティア活動との関連も注目される。

(4) ボランティア活動に対する評価の視点

ボランティア及びボランティア活動に対する評価としては、活動した本人の自己評価、ボランティア活動を受けた側の評価、社会全体からの評価の三つの視点が考えられる。

ボランティア及びボランティア活動に対する評価については、多様な考え方があり、活動した本人のボランティア活動を行ったことによる充実感、あるいは、ボランティア活動を受けた側の感謝の言葉で十分であるという考え方があると同時に、ボランティア活動を支援し、発展させるためには、経済的対価ではない何らかの社会的評価をするべきであるという考え方もある。

社会的評価の形態については、例えば、個々のボランティア活動を賞賛し公表すること、ボランティア活動の実績が何らかの資格取得の際に勘案されること、社会全体でボランティア活動がどの程度行われているのかを質的・量的に把握することにより、統計を整備し、認識を高めることなどが考えられる。もとより、こうした視点が、ボランティア活動の自発性、先駆性などの特質を損なうものであってはならない。

2 ボランティア活動の現状と課題

(1) ボランティア活動の現状

ボランティア活動は、個人の主体的な活動が基礎となるものであり、その状況を網羅的に把握することは難しいが、社会福祉施設や在宅福祉サービス等、社会福祉の分野におけるボランティアが多い。一方、社会教育施設（公民館、図書館、博物館、青少年教育施設、婦人教育施設等）、スポーツ・文化施設、学校等においてボランティア活動をしている人々がいる。また、社会教育やスポーツ・文化関係団体等においても、ボランティア活動、あるいはボランティア活動を支援する事業を実施している。

さらに、専門的技術を持った高齢者による海外での技術協力活動、青年による青少年の非行防止活動、自然環境保護活動などのボランティア活動も行われている。

近年、多忙な職業人や高齢者など、様々な人々がボランティア活動に参加する動きが出てきている。

企業においては、近年、社会への貢献や勤労者の自己実現を目指した活動及びその支援を行う事例が、「企業市民（コーポレートシティズン）」の取組として見られるようになった。また、地域社会への貢献を目指して、地域団体や労働組合においても、ボランティア活動の意義を積極的にとらえ始めている。

さらに、関係団体が連携して、地域におけるボランティア活動を推進・援助するための組織等を検討するなどの取組も見られる。

(2) ボランティア活動に関する学習機会の現状

ボランティア活動に関する学習の機会は、意識啓発、資質・能力の向上を図るため、ボランティア活動を希望する人、ボランティア活動を行っている人、リーダー、施設職員、教員等、あらゆる人々を対象として、行政や民間団体等により幅広く提供されている。

学校においては、児童生徒に勤労の尊さや社会奉仕の精神を培う体験的な活動として、道徳や特別活動を中心に、ボランティア活動にかかわる指導が行われている。

(3) ボランティア活動の支援・推進に向けての課題

① ボランティア活動をめぐる社会的文化的風土づくり

ボランティア活動は即ち福祉・慈善活動という、社会一般の限定された認識や、活動に消極的な意識を改め、生涯を通じて、あらゆる層の人々が、様々なボランティア活動に取り組むことができる社会的文化的風土づくりが重要である。

そのためには、家庭教育、学校教育、社会教育を通して、ボランティアに関する基礎的な理解を深め、社会参加の精神を培う学習を充実させる必要がある。

② ボランティア層の拡大と活動の場の開発

誰もが社会の一員として、自然に無理なく、そして楽しくボランティア活動を行えるような条件を整えることにより、ボランティア層の拡大を目指すことが重要である。とりわけ、男女共同参画型社会の形成を視野に入れ、今までの主婦を中心とした活動から、児童、生徒及び学生や、勤労者、退職後間もないシニア層等、幅広い層の活動への発展が期待される。

そのためには、ボランティアとして活動するための基礎的な学習機会の充実や、学習の成果と能力を生かした活動の場の開発が今後の課題であり、特に公的施設・機関等の役割が期待される。

また、行政とかかわりを持ってボランティア活動が行われる場合、行政として行うべきことと、ボランティアが行う活動とが明確にされず、その活動を行政の補助的なものとみなす認識があつて、行政職員、ボランティア双方において問題となることが多く、相互の役割とボランティア活動等に対する正しい認識を深めることが望まれる。

③ 情報の提供と相談体制の整備充実、連携・協力の推進

ボランティア活動を求める側のニーズと、ボランティアの意欲が効果的に結び付くよう、活動をする側と受ける側の実態を把握して、求めに応じた情報の提供及び相談体制の整備充実を行うことが求められている。また、ボランティア、民間団体、企業、勤労者、行政など関係者の連携・協力が重要であり、相互の情報交換等を推進することが必要である。

④ 事故等への対応と過剰な負担の軽減のための支援

ボランティア活動中に事故等が発生した場合、責任や補償について争われることがある。そのため、事故等を懸念してボランティアが活動を自ら控えたり、国民一般の活動への参加意欲をそぐことのないよう、責任を明確にして活動が行われるような方策が必要である。

さらに、ボランティア活動の無償性の理念を堅持しつつ、過剰な負担を個人に強いることを避けて、志ある人がボランティア活動を継続して行えるような方策が求められる。

⑤ 企業における課題

ボランティア活動をどうとらえるかについて模索している企業も多いが、勤労者の自己実現を支援する意義を理解して、企業が自ら、地域の一員としての役割を十分踏まえた積極的な対

応を行うことが期待される。

⑥ 評価に関する課題

ボランティア活動に対する評価については多様な考え方があるが、何らかの評価を行うことがボランティア活動の発展につながるという観点から、自発性、無償性等の理念を考慮しながら評価の在り方を検討することが必要である。

第3章 青少年の学校外活動の充実について

2 家庭や地域における現状と学校外活動の充実に向けての課題

(1) 家庭生活の変化と地域での活動体験の現状

家庭の状況については、子供が親の働く姿を目にしたたり、家庭の中で親子が共に過ごす、きょうだい間で切磋琢磨するなどの経験が減少していることがうかがわれる。このような状況下で、日常生活の中で他の人々と共に活動する意欲や能力の基盤が培われにくくなっているとの指摘がある。

地域における子供の活動については、異年齢の仲間と自発的に活動したり、多様な直接体験を積み重ねる等の機会が少なくなっていることがうかがわれる。

(2) 学校外活動の充実に向けての課題

国や地方公共団体によって、家庭教育に関する親の学習機会等の充実のための施策や、青少年教育活動に係る各種事業の推進及び青少年団体等の育成、各種社会教育施設等の整備などが図られているが、これらの施策の充実を一層積極的に推進する必要がある。

今後の活動の促進に当たっては、社会変化によって生じている様々な課題を視野に入れ、子供が今日の社会動向に対する基礎的な興味・関心を養えるよう、活動の新しい視点を工夫することが重要である。

特に、身近な地域における子供の活動の場の充実・確保、青少年教育施設等の整備・充実、地域の青少年団体等の育成・活性化、学校外活動を支援する人材の確保に努める必要があり、また、学校の施設も高機能・多機能化を図り、身近な活動の場として十分活用されるよう整備・充実を図っていくことが望ましい。

さらに、社会一般における休日の拡大傾向を踏まえ、地域に密着している市町村等において、休日を活用した学校外活動の総合的な振興方策を計画的に推進していくことが有意義と考える。

また、心身に障害のある子供が、地域における活動に参加しやすいよう配慮することが大切である。

今日の子供の価値観や活動ニーズには個性化・多様化の傾向が見られるので、学校外活動の充実を図るに当たっては、現代の子供にとって魅力のある活動の内容・方法、多様な活動の場や機会の提供に努めることにより、子供が主体的に活動経験を積み重ねていくことを支援する環境作りを進めることが必要である。

学校外活動の中でもとりわけスポーツは、それ自体楽しさと喜びを与えるものであるが、また同時に、異年齢集団が共通のルールの下に活動を行い、公正さ、協調性、規律、忍耐力等を養い、体力作りにも資するなど青少年の発育に大きな意義を有するものであるので、青少年のスポーツ活動を一層振興していく必要がある。

また、青少年が優れた芸術文化に親しみ、豊かな情操をはぐくむとともに、地域の歴史的文化的

的環境を理解し、伝統文化への関心を高めることができるよう、青少年の芸術鑑賞、文化活動への参加や、地域の長い歴史の中で伝承されてきた文化財に親しむ機会の充実等について、一層の配慮を払う必要がある。

なお、学校における部活動などの課外活動と学校外活動との連携を必要に応じて図るなどの配慮も必要である。

学校外活動の充実を図る上では、子供の生活行動に極めて大きな影響を与える親をはじめ、地域の人々や学校の教員を含めた、関係者の適切な配慮が重要である。

とりわけ、子供の人間形成の上で第一義的な役割と責任を持っている各家庭において、日常生活体験を豊かにするよう努めるとともに、家庭や学校では得にくい活動の経験の機会を、地域で子供に積極的に与えるよう配慮することが重要である。

また、学校外活動の多様性から、活動に関連を持つ施設・団体・事業・関係行政機関は多岐にわたるので、これらの相互の連携・協力を一層促進することが重要である。

第4章 現代的課題に関する学習機会の充実について

2 現代的課題に関する学習の現状と課題

(1) 学習への関心

人々の学習への関心の現状を見ると、人々の身近な問題や実益を伴う問題についての関心が高く、比較的自分と空間的・時間的に遠い問題には、余り関心を示さない傾向が見られる。

最近では、青少年や女性、高齢者等の中には、学習成果を生かしたボランティア活動を活発に実践する人々が見られるものの、必ずしも、多くの人々が地域社会や国際社会の一員としての生き方を追求し、その学習成果を社会に還元しようとする視点を持って学習しているわけではない。また、学習している人は、その過程において一層学習への関心を高めていくため、学習していない人との認識の差が広がる傾向にある。

第3部 四つの課題についての充実・振興方策

1 適切な学習機会の拡充

(2) ボランティア活動に関する学習機会の拡充

ボランティア活動を希望する人のために、ボランティアの精神、ボランティア活動の理念等について学習する機会を、様々な形で拡充することが重要である。

ボランティアを受け入れる公的施設・機関等においては、職員を対象に、ボランティア活動に対する正しい認識を培う研修を行うことが必要である。

また、学校教育においては、児童、生徒及び学生がボランティア精神などを培う体験的活動を行うことや、教育活動全体を通じて積極的な指導がなされることが重要である。

なお、これらの学習機会の目的、内容に応じた学習プログラムや活動メニューの開発、学習資料・事例集の作成・配布が必要である。

(3) 青少年の学校外活動における学習機会の拡充

子供の発達段階に応じて、自然や社会への基礎的な興味・関心を養う観点から、次のような学習機会の拡充や活動の充実を促進する必要がある。

- ① 自然環境や社会環境など環境とのかかわりや、科学技術への興味・関心を培う活動
- ② 地域の生活に密着した国際交流活動など、国際化社会に生きるための素養を身に付ける活動
- ③ 地域社会におけるボランティア活動，高齢者や障害者との交流活動，勤労体験活動など，多様な社会参加を経験する活動
- ④ 身近な地域において，異年齢の仲間作りを促進し，自発的な活動意欲を育てる活動

2 学習情報の提供と学習相談体制の整備充実

人々の学習活動を支援するためには，最も適した学習機会を選択することができるよう，学習機会を提供する機関，指導者などに関する情報を収集・整理し，適切な情報を提供する情報提供体制や，学習者をその求めに適した学習機会等に結び付けるための学習相談体制を，各地域で整備することが必要である。また，公的施設だけでなく，人々の身近なところで必要な情報が入手できることが望ましい。

その際，コンピュータ等の活用により，人々の学習ニーズに迅速かつ的確に対応する，生涯学習情報提供システムなどのネットワークの整備が重要である。この場合，都道府県においては生涯学習推進センター等が，市町村においては中央公民館等が，それぞれの圏域の中心となることが望ましい。

さらに，大学等を含めた教育機関や生涯学習関連施設等との連携を図り，民間の諸活動との関連も考慮しつつ，都道府県域を越えたネットワークを整備し，将来的にはネットワークを全国化することが期待される。

(2) ボランティア活動に関する情報の提供と相談体制の整備充実

ボランティア活動を希望する人，活動している人，受ける側の人のそれぞれのニーズに適切に対応できるよう，各種の学習や活動に関する情報の収集・提供を行う体制を整備する必要がある。

ボランティアを受け入れる施設・機関は，ボランティア活動について総合的に連絡調整するための窓口を設置するとともに，専門的職員を配置することが必要である。

市町村，都道府県において，公民館などの社会教育施設等を活用し，各種のボランティア関係団体と連携して，情報の提供や相談を行うボランティア活動の支援のための拠点，例えば「生涯学習ボランティアセンター」のような場を整備し，その運営に当たっては，ボランティアによる相談員を置くことも考えられる。

さらに，全国的な規模でボランティア活動に関する各種情報の収集・提供，学習資料の作成，調査研究などを行う，生涯学習ボランティアの支援のための全国的なセンターの機能を整備することも考えられる。

3 関係機関等の連携・協力の推進

生涯学習の振興のためには，文部省，関係省庁，教育委員会，首長部局，大学等の高等教育機関，社会教育関係団体，スポーツ・文化関係団体，民間教育事業者，産業界等の関係者による，相互の幅広くかつ密接な連携・協力が必要である。

特に，国においては，文部省及び関係省庁が生涯学習の振興のための協議の場を設け，施策の推進等について十分な連携・協力を図っていく必要がある。

(2) ボランティア活動に関する連携・協力の推進

都道府県・市町村の教育委員会は、民間団体等の協力を得ながら、関係行政部局と連携を取りつつ、「生涯学習ボランティア活動推進会議」等を開催することが必要である。

また、全国的な規模での連携・協力を図るための会議等の開催も望まれる。

4 人材の育成及び活用等

生涯学習の振興のためには、人材の育成・活用及び関係団体の育成が重要である。特に、生涯学習に関する専門的職員、指導者の養成や、メディアを有効に活用できるような資質を持った職員の養成が必要である。

施設の長や社会教育主事、学芸員、司書、公民館主事等の専門的職員の研修の一層の充実を図るとともに、大学等における高度の資質向上のための研修プログラムについて検討する必要がある。また、このような専門的職員の資格の在り方について検討することが望ましい。

さらに、生涯学習関連施設等の関係職員について、各種の研修等を実施することにより、相互の交流を図り、その資質の向上を図ることが重要である。

講師、助言者等には、大学等、企業、地域社会における特定分野の専門的指導者、生涯学習関連施設等の関係職員など幅広く求めていくことが大切である。

特定分野の専門的指導者については、これを積極的に発掘・確保するとともに、「人材バンク」等に登録して、活動への協力を得ることが重要である。

生涯学習を実践し、支援する関係団体の活動は、生涯学習を推進する上で大きな役割を果たしており、特にボランティア活動や青少年の学校外活動に関して、今後もその推進の重要な担い手となることが期待される。

(1) ボランティア活動におけるリーダーの育成

ボランティア活動においては、その中心となる経験豊富な世話役的リーダーの役割が大きいことから、ボランティアを受け入れる施設及び機関等は、必要に応じ、ボランティア活動のリーダーとなる人の資質・能力の向上を図る機会を設けることが必要である。

7 学習者等に対する経済的支援

生涯学習は、基本的に人々が自発的意思に基づいて行うものであるが、必要がある場合には、その活動に対して経済的支援が行われることが望ましい。

(2) ボランティア活動を行う個人・団体に対する経済的な支援

ボランティア活動は、無償性の理念に基づくものであるが、継続的で充実した活動を行うことができるよう、ボランティア活動を行う個人・団体に対して、活動のための連絡・通信、運営等に必要資金などを支援することは有意義である。

また、ボランティア活動に伴う経済的な負担の軽減のため、ボランティア活動の実費補償の在り方を検討する必要がある。

特に、事故等を適切に対処し、負担等を軽減するため、ボランティア保険の充実と普及を積極的に推進する必要がある。

なお、ボランティア活動に対する民間の助成を促進するため、団体の設置や、既存の団体がボラ

ンティア活動を助成するよう働き掛けることも重要である。

個人・企業等がボランティア活動を行う団体等に対して経済的支援を行った場合の税制上の配慮等について検討する必要がある。

8 企業等の役割とそれに対する支援

(1) 企業等による支援

企業等において、勤労者の生涯学習を支援するため、有給教育訓練休暇制度などを活用したリカレント教育休暇や、ボランティア休暇・休職制度の積極的な導入・普及が期待される。

また、企業等において、研修や退職準備教育の一部として、ボランティア活動に関する学習が行われることが望ましい。その際、独自にこのような取組を行うことが難しい中小企業等においては、例えば数社で共同して行うことも考えられる。

さらに、ボランティア活動や青少年の学校外活動に関し、企業等の持つノウハウの社会への還元、勤労者の参加の支援、企業施設の地域への開放や場所の提供等の便宜供与などを図ることが期待される。

9 評価

(2) ボランティア活動に対する社会的評価

ボランティア活動を今後一層支援し、発展させるために必要な社会的な評価の在り方として、例えば次のような点について検討する必要がある。

- ① 学校外のボランティア活動の経験やその経験を通して得た成果を適切に学校における教育指導に生かすこと。
- ② ボランティア活動の経験やその成果を賞賛すること。
- ③ ボランティア活動の経験やその成果を資格要件として評価すること。
- ④ ボランティア活動の経験やその成果を入学試験や官公庁・企業等の採用時における評価の観点の一つとすること。

履歴書にボランティア活動歴を記載することを奨励したり、そのために履歴書の様式を工夫すること等も検討に値する事柄であろう。

ボランティア活動の経験やその成果は、社会的な評価項目の一つとして考えられるものであるが、社会的評価を行う場合は、無償性、自発性等ボランティア活動の基本的理念を損なうことのないよう留意する必要がある。

また、ボランティア活動を社会において量的・質的に把握する統計的な調査研究を行うことが望ましい。

10 その他

(2) ボランティア活動の場の開発等

ボランティア活動の分野、活動場所の開発に当たっては、ボランティアの自主性、自発性を尊重することを前提とし、青少年から高齢者まであらゆる層の人々が、楽しく、無理なく参加できるよう留意し、活動場所を幅広く柔軟にとらえることが大切である。

また、人々の学習の成果を社会のあらゆる分野で生かすため、ボランティア活動に関する調査研究が必要となっている。

なお、行政と関連したボランティア活動については、行政機関が果たす役割とボランティアが行う活動を明らかにし、ボランティアが単なる行政の補助でなく、サービスの質を高める上で一定の役割を担っていることを、職員とボランティアが相互に理解し合うことが重要である。

第4部 生涯学習の振興に向けて～豊かな生涯学習社会を築いていくために～

(2) 身近なところから自発的に生涯学習を

生涯学習は、いつでも、どこでも、誰でも自由に取り組み得るものであり、組織的な学習活動だけでなく、スポーツ活動、文化活動、趣味、レクリエーション活動、ボランティア活動など、幅広い活動の中でも行われるものである。人は学習することで新しい可能性を身付け、新しい自己を発見することもできるのであり、充実した人生を送るために、一人一人が身近なところから行動し、まず生涯学習に取り組んでみることを望まれる。

(4) 地域の生涯学習の振興を

豊かな生涯学習社会を築いていく上で、地域への期待は大きい。地域は、人々の日常生活圏において、住民の生活、活動の拠点であると同時に、人々の交流、助け合いの場でもあり、自治会や町内会、商店街、各種の組織や様々なサークル等により、生涯学習に関する多彩な活動が行われている。近年、生涯学習のまちづくりを施策の中核とする地方公共団体も増えてきている。

また、都市化の進展とともに、ともすれば希薄になりがちな人と人との心の触れ合いの機会を増やし、郷土の文化や歴史への理解と愛着を深めるなど、生涯学習の観点から日々の生活や人生をより豊かにしていく上で、地域は重要な役割を担っている。

地域の教育機能を高め、青少年の健全育成や学校外活動の充実を図ることは重要な課題であり、そのためにも、生涯学習の振興に積極的に取り組んでいくことが期待される。

○ 家庭へ

(2) 子供を、学力偏差値だけでなくその個性や能力を様々な角度から多面的に評価し、生きていくために必要な真の意味での学力を身に付けさせることが必要になってきている。また、健やかな心と体を育てるため、過度の塾通いの弊害に留意するとともに、学校週五日制の導入や、週休二日制の普及により増加する自由な時間を生かし、自然や芸術に触れたり、ボランティア活動やスポーツをするなど、それぞれの家庭で、子供が家族と共に休日を効果的に活用することが期待される。

○ 学校へ

(1) 学校では、生涯にわたる人間形成の基礎を培うため、基礎的・基本的な内容の指導を徹底し、個性を生かす教育の充実を図るとともに、自己教育力の育成を図ることが期待されている。

特に学力については、単なる知識や技能の量の問題としてとらえるのではなく、学校、家庭及び地域における学習や生活を通して子供が自ら考え、主体的に判断し、行動するために必要な資質や能力として身に付けるものであるという認識を持つことが重要である。

(2) 小学校、中学校、高等学校などの学校も、発達段階に伴う一定の年齢層の児童生徒に対する教育機関としての役割のみでなく、幅広く地域の生涯学習のための役割を果たすよう、その教育機能を、社会や地域に広げることが期待される。また、地域の生涯学習関連機関や団体との、密接な連携・

協力を図ることが重要である。

- (4) 学校の教員が自らの生涯学習に取り組むことは、教員自身にとっても、新しい発見と自己の充実・向上に結び付くものであり、使命感の高揚や指導力の向上にも役立つとともに、学校教育そのものにも好ましい影響を与えるものである。

また、経験豊かな社会人や生涯学習の指導者などを、幅広く学校教育の場に迎え入れることは、学校の教育機能を高めることに役立ち、学校教育の活性化にもつながるものであり、積極的な対応が望まれる。

○ 企業等へ

- (2) 勤労者の生涯学習の振興のためには、企業等の理解と協力が不可欠である。リカレント休暇、ボランティア休暇の導入などにより積極的に支援するとともに、勤労者が生涯学習しやすい条件作りのため、時短、週休二日制など、勤労者の自由時間、余暇時間の増大などの方策を一層促進することが望まれる。また、ボランティア活動の経験やリカレント教育などの生涯学習の成果を、採用、昇任などの際に適切に評価することが望まれる。

○ 生涯学習関連団体へ

今日、生涯学習の必要性が一般に認識されるようになった背景には、これまでの社会教育関係者等の永年にわたる地道な努力がある。特に、社会教育関係団体はじめ、福祉やボランティア関係団体等、生涯学習関連団体の果たしてきた役割は大きい。また、スポーツや文化関係の団体も大きな役割を果たしており、民間のカルチャーセンター、スポーツセンター等も多様な学習機会を提供している。これら民間の諸団体は、生涯学習の振興を図る上で重要な役割を担っており、今後とも、新しい視点に立って、生涯学習の振興のため、その活動を一層充実することが期待される。

14 21世紀を展望した我が国の教育の在り方について（抄）

〔平成8年7月19日〕
〔中央教育審議会第一次答申〕

第1部 今後における教育の在り方

(3) 今後における教育の在り方の基本的な方向

〔生きる力〕は、理性的な判断力や合理的な精神だけでなく、美しいものや自然に感動する心といった柔らかな感性を含むものである。さらに、よい行いに感銘し、間違った行いを憎むといった正義感や公正さを重んじる心、生命を大切に、人権を尊重する心などの基本的な倫理観や、他人を思いやる心や優しさ、相手の立場になって考えたり、共感することのできる温かい心、ボランティアなど社会貢献の精神も、〔生きる力〕を形作る大切な柱である。

第2部 学校・家庭・地域社会の役割と連携の在り方

第1章 これからの学校教育の在り方

(1) これからの学校教育の目指す方向

② 教育内容の厳選と基礎・基本の徹底

（育成すべき資質・能力）

初等中等教育においては、学校段階や子どもたちの心身の発達段階によって、その程度、内容、重点の置き方等が異なるものの、特に、次のような資質・能力の育成を重視し、教育内容を基礎・基本に絞り、その厳選を図る必要がある。

(f) 他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心、自然や美しいものに感動する心、正義感、公德心、ボランティア精神、郷土や国を愛する心、世界の平和、国際親善に努める心など豊かな人間性を育てるとともに、自分の生き方を主体的に考える態度を育てること。

③ 一人一人の個性を生かすための教育の改善

（高等学校における改善）

生徒の多様な学習ニーズにこたえるため、他の高等学校や専修学校における学習成果を単位認定する制度の一層の活用を図っていく必要がある。

さらに、生徒の学校外における体験的な活動や、自らの在り方・生き方を考えて努力した結果をこれまで以上に積極的に評価していくこととし、ボランティア、企業実習、農業体験実習、各種資格取得、大学の単位取得、文化・スポーツ行事における成果、放送大学の放送授業等を利用した学習、各種学校・公開講座等における学習、テレビやインターネット、通信衛星などマルチメディアを利用した自己学習などについて、各高等学校の措置により、高等学校の単位として認定できる道を開くことを積極的に検討していく必要がある。

④ 豊かな人間性とたくましい体をはぐくむための教育の改善

これまでにもしばしば指摘されてきたことであるが、よい行いに感銘し、間違った行いを憎むといった正義感や公正さを重んじる心や実践的な態度、他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心、美しいものに感動する心、ボランティア精神などの育成とともに、学校教育においては、

特に、集団生活が営まれているという特質を生かしつつ、望ましい人間関係の形成や社会生活のルール習得などの社会性、社会の基本的なモラルなどの倫理観の育成に一層努める必要がある。

また、子どもたちの発達段階を踏まえながら、人間としての生き方や在り方を考えさせることも大切であり、特に勤労観や職業観の育成を図ることの重要性も指摘しておきたい。

このような豊かな人間性をはぐくむための教育は、道徳教育はもちろんのこと、特別活動や各教科などのあらゆる教育活動を通じて、一層の充実を図るべきであるが、その際には、特に、ボランティア活動、自然体験、職場体験などの体験活動の充実を図る必要があると考える。

⑤ 横断的・総合的な学習の推進

今日、国際理解教育、情報教育、環境教育などを行う社会的要請が強まってきているが、これらはいずれの教科等にもかかわる内容を持った教育であり、そうした観点からも、横断的・総合的な指導を推進していく必要性は高まっていると言える。

このため、上記の②の視点から各教科の教育内容を厳選することにより時間を生み出し、一定のまとまった時間（以下、「総合的な学習の時間」と称する。）を設けて横断的・総合的な指導を行うことを提言したい。

この時間における学習活動としては、国際理解、情報、環境のほか、ボランティア、自然体験などについての総合的な学習や課題学習、体験的な学習等が考えられるが、その具体的な扱いについては、子供たちの発達段階や学校段階、学校や地域の実態等に応じて、各学校の判断により、その創意工夫を生かして展開される必要がある。

(2) 新しい学校教育の実現のための条件整備等

② 教員の資質・能力の向上

教員の採用に当たっては、人物評価重視の方向で選考方法の多様化や評価の在り方を改善し、教員にふさわしい優秀な人材を確保していく必要がある。具体的には、面接や実技試験の充実、筆記試験とその他の試験との比重の見直し、ボランティア活動等の生活体験・社会経験の適切な評価、あるいは、同一の採用枠においても異なる尺度で多様な選考方法を採用することなどにより、人間的魅力や使命感、教育的実践力を備えた多様な人材を教育界に迎えることができるようにすることが望まれる。

第2章 これからの家庭教育の在り方

(2) 家庭教育の条件整備と充実方策

① 家庭教育の在り方と条件整備

親がPTA活動、ボランティア活動、地域の様々な行事等に参加し、それらを通じて得た経験や、人々とのつながりを家庭教育に生かしていくことも重要だと考えられるほか、育児の経験者として子育ての様々な智恵を持っている祖父母が孫の教育に参加していくことは、一層重要になってくると考える。

② 家庭教育の具体的な充実方策

(a) 家庭教育に関する学習機会の充実

これから親になる青年を対象に、意識啓発や保育ボランティア等の育児体験など人生の早い時期から子育てに関する学習機会を提供することも必要なことである。

(c) 親子の共同体験の機会の充実

親子で様々な共同体験、交流活動を行う機会（例えば、ボランティア活動、植物栽培体験、動物飼育体験、スポーツ活動や芸術鑑賞、創作活動、地域の歴史探訪、読書会の開催など）を行政は積極的に提供すべきだと考える。親と子が同じ体験を持つことは、親のものの見方、子供の考え方をお互いが知り合う上で、また、場合によっては同じ価値観を共有する上で非常に有効であり、これを機に親子のきずなが一層深まることが期待される。

第3章 これからの地域社会における教育の在り方

(2) 地域社会における条件整備と充実方策

② 地域社会における教育の具体的な充実方策

(a) 活動の場の充実

(学校施設の活用)

今後は、学校図書館や特別教室も含め、学校の施設を一層開放し、様々な活動を行っていく必要がある。その際、親や地域の人々のボランティア参加による活動などは、子供たちの活動を豊かにするためにも大いに推奨したい。

(b) 活動の機会の充実

(ボランティア活動の推進)

近年、我が国でもボランティア活動への関心が急速な高まりを見せている。参加者は増加し、活動分野も、福祉の領域のみならず、街づくり、国際協力、環境保護など幅広い分野にわたっている。ボランティア活動への参加は、それぞれの自発性に基づくものであるだけに、こうした活動に参加することによって、高齢者をいたわる気持ちを培い、自分たちの街づくりを通して身近な社会にかかわることの大切さを学ぶことなどの教育的意義は極めて大きい。さきの阪神・淡路大震災では多数の若者が救援活動に参加し、被害を受けた人々をいたわることや街を復興するということの重要性を強く実感したが、この体験は、極めて貴重なものと言わなければならない。

このようなボランティア活動の持つ意義を考えると、他者の存在を意識し、コミュニティの一員であることを自覚し、お互いが支え合う社会の仕組みを考える中で自己を形成し、実際の活動を通じて自己実現を図っていくなど、青少年期におけるボランティア体験の教育的意義は特に大きい。子供たちの、社会性の不足が指摘される今日、体験的な学習としてのボランティア活動に青少年が気軽に参加できる機会を提供することは急務であると考えられる。

子供たちが、学校や地域社会でのそれぞれの役割に即した活動を通して、ボランティア活動を経験し、将来、ボランティア活動を自然に行っていく契機としていってほしい。そして、「ボランティア活動は特別なことでなく、自分自身にとって身近なこと、必要なこと、大切なこと、だれにでも日常的にできることである」という認識が社会全体に広がることが望まれる。

このため、行政においては、ボランティア活動を実際に体験したり、活動の理念や必要な知識・技術等について学習する機会を様々な形で提供することが必要である。様々な民間団体などが、ボランティア活動の機会を積極的に提供することも期待したい。学校も、その実態に応じてボランティア活動に取り組むことを望みたい。その一つとして、例えば、PTAや地域の様々な民間団体と手を結んで、子供たちのためにボランティア活動の機会を作っていくような試みもあってよいと考える。また、ボランティア活動全般が広く展開される環境を作るため、

ボランティア活動を求める側のニーズとボランティアの活動意欲を効果的に結びつけることができるよう、情報提供やコーディネーターの養成などボランティア活動に取り組みやすく、かつ、続けていきやすい条件整備を図っていくことが急がれる。

(e) 情報提供の充実

市町村教育委員会が中心となって地域社会における活動に関する各種の情報をデータベース化するとともに、学校や関係機関などの情報通信ネットワークを形成して、子供たちに情報を十分に提供する体制を整備することが急がれる。

その際は、社会教育・文化・スポーツ施設や関係機関、民間団体、地域のグループなどが実施する個々の活動の場所や内容、プログラムに関する情報だけでなく、指導者やボランティアなど、地域社会における活動を支援する人材に関する情報も積極的に提供することが重要である。

(f) 「第4の領域」の育成

これからの地域社会における教育は、同じ目的や興味・関心に応じて、大人たちを結びつけ、そうした活動の中で子供たちを育てていくという、従来の学校・家庭・地縁的な地域社会とは違う「第4の領域」とも言うべきものを育成していくことを提唱したい。

例えば、青少年団体では、地縁的なものよりも、最近ではむしろ、スポーツやキャンプ、ボランティアといった目的指向的なものの方が人気が高いと言われているが、これなどは、ここでいう「第4の領域」の一つの例と言えよう。

③ 地域社会における教育を充実させるための体制の整備

(b) 地域教育連絡協議会や地域教育活性化センターの設置

関係者間の連絡・協議を行うだけでなく、自ら地域社会における活動に関する事業を行ったり、各種の情報提供や相談活動、指導者やボランティアの登録、紹介などを行うため、地域の実態に応じ、行政組織の一部又は公益法人などとして、地域教育活性化センターを設置することも考えられる。

第4章 学校・家庭・地域社会の連携

(開かれた学校)

学校がその教育活動を展開するに当たっては、もっと地域の教育力を生かしたり、家庭や地域社会の支援を受けることに積極的であってほしいと考える。例えば、地域の人々を非常勤講師として採用したり、あるいは、地域の人々や保護者に学校ボランティアとして協力してもらうなどの努力を一層すべきである。

(学校外活動の評価)

子供たちの学校外活動を活性化する観点から、子供たちが、社会教育団体や青少年団体における活動、ボランティア活動、文化・スポーツ活動などに積極的に取り組んだ場合、これらを学校においても奨励する意味で評価する方法などが検討されてよいと考える。しかし、学校外の活動は、言うまでもなく、子供たちの自主性・自発性に基づいて行われるものであり、子供たちのそうした積極的な意欲や態度を励ますという視点を忘れてはならない。

第3部 国際化，情報化，科学技術の発展等社会の変化に対応する教育の在り方

第2章 国際化と教育

④ 海外に在留している子供たち等の教育の改善・充実

(日本に在留している外国人の子供たちの教育の改善・充実)

日本に在留している外国人の子供たちの教育の改善・充実を図るためには，学校をはじめ地域の関係機関やボランティア等の協力の下，地域社会一体となった取組が求められるところである。このため，モデル地域の育成，相談体制の整備や，ボランティアや指導協力者に対し市町村教育委員会や関係団体等が支援する取組を奨励するなど，地域における受入れ体制の一層の充実が望まれるところである。

第5章 環境問題と教育

③ 地域社会における様々な学習機会の提供

環境問題への取組としては，一人一人が身の回りのできることから実践していくということが重要である。その意味でも子供たちが学校や地域社会でのそれぞれの役割に即した活動を通して，ボランティア活動を経験し，将来，環境保全を含めたボランティア活動を自然に行っていく契機となることを望みたい。

15 教育改革プログラム（抄）

〔平成9年1月24日〕
〔文 部 省〕

1 教育制度の革新と豊かな人間性の育成

(4) 豊かな人間性の育成

○家庭や地域社会における取組

親が子供に思いやりの心や善悪の判断などの基本的な倫理観を身に付けさせる家庭教育の充実やボランティア活動、自然体験活動、青少年団体活動、文化・スポーツ活動を通じた地域社会の活動を支援し、学校・家庭・地域社会が連携しつつ、子どもの豊かな人間性の育成を図る。

(6) 養成、採用、研修の各段階を通じた教員の資質向上

○教員養成カリキュラムの改善等

新たな時代に向けた教員養成課程のカリキュラムの改善について、教育職員養成審議会において平成9年7月を目途に結論を得る。その際、養成カリキュラムにボランティア活動や福祉活動等の体験を導入することも検討する。さらに大学院を活用した養成等について検討を行う。

○教員の研修プログラムの改善

長期社会体験研修を進めるなど教員の研修プログラムの改善を推進する。その際、研修カリキュラムにボランティア活動や福祉活動等の体験を導入する。

3 学校外の社会との積極的な連携

教育改革を進めるに当たっては、学校、家庭、地域社会が幅広く連携することが必要であり、このため、その連携を強化するとともに、学校外の体験活動の推進、ボランティア活動の促進、社会人や地域人材の学校への活用、いじめ問題や薬物乱用問題などへの適切な対応を進める。

(1) 学校、家庭、地域社会の連携強化

○地域の関係機関・団体等の連携の強化

学校外の体験活動についての多様なメニューの開発・提供などを通じ、子供の健やかな育成を地域全体で推進するため、PTA、青少年団体、スポーツ団体、文化団体などとともに、町内会、ボランティア団体、地元企業など地域の様々な機関・団体と学校からなる自発的な教育支援組織の形成を促進する。

また、地域において青少年の活動の援助に当たる民間団体指導者、リーダー等の資質向上を図る。

(2) 学校外の体験活動の推進

○青少年団体における活動など学校外活動への参加の奨励

子供の学校外の体験活動を促進するため、学校やPTA等において、ボーイスカウト、子ども会、スポーツ少年団など青少年団体、ボランティア団体、文化・スポーツ団体等の地域における活動についての理解を深め、参加を奨励するなどの取組を推進する。

○学校外活動の評価

ボランティア活動、文化・スポーツ活動など子供たちの学校外活動を奨励するため、社会における多様な評価の在り方などについて、生涯学習審議会において検討し、平成9年度中に結論を得る。

○身近な体験活動の場の充実

地域における学校外活動を促進するため、子供にとって魅力ある教育用教材の宝庫である科学博物館、歴史民族博物館、美術館、動植物園や公民館、図書館等の活動の活性化やマルチメディアの活用等の工夫を進める。

また、学校施設を活用した活動の場の充実のため、地域住民や青少年団体、文化・スポーツ団体、ボランティア等の協力を得ながら、学校施設の開放を促進する。

(3) ボランティア活動の促進

○学校におけるボランティア教育の充実

学校におけるボランティア教育のあり方についての教育課程審議会における検討を促進するとともに、環境保全活動や社会福祉活動等のボランティアに関する地域の関係施設・機関や団体と学校との積極的な連携を推進する。

また、大学生の環境保全活動、社会福祉活動、青少年育成活動、海外援助・協力活動などの各種のボランティア活動を普及・奨励するための方策について、平成9年度中に検討を行う。

○教員の養成・研修カリキュラムへの導入

教員の養成・研修カリキュラムにボランティア活動や福祉等の体験を導入することを検討する。
(再掲)

○地域におけるボランティア活動の参加促進

青少年の地域社会への貢献を促進し、豊かな心をはぐくむため、地域における身近な施設やボランティア団体等間の連携協力、ボランティア活動の場の充実のための取組を推進する。

○ボランティア活動に関する情報提供の充実

青少年の自主的なボランティア活動を促進するため、ボランティア活動に関する情報収集・提供や相談等の体制づくりを進め、学校、ボランティア団体とのネットワークの形成を推進する。

(4) 社会人や地域人材の学校への活用

○学校支援ボランティア活動の推進

学校の教育活動について地域の教育力を生かすため、保護者、地域人材や団体、企業等がボランティアとして学校をサポートする活動（学校支援ボランティア活動）を推進する。

4 留学生交流等国際化の推進

(2) 教員等の国際体験・国際貢献の充実

○教員による教育協力への参加奨励・促進等

教員による国際貢献と国際体験の機会を充実するため、青年海外協力隊などの国際教育協力活動への教員の参加を奨励し、参加に当たっての制約を緩和すべく検討する。なお、NGO（非政府組織）が行う教育関係の海外ボランティア活動との連携・協力や支援の在り方についても検討する。

16 新しい時代を拓く心を育てるために — 次世代を育てる心を失う危機 — (抄)

[平成10年 6月30日]
中央教育審議会答申]

第3章 地域社会の力を生かそう

(2) 異年齢集団の中で子どもたちに豊かで多彩な体験の機会を与えよう

② ボランティア・スポーツ・文化活動、青少年団体の活動等を活発に展開しよう

(a) 自分の大切さに気付かせ、社会貢献の心をはぐくむボランティア活動を振興しよう

(ア) 子どもたちは、自ら主体的に参加したボランティア活動を通じて、他の人々や社会のために役立つ体験をし、自分が価値のある大切な存在であることを実感する。また、ボランティア活動の中で、子どもたちは社会とかかわり、様々な人々と接する体験をし、他人を思いやる心や社会生活を営む上での規範やルールを学ぶ。さらに、ボランティア活動は、国際協力、環境保護、高齢社会への対応といった様々な社会問題に対する子どもたちの問題意識に広がり、深みを与え、社会貢献の心をはぐくむ。今日の子どもたちをめぐる状況を踏まえると、こうしたボランティア活動の体験学習としての意義は極めて大きい。

(イ) 近年、大規模な災害に際して多数の若者がボランティア活動に参加し、様々な面で重要な貢献を果たしたことは記憶に新しい。しかし、我が国のボランティアは、社会の中で十分に広がり、定着したとは言い難い。調査によれば、青少年の中でボランティア活動を体験した経験がある者は全体の3割程度にとどまっている。また、高校生等を対象に国際比較を行うと、ボランティア活動を現在行っている者の割合は、米国が6割を超えるのに対して、日本はわずか4%となっている。

(ウ) 現時点ではボランティア活動に参加している子どもは多くないが、調査によると、若い世代では多くの者が今後活動に参加したいという意志を持っている。今後は、一層多くの子どもたちがボランティア活動に気軽に参加できるよう、行政や民間団体が活動の機会や情報を十分に提供していくことが必要である。

なお、こうした働きかけの際には、「ボランティア活動は特別なことではなく、だれでも日常的にできることである」という考え方を伝え、子どもたちが身構えず、自然にボランティア活動を行えるようにすることが重要である。

(エ) また、学校でのボランティア体験活動は、そうした考え方を広げ、子どもたちが息の長い活動を行っていく契機となるものであり、特別活動や総合的な学習の時間等を活用して、その一層の充実を図ることを望みたい。

第4章 心を育てる場として学校を見直そう

(2) 小学校以降の学校教育の役割を見直そう

① 我が国の文化と伝統の価値について理解を深め、未来を拓く心を育てよう

- (f) 子どもたちに信頼され、心を育てることのできる先生を養成しよう
 - (ア) 教員養成カリキュラムについては、教え方の指導や子どもとの触れ合いを重視する観点から、発達心理、教育相談、道徳の指導法、教育実習などを含む「教職に関する科目」の改善・充実を進めていくことが必要である。さらに、福祉体験・ボランティア体験、自然体験等の体験活動をカリキュラムの中に積極的に取り入れていくことが求められる。
 - (イ) 採用に当たっては、強い使命感を持ち、豊かな人間性を備えた指導力のある人材を確保するという観点を特に重視すべきである。これからの子どもたちに「生きる力」をはぐくむ教育を行っていくためには、人間的な魅力にあふれた教員を確保していく必要がある。このため、知識の量を問うような筆記試験に比重を置き過ぎることなく、選考方法の多様化等を一層進めていくことが必要である。例えば、面接の重視はもとより、ボランティア活動や自然体験活動の経験の有無を採用の重要な資料とすること、社会教育関係団体やスポーツ団体等からの推薦などにより地域での実践活動を評価すること、選考に当たって地域の有識者等を起用することなどといった人物評価重視の取組を各都道府県等において積極的に進めてほしい。
 - (ウ) 現職研修については、初任者研修、教職経験5年目・10年目等の研修、各教科や今日的な教育課題に関する研修などが体系的に整備されてきており、それらの一層の充実を図るとともに、学校外での長期の研修として、大学院レベルの現職教育や、民間企業等での体験的な研修を更に充実していくことが望まれる。また、若い世代の教員を中心に、自然体験や生活体験が希薄な者も少なくないことから、教員のライフステージに応じて、自然体験活動、福祉・環境保護ボランティア等の社会貢献活動、郷土の学習などを研修内容に盛り込んでいくといった工夫が求められる。さらに、社会人を学校現場で一層活用するため、特別免許状制度や特別非常勤講師制度のより積極的な活用を期待したい。

17 社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について（抄）

〔平成10年 9月17日〕
〔生涯学習審議会答申〕

第2章 社会教育行政を巡る新たな状況と今後の方向

5 民間の諸活動の活発化への対応

民間の社会教育活動が活発化し、社会教育関係団体、民間教育事業者、ボランティア団体等が積極的な活動を行っている。これからの社会教育行政は、これら民間活動についての環境の整備や支援を行うとともに、ボランティア団体をはじめとするNPOを含め、民間団体との連携協力を進めることが必要である。

民間の社会教育施設が未発達な状態においては、社会教育行政が、住民の社会教育活動の先導的役割を果たしてきた。しかしながら、住民の学習ニーズが多様化、高度化する中、民間教育事業者等、社会教育分野における民間の諸活動が活発化しており、こうした民間活動を視野に入れ、それと連携しつつ社会教育行政を展開する必要がある。

特に都市部においては、民間教育事業が発達し、社会教育における重要な役割を占めるようになってきている。また、ボランティア活動も活発化するなど、社会教育活動の領域がこれまで以上に拡大している。従来、社会教育行政が行ってきた民間活動支援施策は、主として、社会教育関係団体に対する補助金や指導・助言というものであった。今後の社会教育行政にあっては、民間教育事業者、ボランティア団体をはじめとするNPO等とも幅広く連携協力を進めるとともに、これら民間活動がより一層活性化し、人々の学習活動をより豊かにする上で貢献し得るよう環境を整備していくことが必要である。

第3章 社会教育行政の今後の展開

第2節 地域の特性に応じた社会教育行政の展開

2 地域づくりと社会教育行政の取組

住民が共同して行う地域づくり活動を支援するなど地域社会の活性化に向け、社会教育行政は重要な役割を持つ。今後の社会教育行政は、住民の個々の学習活動の支援という観点のほか、地域づくりのための住民の社会参加活動の促進という観点から推進する必要がある。

(1) 社会教育行政を通じた地域社会の活性化

地域社会の活性化に向け、社会教育行政は、地域住民が地域に根ざした活動を行えるような環境を創り出すことや住民が一体となって地域づくりをしていくような活動（地域共創）を支援していくことに取り組む必要がある。社会教育施設における、どちらかといえば受け身の学習活動から、発信型の学習活動の支援、例えば、学習成果を生かしたボランティア活動の支援、地域社会というフィールドで行う実践的活動の振興、住民の交流促進などを積極的に推進していかなく

ればならない。このためには、社会教育活動に関する情報の収集・提供や、地域の社会教育に関する人材情報の収集・提供等を推進するとともに、社会教育諸活動における地域の人材の登用、ボランティアが活躍できる場の開発を推進する必要がある。社会教育施設の運営に一層住民の参加を求めることについても、積極的に取り組んでみるべき課題である。今後の社会教育行政は、住民の学習活動の支援という観点とともに、地域づくりのための住民の社会参加活動の促進という観点を加味して推進する必要がある。

(3) 地域の人材が活躍できる場としての社会教育施設

人々の学習活動が進むにつれ、その学習成果を地域で活用したいと希望する人が増えてきている。こうした人々が活躍する場として、社会教育施設が率先してその役割を果たすことが期待されている。公民館をはじめ、図書館や博物館等においてボランティア活動が盛んになってきていることは、そうした人々のニーズの現れである。しかしながら、多くの社会教育施設においては、ボランティアを受け入れる体制ができていない、受入れのための事務が繁雑である、受入れ予算がないなどを理由として、ボランティアの受入れ等に消極的なものが見受けられる。

学習成果を生かす場が広がることは、学習者に達成感や充実感等が生まれ、さらに学習意欲が増すという相乗効果が期待できるなど、生涯学習社会の構築にとって有効なものである。このような学習支援・社会参加支援は社会教育行政の重要な使命であり、社会教育施設は学習成果の活用場としてその役割を果たしていかなければならない。

3 民間の諸活動との連携

社会教育行政は、社会教育関係団体、民間教育事業者、ボランティア団体をはじめとするNPO、さらには、町内会等の地縁による団体を含めた民間の諸団体と新たなパートナーシップを形成していくことが必要である。

(2) 社会教育関係団体との連携

これまで社会教育団体は、民間の行う社会教育活動の中心として重要な役割を担ってきた。しかしながら、ボランティア団体をはじめとするNPOによる活動など、新たな団体の活動が盛んになっている。平成10年3月には、特定非営利活動促進法（いわゆるNPO法）が成立している。同法では、社会教育の推進を図る活動等を特定非営利活動としており、こうした活動を行う団体に対して法人格を付与することができるようになった。

これまで、社会教育行政は、社会教育関係団体の活動を重視し、奨励すべき活動に対して補助金を交付して支援する等、連携を密にとってきた。その結果、団体側も行政の支援を前提とした事業展開となり、本来の自立的な意識が希薄となったとの指摘もある。今後、社会教育関係団体は、それぞれの設立の趣旨・目的に沿った一層自立した活動の展開が求められる。社会教育行政は、社会教育法第11条及び第12条の規定を踏まえ、社会教育関係団体、ボランティア団体をはじめとするNPO、さらには町内会等の地縁による団体をも含め、これらとの新たなパートナーシップ（対等な立場から相互に連携・協力しあう関係）を形成していくことが大切である。

18 今後の地方教育行政の在り方について（抄）

〔平成10年 9月21日〕
〔中央教育審議会答申〕

第4章 地域の教育機能の向上と地域コミュニティの育成及び地域振興に教育委員会の果たすべき役割について

2 地域の教育機能の向上

子どもの生きる力をはぐくむため、地域社会の力を生かすことや家庭教育の在り方を見直すことが求められている。このため、地域が一体となって子育てを支援することや異年齢集団活動など様々な体験活動を充実することを通じて、地域社会を挙げて子どもを心豊かにはぐくんでいく環境を整備していくことが地方教育行政上の極めて重要な課題となっている。

また、家庭教育については、保護者に対する学習機会の提供などその充実を図るための施策が推進されているが、家庭への支援をより充実していくことが求められている。

さらに、中央教育審議会第一次答申において述べているように、子どもの育成は学校・家庭・地域社会の連携協力なしにはなし得ず、学校の教育活動を展開するに当たってはこのことを踏まえた工夫が必要である。本審議会が6月に行った「幼児期からの心の教育の在り方について」の答申においても、心の教育の充実を図る上で、社会全体、家庭、地域社会、学校それぞれについてその在り方を見直し、子どもたちの成長を目指して、どのような点に今取り組んでいくべきかということを具体的に提言したが、この提言においても各地方公共団体に対し、家庭、地域社会の教育機能を高めるための施策を積極的に講じていくことを求めている。

豊かな社会の中で、子どもに適切な勤労観や職業観を育成することが課題となっており、地域の商店、農家、工場や老人ホームなどの社会福祉施設等と連携し、その協力を得て、働くことや社会に奉仕することの喜び、それによって得られる達成感を子どもに体得させることができるような様々な教育活動を展開することが効果的と考えられる。

中央教育審議会第一次答申においては、従来の学校・家庭・地縁的な地域社会とは異なる「第4の領域」の育成を提唱したが、今後、地域全体の教育力の向上については、従来の学校など関係機関・団体の自発的な連携協力という域を超えて、学校をはじめとする地域の様々な教育機能が協調・融合して、子どもの成長を担うことが求められており、このような地域の教育機能の協調・融合を支援し、促していくことが教育委員会の新たな役割として期待されている。教育委員会においては、このような観点から、生涯学習、社会教育、芸術文化、スポーツ等の事業の企画、実施に際して、学校教育との協調・連携に十分配慮するとともに、学校教育に地域の活力を生かすための様々な工夫を講じる必要がある。なお、その際、首長部局の行う関係施策についても、地域の教育機能の向上の観点から、有機的な関連を持って行われるよう、首長部局との連携協力を努める必要がある。

以上のような観点から、これに関連する制度等について以下のように見直し、改善を図る必要がある。

具体的改善方策

(地域の教育機能の向上)

ア 教育委員会の行う教育，文化，スポーツに関する種々の施策を学校教育の振興や地域の教育機能の向上の観点から，総合的に実施するよう努めること。

イ 学校など関係機関・団体が連携協力し，その機能の協調・融合を通じて，地域全体の教育力の向上を図る観点から，関係者の共通理解を深めるとともに，例えば，様々な機関・団体により実施される芸術文化やスポーツ，社会教育などの事業・活動に関するコーディネーターを配置するなど教育委員会の企画調整，幹旋等の支援機能を充実するための工夫を講じること。

ウ 地域全体の教育機能の向上のため，例えば，幼稚園を地域の子育て支援の拠点として相談・情報提供機能を付加したり，公民館が当該地域における教育機能の向上に関連する事業・活動に関するコーディネート機能を発揮できるよう職員の資質の向上に取り組むなど，教育機関や文化・スポーツ施設の活用に努めること。なお，保育所や各種の児童施設，コミュニティセンターなどについても同様の観点からの取組が期待される。

(学校・家庭・地域社会の連携の推進)

エ 教育委員会によっては，その設置する文化・体育施設などの管理運営のための公益法人を設立しているところもあるが，地域の協力を得つつ，施設管理以外の積極的な事業展開を図るなどの工夫を講じること。

オ 地域教育連絡協議会の構成員に，第3章6で触れた学校評議員を加えることなどにより，学校区単位での教育行政に対する要望の把握とそれに基づく地域社会とのきめ細かな連携の促進に努めること。

カ 学校の運営組織の在り方に関して，家庭や地域社会との連携を念頭において校務分掌組織を整備するよう努めること。

(家庭教育への支援等)

キ 教育委員会においては，地域社会が一体となって家庭教育を支援する体制を整備していくことが必要であり，特に学校と家庭・地域社会を結ぶ懸け橋となるべきPTAの活動をより一層活性化させるよう努めること。

(学校の教育活動への地域の活力の導入・活用)

ク 開かれた学校づくりを推進し，豊かな教育内容を実現するため，豊富な経験を持った学校外の社会人が教壇に立つことができる特別非常勤講師制度を一層活用する方策について検討すること。

ケ 校長の判断により機動的に学校の教育活動に地域住民の協力を求めることができるよう，教育委員会が学校支援ボランティアを登録・活用する仕組みを導入するなど工夫を講じること。

コ 高校生の在学中の就業体験（インターンシップ）の積極的推進，企業等の施設における学習を高等学校の単位として認定することができる技能連携制度の一層の活用や，平成10年度から導入された学校外における体験的な活動等の高等学校における単位認定制度の積極的な活用など地域の関係機関との連携に努めること。

サ 読書指導の充実のための近隣の図書館の活用や体験的学習の充実のための博物館や美術館の活用、勤労の尊さや社会に奉仕する精神を養うための老人ホームでの奉仕活動など、地域の教育施設や首長部局所管の青少年関係施設、社会福祉施設の機能の活用に努めること。

シ 保護者、地域におけるスポーツ指導者や伝統文化継承者、さらに企業等の専門家などの地域住民の協力を得て、教科指導、道徳教育、特別活動、部活動などの学校の教育活動の多彩な展開に努めること。特に運動部活動の実施に際しては、地域や民間のスポーツクラブの指導者やスポーツ施設を活用するなど工夫を講じること。

5 学校以外の教育機関の運営の在り方

公民館等の社会教育施設、体育・スポーツ施設、文化施設などの学校以外の教育機関の在り方については、その運営も含め、生涯学習審議会、保健体育審議会、文化政策推進会議等において、専門的立場から審議、答申が行われている。

すなわち、生涯学習審議会では、平成10年9月に「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」の答申を行い、規制の廃止・緩和、社会教育施設の運営等の弾力化、社会教育行政における住民参加の推進などについて提言を行っている。

また、保健体育審議会では、平成9年9月に「生涯にわたる心身の健康の保持増進のための今後の健康に関する教育及びスポーツの振興の在り方について」の答申を行い、地域社会におけるスポーツの充実のための方策等を提言している。

文化政策推進会議では、平成10年3月に「文化振興マスタープラン」の報告を行い、文化立国の実現に向けての各般の提言を行っている。

学校以外の教育機関の在り方については、これらの答申等に沿ってその改善の取組が行われるべきものであるが、本審議会としても、地域の教育機能の向上、地域コミュニティの育成、地域振興の観点から、特に以下の点について配慮を求めるものである。

具体的改善方策

ア 勤労者、高齢者などを含むすべての人が施設を利用しやすいようにするため、例えば、施設の開館日・時間の弾力化、住民に身近な分館の拡充、施設間のネットワークの推進、障害者等に配慮した施設設備の整備などの取組に努めること。

イ 公民館、図書館及び博物館に係る各種の規制や基準等をできるだけ廃止、緩和すること。

ウ 施設運営に関し、一層積極的に住民の参加を求め、住民の意向を的確に把握・反映できる仕組みについて検討していくこと。さらに、スポーツ施設においては、住民や利用者の組織する団体に運営を委ねる例も見られることから、このような取組を推進する方策を検討すること。

エ ボランティア登録システムや研修体制を充実するなどにより、施設の特性や状況に応じたボランティア受入れ体制の整備の積極的な推進に努めること。

オ 例えば、学校の教育活動に沿ったプログラムを開発すること、施設の事業情報を積極的に学校に提供すること、施設やその指導者を学校の部活動や自然体験学習などの教育活動のために活用することなどの取組の充実に努めること。

カ 教育委員会所管の各施設、首長部局等所管の各施設、民間団体等の事業について、例えば、生涯

学習の振興の視点から連携協力を進め、学習講座や学習情報の提供を共同で実施するなど工夫を講ずること。また、青少年の健全育成という視点から、教育機関と児童館等の福祉施設などが効果的な連携を図るよう努めること。

19 21世紀の大学像と今後の改革方策について －競争的環境の中で個性が輝く大学－（抄）

〔平成10年10月26日〕
〔大学審議会答申〕

第2章 大学の個性化を目指す改革方策 教育研究システムの柔構造化 ー大学の自律性の確保ー

- (1) 多様な学習需要に対応する柔軟化・弾力化
ー学生の主体的学習意欲とその成果の積極的評価ー
- ii) 秋季（9月）入学の拡大等

学年暦の異なる諸外国への留学及び我が国への留学生の受入れを促進するため、また、秋季（9月）入学をより柔軟に導入できるようにするため、学年の途中における入学に関する学校教育法施行規則の規定を改正するとともに、学習効果の高い Semester 制を、これまで以上に積極的に推進していく必要がある。

(7) 秋季（9月）入学拡大の趣旨

- a. 我が国では、大学の学年の始期は4月とされているが、諸外国においては学年の始期は9月あるいは10月が多い。現在の我が国の制度では、「特別の必要があり、かつ、教育上支障がないとき」には、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させることができることとされているが、現在のところ、秋季（9月）入学はごく一部の大学が取り組んでいるにとどまっている。今後、我が国の学生の外国への留学、外国の学生の我が国の大学への留学、帰国子女の我が国の大学への入学など、我が国の大学と我が国と学年暦の異なる諸外国の学校との間を学生が円滑に移動できるよう、各大学における秋季（9月）入学の一層の推進を図ることが重要である。
- b. また、大学入学機会の複数回化という観点から、秋季（9月）入学の導入の促進を求める声もある。受験者の選択の幅を広げ、多様な学習計画を可能とするという点で秋季（9月）入学の導入による入学機会を拡大することも有効である。

(4) 実施に際しての配慮事項等

- a. このため、学年の始期と終期を定める学校教育法施行規則を改正して、各大学がより柔軟に秋季（9月）入学を導入できるようにすることが必要である。なお、秋季（9月）入学者については、大学を卒業する時点が他の学生と異なる場合を考慮し、企業の採用活動における配慮を期待したい。
- b. この点に関連して、学期ごとに授業が完結する Semester 制は、学習上の効果が高いだけでなく、外国を含めた他の大学との交流を容易にする一つの方策として有効であり、各大学における積極的な活用を推進していく必要がある。

(3) 地域社会や産業界との連携・交流の推進

大学は、今後、その知的資源等をもって積極的に社会発展に資する開かれた教育機関となることが一層重要となる。

各大学が地域社会や産業界の要請等に積極的に対応し、それらの機関との連携・交流を通じて社会貢献の機能を果たしていくため、リフレッシュ教育の実施、国立試験研究機関や民間等の研究所等との連携大学院方式の実施、共同研究の実施、受託研究や寄附講座の受入れなど産学連携の推進を図っていく必要がある。

企業と大学が共同した教育プログラムの開発や、本校以外の教育研究の場の設定などを通じて、社会人が企業と大学を往復して学習するための環境の整備を図っていくことが必要である。

その際、テレビ会議システム等により大学の授業を社会人が企業の会議室等で受講できるようにするなど、発展の著しい情報通信技術を効果的に利用する試みも大学の授業の将来的可能性を広げるものとして積極的に推進する必要がある。

また、インターンシップ制度の積極的な導入や、学生のボランティア活動等地域社会に貢献する活動の促進に積極的に取り組むことも重要である。

(I) 学生の多様な体験活動の充実

大学と企業とが協力して学生に自らの専攻や将来の職業に関連した就業体験を与えるインターンシップ制度を積極的に導入すること、ボランティア活動等地域社会に貢献する活動を授業に取り入れたり学生の自主的活動を支援することに大学が積極的に取り組むことも重要である。

20 学習の成果を幅広く生かす －生涯学習の成果を生かすための方策について－（抄）

〔平成11年6月9日〕
生涯学習審議会答申

第3章 学習成果を「ボランティア活動」に生かす

1 なぜ、今、学習の成果を「ボランティア活動」に生かすのか

(1) ボランティアを志向する社会の進展

我が国の近年におけるボランティア志向の高まりは、国民の間に、個人の経済的・物質的な利益を求める生き方ばかりでなく、他者のため、社会・公共のために積極的に自分を役立てたいとする意識が高まってきていることの証左である。

ボランティアを志向する社会は、個人が、共同体社会への共感に立って、自主的にその営みに参加し、貢献することに価値を置く社会であり、こうした方向を促進することは、社会をより望ましいものへと変革していくことにつながることである。そのような意味で、人々のボランティア活動を促進していくことは、今後の我々にとって極めて重大な課題であるということができる。

現代の社会は、少子・高齢化、国際化、情報化等の社会状況の急激な変化の中で、多くの課題が複雑に広がっている。しかし、これら複雑・多岐にわたる様々な課題解決をすべて行政に頼ることには自ずと限界がある。山積する喫緊の課題に迅速かつ柔軟に対応するためには、国民一人一人が自己責任と信頼を基調とする自覚・自立した意識に基づいてボランティア活動に積極的に関わっていくことが求められるところとなっている。

また、国連は、21世紀にはボランティア活動が今世紀以上に活発化することを期待し、21世紀の最初の年である西暦2001年を「ボランティア国際年」とするとの決議を採択した。これを契機に、国際交流や国際的な場でのボランティア活動の展開が予想され、我が国のボランティア活動の一層の進展が期待される。

ボランティア活動は、本来、志さえあれば誰にでもできるものであるが、実際に活動しようとするれば、活動にかかわる分野の知識や技術の習得のための学習が必要なものもあり、また、ボランティア活動に参加することによって、必然的にさらなる学習が発展することになるなど、生涯学習と密接な関係にある。ボランティア活動の促進と生涯学習の推進とは実質的に切り離すことが出来ない関係にあると言って過言ではない。ボランティア活動は学習成果を生かし、体験的にその成果を深める実践の場そのものである。

したがって、ボランティアを志向する社会をさらに進めていくためには、人々のあらゆる場における学習活動を振興することが必要であり、それとともに、学習によって得た知識や技術などの成果を積極的にボランティア活動に生かすことができるような社会的システムを構築するなど、様々な施策を講じることが求められている。

(2) 生涯学習によるボランティア活動の深化と発展

本審議会の平成4年7月の「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策等について」（答申）において、ボランティア活動と生涯学習の関係が明確にされたことにより、生涯学習の理念に

支えられて、ボランティア活動に参加する人々が増えるとともに、その活動範囲も、例えば、学習活動やスポーツでの指導、公共施設での活動支援、自然環境の保全や地域美化、国際交流・貢献等、極めて広範な領域に広がった。

生涯学習の考え方においては学習を通じて自己を成長させ、社会に参加し自己実現を図ることが強く認識されることから、ボランティア活動においても、他者のためであると同時に、自己のための活動でもあるという、意識の上での自然な融合が図られつつある。生涯学習によるボランティア理念の深化が見られる。

今後、ボランティア活動を、それぞれの人々の志に沿う実りあるものに深め発展させるためには、ボランティア活動とこれに伴う学習活動を一体のものとして捉え、誰もが参加できるものとする雰囲気醸成するとともに、積極的に生涯学習の成果を生かすようにすることが大切になっている。

(3) 社会教育関係団体や民間非営利公益活動の進展

社会的な要請に応じて、問題解決能力を持つ専門性や継続性のある活動を進めるためには、個人やグループによるボランティア活動が、専任の職員や継続性のある活動を進めるためには、個人やグループによるボランティア活動が、専任の職員や必要な施設、設備、ノウハウ等を備えた民間の非営利の組織体（いわゆるNPO）による公益的な活動へと進展していくことが求められる。

学習成果の活用を考える場合、個人としてのボランティア活動ばかりでなく、非営利の組織的な公益的活動に生かすことにも配慮することが大切である。

今後、生涯学習社会の活性化のためには、社会教育関係団体はもとより、民間非営利の公益的組織が行政とのパートナーシップのもとに、自主的・自発的な活動を多様に展開していくことが大いに期待される。

2 学習成果をボランティア活動に生かすにあたっての課題と対応方策

ーボランティア活動の充実・発展のためにー

(1) 多様な活動の発見・創造

ボランティア活動は、何かきまった活動が、どこかきまったところで、与えられるというものではない。ボランティア自身が、現実社会の中でその必要性に気づき、共感を持って創り出すものである。それぞれの個人の気持ちや都合に合った、多様でユニークな内容・形態の活動が豊かに発見され、創造されていくことが期待される。

●青森県平内高等学校「みちくさボランティア」

高校生が学校からの帰宅途中、一人暮らしの高齢者の家に立ち寄って話をしたり世話をしたりする活動

●新潟県小千谷市立小千谷小学校PTA

保護者が、PTA活動の一環として、担任の教員と協力して全学年全教科で授業の指導補助をする活動

●山形県YYボランティア

高校生が近所の子どもたちと一緒に遊んだり、スポーツやラジオ体操をしたりするサークル活動など全国各地で今までにない新しい活動が芽生えてきている。

図書館、博物館等の社会教育施設等においては、住民のボランティアの受入れを社会的な責務として捉え、積極的に受け入れることが望まれる。ボランティア活動はある意味で生涯学習そのものであって、ボランティアの受入れは、施設にとっては、学習者に学習活動の機会を提供するという施設の本来の目的ともいうべきものであり、施設の運営の活性化にも役立つと期待される。ボランティアにとっても、活動の場が広がるとともに、学習の場において学習効果の活用が図られることになり、学習を進める上で極めて効果的であるなどメリットが大きい。

ボランティアを施設に円滑に受け入れるため、施設側の担当者の指名、ボランティア及び職員双方への研修の実施などが必要となってくるが、施設の設置者においては、規則などの整備のほか、受入れに必要な予算措置についても配慮することが必要である。

そのほか、地方公共団体においても、新たな活動の場として、庁舎、郵便局、病院、駅等の公的施設やスポーツ競技大会等イベントの組織運営等、一層幅広いボランティア活動の場の開発が待たれる。

また、ボランティア活動に対する多様なニーズに伴い、国内外で、比較的長期間にわたり、特定のボランティア活動に専従することを希望する者も増えており、その分野や内容も様々な形態になってきている。今後一層こうした活動に対する企業や関係団体による理解やそれに基づく支援等の広がりが望まれる。

- 国際協力事業団の「青年海外協力隊」、●(財)日本シルバーボランティアズの海外途上地域派遣、
- (社)日本青年奉仕協会(JYVA)の「ボランティア365」などがある。

なお、ボランティアの無償性の原則の内容については、それぞれがボランティアが判断すべきことであるが、交通費、材料費、光熱費等の実費や食事代等の支給を受けるものも、その範囲内と考えることが一般的になってきている。そうした支援を受けても、ボランティア精神にもとるものとはいえない。むしろ、より多くの人達にボランティア活動を可能にするという意味で、ボランティアを励ましその活動を促すことになるものと考えられる。

(2) ボランティア活動のもつ社会的責任

ボランティア活動は、志さえあれば、本来、いつでも、どこでも、誰にでもできるものである。しかし、ボランティア活動が無償の、他人や社会に貢献しようとする行為であるとはいえ、それが社会的な活動である限りは、ボランティア活動に対する責任や義務が問われるのは当然のことである。一人一人がボランティアの責任・義務について自覚を持って参加するという意識を醸成していくことが大切になってきている。

そのために重要なのは、志や熱意ばかりでなく、受け手の気持ちへの配慮、活動を支える知識・技術の獲得や仲間との協調性ということであり、そうした学習も大切になる。

ボランティアとしての責任を全うするためには、活動における安全管理の確保、危機回避のための手だての習得が特に大切であり、そのための学習機会が整備、提供されることが必要である。

また、万一の事故に備えて、近年、多様な保険制度が創設されるようになってきている。個人が加入するものばかりでなく、市町村等の事業者が一括して加入するものなど、活動の形態に即応して、適切な保険を活用することが必要になっている。

(3) ボランティア活動についての自己評価の促進

充実したボランティア活動を行うためには、第一義的に活動についての自己評価が重要である。ボランティア活動が誰のためでもなく、自分のために行うものである以上、当初の目的に比して結果はどうであったか、何が身についたのか、何が足りなかったのかなど自分で評価するのが基本である。受け手の評価も自己評価する上では次の活動の改善につなげることができるという意味で重要である。

そして、しばしば、自分で自分の活動を評価してみることによって、それまで気がつかなかった自分の良さを発見するなど自分の成長を確認できることがある。そうした場合には、それを自分の中にとどめ置かないで、積極的に社会にアピールすることも大切である。自分に対する肯定感が新たな行動を切り開く自信をもたらすことにつながるからである。

(入学試験等における評価の促進)

入学試験や就職試験においても、自己をアピールする一つの方法としてボランティア活動における学習成果を積極的に活用することが適当である。学校や企業としても、それらを多様な評価項目の一つとして、取り入れるようにすることが望まれる。

平成9年10月現在で、大学入学者選抜（推薦入学を含む。）においてボランティア活動の経験を評価している大学は、国公私立併せて587校中188校（32.0%）となっている。

また、平成11年度の公立高等学校入学者選抜では、ボランティア活動の評価について、全都道府県において、調査書の何らかの欄に記載することができる状況にあり、特にボランティア活動の名称を冠した記載欄があるのは13県となっている。

入学試験が、当該学校の教育を施すに足る資質と能力を判定するためのものであることからすれば、ボランティア活動を通して得た学習成果を、多様な評価の一つとして問うことは、ボランティア活動を重視する学校にあっては、当然のことといえよう。

今後、大学、高等学校の入学者選抜においては、例えば推薦入学におけるボランティア活動の積極的な評価など広くボランティア活動の経験を評価するよう求めたい。

また、企業においても、例えばボランティア活動の経験を評価して採用する枠を設けるなど採用における積極的なボランティア活動の評価が望まれる。

(4) ボランティア活動に対する共感の輪の拡大

ボランティア活動を一層盛んにするためには、社会の様々な場において、ボランティア活動を互いに認め合い、それを社会的に表すことが大切である。

ボランティア活動をすばらしいこととして賞賛したりすることはボランティア活動の本質になじまないとの意見もあるが、むしろ、ボランティア活動を奨励し、促進するために、社会の様々な場所において積極的に賞賛し、顕彰し、社会全体にボランティア活動への共感の輪を広げることが重要と考える。現に、多くの団体などで顕彰事業等が行われている。具体的な賞賛、顕彰の方法は、それを行う個人、団体、企業等がボランティアに対するそれぞれの基本的な姿勢を明確にする中で、検討、実施すべきものと考えられる。

●北九州ボランティア顕彰会

北九州において、ボランティアとして社会に積極的に貢献し他の模範となるような個人・団体を顕彰し、また、日本病院ボランティア協会では、長くボランティア活動を続けた人に、協会として感謝の意を表することとし、協会加盟の病院ボランティア・グループの活動に対して、活動が1,000時間に達したときに、グループ代表からの申請をもとに選考し、「1000時間活動感謝状」を交付するなどしている。

(社会的な支援システムの整備—行政による支援拡充)

i) ライフサイクルに応じたボランティア活動のプログラム開発

人生の各期の特性等に応じ、かつ、個人の興味や関心に応じた多様な活動の実践的なプログラム（活動内容、形態、活動先との連絡方法等）を早急に研究、開発する必要がある。教育委員会、社会教育施設等が中心になり、ボランティア団体や関係行政機関等とも連携をとって、プログラム及びその活動の場の開発を進めることが望まれる。

【学校において】

小・中学校にあっては、将来のボランティアのための準備教育としてのボランティア教育を一層推進すべきである。道徳、特別活動等において活動体験を通して、ボランティア活動の意義、特質、喜びなどについて基本的な理解を得させる必要がある。

高等学校については、学校外で行われたボランティア活動を、校長の判断により、当該高等学校の教科・科目の履修と見なして単位を与えることができるよう、平成10年4月に制度改正が図られたところである。平成10年度においては、ボランティア活動等に係る学修成果の単位認定を行った高等学校は、9府県20校で、平成11年度には、さらに多くの学校で実施される予定となっている。

また、大学については、ボランティア活動を取り入れた授業科目を開設している大学は、平成9年度では全国で104校（全体の17.7%）で、学生の自主的なボランティア活動を正規の授業科目の中に位置づけて単位認定したことがある大学は、阪神・淡路大震災の際のボランティア活動の場合を除いて、全体の1.7%とわずかなものとなっている。

高等学校・大学において、ボランティア活動を単位認定する場合の課題の一つとしては、単位認定の方式があげられる。学生・生徒のボランティア活動に対する単位認定については大学においては、正規の授業科目の中に位置づける必要があるものの、教員が学生のボランティア活動の現場に居合わせておらず、活動そのものに対する評価が難しい場合が多い。このため、学生・生徒の活動後のレポート提出に加え、今後は、受入れ団体の協力を得ながら活動そのものについて評価する方式なども研究される必要がある。

さらに、大学が休学制度を活用して学生にボランティア活動に参加する機会を与えたり、正課外のものとして行われるボランティア養成講座を開設することも望まれる。

【成人において】

成人にあっては、勤務の実態に即して無理なく行える多様な活動形態、職業上の経験や能力が生かせる活動の開発、地域での子育て支援等の地域社会からのニーズに的確に応えられる活動の開発など、教育委員会が中心になって、企業や関係機関とも連携を図りながら、具体的なプログラムを多様に研究・開発していく必要がある。

【高齢者において】

高齢者にあっては、子どもとの交流を通じて子どもを育成指導する活動、地域の伝統文化を次世代へ継承する活動、あるいは、高齢者相互の介護活動等、高齢者の興味や関心に応じた活動の具体的なプログラムの開発が望まれる。高齢者が学校に関わる事業として、市町村が行う事業には、例えば、北海道東神楽町立東神楽町小学校での、地域の高齢者と学校教職員からなる「GTA」（祖父母と教職員の会）がある。児童と高齢者の異世代間交流の推進を目指して、運動会や学芸会などの学校行事に積極的に参加し、学校農園での農作業指導をするなどしている。また、福岡県糸島地区ボランティア人材派遣事業では、糸島地区1市2町（前原市・志摩町・二丈町）教育委員会の共同事業で、地域で特技を持つ高齢者等を人材バンクに登録し、小・中学校や地域のグループに要請に基づき派遣して、様々な学習活動を支援している。ボランティアは学校の部活動において手話、編み物、英会話、リサイクル花器作りなどの指導を行うほか、授業においても、習字、読み聞かせ、絵画等の指導を行う。また、夏休みには親子手作り教室（手芸）を公民館で開催するなどしている。

ii) 民間非営利の公益活動への支援促進

特定非営利活動促進法の成立により、都道府県知事又は経済企画庁長官の認証により、社会教育、文化、芸術、スポーツ等教育・学習を推進する活動を行っている民間非営利の団体も、法人格の取得が可能になった。このことは、活力ある社会を創っていく上で大きな役割を果たす民間非営利団体の活動の発展に大きく寄与するものと期待される。今後、行政では、法人格取得のための必要な手続き等について、積極的に周知を図ることが必要である。

民間非営利団体が充実した事業を円滑に実施していくためには、組織や事業の運営についての適切なマネジメントが必要になり、このための研修や養成プログラムの開発が望まれる。

ボランティア・グループや民間非営利団体がそれぞれの活動目的を実現するためには、行政とのパートナーシップの確立が求められる。団体・行政とも相互の役割を理解し、信頼感の醸成を図り、お互いの立場を尊重しつつ、必要に応じ事業の協力や共同事業の実施を進めたりするなどして、パートナーシップを創り、深めることが大切になる。このため、よりよいパートナーシップの定着に関して必要な方策を検討することもこれからの課題である。

その際、例えば福祉・教育・文化等の各分野を横割りにしたまちづくり、地域づくりのための連絡組織を作り、これを民間非営利団体として登録するなど、民間非営利団体の活動の拠点として公民館を活用したり、公民館が連携の要の役割を果たすなどの積極的な工夫も考えられる。

(6) ボランティア・バンクの構築

(全国ボランティア・バンクのネットワーク化)

ボランティア活動へのきっかけづくりのためには、人々のボランティア活動に参加する動機づけを促進し、希望に沿った活動に結びつける機会を提供することが重要である。実際、各種の調査においても、ボランティア活動に参加しない理由として、「参加するきっかけがない」とか「活動の情報がない」といったものをあげる人が多い。

このため、ボランティア活動について適切な情報提供を行うという観点から、ボランティア活動を希望する人、特にこれからボランティア活動を始めようとする人に対しては、どこに問い合わせれば、希望するボランティア活動の情報が得られるかなどの情報を提供することが必要である。

そこで、ボランティア活動に関する情報提供・相談窓口を開設し、電話やインターネット等による情報提供および相談事業を実施することを検討すべきである。特に、これからボランティア活動を始めようとする人にとっては、どこに問い合わせればよいかわからないという声を多く聞くことから、まずボランティア活動に触れるきっかけとなる窓口を設け、その窓口から具体的な活動に結びつく情報を提供するシステムを考えるべきである。そのため、全国的なシステムを整備する方策と検討することが望まれる。

文部省が策定し、推進している「全国子どもプラン（緊急3ヶ年戦略）」においては、子どもセンターを全国津々浦々に整備し、地域の子どもの体験活動機会や家庭教育支援活動に関する情報収集、相談紹介を行うこととしており、子どもセンターを通して地域のボランティア情報を提供することが可能となる。

このことにより、先に述べたように、近年様々な領域でのボランティア活動が盛んになってきているという状況も踏まえ、関係する機関とも連携を図りながら、ボランティアの派遣や受入れ等の情報を提供している様々な分野のボランティア活動推進機関を紹介し、その機関ではどのような情報が得られるかについての情報提供を行ったり、相談に応じることにより、人々を希望するボランティア活動に結び付けることが可能になるであろう。今後ボランティア活動を一層広げていくためには、前述のインターネット情報提供システムにおいてこのようなボランティア活動も盛り込み、全国津々浦々で誰もが情報を手に入れることができるようにすることが必要である。

また、国立婦人教育会館では、すでにW I N E T（Women's Information NETwork system）と称して、女性や家庭教育に関するデータベースを構築し、ホームページ上で情報検索が可能となっていることから、今後、ボランティアに関する情報についてもこのシステムを活用した窓口を整備することが考えられる。

さらにインターネットを活用して、ボランティア・センターに勤務するコーディネーター等の職員が互いに情報を提供し、交換する場としてこうした窓口を活用することも、今後大いに期待することができよう。

(7) ボランティア・コーディネーターの養成、研修

適切で円滑なボランティア活動を実現させるためには、ボランティア活動を希望する人とボランティアを必要とする人の双方のニーズを総合的に調整し、マッチングする役割を持つボランティア・コーディネーターが重要である。希望者・受入れ双方のニーズの把握、活動の場の募集・紹介・開拓、活動の調整、相談・助言等を行うボランティア・コーディネーターの役割を果たす職員は、生涯学習ボランティア・センターだけではなく、社会教育施設・公共施設等の受け入れを行う施設、送り出す側である学校、企業等にも必要となる。

コーディネーターの養成については、社会福祉分野では取組が行われてきたところであるが、なお今後とも充実すべき課題であり、養成にあたる適格者が地域レベルではまだ十分人材が得られていないという現状を考えれば、社会教育の関係機関・団体において、まず養成プログラムの内容・方法を確立し、養成プログラムの体系化を図る必要がある。その場合、考慮されるべき点としては、おおむね、(1)ボランティア活動の今日的意義や生涯学習との関係の理解、コーディネーターの役割と倫理についての理解等、(2)マッチングやその後の活動支援についての技術の獲得、(3)グループ・団体の組織化、指導助言についての能力の獲得、(4)関係団体、行政機関等との連携調整の能力の獲得等があげられる。

なお、適切で円滑なボランティア活動を実現させるためには、ボランティアを受け入れる社会教育施設・公共施設等の職員に対するボランティア活動に関する研修等を充実することも重要である。

第4章 学習の成果を「地域社会の発展」に生かす

2 学習成果を地域の発展に生かすにあたっての課題と対応方策

(2) 活動の場づくり

A 学校での活動参加

1) 学校支援ボランティアの推進

地域社会の重要な核である学校を、地域に支えられ、また、地域に貢献するという「地域に根ざした学校」にするためには、学校をより開かれた存在にするとともに、地域住民による多様な学校支援ボランティア活動の充実が重要である。

また、ボランティアによる学校支援は、学校の持つ閉鎖性を排除し、地域住民の学校への理解・共感を深めるためにも必要なこととなっている。さらに、平成14年度から施行される新学習指導要領の趣旨を生かして、学校においては、特色ある活動を推進し学校を活性化していくうえで、地域の人々にボランティアなどとして学校の場に参加していただく取組が重要となってくる。

なお、こうした地域社会からの支援の受入れにあたり、学校の教員の意識改革はもとより、学校施設等のあり方の見直しも必要となる。学校開放事業の実質的な促進のための施設整備、余裕教室の活用によるPTAや地域の人々のためのスペースの整備、さらには、社会教育施設や社会福祉施設等との複合化なども前向きに検討されるべきである。

学校支援ボランティアの例としては、次のようなものがあげられる。

(授業)

郷土学習、環境学習、勤労生産学習等の学習において、地域の伝統芸能、自然環境等を教材化するとともに、地域の人々を指導補助者として授業に参加させることが行われるようになってきている。

●長野県阿南高等学校

3年生の選択科目「理科Ⅱ」を「環境講座」と位置づけ、県教育委員会の社会人講師活用制度を生かし、地元の有識者、企業人、博物館の学芸員等から話を聞くなどして、野外観察から環境問題へと発展させる教育を行っている。

●新潟県小千谷市小千谷小学校PTA

月1回程度の保護者の学習参加日（保護者が子どもとともに授業に参加、教員の指導補助を行う）や学級担任からの学習参加要請があったとき、教員のアシスタントとして、教材を作ったり、子どもたちと一緒に活動したりする。1年生の国語では読み聞かせ、音読チェックなど、2年生の算数では九九のチェック、5年生の家庭科ではミシン縫いの指導など、全学年、全教科において実施している。

(部活動)

個々の学校ごとに、地域の指導者がクラブ活動・部活動の指導補助を行う例は少なくないが、最近では、学校の枠を越えて複数校でまとめて活動を実施する場合も出てきている。その際、多くの住民ボランティアが組織的に指導を担当するケースも出ている。

●新潟県長岡市

小中学校の課外に、学年・学区の枠を越え、体育・芸能・言語の3分野で、教育委員会派遣の市民ボランティアにより指導が行われる。

●秋田県秋田市

小中学校の正課のクラブ活動を学校の枠を越えて複数校で共同で実施する。学校のほか体育館・公民館等でも実施されており、市民ボランティアの多数の参加がある。

(特別活動)

様々な学校行事等が地域の人々や団体の協力で実施されるようになってきている。

●千葉県習志野市立秋津小学校

秋津まちづくり会議、連合町会と共催して「秋津小学校と地域の運動会」を実施している。学校では、余裕教室を改造して、地域の大人の学習団体「秋津コミュニティー」に学習の場「コミュニティールーム」を提供するが、この「工作クラブ」の父親達が、運動会で使う小道具を作成、提供している。

(学校図書館運営)

学校図書館の管理・運営については、特に、ボランティアによる支援が求められており、地域住民や保護者により、児童生徒の読書活動の支援と併せて地域への貸出事業等も行われるようになってきている。

●栃木県鹿沼市「鹿沼図書館ボランティア」

市教育委員会、市立図書館の支援を受けて、司書資格をもつ市民あるいは研修により必要な知識・能力を身につけた市民のボランティアが、学校図書館や公立図書館の要請に応じ、それらの図書館に派遣され、図書館の運営を支援している。

●愛知県西尾市立東部中学校PTA「図書館ボランティア」

本好きのPTAの母親が、月曜から土曜の午後一定時間(夏休み中も30日間)、数名のグループで、学校の生徒や地域の人々への図書の貸出し、新着本や寄贈本の登録、図書の修理や整理、図書館環境の整備(ペンキ塗り、楽しむコーナー作りなど)、アンケートの実施、本の寄贈の呼びかけ、図書館ボランティア便りの発行、司書業務についての研修、学級活動の時間でのチーム・ティーチングによるブック・トークの実施などの活動を行っている。

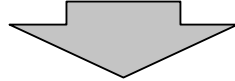
21 奉仕活動・体験活動に関する答申等

教育改革国民会議報告（平成12年12月22日）

2. 人間性豊かな日本人を育成する

◎奉仕活動を全員が行うようにする

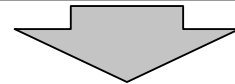
個人の自立と発見は、自然に自分の周囲にいる他者への献身や奉仕を可能にし、さらにはまだ会ったことないもっと大勢の人の幸福を願う公的な視野にまで広がる方向性を持つ。思いやりの心を育てるためにも奉仕学習を進めることが必要である。



21世紀教育新生プラン（平成13年1月25日）

7つの重点戦略の一つとして、「多様な奉仕活動・体験活動で心豊かな日本人を育む」が掲げられる。

- 奉仕活動・体験活動の充実
- 「学校教育法」、「社会教育法」の改正案
- 中央教育審議会における検討



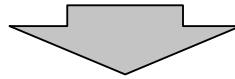
学校教育法、社会教育法の改正（平成13年7月11日）施行

青少年の社会性や豊かな人間性をはぐくむ観点から見直しを行い、学校教育と社会教育とが相互に連携し、体験活動の充実を図ることを規定した。

○社会教育法（市町村の教育委員会の事務）

第5条第12号

青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。



中央教育審議会答申（平成14年7月29日）

「青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策等について」答申

- 奉仕活動等に対する社会的気運の醸成
- 国民の奉仕活動・体験活動を推進する社会的仕組みの整備
- 18歳以降の個人が行う奉仕活動等の奨励・支援



教育基本法の改正（平成18年12月22日）

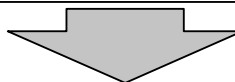
（生涯学習の理念）新設

第3条 国民一人一人が、自己の性格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

（大学）新設

第7条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。



教育再生会議（平成18年10月10日設置）

『第1次報告』（平成19年1月24日）

3. すべての子供に規範を教え社会人としての基本を徹底する。
 - (1) 社会人として最低限必要な決まりをきちんと教える
 - ・高校での奉仕活動の必修化
 - ・大学の9月入学の普及促進

『第2次報告』（平成19年6月1日）

- II 心と体—調和の取れた人間形成を目指す
 - ・高等学校で、奉仕活動を必修化
- III 地域、世界に貢献する大学、大学院の再生
 - ・ボランティア活動体験の大学教育への導入
 - ・若者の多様な体験の機会を充実させる観点から大学・大学院における9月入学の大幅促進

『第3次報告』（平成19年12月25日）

2. 徳育と体育で、健全な子供を育てる ～子供たちに感動を与える教育を～
 - (3) 体験活動により子供の心と体を育てる
 - 小学校での自然体験活動、中学校での社会体験活動、高等学校での奉仕活動を推進する
3. 大学・大学院の抜本的な改革 ～世界トップレベルの大学・大学院を作る～
 - ・大学の4月入学原則を撤廃する学校教育法施行規則の改正が行われたとを踏まえ、9月入学をさらに促進する。

『最終報告』（平成20年1月31日）

1. 提言の実現に向けて
 - ・ボランティアや奉仕活動を充実し、人、自然、社会、世界と共に生きる心を育てる。
2. これまでに実施された提言実現のための取組
 - ・9月入学の促進のため、学校教育法施行規則の改正により、大学4月入学原則を撤廃(H19、12)
3. 提言の実効性の担保のために(フォローアップ)
 - ・高等学校での奉仕活動推進・学校支援地域本部の全国展開

中央教育審議会答申（平成20年2月19日）

新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について ～知の循環型社会の構築を目指して～

4. 具体的方策
 - (1) 国民一人一人の生涯を通じた学習の支援 — 国民の「学ぶ意欲」を支える
 - ② 多様な学習機会の提供、再チャレンジが可能な環境の整備
 - ・学習成果を生かす機会の充実
 - (2) 社会全体の教育力の向上—学校・家庭・地域が連携するための仕組みづくり—
 - ・学校を地域の拠点として社会全体で支援する取組の推進

社会教育法の一部を改正する法律（平成20年6月11日）

- ア 教育基本法の改正を踏まえた規定の整備等
 - 教育委員会の事務に、地域住民等による学習の成果を活用した学校等における教育活動の機会の提供と主に児童生徒に対し、放課後・休日に学校等を利用して学習等の機会を提供する事業に関する事務を追加
- エ 社会教育主事となる資格を得るために必要な実務経験の範囲の拡大

教育振興基本計画（平成20年7月1日）

基本的方向1 社会全体で教育の向上に取り組む

- ① 学校・家庭・地域の連携・協力を強化し、社会全体の教育力を向上させる
 - ◇ 地域ぐるみで学校を支援子どもたちをはぐむ活動の推進（学校支援地域本部・放課後子どもプラン）
- ④ いつでもどこでも学べる環境をつくる
 - ◇ 公民館等の活用を通じた地域の学習拠点づくり(学習の成果としてのボランティア活動)

22 教育改革国民会議報告（平成12年12月22日） －教育を変える17の提案－（抄）

◎奉仕活動を全員が行うようにする

今までの教育は要求することに主力を置いたものであった。しかしこれからは、与えられ、与えることの双方が、個人と社会の中で温かい潮流をつくることが望まれる。個人の自立と発見は、自然に自分の周囲にいる他者への献身や奉仕を可能にし、さらにはまだ会ったことのないもっと大勢の人の幸福を願う公的な視野にまで広がる方向性を持つ。思いやり心を育てるためにも奉仕学習を進めることが必要である。

提 言

- (1) 小・中学校では2週間、高等学校では1か月間、共同生活などによる奉仕活動を行う。その具体的な内容や実施方法については、子どもの成長段階などに応じて各学校の工夫によるものとする。
- (2) 奉仕活動の指導には、社会各分野の経験者、青少年活動指導者などの参加を求める。親や教師をはじめとする大人も様々な機会に奉仕活動の参加に努める。
- (3) 将来的には、満18歳後の青年が一定期間、環境の保全や農作業、高齢者介護など様々な分野において奉仕活動を行うことを検討する。学校、大学、企業、地域団体などが協力してその実現のために、速やかに社会的な仕組みをつくる。

23 社会教育法の一部を改正する法律について

平成13年7月11日，13文科生第279号

各国公私立大学長，各国公私立高等専門学校長，国立久里浜養護学校長，放送大学長，各都道府県教育委員会教育長，各都道府県知事，独立行政法人国立特殊教育総合研究所理事長，独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター理事長，独立行政法人国立女性教育会館理事長，独立行政法人国立青年の家理事長，独立行政法人国立少年自然の家理事長，独立行政法人国立科学博物館長，独立行政法人国立美術館理事長，独立行政法人国立博物館理事長，独立行政法人文化財研究所理事長あて

文部科学事務次官通知

先の第151回国会において「社会教育法の一部を改正する法律」が成立し，別添のとおり，平成13年7月11日付けをもって，法律第106号として公布され，同日から施行されました。

今回の改正は，家庭教育の向上のため，家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設等を教育委員会の事務として規定するとともに，社会教育委員及び公民館運営審議会の委員に家庭教育の向上に資する活動を行う者を委嘱できるようにするものであります。また，青少年の社会性や豊かな人間性をはぐくむ観点から，ボランティア活動など社会奉仕体験活動，自然体験活動等の体験活動を促進するため，様々な体験活動の機会の提供等を教育委員会の事務として規定するとともに，社会教育行政の活性化を図るため，社会教育主事となるための実務経験の要件を緩和する等，所要の改正を行うものであります。

その概要等は下記のとおりですので，十分に御了知の上，適切に御対処くださるようお願いいたします。

各都道府県教育委員会及び都道府県知事におかれては，域内の市町村教育委員会，市町村長等に対しても，改正の趣旨について周知を図るとともに，必要な指導，助言又は援助をお願いいたします。

なお，今回の改正事項に係る社会教育主事の実務経験に関する告示の制定については，追ってこれを行い，別途通知する予定ですので，予め御承知おき下さい。

記

1. 家庭教育に関する学習機会の充実等（第5条第7号関係）（略）
2. ボランティア活動など社会奉仕体験活動，自然体験活動その他の体験活動の充実（第5条第12号関係）

(1) 改正内容の概要

青少年の社会性や豊かな人間性をはぐくむため，「青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動，自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること」を教育委員会の事務として規定したこと。

(2) 基本的な留意点

- ① 今回の改正の趣旨は，教育委員会や公民館等の社会教育施設が自ら体験活動の機会を提供する事業を実施すること，及び民間の社会教育団体等が実施する事業を奨励することを教育委員会の

事務として規定するものであること。

- ② 併せて学校教育法を改正し、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校及び養護学校において、児童生徒の「体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとする」とともに、「社会教育団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならない」としており、これは、学校教育と社会教育とがあいまって体験活動を促進していく趣旨であること。
 - ③ 体験活動の実施に当たってのその他の留意点については、別途通知する予定であること。
3. 社会教育主事の資格要件の緩和（第9条の4関係）（略）
 4. 社会教育委員及び公民館運営審議会の委員の委嘱範囲の拡大（第15条第1項及び第30条第1項関係）（略）
 5. 国及び地方公共団体の任務に関する規定の改正（第3条第2項関係）（略）

24 学校教育法の一部改正について

平成13年7月11日，13文科初第466号

各国公立大学長，各国公立高等専門学校長，国立久里浜養護学校長，
放送大学長，各都道府県教育委員会，各都道府県知事あて

文部科学事務次官通知

先の第151回国会において「学校教育法の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が成立し、別添のとおり、平成13年7月11日付けをもって、法律第105号として公布されました。

今回の改正は、児童生徒の社会性や豊かな人間性を育む観点から、小学校等におけるボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動等の体験活動を促進するとともに、一人一人の能力・適性に応じた教育を進め、その能力の伸長を図るため、大学における飛び入学の促進等を図るものであります。また、児童生徒の問題行動への適切な対応を図るため、小学校及び中学校の出席停止制度の改善を行うとともに、男女共同参画社会の形成の促進の観点から、盲学校、聾学校及び養護学校の寄宿舎に置かれる寮母の名称を変更するものであります。

その概要等は、下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に対処下さるようお願いいたします。

各都道府県教育委員会及び都道府県知事におかれては、域内の市町村教育委員会、所管又は所轄の学校及び学校法人等に対しても、改正の趣旨について周知を図るとともに、必要な指導、助言又は援助をお願いします。

記

1 ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動等の体験活動の充実（第18条の2，第40条，第51条，第51条の9，第76条関係）

小学校，中学校，高等学校，中等教育学校，盲学校，聾学校及び養護学校について，各学校種の教育目標の達成に資するよう，教育指導を行うに当たり，児童生徒の体験的な学習活動，特にボランティア活動など社会奉仕体験活動，自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとするとともに，社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならないとしたこと。

また，学校教育法の改正とあわせて社会教育法を改正し，教育委員会の事務として，青少年に対する体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関することを規定しており，これは，学校教育と社会教育とが相まって体験活動を促進していく趣旨であること。

なお，体験活動の実施に当たっての留意点に関しては，別途通知する予定であり，これに留意して適切に対処すること。

2 出席停止（第26条関係），3 大学への飛び入学（第56条関係），4 夜間において授業を行う研究科又は通信による教育を行う研究科（第66条の2関係），5 大学院への飛び入学（第67条関係），6 名誉教授（第68条の3関係），7 寄宿舎指導員（第73条の3関係），8 その他の事項（第52条の2，第54条，第55条，第57条，第69条の2，第76条，第82条の10関係），9 改正法附則関係（略）

25 学校教育及び社会教育における体験活動の促進について

平成13年9月14日，13文科初第597号

各国公立大学長，各国公立高等専門学校長，国立久里浜養護学校長，放送大学長，各都道府県教育委員会，各都道府県知事，独立行政法人国立特殊教育総合研究所理事長，独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター理事長，独立行政法人国立女性教育会館理事長，独立行政法人国立青年の家理事長，独立行政法人国立少年自然の家理事長，独立行政法人国立科学博物館長，独立行政法人国立美術館理事長，独立行政法人国立博物館理事長，独立行政法人文化財研究所理事長あて

文部科学省生涯学習政策局長，初等中等教育局長通知

先の第151回国会において成立した「学校教育法の一部を改正する法律」及び「社会教育法の一部を改正する法律」の改正の趣旨及び概要については，既に本年7月11日付け文部科学事務次官通知（13文科初第466号，13文科生第279号）により通知したところでありますが，このたび，同改正を踏まえた学校教育及び社会教育における体験活動の促進について，下記のとおり留意点をとりまとめましたので，適切に対処くださるようお願いいたします。

各都道府県教育委員会及び都道府県知事におかれては，域内の市町村教育委員会，市町村長，所管又は所轄の学校及び学校法人，社会教育施設，社会教育関係団体等に対しても，改正の趣旨について周知を図るとともに，必要な指導，助言又は援助をお願いします。

記

1 体験活動に関する規定の概要

- (1) 学校教育法を改正し，小学校，中学校，高等学校，中等教育学校，盲学校，聾学校及び養護学校について，各学校種の教育目標の達成に資するよう，教育指導を行うに当たり，児童生徒の体験的な学習活動，特にボランティア活動など社会奉仕体験活動，自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとするとともに，社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならないとしたこと（学校教育法第18条の2）。
- (2) 社会教育法を改正し，教育委員会の事務として，青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動，自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関することを規定したこと（社会教育法第5条第12号）。また，国及び地方公共団体は，法第3条第1項に規定する任務を行うに当たっては，学校教育との連携の確保に努めるよう規定したこと（社会教育法第3条第2項）。

2 学校教育及び社会教育に共通する体験活動に関する留意点

- (1) このたびの法改正は，学校教育と社会教育とが相まって体験活動を促進し，児童生徒及び青少年の社会性や豊かな人間性などを育む観点から行われたものであり，このような趣旨を踏まえ，ボランティア活動など社会奉仕体験活動，自然体験活動をはじめ，勤労生産体験活動，職業体験活動，芸術文化体験活動など多様な体験活動の充実に努めること。

- (2) 各教育委員会は、学校教育担当部局と社会教育担当部局との密接な連携のもと、地域の実情に応じ、地方公共団体の首長部局、学校関係者、PTAや青少年団体などの社会教育関係団体をはじめ、広く関係者との連携を図り、都道府県及び市町村のそれぞれに協議会を設けるなど、学校教育及び社会教育を通じた体験活動の推進体制を整備すること。
- (3) 各教育委員会は、民間の社会教育団体等が行うものも含めて、広く様々な体験活動についての情報を収集し、これを学校や地域住民に提供するとともに、相談への対応や、参加者の希望と受入先との間の必要な調整を行う仕組みを整備すること。
- (4) 各教育委員会は、上記(2)及び(3)の推進体制等を活用し、青少年教育施設や公民館等の社会教育施設、社会福祉施設、児童館、勤労青少年センター等の関係機関、関係団体、地域の企業等の協力を得て、多様な体験活動の場や機会の確保に努めること。
- (5) 各教育委員会は、体験活動を主催する社会教育関係団体、NPO等の民間グループに対して、活動の趣旨、内容等に応じ、公民館などの社会教育施設をはじめ管下の施設の利用について、便宜を図るよう努めること。
- (6) 各教育委員会は、上記(2)及び(3)の推進体制等を活用し、教職員や教育委員会関係者にとどまらず、広く社会教育関係団体や地域住民、地域の企業等から体験活動の指導者や協力者を確保するとともに、研修等を通じてこれらの人材の養成に努めること。
- (7) 体験活動を行う学校及び教育委員会は、団体・施設の任意の協力を得て体験活動を実施するに当たっては、受入団体・施設の利用者又は入所者のプライバシーや団体・施設の保有する情報の保護等に十分留意するとともに、特に施設において体験活動を実施する場合には、参加者の人数等の適正化に努めるなど、当該団体・施設の本来の業務に支障が生じないように配慮すること。このため、受入団体・施設と連絡を密にし、体験活動を実施するに当たっての留意点などについて事前に十分情報交換を行うこと。また、体験活動の参加者に対し、事前に十分な指導や研修を行うなどして、体験活動に参加するに当たって必要な知識・技能やマナーなどを習得できるようにするとともに、併せて体験活動に意欲を持って参加できるように工夫すること。
- (8) 体験活動を行う学校及び教育委員会は、参加者、指導者、受入団体・施設の利用者、入所者又は職員等の安全の確保に十分配慮すること。このため、実地調査による事前の検討・点検、活動の際の指導者の立会等適切な配慮をすること。さらに、体験活動中に事故等が発生した場合に適切な措置がとれる体制を整えるとともに、事故が発生した場合の補償について、保険の利用などに配慮すること。万一、事故が発生した場合は、直ちに状況に応じた適切な応急処置を行うこと。

3 学校教育における体験活動に関する留意点

- (1) 各学校においては、現行の学習指導要領に基づき、体験活動の充実が図られてきているところであるが、平成10年に告示された小学校学習指導要領、中学校学習指導要領、平成11年に告示された高等学校学習指導要領及び盲・聾・養護学校学習指導要領を踏まえ、体験活動の一層の充実に努めること。その際、自ら学び自ら考える力、豊かな人間性などの「生きる力」を育成していく上で、体験活動の充実を図ることが必要であることに留意すること。
- (2) 各学校においては、自校の教育目標、児童生徒の発達段階や実態、地域の実情等を踏まえ、6学年間又は3学年間を見通しながら特別活動、総合的な学習の時間をはじめとする教育活動に体験活動を適切に位置づけ、その計画的・継続的な実施に努めること。その際、体験活動のねらいを踏まえ、各教科等における学習指導との関連を図ることに配慮すること。なお、体験活動の充実につ

いては、学校運営や教育課程の改善全体の中において行うように留意すること。

- (3) 学校でどのような体験活動の充実を図るかについては、各学校において、それぞれの地域や学校、児童生徒の実情等を踏まえて適切に判断するとともに、当該学校の教育活動として、それぞれの教育計画に基づき、教師の適切な指導の下で実施すること。その際、保護者や児童生徒の意向や要望等を踏まえつつ、地域の協力を得ながら行うことが大切であること。また、体験活動の実施に当たっては、児童生徒の発達段階や活動内容に応じ、その自発性に配慮するとともに、地域の実情に応じて様々な体験活動の場や機会を工夫し、多様な活動が展開されるようにすることが大切であること。
- (4) 各学校において体験活動を実施する際には、全教職員の協力の下に校内の指導体制の確立を図るとともに、地域の関係機関、関係団体等との連携に十分配慮し、学校外の指導者の協力を得ること、地域における活動の場を確保することをはじめ、体験活動が円滑に実施できるよう、学校としての推進体制づくりに努めること。このため、地域や学校の実情に応じて、保護者、地域の自治会、社会教育関係団体、企業等の関係者で構成する委員会を設けるなど、学校の活動に支援を得る体制を整えること。その際、青少年の健全育成や学校・家庭・地域の連携などの観点から設けられている既存の組織の活用に留意すること。
- (5) 学校の教育課程に位置づけて実施される体験活動については、他の教育活動と同様、評価を行うこととなるが、その際、体験活動が行われる特別活動、総合的な学習の時間をはじめとする教育活動のそれぞれの目標やねらいを踏まえつつ、体験活動の特質に即して行われることが必要であり、各学校において評価方法等について工夫を行い、児童生徒の体験活動の成果を適切に評価していくことが大切であること。体験活動の評価は、点数化した評価ではなく、児童生徒の優れている点や長所を評価していく観点に立って行われることが望ましいこと。
- (6) 各学校においては、児童生徒に対して様々な学校外活動の場や機会についての情報の積極的な提供に努めるとともに、児童生徒の学校外での体験活動の成果を学校における教育指導に生かしたり、適切に評価したりすることが望ましいこと。また、学校が、土曜日、日曜日及び長期休業期間中において、児童生徒が任意に参加する教育課程外の活動として、体験活動を計画・実施することも考えられること。

4 社会教育における体験活動に関する留意点

- (1) 社会教育においては、地域住民が青少年と一緒に活動に参加する、親子で一緒に活動に参加する、異年齢の子どもたちが一緒に活動に取り組むなど、社会教育の特色を生かした活動を行うことができることを踏まえ、体験活動を企画、実施し、その奨励を行う教育委員会においては、様々な関係機関、関係団体等の協力を得ながら、青少年の発達段階や地域の実情に応じて多様な体験活動の場や機会を提供するよう努めること。
- (2) 初等中等教育段階にある青少年の放課後や土曜日、日曜日、長期休業期間中の体験活動はもとより、初等中等教育を終えた18歳後の青年のボランティア活動などの体験活動の場や機会の提供についても、その充実に努めること。
- (3) 青少年の体験活動の充実を図るには、まず地域の成人一般のボランティア活動等の振興を図ることが重要であることを踏まえ、これらの者が率先してボランティア活動等に取り組むことのできる機会の充実に努めること。
- (4) 各教育委員会は、民間団体が実施する体験活動等への助成を行う独立行政法人国立オリンピック

記念青少年総合センターの「子どもゆめ基金」について、関係機関、関係団体等への周知を図るよう努めること。

26 学校教育及び社会教育における奉仕活動・体験活動の推進に当たっての福祉担当部局との連携について

平成14年3月29日，13文科生第1112号

附属学校を置く各国立大学長，各公私立高等専門学校長，国立久里浜養護学校長，各都道府県教育委員会，各都道府県知事あて
文部科学省生涯学習政策局長，初等中等教育局長通知

文部科学省では，青少年が社会性や思いやりの心など豊かな人間性を育むため，ボランティア活動など社会奉仕体験活動，自然体験活動その他の様々な体験活動の機会の充実を図ることとし，国・都道府県・市町村において，幅広い関係機関や団体と連携等を図るための協議会や，情報提供やコーディネート等を行う支援センターの設置など，学校内外を通じた奉仕活動・体験活動の推進体制の全国的な整備を図ることとしています。

奉仕活動・体験活動の推進に当たっては，これまで「学校教育及び社会教育における体験活動の促進について」（平成13年9月14日付け，13文科初第597号）や各種会合において，都道府県及び市町村において関係機関等との連携を図るようお願いするとともに，国においても関係府省との連携関係の構築に努めてきたところです。

このたび，文部科学省と厚生労働省との協議を踏まえ，厚生労働省社会・援護局長から各都道府県知事等に対し，別添のとおり奉仕活動・体験活動の推進について，教育委員会及び私立学校所管部局との緊密な連携や円滑な実施について格段の配慮を福祉担当部局に要請する通知がなされました。

つきましては，域内の市町村教育委員会，市町村長，所管又は所轄の学校及び学校法人等に対しても当該通知の趣旨について周知いただくとともに，奉仕活動・体験活動の推進に当たって，福祉担当部局や社会福祉協議会，社会福祉施設など幅広い関係機関等との一層の連携の強化に努めていただくようお願いいたします。

27 学校教育及び社会教育における奉仕活動・体験活動の推進について

平成14年3月28日，社援発第0328001号
各都道府県知事，指定都市市長，中核市市長あて
厚生労働省社会・援護局長通知

昨年7月に学校教育法及び社会教育法が改正され，小学校，中学校，高等学校等において児童生徒の社会奉仕体験活動等の充実に努めるとともに関係団体，関係機関との連携に十分に配慮するものとされ，また，教育委員会の事務として，青少年に社会奉仕体験活動等の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関する事務が明記されたところである。この改正は，青少年が社会性や思いやりの心など豊かな人間性を育む上で発達段階等に応じて社会奉仕体験活動等の様々な体験活動を行うことが有意義であることから，学校内外を通じた奉仕活動・体験活動の充実に努めることを目的とするものである。

奉仕活動・体験活動の対象分野は，環境・自然保護や農林水産業，まちづくり，芸術・文化など多岐にわたるが，社会福祉の分野もその対象として期待されているものである。奉仕活動・体験活動を通じて社会福祉施設等と学校教育や社会教育の場との連携を図ることは重要であり，また，活動を通じて福祉に対する理解が深まることは社会福祉の増進にとっても有意義であることから，社会福祉施設等がその業務に支障のない範囲で協力していくことは望ましいことである。

このような学校内外を通じた青少年の活動など奉仕活動・体験活動の推進に向けた体制整備のために文部科学省において必要な予算措置等がなされているところであるが，その推進にあたっては，福祉担当部局におかれても，下記に留意しつつ，教育委員会及び私立学校所管部局と緊密な連携を図り，円滑な実施について格段のご配慮をお願いしたい。併せて，貴管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）及び関係者への周知徹底を図られたい。

なお，本通知については，地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものである。

記

- 1 社会福祉分野における奉仕活動・体験活動の実施に当たっての留意事項を別紙1（省略）にとりまとめたので参考とされたいこと。その中でも特に，「事前協議の実施」，「役割分担の明確化」，「安全の確保及び事故等への対応」について留意されたいこと。
- 2 奉仕活動・体験活動の例を別紙2（省略）にとりまとめたので活動内容の設定のための参考とされたいこと。なお，この活動例は例示でありすべての活動を網羅したものではなく，また，実際の奉仕活動・体験活動の内容については学校，社会教育関係者と社会福祉施設等との協議によって決定されるものであることに留意されたいこと。
- 3 奉仕活動・体験活動の推進に当たって，貴管内市町村教育委員会から当該市町村社会福祉協議会のボランティアセンターに対して要請があった場合には，当該社会福祉協議会ボランティアセンターの実情に応じ可能な範囲で協力を図るよう指導されたいこと。

28 青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策等について

〔平成14年7月29日〕
〔中央教育審議会答申〕

はじめに

中央教育審議会は、昨年4月11日に文部科学大臣から「青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策等について」諮問を受けた。その際、具体的審議事項として、初等中等教育段階までの青少年に対し、学校内外を通じて様々な奉仕活動・体験活動を充実する方策について、初等中等教育を修了した18歳以降の青年が様々な分野において奉仕活動を行える社会の仕組みづくりについて、社会人が生涯にわたって奉仕活動等を行うことができる環境づくりについての三つの検討事項が挙げられている。

今日、いじめ、暴力行為、ひきこもり、凶悪犯罪の増加など青少年をめぐる様々な問題が発生し、深刻な社会的問題となっている。こうした問題の背景には、様々な要因が考えられるが、思いやりの心や社会性など豊かな人間性が青少年にはぐくまれていない現実とともに、他者を省みない自己中心的な大人の意識や生き方、さらには様々な社会的課題に対し行政だけでは適切に対処できないという状況等が深くかかわっている。

社会の形成者となる青少年に自信を持って未来を託すためには、今こそ、こうした問題に正面から向き合い、手立てを講じないと取返しがつかなくなる状況にあると言える。

中央教育審議会では、こうした認識に立って、諮問事項について検討し、「奉仕活動・体験活動」が、我々が直面する問題を解く糸口となると考えた。「奉仕活動・体験活動」は、人、社会、自然とかわる直接的な体験を通じて、青少年の望ましい人格形成に寄与する。大人にとっても、家族や周囲の人々、地域や社会のために何かをすることで喜びを感じるという人間としてごく自然な暖かい感情を湧き起こし、個人が生涯にわたって、「より良く生き、より良い社会を作る」ための鍵となる。国民一人一人が「奉仕活動・体験活動」を日常生活の中で身近なものにとらえ、相互に支え合う意識を共有し活動を重ねていくことができるような環境を、皆で協力して作り上げていくことが不可欠であると考える。

今回の答申では、「奉仕活動・体験活動」が個人や社会にとってどのような意味を持ち、社会においてなぜ推進する必要があるのか、「奉仕活動・体験活動」の範囲をどのようにとらえるのか等について整理し、その上で、初等中等教育段階までの青少年、18歳以降の青年や勤労者等の個人の「奉仕活動・体験活動」の奨励・支援のための方策、「奉仕活動・体験活動」を社会全体で推進していくための社会的仕組みの在り方や社会的気運を醸成していくための方策等についてまとめた。

本答申をきっかけとして、個人がごく自然に、日常的に「奉仕活動・体験活動」を行い自立した個人が社会に参加し、相互に支え合うような社会の実現に向けての取組を推し進める気運が高まることを切に願うものである。

I. 今なぜ「奉仕活動・体験活動」を推進する必要があるのか

1. 奉仕活動・体験活動を推進する必要性及び意義

～個人の豊かな人生と新たな「公共」による社会を目指して～

都市化や核家族化・少子化等の進展により、地域の連帯感、人間関係の希薄化が進み、個人が主体的に地域や社会のために活動することが少なくなっている。個人と社会との関わりが薄らぐ中で、青少年の健全育成、地域の医療・福祉、環境保全など社会が直面する様々な課題に適切に対応することが難しくなっている。

このような社会状況の中にあつて、個人や団体が地域社会で行うボランティア活動やNPO活動など、互いに支え合う互恵の精神に基づき、利潤追求を目的とせず、社会的課題の解決に貢献する活動が、従来の「官」と「民」という二分法では捉えきれない、新たな「公共」のための活動とも言うべきものとして評価されるようになってきている。

本答申では、このような、個人が経験や能力を生かし、個人や団体が支え合う、新たな「公共」を創り出すことに寄与する活動を幅広く「奉仕活動」として捉え、社会全体として推進する必要があると考えた。

また、青少年の時期には、学校内外における奉仕活動・体験活動を推進する等、多様な体験活動の機会を充実し、豊かな人間性や社会性などを培っていくことが必要である。そのような機会の充実を図ることが、社会に役立つ活動に主体的に取り組む、新たな「公共」を支える人間に成長していく基盤にもなると期待される。

現在、我が国では、都市化の進展や核家族化・少子化等により、地域の連帯感が薄れ、地域社会における人間関係の希薄化が進んでいる。こうした傾向は、自分に直接かかわる事柄以外は行政にゆだねる傾向を招き、政府や地方自治体など行政を肥大化させ、社会における自己中心的な考え方とあいまって、個人が地域や社会のために活動を行うことができにくい一因となっている。

社会の主要な構成者である企業も、社員のもつ、親、家族の一員、地域の一員としての役割について理解し、尊重してきたとは言えず、「会社人間」と言われるように、会社以外に居場所や活動の場を持たない個人を生み出してきた。高齢化の急速な進展により、我が国の老年人口は平成25年までに800万人増加して3000万人を突破するとされており、高齢者が社会との関わりを維持し、活力を持ちながら生きることができるようにすることや、高齢者の能力をいかに活用するかが社会において重要な問題になっている。

また、今日、地域社会の様々な分野で、例えば、青少年の健全育成、地域の福祉・医療、災害・防災への対応、治安の維持、環境保全など解決が求められる様々な問題が生じている。しかしながら、迅速かつ機動的な対応や状況に応じたきめ細やかな対応という点では、公平・公正を基本とする行政のみの対応ではおのずと限界がある。

一方、こうした社会状況の中にあつて、新たな動きが見られるようになってきている。我が国を含め多くの国々で、個人や団体の地域社会におけるボランティア活動やNPO活動など、利潤追求を目的としない、様々な社会問題の解決に貢献するための活動を行うことが社会の中で大きな機能を果たすようになってきている。このような活動は、個人が社会の一員であることを自覚し、互いに連帯して個人がより良く生き、より良い社会を創るための活動に取り組むという、従来の「官」と「民」という二分法では捉えきれない、言わば新たな「公共」のための活動とでも言うべきものであり、豊か

な市民社会を支えるための大きな原動力となっている。

こうした活動を貫く考え方は、社会が成り立つためには、個人の利潤の追求や競争のみならず、互いに支え合うという互惠の精神が必要であり、同時に個人が自己実現や豊かな人生を送るためには、生涯にわたって学習を重ね、日常的に社会の様々な課題の解決のための活動に継続して取り組むことが必要であるというものである。

本答申においては、このような、個人が経験や能力を生かし、個人や団体が支え合う新たな「公共」を創り出すことに寄与する活動を幅広く「奉仕活動」として捉え、個人や団体が支えあう新たな「公共」による社会をつくっていくために、このような「奉仕活動」を社会全体として推進する必要があると考えた。

また、「奉仕活動・体験活動」の意義は、個人の側、特に成長段階にある青少年の側からもとらえることができる。

人間は生まれてから、次々と経験を蓄積して人間としての成長を遂げていく。新たな経験をする、それが既に蓄積されている経験の中の関連する要素と結合して、その一部を変形したり、切り捨てたりしながら、新たに蓄積される経験を形成していく。そのような経験には、奉仕活動・体験活動などのような直接経験もあるし、書物、テレビやコンピュータなどによる間接経験もある。それらが様々な結合して、その人の行動の仕方やものの考え方を形成していく。

したがって、経験は直接、間接の両方をバランスよく豊かにした方が良いとされる。青少年の奉仕活動・体験活動は、まだ直接経験の乏しい段階において、直接経験を豊かにするという貢献をする。

青少年の現状を見ると、多くの人や社会、自然などと直接触れ合う体験の機会が乏しくなっている。特に、情報化や科学技術の進展は、直接経験の機会を減少させている。青少年の豊かな成長を支えるためには、学校や地域において、青少年に対し意図的、計画的に「奉仕活動」をはじめ多様な体験活動の機会の充実を図り、思いやりの心や豊かな人間性や社会性、自ら考え行動できる力などを培っていくことが必要である。いじめ、暴力行為、引きこもりなど青少年をめぐる様々な深刻な問題が生じており、子どもたちの精神的な自立の遅れや社会性の不足などが見られる。このような中で、青少年に、社会の構成員としての規範意識や、他人を思いやる心など豊かな人間性をはぐくんでいくためには、社会奉仕体験活動、自然体験活動など様々な体験を積み重ね、社会のルールや自ら考え行動する力を身に付け、自立や自我の確立に向けて成長していくことができる環境を整備することが求められている。また、そのような機会の充実を図ることが、将来にわたって、日常的に社会に役立つ活動に主体的に取り組む人間に成長していく基盤を作ることにつながる。

○ 青少年にとっての意義

社会奉仕体験活動、自然体験活動、職業体験活動など様々な体験活動を通じて、他人に共感すること、自分が大切な存在であること、社会の一員であることを実感し、思いやりの心や規範意識をはぐくむことができる。また、広く物事への関心を高め、問題を発見したり、困難に挑戦し解決したり、人との信頼関係を築いて共に物事を進めていく喜びや充実感を体得し、指導力やコミュニケーション能力をはぐくむとともに、学ぶ意欲や思考力、判断力などを総合的に高め、生きて働く学力を向上させることができる。

さらに、幼少期より積み重ねた様々な体験が心に残り、自立的な活動を行う原動力となることも期待され、このような体験を通じて市民性、社会性を獲得し、新しい「公共」を支える基盤を作ることにつながるものである。

○ 18歳以降の青年にとっての意義

社会人に移行する時期ないしは社会人として歩み出したばかりの時期に、地域や社会の構成員としての自覚や良き市民としての自覚を、実社会における経験を通して確認することができる。また、青年期の比較的自由にまとまった時間を活用して、例えば、長期間の奉仕活動等に取り組んだり、職業経験を積んで再度大学等に入り直したりなど、実体験によって現実社会の課題に触れ、視野を広げ、今後の自分の生き方を切り開く力を身に付けることができる。

また、特に、学生にとっては、何を目指して学ぶかが明確になって学ぶ意欲が高まり、就職を含め将来の人生設計に役立てることができる。

○ 成人にとっての意義

これまでに培った知識や経験を生かして様々な活動を行うことにより、自己の存在意義を確認し、生きがいにつながる。また、企業等で働く者、主婦、退職者など成人は、市民の一員として、新たな「公共」を支える担い手となることが期待される。

将来的にはワークシェアリングなどを通じて労働時間の短縮や多様な就業形態が進展し、社会人にとって職場での労働以外の時間を生み出すことも予想されるが、奉仕活動等は、社会人にとっての新たな「公共」を生み出すための活動の場となり得る。

2. 奉仕活動・体験活動のとらえ方

～奉仕活動・体験活動を幅広くとらえる～

○ 「奉仕活動」を、自分の能力や経験などを生かし、個人や団体が支えあう、新たな「公共」に寄与する活動、具体的には、「自分の時間を提供し、対価を目的とせず、自分を含め地域や社会のために役立つ活動」としてできる限り幅広く考える。

「体験活動」については、特に初等中等教育段階の青少年がその成長段階において必要な体験をすることの教育的側面に注目し、社会、自然などに積極的に関わる様々な活動ととらえることとする。

○ 奉仕活動には、活動に必要な物品やコーディネートに係る費用など一定の社会的なコストが生じるものであり、個々の事例により、適切に分担することも認められる。

○ 個人の自発性は奉仕活動の重要な要素であるが、様々なきっかけから活動を始め活動を通じてその意義を深く認識し、活動を続けるというかわり方も認められてよい。

1. で述べたように「奉仕活動・体験活動」を身近なものとしてとらえ、日常生活の中で継続して行う活動として定着させていくことが大事であり、こうした観点から、本審議会では、奉仕活動や体験活動に関する基本的事項、すなわち、「奉仕活動・体験活動」の概念や「奉仕活動」に係る自発性や無償性の考え方等について、以下のように整理した。

(1) 奉仕活動・体験活動の概念

「奉仕活動」という用語をめぐるには様々な議論がある。例えば、「奉仕活動」は押し付けの印象を与えることから、むしろ個人の自発性に着目し「ボランティア活動」としてとらえるべきではないかという意見がある。一方、青少年の時期には発達段階に応じて、教育活動として人や社会のために役立つ活動などを体験し、社会の一員としての意識や責任感を身に付けるようにすることも必要であり、そのようなことを考慮すると「奉仕活動」という用語が適当であるとする意見もある。

しかしながら、用語の厳密な定義やその相違などに拘泥することの意義は乏しいと考える。

我々は、個人が能力や経験などを生かし、個人や団体が支え合う、新たな「公共」に寄与する活動、具体的には、「自分の時間を提供し、対価を目的とせず、自分を含め他人や地域、社会のために役立つ活動」を可能な限り幅広くとらえ、こうした活動全体を幅広く「奉仕活動」と考えることとしたい。ただし、言葉として、広く一般に定着していると考えられる場合など、「ボランティア」、「ボランティア活動」という用語を用いることがよりふさわしい場合には、そのまま「ボランティア」「ボランティア活動」としても用いることにする。

こうした観点から見れば、実際、我々の周りには、様々な種類や形態の活動が存在している。a) 気軽に取り組める身近な活動から専門的能力が必要な活動や常勤で関わることが必要な活動、b) 個人や子どもが参加する活動から、グループや大人と子どもが一緒になって参加する活動、c) コーディネーターやボランティア団体等の仲介が必要な活動から仲介者を介せず直接参加できる活動、などがある。さらに、地域においては、例えば、自治会活動、青年団活動、消防団活動、祭りなどの伝統行事への参加など従来から行われている地域の一員としての活動もある。

また、特に初等中等教育段階での青少年の活動については、その成長段階において必要な体験をして、社会性や豊かな人間性をはぐくむという教育的側面に着目し、社会、自然などに積極的にかわる様々な活動を幅広く「体験活動」としてとらえることとする。

これらを踏まえ、本報告では、社会全体で奨励していくべき幅広い活動の総体を「奉仕活動・体験活動」と捉えたい。

(2) 無償性の取扱い

国民にとって「奉仕活動」を身近なものとしてとらえる観点から、活動にかかわる無償性や自発性の問題については、次のようにとらえることが適当と考えられる。

すなわち、「奉仕活動」、「ボランティア活動」とも、無償性が強調されがちであるが、このような活動を行う際には、交通費や保険料、活動に必要な物品やコーディネート等に係る経費など、一定の社会的なコストを要し、このコストをどのように分担するかについては、個々の事例により、様々な判断があり得る。このような活動を一般的に定着させていく過程では一部を行政が負担することも考えられる。また、寄附など社会がいろいろな形で負担する仕組みが形成される中で、実費等の一定の経費について、労働の対価とされない範囲で実費や謝金の支払いなど有償となる場合もあり得ると考えることができる。

(3) 自発性の取り扱い

奉仕活動等においては個人の自発性は重要な要素であるが、社会に役立つ活動を幅広くとらえる観点からすれば、個人が様々なきっかけから活動を始め、活動を通じてその意義を深く認識し活動を続けるということが認められてよいと考えられる。特に学校教育においては、「自発性は活動の要件でなく活動の成果」ととらえることもできる。

(4) 日常性

「奉仕活動」を特別な人が行う特別な活動ではなく、新たな「公共」のための幅広い活動としてとらえることにより、日常的に参加できる活動として無理なく定着させていく必要がある。「奉仕活動」を行う立場と受ける立場は固定したものではなく、活動の内容に応じて、常に替わるものであ

る。また、活動に楽しみを見いだせる工夫や心の余裕を持つこと、特定の個人に負担が集中しないような活動の企画や支援体制への配慮などが求められる。

◎ 新たな「公共」を担う「奉仕活動」の例

1. 保健，医療又は福祉の増進を図る活動

(例) 高齢者・障害者・子どもたちへの支援活動，子育て支援，ホームヘルプ活動・デイケア，グループホーム，移送，食事サービス，家事援助，介護，福祉マップ作成，声かけ・見守り・話し相手，病院ボランティア，献血支援 等

2. 教育の推進を図る活動

(例) 社会教育講座の講師，行事の運営，いじめ110番などの相談活動，図書館・博物館等でのボランティア，「総合的学習の時間」等の学校の活動の指導者・協力者，場の提供 等

3. まちづくりの推進を図る活動

(例) 地域興し，町並み保存，商店街の活性化，花いっぱい運動，町の清掃，都市と農村の交流，地域情報誌の発行，街づくりの政策提言 等

4. 文化，芸術又はスポーツの振興を図る活動

(例) オーケストラ，劇団などの運営，音楽会，演劇や映画などの開催，博物館・美術館等のガイドボランティア，祭りなど伝統文化の継承・発展，スポーツ大会の開催，地域でのスポーツ指導 等

5. 環境保全を図る活動

(例) リサイクル，募金，ナショナルトラスト，大気汚染調査，公園ボランティア，野鳥・森林の保護，道路，河川や港湾の清掃

6. 災害救援活動

(例) 震災・風水害被害復旧支援，災害ボランティア，消防団活動，防災 等

7. 地域安全活動

(例) 防犯，街灯の設置・点検，安全の維持 等

8. 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

(例) 社会を明るくする運動，犯罪被害者の支援 等

9. 国際協力活動

(例) 発展途上国・紛争地域への人道支援（募金，援助物資送付），ホームステイの受入れ，留学生支援，外国人への観光案内，NGO活動への参加・協力 等

10. 男女共同参画社会の形成の促進を図るための活動

(例) 性差別の撤廃，セクハラ撲滅 等

11. 子どもの健全育成を図る活動

(例) 子どもの世話や遊びへの協力，青少年の体験活動への協力（活動の指導者，職業体験，自然体験等活動の場所の提供），地域の見回り 等

12. 以上の活動を行う団体等の運営又は活動に関する連絡，助言，援助

(例) 団体への情報提供，相互調整，経理処理・人事・労務管理等運営ノウハウ提供，活動にかかわる安全管理 等

(注) 特定非営利活動促進法による分類を参考として作成

Ⅱ. 奉仕活動・体験活動をどのように推進していくのか

1. 奉仕活動・体験活動に関する現状

我が国の国民は、奉仕活動、ボランティア活動に興味・関心は持つものの、それらの活動の経験は総じて少なく、情報不足、技術力・知識不足、相談体制の未整備、時間的制約などの理由から、参加することを思いとどまっている人がかなり多いということが伺える。また、子どもについては、現在、活動に参加している割合は低くなっているが、一方で、ふだん地域の人たちとふれあいのある子どもほど、ボランティア活動等の地域活動に関心を持っているという傾向がある。

これらを踏まえ、興味・関心を持っている人に「もう一步を踏み出すきっかけ」や「もう一步を踏み出す後押し」となるような仕組みづくりを行うとともに、大人が率先して活動に取り組み、子どもたちが活動に参加しやすいような環境を作ることが必要である。

(1) 国民の活動、意識の現状

全国で活動するボランティアは700万人を超えており、環境保護や社会福祉、国際交流等幅広い分野にわたっている。

平成10年の特定非営利活動法人（NPO）法の制定により、NPO法人の活動を支援する基本的枠組みができ、NPO法に基づき法人格を取得した団体が7,439団体（平成14年7月）になる等、非営利の活動が多様な場面で継続的に行われる機会が増大している。

ただ、アメリカやイギリスに比較すると我が国のボランティア活動参加率は低く、特に30代前半の若い世代で低いという特徴がある。（「国民生活白書」平成12年度）

一方、ボランティア活動に対する意識については、「国民生活選考度調査」（平成12年）によれば、国民の4人に3人は社会の役に立ちたいと考え、実際にボランティア活動への参加意識を持つ人は3人に2人の割合となっており、ボランティア活動に対する関心は非常に高い。しかし、現在活動を行っている人（又は過去に活動を行ったことがある人）は、3人に1人に過ぎない状況にある。活動の妨げの原因としては「ボランティア団体に関する情報がないこと」を挙げる人が約4割を占め、国や地方公共団体に望むこととして、情報提供や相談体制の整備を挙げる人が多い。

(2) 青少年の活動、意識の現状

子どもの地域社会との関わりについては、小学校、中学校、高等学校と学年があがるにつれ少なくなる傾向にあり、ボランティア活動についても、小学校、中学校、高等学校と進むにつれ少なくなる傾向にある。学校における体験活動についても、小学校、中学校、高等学校と進むにつれ少なくなる傾向にある。（「地域の教育力の充実に向けた実態・意識調査（平成13年9月・10月調査）」

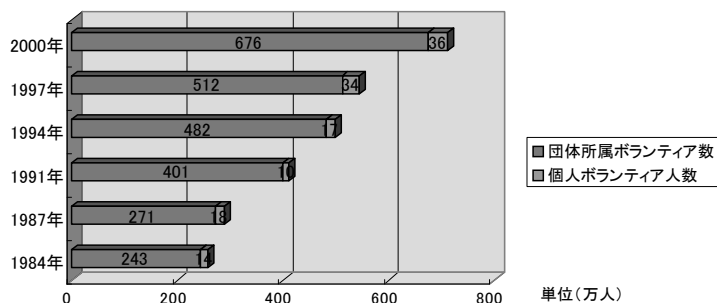
（子どもの体験活動研究会）「学校における体験活動の実施状況（平成12年度）（文部科学省調べ）」

青少年のボランティア活動に対する印象としては、「やりがいがある」「勉強になる」といった項目については肯定的に回答するものが多くいる一方、「遊びより面白い」「かっこいい」といった項目については否定的に回答するものが多い。（「青少年のボランティア活動に関する調査」総務省（平成6年））

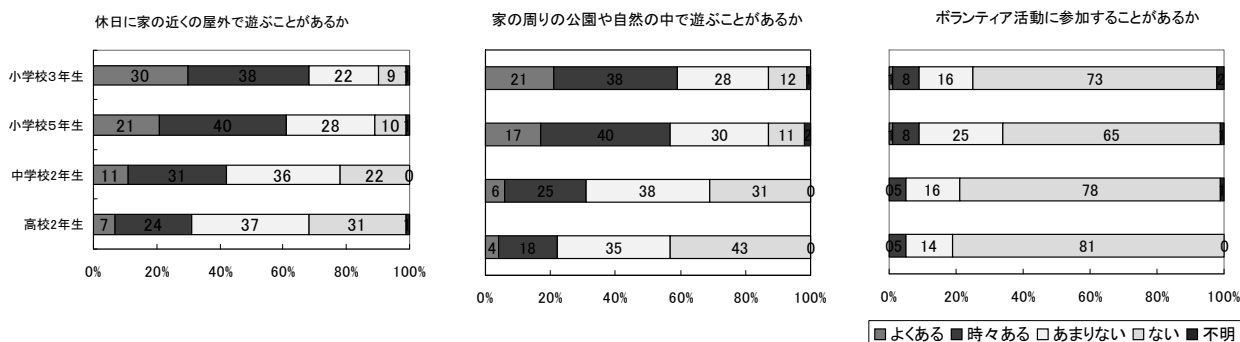
また、「学生のボランティア活動に関する調査報告書」内外学生センター（平成10年）では、大学生がボランティア活動を始めるにあたっての障害要因について「大学の時間が忙しい」「情報不足」

「活動のための技術や知識がない」などが挙げられ、支援策として「情報提供」「研修会等の実施」「単位認定」等が挙げられている。

団体所属ボランティアと個人ボランティアの人数推移



(備考)「ボランティア活動年報2000年」(社会福祉法人全国社会福祉協議会全国ボランティア活動振興センター)により作成



(備考)「地域の教育力の充実に向けた実態・意識調査報告書(平成13年9月・10月調査)」(子どもの体験活動研究会)により作成

2. 初等中等教育段階の青少年の学校内外における奉仕活動・体験活動の推進

～多様な体験を重ね、豊かな人間形成と将来の社会参加の基盤作りを～

初等中等教育段階のすべての青少年に対し多様な奉仕活動・体験活動の機会が与えられるように、学校内外を通じて質量共に充実した活動の機会を拡充していく必要があり、小・中・高等学校、専修学校高等課程など、初等中等教育段階の時期における発達段階に応じたふさわしい活動を行うことが重要である。

学校においては、活動の連絡調整の窓口を明らかにするとともに、すべての教職員が協力して取り組むための校内推進体制の整備、地域の協力を得るための学校サポート(学校協力)委員会(仮称)を設けるなど体制作りを努める必要がある。また、実施に際しては、発達段階に応じた活動の実施、興味関心を引き出し自発性を高める工夫や、自発的なボランティア活動等の高校における単位認定など、活動の適切な評価などに配慮して取り組む必要がある。また、教育委員会においては、各学校における取組が円滑に行われるよう、学校での具体の活動の実施のために必要な支援措置を講じるなど様々な措置を行う必要がある。

教育委員会においては、地域の関係団体や関係行政機関等と連携しつつ、支援センターなどの推進体制を整備し、学校の教育活動と地域の活動の効果的な連携に留意しながら、教材・プログラムの開

発、指導者の養成・確保とともに、ボランティア活動等を積極的に評価する高校入試の工夫や「ヤング・ボランティア・パスポート（仮称）」の作成、活用などによる地域における活動の促進等に努める必要がある。また、企業においても、社会を担う主要な構成者として、学校や地域における様々な体験活動に対する施設の開放や、社員の指導者としての派遣、青少年の受入れなど、青少年の奉仕活動・体験活動に対する積極的協力を求めたい。

国においては、こうした学校や地域における取組を支援するため、推進体制の整備や教職員研修等に対する支援、参考となるプログラムの開発や事例集の作成等を行うとともに、すべての青少年が発達段階に応じて、奉仕活動・体験活動を着実に経験できるようにするため、奉仕活動・体験活動の実施状況の全国調査、学校や地域を通じた活動の目標の検討、ボランティア活動等と関連付けた大学入試の推進が求められる。

平成13年7月の学校教育法及び社会教育法の改正により学校内外を通じた体験活動の促進が求められることとなった。学校においては、平成14年度から実施される新学習指導要領において、「生きる力」の育成を目指す観点から体験活動を重視するとともに、新たに「総合的な学習の時間」の創設等を行ったところであり、体験活動を教育活動に適切に位置付け、その充実を図ることが求められている。

また、平成14年度から学校週5日制が完全実施されることを受け、家庭や地域における多様な体験活動の振興や奨励を一層推進する必要がある。

高校までの青少年の時期においては、豊かな人間性や社会性を培うため、学校教育や地域において、社会奉仕体験活動、自然体験活動、職業体験活動など、質量共に充実した多様な体験活動を提供していくことが求められる。子どもたちの豊かな直接体験は、人や社会、自然などへの興味や関心を高め、思考や理解の基盤となるとともに、問題解決的に活動に取り組むことで各教科等で学んだ知識・技能等が生活と結び付き、総合的に働くようになることが期待される。また、様々な対象と直接かかわることは、机の上だけの学習と異なり、大きな成就感や充実感などが得られるとともに、他者との関係の在り方を学び、生き方の探求などにつながり、豊かな心の育成や望ましい人間形成に資するものと考えられる。

青少年の時期においては、子どもたちの成長が著しいことから、それぞれの発達段階にふさわしいねらいや内容を創意工夫し、多様な体験活動を行うことが重要である。小学校の時期においては、具体的な活動を通じた思考から徐々に物事を対象化して認識できるようになり、例えば、身近な対象にかかわる体験から、教科等の学習も生かして社会や自然などに広く目を向け、かかわる体験に発展させていくことが考えられる。中学校の時期においては、自己の内面に気付いていくという特徴が見られ、例えば、自分の思いを生かしながら大人の社会にかかわったり、友達と共に活動し感動を味わったりする体験が考えられる。また、高校生の時期においては、自己を確立し、成人となる基礎を培う段階に当たることから、例えば、社会奉仕や職業など社会にかかわる体験は、自己の在り方や生き方を考え、将来の進路を主体的に選択する能力や態度を身に付けるとともに、社会についての認識を深める上で重要な要素と考えられる。

なお、いうまでもなく、すべての教育の出発点は家庭教育にある。家庭は基本的な生活習慣や倫理観、自制心、他人に対する思いやり、自立心などを育成する上で重要な役割を果たしている。家庭において、子どもに毎日決まった手伝いをさせるなど家庭での役割を与える、親子で地域の様々な活動に参加する等、社会を支える一員としての自覚を育む基盤づくりをしていくことが重要である。

(1) 学校における体験活動の充実のための取組

学校においては、地域における活動との連携と適切な役割分担を図りながら、奉仕活動・体験活動を学校の教育計画に適切に位置付けて実施する必要がある。その際、学校において次のことに配慮することが重要である。

1) 学校としての体制作り

各学校においては、奉仕活動・体験活動の連絡調整の窓口となる担当を明らかにし校長の指導の下に全教職員が協力して校内推進体制を整備する必要がある。また、地域の人々の協力を得るとともに関係団体等との継続的な連携関係を構築し学校の活動に幅広い支援が得られるように、保護者、地域の関係者等による学校サポート（学校協力）委員会（仮称）を設けるなど推進体制を整備することが求められる。更には、地域のボランティア団体や青少年関係団体等の人材の協力を得て、学校における活動の推進のための助言者として、具体の活動の企画や校内研修などに対する支援を受けることも考えられる。

2) 教職員の意識・能力の向上

学校の体制作りとあわせて、教職員一人一人が奉仕活動・体験活動の意義や理念を正しく理解し、これらの活動に係る指導の力量を高めていくことが不可欠である。奉仕活動等の経験のない教職員も多い現状を踏まえ、教職員一人一人が自信を持って指導に当たることができるように、校内の研修はもとより、後述のような教育委員会等が実施する研修や、ボランティア団体や青少年関係団体等の外部機関が実施する研修等に積極的に参加することが求められる。

【学校における多様な体験活動の例】

○ ボランティア活動 など社会奉仕にかかわる体験活動	・学校の周辺や駅前、公園、河川や海岸等の清掃、空き缶回収 ・花いっぱい運動へ参加しての地域での花作りや環境美化 ・老人ホーム等福祉施設を訪問し話相手や手伝い、清掃、交流 ・幼児への本の読み聞かせや簡単な点訳 ・得意な技術や学習を生かして、車椅子、お年寄り宅の電気製品、子どものおもちゃ、公園のベンチ等の簡単な修理・整備 など
○ 自然にかかわる体験活動	・学校を離れ豊かな自然の中や農山漁村での自然とのふれあいや農山漁村体験、登山、郷土食作り ・学校林等での野鳥の保護活動 ・身近な公園や川等の自然を生かした探求活動、フィールドワーク ・地域の特色を生かしウミガメの産卵地の保護、生態観察、放流 など
○ 勤労生産にかかわる体験活動	・地域の農家の指導を得ながら米作りや野菜作り ・鶏、やぎ、羊、豚などの家畜や魚の飼育 ・地域産業を生かした漁労や加工品製造の体験 ・森林での植林、下草刈り、枝打ち、伐採、椎茸栽培、炭焼き など
○ 職場や就業にかかわる体験活動	・生徒の希望を生かして地域の事業所や商店などでの職場体験 ・将来の進路について学ぶインターンシップ など
○ 文化や芸術にかかわる体験活動	・身近な地域に伝わる和紙作り、染物、竹細工、焼き物等に触れる活動 ・踊り、太鼓、浄瑠璃など伝統文化や芸能を地域の人等から学び伝える活

○ 交流にかかわる体験

動，地域の祭りへの参加 など

- ・老人会や一人暮らしのお年寄りを招いてのレクリエーション等の交流体験会
- ・幼稚園・保育所を訪ねたり幼児を招いたりしての幼児との遊び，ふれあい
- ・小・中・高等学校と盲・聾・養護学校との共同行事等を通じた交流
- ・学習を生かした地域の人との学び合いの交流
(生徒から：パソコン，野菜栽培等⇔地域の人々から：わらじ作り，郷土料理等)
- ・地域に在住する外国の人々を招いて生活や文化を紹介し合うなどの交流
- ・農山漁村部の学校と都市部の学校など特色が異なる学校の相互訪問交流など

3) 活動実施上の配慮

体験活動を学校の教育活動として実施する場合，以下の点への配慮が求められる。

◇教育活動全体を通じた体験活動の充実

発達段階に応じた適切な活動の機会の提供が行われるよう，自校の教育目標や地域の実情を踏まえ，学校として活動のねらいを明確にし，現状の教育活動全体を見直し，(a)学校行事等の特別活動，総合的な学習の時間をはじめ教科等の学習指導，及び部活動等の課外活動など教育活動において適切な位置付けを行うこと，(b)小・中・高等学校等のそれぞれの取組に継続性を持たせ，発達段階に即して活動の内容や期間等を工夫すること，(c)各教科等における学習指導との関連を図ることなどが求められる。特に教科担任制を採る中学校・高等学校においては，教科担任の教員の間での緊密な連携協力が求められる。

また，長期休業日は，まとまった体験活動を行いやすい。学校も，児童生徒が任意で参加する活動などを計画，実施したり，地域における社会福祉協議会，NPO関係団体，青少年団体，少年自然の家や青年の家等の青少年教育施設などの関係団体等による取組に協力したり，様々な活動の場や機会についての情報の提供を行うなどして，子どもたちの体験活動の充実に努めることが大切である。

◇興味・関心を引き出し，自発性を高める工夫

子どもの興味・関心を引き出し，自発性を育てる工夫として，例えば，(a)発達段階や活動の内容に応じ，活動の企画段階から子どもを参加させたり，(b)子どもが選択できるよう多様な活動の場を用意することも考えられる。

◇事前指導・事後指導

活動前に，体験活動を行うねらいや意義を子どもに十分理解させ，子どもたちがこれから取り組む活動についてあらかじめ調べたり，準備をしたりすることを通じ，意欲を持って活動できるようにするとともに，活動後は，感じたり気付いたことを振り返り，まとめたり発表したりするなど，適切な事前指導・事後指導が大切である。

◇活動の円滑な実施のための配慮

活動を効果的かつ安全に行うために必要な知識・技能やマナー等の習得のための事前指導が必要である。また，活動内容によってはあらかじめ実地調査による点検等を行う必要がある。

さらに、活動によっては、例えば、受入人数の適正化や受入先との綿密な連絡調整など企画段階での配慮、活動を実施する際の留意点などについての十分な調整、参加者への周知・活動を支援するボランティア等の参加など受入先等への十分な配慮が必要である。また、例えば、学校において受入先を公表すること、感謝状や受入先であることを示す証（あかし）を贈呈するなど活動の場を提供した受入先が社会的にも評価されるような取組も重要である。

◇活動の適切な評価

体験活動の評価については、点数化した評価ではなく、子どもの良い面を積極的に評価し、どのような資質や能力が育っているのかという観点を重視して適切に行う必要がある。その際、子どもの感想・意見、保護者の感想・意見、受入先の感想・意見等を把握するなど適切な評価を行うための工夫をするとともに、その結果を次年度以降のプログラムの内容や活動の在り方に反映させていくことが求められる。また、高等学校においては、生徒の地域での自主的なボランティア活動等について、後述の「ヤング・ボランティア・パスポート（仮称）」等の活用などにより、これらの活動を単位認定するなど積極的に評価することが考えられる。

◇事故発生時の備え

緊急時対応マニュアルを作成するとともに、必要に応じた地域の警察・消防等への事前の連絡、緊急時の連絡先リストの作成などの準備、保険の利用を行うことが必要である。また、事故の事例や事故予防の取組についての情報を提供することも求められる。なお、指導者等を含め損害事故や賠償事故を安価な保険料でカバーする保険の開発が望まれる。

4) 教育委員会の役割

◇学校での取組の推進・支援

都道府県、市町村の教育委員会においては、学校における取組が着実に実施されるように、後述の協議会・支援センター等を通じて、関係団体等と連携しつつ、基本的な活動方針等の策定や、児童生徒の発達段階に応じた適切な活動プログラムの開発や教職員向け手引書の作成を行うほか、学校での具体の活動の実施のために必要な支援措置を講じ、学校の取組を推進し、支援することが求められる。

◇教職員の意識・能力の向上

教育委員会においては、教職員の資質能力の向上のため、地域のボランティア推進団体等の協力も得ながら、次のような取組を行うことが考えられる。

- ・教職員の初任者研修を始め各種研修においてボランティア講座や体験活動等の機会を設ける（初任者研修においては、奉仕体験活動、自然体験活動に関する指導力の向上を重視する）。
- ・活動の企画や指導などの中心となる教職員を養成するために、地域のボランティア推進団体等が実施するコーディネーターや指導者の養成講座等への参加を研修に位置付ける、ボランティアセンター、NPO等での長期社会体験研修を実施する。

また、以下のような取組を行うことが考えられる。

- ・夏休み等の長期休業期間など、授業がない期間を利用して、教職員に奉仕活動・体験活動等も含めた研修の実施や機会の提供を図る。
- ・児童生徒の受入れ先となる施設や団体等で教職員の研修を行う等により、学校と受入施設や団体等との連携を深めるとともに、受入先の施設や団体等の実情を学ぶことにより、教職員の連絡調整能力を高める。

また、教育委員会においては、教員養成大学等と連携し教員を志望する学生を教育支援ボラ

ンティアとして活用すること、教員採用選考においてボランティア活動等の経験を一層重視するための工夫（例：ボランティア活動等の有無を記載する欄を充実させる。）、も求められる。

(2) 青少年の学校及び地域における奉仕活動・体験活動の促進のための取組

学校及び地域を通じて、初等中等教育段階の児童生徒に対して、奉仕活動・体験活動を推進するためには、学校・地域・家庭が連携してこれらの活動を支援することができるような仕組み作りをすることが必要である。個別の教職員や地域の有志の属人的な努力や善意だけにその推進を依存している場合は、活動を長期にわたって存続させることができず、その効果も減殺されてしまう。

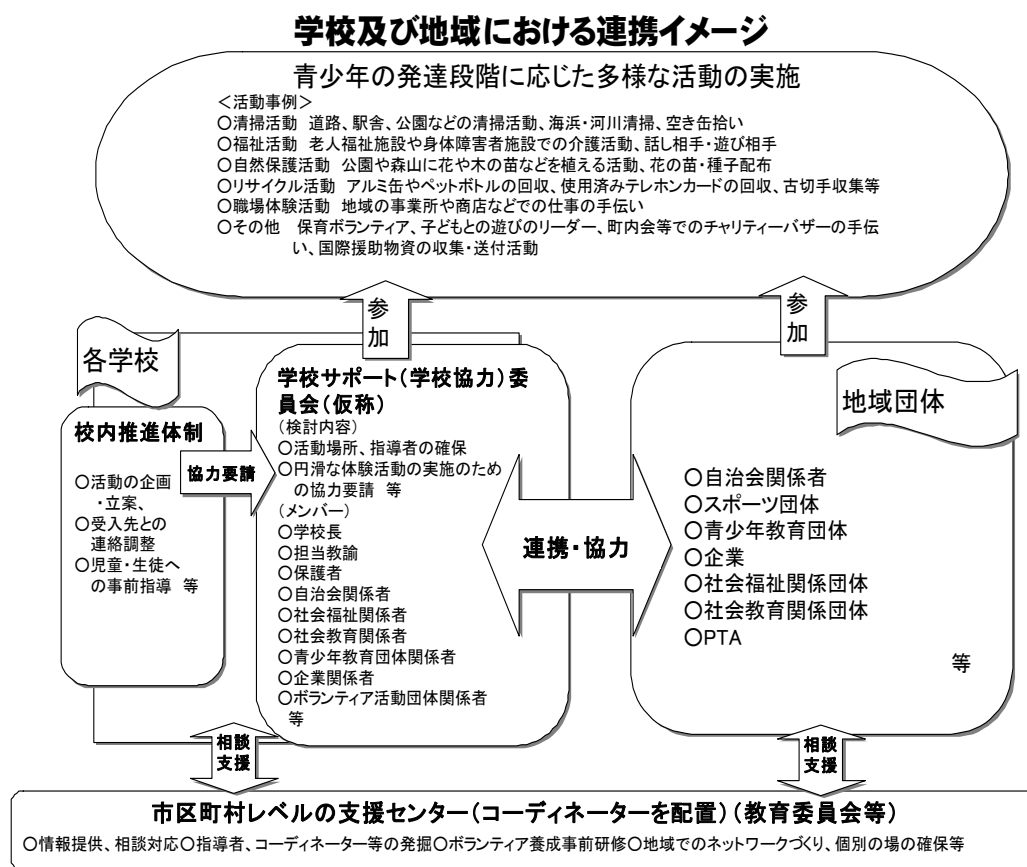
このため、これらの活動の推進を図るために、以下のような体制等を整備していく必要がある。

1) 学校及び地域の連携の在り方

学校の教育活動と地域の活動のそれぞれの特性を生かすとともに、相互の有機的な連携が求められる。

このため、特に市町村レベルにおいては、教育委員会が中心となり、あるいは主唱して、地域のボランティア推進団体や、福祉、農林水産、商工などの関連行政部局が密接に連携し、後述の支援センターなどの推進体制を整備することが重要である。

また、地域での活動と学校での教育活動が日常的に密接な関係を持つ必要があり、学校サポート（学校協力）委員会などの学校の推進体制への地域の関係団体の参加や、地域で行われる奉仕活動・体験活動について、学校を通じて児童生徒やその保護者に情報提供を行うなど、日常的な連携協力関係を保つ工夫が必要である。



※奉仕活動・体験活動を推進する仕組みの全体のイメージについてはこちらを参照。

2) 地域における活動の促進

教育委員会、社会福祉協議会、NPO関係団体、スポーツ団体、青少年団体等地域の関係機関・団体が連携し、地域での多様な幅広い奉仕活動・体験活動の機会を拡充し、青少年の活動への参加を促していく必要がある。その際、例えば、a)高校生と小・中学生など地域の異年齢の青少年が協力して自ら活動を企画し実施する、b)親子が共に活動に参加する、c)従来、地域社会とのかかわりが薄い傾向にあった中高年が協力して活動を企画し実施する、d)小・中学生の活動への参加のきっかけや励みの証を作る（例：ボランティア活動等を記録するシール等）、など地域ぐるみで活動を活発にしていく工夫が求められる。このため、後述のように、学校の余裕教室等を活用し、地域住民が関係機関・団体等の協力を得て活動を行う拠点（地域プラットフォーム）を整備するなどの取組が期待される。

また、企業においても、社会を担う主要な構成員として、学校や地域における様々な体験活動に対する施設の開放や、社員の指導者としての派遣、青少年の受入れなど、青少年の体験活動に対する積極的協力を求めたい。

地域での自発的なボランティア活動は、特に中・高生にとって、人間としての幅を広げ、大人となる基礎を培う意味で教育的意義が大きい。現状では十分に行われているとは言い難い。このため、例えば、(a)高校入試においてボランティア活動等を積極的に評価する選抜方法等を工夫する（例：調査書に活動の有無を記載する欄を充実させる。推薦入試において活動経験について報告書を提出させる等）、(b)高校生等が行う学校や地域におけるボランティア活動などの実績を記録する「ヤング・ボランティア・パスポート（仮称）」を都道府県や市町村単位で作成し活用する、などの方策について検討する必要がある。

特に「ヤング・ボランティア・パスポート（仮称）」については、青少年の日常の活動の証として、高等学校における単位認定や、就職や入試への活用、文化施設、スポーツ施設等公共施設の割引や表彰を行うなど、いろいろな形での奨励策を検討することが考えられる。国においても、「ヤング・ボランティア・パスポート（仮称）」の全国的な普及・活用が促進されるように、例えば全国的なボランティア推進団体、関係行政機関・団体等が連携協力しパスポートの標準的なモデルを作成する、入試や就職等で適切に活用されるよう大学や企業等に対し働き掛けるとともに、国等の行政機関においても、採用等に活用する、青少年が文化施設、スポーツ施設を利用する場合の割引などを関係機関・団体等に呼び掛けを行うなどの取組を検討する。

(3) 国等において取り組むべき方策

国等においては、以上のような学校や地域における取組を支援するため、関係省庁とも連携しつつ、(a)地域における推進体制の整備及び様々な場や施設・団体等における活動の受入れの促進、(b)奉仕活動・体験活動に関する教職員研修の充実、(c)青少年を対象とした学校や地域における発達段階を踏まえた魅力ある活動プログラムや活動に携わる指導者養成プログラムの開発・支援や、他のモデルとなる先駆的な実践の促進と学校や地域の参考となる事例集の作成、教職員向け手引書の作成、(d)教員志望学生による教育支援ボランティアの全国的普及、(e)子どもゆめ基金（注1）等を通じた体験活動を行う団体等に対する助成の取組を推進するとともに、青少年が小・中・高等学校それぞれの段階において、その発達段階に応じた活動の機会を得ることができるようにするために、次のような取組の検討が求められる。

1) 奉仕活動・体験活動の実施状況の全国調査

現状においては、青少年の奉仕活動・体験活動が必ずしも十分行われていない状況にかんがみ、学校内外を通じた青少年の活動の全国的な実施状況調査を実施し、その結果を分析・公表し、各学校及び地域での取組を促す。

2) 学校内外を通じた活動の目標の検討

活動の実施状況や支援体制の整備の進展状況等を見極めた上で、今後、青少年が高等学校卒業段階までに学校や地域を通じて行うことが期待される活動の目標を検討する。

3) ボランティア活動等と関連付けた大学入試の推進

高等学校段階までの青少年の学校内外の生活において、大学入学者選抜の在り方が与える影響が大きい。大学にとっても、高等学校段階までに多様な体験活動を行った生徒は、大学入学後の学ぶ姿勢や意欲が高く大学教育の活性化にも資するものと考えられる。このため、大学においては、受入方針において、ボランティア活動等を積極的に行う学生を評価することを明確にし、例えば、論文試験にボランティア活動の実践を含め高等学校時代の活動を前提とした出題も含める、先述のヤング・ボランティア・パスポート（仮称）を活用する等、高等学校段階までの活動経験と関連付けた大学入学者選抜の取組が期待される。

3. 18歳以降の個人が行う奉仕活動等の奨励・支援

～奉仕活動を日常生活の一部として気軽に行う～

Ⅱの1で見たように、我が国では、多くの人が奉仕活動等について興味を抱いてはいるが、一步を踏み出せないという状況にある。大学等の学生も含め、18歳以降の個人が日常的に奉仕活動等に取り組むことができるように、以下のような奨励・支援の方策を検討することが求められる。

(1) 学生に対する奨励・支援等

大学、短期大学、高等専門学校、専門学校などにおいては、学生が行うボランティア活動等を積極的に奨励するため、正規の教育活動として、ボランティア講座やサービスマニカリング科目、NPOに関する専門科目等の開設やインターンシップを含め学生の自主的なボランティア活動等の単位認定等を積極的に進めることが適当である。

また、学生の自主的な活動を奨励・支援するため、大学ボランティアセンターの開設など学内のサポート体制の充実、セメスター制度や、ボランティア休学制度など活動を行いやすい環境の整備、学内におけるボランティア活動等の機会の提供などに取り組むことが望ましい。

こうした大学等や学生の取組を支援するため、国においてボランティア教育や活動を積極的に推進する大学等に対する支援措置を講じることが適当である。さらに、公務員や民間企業の採用に当たって、学生のボランティア活動等を通じて得られた経験、能力等を一層重視することが期待される。

1) 大学等による奨励・支援

① 教育活動としての取組

ア) 大学、短期大学、高等専門学校、専門学校（以下「大学等」という。）などにおいて、地元自治体、地域の社会福祉協議会、国際協力団体、NPO、スポーツ団体、青少年団体等関係団体等と連携協力し、ボランティア講座やサービスマニカリング科目（注2）、NPOに関する科目等を開設することが望ましい。また、複数の大学等で協力してこうした科目に関するモ

デルカリキュラムや教材等を共同開発することも適当である。

- イ) インターンシップを含め学生の自主的な活動について、大学等において、教育効果などを勘案しつつ、大学等の単位として積極的に認定することが求められる。なお、専門学校においては、既にボランティア活動やインターンシップを授業科目の履修としてみなすことができるようになっており、今後、この制度をより一層活用することが期待される。
- ロ) こうした取組に当たっては、特定教員のみならず全学的に教職員の啓発を図り大学全体で進めることが求められる。

② 学生の自主的活動に対する奨励・支援策

大学等においては、学生の自主的な活動に対する奨励・支援策として以下のような取組を検討することが望ましい。

ア) 学生に対する学内のボランティア活動等の機会の提供

大学そのものが最大の活動の場となり得る要素を備えている。例えば、学内の環境整備、学内のコンピュータやネットワークに関する技術的支援、図書館、学内のスポーツ施設の地域住民への開放などでの業務支援、留学生や障害を持った学生に対する支援などにおいて、ボランティア活動等の機会を積極的に学生に提供する。

イ) 学生に対する支援体制の充実

地域のボランティアセンター、学生関係団体等とも連携しつつ、大学内において、以下のような支援体制を整備する。

a) 学生部等に情報提供、相談窓口の開設

b) 大学等のボランティアセンターの開設（専任職員、学生ボランティアの配置）

（センターにおいては、(a)学生のボランティア活動等に関する情報収集・提供、(b)学生向けプログラムの開発、場の開拓、(c)ボランティア養成講座等の開催等の事業を行うことが想定される。）

ロ) 学生が活動を行いやすい環境の整備

セメスター制度（注3）、ボランティア休学制度（休学期間中の授業料の不徴収、在籍年数制限からの除外等）の実施、9月入学の促進、いわゆるギャップイヤー（注4）など学生が長期的な活動を行いやすい環境を整備する。

ハ) ボランティア活動等に関する啓発

地域のボランティア推進団体等との連携協力によるボランティア活動等に関する解説書の作成、ボランティアセミナー等の開催、入学時における学生に対する説明会などの啓発を行う。

2) 国等による奨励・支援

上記のような大学等及び学生の取組を奨励・支援するため、例えば、以下のような取組が検討されることが望ましい。

① 大学等に対する国等の奨励・支援

- ・ボランティア教育や活動を積極的に推進する大学等に対する支援を行う（例：ボランティア関係カリキュラムやサービス・ラーニング科目の開発に対する支援等）とともに、学生関係団体による学生ボランティアに関する解説書の作成・配布を支援する。
- ・さらに、今後、大学等の評価において、ボランティア等に係る教育の取組や学生の自主的ボランティア活動等への支援等を評価指標の一つとして適切に位置付けることも検討すること

が期待される。

② 就職の際に評価

- ・関係府省と経済団体等が連携協力し、公務員や民間企業の採用に当たって学生のボランティア活動等を通じて得られた経験、能力等を一層重視することを明確にする。
- ・関係府省と経済団体等が連携し、企業等に対し、学生に求める履歴書等にボランティア活動歴の有無を記載する欄を設けるよう呼び掛けを行うとともに、国等の行政機関においては、履歴書等にボランティア活動歴の有無を記載する欄を設けることを検討する。

(2) 企業、社会人に対する奨励・支援

国、地方公共団体、企業や労働組合などにおいては、気軽に参加できる職場環境作り、柔軟な勤務形態の導入など社会人が参加しやすい環境の整備や、地域での諸活動への参加を含め勤労者が行う幅広いボランティア活動等を奨励するための支援が期待される。

国においても、こうした取組を支援するため、取組の事例紹介など情報提供を積極的に行うとともに、社会人に適した活動の機会の充実を図ることが適当である。また公務員や教員の活動を奨励するため、研修の一環として活動を位置付けることや、公務員や教員の経験を生かした活動のプログラムの開発等を検討することが望ましい。

社会人の幅広いボランティア活動等を奨励・支援するため、国、地方公共団体、企業等においては、職員や社員が気軽に参加できる職場環境作り、柔軟な勤務形態の導入など社会人が参加しやすい環境の整備が期待される。

また、企業や労働組合などにおいては、社会の主要な構成者としての役割や社会的責任を踏まえ、自らがボランティア活動等に対する支援を行うことや、社員が活動を行うことに対する積極的な支援を期待したい。

1) 企業の社会的役割

企業等においては社会の主要な構成者としての役割や社会的責任を踏まえ、市民社会の一員として、企業自身がボランティア活動やNPO活動に対し継続的に助成や支援を行うことを通じ、社会に貢献することが期待される。また、青少年に社会体験やインターンシップなどの就業体験の場を積極的に提供することを通じ、一定の教育機能を果たすことも求められている。

2) 社員が気軽に活動に参加できる職場環境の整備等

企業等においては、長期間にわたる活動の実施に適したボランティア休暇制度の導入のみならず、地域での諸活動への親子や家族での参加を含め活動を幅広くとらえるとともに、(a)気軽に参加できる職場環境作り（定時退社の奨励、有給休暇の取得促進、サービス残業の解消など）、(b)柔軟な勤務形態（短時間の継続的な活動の実施に適したフレックスタイム制など）の導入に積極的に取り組むことが期待される。

◇企業等のボランティア活動等に対する奨励・支援

さらに、企業や労働組合等が社員のボランティア活動や地域の活動を支援するため、次のような取組を行うことが期待される。

- ・ボランティア推進団体等との協力による社員向けボランティアセミナー等の開催
- ・社員が属している活動団体への助成、社員が活動支援のために団体に寄附する際に企業等が一定の上乗せをするなどの支援の拡大

- ・地域社会の一員としての企業や労働組合等の社会貢献活動の推進（例：地域の清掃活動，寄附，献血等の呼び掛け等）
- ・地域や学校での青少年の体験活動等への協力（例：施設の開放，社員を指導者として派遣，青少年の受入れ等）

◇国等の奨励・支援

こうした企業等の取組や社会人のボランティア活動を奨励・支援するために，国等においては，以下のような取組の一層の充実が望ましい。

- ・ボランティア推進団体，経営者団体，NPO等の連携による社会人に適したボランティア活動等の機会の提供
- ・社員のボランティア活動等を支援する企業等の支援方策やその導入に当たっての取組などの事例紹介などの情報提供 等

3) 公務員・教職員のボランティア活動等の奨励

ボランティア活動は公務員や教職員にとっては，行政や学校現場を離れて，新たな社会とのかかわりを持つ場となる。特に教職員にとってはボランティア活動等の経験を教育指導に生かすことができるとともに，一方で，文化・運動部活動等で培った指導技術を地域における活動に活用するなど，日常業務で得た経験を社会に還元することもできるなどの意義がある。

公務員や教職員が自発的にボランティア活動を行うことができる機会を整備するため，特に以下のような取組を検討することが望ましい。

ア) 公務員

○公務員の自主的な奉仕活動を支援

- ・ボランティアに関するセミナーの開催，事例集の作成等による啓発の充実
- ・現行のボランティア休暇制度（国家公務員）の一層の活用・促進に努める。

○公務員の研修の一環としての体験研修

- ・一定期間介護等を実地に体験することを研修カリキュラムに位置付ける

イ) 教職員

○初任者研修等教員の研修のプログラムとしてボランティア活動等を積極的に導入

○教職員生涯福祉関係団体等によるボランティア活動等に係る啓発の一層の充実

さらに，関係行政機関が，ボランティア推進団体等と連携協力し，公務員や教職員の専門性を生かした活動のプログラムの開発についても検討することが適当である。

(3) 個人が参加できる多彩なプログラム等の開発・支援

奉仕活動・体験活動は，基本的には個人が自らプログラムを立て，自主的に活動を行うことが望まれるが，奉仕活動・体験活動を気軽に行うことができるようにするためには，様々な魅力的な活動の受け皿やプログラムを用意することが必要である。そこで，そのような取組の一例として，(a) 青年，勤労者向けの長期の社会参加プログラム，(b) 公共施設等におけるボランティアの受入れの促進，(c) ボランティア・パスポートなどボランティア活動等の実績に応じて，活動を行う個人一般や団体に対する支援を行う仕組み作り (d) 国際ボランティアの裾野（すその）の拡大などを提案したい。

1) 青年・社会人向け長期参加プログラム

奉仕活動等を長期間にわたって行うことは、青年にとっては知識・技術を習得し将来の人生設計に役立てることができ、また、社会人にとっても視野を広げ新たな人間関係を構築し、転職を含め新たな人生を切り開く契機となるものである。また活動を行う施設等においても、こうした活動に参加する青年や社会人を人材として期待できる。諸外国においても、こうしたプログラムが実施されている例もある。

関係府省、ボランティア推進団体等が協力して、例えば、以下のような国内外の長期の社会参加プログラムを創設することを提案したい。また、こうしたプログラムの経験者について、官公庁、企業等の採用において積極的な評価が行われることが期待される。

○青年、社会人向け長期参加プログラム（案）

- ・対象：18歳以上
- ・活動場所：社会福祉施設、社会教育施設、学校、青少年教育施設、子どもの遊び場、NPO、ボランティアセンター等のボランティア推進機関、官公庁、環境保全、国際協力のフィールド等
- ・活動期間：1年～2年
- ・支援措置：大学、職業訓練施設等と提携し資格等の取得も含めた学習プログラムを適宜取り入れる（企業等の協力も得ながら、一定の実費等の支給も検討）。

2) 身近に参加できる魅力あるプログラムの開発

活動を行う主体や、活動分野などそれぞれの特性を踏まえつつ、参加者の能力や経験、興味や関心に応じて身近に参加できるように多彩な活動の機会が用意される必要がある。

活動プログラムの開発に当たっては、例えば若者を引き付けることができるようにゲーム性や娯楽性を持たせたプログラムや、親子で参加できる活動、中高年齢者が技能や経験を生かしてできる活動など、活動に参加する者の特性に応じた配慮が必要である。また、プログラムのアイデアを公募したり、各分野で活動する多彩な人材の参加協力によるプログラムなどの工夫も求められる。特に、今後、本格的に高齢化社会を迎える我が国において、高齢者が社会とのかかわりを維持し、活力を持ちながら生きることができるよう、社会参加の場として高齢者のボランティア活動の機会を拡充していくことが必要である。

さらに、地域においては、環境保全、国際理解、高齢化社会への対応など現代的課題の学習機会が充実されてきており、また、IT普及国民運動の一環としての全国民を対象としてのIT講習が実施されたところである。こうした学習の成果等を活用した活動の機会の提供やプログラム開発についても検討することが適当である。

① 公共施設等におけるボランティアの受入れの促進

近年、社会人、主婦、退職者等が、知識や経験、技術を生かして、地域の学校、社会教育施設、青少年教育施設、文化施設、スポーツ施設・病院などの公共施設においてボランティア活動を行う例が増えている。例えば、学校での教科や部活動の指導、地域でのスポーツや文化活動の指導、公民館、図書館等社会教育施設でのボランティア、博物館・美術館等でのガイドボランティア、スポーツ大会での組織運営・通訳など幅広い活動が行われている。こうした活動は個人の能力や経験、学習成果を生かし日常的に取り組めるものであり、活動の裾野（すその）を広げる上で意義が深い。また、地域に開かれた施設としての事業や運営の改善充実や活性化

に資する面も大きい。

このため、公共施設等においては、ボランティアの受け入れ・活用を組み込んだ事業の運営、施設の担当者の指定、ボランティア及び職員双方への研修など受け入れに必要な環境整備を行うことを求めたい。

さらに、特別非常勤講師制度、スポーツや文化の指導者派遣制度など学校教育への社会人の活用のための施策の一層の充実を図る必要がある。

② 個人一般に対する奨励・支援

個人が、生涯にわたってボランティア活動を行うことを社会的に奨励し、こうした活動が持続的に行われる仕組みを検討していく必要がある。こうした観点から、試行的な取組として以下の取組を提起したい。

○ボランティア・パスポート（仮称）

市町村など地域単位で、地方自治体ないしボランティア推進団体等が、ボランティア活動等の実績等を記録・証明するボランティア・パスポートを発行し、希望する住民に交付する。

住民がボランティア活動等を行った場合に、これをポイントとして付加し、活動実績に応じて、公共施設の利用割引などの優遇措置、協賛団体等からの様々なサービス、利用する住民の様々な助け合いなどを受けることができるようにすること等が考えられる。

国の機関・団体等に広く協力を呼び掛け、例えば、博物館・美術館の割引など特典や優遇措置を広げていくことも検討に値する。

地域通貨など既に取組を実施している地域や団体等の協力を得て、こうした取組を試行的に実施し、持続可能な取組として広域的に広げていく方策について検討する。

③ ボランティア団体・NPO等への援助

NPOやボランティア団体の活動の財源は、基本的には寄附や会費による収入が中心となっている。安定的な資金の確保のためには、ボランティア活動に対する個人や法人のNPO等への寄附を促す税制上の優遇措置等の一層の充実について検討が進められる必要がある。また、個人の寄附を広く募る方策として、例えば、ボランティア推進団体等において以下のような仕組みについて検討することも考えられる。

- ・幅広く民間企業の協力を得て商品にポイントを付加し、売上げに伴うポイント数に応じて企業から団体に寄附するもの
- ・カード会社、航空会社等の協力を得て、クレジットカードやマイレージカードのポイントをボランティア活動の財源として寄附できるようにするもの

3) 国際ボランティアの裾野（すその）の拡大

学生や退職者などを中心に開発途上国での援助活動や技術協力など国際ボランティア活動に対する関心が高まっている。また、国内においても、異文化交流の手伝い、ホームステイやバザーの開催等による留学生の支援など様々な形で活動が行われている。このような活動は、参加者個人にとって国際的な視野を広げ、多様な価値観の中で生きる寛容の精神を養うとともに、草の根レベルでの国際貢献を推進する上で意義が大きい。

今後、国際的なボランティアの裾野（すその）を拡大していくために、国の関係行政機関、国際協力事業団、学校関係者、NGOなど関係団体等が連携協力し、次のような方策について検討

することが望ましい。

① 大学等における国際ボランティアの養成及び大学関係者の積極的参加のための取組の充実

大学関係団体、青年海外協力隊、NGO等が連携協力し、例えば、(a)大学等における国際ボランティア経験者の積極的活用（例：大学等の要請に応じ国際ボランティア経験者を担当教官やコーディネーター等として国際ボランティア講座や大学ボランティアセンター等へ派遣する「国際ボランティア養成人材バンク（仮称）」の設立等）、(b)受入国の要請の把握、語学や専門性の向上のための大学での指導体制、学生の参加の便宜等を勘案した国際ボランティアの養成のためのプログラムの開発、(c)教育援助や環境保全など専門性を生かし青年海外協力隊の活動等を支援する事業、(d)大学教員等がその専門性を生かし、NGO等の国際ボランティアに積極的に参加できるような環境作りなどの取組を図る。

② 国際ボランティアに対する協力

シニアを含め、海外ボランティアの一層の拡充を図るため、国際協力事業団やNGOなどの団体が地域で行う海外ボランティアのシニア海外ボランティアの募集や説明会の開催等に協力するなど、連携協力を図る。

③ 学校教育における裾野（すその）の拡充

青年海外協力隊やシニア海外ボランティア等、教職員の国際ボランティアへの参加を一層拡充するため、派遣元である地方自治体の主体性を高め、より長期的な計画をもって派遣を可能とする更なる工夫や、より生産的で効果のある派遣方法など現行制度の一層の改善を図る。また、児童生徒の国際理解教育や進路指導に国際ボランティア経験者等を社会人講師として活用する取組の充実を図る。

4. 国民の奉仕活動・体験活動を支援する社会的仕組みの整備

奉仕活動・体験活動を支援していくためには、個人、ボランティア団体、企業、学校及び行政などが共に協力して、推進体制をつくっていく必要がある。

そのため、国、都道府県、市区町村のそれぞれのレベルで、関係者による連携協力関係を構築するための協議の場（協議会）や、活動に関する情報提供、相談・仲介などを通じて個人、学校、関係団体等が行う奉仕活動・体験活動を支援する拠点（センター）を設ける必要がある。

また、こうした推進体制が有効に機能していくためには、a)だれもがいつでも容易に必要な情報を得ることができる国及び地方を通じた情報システムの構築、b)地域におけるボランティア団体、受入施設、送出施設など関係機関・団体等が日常的に連絡・交流する市区町村のセンター等を中心とした地域ネットワークの形成、c)センター等において活動が円滑に実施されるために必要な連絡調整等を担うコーディネーターの養成・確保が求められる。

奉仕活動・体験活動に関する現状及び課題を踏まえ、個人、学校、関係団体等の活動を支援できるような以下のような仕組みを作ることが有効である。

(1) 奉仕活動・体験活動を支援する仕組みづくり

1) 協議会・センターの設置

特に学校内外での青少年の奉仕活動・体験活動の円滑な実施のためには、国、都道府県、市区町村のそれぞれのレベルで、ボランティア推進団体、学校、関係行政機関をはじめ関係者による

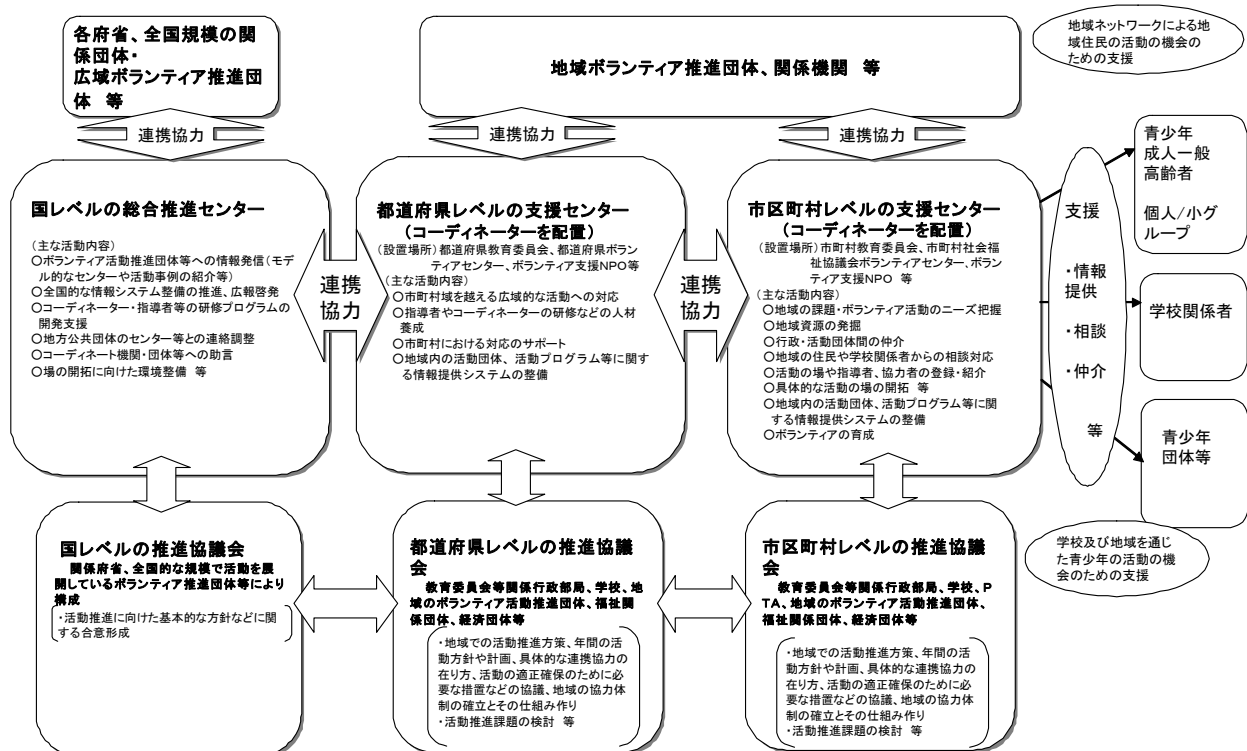
連携協力関係を構築するための協議の場（協議会）を設けるとともに、コーディネーターを配置し、活動に関する情報提供、相談・仲介などを通じて、奉仕活動・体験活動を支援する拠点を設けることが必要である。このような拠点は、一般の社会人や学生等の活動のセンターとしても機能し得ると考えられる。

また、協議会やセンターの設置・運営、さらには各種施策等の展開に当たっては、国レベルにおける関係府省や全国規模の関係団体等による連携はもとより、地方においても教育委員会と首長部局、さらには行政と学校、社会教育施設、青少年教育施設、社会福祉協議会等の関係団体、地域の経済団体、地域の代表者など活動にかかわる様々な関係機関・団体等の密接な連携が必要である。

なお、協議会については、関係する行政部局が多く、広く関係団体等の協力を得ることが必要であるため、ネットワーク作りなど行政が一定の役割を果たすことが適当である。

一方、センターについては、既に蓄積されたノウハウ等を活用するとともに、機動的かつ柔軟な運営を確保するため、教育委員会など行政がその機能を担うほか、状況に応じてボランティア推進団体等にゆだねることも有効である。特に市区町村のセンターについては、幅広い関係団体等との協力関係が構築できる場合には、教育委員会のほか、社会福祉協議会ボランティアセンターその他既にコーディネート等を活発に行っている団体等にゆだねるなど地域の実情を勘案した柔軟な対応が適当であると考えられる。

奉仕活動・体験活動を支援する仕組み(イメージ)



2) 国及び地方を通じた情報システムの構築

だれもがいつでも容易に必要な情報を得ることができるシステムが求められる。

特に市区町村、都道府県レベルでは、前述のセンターを中心に、既存のボランティア活動や体験活動に関する情報データベース等を活用しつつ、地域内の活動の場や指導者、活動団体や活動

プログラム等に関する情報を整理し、活動を始めようとする個人、学校関係者、ボランティア活動関係者等様々な個人や団体の求めに応じて必要な情報を提供するシステムを構築する必要がある。

国レベルにおいても、関係府省、ボランティアや体験活動にかかわる関係機関・団体等が連携協力し、全国的なボランティアや体験活動に関する情報等を利用しやすい体系に整理し、上記の地方のセンターの情報とともに関連するすべての情報が総覧できる情報システムの構築が必要である。その際、利用者が居住する地域以外の情報も容易に入手できるように配慮することが大切である。

なお、情報システムの整備に当たっては、可能な限り広く収集し掲載することが適当であるが、例えば、特定の団体の誹謗中傷、政治や宗教への利用など不適切な活動の可能性があるると判断される場合には管理者で削除するなどの規則を決めておくことが適当である。また、指導者等の人材等についての情報の登録に当たって、センターのコーディネーターなどが適切な判断を行うことが適当である。

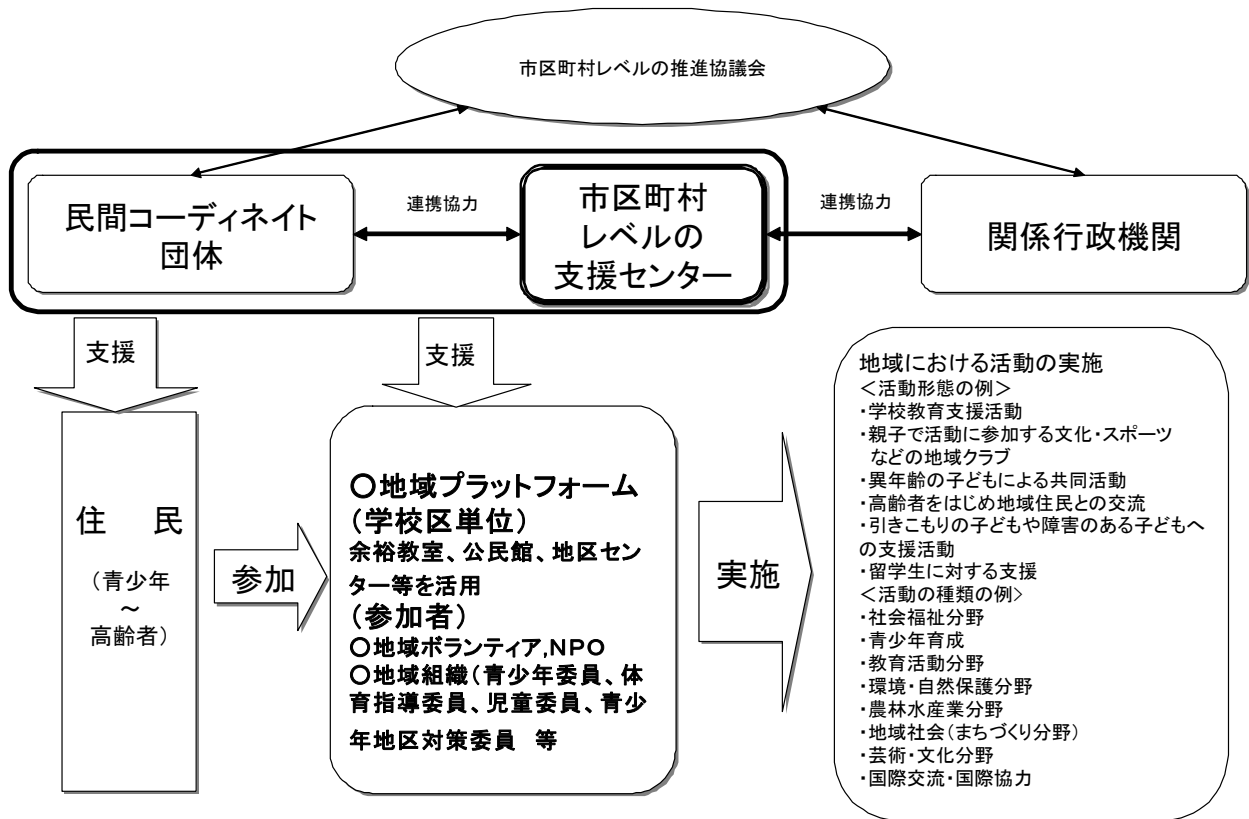
さらに、将来的には、国及び地方を通じて、各種情報をデータベース化し、活動分野、年齢、親子など参加形態、地域等により参加し得る活動が検索できるシステムや、生涯学習の視点を踏まえた活動手法や活動事例などの情報提供、希望団体自体による情報提供のために開放できる場の提供などの工夫が求められる。

(2) 地域ネットワークの形成

奉仕活動・体験活動を日常的な活動として、着実に実施していくためには、市区町村のセンターのほか、地域の実情に応じて、社会福祉協議会、自治会、民生委員、青年会議所、商店会等地域の団体が連携協力して、小学校区単位で公民館や余裕教室、地区センター等を活用し、地域住民が日常的に活動に取り組むために集うことができる身近な地域拠点（地域プラットフォーム）を整備することも有効であると考えられる。ここでは、市区町村のセンターを補完して、身近な活動の場の開拓や地域住民の活動への参加を促すことが想定される。

一方、地域住民の生活圏域に応じた広域的な活動の要請にこたえるため、例えば、市区町村単位などで、県内のボランティア推進団体、大学、NPO等が連携協力して、広域的な拠点（広域プラットフォーム）を整備していくことも検討に値する。

地域ネットワークのイメージ



(3) コーディネーターの養成・確保

1) コーディネーターに期待される役割

コーディネーターは、奉仕活動・体験活動の推進において重要な存在であり、センターないし仲介機関にあっては、活動参加を希望する者と活動の場を円滑に結び付けるため、活動の準備、実施、事後のフォローアップなど活動の各過程を通じて、参加者に対する活動の動機付け、情報収集・提供、活動の場の開拓、受入先の活動メニューの提供、活動の円滑な実施のための関係機関等との各種の連絡調整などの役割を担う。

また、学校などの参加者を送り出す施設や福祉施設などの参加者を受け入れる施設にあっては、コーディネーターの役割を担う担当者が必要であり、送出し側では事前指導や関係機関等との連絡調整、受入れ側では参加者へのガイダンス、活動内容の企画、施設内での連絡調整等の役割を担う。

2) 養成・確保

コーディネーターには、ボランティア活動や体験活動、企画・広報、面接技法等に関する専門的知見とともに、関係機関との人的ネットワークやその背景にある豊かな人間性など幅広い素養・経験等が求められる。さらには、活動の適正さを確保するため、活動に関する情報や団体や人物に対する確かな目利きといった能力も必要である。このため、関係する行政部局や団体等の協力を得つつ、都道府県と市町村が共同して人材の積極的な発掘、計画的な養成が必要である。

コーディネーターの養成については、社会福祉協議会、ボランティア推進団体、教育委員会、スポーツ団体、青少年団体をはじめ、関係機関・団体等が連携協力して、養成講座の体系化を図り、養成講座を共同で開設することや、さらには関係機関・団体が協力して養成のための各種の

モデルプログラムの開発等を行うことも検討する必要がある。また、受講者の経験や知識のレベルに応じた必要事項の補完や、担当する分野の特性に応じた多様なプログラムを用意する必要があることから、基本的には一定人数をまとめ得る都道府県単位で養成講座を行うことが効果的と考えられる。

(4) 行政機関におけるボランティア活動や体験活動を担当する部局の設置・明確化等

ボランティア活動や体験活動を効果的に推進していくためには、行政機関とNPO、ボランティア団体その他関係団体などが連携・協力しやすい仕組みを作ることが重要である。また、活動を行うおうとする個人にとっても、行政機関の窓口が明確であれば、情報提供や相談対応を求めることができ、活動に気軽に参加しやすくなる。そこで、各行政機関等に、これらの活動を担当する部局を設置（「ボランティア課」等）、又は明確化し、それらの推進に取り組むとともに、国民にアピールするなどの取組も求められる。

5. 社会的気運の醸成

～皆が参加したくなる雰囲気づくりを～

国民一人一人が奉仕活動・体験活動の意義を理解し、身近なものとしてとらえ、日常生活の一部として継続して取り組んでいくためには、社会全体でこれらの活動を推進していく気運を醸成していくことが不可欠である。このため、奉仕活動・体験活動に関する年次報告など奉仕活動・体験活動に関する積極的な広報・啓発、ボランティア活動推進月間など活動に気軽に参加できる雰囲気作り、活動を継続して取り組む者に対する顕彰の工夫などに取り組む必要がある。

また、奉仕活動・体験活動の推進の上で果たすべき役割が大きい企業等の取組を促す方策として、積極的に取り組む企業の社会的奨励や関係府省と経済団体等との協議の場の設置などについても検討する必要がある。

(1) 奉仕活動・体験活動に対する社会的気運の醸成

1) 奉仕活動・体験活動の魅力のアピールする取組の実施

奉仕活動等に対する社会的気運を醸成するため、関係機関等が連携協力し、例えば、以下の取組について検討することが適当である。

- 「ボランティア活動推進月間」などを設けて、関係府省、民間団体等が協力して奉仕活動等に対する国民的な啓発運動を実施
- 奉仕活動・体験活動の全国的な概況をまとめた年次報告書等の作成
- 国民の関心を引き付ける広報・啓発の実施
 - ・奉仕活動等を自ら実践している各界の著名人が集まり、その意義を国民に対し働き掛ける活動等の実施
 - ・テレビ等の媒体を通じ活動への参加が若者にふさわしいライフスタイルとしての印象を与えるような工夫
- 地域の未経験者の参加者を促す工夫
 - ・例えば、地域でのボランティア活動経験者に「語りべ」となってもらい、地域で友人や仲間に参加の喜びや感動を伝えて一緒に活動に参加する

- ・地域における行事などの身近な活動に家族一緒に参加するように呼び掛けを行う

2) 活動の顕彰

奉仕活動・体験活動に継続的に取り組む者を幅広く社会的に認知し、その取組を顕彰していくことも重要である。ボランティア活動等に関する表彰・顕彰については、既に国や地方公共団体、企業や民間団体等により様々なものがあるが、例えば、以下のような点について検討することが望ましい。

○活動に携わるあらゆる人や団体が対象となる工夫

- ・例えば、青少年の奉仕活動等に対する顕彰など既存の表彰・顕彰の対象となくらい者に対する新たな制度の創設、既存の表彰・顕彰の実施の工夫による対象者の拡大

○国民の関心を集める顕彰の工夫

- ・積極的に活動を行っている個人や団体などが社会から脚光を浴びるような環境を作り、関係者の意欲を鼓舞し、国民にその功績を広める顕彰の工夫（例：前述の推進月間に合わせて顕彰を実施（「ボランティア大賞」の創設等）、顕彰と合わせて行事の開催等）

(2) 企業等の取組を促す方策

奉仕活動・体験活動を社会的に定着させるためには、(a) 青少年の体験活動への協力、(b) ボランティア団体等への支援、(c) 社員のボランティア活動等への支援など企業等の取組が果たす役割が大きい。このため、以下のような方策についても検討する必要がある。

1) 積極的に取り組む企業の社会的奨励

- ・奉仕活動・体験活動を積極的に支援する企業を、例えば、「ボランティア活動支援企業（仮称）」のような形で広く公表する方策の検討

2) 関係府省と経済団体等との連携

- ・奉仕活動・体験活動の推進に関する官民を通じた共通認識の醸成、推進のための具体的な方策を検討するための関係府省と経済団体等による協議の場を設置

おわりに

今回の答申では、奉仕活動を特別な人が行う特別な活動ではなく、新たな「公共」を担う幅広い活動として捉え、日常的に参加できる気軽な活動として無理なく定着していくことができるよう、様々な提言を行った。

また、豊かな人間性や社会性などを培うとともに、将来、社会に役に立つ活動に主体的に取り組む基盤をつくるため、青少年の時期から、多様な体験活動の機会を提供するための方策についても提言を行った。

これらの提言に実効性を持たせるためには、関係する行政機関や団体をはじめ、個人や家庭、地域、企業などが、それぞれ意識的に連携・協力して、奉仕活動・体験活動の推進に取り組むことが最も重要である。

本提言を契機として、個人、ボランティア団体、企業、学校、行政などが、社会の一員であることを自覚し、従来の組織の枠を超えて、互いに連携して、社会全体で新たな「公共」を担う活動に参加していくことを心から期待したい。

29 地域における防犯教育・防犯活動及び防犯ボランティア活動の推進について

〔平成17年9月27日 17文科生第354号
各都道府県・政令指定都市教育委員会教育長あて 文部科学省生涯学習政策局長通知〕

日頃より、生涯学習行政、社会教育行政の推進に御尽力頂き、ありがとうございます。

近年、住居に犯罪者が侵入したり、街頭で犯罪の被害に遭ったりする事案が急増しているほか、子どもを標的とした社会を震撼させる事件の続発など、犯罪情勢の急激な変化が見られています。これに伴い、全国では、地域住民自らが自主的にパトロールを行ったり、地域安全に関する情報発信をするなど、様々な自主的・自発的な防犯に関する取組が行われています。

政府においても、平成17年6月、犯罪対策閣僚会議において、「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」を決定（別紙参照）し、こうした地域の自主的な取組を支援し、官民連携した安全で安心なまちづくりのための取組を、積極的に全国に展開しているところです。

このような状況にかんがみ、文部科学省と警察庁が連携・協力して、地域における防犯教育・防犯活動及び防犯ボランティア活動を推進していくこととしました。

貴委員会におかれては、地域の防犯意識の向上、地域の安全・安心の確保に果たす社会教育の役割を十分ご認識頂き、下記の項目について、貴委員会内及び所管の施設、及び域内の市町村教育委員会への周知及び御協力方よろしくお願い申し上げます。

記

1. 公民館、生涯学習推進センター等における、防犯教育・啓発活動、防犯教室・訓練、防犯活動の積極的な推進

公民館、生涯学習推進センター等の社会教育施設等が地域における防犯の拠点として果たしうる役割は、非常に大きいものと考えられます。各社会教育施設等においては、これらの活動を積極的に企画・立案され、推進されるようお願い申し上げます。

なお、各社会教育施設等が防犯教育・啓発活動、防犯教室・訓練、防犯活動を実施するに当たって、警察官等防犯に知見のある講師を円滑に確保できるよう、地元の警察署に対して講師派遣の相談を行うことが可能になっています。

2. 地域住民の防犯ボランティア活動への参加促進

昨今、犯罪被害が身近になりつつあり、かつ平穏な日常生活を脅かしているという実感が生まれている中で、地域においては、地域の安全・安心を再構築するため、地域住民が、主体的に、自らの安全・安心を守るため、「防犯ボランティア活動」の取組が活発になっています。

文部科学省においては、このような防犯ボランティア活動を通して、地域住民が、主体的に安全・安心なまちづくりという課題に取り組むことは、地域づくり、地域の教育力再生の観点から、極めて有効なことと認識しており、この度、警察庁と連携して、地域住民の防犯ボランティア活動の促進のための体制の整備を図りました。

具体的には、別添の警察庁通達により、「地域ボランティア活動推進事業」の活用などによる防犯ボ

ランティア活動を実施する際、その活動内容の充実・向上を図るため、オリエンテーションへの講師（指導者）の派遣や各種指導・助言などについて、地元の警察署に相談を行うことが可能となっています。

なお、本通知発出に当たっては、その内容について、警察庁の了解を得ていることを申し添えます。また、警察庁より、各都道府県警察あてに本件内容につき、周知が図られております。

（別添省略）

（別 紙）

「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」（抄）

（平成17年6月28日 犯罪対策閣僚会議決定）

第1 住民参加型の安全・安心なまちづくり全国展開

2 防犯ボランティア活動等の支援

③ 大学生や企業人等の防犯ボランティア活動への参加促進

地域社会における防犯ボランティア活動の担い手の拡大を目指し、地域におけるボランティア活動促進のための多彩なプログラム開発を行う「地域ボランティア活動推進事業」の一環として、大学生、企業人を含む地域住民全体を対象とした防犯ボランティア活動への参加を促進する。

⑥ 公民館等を活用した防犯教育、防犯活動等の推進

教育委員会や警察の協力の下、情報提供や講師派遣を行うことなどにより、地域の公民館や生涯学習センター等を活用した防犯教育・啓発活動、防犯訓練・教室、防犯活動、これらの活動にかかる学習講座等の開催を促進する。

30 これからの図書館像～地域を支える情報拠点をめざして～ (抄)

平成18年3月
これからの図書館の
在り方検討協力者会議

第1章 よびかけ

2. 図書館で働く方々へ

図書館で働く皆さんは、図書館が、住民の読書を支援するだけでなく、地域の課題解決に必要な資料を提供し、住民の生活上の問題解決を提供する役割を担う施設であることをしっかり認識してください。皆さんの中には、貸出やリクエストサービスのみを重要視し、その他の業務は付随的なサービスだと考えている人もいるかもしれませんが、この点で、みなさんも意識改革を図ることが必要です。

また、図書館は、住民の社会参加の場としても大きな役割を担っています。図書館の活動や事業に対して支援・協力をしてくれるボランティアや住民の自主的な組織が、その活動を効果的に行えるよう体制を整備し、参加しやすい環境づくりに努めてください。

第2章 提 案

これからの図書館の在り方

(6) 児童・青少年サービスの充実

子どもの読書離れを防ぎ、子どもの読書を盛んにするため、学校との連携を図りつつ、図書館の児童サービスを充実することが必要である。(略)

青少年に対しては、これまでヤングアダルトサービスが行われてきたが、このサービスを普及させるとともに、不登校などの問題を抱えた青少年に対しても、地域全体の取組の中で図書館として必要な支援を行っていく必要がある。読書離れが進む中学生や高校生への対応として、図書館で本に関する案内や助言が行われることが望ましい。また、読書会の開催など本をめぐる意見交換の場を提供することも効果的である。

児童・青少年サービスを効果あるものとするためには、PTAや子ども会、児童会等子どもの読書活動を推進する団体・グループやボランティアとの連携が必要であり、図書館では、それらを対象とした研修会を実施することも必要である。

事例4 ヤングアダルトサービス（鳥取県倉吉市立図書館）

倉吉市立図書館では、一般や児童とは別に、独立したヤングアダルト資料収集方針を作成し、資料収集を行っている。読み継がれた資料、大人や教師が薦めたい資料だけでなく、現在の若い人に支持されている資料にも重点をおき、資料収集している。

当館では、ヤングアダルトサービスとして、講演会及びテーマ展示、中・高校生による本の紹介の作成、学校との連携（団体貸出、朝の読書用セット貸出、授業への講師派遣（読み聞かせ指導、情報検索指導）、職場体験受け入れ、ブックトーク）等の取組を展開している。ここでは特に特徴的

な取組として、「ヤングアダルト向けとしょかんNEWS」の発行について紹介する。

○ヤングアダルト向けとしょかんNEWS

ヤングアダルト層に図書館をPRするとともに読書に関する興味を深めてもらい、情報交換の場を提供することを目的とし、平成15年7月から年4回発行している。図書館カウンター、市立中学校、市内文房具店などで無料配布し、ホームページでも公開している。また、読者投稿用の箱を図書館、市内文房具店等に配置し、イラストや特集コーナーへの参加作品を募っている。

編集委員は、図書館職員と中高生ボランティアからなる。中高生ボランティアは、現在3人で、特集のテーマや紹介する新着図書の選定、本文の作成、HP編集作業や紙面上のイラスト提供等を行う。基本的な運営はボランティアの自主性に任されており、図書館職員はアドバイスや校正を行っている。ボランティアの募集は、当紙のほか、学校図書館に募集ポスターを掲示し、呼びかけている。

当紙を発行した平成15年度は、中学生の総貸出冊数が前年度費120%の伸びとなった。特集「図書館へ行こう！」や毎号の新着図書紹介が利用像につながったようだ。

31 新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～（抄）

〔昭和20年2月19日〕
中央教育審議会答申

第1部 今後の生涯学習の振興方策について

4. 具体的方策

目指すべき施策の方向性を踏まえ、今後国及び地方公共団体では以下のような具体的方策を推進することが考えられる。

(1) 国民一人一人の生涯を通じた学習の支援－国民の「学ぶ意欲」を支える

② 多様な学習機会の提供、再チャレンジが可能な環境の整備

○ さらに、各個人の学習機会の充実のため、また、同時に学習成果の活用のために身近な地域で誰もがボランティア活動に参加できるようにするため、地域社会におけるボランティア活動支援センターの在り方を検討し、ボランティア活動の支援機能の充実を図ることが求められる。このような取組は地域社会全体の教育力を高める様々な活動における人材の確保や、今後特に期待される団塊の世代の力を生かす観点からも重要である。

(2) 社会全体の教育力の向上－学校・家庭・地域が連携するための仕組みづくり－

○ それぞれの地域社会の教育力向上のためには、学校、家庭、地域がそれぞれ持つ教育力の向上を図ることとあわせて、学校、家庭及び地域住民のほか、その地域の企業やNPO等の関係者が、それぞれに期待される役割を果たしつつ、緊密に連携・協力して地域社会が一体となって地域の教育課題等に取り組むことが重要である。国及び地方公共団体は、以下に掲げる施策等を実施することにより、これらの関係者・関係機関が十分に連携できるようにするための仕組みづくりを積極的に支援することが必要である。

(身近な地域における家庭教育支援基盤の形成等)

- これまでの家庭教育支援の取組として、家庭教育に関する理解を深める場や機会を保護者等に対して提供することを中心とした支援策が行われてきた。今後は、子育てに無関心な保護者や子育てに不安や悩みを持つ孤立しがちな保護者、子育てに関心は高いが学ぶ余裕のない保護者等に対しても十分な支援を行うことが必要である。このため、このような保護者も含めた様々な保護者に対するきめ細かな家庭教育支援を積極的に進めていくことが課題であり、地域コミュニティや企業を含む社会全体で家庭教育を支えていくためのよりよい環境を醸成していくことが重要である。
- 具体的には、就学時健診や入学説明会等多くの親等が集まる機会を活用した家庭教育に関する学習機会の提供や、父親の家庭教育への参加促進を図るための企業等への働きかけ等、様々な状況にある子育て中の保護者等がいることを踏まえた多様かつきめ細かな家庭教育支援策を講ずることが必要である。
- このような家庭教育支援策を講ずるに当たっては、教育委員会のみならず、福祉・労働部局や、学

校、家庭教育支援団体、企業等の関係者の参画を得るなど、首長部局や子育て支援団体等との連携も意義深いと考えられる。また、子育てサポーターリーダー等の地域の人材が中心となって、各家庭の求めに応じ、個別の対応をすること等も含め、きめ細かな情報提供や相談対応、学習機会のコーディネート等を身近な地域で行う仕組みをつくることも有効である。なお、子どもの教育が困難な状況にある家庭等のきめ細かい支援のためには、福祉・労働行政等との連携が重要である。

- さらに、子どもの生活リズム向上の取組としてこれまでも行われてきた「早寝早起き朝ごはん」運動のさらなる展開を各地域において今後も進めるとともに、行政・学校・家庭・企業・メディア等が連携して社会全体で家庭教育支援を行う機運を高めるための普及啓発を行うことも有効である。このような活動を通じて、地域社会の関係者の意識の共有化や地域社会の関係者の連携と教育力向上を図ることが期待される。

(家庭教育を支援する人材の養成)

- 地縁的なつながりの減少等により、地域や社会全体で親子の学びや育ちを支える環境が崩れてきているとの指摘もある。家庭教育支援を行うに当たっては、上述のとおり地域社会や企業を含む社会全体で家庭教育を支えることが必要であり、地域において関係機関との連携や保護者同士をつなぐこと等を担う人材が求められている。このため、家庭教育の支援のための取組に携わる子育てサポーターや子育て経験者等を対象として講習を行い、地域における支援活動全般の企画・運営や子育てサポーター等の資質向上を担う人材（子育てサポーターリーダー等）を養成する必要がある。

(学校を地域の拠点として社会全体で支援する取組の推進)

- 子どもたちを健やかに育むため、地域全体で学校を支えることができるよう、学校と地域との連携体制を構築し、学習支援活動や登下校の安全確保のための活動等、地域住民による積極的な学校支援の取組を促進することは、学校教育と社会教育の新たな関係を築いていくという意味からも重要な取組である。
- このような取組を行うことにより、学校と地域が子どもたちの健やかな成長のために共通の目的に向かって緊密に連携することは、学校と地域の信頼関係を深めることになる。また、学校を支援する地域住民にとっては、これまで培ってきた知識や経験、学習の成果を生かすことにもつながるものであり、ひいては地域社会全体の教育力を向上させることが期待できる。
- 先行事例では、この取組がうまく機能するためには、地域住民が学校支援活動に参加することについての教職員の理解と校長のリーダーシップの発揮、学校支援のボランティアとなる人材や学校と地域住民のニーズの調整を行う人材の確保、地域住民の活動経費の確保、また、これらが円滑に進むための教育委員会における学校教育担当部局と社会教育担当部局の連携等が特に重要であると指摘されている。したがって、今後、国や地方公共団体においては、これらの指摘を踏まえつつ、地域社会全体で学校を支援する取組を推進する必要がある。
- また、地域における学校という場を核とした取組として、平成19年度から全国の小学校区で実施されている「放課後子どもプラン」は、学校教育外において子どもたちの学習・多様な体験の機会を地域ぐるみで提供する仕組みをつくる観点からも重要である。具体的な取組の在り方は各地域の実情に応じた創意工夫が期待されるが、このような取組に地域の人材が幅広く参加すれば、地域社会全体の教育力の向上も期待できる。なお、子どもの安全な居場所を確保することは同時に保護者等が安心して働く環境づくりにもつながり、結果としてワーク・ライフ・バランスの確保にも資するものである。

(学校・家庭・地域を結ぶPTA活動の充実)

- PTAは保護者と教員がお互いを高めあい、子どもたちの健全な育成を支援する団体であり、学校行事の支援や登下校時の安全対策等、地域の行事、親子が参加してふれあう活動、保護者に対する子育て教室等様々な活動を各地域の実情に応じて実施しており、前述の子どもの放課後の居場所づくりへの協力や早寝早起き朝ごはん運動の推進等、学校・家庭・地域を結ぶ要として重要な役割を担っている。
- 近年、一部の地域では、共働きや勤務形態の多様化等によりPTA活動に参加したくとも参加できない保護者がある一方で様々な価値観からPTA離れが進んでいるとの指摘もあり、活動が停滞しているPTAもあると考えられる。保護者にとって、PTA活動は、地域の社会活動への参加の端緒となるものであることから、学校・家庭・地域の連携・協力を進める上で重要であり、各地域におけるPTAの活動状況等に関する実態の把握及び活動の充実が求められる。

(地域の教育力向上のための社会教育施設の活用)

- 民間事業者等も含めた多様な学習機会が提供されるようになってきているが、社会教育施設は、行政が地域住民のニーズを把握し、主導的に学習機会を企画し、自ら提供することができる地域の学習拠点である。これらの社会教育施設において、地域が抱える様々な教育課題への対応、社会の要請が高い分野の学習や家庭教育支援等、地域における学習拠点・活動拠点としての取組を推進することが必要である。
- 具体的には、例えば公民館においては、高齢者を交えた三世代交流等の実施や、各地域において受け継がれている子どもの遊び文化の伝承等を通じて、世代を超えた交流の場として活性化を図ることが必要である。また、地域が抱える課題への対応として、大学・高等専門学校・高等学校との連携講座等、学校と連携した教育活動の実施、高齢者、障害者、外国人等地域において支援を必要としている者への対応、裁判員制度、地域防犯、消費者教育等の社会の要請が高いと考えられる事柄についての学習機会の提供が望まれる。
- 図書館においては、レファレンスサービスの充実と利用の促進を図ることはもとより、地域の課題解決に向けた取組に必要な資料や情報を提供し、住民が日常生活を送る上での問題解決に必要な資料や情報を提供するなど、地域や住民の課題解決を支援する機能の充実を図ることが求められる。特に近年、ホームページを開設し、横断検索システムの活用等コンテンツの充実を図っている図書館が増加傾向にあり、今後、さらなる充実を図ることによって、多様な情報源への入り口としての「地域のポータルサイト」を目指すことも重要である。また、子どもの読書活動や学習活動を推進する観点から、学校図書館への支援を積極的に行うことが重要である。
- 博物館においては、各館の特色・目的を明確にした上で、地域の歴史や自然、文化あるいは産業等に関連した博物館活動を地域住民の参画を得ながら積極的に展開したり、地元出身の偉人を顕彰する記念館や地域のシンボルである文化財や自然環境等を活用した博物館等を核として、地域住民が地元に対する誇りや愛着を得られるようなまちづくりを実施すること等が望まれる。また、博物館資料を活用した学校教育の支援を積極的に行うことが重要である。

(大学等の高等教育機関と地域の連携)

- 各大学や高等専門学校、専修学校が地域における社会貢献としてそれぞれの特色を活かして行う公開講座等の地域振興に貢献する取組を促すことも、地域社会の教育力向上を図る上で効果的である。

その際、各大学等の教育研究の連携を図り、地域において活躍する人材の育成等、大学等の地域貢献機能の強化・拡大等を国又は地方公共団体が支援することも重要となってくる。行政が積極的に関わって、大学等と社会教育施設、関係団体等のネットワーク化を推進することも大切である。また、その際には、大学・地域社会・産業界等の連携を図り、その教育研究の成果等を地域に還元することを目的とする大学コンソーシアムの活用等も考えられる。

- また、地域社会において若者に多様な体験の機会を提供し、社会の変化等に対応した実践的な学習機会の充実を図るため、地域の専修学校の職業教育機能を一層発揮することができるよう、例えば、高等学校等と連携を行うなどして、子どもたちの職業体験等の機会の確保を図ることや、専修学校と地域の中小企業等とが連携を図ることにより、地域において必要とする職業人材を育成すること等についてその支援方策を充実することが重要である。

第2部 施策を推進するに当たっての行政の在り方

2. 今後の行政等の在り方—生涯学習振興行政・社会教育行政の再構築

- 今後より積極的な生涯学習振興行政・社会教育行政を展開していくに当たっては、行政の関係者がそれぞれの果たすべき役割を明確に認識し、効果的に連携を図った上で施策を推進することが可能となるよう行政の在り方についても検討する必要がある。
- 特に、専門的職員や予算の減少等、社会教育行政の基盤が弱体化してきている現状等を踏まえ、さらに、今後必要とされる第1部4. に述べた具体的な施策や教育基本法の改正の趣旨を踏まえた施策を講じるに当たって、国、都道府県、市町村のそれぞれの果たすべき任務の内容や施策を推進する拠点となる社会教育施設等の在り方、関係機関の連携を促進するための制度等、行政の在り方について検討する必要がある。

(1) 国、都道府県及び市町村の任務の在り方等

(国、都道府県及び市町村の任務)

- 今後、目指すべき施策を実施する上で、国や地方公共団体等の新たな任務や制度上より明確に位置付けるべき任務等について検討を行うことが求められる。
- 生涯学習振興行政を推進するに当たり、社会教育行政はその中核的な役割を担うものである。このことを前提に、また、改正教育基本法第3条の「生涯学習の理念」が新設されたこと等を踏まえれば、社会教育法第3条に規定されている国及び地方公共団体の任務について、国民一人一人がその生涯にわたって行う学習を幅広く支援することや、個人の学習機会を充実することのみならずその成果を生かし得る環境を醸成することを、社会教育行政の任務として明確に位置付けることが必要である。
- また、教育行政においてこれまで以上に関係者の連携・協力が必要となっている実態を踏まえ、さらに改正教育基本法第13条において、子どもの健全育成をはじめとする教育の目的を実現する上で大きな役割を担っている学校・家庭・地域住民等が、相互に連携・協力を努めることについて新たに規定されたことを考慮し、三者の連携について社会教育行政の任務として明確に位置付けることが必要である。

これら三者の連携促進にあつては、当然のことながら、社会教育のみに大きな比重がかかるものではないが、社会教育は内容や手段等に広がりがあり、弾力的な手法によりこれら三者の連携に当たって積極的な役割を果たすことが期待されるものである。このため、このことを明確にすることは、社

会教育行政のより積極的な展開を推進する上で意義深いものである。

- 家庭教育支援については、家庭の教育力の低下が指摘されている中で、情報や学習の機会の提供の重要性が高まっており、家庭教育支援をより充実させることが求められている。このことから、家庭教育支援を社会教育行政の重要な任務としてより明確にすることは重要である。また、改正教育基本法第10条第2項に、国及び地方公共団体による家庭教育の支援の手段として保護者に対する学習の機会の提供とともに情報の提供が規定されていることから、家庭教育に関する情報の提供を社会教育行政の任務として明確に位置付け、市町村による取組の推進を図ることが必要である。
- 各個人の学習の成果が社会において実際に活用され、社会教育やそれを通じた学習の意義を実感できるような環境を整備することは生涯学習の理念の実現の上で重要である。また、地域の教育力の向上のために、学校・家庭・地域が協力した地域ぐるみの教育活動等の重要性は高まっており、社会教育が積極的に地域における子どもたちの健全育成等を支援することが求められているのは前述のとおりである。したがって、学校を支援する活動等の地域における教育活動等、地域住民が学習の成果を生かして活動する機会の提供を社会教育行政の任務として明確に位置付けることは、このような取組を推進する上で必要である。特に、これまでも学社融合等の重要性については指摘されてきたものの、学校の支援等については、学校教育行政との関係で社会教育行政の役割が必ずしも明確にされてこなかったが、社会教育行政が積極的に担う役割があることを明確にすることは、地域における取組を制度的に後押しする上で意義があるものであり、今後、社会教育行政の新たな積極的な展開を図っていく上で極めて重要である。
- このほか、教育委員会の事務の見直しについては、改正教育基本法第12条に、国及び地方公共団体による社会教育の振興の手段として「情報の提供」が追加されたことを踏まえ、教育委員会の事務に社会教育に係る情報の収集、整理及び提供に関する事項を社会教育行政の任務として明確に位置付けることが必要である。

さらに、情報化社会の進展に伴い、情報リテラシーに関する学習、情報格差（デジタルデバイド）への対応、有害情報対策等が必要となっている状況に対応し、教育委員会の事務の見直しを行う際には、情報の活用に関する学習の機会を提供するための講座の開設等の事務を社会教育行政の任務として明確に位置付けることが求められる。これにより、情報リテラシーの向上、情報格差の解消や社会の有害環境から子どもたちを守るための有害情報対策の充実を図ること等、社会の要請に応じた施策が講じられることが期待される。

（生涯学習振興行政・社会教育行政の実態把握の在り方等）

- 生涯学習の理念の下、より積極的に行政を展開していくためには、生涯学習振興行政・社会教育行政に係る関連施策の基礎データの的確な整備を行うことは極めて重要と考えられる。したがって、社会教育調査等の関連統計調査について、都道府県・市町村の教育委員会だけでなく首長部局の協力も得ながら、生涯学習・社会教育の全体像を把握し、施策に関係する基礎データを整備する観点から改善・充実を図ることが必要である。
- また、生涯学習振興行政・社会教育行政において、その在り方について、自らその実施状況に対する評価を行い、その評価結果に基づき課題等を把握し、その改善を図ることは重要であり、計画・実践・評価・改善のサイクル（いわゆる「PDCAサイクル」）の視点を持つことが重要である。

(2) 社会教育を推進する地域の拠点施設の在り方

○ より積極的に取り組むことが望まれるこれらの新たな任務も含め、生涯学習振興行政・社会教育行政が今後、国民一人一人の学習活動を支援するための施策や地域社会の教育力を向上するための施策を推進するに当たっては、地域における様々な施設を地域の資源として活用することが望まれる。その中でも特に、公民館、図書館、博物館、青少年教育施設、女性教育施設等の社会教育施設は、地域の社会教育の拠点として、積極的に活用される必要がある。

○ 家庭・地域の教育力の低下についての指摘や社会の要請に応じた学習機会の提供等へのニーズの高まり等を背景に、例えば、地域における課題等に関する学習活動としての場や子どもたちの学校外の居場所、自主的な学習の場、家庭教育支援の場等として、公民館、図書館、博物館、青少年教育施設、女性教育施設等の社会教育施設は、社会教育を推進する拠点施設として、その機能を充実させることが求められる。また、改正教育基本法第12条においても、国及び地方公共団体は、公民館、図書館、博物館その他の社会教育施設の設置等によって社会教育の振興に努めなければならないと改めて規定されたところである。

これらの社会教育施設が、これまで社会教育行政の推進において果たしてきた役割を引き続き果たしていくことは当然であるが、社会の変化に対応し、各個人や社会全体の新たなニーズに積極的に応えていくことが求められている。

○ 例えば、公民館においては、各地域の実情やニーズに応じて、民間等では提供されにくい分野の講座開設や子育ての拠点となる活動を積極的に行うなど、「社会の要請」に応じた学習活動の機会の量的・質的な充実に努め、その成果を地域の教育力の向上に生かすことが求められる。また、関係機関・団体と連携・協力しつつ、地域の課題解決に向けた支援を行い、地域における「公共」を形成するための拠点となることが求められる。

○ また、図書館についても、国民が生涯にわたって自主的な学習を行う上で、その果たすべき役割は極めて大きい。図書館が従来より担ってきた役割、すなわち、住民の身近にあって、図書やその他の資料を収集、整理、保存し、その提供を通じて住民の個人的な学習を支援するという役割に加え、特に近年は、地域が抱える課題の解決や医療・健康、福祉、法務等に関する情報や地域資料等、地域の実情に応じた情報提供サービスを行うことも求められている。図書館は、社会教育施設の中でも利用度が高く、いわば地域の「知の拠点」であり、その質量両面における充実が図られるべきであり、特に図書館未設置の市町村にあっては、住民のニーズを踏まえ、今後速やかに図書館の整備に向けた取組に着手することを期待したい。改正教育基本法はもちろん、旧教育基本法にあっては、地方公共団体は図書館等の設置により教育の目的の実現に努めなければならないとされていたことを想起すべきである。

○ 同様に、博物館は、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料の収集・保管、調査研究、展示、教育普及活動等を通して、社会に対し様々な学習サービスを提供してきており、人々がその興味関心やニーズに応じて学習を行っていく上で、その果たす役割は大きい。

特に近年、地域文化や生涯学習・社会教育の中核的拠点としての機能や子どもたちに参加・体験型の学習を提供する機能等を高めていくこと、さらに地域におけるボランティアや社会教育団体の協力を得た地域ぐるみの博物館活動の取組が期待されている。このため、自己点検・評価の結果や地域住民等の意見を踏まえた展示や解説、鑑賞環境の不断の改善・充実に努めるとともに、インタープリター（解説員）やサイエンスコミュニケーター等の、一般的には難解な印象を持たれがちな現代芸術や科学技術等の分野の専門的な展示内容をわかりやすく伝える人材を養成・活用する等の取組が求めら

れる。

また、学芸員等の交流を含む設置主体を超えた広域的な地域連携や、例えば自然史博物館と動物園等の館種を超えたネットワークを構築する等、多様な博物館同士が協力することによって、新たな可能性を追求していくことも重要である。

- また、図書館や博物館が家庭教育の支援のための活動を一層充実させるために、家庭教育の向上に資する活動を行う者を図書館協議会や博物館協議会の委員にできるよう法令上明確に定めることが考えられる。
- さらに、少年自然の家や青年の家をはじめとする青少年教育施設は、これまでも青少年を対象に、体験活動を中心とする様々な教育プログラムの実施や、青少年が行う自主的な活動の支援などを実施し、青少年の健全育成に大きな役割を果たしてきたところである。昨今、青少年の社会的自立の遅れ等の問題が指摘される中、青少年が自立への意欲を持ち行動する上で必要な資質・能力の多くは、自然体験を通じて育成されることがこれまでの知見により明らかになっており、青少年教育施設の果たす役割の重要性は高まっている。青少年教育施設がこうした要請に応じた対応を行うよう、関係者の連携による積極的な取組が求められる。なお、その際には、国公立の青少年教育施設が一体となって情報の共有を図ったり、青少年教育施設がもつ教育機能や指導者等の有効活用を推進していくことにも努める必要がある。
- また、女性教育施設（男女共同参画センター等を含む。）は、これまでも男女共同参画社会を実現していく上で女性が力をつけるための学習事業のほか、女性の経験等を踏まえた、男性の子育て参加や定年後の地域参加のための事業を実施するなど、女性のみならず男性も利用する生涯学習の拠点としての役割を果たすようになってきている。少子高齢化が進む我が国において、女性が一層社会参加しその力を生かしていくことは、社会を活性化していく上で大いに期待される場所であり、女性教育施設においては老若男女すべての者による男女共同参画推進のためのさらなる取組が求められる。
- このほか、地域の実情に応じて、学校施設や文化、スポーツ施設、首長部局所管の施設等の積極的な活用を図ることや、高等教育機関や企業所有の施設で専門性の高い学習を提供できる施設との連携等、地域における様々な施設を生涯学習・社会教育の拠点として活用していくことも重要である。
- 地域の教育課題に対応するために、関係者・関係機関で横断的なネットワークを築き、そのネットワークに地域課題に対応した特定の機能を持たせることにより、生涯学習振興行政・社会教育行政を推進していくに当たっては、社会教育施設等が地域のネットワークの拠点となることが求められる。その際、社会教育施設がコーディネーターの役割を果たし、地域における民間施設等を含む他の施設との積極的な連携を促進していくことが特に求められる。
- なお、これらの社会教育施設が自らの運営状況に対する評価を行い、その評価結果に基づき課題等を把握し、組織的・継続的に施設の運営の改善を図ることにより、その水準の向上を図るよう努めることは重要であり、計画・実践・評価・改善のサイクル（いわゆる「PDCAサイクル」）の着実な実施は、社会教育施設についても求められるものである。また、その情報が地域住民をはじめとする関係者に情報提供されることは、地域における連携を促進するものである。

このことから、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設について、それぞれが実施する教育活動等の運営状況に関する自己評価、それに基づいて改善を図る努力義務及び地域住民等の関係者に対し情報提供の努力義務を課すことが求められる。なお、自己評価を行う際は、可能な限り、外部の視点を入れた評価が望まれる。

(3) 生涯学習・社会教育の推進を支える人材の在り方

- 社会の変化に対応するための国民の学習機会の充実を図り、また社会全体の教育力を向上させる取組等を推進するに当たっては、行政の専門的職員がその中核的役割を果たすことが期待されているのは言うまでもない。また、それらの活動の実施に当たっては、地域の様々な人材との連携・協力が不可欠である。
- このような中、行政の職務に従事する専門的職員である社会教育主事、司書、学芸員の在り方について見直すべき点がないか検討することや、社会教育団体等のNPO、地域において様々な学習活動を支援する人材や他の行政分野の職員等も含め、これらの地域の人材全体でどのように国民の学習ニーズを支えていくかが課題となっている。

(社会教育主事等の在り方)

- 社会教育主事は、社会教育法に基づき都道府県及び市町村教育委員会に置かれる社会教育に関する専門的職員であり、都道府県及び市町村の社会教育行政の中核として、地域の社会教育行政の企画・実施及び専門的技術的な助言と指導に当たることを通し、人々の自発的な学習活動を援助する役割を果たしてきた。その職務は「社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える」と規定されている。
- 社会教育主事の具体的な役割や機能としては、地域の学習課題やニーズの把握・分析、企画立案やその企画の運営を通じた地域における仕組みづくり、関係者・関係機関との広域的な連絡・調整、当該活動に参画する地域の人材の確保・育成、情報収集・提供、相談・助言等が挙げられるが、社会の状況に対応し、地域住民の増大かつ多様化する学習ニーズに応えるために社会教育が果たすべき役割が増大する中、社会教育主事が果たす役割や重要性も従来に増して大きくなっている。
- 今後、社会教育主事については、地域において関係者が連携して生涯学習・社会教育を推進するに当たって、社会教育関係者やその実施する活動において関係する地域の人材等の連携のための調整を行い、さらに関係者の具体的な活動を触発していくコーディネーターとして、積極的な役割を果たすことが期待されている。
- 子どもがこれからの社会を生き抜く上で必要となる「生きる力」を身に付けるための学習は学校教育を中心に行われることはもちろんであるが、学校・家庭・地域住民等の連携が求められる中（改正教育基本法第13条）、社会教育としてもそれを支援していくことが、今、求められている。また、社会全体の教育力の向上のために、学校・家庭・地域住民等の連携がこれまで以上に求められている。これまでの学社融合の必要性についての指摘も踏まえつつ、社会教育行政のより踏み込んだ積極的な展開を実現するため、学校・家庭・地域住民等の連携に関する事務について、学校が地域住民等の協力を得て教育活動を行う場合は、社会教育主事が学校長の求めに応じて助言することができることを社会教育主事の職務として明確に位置付けることが有効と考えられる。
- 公民館の館長や主事等の職員については、公民館が地域住民に最も身近な社会教育施設として適切な学習機会を提供するなど能動的、積極的な活動を行うため、一人一人が国際化、情報化、高齢化等に伴う社会的要請及び地域の課題等の調査分析能力や、地域住民のニーズを的確に把握する能力を持つことが期待され、種々の研修機会を利用して専門性のある職員としての資質の向上を図ることが望まれる。

(司書等の在り方)

- 図書館に置かれる専門的職員である司書及び司書補には、図書館等の資料の選択・収集・提供、住民の資料の利用に関する相談への対応等の従来からの業務とともに、地域が抱える課題の解決や行政支援、学校教育支援、ビジネス（地場産業）支援、子どもの学校教育外の自主的な学習の支援等のニーズに対応し、地域住民が図書館を地域の知的資源として活用し、様々な学習活動を行っていくことを支援していくことが求められている。そのため、司書及び司書補が、時代の要請に応じ、住民の学習ニーズに適切に対応できる能力を養うため、その資格取得要件の見直しや資質の向上を図るための研修の充実等が必要との指摘がなされている。
- このため、具体的な方策の一つとしては、司書の資格要件として大学において履修すべき図書館に関する科目について法令上明確に定めること等が考えられる。なお、司書等が現代的課題に対応し、より実践力を備えた質の高い人材として育成されるよう、司書講習及び大学における司書養成課程等において履修すべき科目、単位についての具体的な見直しについては、今後引き続き検討する必要がある。
- さらに、司書補の資格要件については、幅広く多様な人材を育成する上で、その資格要件を緩和することが適当であるとの指摘がなされているところである。この観点から現行制度を見直す場合に、同様の資格試験において受験資格として高等学校卒業程度認定試験の合格者を対象としていない例は少ないことから、司書補について高等学校卒業程度認定試験の合格者等、大学に入学することのできる者を対象とすることが適当である。
- このほか、多様化、高度化する人々の学習ニーズや地域における課題に対応し、専門的な知識・技能の習得と資質の向上を図るために、司書及び司書補の研修の充実は重要である。このため、国、都道府県、図書館関係団体等でそれぞれ実施されている研修の有機的連携を図り、体系的・計画的に研修体制の整備を図っていくことが必要であり、任命権者のほか、文部科学大臣及び都道府県が司書及び司書補の研修を行うよう努める旨の規定を新たに法令上設けることが考えられる。
- また、図書館も自らの事業として、司書研修や研究会の実施に努めるとともに、図書館等における学習成果を活用したボランティア活動の機会の確保や図書館に関する人材の養成及び研修等を積極的にすることも重要である。

(学芸員等の在り方)

- 博物館に置かれる専門的職員である学芸員は、資料の収集、保管、展示、調査研究、教育普及活動等の多様な博物館活動の推進のために重要な役割を担っており、今後、博物館が人々の知的関心に応える地域文化の中核的拠点として、人々の生涯学習の支援を含め博物館に期待されている諸機能を強化していく観点から、学芸員及び学芸員補の資質の向上が重要であり、その養成及び研修の一層の充実が求められている。
- これに対応する具体的な方策として、多様化、高度化する人々の学習ニーズや現代的課題に対応し、専門的な知識・技能の習得と資質の向上を図るため、学芸員及び学芸員補の研修について、その重要性についてより明確にするため、任命権者のほか、文部科学大臣及び都道府県が研修を行うよう努める旨の規定を新たに法令上設けることが考えられる。
- また、博物館も自らの事業として、学芸員研修や研究会等の実施に努めるとともに、博物館等における学習成果を活用したボランティア活動の機会の確保や博物館実習を行う大学生等、博物館に関する人材の養成及び研修等を積極的にすることも重要である。

- 学芸員及び学芸員補については、大学等における養成課程等において、専門的な知識・能力に加え、より実践的な能力を身に付けるための教育を行うことが必要である。近年、国際的な博物館間の交流や相互貸借・協力等が進展している状況を踏まえ、学芸員が現代的課題に対応し、国際的にも遜色のない高い専門性と実践力を備えた質の高い人材として育成されるよう、大学等における養成課程等において履修すべき科目、単位についての具体的な見直しを含め、今後その在り方について検討が必要である。

(社会教育に関する専門的職員について)

- このほか、社会教育主事、司書、学芸員について共通に求められる知識や資質を共通科目を通じて身に付けられるようにするべきではないかとの指摘がある。他方で、これらの専門的職員については、それぞれ勤務する場所も専門性も異なるとの指摘もなされている。また、現在も養成における共通科目として「生涯学習概論」が設けられているが、社会教育主事、司書、学芸員の3つの資格が社会教育に係る専門的な資格として共通する部分も多い。このことにかんがみれば、例えば、大学等で必要な科目を取得していない者が社会教育主事の資格を得るためには、社会教育主事補として3年勤務し、講習を受講する必要があるが、司書や学芸員等の社会教育の専門職としての実務経験を同等のものと評価できるようにし、同様に司書や学芸員の資格を得るための実務経験についても他の社会教育の専門職としての実務経験を評価できるようにすること等が必要と考える。
- また、社会教育主事、司書、学芸員等の社会教育に関する専門的職員について、「社会教育士」や「地域教育士」のような汎用資格を設けることを検討することについて指摘がなされている。これについては、各地域において社会教育に関わる専門的職員が社会教育を推進するに当たり、各専門的職員にはその地域の実情やニーズを広く吸い上げるとともに、それぞれの分野で高度化するニーズ等への対応も求められていること、また、教育サポーター等各地で活用されている人材制度の現状等を踏まえ、社会教育に関わる専門的な人材の在り方全体を今後どのように考えるかということとあわせて検討する必要がある。

(地域の人材・専門的職員との連携等について)

- 各地域における学習ニーズに応え、社会教育を推進するに当たっては、社会教育主事が行政として、企画立案・事業の運営等を通じた地域における仕組みづくりを行い、当該地域における広域的な調整機能を担うことにより、中核的な役割を担うのは当然であるが、各地域において、関係者・関係機関が連携し、具体的な学習活動の場を提供・実施していくに当たっては、個々の活動を実施するためのコーディネートをする者、実際の学習活動を講師等として支援する者、学習者の需要と供給を結び付けるマッチングのための相談や支援を行う者等、様々な地域の人材との連携・協力が必要である。地域における学習活動の支援や社会全体の教育力の向上を図るためには、行政や社会教育施設の専門的職員のみならず、地域の人材がこれらの専門的職員と連携し、学習活動が円滑に行われるように地域全体で仕組みづくりを行う必要がある。
- 様々な教育課題や地域の課題がある中、地域の学習ニーズの高まりに応えるため、各地域ではそのための人材の確保に苦慮し、また厳しい財政状況を背景に人材育成や研修等のための予算を十分に確保できない状況が見られる。一方、各地域において、多様かつ増大する学習ニーズに応え、継続的にこれらの学習活動を支援する人材を確保し、育成するシステムが求められている。これについては、例えば、各地域において学習ニーズに応じた人材バンクや需給のマッチングを行うセンター等の機能

を置くことにより、継続的に人材を確保することが考えられる。これまでも学習支援の人材等に関する広域的な情報提供システム等が構築されてきたところであるが、その一層有効な活用について検討を進める必要がある。また、各地域において、学校教育支援、家庭教育支援、子どもたちの体験活動の支援等に関わる地域の人材の総合的な把握に努め、その活用のための仕組みを確立する必要がある。その際、これらの人材バンク等が地域全体に広く周知されたものとなることが重要であり、登録者の活動の場が十分確保されるなど、身近な地域の人材が継続的に生かされる仕組みとすることが重要である。また、地域におけるボランティアセンターとの連携も重要である。

人材の確保や育成については、その時々事情に合わせて対応するだけでなく、より中長期的な視点に立った地域の人材確保・育成のための仕組みを築くことが急務であり、そのためにこれまで実施されてきた国や地方公共団体の様々な事業の成果等の蓄積を活用することが有効であると考えられる。

(4) NPO、民間事業者等と行政の連携の在り方

- 生涯学習振興行政・社会教育行政においては、様々な学習機会の提供や学習活動の実施等において、NPO、中間支援組織及び民間事業者等の民間団体の果たす役割が大きく、地域の実態等に応じて行政が民間団体等との積極的な連携を進めることが大切である。
- 民間団体との連携については、国及び地方公共団体によって実施されている様々な施策を講じることにより、各地域における連携・ネットワークが築かれ、その過程においても深まっていくものと考えられるが、そのような地域における民間団体との連携の蓄積を行政として目的意識を持って計画的に行っていくことが重要である。また、その際に、NPO、中間支援組織及び民間事業者等の民間団体に関する情報収集や活動内容に関するデータベースの整備等が有効である。
- このような民間団体との連携に当たっての行政の役割は、それらの自主的な「民」による活動を側面から支援しつつ連携し、持続可能な活力を生み出していくことであると考えられる。その際の支援としては、例えば、国においては、サービスの受け手に対し、それらのサービスに対する一定の質や信頼が得られるよう基準づくりを行うことにより、民間団体が活動しやすくなるような環境づくりを行うことや、自らも情報収集に努め、広く国民に情報提供を行うとともに、民間団体による情報提供が積極的に行われるような方策を講じること、さらには施策を講じる際に様々な行政機関と民間団体との連携が促進されるようコーディネーターとしての機能を果たすこと等が考えられる。また、これらの行政としての役割は、都道府県や市町村においてもその実情に応じて期待されるものである。
- また、このような民間団体と行政の連携については、NPOや民間事業者等の自主的な活動によるものでもあり、今後連携が進んだ際には、地域による格差が生じていくことも考えられる。一般的には、民間事業者等が多く存在する都市部では活発な連携が促進されることが可能であるが、そもそもこれらの民間事業者等が少ない地方においては、地域住民等のニーズに十分に対応することが困難な場合も多い。このことから、行政の役割として、国においては国民の教育の機会を確保する観点からも、地域に配慮した方策についても今後検討していく必要がある。
- なお、民間団体も含めた地域における教育力を向上させるための様々な取組においてその財政基盤の強化の必要性に対する指摘等もあるが、これについては例えば各地域において地域の教育力向上のための基金等を創設し、地域における企業等も財政的に貢献できるような仕組みをつくること等が考えられるとの指摘もある。このような仕組みは、同時に地域の関係者の意識改革にもつながり、持続可能な仕組みを構築するものと考えられる。

- このようなNPO、民間事業者等と行政との連携を推進するための具体的な仕組みづくりは重要であり、例えば行政とこれらのNPO、民間事業者等との協議会を設けることや、既に取り組がなされている様々な事業等において同様の場がある場合にはその活用を図るなど、各地域において連携が円滑に進むよう工夫がなされる必要がある。

(5) 地方公共団体における体制について－教育委員会と首長との関係等

- 地方公共団体において生涯学習振興行政・社会教育行政を推進していく上で、地方公共団体の任務の内容や役割等を明確にすることとともに、それらを推進するに当たって、地方公共団体における教育委員会と首長との関係を明確にし、それぞれがその役割を果たし積極的に連携を図っていくことが必要である。
- 地方公共団体の長と教育委員会の関係については、平成17年の中央教育審議会答申（「新しい時代の義務教育を創造する」）において、「今後、地域づくりの総合的な推進をはじめ、他の行政分野との連携の必要性、さらには政治的中立性の確保の必要性等を勘案しつつ、首長と教育委員会との権限分担をできるだけ弾力化していくことが適当である。」との基本的な考え方が示されている。
その上で、「教育委員会の所掌事務のうち、文化（文化財保護を除く）、スポーツ、生涯学習支援に関する事務（学校教育・社会教育に関するものを除く）は、地方自治体の判断により首長が担当することを選択できるようにすることが適当である。」と提言されている。
- また、平成19年の中央教育審議会答申（「教育基本法の改正を受けて緊急に必要とされる教育制度の改正について」）においても、教育委員会制度については、「教育における政治的中立性や継続性・安全性の確保、地方における行政執行の多元化等の観点から、全ての地方自治体に設置するなどの現在の基本的な枠組みを維持することが必要である。その上で、地方分権の理念を尊重しつつ、教育委員会の役割の明確化を図るとともに、その機能・体制を充実し、それぞれの地域の実情に合わせた弾力的な運用が可能となるよう制度改革を図ることが適当である。」という基本的な考え方が述べられており、その上で、具体的には「教育委員会の所掌事務のうち、文化（文化財保護を除く。）、スポーツ（学校における体育を除く。）に関する事務は、地方公共団体の判断により、首長が担当できるものとすること」が適当であると提言されている。
- このようにこれまでの本審議会の答申においては、生涯学習支援に係る行政については、首長が行うことを可能としつつも、社会教育に関する事務は教育委員会が担当することが適切であることが示されている。
- 生涯学習振興行政の固有の領域が、生涯学習の理念を実現させるため、社会教育行政や学校教育行政等の個別に実施される教育に係る施策や、その他首長において実施される生涯学習に資する施策等について、その全体を総合的に調和・統合させるための行政であることにかんがみ、生涯学習振興行政は、その中核を担う学校教育や社会教育行政を担う教育委員会と、学校教育・社会教育以外で生涯学習に資する施策等を担う首長とが、それぞれの役割や機能が確保されることを前提に連携して進められるべきものである。その際、教育委員会及び首長が第1部3. で述べた目標の共有化を図っていくことも必要である。
- 前述の「生涯学習支援に関する事務（学校教育・社会教育に関するものを除く）」については地方自治体の判断により首長が担当している例もある。しかしながら、社会教育に関する事務については、これまでの本審議会の答申等で指摘されている教育における政治的中立性や継続性・安定性の確保等の必要性のほか、前述のとおり学校、家庭、地域住民等の連携の重要性が高まっている中、学校教育

と社会教育とがより密接に連携していくことが不可欠となっていることにかんがみると、教育委員会が所管することが適当であると考えられる。また、地方公共団体の長と教育委員会の関係については、教育委員会の自主性と職務権限の独立性を侵害しない限度において地方公共団体の事務の能率的処理等を促進する補助執行等の仕組みが既に存在しており、弾力的な事務の執行を行うことは可能となっている。

- なお、社会教育施設の所管に関しては、地方公共団体の長へ改めてもよいとする指摘がある一方で、社会教育施設は多様で自主的な教育活動を助長することを目的とするものであり、政治的中立性の確保等の観点から教育委員会の所管が望ましいという指摘もある。社会教育施設の管理及び整備に関する事務については、これらを踏まえ、学校施設の管理及び整備に関する事務について地方教育行政の組織及び運営に関する法律の特例が構造改革特別区域で認められたこと等を考慮して検討する必要がある。
- このほか、生涯学習振興行政と社会教育行政との関係に関連して、地方公共団体の組織等についていずれを組織の名称とすべきか分かりにくいなどの声も聞かれるが、これについては、それぞれの地方公共団体が、第2部1.(2)に述べた概念整理に基づき、生涯学習振興行政における各施策の総合調整機能等を強調してその組織の名称とするか、あるいは社会教育行政が生涯学習振興行政の中核を占めることから、社会教育を組織の名称とするかなど、各地方公共団体の実情に応じて決定されるべきものである。

(地域の実情に応じた手続きの弾力化)

- 地方公共団体が社会教育関係団体に対して補助金を交付する際に、社会教育法第13条は、社会教育委員の会議の意見を聴くことが必要であるとしている。この手続きについては、同条が補助金の配分と使途に慎重を期する目的をもって設けられた規定であることを考慮する必要があるが、その趣旨を十分に確保することが可能である場合は、社会教育委員の会議への意見聴取を原則としつつも、各地方公共団体の多様な実態を踏まえた弾力的な対応が可能となるような措置を構ることが適当である。

(6) 国の教育行政の在り方

- 生涯学習振興行政・社会教育行政における国の役割は、各地方公共団体における多様な実情を可能な限り踏まえつつ、全国的な観点から今後の方策について基本的な方針等を策定し、地方公共団体における施策の参考となるよう努めること、各地方公共団体における取組に係る情報収集及びその提供、様々な生涯学習及び社会教育のための機会の整備充実やこれらを推進するための制度の改善等を行うこと等が考えられる。
- 本答申で提言するこれからの生涯学習振興行政・社会教育行政の効果的な推進に当たっては、関係者・関係機関の連携を図り、そのためのネットワークを構築する視点が重要である。現在、国及び地方公共団体で実施されている事業等においてもこのような視点が重視されており、様々な関係者が連携し、各教育課題や行政課題へ対応するための地域における機能・仕組みづくりが行われている。
- このような国の事業の実施等を通じた地方公共団体におけるいわば「面」としての、各機能に応じた仕組みづくりに対応して、国の教育行政においてもこれまでの縦割りの個別の分野や施設等を対象としてではなく、横断的な「機能」に対応して柔軟に連携を支援していくための仕組みを今後検討していく必要がある。例えば、社会教育行政と学校教育行政が連携を効率的・効果的に行うために様々

な横断的な課題に対応し、支援していくことが、これまで以上に両者の連携を促進していくことになると考えられ、各地域における機能に応じた「面」としての連携を国においても総合的に支援していく視点が求められる。

- 今後政府で策定される教育振興基本計画等も踏まえ、各地方公共団体における取組を支援すべく、国において本答申を受けた具体的な取組が推進される必要がある。

32 東北地方太平洋沖地震に伴う学生のボランティア活動について (通知)

〔平成23年4月1日 23文科高第7号
各国公立大学長，各公立短期大学長，各国公立高等専門学校長あて 文部科学副大臣通知〕

このたびの東北地方太平洋沖地震等により被害や影響を受けている大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）においては、被災した学生の修学上の配慮等について、文部科学省から発出した通知等を踏まえ、既に様々な対応を講じていただいておりますこと改めて感謝申し上げる次第です。

今後、災害復旧の進捗状況に応じて、ボランティア活動への参加を希望する学生が出てくることが見込まれます。

学生が、大学等の内外において、学修成果等を活かしたボランティア活動を行うことは、将来の社会の担い手となる学生の円滑な社会への移行促進の観点から意義があるものであることから、被災地等でボランティア活動を希望する学生が、安心してボランティア活動に参加できるよう、下記の諸点にも配慮して、引き続き学生への指導等をよろしくお願い申し上げます。

記

1. ボランティア活動のための修学上の配慮

ボランティア活動参加者に対し、補講・追試の実施やレポートの活用による学修評価、休学した場合のきめ細かな履修対応などを通じ、学生がボランティア活動に参加しやすい環境作りに配慮すること。

各大学等の判断により、ボランティア活動が授業の目的と密接に関わる場合は、ボランティア活動の実践を実習・演習等の授業の一環として位置付け、単位を付与することができること。

ボランティア活動のため休学する場合、その期間の学費の取扱など学生の便宜のための必要な配慮を図ることが考えられること。

2. ボランティア活動に関する安全確保及び情報提供

ボランティア活動は内容によっては危険を伴うものもあることから、参加する学生に対し事前に安全管理の徹底やボランティア保険等（参考1「学生ボランティア活動に関わる保険の例」参照）への加入を呼びかけるなど適切な指導に努めること。

被災地における状況や学生ボランティアによる支援要請等に関する情報について、文部科学省ポータルサイト（参考2「子どもの学び支援ポータルサイト」参照）などを活用しつつ、学生に情報提供を行うこと。

学生ボランティア活動に関わる保険の例（平成 22 年度時点）

① 学生教育研究災害傷害保険（「学研災」）

（他に学生教育研究賠償責任保険）

【（財）日本国際教育支援協会】

大学が窓口

保険支払いの対象となるボランティア活動：大学で認めた団体の管理下での届け出た活動に限る（学研災でカバーできない場合の保証内容については、付帯学生生活総合保険（任意加入）あり）

- ・ 保険期間 1 年～ 4 年
- ・ 保険料 専攻分野に応じて 6 5 0 円～ 9 0 0 円（標準・ 1 年間）
- ・ 保険金 死亡 2 0 0 0 万円 後遺障害 3 0 0 0 万円（最高）

※付帯学生生活総合保険は基本的に通年（ 4 年間）での保険制度。

保険料 補償タイプに応じて約 2 5 0 0 0 円～ 4 0 0 0 0 円程度

保険金 死亡・後遺障害： 1 0 0 万円～ 5 0 0 万円

<http://www.jees.or.jp/gakkensai/index.htm>

② 社会福祉協議会のボランティア活動保険

【社会福祉法人 全国社会福祉協議会】

社会福祉協議会に登録した個人又は団体に所属する個人のボランティア活動での事故に対応

- ・ 保険期間 1 年間（毎年度 4. 1～翌年 3. 31）
- ・ 年間保険料 補償額に応じて 4 9 0 円又は 7 2 0 円
- ・ 保険金 死亡・後遺障害 1 4 1 8 万円又は 2 0 0 0 万円

<http://www.fukushihoken.co.jp/volunteer/menu.html>

③ スポーツ安全保険

【（財）スポーツ安全協会】

加入手続きを行った 5 名以上のアマチュアの団体の構成員を補償対象

- ・ 保険期間 1 年間（毎年度 4. 1～翌年 3. 31）
- ・ 年間保険料 6 0 0 円
- ・ 保険金 死亡 2 0 0 0 万円、後遺障害 3 0 0 0 万円（最高）

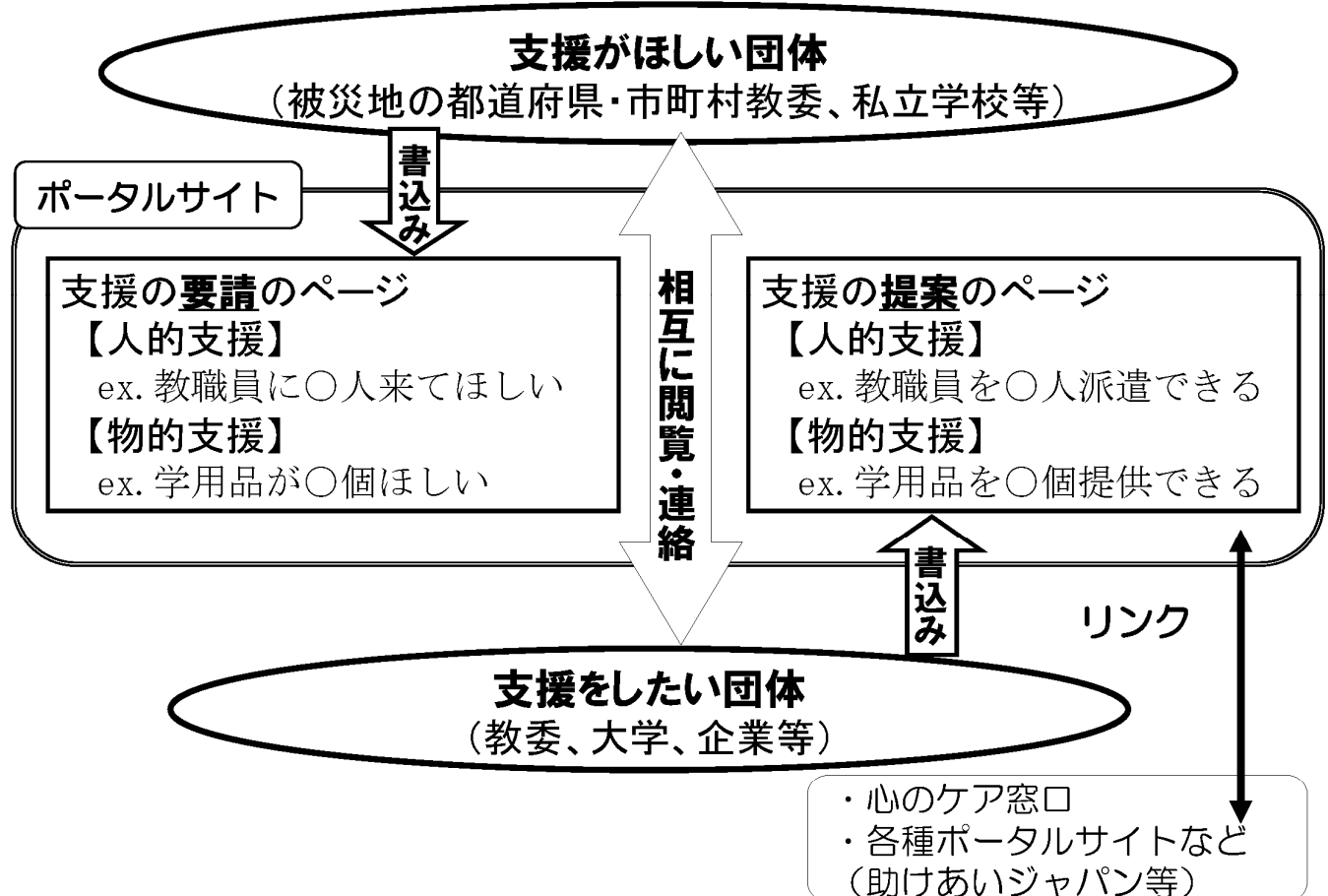
<http://www.sportsanzen.org/hoken/hoken1.html>

東北地方太平洋沖地震 子どもの学び支援ポータルサイト(イメージ)

(※4月1日(金)14:00開設予定)
http://manabishien.mext.go.jp/

メリット

- ① 被災地の要求内容と支援者のニーズの相互提供
- ② 子どもの学び支援に関する情報を一元化



(掲載する支援内容と関連情報の例)

①人的支援

・支援内容： 教職員、専門スタッフ、その他ボランティア等

※関連情報： 人数、派遣形態、業務内容、期間、資格の有無、交通費等
支給の有無、滞在期間中の待遇など

②物的支援

・支援内容： 備品・学用品等(教材・筆記用具・パソコン)、一般図書
その他(玩具含む)

※関連情報： 物品詳細、数量など

③被災した子どもの学校への受け入れなどその他支援

・支援内容： 被災した子どもの学校への受け入れ等

※関連情報： 受け入れ人数、期間、学校種、住宅事情等の生活情報など

33 今後の青少年の体験活動の推進について（答申）

〔平成 25 年 1 月 21 日〕
〔中央教育審議会〕

はじめに

- 平成 20 年 4 月 18 日に文部科学大臣により中央教育審議会に対し、「新しい時代に求められる青少年教育の在り方について」の諮問が行われた。諮問理由では、「青少年の「生きる力」を育む上で、自然体験をはじめ文化・芸術や科学などに直接触れる体験的な学習活動等の重要性が高まる中、適切な指導者、多様な活動プログラムなどの教育資源は不十分な状態にある」こと、また「昨今の行財政改革や規制改革の動向等も踏まえるとともに、新しい時代における青少年教育施設に対する要請に応えつつ、その設置や管理運営の在り方を検討する必要がある」こととされており、新しい時代に求められる青少年教育の在り方について検討することが求められている。
- 本諮問を受け、平成 20 年 5 月に中央教育審議会スポーツ・青少年分科会の下に青少年教育特別委員会を設置し、審議を行ってきたが、新しい時代に求められる青少年教育について審議すべき事項は広範多岐にわたることから、まず青少年の体験活動という観点から議論を進めることとし、平成 23 年 5 月に同委員会を廃止した上で青少年の体験活動の推進の在り方に関する部会を設置し、13 回にわたる審議及び委員による青少年教育施設の視察等を行いながら、審議を進めてきたものである。
- 従来より学校教育法及び社会教育法、教育振興基本計画等において、体験活動については規定がなされている。また、独立行政法人国立青少年教育振興機構の調査研究等により、体験活動が青少年に与える様々な教育的効果や発達段階に応じた効果的、具体的な体験活動について、明らかになってきており、こうした結果等を踏まえ、今後の体験活動を効果的に推進する方策を示していくことが必要である。
- 本答申は、青少年の体験活動の意義や効果を整理するとともに、現在の課題や今後の推進方策について提言するものである。

1. 今なぜ青少年の体験活動か

(体験活動の機会の創出)

- かつて多くの子どもたちは、仲間とともに自然の中で遊びながら、あるいは、地域において生活、成長していく過程で、様々な自然体験・社会体験を日常的に積み重ねて成長する機会に恵まれていた。しかしながら、今の子どもたちをめぐる環境は、心や体を鍛えるための負荷がかからないいわば「無重力状態」であり、青少年の健全育成にとって深刻な事態に直面している。
- 便利・快適・安全な現代社会においては、青少年は全力を出す「スイッチ」を入れるチャンスを失っているのではないか。青少年の「生きる力」を育むためには、意識的に、目標を持って体験活動等にチャレンジする機会を創出する必要がある。リスクを恐れるあまり、周りの大人が子どもに対して過保護になってしまい、青少年期に必要な体験活動の機会を奪っている面もある。
- 都市化、少子化、電子メディアの普及、地域とのつながりの希薄化といった社会の変化などにより、これまで身近にあった遊びや体験の場や「本物」を見る機会が少なくなり、そのノウハウも継承されなくなっている。他方、青少年教育施設¹の減少²、社会教育主事の減少³等により、これらの状況に拍車がかかっている。
- また、保護者の経済力や保護者自身の経験の多寡、学校の判断によって、青少年の体験活動の機会に「体験格差」が生じているとの指摘もある。
- 体験活動は人づくりの“原点”であるとの認識の下、未来の社会を担う全ての青少年に、人間的な成長に不可欠な体験を経験させるためには、教育活動の一環として、体験活動の機会を意図的・計画的に創出することが求められている。

(社会経済の変化と「社会を生き抜く力」)

- 都市化・過疎化や核家族化が進み、価値観やライフスタイルが多様化し、社会とのつながりが希薄化する中で、親戚や異年齢の子どもたち、地域の人たち等との「ナナメの関係」が希薄となり、子どもたちの人間関係能力が低下している。

¹ 青少年教育施設：青少年を対象に研修事業や体験活動プログラムの提供を行うとともに、青少年団体等の利用に供するために設置される社会教育施設。本報告においては、少年の自然体験を推進する「少年自然の家」及び青年に研修や交流の場や機会を提供する「青年の家」（宿泊設備を備えるものと備えないもの双方を含む）をいう。

² 国立・公立の青少年教育施設は、平成14年：746施設、平成17年：719施設、平成20年：544施設、平成23年：471施設と、9年間で約35%にあたる275施設が減少している。（出典：文部科学省「社会教育調査」（平成23年度は中間報告）及び文部科学省調べ）

³ 社会教育主事は、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれる専門的職員で、社会教育を行う者に対する専門的技術的な助言・指導にあたる役割を担う。年々減少しており、平成23年度は2,521人である。（平成8年度は、6,796人）（出典：文部科学省「社会教育調査」（平成23年度は中間報告）及び文部科学省調べ）

- 個人や社会の多様性を尊重しつつ、幅広い知識・教養と柔軟な思考力に基づいて、新しい価値観を創造したり、異なる他者と協働したりする能力等が必要とされている。
- さらに、グローバル化等に対応しつつ、未来への飛躍を担うための創造性やチャレンジ精神、リーダーシップ、国境を越えて人々と協働するためのコミュニケーション能力等を身につけた人材が求められている。
- 少子・高齢化の進行、グローバル化や情報通信技術の進展、経済環境や雇用環境の急激な変容など、変化の激しい社会において、「社会を生き抜く力」の養成が求められている。「第2期教育振興基本計画について（審議経過報告）」（平成24年8月24日）においても、基本的方向性の第一に掲げられている。また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、「生きる力」の意義を再認識させたといえよう。

（体験活動を推進する社会的な仕組みの構築）

- 体験活動は、学力向上の取組と相反するものではないが、学校現場や保護者の間では、学力向上の取組と比べると、体験活動の重要性が必ずしも認識されていないことが多いとの意見もある。また、体験活動の重要性が認識されてはいても、教員は生徒指導上の問題への対応等の様々な課題で忙殺されており、体験活動の機会の確保が十分になされていない現状がある。
- こうした中で、社会全体として体験活動を推進していくためには、国や地方公共団体のほか、地域・学校・家庭・民間団体・民間企業等がそれぞれの立場で自らの役割を適切に果たし、連携していくことが必要である。
- 青少年の体験活動の機会と場の提供を行っている国立青少年教育施設の在り方については、行政改革の観点から見直しが求められているところであり、その機能と役割を明確化するなど、今後の方向性を示していくことが求められている。
- また、NPOや子ども会、青年団、青年会議所など多くの民間団体が、青少年の健全育成のため、様々な体験活動プログラムを企画・実施しており、各地域における青少年の体験活動の機会の提供や地域の絆（きずな）づくりに重要な役割を果たしているが、これらの団体等の活性化が求められている。
- これらを踏まえ、体験活動の位置付けや関係者の責務を含め、青少年の体験活動を総合的に推進するための法的な枠組みの整備やその財源の在り方など、社会的な仕組みの構築に向けて、関係者の合意を得ていくことが必要である。

2. 青少年の体験活動の定義・意義・効果について

(1) 体験活動の定義について

- 体験活動は、意図的かどうかを問わず、直接自然や人・社会等とかわる活動を行うことにより、五感を通じて何かを感じ、学ぶ取組を広く包含している。体験活動の定義については、平成19年の中央教育審議会答申⁴において、主として「体験を通じて何らかの学習が行われることを目的として、体験する者に対して意図的・計画的に提供される体験」とされており、特に社会教育や学校教育の場で提供される場合は、教育的な目的・効果を考慮して体験活動を進めている。本報告においては、主として上記答申の定義の体験活動を念頭において提言している。

また、体験活動そのものを目的とする場合、体験活動を手段として何かを学び取らせる場合を区別しながら、議論することが必要である。

- 「体験活動」は、その内容に応じて、大きく三つの体験に分類される。一つ目は生活・文化体験活動であり、例えば放課後に行われる遊びやお手伝い、野遊び、スポーツ、部活動、地域や学校における年中行事である。二つ目は、自然体験活動であり、例えば登山やキャンプ、ハイキング等といった野外活動、又は星空観察や動植物観察といった自然・環境に係る学習活動である。三つ目は、社会体験活動であり、例えばボランティア活動や職場体験活動、インターンシップである。

(2) 青少年体験活動の意義・効果について

「社会を生き抜く力」の養成

- 体験活動は教育的効果が高く、幼少期から青年期まで多くの人とかわりながら体験を積み重ねることにより、「社会を生き抜く力」として必要となる基礎的な能力を養うという効果があり、社会で求められるコミュニケーション能力や自立心、主体性、協調性、チャレンジ精神、責任感、創造力、変化に対応する力、異なる他者と協働したりする能力等を育むためには、様々な体験活動が不可欠である。
- メディアを中心に世の中に流通している情報は、心地よく感じられるよう計算され加工された情報であり、そのような環境の中でのみ育ってくると人間としての「許容量」が狭いままになってしまう。自然の中で、これまで触れたことのない物にも触れながら、その存在を認める経験を積むことで、大人になり思い通りにならない他者や状況に直面したときにも、うまく対応していくことができるようになると考えられる。
- また、スポーツの役割は大きいですが、こうしたスポーツを始めとして集団で活動するためには、他人との意見調整やストレスの対処方法など、いわゆる「ヒューマンスキル」が重要であるとの指摘があるが、近年の若者はこの力が低下しており、体験活動や冒険的な活動などを行い、体験の中で育んでいくことが求められている。
- さらに、自然環境や海外の人々とのつながりを持って生きる次世代のリーダー育成のためには、

⁴ 中央教育審議会答申「次代を担う自立した青少年の育成に向けて」（平成19年1月30日）

自然の偉大さを体験したり，切磋琢磨（せつさたくま）の機会を通じて，海外の人々と共に自然の中で問題を解決しながら進んでいく体験をしたりすることが重要である。

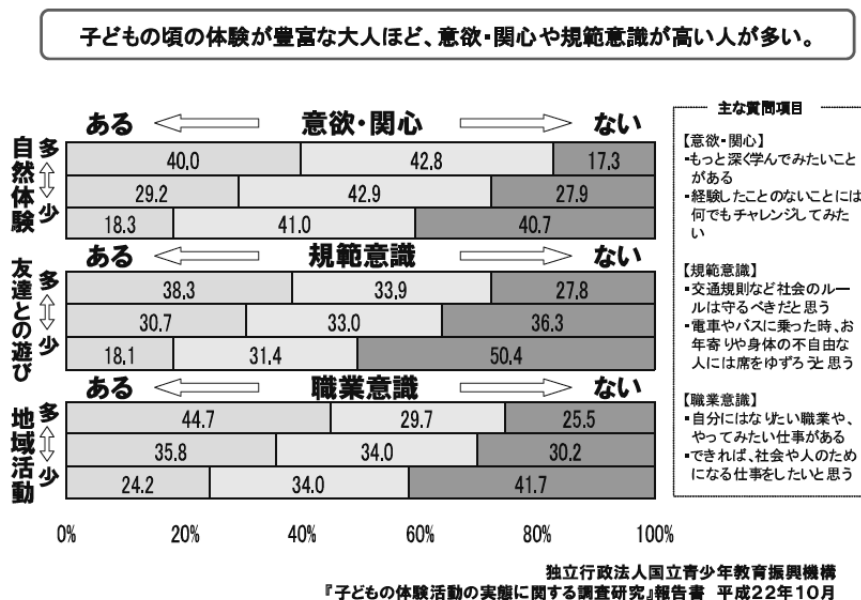
（自然や人とのかかわり）

- 体験活動は，仲間とのコミュニケーションや自分自身との対話，実社会とのかかわり等を考える契機となり，結果，他社への共感や日本人としての心の成長，個人や社会の歴史の形成につながっていく。また，自然や人とのかかわりの中で命の尊さについて学ぶことができる。青少年期にその基盤を作ることが重要である。他者や生き物への配慮を含め，社会全体を考える人間を育むためには，教育的視点に裏打ちされた自然や文化などに触れる幅広い体験が必要である。

（規範意識・道徳心等の育成）

- 規範意識や道徳心の育成においても，体験活動の意義は大きい。現在，「思いやり」や「礼儀正しさ」など日本人が古来大切にしてきた精神性の重要性が再認識されており，そのような道徳的価値観の涵養（かんよう）を図る上で，日本古来の精神性を学ぶことができるような場の教育力を活かした体験活動が有効である。
- 独立行政法人国立青少年教育振興機構（以下，「青少年機構」という。）が実施した調査では，子どもの頃の体験が豊富な人ほど，規範意識・職業意識・人間関係能力・文化的な作法や教養・意欲や関心等が高い傾向にあることが明らかになっている⁵。

【図表 1】 体験活動の効果

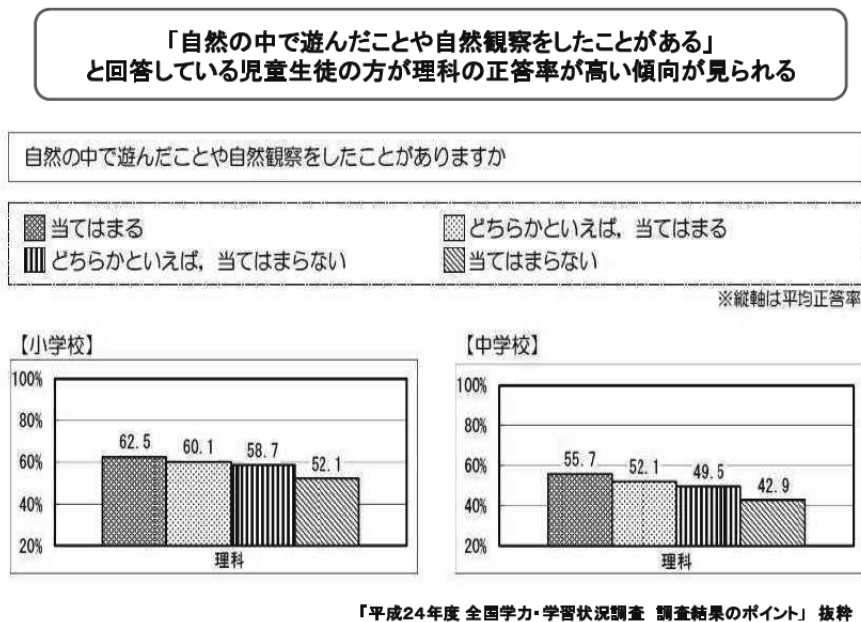


（学力と体験活動）

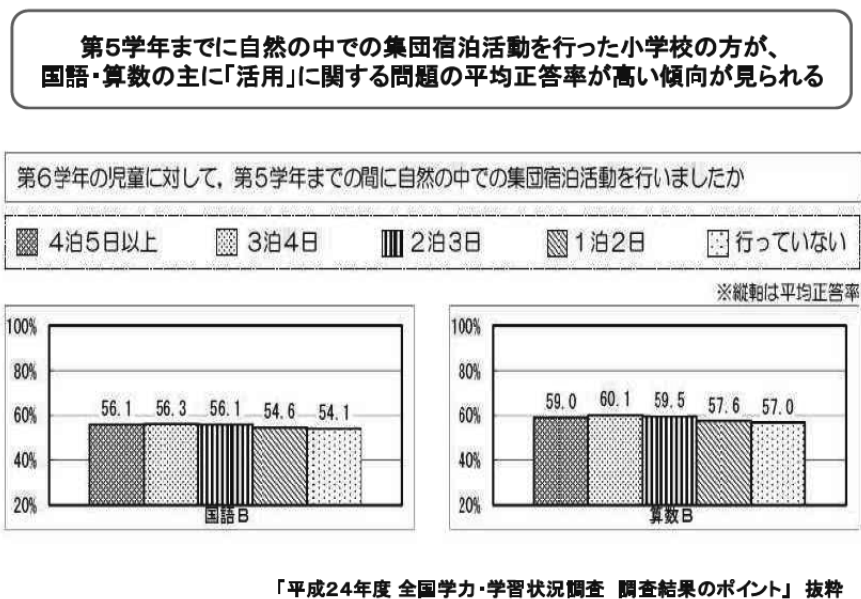
⁵ 独立行政法人国立青少年教育振興機構「子どもの体験活動の実態に関する調査研究」報告書—子どもの頃の体験は，その後の人生に影響する—（平成 22 年 10 月 14 日）

- 全国学力・学習状況調査においては、自然の中で遊んだことや自然観察したことがある児童生徒の方が、理科の平均正答率が高く、自然の中での集団宿泊活動を長い日数行った小学校の方が、国語・算数の主に「活用」に関する問題の平均正答率が高い傾向が見られた。PISA調査（OECD生徒の学習到達度調査）においてもクラブ活動などの様々な学校の活動が行われているほど読解力の得点が高いという結果となっている。

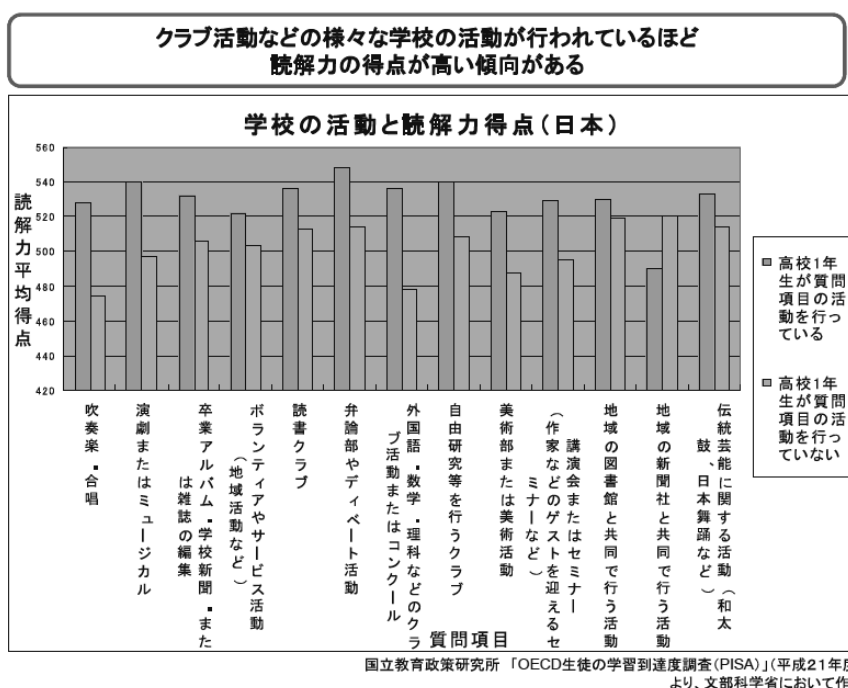
【図表2】理科の平均正答率



【図表3】国語・算数の活用



【図表 4】 PISA（OECD 生徒の学習到達度調査）



（勤労観・職業観の醸成）

- 職場においては、近年、若年層のうつ病件数の増加や早期退職、コミュニケーション不足等の課題が深刻化しているとの指摘がある。
- 近年の若者は、衣食住に不自由なく育ってきており、職業観として、仕事に対し、「食べるため」以上のことを追求するが、まず「働く」ことの意味を実感として理解する必要がある。その際、自然豊かな環境で、自然と向き合いながら生きる人々の暮らしぶりに触れるなど、生活の原点に戻る体験をすることが有効である。

（社会的・職業的自立に必要な力の育成）

- 学校から社会・職業への移行が円滑に行われるようにしていくため、子どもたちに社会的・職業的自立に必要な力を身に付けさせることが重要である。子どもたちに自らの将来を考えさせるためには、多様な年齢・立場の人や社会の職業にかかわる様々な現場を通して、自己と社会についての多様な気づきや発見を経験させることが効果的である。
- 地域の企業等における職場体験活動・インターンシップは、「働くこと」の意義を実感として理解し、また社会・職業についての現実的理解を深めるために、極めて重要な取組と言える⁶。

⁶ 中央教育審議会答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」（平成 23 年 1 月 31 日）

(課題を抱える青少年への対応)

- 体験活動は、ニート・引きこもり等の青少年が抱える様々な課題の解決の一つのアプローチとして、また、課題の未然防止のためにも有効である。特に、不登校などの課題を抱える子どもたちに対しては、楽しみながらいろいろな世界の入り口をみせることができる体験活動を取り入れた教育が重要である。個々の子どもの状況と発達段階を慎重に見極めた上で、こうした教育の機会を提供することにより、基本的なコミュニケーションや生活習慣を身に付けていくことができる。
- また、いじめの問題については、自然や地域社会と深くかかわる機会の減少や集団活動の不足等により、人間関係をうまく作れない、規範意識が欠けている、些細(ささい)なことでも感情を抑制できないなど、いじめを生む要因となっているという指摘がある。いじめの未然防止のためには、様々な体験活動を通じて、子どもの社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな人間性を育み、人間関係形成力を育成することが重要である。
- また、近年のうつ病などいわゆるメンタルヘルスの問題への対処においては、職場や学校から離れた自然の中で人や自然とつながる体験をし、ふだんの生活を客観的に見つめ直すことが重要である。

【コラム1】課題を抱える青少年を対象とした体験活動のプログラム開発

(独) 国立青少年教育振興機構では、平成22年度・23年度に本部での調査研究のほか、中部・北陸ブロックのプロジェクトとして、課題を抱える青少年を対象とした自然体験活動や集団宿泊体験活動プログラムの開発を行った。

少年院や適応指導教室、児童養護施設、教育委員会等と連携して、それぞれの課題や年齢等に応じたプログラムを各施設が実施し、その成果を検証した。

例えば、国立妙高青少年自然の家においては、「妙高ひまわりキャンプ」として、児童養護施設に入寮している子どもたちを対象に、プログラムづくりから子どもたちが参画し、主体性・自主性を発揮しながら自己実現できる2泊3日のキャンプを実施した。

実施前と実施後の比較により、ストレスの軽減を思いやり、「徳育的能力」や「身体能力」で得点が向上するなど、一定の成果が報告されている。

(発達段階別の体験活動)

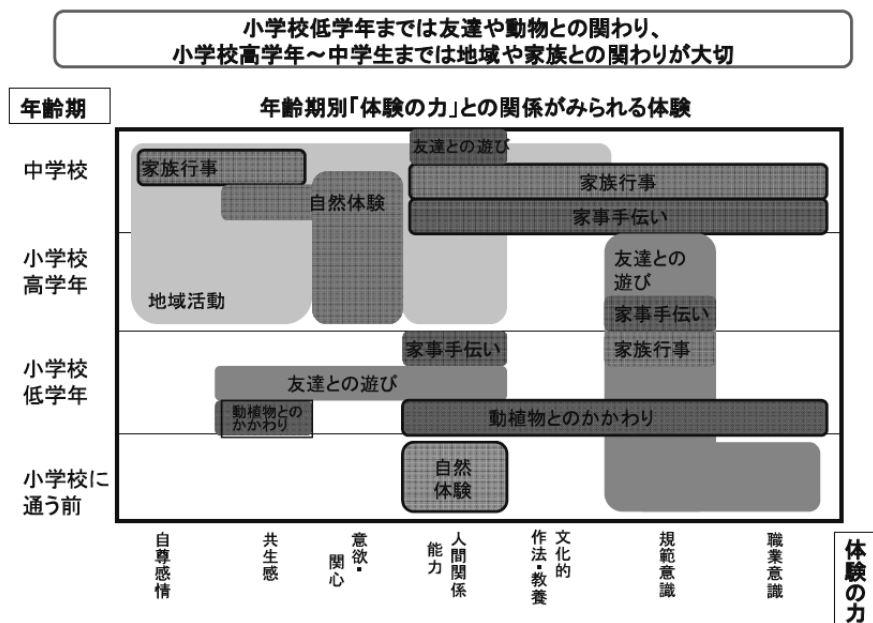
- 幼少期においては、子どもたち同士での「群れ遊び」を通じて、自然と力加減や人の痛みを知り、思いやりが育まれる。また、遊びの中での「ひらめき」が創造力や柔軟な思考力を養うこととなる。さらに、脳機能等の発達には、乳幼児期からの、家族や地域、自然の中での豊富な刺激・体験が重要であるという指摘もある。
- 発達段階に応じた効果的な体験活動については、小学校低学年までは「友達との遊び」「動植物とのかかわり」、小学校高学年から中学生までは「地域活動」「家族行事」「家事手伝い」等の体験

が効果的であることが明らかになっている⁷。学習指導要領では、主として小学校では集団宿泊活動や自然体験活動、中学校では職場体験活動、高等学校では就業やボランティアにかかわる体験的な学習を行うこととなっている。学校、家庭、地域で体験活動を実施する際には、こうした発達段階に応じた体験活動を行うことが効果的である。

さらに、今後、高校生や大学生を含めた青年期の若者に向けた体験活動についても、どのようなものが効果的であるのか明らかにして取組を進めていくことが望まれる。

- なお、現在、幼稚園等から小学校、中学校、高等学校まで学校段階間の連携・接続が進められているが、子どもの体験活動についても、連続性に留意することにより、一層効果的なものとするのが望まれる。例えば、キャリア教育を一つの切り口とするなどして、各学校段階を通じた体系的・系統的な体験活動のプログラムを検討することも重要と考えられる。

【図表5】発達段階別の体験活動



(独)国立青少年教育振興機構『青少年の体験活動の実態に関する調査研究』報告書(平成21年度調査)より作成

⁷ 独立行政法人国立青少年教育振興機構「子どもの体験活動の実態に関する調査研究」報告書—子どもの頃の体験は、その後の人生に影響する—(平成22年10月14日)

3. 青少年の体験活動を推進するための取組について

(1) 学校教育における体験活動の推進について

① 学校教育における子どもの体験活動の推進

(学校における取組)

- 学校教育法では、「小学校においては、(略) 教育指導を行うに当たり、児童の体験的な学習活動、特にボランティア活動などの社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとする。この場合において、社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならない。」(中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校にも準備)とされており、また、学習指導要領では、「集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験を通して児童の内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮しなければならない」とされており、各学校において、発達の段階を踏まえ、教育課程に計画的・効果的に体験活動を組み込むことにより、今後、より一層体験活動を充実していくことが必要である。
- 学校教育における自然体験等については、長期の集団宿泊活動により、人間的に大きな成長が見られることなど効果がある一方で、学校から遠く離れた所に行かないと実施できないと考えられていることや、費用負担の問題、大人社会の体験活動への理解不足、教員の多忙感の増加等の懸念が、大きな課題であるとの意見があった。また、職場体験活動については、学校側が地域の企業に体験活動の依頼をしても断られる場合などもあり、活動場所の確保に苦慮している事例もみられる。
- 学校教育の中に体験活動を取り入れる際には、指導内容の増加、授業時数の増加という現状の中で、子どもや教員・家庭の過重な負担とならないようにするなど、学校現場の状況を十分把握して検討する必要がある。地域内の学校間での連携や、教育委員会が企画・調整するなどして、より効率的に体験活動の場の確保が十分になされるような取組が期待される。また、職場体験活動については、例えばPTAなど地域コミュニティがコーディネート機能を担っている事例もあり、地域全体の協働により、学校の取組を支援していくことも重要と考えられる。
- また、理科における実験、図画工作、美術における創作活動、生活、保健体育、技術・家庭、総合的な学習の時間その他の各教科等における様々な活動のような、学校の授業中にできる体験活動は、知識・技能の活用や問題探求等のきっかけとなるほか、子どもが自分自身の興味関心・得意分野を見つける重要な機会となっており、将来のキャリア形成にも大きく影響するという指摘もあるので、「体験的に学ぶ」という観点からのアプローチも重要である。
今後、教育内容・方法が問題解決型、協働型・双方向型の学習をより重視していく中で、各教科等においても、体験的な学習を適切に取り入れ、子どもの学びを深める取組が進められることが期待される。

(学校教育・社会教育の連携強化とコーディネート)

- 平成20年の社会教育法の一部改正により、社会教育が学校、家庭及び地域住民その他の関係相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めることが加えられた。また、社会教育主事が学校の求めに応じ、助言を行うことができることとした。

- 青少年の体験活動の推進のためには、学校教育と社会教育の連携強化による体験活動の充実を図ることが不可欠であり、目標の共有や発達段階に応じた実践プログラムの整備・普及啓発のほか、学校教育と社会教育をつなぐ役割を果たすコーディネーターを教育委員会等に配置するなどの体制整備が必要である。
- このような取組を進めるためには、教育委員会の主体的な役割が重要であり、学校教育と社会教育の担当が連携し、その他の機関・団体等とも連携・協働して地域内の学校教育を含めた体験活動の具体的な推進方策を検討することが有効である。また、体験活動は、学級づくりや学校運営の観点からも極めて重要であり、教育委員会等は、社会教育に関する専門職員である社会教育主事によるコーディネート等を通じ、体験活動に精通した人材やそのノウハウを活用し、学校を支援する体制を構築していく必要がある。

【コラム2】島根県雲南市の取組

○「コーディネーター」の配置

島根県雲南市では、平成23年度から、各中学校区の小学校7校を拠点校に「社会教育コーディネーター7名（教育委員会職員4名・嘱託職員3名）」を配置している。

「社会教育コーディネーター」が企画・運営する「不登校児童・生徒対象の体験プログラム」や「健康体力づくりプログラム」「ふるさと体験プログラム」を通して、学校教育と社会教育の連携・協働を推進するとともに、地域における通学合宿や自然体験、放課後子ども教室、地域自主組織等の体験活動との連携・情報交換など学校と家庭、地域との連携・協働の中で子どもたちの体験活動の充実を図っている。

また、平成18年度からは、市内全ての中学校7校に、不登校や特別支援教育に関する業務、危機管理等に関する業務を支援する「教育支援コーディネーター」（教育委員会職員）7名を配置するとともに、平成20年度からは、市内全ての小学校19校に「地域コーディネーター」（地域住民）19名の配置を行っており、これらの人材が連携して学校を支援する取組を進めている。

○学校・教育委員会等が連携した職場体験学習の実施

中学3年生を対象とした『『夢』発見ウィーク』では、学校現場と教育委員会が連携し、市内全ての中学3年生を同じ日程で、市内の事業所（175か所）の協力を得て職場体験学習を実施している。

「教育支援コーディネーター」「地域コーディネーター」の配置により、生徒の受け入れ先の開拓、地域生徒を対象としたバスの運行、無料乗車券の発行や広報活動を連携して効率的に行うことが可能となり、学校側は、学校事務（手続や調整等）の負担が軽減され、生徒への指導に力を入れることができるなど、校区を越えた幅広い体験学習の場を生徒に提供することができるようになっている。

- 今後、社会で求められるコミュニケーション能力や自立心、主体性、協調性、チャレンジ精神、誠実性、責任感を育むためには、社会貢献活動や集団活動等様々な体験活動が重要であり、学校教育と社会教育が協働して体験活動の充実を図る必要がある。

(大学の学修における取組)

- 大学においても、学生の主体的な学修を促す質の高い学士課程教育を進めることが求められており、そのためには、インターンシップやサービス・ラーニング⁸、社会体験活動や留学体験等といった教室外学修プログラムを提供することが必要であることが指摘されている（「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて（答申）」平成 24 年 8 月 28 日中央教育審議会）。それにより、学修への動機付けを強め、成熟社会における社会的自立や職業生活に必要な能力の育成に大きな効果をもつことができる。

②教員の体験活動に関する指導力向上

- 教員が、体験活動の意義・効果や実施の際の留意点等を理解し、体験活動に関する指導力を修得できるよう、養成段階や現職段階において、体験活動を実施する際の指導力向上につながる機会を積極的に設ける必要がある。

(教員養成での取組)

- 教員養成段階において、子どもたちが体験活動を行う際に、学生が自ら企画を行ったり、引率したりするボランティア等として参加できる機会を取り入れることで、子どもの成長を実感したり、予期せぬ子どもの行動も予見し対応したりするといった教員に必要な能力を身に付けることができる。
- 島根大学教育学部では、教員志望の学生に対し「1000 時間体験学修」プログラムの履修を卒業要件として導入しており、学生は 4 年間を通じて、学校現場や社会教育施設等で様々な体験活動を行い成果を上げている。こうした体験活動を取り入れた取組例やその効果を事例集にまとめることにより、教員養成課程を設置する大学等に広く周知する必要がある。
- 教員養成課程で体験活動を実施する際の課題としては、学生の希望と受け入れ側の学校・機関の意図との間のミスマッチや、受け入れ側の理解不足等があるが、学生の活動の成果や課題を次の年度の取組に活かすために事例発表の場を設けたり、大学側と受け入れ側の機関の意識共有を図るため定期的に会議を設けたり、また学生への事前・事後の指導を徹底したりする等の対応が効果的である。

⁸ サービス・ラーニングとは、教育活動の一環として、一定の期間、地域のニーズ等を踏まえた社会奉仕活動を体験することによって、それまで知識として学んできたことを実際のサービス体験に活かし、また実際のサービス体験から自分の学問的取組や進路について新たな視野を得る教育プログラム。サービス・ラーニングの導入は、①専門教育を通して獲得した専門的な知識・技能の現実社会で実際に活用できる知識・技能への変化、②将来の職業について考える機会の付与、③自らの社会的役割を意識することによる、市民として必要な資質・能力の向上、などの効果が期待できる。（中央教育審議会答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～」用語集（平成 24 年 8 月 24 日））

（現職の教員研修等における取組）

- 現職段階においても、教育委員会が青少年教育施設等と連携しながら、体験活動に関する研修を実施している例がある。また、免許状更新講習においては、大学や青少年教育施設等において、体験活動の講習を提供している。今後、体験活動を実施する際の指導力向上を図るため、学校現場のニーズを踏まえつつ、研修や講習の内容の見直しと充実を図ることが期待される。

【コラム3】島根大学教育学部の取組

○「1000 時間体験学修」プログラム

島根大学教育学部では、平成 16 年度より、「多様な体験活動を通じてこそ、高度な教育実践力を培える」との観点から、「1000 時間体験学修」プログラムを必修として導入している。

1 年次から体験活動を積み重ね、事後指導を受けて振り返りを行うとともに、自己評価を行っている。

「1000 時間体験学修」の内容

- ・基礎体力領域（510 時間：必修 110 時間、選択 400 時間）
＜選択分野＞行政連携事業、社会教育施設での体験、各種団体での体験等
- ・学校教育体験領域（340 時間：教育実習等）
- ・臨床・カウンセリング体験領域（150 時間：カウンセリング等の実習、講義等）

具体的には、大学の教育支援センターが地域の学校、社会福祉施設、NPO等の団体から学習支援、放課後学童クラブ・授業補助、各種行事活動等の受入れ希望をまとめて学生に情報提供し、学生が希望に合わせて登録し、事前指導を行った上でそれぞれの活動に送り出している。

学生のアンケートによると、「1000 時間体験学修」を終了後は、「子ども理解」「協力」「コミュニケーション力」が高くなっていることが判明している。また、教育現場で働く卒業生からは「いろいろな現場に行き、たくさんの人と出会い、物事の考え方や捉え方、視野が広がった」「机上の勉強だけでは学ぶことのできない本当に社会に出て必要な経験をできた」等の感想が寄せられている。また、学生を受け入れた学校等からは、「生徒の心に寄り添いつつ、やる気を引き出すよい指導をしてくれた」「特別支援学級の子どもたちと一緒に遊ぶことで、子どもたちも大喜びだった」等の、学生だけでなく受け入れた学校等の子どもたちにも良い影響があるとの感想が寄せられている。

○国立三瓶青少年交流野家との連携

島根大学教育学部では、「1000 時間体験学修」の中で青少年教育施設とも連携して体験活動を行っている。国立三瓶青少年交流の家の「さんべ祭」（施設開放事業）に合わせて、学生自らがステージでのイベントや子ども向けの体験活動（そば打ち体験・紙すき体験などのプログラム）の企画・運営を通して、リーダーシップを身に付ける活動がある。この中で、他大学の学生とも合宿を重ねることで絆（きずな）を深め、コミュニケーション能力・合意形成能力・問題解決能力が鍛えられ、多角的にものごとを見る力を養う場になったというメリットが指摘されている。

③大学の秋季入学移行に伴う青年期の体験活動の推進

- 現在、東京大学を中心に大学の秋季入学への移行が議論となっており、東京大学の「入学時期の在り方に関する懇親会」報告書（平成 24 年 3 月）においては、「ギャップターム」期間中に、研究

の現場に接する体験活動，学術を俯瞰（ふかん）する体験活動，ボランティア等の社会貢献活動，インターンシップなど勤労体験活動等の多様な体験を行うことが提言されている。青年期に幅広い分野の様々な体験を行いグローバルでタフな人材を育成するとの検討の方向性について，大いに共感し，高く評価したい。

- また，秋季入学への対応のみならず大学生を対象として，在学時及び卒業後から就職までの時期に様々な体験活動を行うことが，社会に出る前の重要な経験となることを改めて指摘しておきたい。現在，秋季入学移行については，東京大学において，引き続き検討が行われているが，実際に「ギャップターム」期間中において，体験活動を推進するためには，年間何万人もの若者が様々な体験活動を実施できるよう，社会全体で支援していく必要がある。
- その際，全国 28 の国立青少年教育施設は，年間約 500 万人が活用しており，かつ，青年期を対象とした様々な事業も実施しているため，そのスケールメリットやプログラム開発のノウハウを広く活用できるのではないかと考えられる。
- イギリスでは，「ギャップイヤー」が導入されているが，経済的な理由により，体験活動ができない人もいるとの意見もあり，家庭の経済状況の格差が体験活動の格差によらないように，様々な機関と連携し支援策を講じていくことが必要である。

【コラム 4】東京大学の秋季入学の構想について

東京大学は，大学教育の国際化の必要性等から，大学を秋季入学とし，約半年間の「ギャップターム」期間を設け，各種の体験活動を推進する構想を提案し（平成 24 年 3 月），これを契機として各界での議論が活発化している。

「ギャップターム」では，先端の研究や社会との接点を持つ多様な経験を通じて，①大学で学ぶ目的意識を明確化，動機付け，②偏差値重視の価値観のリセット，学ぶ姿勢への転換，③入学後の海外留学等に挑戦する素地づくりなどが期待されている。

さらに，「ギャップターム」期間中の体験活動については，複数の大学や産業界との連携の下，各種の体験活動のプログラムの開発や認証，情報収集・提供を行う非営利団体を設けて対応する体制を整備することも一策であると提言されている。

政府としては，関係大学や産業界等の自主的・自発的な議論の実りある進展を期待しつつ，環境整備が必要となる課題その他の論点につき，その解決に向けて幅広く検討を進めることとしている。

(2) 社会全体で体験活動を推進するための機運の醸成について

①体験活動に関する理解の促進

- 子どもや保護者、学校それぞれにとっての体験活動の意義や目的を提示するなど、社会に対して啓発を行っていくこととともに、その目的に沿ったプログラムや実施体制の整備等を検討する必要がある。
- 特に、保護者に対しては、子どもの発達段階に応じて実施することが望ましい体験活動とその効果を青少年機構の調査研究結果等の根拠を示しつつ積極的に情報発信することにより、体験活動への理解を広げられると考えられる。
- 青少年育成に関する顕在的・潜在的な社会のニーズを踏まえ、体験活動の意義や効果をそのニーズに合わせてストーリーとして組み立てて、進学塾やゲームなどの他の選択肢に比べどのような利点や面白さがあるかを示していくことが重要である。
- 近年では、企業が必要と考える「社会人基礎力」を身に付けるためには、体験活動が有効であるという指摘がなされているところであり、社会人として必要とされる資質能力の育成や自己実現し幸福な人生を送るために体験活動がどのように有効かということを明らかにしていくことが望まれる。
- また、青少年教育施設や民間団体等において、取組事例や体験活動プログラムをホームページ等で取りまとめて紹介しており、これらの効果的な周知を図っていくべきである。

②学校・家庭・地域の連携による体験活動の推進

- 学校外での子どもの体験活動の充実においては、地域や家庭が果たす役割が大きく、子どもの成長に合わせて様々な体験ができるよう、地域社会や保護者が積極的に働きかける必要がある。そのため、地域や行政、学校、民間団体等が子どもや保護者が参加できる体験活動の機会を設けるとともに、体験活動に関する情報提供を行うなど、学校・家庭・地域が連携して体験活動を推進していく必要がある。保護者自身も、乳幼児期からの多様な体験を通じて生活のために必要な習慣等を身に付けさせるなど、家庭教育の中で子どもの心身の発達を図るよう努め、更に日頃の家庭や地域での取組を広げていくという意識が重要である。
- 学校で体験活動に取り組む際は、学校と地域との連携が極めて重要である。様々な立場の人とのコミュニケーションの体験が子どもにとって必要であり、地域の人々と交流する機会などを盛り込むことが効果的である。
- 学校では同学年の子ども同士で遊ぶことが多いが、子どもは異年齢の子どもと交わることで成長するので、そのような機会を学校が地域や家庭と連携しつつ、意識的に提供する必要がある。
また、インクルーシブ教育システムの構築が進められる中で、障害のある子どもが地域の同世代の子どもや人々との交流等を進めるためにも、障害のある子どもの体験活動についても推進してい

く必要がある。

- 子どもの体験活動の充実のためには、地域住民の参画による学校支援地域本部や放課後子ども教室等の仕組みを活用した取組の推進、地域住民が主体となって活動を展開する総合型地域スポーツクラブでの取組など、地域づくりの活動の中に位置付けて行っていくことも必要である。また、廃校施設を活用して体験学習施設を整備し、地方公共団体や民間団体等が学校や家庭に体験学習の場を提供している事例があり、このような取組の更なる展開も期待される。
- さらに、各都道府県では、体験活動・ボランティア活動の窓口が置かれ、県によってはセンターが設置されている場合があり、学校や青少年教育施設等においても、これらの窓口とも連携しながら取組を進めることが有効である。

【コラム5】地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」(兵庫県教育委員会の取組)

兵庫県では、「心の教育」の充実を図ることの大切さを認識し、地域に学び、共に生きる心や感謝の心を育み、「生きる力」の育成を図っていくため、中学2年生全員を対象に、地域や自然の中で1週間の体験活動を実施している。活動は、農林水産体験活動や職場体験活動、文化・芸術創作体験活動、ボランティア・福祉体験活動など、生徒の興味・関心に応じて行われている。

この事業では、学校・家庭・地域の連携を不可欠な要素としており、中学校区で学校長、PTA、地域団体代表等で組織した推進委員会を設け、学校が調査した生徒の希望に応える受け入れ先や指導ボランティアの確保も行っている。

③民間団体・民間企業との連携による体験活動の推進

- NPOや子ども会、青年団、青年会議所等多くの民間団体が青少年の健全育成のため、様々な体験活動プログラムを企画・実施している。自然体験活動の場の提供、環境教育や持続可能な開発のための教育としての体験プログラムの実施、異年齢や異世代交流の機会の提供、海外の青少年との交流など、地域や社会の要望を踏まえた幅広い内容となっており、各地域における青少年の体験活動の推進や、地域の絆(きずな)づくりにおいて、重要な役割を果たしている。
- 近年では、国や地方公共団体、そして民間団体のみならず、民間企業がその特色やアイデアを活かした様々な形で、社会貢献活動として、青少年の体験活動の機会と場を提供したり、独自に民間団体等を表彰するなどの取組が見られる。こうした民間企業が提供する体験活動は、青少年に多様な体験活動を提供する上で、有意義であることから、今後更なる広がり期待したい。
- 東日本大震災に際しては、様々な企業が被災地の子どもたちを支援するため、自然体験活動等の機会を提供する取組を実施している。例えば、青少年機構において平成23年夏から実施している「リフレッシュ・キャンプ」においては、複数の民間企業が協賛を行い、行政の取組と民間企業の社会貢献のコラボレーションの姿勢について、被災地の子どもたちや保護者等から高い評価を得た。
- 国や地方公共団体等と民間団体・民間企業の連携は、更に広がりある充実した体験活動の機会の

提供につながることを期待され、国等から積極的に民間団体・民間企業に働きかけるなどして、今後更に推進していくことが必要である。

【コラム6】民間団体・民間企業の取組事例

○やまもりキャンプ（公益財団法人キープ協会の取組）

公益財団法人キープ協会は、幼稚園・保育園のお泊まり保育、小中学校・高校の校外学習、自然体験教室、体験型修学旅行や大学のゼミ等の合宿など、乳幼児から大人まで広く利用できる「キープ自然学校」（山梨県）を運営しており、自然学校周辺の豊かな自然環境を活かして「やまもりキャンプ」を不定期で年間10回程度開催している。同キャンプでは、登山や溪谷ハイキング及び雪遊びなどの様々な自然体験活動や、異年齢集団による共同生活などを通じて、児童の主体性やコミュニケーション能力等を育てている。



○OA機器会社R社の取組事例

R社の社会貢献活動は、「地球環境保全」と「青少年の健全育成」を重点分野として、神奈川県の間地に「市村自然塾」を開設し、「生きる力を大地から学ぶ」という理念の下、平成14年から農作業と共同生活を体験できる場の提供を行っている。

毎年3月上旬～11月末までの9か月間、男女28名ずつ子どもたち（小学4年生～中学2年生）が、金曜夕方～日曜日まで自然塾に集い（男女隔週）、2泊3日で全18回の活動を実施している。

さらに、今年度より卒塾生を対象とし、「社会と人とのかかわり」を教材として広げ、生きる力を育むためのプログラムを開始している。

○食品会社N社の取組事例

N社では、創業者の設立した公益財団法人が、「自然とのふれあいが子どもたちの創造力を豊かにする」という考えのもとに進めている自然体験活動の普及に関する事業を支援している。

平成14年からは、全国の学校や団体が企画する自然体験活動を支援・表彰するコンテストを実施している。さらに、平成22年には、自然体験活動の指導者養成センターを長野県に設立し、自然体験活動の上級者養成や指導カリキュラムの研究・開発等を行っている。

○清涼飲料水製造販売会社C社の取組事例

C社では、公益財団法人を設立し、「心豊かでたくましい人づくり」を基本理念に小中学生を対象にした地域社会の環境教育に関する活動実績の顕彰や高校生・大学生による環境保全・環境啓発に寄与する新しい企画の支援を実施している。また、廃校を宿泊型体験施設として再生し、豊かな自然環境の中での次世代を担う青少年の育成のために団体等に提供している。

④体験活動の評価・顕彰制度の創設

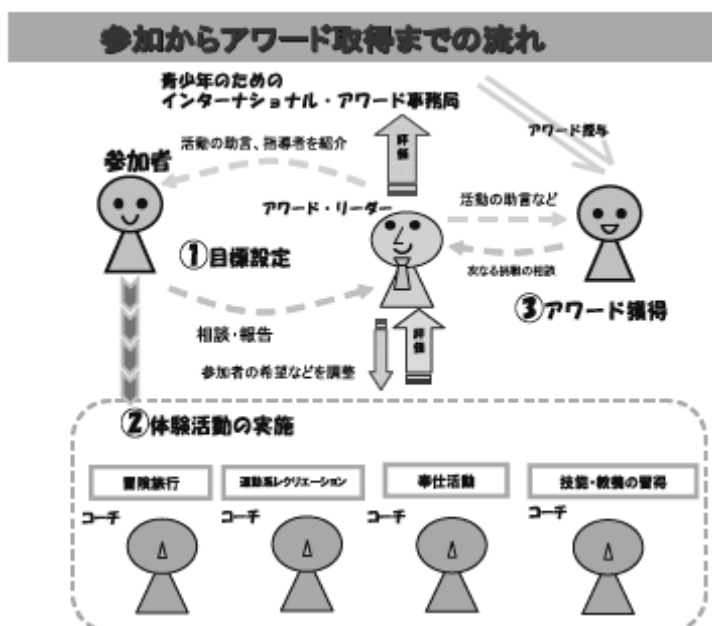
- これまで議論してきたように、体験活動はコミュニケーション能力や自ら考え自ら動く力を身につけることにつながり、結果として人間性豊かでたくましい青少年の育成につながるものである。こうした青少年を更に養成していくため、体験活動を積極的に行った青少年を学校や社会がしっかりと評価するよう、その機運を高めていく必要がある。
- 例えば、イギリスにおいては、青少年を対象に、奉仕活動、冒険旅行などを通じて、自主性、協調性を育み、自信や自尊心を高めることを目的とし、行った活動の時間数等に応じ賞（アワード）を授与する取組（インターナショナル・アワード）を行っている。この賞（アワード）は、就職や進学、奨学金獲得の際に評価材料ともなっている。
- 日本においても、体験活動を積極的に行い様々な力を身につけた青少年が社会で評価されるよう、イギリスの事例等も参考にしつつ、日本の実情に応じた評価・顕彰制度の創設に向けて早急に検討する必要がある。特に民間企業等と連携することで、社会に大きく広がる可能性がある。その際、日本においては、用具が購入できないため部活動に参加できないなど経済格差がそのまま体験格差につながっているとの指摘もあり、経済的に余裕のない家庭の子どもも参加できるよう配慮する必要がある。

【コラム7】インターナショナル・アワード

インターナショナル・アワードは、1956年にイギリスのエディンバラ侯爵殿下の創設により、「デューク・オブ・エディンバラ・アワード（The Duke of Edinburgh's Award (D of E)）」としてスタートした。以下4つの活動を通じて、14～24歳までの青少年を対象に、自主性、協調性を育み、自信や自尊心を高めることを目的とし、行った活動の時間数等に応じて賞（アワード）を授与する取組である。

- Service（奉仕活動）
- Skills（技能・教養の修得）
- Physical Recreation（運動系レクリエーション）
- Adventurous Journey（冒険旅行）

ブロンズ、シルバー、ゴールドと三つのレベルが設けられており、レベルが上がるにつれて、より高い目標設定とより多くの時間数が要求される。例えばブロンズ・レベルでは、奉仕活動、技能・教養の習得、運動系レクリエーションは、3か月～6か月の期間に継続的に活動したことが評価される。また、冒険旅行は、1泊2日のグループによる活動が評価される。現在までに、131か国で実施されており、約700万



人の青少年が参加している。
また、62 か国では、国レベルで制度が運営されている。

⑤体験活動の指導者養成

(地域や学校における指導者養成)

- 青少年には良質な体験と指導者を用意することが必要不可欠であり、青少年機構は指導者養成に関する実績やノウハウを有する民間団体と連携しつつ指導者資格を付与する仕組みについて検討し、併せて国においてもその取組を支援する必要がある。その際には、養成した人材がどのような役割を果たすのかということを検討することが求められる。
- 特に、学校と地域の連携による体験活動の推進に当たっては、例えば、学校支援地域本部や放課後子ども教室等のコーディネーターやボランティア、既に学校の活動にかかわっている保護者・地域の人材等が、体験活動の指導・引率などを行うことを想定したプログラムの提供など、学校や地域のニーズを踏まえた指導者養成の在り方についても検討する必要がある。
また、仕組みを検討する際には、現場のニーズを踏まえつつ、人間関係づくりやカウンセリング等、青少年に接する指導者として不可欠な資質を高めるような内容を盛り込む必要がある。
- 体験活動を推進するためのプログラムの企画とともに、その実施体制を検討する必要がある。プログラムの企画・実施が、担当者の異動や個々の教員の経験の多寡等、属人的な事情により大きな影響を受けないよう、組織としてプログラムの成果を蓄積・共有できるようにする必要がある。
- 特に学校において、より質の高い体験活動を実施するため、プログラムの企画・実施においては社会教育主事の活用や、民間団体に既に指導者としての能力や実績を有する者や地域の人材等との連携について、積極的に検討する必要がある。このほか、質の高い指導者養成や、指導者等をコーディネートできる人の育成が急務である。

(安全性の確保)

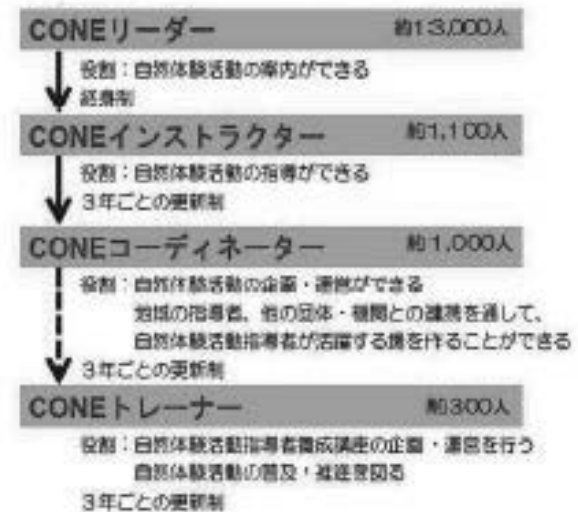
- 体験活動のうち特に自然体験活動は、生命にかかわる事態が発生する危険性があり、安全管理は最も優先されるべきである。ただし、不測の事態に臨機応変に対応する力を身に付けることが体験活動の目的の一つでもあり、過度に保護的な環境を創出することはその趣旨に反する。指導者等を活用し、安全確保ができる範囲を可能な限り広げるように努め、安全確保のために活動範囲を縮小することのないよう留意する必要がある。
- 利用者の安全確保のために、施設・設備の維持管理や研修による指導者の能力向上や連絡体制の整備、情報共有等について、国及び地方公共団体が適切な支援を行うことが必要である。また、国及び青少年機構は、安全確保のための指導事例集やマニュアルの開発を進め、教育関係者が広く活用できるようにするなど、安全指導に関する具体的な情報提供の方法を検討する必要がある。

【コラム8】CONE指導者養成制度（NPO法人自然体験活動推進協議会：CONE）

自然体験活動推進協議会（CONE）とは、自然体験をキーワードに、全国300団体が連携しながら、豊かな自然体験活動の推進と普及を行っている団体である。CONEでは、自然体験活動指導者の養成・紹介や、安全な活動の普及啓発、調査研究などを行っている。

CONEでは、2000年から「CONEリーダー」という指導者の登録を始め、現在約15,000人が民間の自然体験活動の指導者として登録している。さらに、「リーダー」の上に、「インストラクター」「コーディネーター」「トレーナー」などの資格を設けているが、社会の認知度が低いことや、活用が不十分なことなどが課題となっている。

CONE指導者制度のしくみ

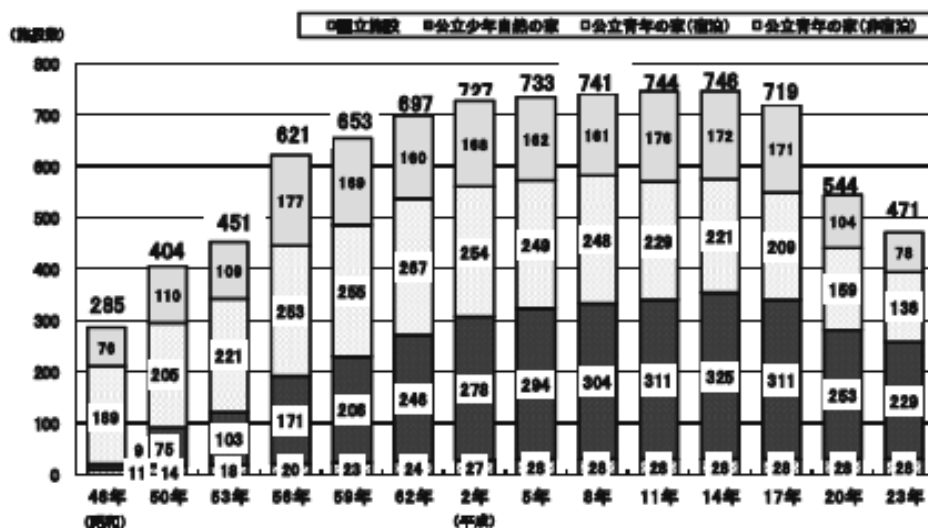


（3）青少年教育施設の役割・取組について

（青少年教育施設の現状）

○ 青少年教育施設は、現在、全国に国立は28、公立は443あり、青少年の体験活動の機会と場を提供する中心的な役割を担っているが、近年その数が減少してきている。また、青少年教育施設では職員の指導による自然体験活動だけではなく、集団で食事や入浴をするなど協調性を養ったり、規則正しい生活体験の機会を提供する場でもあり、青少年の成長に大きな影響を与えている。

【図表6】国立・公立の青少年教育施設数の推移



注1) 国立施設(独立行政法人)が調査対象となったのは平成20年度調査以降。

平成17年度以前の国立施設数については、文部科学省調べ。

注2) 国立施設には、「その他青少年教育施設(国立オリンピック記念青少年総合センター)」を含む。

文部科学省「社会教育調査」(平成23年度は、中間報告)

（国立青少年教育施設の役割）

- 全国 28 の国立青少年教育施設は、青少年の体験活動を推進するナショナルセンターとして、常駐の指導者のもと年間約 500 万人もの青少年等に利用されており、指導者養成・指導者の資質能力向上のための研修、幼少期から青年期まで体系的な体験活動についての実証的な調査研究、モデル的なプログラムの開発・普及等を実施している。また、学校・企業・民間団体など地域社会との連携や、国公立及び民間の青少年教育施設・青少年教育団体相互のネットワーク作りを担っている。今後、これらの機能を更に強化する必要がある。
- 一方で、「独立行政法人の制度・組織の見直しの基本方針」（平成 24 年 1 月 20 日閣議決定）において、「国立青少年交流の家等の自治体・民間への移管等に向けた取組や稼働率の低い施設の廃止に向けた検討を積極的に進め」ることとされており、今後、例えば、職員研修等にも配慮しつつ、閑散期には施設を閉じる「季節開設」を検討するなど、体験活動の機会と場の確保という観点を踏まえつつ、より効果的・効率的な在り方について、更に検討を行う必要がある。
- なお、「稼働率の低い施設」については、過去の閣議決定⁹において「原則として、稼働率が 5 割を下回り今後もその向上が期待できないもの」とされており、引き続き、それを踏まえることが適切である。
- 一方で、国立青少年教育施設は単なる宿泊施設ではなく、あくまで教育施設であることにかんがみれば、宿泊室稼働率と合わせて、国立青少年教育施設において活動した青少年に教育上どのような効果が得られたのか、ナショナルセンターとしての機能がどれだけ発揮されたのか等の多面的な評価を行っていく必要がある。

（新たな管理運営の在り方）

- また、国立青少年教育施設を民間活力によって活性化することは重要である。青少年団体、NPO、企業、学校、地方公共団体、地域住民の方々等多様な主体が、施設の管理運営や事業の企画・実施に参画する「新しい公共」型の管理運営の更なる推進や、所長から一般職員までの幅広い人事交流、民間出身所長の活用等が必要である。また、各地域において、少子化や地域の絆（きずな）の希薄化により、地域を担う青少年のネットワークが薄れつつある中、地域づくりや地域の青年リーダー養成等の中核としての機能を担うことも求められている。

【コラム 9】新たな管理運営の導入に向けた研究

（独）国立青少年教育振興機構では、平成 23 年 6 月に「国立青少年教育施設の管理運営の在り方に関する調査研究協力者会議」を設置し、平成 23 年 9 月より、新たな管理運営に向けた試行を、民間から所長を登用した赤城青少年交流の家と淡路青少年交流の家の 2 施設で実施している。

この試行においては、青少年団体、NPO、企業、学校、地方公共団体、学識経験者等幅広い関係者で構成された「運営協議会」を設置し、当該施設の運営に実際に参画していただくこととした。

平成 23 年度においては、運営協議会の委員の得意分野を活かしながら、教育事業、広報、財務・施設管理など、施設側と委員側が協働して、業務の改善・見直しを実施できるよう協働委員会や協働プロ

⁹ 「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）

ジェクトを設置した。また「活かそう！学ぼう！ぐんまの体験学習データブック」の作成、運営協議会委員によるターゲットを明確にした事業の企画・実施などの取組が行われるとともに、運営協議会において、職員の任用や施策の予算について改善方策が検討され、これらを踏まえ、平成 24 年度の運営計画が策定された。

今後、運営協議会委員が、それぞれの得意分野で地域の関係団体等の協力を得ながら、一層、施設の実質的な管理運営を担っていただくような取組が推進されることが期待されている。

- 公立青少年教育施設では、効率的な管理運営の観点から指定管理者制度の導入が進んでいるが、民間の力を活用した創意工夫のある運営や、効率的な運営に資する等の利点がある一方で、優秀な人材の継続的な確保をはじめとする安定的な運営の面、そして何よりも安全面で問題が生じているとの意見もあった。公立青少年教育施設が、学校や各種団体と連携し、地域の体験活動の拠点として、より一層活用されるように、これまでの制度や運用のメリット・デメリットを検証しながら、行政としても多面的に支援する必要がある。
- 国立オリンピック記念青少年総合センターは、都市型の青少年教育施設として、青少年の学習活動・体験活動や研修を実施する場として活用されている。都市部の青少年は体験活動の不足が深刻であるという指摘があり、ニーズ調査等も行いながら都市型の青少年教育施設についても今後検討する必要がある。このほか、地方の青少年についても、遠方に所在する体験活動を実施できる施設に行く機会は少なく、屋内でのゲームが遊びの大半を占めている場合も多いため、家の近所で体験的な遊びができる環境づくりが求められている。
- 青少年教育施設での指導方法や活動内容の充実だけでなく、青少年教育施設の指導者を学校や教育委員会主催の研修会に講師等として派遣する等の取組や、教育委員会と連携して教員指導育成プログラム作りを考える必要がある。

4. 東日本大震災を踏まえた青少年の体験活動について

- 今回の東日本大震災のような非常事態では、用意された答えを探すだけの勉強では、適切な対応をとることが不可能である。瞬時に適切な対応をとることができる感性や生き物としての、「野生の勘」を磨くためには、青少年期に自然の中で様々な体験を行うことが必要である。
- 東日本大震災において、多くの青少年がボランティア活動を通じて成長したように、社会の一員としての自覚と責任感を高めるため、平常時においても、様々なボランティア活動等の社会貢献活動を積極的に推奨すべきである。社会貢献活動は、相手の役に立つという意義だけでなく、活動を行う側にとっても、多くのことを学ぶことができる学習の機会であるという認識を持つべきである。
- 東日本大震災では、多くの被災者の方々が、長い間、避難所となった学校の体育館等での共同生活を送る事態となったことを踏まえ、今後、平常時から、体育館やテントでの宿泊、野外炊事といった非常時の生活を想定した体験を行う機会を設けることが必要である。このような取組は、非常時にどのような行動をとるべきかを体験的に学ぶ機会となるとともに、親子や高齢者を含めた幅広い年代の地域住民が協働して取り組むことによって、災害時にも互いに助け合うことのできる地域

の絆（きずな）づくりにもつながる。

- このため、国は、各地域の特性に応じた体験的な防災教育を推進するため、学校等を避難所として想定した生活体験等の防災教育プログラムを地域住民や保護者の協力を得て実践する「防災キャンプ推進事業」（平成24年度から実施）の更なる推進と成果の普及に努めることとする¹⁰。

【コラム10】「防災キャンプ推進事業」：新潟県・北海道の事例

「防災キャンプ in みつけ」（新潟県見附教育委員会（共催：新潟県教育委員会））

概要：地域の児童とその保護者・住民を対象に、豪雨の影響による水害について理解するとともに、学校での宿泊体験（2泊3日）や着衣泳などの体験プログラムを通して、被災時の対応能力や災害時の人としての在り方を身に付けるためのプログラム

実施場所：見附市立名木野小学校

参加者：約100名（市内小学校及び特別支援学校の児童，その保護者，地域住民）

プログラムの例：水害についての学習（避難体験やハザードマップの見方等），レスキュー体験（搬送体験，着衣体験等），非常食・炊き出し体験

成果：参加者からは、「災害から自他の命を守るスキルを身に付けることができた」、「仲間との関わりを深め、協調性や地域の方々へ感謝の気持ちを高めることができた」等という意見があり、地域防災・防災教育等にかかわる意識の醸成が図られた。県においては、県内全域において学校と地域が連携した「防災キャンプ」が実施されるよう、この事業の評価や成果を県内に周知することとしている。



「壮警町防災キャンプ」（北海道壮警町教育委員会）

概要：地域の児童とその保護者を対象に、火山の噴火による災害発生時の適切な対応や、地域における過去の災害を学ぶとともに、東日本大震災からの教訓についての講義の受講，また避難所設営・火おこし体験などの体験プログラムを通じて、防災意識を高めたり、地域の絆（きずな）をつくるプログラム

実施場所：壮警町久保内小学校等

参加者：計80名（小学生・中学生・高校生・保護者・関係者）

プログラム：昭和新山・有珠山フィールドワーク，避難所設営，火おこし・炊き出し体験，集団での入浴体験

成果：参加した児童生徒からは、「自然災害と恵みについて学ぶことができた」、「日頃の備え，勉強と訓練の大切さを学んだ」等の意見・感想が寄せられ，防災意識の醸成が図られた。また，スタッフとして運営にあたった若手町職員にとっても貴重な研修機会となった。今回の成果を踏



¹⁰ 「学校安全の推進に関する計画」（平成24年4月27日閣議決定）において、国は「防災キャンプ推進事業」の実施と成果の普及に努めることとされている。

まえて、壮瞥町教育委員会では、今後も地域の歴史と自然を理解する取組を一層推進することとしている。

- 国立青少年教育施設は、今回の大震災で延べ約6万人の被災者及び国立オリンピック記念青少年総合センターにおいて1千人を超える帰宅困難者等を受け入れるなど、その宿泊機能や職員の持つノウハウ、これまでの活動を通じた地域との信頼関係・ネットワークを活かした受け入れ支援を積極的に実施した。また、国立岩手山青少年交流の家では、自衛隊からの要請に基づき、被災地支援に要する燃料補給や延べ約2万6千人の自衛隊員の休息基地として対応するなど、被災地支援において重要な役割を果たした。
- 東日本大震災後、福島県の子どもたちは、東京電力福島第一原子力発電所の事故や、限られたスペースで活動しなければならない避難所生活の影響で、日常生活の中で多くのストレスを抱えることとなった。こうした子どもたちに対し、文部科学省及び青少年機構が実施した様々な自然体験活動等を提供する「リフレッシュ・キャンプ」では、参加者の子どもたちのやる気が向上（無気力感が低下）する等、様々なよい効果が見られた。

【コラム11】「リフレッシュ・キャンプ」

平成23年夏季以降、東日本大震災の被災地の子どもたちが、震災による様々な影響により、日常生活の中で多くのストレスを抱えている実態があることから、(独)国立青少年教育振興機構において、児童・生徒の心身の健全育成及びリフレッシュを図るため、国立青少年教育施設を活用し、外遊び、スポーツ及び自然体験活動等ができる機会を提供した。平成23年度夏季のリフレッシュ・キャンプでは、トップアスリートによるスポーツ・プログラムの他、ハイキングや屋内プールでの水泳等のプログラムが実施された。



参加者アンケートの結果、96%の参加者が「とても楽しかった」、「楽しかった」と回答しており、特に「無気力感」に顕著な改善がみられるなど、子どもたちの心身の状態にもかなりの改善がみられた。

なお、本事業の一部は、文部科学省との共催や、複数の民間企業からの協賛金・to to (スポーツ振興くじ)の助成金等を得ている。

実施場所：国立岩手山青少年交流の家（岩手県）、国立花山青少年自然の家（宮城県）
国立磐梯青少年交流の家（福島県）、国立那須甲子青少年自然の家（福島県）
国立妙高青少年自然の家（新潟県）
国立オリンピック記念青少年総合センター（東京都）

実施回数・参加者数：平成23年7月～平成24年8月

（平成24年8月時点）6施設合計で87回実施（計約9,700名が参加）

※平成24年8月以降も引き続き同様の事業を実施している。

- 引き続き、被災地では子どもの心のケアが大きな課題となっており、福島県をはじめとする被災地の子どもたちに対して、こうした体験活動の機会を積極的に設けることが必要である。特に被災地にある国立青少年教育施設は、体験活動を通じて被災地の子どもたちの心のケアを行う中心的機関として積極的に機能することが必要である。
- また、被災地を中心に、国公立の青少年教育施設を拠点として、災害現場から学ぶ体験的な防災教育の仕組み作りを被災者・行政・ボランティアなど多様な主体が一体となって進めるべきである。
- これらを踏まえ、広い敷地や多数の研修・宿泊施設をもち、質の高い職員を擁する国公立青少年教育施設において、災害への対応や防災に係る研修プログラム、「サバイバル」の要素を持った研修プログラムの開発・実施などを行い、青少年教育施設を防災拠点として、その機能強化を図る必要がある。
- 東日本大震災の被災地でのボランティアに参加したいという大学生等も多くいるが、休学中の学費や単位取得への影響を懸念する意見もある。国内の大きな課題に取り組む体験活動は重要であり、大学等が必要な配慮を図ることが望まれる。

5. グローバル化に対応した国際交流の推進について

- グローバル化に伴い、人・モノや様々な文化・価値観等が国境を越えて流動化しつつある今日の社会においては、青少年に自分の意見を正々堂々と述べたり、異なる文化や価値観による考え方を受け入れたりすることができる能力や態度を育成する必要がある。また、世界で生じている課題と自分の生活との結びつきを理解し、多様な立場の人と共に問題解決に向けた行動ができる力が求められている。
- そのためには、学習指導要領において「言語活動」の充実が求められていることも踏まえ、学校教育の中でもディベートやプレゼンテーション等を積極的に取り入れ、コミュニケーション能力の育成を図るとともに、日本の豊かな伝統や文化を理解し、世界へ情報発信する力の修得を図ることが重要である。
- 国際社会で活躍できる能力・感覚を育成するためには、青少年が異なる文化や習慣を持つ人々と意見交換や討論を行うほか、寝食を共にしたり、様々な活動を協力して実施したりするなどの国際交流体験を積むことが必要不可欠である。また、海外の青少年は日本の文化を体験したいというニーズが高く、日本文化の発信という面でも意義がある。
- 例えば、4年に1度開催されるボーイスカウトの世界大会である世界スカウトジャンボリーでは、様々な国の青少年が、言葉は分からなくても、共に行う体験を通じて自然にうち解けて交流を深め、互いの文化を学び合う場が形成される。このような国際交流の体験は、自国の伝統と文化を尊重す

るとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する人材の育成に資するものである¹¹。平成 27 年には、日本（山口県山口市きらら浜）で世界から約 3 万人が集う第 23 回大会が 44 年ぶりに開催されることとなっており、これを契機として、青少年の国際交流の機運を醸成していく必要がある。また本大会に対し、政府としても積極的に支援を行う必要がある¹²。

【コラム 12】第 23 回世界スカウトジャンボリーの日本開催（山口県山口市）

世界スカウトジャンボリーは、4 年に 1 度開催される世界スカウト機構主催の青少年大会で、世界 161 の国と地域から約 3 万人が集まり、キャンプをしながら「世界の仲間」と体験を共にする。様々な国からの参加者たちと共に生活することで、異文化を理解し世界中に友達の輪を広げるとともに、環境や平和などについて学ぶプログラムや、体を動かして体験するプログラムが提供されている。

会期：平成 27 年 7 月 28 日（火）～8 月 8 日（土）12 日間

会場：山口県山口市阿知須・きらら浜

対象：世界スカウト機構に加盟する 161 の国と地域の 14 歳から 17 歳の中・高生を中心に約 3 万人

※ 第 23 回世界スカウトジャンボリーのリハーサルとして、第 16 回日本ジャンボリー（兼第 30 回アジア太平洋地域スカウトジャンボリー）が同じく、山口県山口市きらら浜で開催される予定。（平成 25 年 7 月 31 日（水）～8 月 8 日（木）9 日間、小学 6 年生から高校 3 年生を中心に約 1 万 5 千人（海外からは約 1,500 人が参加予定）

○ また、若者の「内向き志向」が指摘され、海外留学者数が減少傾向にある中、グローバル人材の育成は急務である¹³。このためには、海外に留学する生徒・学生に対する経済的支援のみならず、青少年に対して、国際交流体験などを通して国際的な視野を持たせ、海外留学への関心を持ってもらうほか、国際的に活躍できる人材の育成につながるきっかけを提供することが必要である。

11 第 22 回世界スカウトジャンボリー（22 WSJ）調査報告書－国際的な集団野外生活が青少年に与える影響－（平成 24 年 3 月 10 日）

12 第 23 回世界スカウトジャンボリーの実施については、平成 23 年 12 月 16 日に「関係行政機関は必要な協力を行うものとする」との閣議了解が行われている。

13 「グローバル人材育成戦略」（グローバル人材育成推進会議「審議まとめ」）（平成 24 年 6 月 4 日）

【コラム13】若者の「内向き志向」

近年、日本の若者は「内向き志向」にあるとも指摘されており、実際に統計を見てみると、「留学したい」と考えている日本の高校生は半数以下で、米国・中国・韓国に比べるとその割合は低い。(図1)

また、新入社員に対する調査において、「海外で働きたいとは思わない」割合が、2001年の3人に1人から、2010年は2人に1人へ増えている。(図2)

図1：高校生の留学に関する意識調査（各国比較）

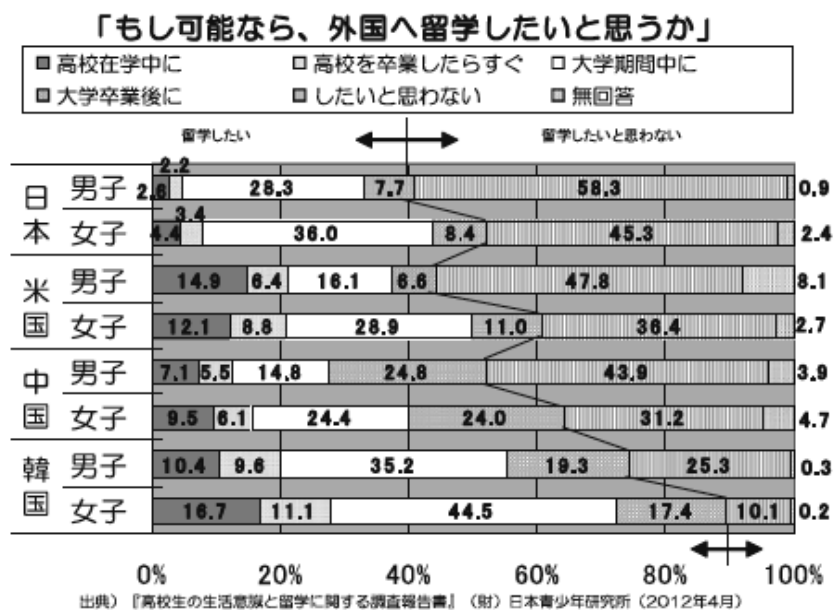
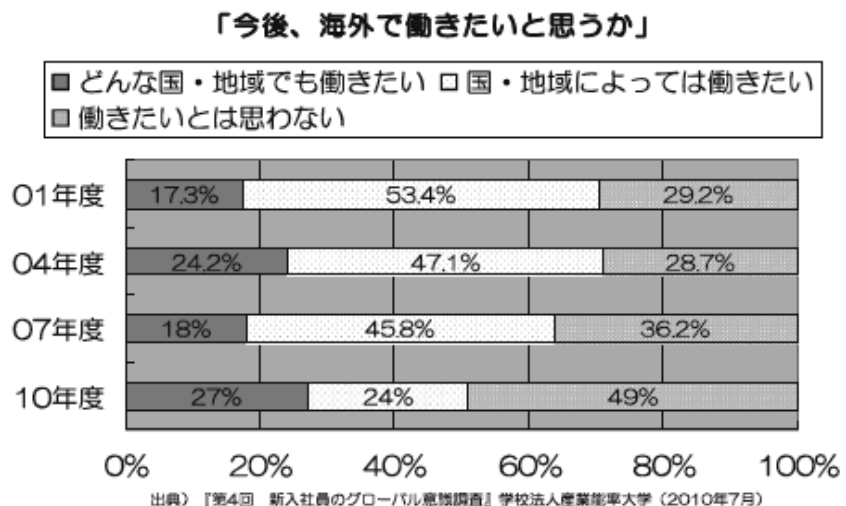


図2：新入社員のグローバル意識調査（経年比較）



○ 青少年の国際交流の推進にあつては、例えば、青少年教育施設を活用した国際交流事業などを通して、より多くの青少年が機会を得られるよう、今後、取組をより一層充実させることが重要である。そのためには、国の明確な方針の下、地方公共団体への財政的支援等についても検討し、円滑に活動が推進されるよう環境整備を図る必要がある。

おわりに

- 今後、この答申の内容を実現するためには、今日の青少年をめぐる状況について、全ての大人が危機感を共有するとともに、体験活動の重要性を認識し、多様な体験活動を提供するためにできることから急速に取り組んでいくことが求められる。

家庭・地域における日常生活の場面から学校教育の場や企業活動などあらゆる場面において、大人が青少年にきっかけを与え、様々なプログラムの提供ができるよう積極的に展開していかねばならない。

学校・家庭・地域など社会の全ての構成員が自らの果たす役割と責任を自覚し、社会総ぐるみでこれからの社会を担う青少年の「社会を生き抜く力」の養成に向けて具体的に行動していくことを期待したい。

Ⅲ ボランティア活動に関連した最近の文部科学省事業

1 地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業

(新 規)

26年度予定額 1, 333百万円

1. 事業の要旨

学校週5日制が完全実施され10年あまりが経過し、各地域で休日の様々な活動が行われているところであるが、土曜日に様々な経験を積んでいる子供たちが存在する一方で、必ずしも有意義に過ごせていない子供たちも少なからず存在するとの指摘もある。

これを踏まえ、学校、家庭、地域が連携し、役割分担しながら、土曜日の教育環境を豊かなものにしていく必要がある。

このため、学校教育法施行規則の改正（平成25年11月）を行い、設置者の判断により、土曜授業を行うことが可能であることをより明確化するとともに、質の高い土曜授業の実施のための支援策を講じる（「土曜授業推進事業」（初等中等教育局教育課程課））ことと併せて、本事業において、地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の協力により、土曜日に体系的・継続的な教育プログラムを企画・実施する取組を支援し、教育支援体制等の構築を図ることにより、子供たちにとってより豊かで有意義な土曜日を実現する。

2. 事業の内容

※ 「土曜日の教育活動推進プラン」として、質の高い土曜授業を推進するための効果的なカリキュラム開発や、特別非常勤講師等を活用し、学校の教育課程として行う土曜授業の支援等を行う「土曜授業推進事業」（初等中等教育局教育課程課）と併せて実施。

(1) 土曜日の教育支援体制に関する調査・検討委員会

地域には、多様な経験や技能を持つ人材や企業等があり、こうした豊かな社会資源を子供たちの教育に活かしていくことは、学力はもとより、創造性や企画力など、将来子供たちが社会を生き抜いていく力を培う上で、極めて重要である。

そのため、地域の豊かな社会資源を子供たちの教育支援に活かすための効果的な体制づくりについて、調査・検討を行う委員会を設置する。

(2) 地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等の構築

地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の協力により、土曜日の体系的・継続的な教育プログラムを企画・実施できるコーディネーターと多様な経験や技能を持つ土曜教育推進員を配置し、地域と連携した年間10日程度の土曜日の教育活動などを支援することにより、土曜日の教育支援体制等の構築を図る。

土曜日の教育活動推進プラン

背景・意義

- 学校、家庭、地域の三者が連携し、役割分担しながら、学校における授業、地域における多様な学習や体験活動の機会の充実などに取り組むことにより、土曜日の教育環境を豊かなものにする必要がある。そのための方策の一つとして、平成25年11月に学校教育法施行規則の改正を行い、設置者の判断により、土曜授業を行うことが可能であることをより明確化したところ。
- 今後、質の高い土曜授業の実施のための支援策や地域における多様な学習、文化やスポーツ、体験活動など様々な活動の促進のための支援策を講じることにより、子供たちにとってより豊かで有意義な土曜日を実現する。

平成26年度予算案のポイント

① 土曜授業推進事業 (1億円)

学校における質の高い土曜授業を推進するため、効果的なカリキュラムの開発、特別非常勤講師や外部人材、民間事業者等の活用を支援するとともに、その成果を普及。

(想定される取組の例)

総合的な学習の時間、英語教育、道徳、キャリア教育、科学実験教室、補充学習・発展的学習 等

- ・全国約35地域(約175校程度)をモデル地域として指定し、月1回程度、土曜日ならではの特性を生かし、質の高い土曜授業を実施するため、カリキュラム開発や特別非常勤講師の報酬、外部人材の謝金・旅費、民間事業者の活用等を支援(委託費での実施を想定)
- ・国における検証会議の開催、事例集の作成等

② 地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業 (13億円)

体系的・継続的な教育プログラムを企画・実施できるコーディネーターや多様な経験や技能を持つ土曜教育推進員を配置し、土曜日の教育支援体制等の構築を図る。

土曜日に年間約10日程度の多様な教育プログラムを実施するためのコーディネーターと土曜教育推進員の謝金及び教材費(補助率:1/3)
(小学校:約3,000校区、中学校:約1,500校区、高等学校等:約350校区)



(参考) 土曜日等の教育活動の実施状況

○公立学校における土曜授業の実施状況

	土曜授業を実施した 学校数	土曜授業を実施 した学校の割合
小学校	1,801校	8.8%
中学校	966校	9.9%
高等学校	142校	3.8%

※平成24年度実績

○学校支援地域本部を活用した土曜日等の学習支援の実施状況

	学校支援地域本部 を設置している学校 の割合	うち土曜日等の学 習支援を実施して いる割合
小・中学校	約28%	約15%

※平成25年度交付決定ベース

地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業

平成26年度予定額：13億円（新規）＜生涯学習政策局社会教育課＞

〔うち新しい日本のための優先課題推進枠：13億円〕

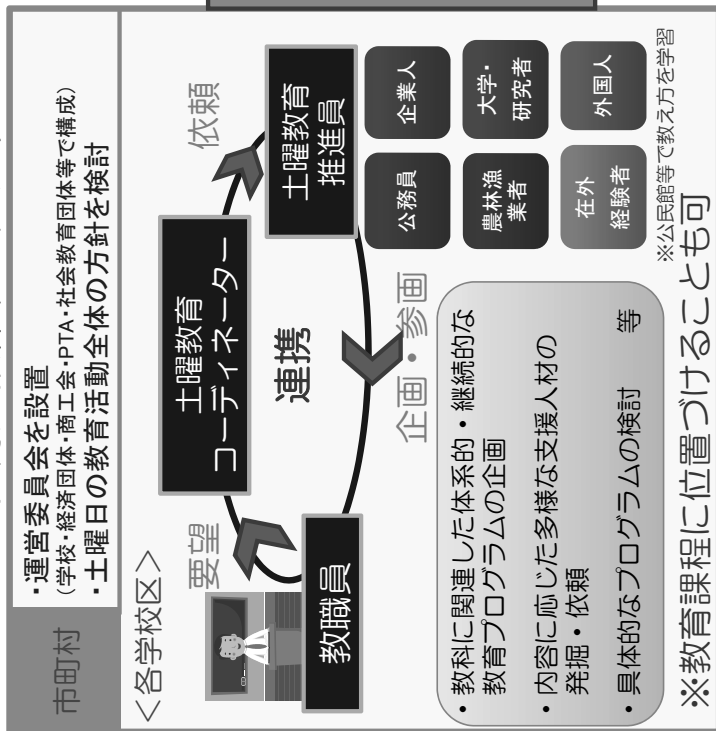
【補助率】

国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

すべての子供たちの土曜日の教育活動の充実のため、地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の協力により、土曜日に体系的・継続的な教育プログラムを企画・実施する取組を支援し、教育支援体制等の構築を図る。

◆地域の多様な経験や技能を持つ人材をコーディネートし、土曜日ならではの活きたプログラムを実現！

◆土曜日の教育支援体制の仕組み◆



社会を生き抜く力を培う 土曜日ならではのプログラムの実践



～実践例～

★算数・数学
エンジニアによる
使える算数・数学講座

★理科：
研究者による科学実験教室

★社会
公務員による活きた政治経済学習

★外国語：
在外経験者による英会話

★総合学習
企業との協働による商品
開発・キャリア教育

＜教員とのTTTによる数学＞



＜市民講師による英会話＞

すべての子供たちの土曜日の教育支援体制等の構築

2 学校・家庭・地域の連携協力推進事業

(前年度予算額 4,924百万円)

26年度予定額 3,814百万円

1. 事業の要旨

近年、子供を取り巻く環境が大きく変化しており、未来を担う子供たちを健やかにはぐくむためには、学校、家庭及び地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む体制づくりを目指す必要がある。

地域住民や豊富な社会体験を持つ外部人材が参加する学校サポーター等を活用し、学校支援地域本部や放課後子供教室、家庭教育支援などの学校・家庭・地域の連携協力による様々な取組を「土曜日の教育活動推進プラン」と連携しつつ推進し、社会全体の教育力の向上を図る。

2. 事業の内容

○学校と地域の総合的な活性化の推進

文部科学省において、各地域の取組成果を集約・分析し、社会教育関係団体や企業、地域の実践者等と広く連携・協力しつつ、新たな取組の立ち上げや今後の発展を模索する地域に対するアドバイザーの派遣、効果的な取組事例等の情報発信等を行うプラットフォーム（Webサイト）の運営などを通じて、各地域の取組の促進に向けたきめ細かな支援を行う。

○学校と地域の新たな協働体制の構築のための実証研究

新たな学校と地域の関係構築のためには、保護者や地域が学校や子供たちの教育活動に参画し、支援をするだけでなく、学校が地域コミュニティの中核となる双方向の協働体制を構築する必要があることから、先進モデル開発のための実証的な共同研究を行う。

○学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業（補助事業）

社会全体で子供を支えていくため、地域住民等、豊富な社会体験を持つ外部の人材等を活用し、「学校支援地域本部」「放課後子供教室」「家庭教育支援」「地域ぐるみの学校安全体制の整備」「スクールヘルスリーダー派遣」の学校・家庭・地域の連携協力による様々な教育支援活動を支援する。

なお、本事業の推進に当たっては、「土曜日の教育活動推進プラン」と連携しつつ、より効果的な運用に努める。

学校・家庭・地域の連携協力推進事業

平成26年度予算額 3,814百万円
 (平成25年度予算額 4,924百万円)

近年、子供を取り巻く環境が大きく変化しており、未来を担う子供たちを健やかにはぐくむためには、学校、家庭及び地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む体制づくりを目指す必要がある。

そのため、地域住民や豊富な社会体験を持つ外部人材が参加する学校サポーター等を活用し、学校支援地域本部や放課後子供教室、家庭教育支援、地域ぐるみの学校安全体制の整備、スクールヘルスリーダー派遣などの学校・家庭・地域の連携協力による様々な取組を「土曜日の教育活動推進プラン」と連携しつつ推進し、社会全体の教育力の向上を図る。

【補助率】

国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

【学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業】

〈都道府県〉 推進委員会

- 域内の地事業との連携や教育支援活動の在り方の検討
- コーディネーター・教育活動推進員等の研修の実施
- スクールヘルスリーダーによる子供の健康等に関する指導助言等

〈市町村〉 運営委員会

- コーディネーターの配置
- 活動内容、安全管理方策、運営方法の検討

学校
(教職員)

😊 地域コーディネーター

ニーズ把握

取組内容の企画調整
 人材等のマッチング

地域の
 多様な
 人材

家庭
(保護者)

地域人材の参画

教育活動推進員
 教育活動サポーター
 多数のボランティア等

多様な教育支援活動の実施

地域の実情にに応じて
 有機的に組み合わせて
 実施可能



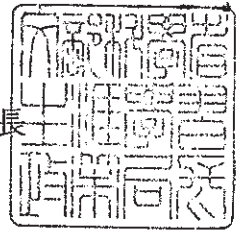
地域社会全体で様々な教育支援活動を実施し、学校・家庭・地域の協働体制の構築を図る



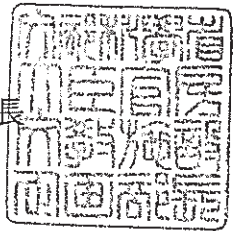
26文科生第277号
雇児発0731第4号
平成26年7月31日

各都道府県知事
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市市長
各指定都市教育委員会教育長 殿
各中核市市長
各中核市教育委員会教育長

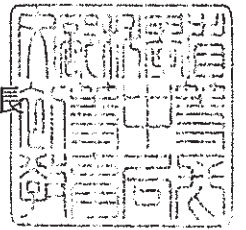
文部科学省生涯学習政策局長



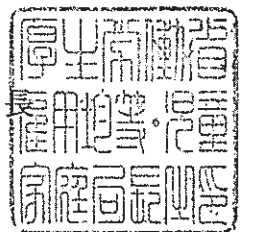
文部科学省大臣官房文教施設企画部長



文部科学省初等中等教育局長



厚生労働省雇用均等・児童家庭局長



「放課後子ども総合プラン」について

少子高齢化が進む中、日本経済の成長を持続していくためには、我が国最大の潜在力である女性の力を最大限発揮し、「女性が輝く社会」を実現するため、安全で安心して児童を預けることができる環境を整備することが必要です。このため、国としては、現在、保育所の「待機児童解消加速化プラン」に取り組んでいるところですが、保育所を利用する共働き家庭等においては、児童の小学校就学後も、その安全・安心な放課後等の居場所の確保という課題に直面します。いわゆる「小1の壁」を打破するためには、

保育サービスの拡充のみならず、児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができる居場所についても整備を進めていく必要があります。

加えて、次代を担う人材の育成の観点からは、共働き家庭等の児童に限らず、全ての児童が放課後等における多様な体験・活動を行うことができるようにすることが重要であり、全ての児童を対象として総合的な放課後対策を講じる必要があります。

このような観点から、厚生労働省及び文部科学省が連携して検討を進め、平成 26 年 5 月の産業競争力会議課題別会合において、両省大臣名により、放課後児童クラブの受皿を拡大するとともに、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を目指す方針を示したところです。また、平成 26 年 6 月 24 日に閣議決定された「日本再興戦略」改訂 2014 において、「(略) いわゆる「小1の壁」を打破し、次代を担う人材を育成するため、厚生労働省と文部科学省が共同して「放課後子ども総合プラン」を年央に策定(略)」することとされ、これを踏まえ、別紙のとおり「放課後子ども総合プラン」を策定いたしました。

つきましては、その効果的かつ円滑な実施に御配慮いただくとともに、管内・域内市町村(特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。)に対して、都道府県・指定都市・中核市教育委員会におかれては、所管の学校及び域内市町村教育委員会等に対して周知徹底いただきますようお願いいたします。

これに伴い、以下の通知は廃止いたします。ただし、これらの通知に基づく取組を実施している地方公共団体については、平成 27 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例によるものとします。このため、同日までに本通知に基づく取組に移行していただくよう、お願いいたします。

- ・「「放課後子どもプラン」の推進について」(平成 19 年 3 月 14 日 18 文科生第 531 号、雇児発第 0314003 号文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知)
- ・「「放課後子どもプラン」の推進に当たっての関係部局・学校の連携等について」(平成 19 年 3 月 14 日 18 文科生第 532 号、雇児発第 0314004 号文部科学省生涯学習政策局長、大臣官房文教施設企画部長、初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知)
- ・「普通教室として使用しなくなった教室の「放課後子どもプラン」への活用について(通知)」(平成 20 年 11 月 28 日 20 文科施 363 号、雇児発第 1128002 号文部科学省生涯学習政策局長、大臣官房文教施設企画部長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知)
- ・「普通教室として使用しなくなった教室の活用について(通知)」(平成 21 年 6 月 25 日 21 施施助第 16 号文部科学省大臣官房文教施設企画部施設助成課長通知)

なお、本通知は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

(別紙)

「放課後子ども総合プラン」

1 趣旨・目的

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省と厚生労働省が協力し、一体型を中心とした放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）及び地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業（以下「放課後子供教室」という。）の計画的な整備等を進める。

2 国全体の目標

全ての児童（小学校に就学している児童をいう。以下同じ。）の安全・安心な居場所を確保するため、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を進め、平成31年度末までに、放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備するとともに、全ての小学校区で、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室（詳細については、6（2）を参照のこと。）について、1万か所以上で実施することを目指す。

また、新たに放課後児童クラブ又は放課後子供教室を整備する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。なお、既に小学校外で放課後児童クラブを実施している場合についても、ニーズに応じ、小学校の余裕教室等を活用することが望ましい。

3 事業計画

全ての児童の安全・安心な居場所づくりの観点から、小学校の余裕教室等の活用や、教育と福祉との連携方策等について検討しつつ、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を計画的に整備していくことが必要である。

市町村（特別区を含む。以下同じ。）が計画的に両事業の整備を進めていけるよう、国は「放課後子ども総合プラン」に基づく取組等について次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づき本年秋に策定予定の新たな行動計画策定指針に記載し、市町村は行動計画策定指針に即し、（1）に掲げる内容について市町村行動計画に盛り込むこととする。また、都道府県は、実施主体である市町村において円滑な取組促進が図られるようにする観点から、行動計画策定指針に即し、（2）に掲げる内容について都道府県行動計画に盛り込むこととする。

なお、市町村行動計画又は都道府県行動計画の策定に当たっては、放課後児童クラブ及び放課後子供教室に係る事項のみの策定とすることや、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に定める市町村子ども・子育て支援事業計画又は都道府県子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定することも差し支えない。

(1) 市町村行動計画に盛り込むべき内容

- ・放課後児童クラブの平成31年度に達成されるべき目標事業量
- ・一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の平成31年度に達成されるべき目標事業量
- ・放課後子供教室の平成31年度までの整備計画
- ・放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策
- ・小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策
- ・放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策
- ・地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組 等

(2) 都道府県行動計画に盛り込むべき内容

- ・地域の実情に応じた放課後児童クラブ及び放課後子供教室の研修の実施方法、実施回数等（研修計画）
- ・放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策 等

4 市町村の体制、役割等

(1) 運営委員会の設置

市町村は、地域の実情に応じた効果的な放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に関する検討の場として、「運営委員会」を設置する。

その際、市町村の教育委員会と福祉部局が連携を深め、学校の教職員や放課後児童クラブ、放課後子供教室の関係者との間で共通理解や情報共有を図るとともに、学校施設の使用計画や活用状況等について、十分に協議を行い、教育委員会と福祉部局の双方が責任を持つ仕組みとなるよう、適切な体制づくりに努めること。

① 主な構成員

行政関係者（教育委員会及び福祉部局）、学校関係者、PTA関係者、社会教育関係者、児童福祉関係者、学識経験者、放課後児童クラブ関係者、放課後子供教室関係者、学校支援地域本部関係者、学校運営協議会関係者、地域住民 等

② 主な検討内容

教育委員会と福祉部局の具体的な連携方策、小学校の余裕教室等の活用方策と公表、活動プログラムの企画・充実、安全管理方策、ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策、広報活動方策、放課後児童クラブ及び放課後子供教室実施後の検証・評価 等

5 都道府県の体制、役割等

(1) 推進委員会の設置

都道府県は、市町村において円滑な取組促進が図られるよう、管内・域内における放課後対策の総合的な在り方についての検討の場として、「推進委員会」を設置する。

① 主な構成員

行政関係者（教育委員会及び福祉部局）、学校関係者、PTA関係者、社会教育関係者、児童福祉関係者、学識経験者、放課後児童クラブ関係者、放課後子供教室関係者、学校支援地域本部関係者、学校運営協議会関係者 等

② 主な検討内容

教育委員会と福祉部局の具体的な連携方策、都道府県内における放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施方針、安全管理方針、人材確保及び質の向上のための従事者・参画者の研修の企画・充実、広報活動方策、事業実施後の検証・評価 等

(2) 従事者・参画者の研修等

都道府県は、放課後児童クラブにおける放課後児童支援員となるための研修のほか、管内・域内の各市町村が実施する放課後児童クラブの従事者（放課後児童支援員、補助員）・放課後子供教室の参画者（コーディネーター、教育活動推進員、教育活動サポーター等）の資質向上や、両事業の従事者・参画者と小学校の教職員等との間での情報交換・情報共有を図るため、合同の研修を開催する。

6 市町村における放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施

※放課後児童クラブについては、「市町村」に社会福祉法人等を含む。

※放課後子供教室については、都道府県が実施する場合には、「市町村」を「都道府県」と読み替える。

(1) 学校施設を活用した放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施促進

学校は、放課後も、児童が校外に移動せずに安全に過ごせる場所であり、同じ学校に通う児童の健やかな成長のため、立場を越えて、放課後対策について実施主体にかかわらず、連携して取り組むことが重要である。このため、市町村は、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に当たって、以下の内容に留意しつつ、学校教育に支障が生じない限り、余裕教室や放課後等に一時的に使われていない教室等の徹底的な活用を促進するものとする。

なお、長期休業日や土曜日等、学校の授業日以外の活動についても、ニーズ等に応じて柔軟に対応すること。

① 学校施設の活用にあたっての責任体制の明確化

放課後児童クラブ及び放課後子供教室は、学校施設を活用する場合であっても、学校教育の一環として位置付けられるものではないことから、実施主体は、学校

ではなく、市町村の教育委員会、福祉部局等となり、これらが責任を持って管理運営に当たること。

その際、事故が起きた場合の対応や、例えば、教室不足等により放課後児童クラブ及び放課後子供教室に転用したスペースを学校教育として使用する必要性が生じた場合の移転先の確保とスペースの返還などの取決め等について、あらかじめ教育委員会と福祉部局等で協定を締結するなどの工夫により、学校施設の使用に当たって、学校や関係者の不安感が払拭されるよう努めること。

② 余裕教室の活用促進

○余裕教室の徹底活用等に向けた検討

児童の放課後等の安全・安心な居場所や活動場所の確保は、地域や学校にとっても重要な課題であり、優先的な学校施設の活用が求められていることから、運営委員会等において、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に当たって、各学校に使用できる余裕教室がないかを十分協議すること。

また、各学校の余裕教室の年間使用計画等については、地域の実情に応じて、小学校区ごとに学校関係者、放課後児童クラブ関係者、放課後子供教室関係者、保護者等からなる協議会を設置するなどして、関係者間の理解を深めつつ、協議を行うことが望ましい。

特に、既に活用されている余裕教室（学習方法・指導方法の多様化に対応したスペース、教職員のためのスペース、地域住民の学習活動のためのスペース等）についても、改めて、放課後児童クラブ及び放課後子供教室に利用できないか、検討することが重要である。

なお、市町村教育委員会は、余裕教室の使用計画や活用状況等について公表するなど、可能な限り、検討の透明化を図ること。

○国庫補助を受けて整備された学校施設を転用する場合の財産処分手続

国庫補助を受けて整備された学校施設を使用する場合で、学校施設を転用し、財産処分手続が必要となる場合であっても、「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」（平成20年6月18日20文科施第122号文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知）において、財産処分手続の大幅な弾力化が図られていることに留意すること。また、放課後等において一時的に学校教育以外の用途に活用する場合は、財産処分には該当せず手続は不要となるため、積極的な活用について検討すること。なお、「一時的」とは、学校教育の目的で使用している学校施設について、学校教育に支障を及ぼさない範囲で、ほかの用途に活用する場合であることを留意すること。

③ 放課後等における学校施設の一時的な利用の促進

全ての小学校区で、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に又は連携して実施していくためには、放課後児童クラブの児童の生活の場と、共働き家庭

等の児童か否かを問わず全ての児童が放課後等に多様な学習・体験プログラムに参加できる実施場所との両方を確保することが重要である。

このため、学校の特別教室や図書館、体育館、校庭等（けが等が発生した場合の保健室を含む）のスペースや、既に学校の用途として活用されている余裕教室を、学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯について放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施場所として活用するなど、一時的な利用を積極的に促進すること。

また、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の児童が参加する共通のプログラムを実施する際には、多くの児童が参加でき、活動が充実したものとなるよう、参加人数やプログラムの内容等に応じて、これらの多様なスペースを積極的に活用すること。

（２）一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施

① 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の考え方

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室とは、全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小中学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるものをいう。

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の中には、放課後子供教室を毎日実施するものと、定期的に実施するものが考えられるが、地域の実情に応じ、適切と考えられる頻度で整備を進めていくものとする。

この場合、活動プログラムの企画段階から両事業の従事者・参画者が連携して取り組むことが重要である。

また、一体型として実施する場合でも、放課後児童クラブの児童の生活の場としての機能を十分に担保することが重要であり、子ども・子育て支援新制度施行後は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 24 年法律第 67 号）による改正後の児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 34 条の 8 の 2 第 1 項の規定により、市町村が条例で定める基準を満たす必要がある。

さらに、学校施設の一時的な利用等を積極的に進め、多様な活動が実施できる場所を確保することが必要である。

なお、放課後子供教室を毎日実施する場合と定期的に実施する場合とでは、以下の点に配慮すること。

放課後子供教室を毎日実施する場合は、放課後児童クラブの児童の生活の場を確保するとともに、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できる環境を整備すること。例えば、両事業の実施場所が同一の小中学校内であるが、余裕教室と専用施設などのように、活動場所が離れているような場合、両事業の従事者・参画者が常に連携し、放課後児童クラブの児童も放課後子供教室の活動プログラムに参加できるようにすること。

また、放課後子供教室を定期的（週1～2回程度）に実施する場合は、放課後子供教室の活動プログラムに放課後児童クラブの児童も参加できるよう、両事業の従事者・参画者が常に情報共有を図り、活動内容や実施日を放課後児童支援員等が把握し、児童の主体的な参加を促すようにすること。

② 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の留意点

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に当たっては、以下の点に留意しつつ、一体型の利点を生かした取組の推進を図ることが重要である。

○全ての児童の安全・安心な放課後等の居場所の確保

両事業を小学校内で実施することにより、共働き家庭等の児童の生活の場を確保するとともに、全ての児童の放課後等の多様な活動の場を確保することが必要であること。その際、実施に当たっては、特別な支援を必要とする児童や特に配慮を必要とする児童の受入れとそれらの児童が安心して過ごすことができる環境への配慮にも十分留意すること。

○全ての児童を対象とした多様な学習・体験活動のプログラムの充実

両事業を一体的に実施することにより、共働き家庭等か否かを問わず、全ての児童と一緒に学習や体験活動を行うことが必要であること。

その際、共通のプログラムの充実を図り、学校での学びを深めたり広げたりする学習や、補充学習、文化・芸術に触れあう活動、スポーツ活動等、児童の興味・関心やニーズ、地域の資源等を踏まえた多様なプログラム、児童が主体となって企画したプログラムを充実するとともに、児童によるボランティア活動など、低学年だけでなく高学年の児童の学ぶ意欲を満たす内容や、異年齢児交流を促す内容も充実することが望ましいこと。

なお、活動場所の広さや安全管理上の都合等により、参加人数を一定数に制限しているプログラムがある場合にも、両事業の従事者・参画者が連携して情報を共有するなどして、希望する放課後児童クラブの児童が参加できるよう十分留意すること。

(3) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携による実施

学校施設を活用して放課後児童クラブ及び放課後子供教室を整備しても、なお地域に利用ニーズがある場合等については、希望する幼稚園などの地域の社会資源の活用も検討しつつ、小学校外での整備を進めていくものとする。

また、現に公民館や児童館等、小学校以外で実施している放課後児童クラブ及び放課後子供教室については、保護者や地域のニーズを踏まえ、引き続き当該施設で実施することは差し支えない。このような一体型でない放課後児童クラブ及び放課後子供教室についても、両事業を連携して実施できるようにすること。例えば、児童館で実施している放課後児童クラブと学校施設内で実施している放課後子供教室の場合、一体型と同様に、放課後子供教室の活動プログラムの企画段階から両事

業の従事者・参画者が連携して全ての児童を対象とした活動プログラムを企画し、学校施設内のみならず、児童館でも実施するなど、両事業の児童が交流できるような連携方法が考えられる。

なお、両事業の一体的な、又は連携による取組に関するモデルケース等については、別途、提示する。

(4) 学校・家庭と放課後児童クラブ及び放課後子供教室との密接な連携

「放課後子ども総合プラン」の実施に当たっては、児童の様子の変化や小学校の下校時刻の変更などにも対応できるよう、学校関係者と放課後児童クラブ及び放課後子供教室の関係者との間で、迅速な情報交換・情報共有を行うなど、事業が円滑に進むよう、十分な連携・協力を図られたい。特に、両事業を小学校内で実施する場合は、小学校の教職員と両事業の従事者・参画者の距離が近く、連携が図りやすい環境にあることを生かし、日常的・定期的に情報共有を図り、一人一人の児童の状況を共有の上、きめ細かに対応するよう努めること。

なお、特別な支援を必要とする児童や、虐待、いじめを受けた児童など、特に配慮を必要とする児童の利用を推進するに当たっては、当該児童の状況等を学校関係者と放課後児童クラブ及び放課後子供教室との間で相互に話し合い、必要に応じ、専門機関や要保護児童対策地域協議会などの関係機関と連携して適切に対応すること。

また、保護者との連絡帳のやりとりや日常的・定期的な対話等を通じて、家庭とも密接に連携し、児童の成長を関係者で共有していくことが重要である。

こうした学校と家庭、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の関係者間の連携に当たっては、小学校区ごとに協議会を設置したり、学校支援地域本部を活用するなど、情報共有を図る仕組みづくりを併せて進めることが望ましい。さらに、その協議会等を基盤として学校運営協議会（コミュニティ・スクール）に発展させることで、情報や課題等を共有し、協議をする仕組みづくりを行うことも有効であり、積極的に推進することが望まれる。

(5) 民間サービス等を活用した多様なニーズへの対応

児童の放課後活動について、サービスの水準・種類に対する多様なニーズを満たすためには、地域における民間サービスを活用し、公的な基盤整備と組み合わせることが適当である。特に、自立度が高まる高学年の児童については、放課後の過ごし方として、塾や習い事等も重要な役割を担っていることに留意する必要がある。

放課後児童クラブについては、既に多様な運営主体により実施されているが、待機児童が数多く存在している地域を中心に、民間企業が実施主体としての役割をより一層担っていくことが考えられる。その際、地域のニーズに応じ、本来事業に加えて高付加価値型のサービス（塾、英会話、ピアノ、ダンス等）を提供することも考えられる。

また、放課後子供教室については、全ての児童の学習支援や多様なプログラムの充実を図るため、地域住民等の一層の参画促進を図るとともに、これらの人材に加え、大学生や企業退職者、地域の高齢者、子育て・教育支援に関わる NPO、習い事や学習塾等の民間教育事業者、スポーツ・文化・芸術団体などの人材の参画を促進していくことも望まれる。

7 総合教育会議の活用による総合的な放課後対策の検討

本年6月に公布され、平成27年4月1日から施行される「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」（平成26年法律第76号）に基づく、新たな教育委員会制度では、全ての地方公共団体に、首長と教育委員会を構成員とする総合教育会議を設けることとなっている。総合教育会議においては、教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るために重点的に講ずべき施策等について協議を行うこととなっている。

この総合教育会議を活用し、首長と教育委員会が、総合的な放課後対策の在り方について十分に協議し、放課後等の活動への学校施設の積極的な活用や、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施の促進を図っていくことも重要である。

なお、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について」（平成26年7月17日26文科初第490号文部科学省初等中等教育局長通知）においても、総合教育会議の協議事項の一つとして、教育委員会と福祉部局が連携した総合的な放課後対策について取り上げることも想定されているところである。

8 市町村等の取組に対する支援

「放課後子ども総合プラン」に基づく市町村等の取組に対し、国は、必要な財政的支援策を講じるため、毎年度予算編成過程において検討していくとともに、効果的な事例の収集・提供等を通じて地域の取組の活性化を図るものとする。

<本件連絡先>

【放課後児童クラブに関すること】

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
育成環境課

電話：03(5253)1111 内線：7909

【放課後子供教室に関すること】

文部科学省生涯学習政策局社会教育課
地域・学校支援推進室

電話：03(5253)4111 内線：3260

【学校施設の活用に関すること】

文部科学省大臣官房文教施設企画部
施設助成課

電話：03(5253)4111 内線：2464

【学校との連携に関すること】

文部科学省初等中等教育局参事官付

電話：03(5253)4111 内線：3705

【総合教育会議に関すること】

文部科学省初等中等教育局

初等中等教育企画課

電話：03(5253)4111 内線：4678

3 学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業

(前年度予算額 1, 195, 727千円)

26年度予定額 1, 200, 231千円

1. 事業の要旨

今後、被災地の自律的な復興に向けて、住民一人一人が主体的に参画することのできる地域コミュニティ再生のための学びの場づくり、コミュニケーションの場づくりを推進することが必要である。

このため、学校や公民館等の社会教育施設も活用しつつ、学習活動のコーディネートや指導、安全管理・ICT活用支援等に従事する人材を配置し、地域住民の学習・交流を促進するとともに、子どもたちの良質な成育環境を整備する。これらを通じ、学びを媒介としたコミュニケーションの活性化や地域の課題解決の取組を支援し、地域コミュニティの再生を図る。

2. 事業の内容

(1) 事業企画・評価委員会の設置

被災地の状況や要望をより詳細に把握し、それを踏まえた効果的な事業の在り方や効果測定の在り方等について検討するため、文部科学省に企画・評価委員会を設置し、現地調査を含む現状分析、効果測定の指標設定、今後の支援の在り方など、事業のグランドデザインについて検討・評価を行う。

(2) 学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援

①地域教育コーディネーターによる地域の学びの場の提供

被災地の市町村教育委員会に、「地域教育コーディネーター」を配置する。

地域教育コーディネーターは、学校、公民館、図書館、集会所などを拠点に、地域に必要な様々な学習の場をコーディネートし、住民に提供することを通じ、人々が日常的に集い、参加する場をつくとともに、地域の具体的な課題解決やコミュニティの再生に資する。

(具体的な活動のイメージ)

例えば、外部講師や地域のボランティア等の参画を得て、仮設住宅での生活等により家庭学習等が困難な児童生徒に対して、学校施設、集会所等を活用して、放課後や週末等の学習・交流の場を提供する活動や、地域住民に対して、公民館等を活用して地域ぐるみの防災教育や心のケアなどの課題解決のための学習の場を提供する活動などを支援する。

②地域スポーツコーディネーターによる地域スポーツの場の提供

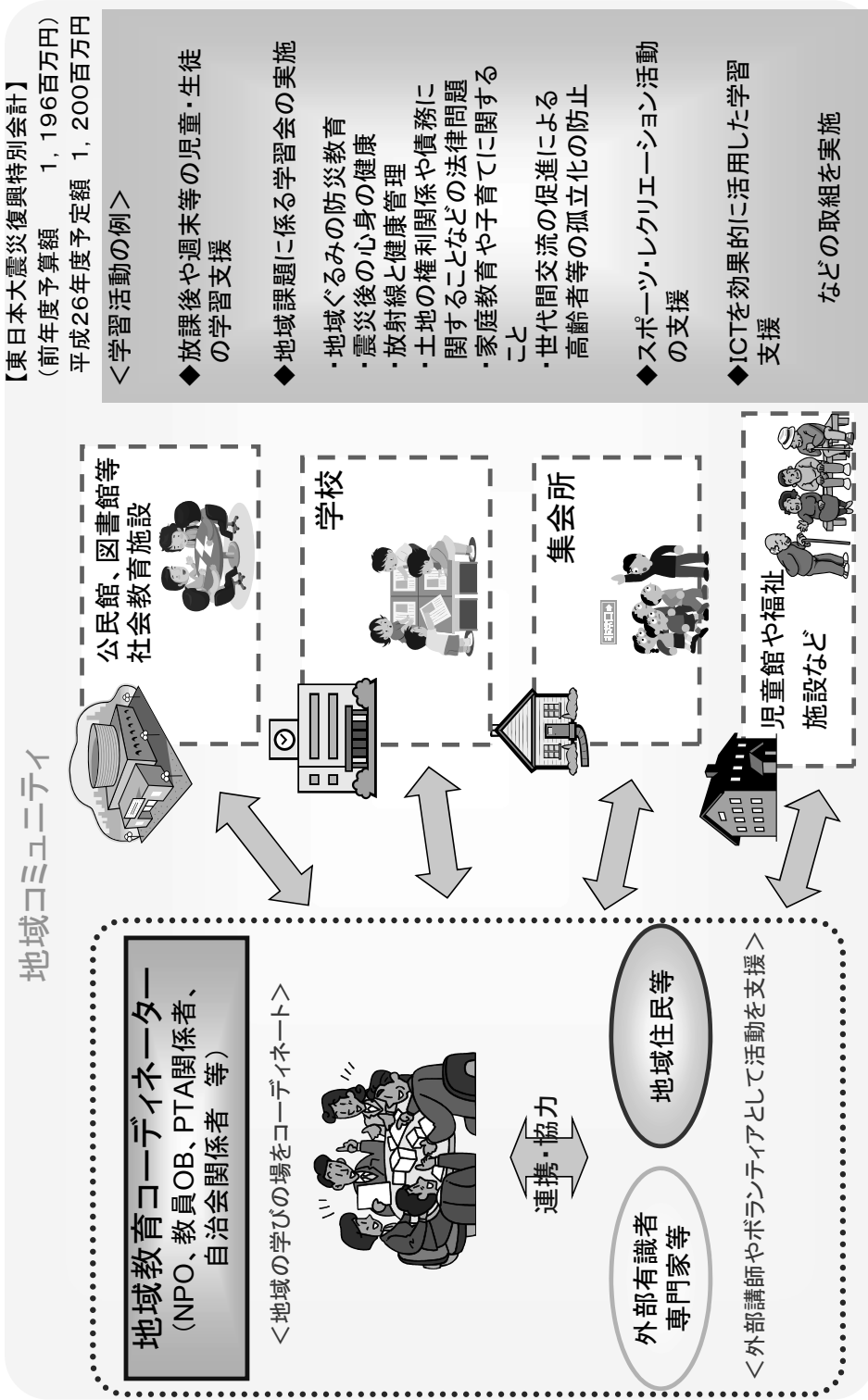
被災地の総合型地域スポーツクラブ等に、「地域スポーツコーディネーター」を配置する。

地域スポーツコーディネーターは、地域の住民に対するスポーツ活動を企画・立案し、外部講師や地域ボランティア等の参画を得て、スポーツ・レクリエーション教室などのプログラムを学校、公共体育館などで定期的実施する。これらの活動により、運動不足になっている子どもから高齢者までが日常的にスポーツに取り組むことのできる環境を整備するとともに、スポーツによる交流を通じてコミュニティの人間関係構築に資する。

③ ICTコーディネーターの配置

被災地の学校に、ICTの効果的な活用策のプロデュースを担当する「ICTコーディネーター」を配置する。

学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業



↑ 学びを媒介として、地域の人間関係を構築するとともに、身近な課題に自ら対応する能力を育成
住民の自律的な取組を基盤とする地域コミュニティの再生

4 公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム

(前年度予算額 206,776千円)

26年度予定額 133,263千円

1. 事業の要旨

現在の日本社会は、長期にわたる経済低迷、少子高齢化に伴う人口・労働力減少、農山間部における過疎化の進行、相対的貧困の拡大と中間層の活力低下等、様々な課題に直面し、加えて東日本大震災からの復興が喫緊の課題となっている。このよう中で、日本が本来の元気を取り戻していくためには、国の発展の基礎・基盤となる地方の活力を重視し、地域が自らの発想と特色を持ったまちづくりが進められる地域コミュニティの再生・活性化が図られる必要がある。

本事業は、戦後間もない時期から全国各地域に約1万5千館設置され、地域の絆づくりに貢献してきた社会関係資本（ソーシャルキャピタル）であり、教育、福祉の増進、地域産業振興等に大きな役割を果たしてきた社会教育行政の中核施設である公民館等において、地域人材による課題を抱える若者の支援、家庭支援、地域防災・減災等の現代的課題解決のために実施される先進的な取組を支援する。

先進的な取組は、地域の物的資本や人的資本を最大限活用するとともに行政の垣根を越えた連携・協働により行われるものであり、地域コミュニティの再生による地域活性化を図ることで、元気な日本の再生を目指すものである。

また、本事業は全国約1万5千館の1%（約150館）の意欲ある公民館等に対し重点的支援を行うことで、課題解決のための先進的な取組基盤を構築し、活動の活性化を図るとともに、関係省庁等との連携により成果の周知・波及を進め全国的な課題解決へとつなげていくものである。

2. 事業の内容

(1) 支援プログラムの選定・評価・検証

地方公共団体から申請のあった地域における課題解決に資する取組を調査し、委託先を選定するとともに、事業実施前から事業終了後までの各段階において、事業内容に対する評価・検証を行い、より効果的に事業が実施されるよう、随時、適切な助言等を行う。

(2) 支援プログラムの実施

社会教育的アプローチにより、現代的課題に対し、公民館等を中心として解決に向けた積極的・意欲的な取組を行おうとしている事業を採択し、国と地方公共団体等が共同した実証的研究の取組として実施する。

事業の採択に当たっては、地方において喫緊の課題となっている以下の採択テーマに沿ったものであり、地域コミュニティの再生を通じた地域活性化に資する取り組みであることを念頭に採択を行うものとする。

なお、本年度より政府全体で推進している「国土強靱化（ナショナルレジリエンス（防災・減災））」の取組において、地域の防災・減災に関わる関係諸機関の相互理解、地域住民との間の正しい知識の共有を図るためのソフト面での取組（リスクコミュニケーション施策）の重要性が取り上げられ、とりわけ地域において関係機関、地域住民が関わる防災・減災教育の取組が重要と位置づけられた。本事業の採択テーマの中で、「②地域の防災拠点形成支援プログラム」については、その趣旨に鑑み、地域にお

けるリスクコミュニケーションに大きく資することができることから、実施箇所数の追加を行い、重点化を図ることとする。

また、新規に採択された先進的な取組みが地域において定着するまでのプロセスをも併せて研究することを念頭に置き、事業の計画にあたっては3年間を上限として定着までの段階的な計画を行うことを可能とする。

【採択テーマ】

①若者の自立・社会参画支援プログラム

- ・ 地域若者サポートステーション等と連携し、地域に居住しているニートに対する積極的な居場所の提供と自立支援の取組み、学生の卒業後、就職前をつなぐ取組みや、一旦就職後、離職した者への就労支援の取組み。
- ・ NPO等と連携し、ボランティア活動等を通じ、社会参加を促すような仕組みを構築する取組み。
- ・ 学校教育への不適應や学校外での学習に困難を抱える中高生への学びの支援の取組み。
- ・ 専修学校、NPO、企業・福祉施設等と連携し、中高生等への擬似職場体験の機会提供を通じた実践的な職業教育支援の取組み。等

②地域の防災拠点形成支援プログラム

国土強靱化（ナショナルレジリエンス）の観点から、公民館がハブとなり関係各機関におけるリスクコミュニケーションの強化による地域の防災・減災のために実施する以下のような取組みを実施するものとする。

- ・ 消防団等と連携し、地域住民に対し、災害発生時の緊急的対応、避難方法等を日常生活の中で常に意識するよう啓発する活動や世代を超えた体験型避難訓練等の取組み、地域の各地区ごとの実情に応じ、住民参加で実施する防災マニュアル作成の取組み。
- ・ 公民館等が避難所となった場合の受け入れ方策の確立や、行政機関との円滑な連携方策等を検討し、ICT機器等を活用し、地域防災の拠点として非常時に即応して行動できる体制を構築する取組み。
- ・ 非常時に、避難所運営等の地域活動が円滑に行われるよう、地域コミュニティの維持、強化も含め、普段からの地域におけるネットワーク作りを促す取組み。
- ・ 消防庁が実施する自主防災組織をはじめとする地域の防災リーダー育成の事業と連携して行う公民館等における地域防災講座等の取組み。
- ・ 地域防災に関係する地理的条件（河川、ため池等）や気象条件について、各省庁の出先機関等の専門家を招いての地域学習の取組み。
 - ・ 心のケアも含めた地域人材育成並びにコミュニティ形成の取組み。 等。

③地域人材による家庭支援プログラム

- ・ 学校等と連携し、いじめや不登校問題への対応や、児童虐待予防など、課題を抱え孤立しがちな家庭に対する、地域人材を中心とした支援の仕組みづくりと専門家等のサポート体制の構築、親向け学習プログラムの開発及び、孤立しがちな保護者の交流や子育ての自発性を引き出す親育ちの取組み。 等

④地域振興支援プログラム

- ・ 地域の農産物や伝統工芸品などの地域資源に関する学習の成果を活かし、それらの資源を活用して行う地域産業振興の取組み。
- ・ これまであまり積極的に公民館活動に参加してこなかった中間年齢層（20～50代）のニーズに合わせた講座を開催し、その成果を活かし、地域における積極的な活動へとつなげ、地域の振興を図る取組み。等

⑤その他地域の教育的資源を活用した地域課題解決支援プログラム

- ・ 地域の教育的資源である図書館を活用し、若者や女性の起業等の支援や地域産業振興と連携した地域の雇用創出につなげる取組み。
- ・ 地域の教育文化資源である博物館を活用し、地域の特性を活かした観光振興を行う取組み。
- ・ 地域の実情に応じた人権教育に係る支援の取組み。
- ・ 女性の活躍促進のため、地域人材を活用した、若年期からのライフプランニング支援を含むキャリア教育の取組み。等

（3）支援プログラムの周知・広報

採択された取組により得られた効果、地域課題解決のノウハウ等について、全国的規模で関係者が集まる大会の開催等を通じ、各地域における課題解決に資する取組みに対する理解が深まるよう、関係省庁と連携し、周知・広報を行い、現代的な課題解決につながるよう取り組む。

なお、平成26年度においては、世界各地の関係者を招聘して実施される「ESD推進のための公民館－CLC国際会議（※）」（開催地：岡山市）において、要請に応じ、文部科学省からの参画として本事業の受託先等関係者が会し、成果発表、研究協議、またその様子の全国へのインターネット配信等を行う予定としている。

本会議への参加の成果として、日本の公民館においては、公民館の原点とも言えるアジア各地での地域づくりの拠点、地域の絆の拠点施設としてのCLCの在り方について、また、CLCにおいては、日本の公民館がこれまで蓄積してきた学習を通じた地域課題解決のノウハウ、またその先進的な在り方について学びあうことが挙げられる。また、日本の公民館においては自らの公民館のみならず、それらを各地域に持ち帰り、波及させることを併せて狙いとして参加するものとする。

※「CLC (Community Learning Centre)」とは、主にタイ、インドネシア等のアジア諸国において、日本の公民館のように、地域における教育、地域振興、地域福祉の拠点施設として整備が進んでいる施設のことである。

3. 事業の種別

直轄事業：（1）支援プログラムの選定・評価・検証（事前調査、事業選定委員会、評価・検証委員会の実施）

（3）支援プログラムの周知・広報（全国大会の開催等）

委託事業：生涯学習振興事業委託費（委託先：地方公共団体、民間団体）

（2）支援プログラムの実施

（3）支援プログラムの周知・広報（成果発表、研究協議の実施等）

4. 予算の推移

(千円)

年 度2122232425 予算額―――206,776

5. 所要経費

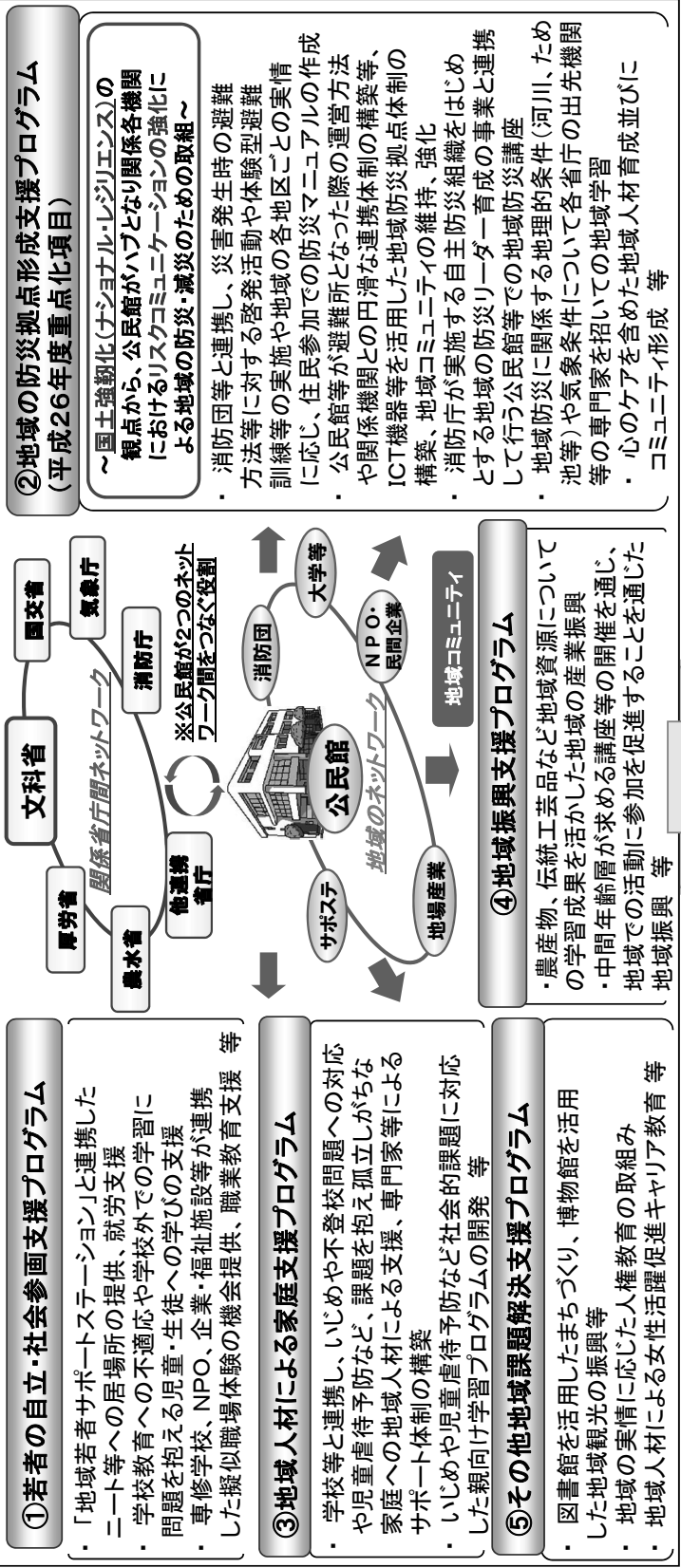
<u>(1) 支援プログラムの選定・評価・検証</u>	<u>8,810千円(9,695千円)</u>
①事前調査等	5,545千円(5,906千円)
②支援プログラム選定委員会	671千円(687千円)
③支援プログラム評価・検証委員会	2,594千円(3,102千円)
<u>(2) 支援プログラムの実施</u>	<u>121,355千円(195,000千円)</u>
【新規採択分】	
5テーマ×7地域×@1,033千円 (@1,300千円)	36,155千円(195,000千円)
【継続採択分】	
5テーマ×20地域×@852千円 (@0千円)	85,200千円(0千円)
<u>(3) 支援プログラムの周知・広報</u>	<u>3,098千円(2,081千円)</u>
本省経費	320千円 (2,081千円)
成果発表、研究協議実施 (委託経費)	2,778千円 (0千円)
計	<u>133,263千円(206,776千円)</u>

公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム

(前年度予算額 207百万円) (26年度予算額 133百万円)

地域社会における様々な現代的課題(経済低迷、少子高齢化に伴う人口・労働力の減少、過疎化の進行等)に対し、公民館等が行政の関係部署の垣根を越え、関係諸機関等と連携・協働して課題解決のため実施する地域独自の取組みを支援し、社会教育を活性化することを通じて、地域のさびない、地域コミュニティの再生及び地域活性化を図り、元気な日本を取り戻すことを目指す。

全国に約15,000館設置された「ソーシヤルキャピタル」(社会関係資本)としての公民館を活用



地域自らが特色を持った地域づくりを行い、地域コミュニティの再生が図られることにより、元気な日本を取り戻す。

(委託)上記5テーマ×27箇所＝135箇所 計135箇所(うち継続100箇所程度)
新規採択については、取組の定着までのプロセスを踏まえ、最大3年を上限として事業を段階的に計画することが可能。
(直轄)「事業評価・検証委員会」の実施、周知・広報活動、『ESD推進のための公民館 - CLC国際会議』(開催地:岡山市)と連携した委託事業成果発表、研究協議会の実施。

IV ボランティア活動に関する各種制度等

1 ボランティア活動と表彰制度について

○ 青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策等について（答申）

（中央教育審議会，平成14年7月29日）

5. 社会的気運の醸成～皆が参加したくなる雰囲気づくりを～

国民一人一人が奉仕活動・体験活動の意義を理解し、身近なものとしてとらえ、日常生活の一部として継続して取り組んでいくためには、社会全体でこれらの活動を推進していく気運を醸成していくことが不可欠である。このため、奉仕活動・体験活動に関する年次報告など奉仕活動・体験活動に関する積極的な広報・啓発、ボランティア活動推進月間など活動に気軽に参加できる雰囲気作り、活動を継続して取り組む者に対する顕彰の工夫などに取り組む必要がある。

(1) 奉仕活動・体験活動に対する社会的気運の醸成

2) 活動の顕彰

奉仕活動・体験活動に継続的に取り組む者を幅広く社会的に認知し、その取組を顕彰していくことも重要である。ボランティア活動等に関する表彰・顕彰については、既に国や地方公共団体、企業や民間団体等により様々なものがあるが、例えば、以下のような点について検討することが望ましい。

○ 活動に携わるあらゆる人や団体が対象となる工夫

- ・例えば、青少年の奉仕活動等に対する顕彰など既存の表彰・顕彰の対象となりにくい者に対する新たな制度の創設、既存の表彰・顕彰の実施の工夫による対象者の拡大

○ 国民の関心を集める顕彰の工夫

- ・積極的に活動を行っている個人や団体などが社会から脚光を浴びるような環境を作り、関係者の意欲を鼓舞し、国民にその功績を広める顕彰の工夫（例：前述の推進月間に合わせて顕彰を実施（「ボランティア大賞」の創設等）、顕彰と合わせて行事の開催等）

○ 緑綬褒章

（授与対象：自ら進んで社会に奉仕する活動に従事し徳行顕著なる方）

・ 栄典制度の在り方に関する懇談会報告書（平成13年10月29日）

(5) 緑綬褒章

緑綬褒章は「孝子など徳行卓絶な者」に対し授与されることとされており、表彰されるべき事績の生じた都度各省庁から推薦されることになっているものの、昭和30年代以降は受章例がない状態となっている。

しかしながら、緑綬褒章のように人の徳義を称える栄典こそ現代において積極的に活用することが望ましい。そこで、従来の緑綬褒章の対象を見直し、さまざまな分野におけるボランティアの活動などで顕著な実績のある個人や団体に授与することとすべきである。

・ 栄典制度の改革について（閣議決定，平成14年8月7日）

2 褒章について

褒章については，社会の各分野における優れた事績，行いを顕彰するものとして，年齢にとらわれることなく速やかに顕彰することを基本とし，次に掲げるような運用の改革を進め，積極的に活用する。

- ① 従来運用されていない緑綬褒章をボランティア活動などで顕著な実績のある個人等に授与する。

4 実施時期

勲章及び褒章の改革については，平成15年秋の叙勲及び褒章を目途に実施する。

※ 平成16年春の褒章では，半世紀ぶりに緑綬褒章が26名に授与された。

(参 考)

社会教育功労者表彰要項

昭和59年9月1日 文部大臣裁定
最近改定
平成24年5月31日

1 趣 旨

地域における社会教育活動を推進するため多年にわたり社会教育の振興に功労のあった者、及び全国的見地から多年にわたり社会教育関係の団体活動に精励し社会教育の振興に功労のあった者等に対し、その功績をたたえ文部科学大臣が表彰する。

2 表彰の時期

表彰の時期については、別途文部科学省から被表彰者の推薦者に対して通知することとする。

3 被表彰者の範囲

表彰の対象は、次の（１）又は（２）に該当する者とする。

（１）社会教育の振興に功労のあった者であって、以下の（ア）から（ウ）まで掲げる期間を通算した期間が実質年数10年以上になる者

（ア）地域における社会教育の振興に功労があった期間

（イ）全国的な社会教育の振興に功労があった期間

（ウ）別に定める文部科学省が所管する独立行政法人における社会教育の振興に功労があった期間

（２）上記（１）以外の者であって、社会教育の振興に功労があった国の審議会の委員等その他社会教育において特に功労があったと文部科学大臣が認める者

4 被表彰者の推薦

各都道府県教育委員会、全国的活動を展開する社会教育関係団体及び文部科学省が所管する独立行政法人等（以下、「都道府県等」という。）は、別に定める「候補者推薦要領」（以下、「推薦要領」という。）に従い、文部科学大臣あて推薦することができる。

なお、推薦人数は、次の（１）から（３）に掲げる功労者の区分ごとに、以下のとおりとする。

（１）社会教育の振興に功労のあった者であって、主として地域における社会教育の振興に功労があった者

各都道府県教育委員会2名（ただし、指定都市を含む道府県は、当該指定都市の数だけ人数を増加できる。東京都は4名。）以内で、推薦順位を付する。

（２）社会教育の振興に功労のあった者であって、主として全国的な社会教育の振興に功労があった者各社会教育関係団体1名以内とする。

（３）社会教育の振興に功労のあった者であって、主として文部科学省が所管する独立行政法人における社会教育の振興に功労があった者推薦要領に定める人数とする。

5 被表彰者の決定

文部科学省に社会教育功労者表彰選考委員会を設け、都道府県等から推薦された者について書類審査により選考の上、文部科学大臣が決定する。

6 表彰の方法

別紙様式（略）による文部科学大臣表彰状を授与する。また、必要に応じて記念品を授与するものとする。

なお、被表彰者として決定した者が当該表彰前に死亡した場合には、その遺族に表彰状等を授与することができるものとする。

7 表彰の取消し

次の（１）又は（２）に該当する場合は、表彰を取り消すことができる。

- （１）表彰候補者調書、功績調書及び履歴書に不実の記載があると判明したとき
- （２）被表彰者が法令等の重大な違反行為をし、又は本表彰の趣旨を損なう行為があったとき

（参 考）

候補者推薦要領

昭和59年9月1日生涯学習局長裁定
最近改正
平成24年5月31日

1 推薦方法

別紙様式による表彰候補者調書、功績調書及び履歴書各1部を添えて、文部科学大臣あて推薦する。

2 候補者の例示等

- （１）社会教育功労者表彰要項（以下、「表彰要項」という。）3（１）に係る例示等

（ア）地域における社会教育の振興に功労があった期間

表彰要項3（１）（ア）に該当する期間としては、以下の①から④までに掲げる期間を通算した期間が考えられる。

- ① 社会教育に関する諸活動の指導者として貢献した期間

具体的には、以下の i から iii までに掲げる期間を通算した期間。

- i 社会教育委員，公民館運営審議会委員，図書館協議会委員，博物館協議会委員，青少年教育・女性教育施設の運営委員等として，社会教育に関する諸計画の立案，各種事業の企画実施等に指導的役割を果たした期間
 - ii 生涯学習推進会議等生涯学習推進体制のための組織の各種委員等として，社会教育活動の活性化のために連絡・調整，連携事業の開発，振興に功労のあった期間
 - iii 社会教育の講座，学級，講習会，学校開放事業等の講師，助言者，企画運営担当者，又は社会教育指導員，青少年指導員・青少年相談員等の各種指導員として，社会教育に関する各種の学習活動への指導・助言，援助，生活指導，グループ指導等を行い，地域の社会教育の振興に功労のあった期間
- ② 社会教育施設において，その業務に精励し，他の模範と認められる活動を行っていた期間

具体的には，以下の i から vi までに掲げる施設の職員（補助的な職員は除く。）として，教育活動（講習会，研究会，移動教室等）の援助，拡充，調査研究活動，資料の収集，提供，サービスの整備等に精励し，施設活動の促進に功労のあった期間を通算した期間。

- i 公民館（社会教育法第 20 条，21 条に定める施設に限る。）
 - ii 図書館（図書館法第 2 条に定める施設に限る。）
 - iii 博物館（博物館法第 2 条に定める施設及び同法第 29 条に定める相当施設に限る。）
 - iv 総合社会教育施設（教育委員会が所管する施設に限る。）
 - v 青少年教育施設（教育委員会が所管する施設に限る。）
 - vi 女性教育施設（教育委員会が所管する施設及び教育委員会所管の民法第 34 条法人が管理運営する施設に限る。）
- ③ 社会教育におけるボランティア活動に精励し，他の模範と認められる活動を行っていた期間

具体的には，各種学級・講座における指導・助言，学習相談，学習グループ育成，子どものためのストーリー・テリング，視覚障害者のための点字図書や録音テープの作成，博物館資料の解説・案内，青少年の野外活動の指導，野外の美化活動等社会教育活動として行われる各種の社会奉仕活動，地域活動等に関してボランティアとして精励し，地域住民の新しい連帯をつくり，学習活動や実践活動への参加を促進する活動等に功労があった期間

- ④ 社会教育関係の団体活動に精励し，他の模範と認められる活動を行っていた期間

具体的には，地域における青少年団体，女性団体，成人団体等の各種社会教育関係団体の育成者，リーダー及び構成員として，学習活動の促進，指導者の養成，青少年の健全育成，男女共同参画社会の形成，高齢者の学習・社会参加活動の促進等に精励し，民間の社会教育活動の振興に功労のあった期間

なお，PTA 活動に関する功労のあった期間は，別に表彰制度があるので除くこととする。

- (イ) 全国的な社会教育の振興に功労があった期間

具体的には、全国的な活動を展開する青少年団体、女性団体、成人団体等の社会教育関係団体の役員に従事し、青少年の健全育成、女性、高齢者等の学習活動や社会参加の促進、指導者の養成等民間の社会教育活動の普及、向上に顕著な功労があったと認められる期間が考えられる。なお、「社会教育関係団体」とは、次の i から ii のいずれかに該当するものが考えられる。

- i 社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とする生涯学習政策局各課及びスポーツ・青少年局青少年課所管の民法法人（「公益法人社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に基づく公益認定を受けて公益社団法人もしくは公益財団法人へ移行した団体を含む。）で、「文部科学大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則」（平成12年総理府・文部省令第4号）、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成8年9月20日閣議決定）などの公益法人に関する規定を遵守し、その活動が適切に行われている団体。
- ii 社会教育団体振興協議会、財団法人社会通信教育協会、日本技能検定協会連合会、社団法人中央青少年団体連絡協議会に10年以上加盟し、顕著な活動を展開している団体。

また、「役員」とは、理事以上の役職であって監事、評議員、代議員、委員、相談役、顧問等は含まないものとする。

（ウ）文部科学省が所管する独立行政法人における社会教育の振興に功労があった期間

表彰要項3（1）（ウ）の文部科学省が所管する独立行政法人とは、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構（東京文化財研究所および奈良文化財研究所を除く）をいう。

表彰要項3（1）（ウ）に関する活動年数には、推薦する独立行政法人の前身である国立の機関における活動も含まれるものとする。

（2）表彰要項3（2）に係る例示等

表彰要項3（2）に該当する者は、表彰要項3（1）の功労と同等以上の功労があると認められる者とする。

3 候補者の対象としない者

以下の（1）から（3）に該当するものは、表彰の重複等を避ける観点から、表彰要項3に該当する者であっても、表彰の候補者の対象とはしないものとする。

- （1）本要領2（1）（ア）①においては、現に地方公共団体に勤務する常勤の職員。
- （2）社会教育に関する功労による叙勲、褒章受賞者（推薦年度における候補者を含む）。
- （3）過去に社会教育に関する功労により文部大臣表彰及び文部科学大臣表彰を受けた者。

4 推薦人数

表彰要項4（3）の推薦人数は以下のとおりとする。

法人名等	施設数	推薦人数
国立女性教育会館	1	1名以内
国立科学博物館	1	1名以内
国立青少年教育振興機構	28	28名以内
国立オリンピック記念青少年総合センター，国立大雪青少年交流の家，国立岩手山青少年交流の家，国立磐梯青少年交流の家，国立赤城青少年交流の家，国立能登青少年交流の家，国立乗鞍青少年交流の家，国立中央青少年交流の家，国立淡路青少年交流の家，国立三瓶青少年交流の家，国立江田島青少年交流の家，国立大洲青少年交流の家，国立阿蘇青少年交流の家，国立沖縄青少年交流の家，国立日高青少年自然の家，国立花山青少年自然の家，国立那須甲子青少年自然の家，国立信州高遠青少年自然の家，国立妙高青少年自然の家，国立立山青少年自然の家，国立若狭湾青少年自然の家，国立曾爾青少年自然の家，国立吉備青少年自然の家，国立山口徳地青少年自然の家，国立室戸青少年自然の家，国立夜須高原青少年自然の家，国立諫早青少年自然の家，国立大隅青少年自然の家		左記の各施設から1名以内
国立美術館	5	5名以内
東京国立近代美術館，京都国立近代美術館，国立西洋美術館，国立国際美術館，国立新美術館		左記の各施設から1名以内
国立文化財機構	4	4名以内
東京国立博物館，京都国立博物館，奈良国立博物館，九州国立博物館		左記の各施設から1名以内

5 留意事項

推薦に当たっては、関係者からなる選考委員会を設けるなど、慎重に調査及び審査すること。

2 ボランティア活動の定義等について

1 ボランティアの語源

英語の志願兵が語源であるというのが一般的であるが、ラテン語のボランタール（自由意志）からきているとも言われている。

2 ボランティア活動の定義

○ 生涯学習審議会答申「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」

（平成4年7月29日）

ボランティア活動は、個人の自由意思に基づき、その技能や時間等を進んで提供し、社会に貢献することであり、ボランティア活動の基本的理念は、自発（自由意思）性、無償（無給）性、公共（公益）性、先駆（開発、発展）性にあるとする考え方が一般的である。

○ 世界ボランティア宣言（1990年、ボランティア活動推進国際協議会総会）

ボランティアとは「個人が自発的に決意・選択するものであり、人間の持っている潜在的な能力や日常生活の質を高め、人間相互の連帯感を高める活動である。」

○ 国民生活白書（平成5年）

（ボランティア活動とは何か）

一般的に、ボランティア活動は、報酬を目的とせず、自発的な意思に基づいて自分の労力等を他人や社会のために提供することといった意味でとらえられることが多い。

○ 国民生活白書（平成12年）

（ボランティアの考え方）

ボランティアの最大公約数的な要素として次の2点を考えている。

- ① 自発性：自らの意思に基づいて行動する。
- ② 貢献性：（社会の一員として）他の人々や社会の福利を向上させる。

なお、活動は基本的に無対価であり、自らの経済的利益を求めることが中心的な動機にはならない。

○ 広辞苑

ボランティア【volunteer】

（義勇兵の意）志願者。奉仕者。自ら進んで社会事業などに無償で参加する人。

※ 奉仕活動

○ 中央教育審議会答申「青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策等について」（平成14年7月29日）

我々は、個人が能力や経験などを生かし、個人や団体が支え合う、新たな「公共」に寄与する活動、具体的には、「自分の時間を提供し、対価を目的とせず、自分を含め他人や地域、社会のために役立つ活動」を可能な限り幅広くとらえ、こうした活動全体を幅広く「奉仕活動」と考えることとしたい。

3 世界ボランティア宣言

I A V E - International Association for Volunteer Efforts (ボランティア活動推進国際協議会) は、百を超す国々のボランティアリーダーや指導的立場の組織が参加する世界的ネットワークであり、世界ボランティア会議を隔年で、さらに地域別のボランティア会議を開催しています。

この I A V E は、1990年パリで開催された会議において最初の「世界ボランティア宣言」を発表しました。その後、変化しつづける世界の現状に対応するために、さらに2001年のボランティア国際年に向けて新たな宣言を採択するために、I A V E は検討と対話の積み重ねを1998年から世界中ではじめました。

そして、2001年1月アムステルダムで開かれた第16回世界ボランティア会議において、新たな世界ボランティア宣言が I A V E の国際理事会によって採択されました。

世界ボランティア宣言

ボランティア活動は市民社会に必須の基盤である。それは、すべての人々のために平和や自由機会、安全、そして正義を希求するという人類のもっとも崇高な願いに灯をともし活動である。

グローバリズムの拡大とたゆまない変化の時代である今日、世界はより狭く、互いに依存し合い、複雑になってきている。そうした世界において、個人的か組織的であるかにかかわらず、ボランティア活動は次のようなものと言える。

- * 共同体、助け合い、奉仕がもつ人間にとっての価値を認め、それを高める活動。
- * 参加する一人ひとりが、一生を通じて学び成長し、自分たちのあらゆる可能性に目覚めつつ、地域社会の一員として権利を行使し責任を果たす活動。
- * 人々が、困難を分かち合い、運命をともにするための画期的な解決策を協働の中から生み出しながら、互いの違いを越えてつながり、健全で持続的な共同体として共に生きるための活動。

新たな千年期が幕を開けた今、ボランティア活動はあらゆる社会にとって欠くことのできない重要な要素である。ボランティア活動は、「私たち人類には世界を変える力がある」という国連宣言を実践し、具体化する活動である。

* * *

我々は、文化、民族、宗教、年齢、性別、さらには身体的、社会的、経済的状況に関係なく、すべての女性、男性、子どもたちが自由に集まり、ボランティア活動を行う権利を持っていることをここに宣言する。世界のすべての人々が、他者や地域社会のために金銭的な見返りを期待せずに、個人または集団として、自分の時間、能力、そしてエネルギーを自由に提供する権利を認められるべきである。

我々は、ボランティア活動の発展に向けて次のような取り組みを行う。

○ボランティア活動の課題を明らかにして、課題を解決するための取り組みに社会全体の参加を引

き出す。

- 社会に貢献する活動を通して、若者たちが人生において継続的にリーダーシップを発揮するように励まし、機会を与える。
- 自分たちの意思を社会に向けて表明できない人々の声になる。
- ニーズを持つ当事者自身のボランティア活動への参加を促進する。
- 行政や企業など他のセクター、または有給職員の役割を肩代わりするのではなく、彼らの責任の範疇を越えていて彼らにはできない役割を果たす。
- 人々が新しい知識や技能を取得し、個人としての能力、自立する力、そして新たな取り組みを生み出す力を十分に高めることができるように支援する。
- 家族、地域社会、国家、そして国際社会の連帯を促進する。

ボランティアが活動する組織や地域社会は、以下の事柄について責任を果たさなければならない。

- 互いが合意した目標の実現に役立つ意義ある活動をボランティアが行えるよう環境を整える。
- 組織とボランティアが互いの関わりを終わらせる場合やボランティア活動の方針を策定するとうような場合の条件を含め、ボランティアの参加基準を明らかにする。
- ボランティアとその対象となる人々を危険から守る適切な方策をとる。
- ボランティアに対して適切な研修の機会を提供し、評価や表彰を定期的に行う。

ボランティア活動への参加を妨げる物理的、経済的、社会的、そして文化的な障害を取り除いて、誰もが参加できるようにする。

国連人権宣言に謳われている基本的人権を尊重し、ボランティア活動の原則とボランティアおよび彼らが活動する組織の責任を鑑みて、我々はボランティア、様々な分野のリーダー、そして国連にたいし以下の要請をする。

ボランティアへの要請

すべてのボランティアは、自分たちには次のような活動を創りつなぎ合わせる使命があることに目覚め、信念をもってそれを表明しなければならない。

- すべての人々の尊厳が守られる健全で持続可能な地域社会を築く。
- 人として自らの権利を行使することによって生活を改善していくよう人々を力づける。
- 社会、文化、経済、そして環境の問題を解決する手助けをする。
- 世界中で協力し合うことによって、より人道的で公正な社会を築く。

リーダーへの要請

○すべての分野のリーダーは、ボランティア活動を推進する基本的な組織として、力を持ち、人々の目につき、かつ効果的な地域または全国的な「ボランティアセンター」を設立するために協力し合

う。

- 政府は、すべての人々がボランティア活動を行う権利を保証し、参加を妨げる法制度を改め、政府の活動にたいするボランティアの参画を促進し、ボランティアを効果的に募集しマネジメントするために必要な資源を民間組織に提供する。
- 企業は、社員が地域の中でボランティア活動に参加するように奨励・促進を行い、そして地域や組織がボランティア活動を支える基盤を強化するために人的・財政的な資源を提供する。
- メディアは、ボランティアに関する報道を行い、人々のボランティア活動への参加を奨励し手助けする情報を提供する。
- 教育機関は、人々がボランティア活動を振り返り、体験から学ぶ機会をつくり、あらゆる年代の人々がボランティア活動に参加するよう奨励し手助けする。
- 宗教組織は、誰もが持っている他者のために役立ちたいという精神的な欲求を満たす行為としてボランティア活動を積極的に認める。
- 民間組織は、ボランティアに友好的な組織内の環境を創り、ボランティアが効果的に参画するために必要な人的・財政的な資源を投入する。

国連への要請

- 自由主義社会の拡大を強く押し進めるという立場から、本文を「ボランティアと市民社会の十年」として国連が宣言する。
- I A V E のマーク「red V (レッドブイ)」をボランティア活動の世界共通シンボルとして認証する。

すべての人々や国々の団結の象徴として I A V E は、世界中のボランティアとあらゆる分野のリーダーたちにたいして、効果的で誰にとっても参加しやすいボランティア活動を推進し支援するパートナーとして結束することを求める。I A V E は、世界中のボランティアが本文を検討、議論、支持し、そしてその内容を実現することを願い、この「世界ボランティア宣言」を布告する。

4 諸外国におけるボランティア活動について 「諸外国におけるボランティア活動に関する調査研究報告書」 (抜粋)

〔平成19年3月 文部科学省委託
諸外国におけるボランティア活動に関する調査研究実行委員会〕

各国別まとめ

(1) アメリカ

アメリカ社会は、建国以来、ボランティア精神・ボランティア活動を国の基礎として重要視してきた。次世代を担う若者がボランティア活動をどのように経験するべきかは、歴代の政権の重要な政策課題である。ボランティア活動を振興するための法律と担当機関も整備されている。2001年の同時多発テロや大規模なハリケーン災害が生じてから、2002年以降、国民のボランティア活動への参加が高まっている。また、近年では、ベビーブーマー世代（1946～1964年生まれ）の中高年層の経験とスキルを活用したボランティア活動の振興も取り組まれている。

項目	まとめ
1. ボランティア活動に関する考え方	他者や社会のために個人が自発的に行う活動。青少年にはサービス・ランニングを通じて次世代を担う市民となることが、退職者・高齢者等にはボランティア活動を通じて社会との関わりを持ち、健康増進、生きがいづくりが期待されている。
2. ボランティア活動の現状	労働省労働統計局が毎年9月にボランティア活動に関する統計をとっている。16歳以上の国民でボランティア活動に参加した人の割合は26.7%である（2006年9月時点）。活動分野では宗教や教育が多い。NPOは約85万団体であり、多くのNPOがボランティア活動の場となっている。
3. ボランティア活動に関する制度の概要	ボランティア活動を振興するための法律、ボランティア活動者を保護するための法律などが制定されている。これらの法律に基づいて、連邦政府はボランティア活動プログラムを積極的に実施しており、その担当機関が、Corporation for National and Community Service (CNCS)である。この他に、全米のボランティアセンターを支援するポイント・オブ・ライト財団等がある。
4. 公的制度による施策・事業	CNCSによって多くの全米規模のボランティア活動プログラムが実施されている。K-12および大学生を対象とした Learn and Serve America Grant Program, 18歳以上の若者を対象とした Volunteers in Service to America (VISTA), AmeriCorps*NCCC (National Civilian Community Corps), AmeriCorps*State and National Programs, 55歳以上の退職者を対象とした Retired Senior Volunteer Program (RSVP), 60歳以上の低所得高齢者を対象とした Foster Grandparent Program, Senior Companion Programがある。

5. 民間による施策・事業	多くのNPOがボランティアを活用しながら事業を実施している。全米規模のNPOとしては、56万人のボランティアを擁するYMCA等がある。
6. ボランティア活動を促進するための社会的基盤	ボランティアセンターやマッチングのためのHPを気軽に利用できる。また、ボランティア活動を評価し表彰する制度も多い。ボランティア活動を始めるきっかけになるイベントも定期的に行われている。さらに、ボランティア活動の経験が大学入試や企業の採用の際に評価される。ボランティア活動の受け皿であるNPOには寄付、税制優遇等の支援があり、安定的に事業を行うことに役立っている。

(2) イギリス

イギリスには長いチャリティの歴史があるが、ブレア政権が、左翼の「国有化路線」と新保守主義の「市場万能主義」でもない、「第三の道」としてボランティアセクターとの新しいパートナーシップを鍛え上げる必要性を訴え、力を入れている。特に若者のボランティア活動を促進するために、ミレニアムボランティア（1999年～）、中等教育におけるシチズンシップ教育の義務化（2002年～）、チャリティ法の改正（2004年法案提出、2006年成立）、ラッセル委員会による活動促進フレームワークの検討（2005年）などが行われている。

項目	まとめ
1. ボランティア活動に関する考え方	「ボランティア」について定まった定義はないが、英国ではボランティア団体等に参加しての「公的（formal）ボランティア」だけでなく、団体などに参加せずに親族以外の人に無償でサービスを提供することも「ボランティア」に含み、これを「私的（informal）ボランティア」と呼ぶ。
2. ボランティア活動の現状	月に1回以上団体に参加しての公的ボランティア活動をしている人の割合は29%、私的ボランティアをしている人は37%である。また78%の人は月1回以上寄付をしている。イングランド・ウェールズの登録チャリティ団体は19万団体である。
3. ボランティア活動に関する制度の概要	関連法としては1601年の公益ユース法、1853年の公益信託法、1960年のチャリティ法（2006年改正）がある。チャリティ法では、公益性の定義や、団体の登録・監督を行うチャリティ委員会などについて定められている。ボランティア活動は2006年5月より、内閣府の第三セクター局、地方自治体・コミュニティ省が管轄している。
4. 公的制度による施策・事業	中等教育（7年生～11年生）においてシチズンシップ教育が義務化されており、教育内容の一つとしてボランティア活動がある。高等教育については政府の高等教育コミュニティアクション基金が、大学生・職員への機会提供のコーディネイトを行っている。1999年に始まったミレニアムボランティアや2004年のラッセル委員会報告による青少年のボランティア活動促進プログラム、2001～04年の寄付キャンペーンなどがある。
5. 民間による施策・事業	大学入学資格取得後に入学を1年遅らせてボランティア活動などに従事し

業	て見聞を広める「ギャップイヤー」、大手チャリティ団体CSVが提供するボランティアプログラム、シチズンシップ財団が提供するシチズンシップ教材やプログラム、民間財団による団体への資金支援などがある。
6. ボランティア活動を促進するための社会的基盤	ボランティア活動に参加する人に対して、保険商品が発達している。また登録チャリティへの寄付に対して税制優遇する「ギフト・エイド」や「天引き寄付」の促進策がとられている。参加者を表彰する賞も多数ある。 一方、活動団体への優遇措置としては、登録チャリティに対する税制優遇、公的補助金、優れた活動団体を表彰する賞などがある。

(3) ドイツ

ドイツでは社会の諸問題に対処するにあたって「補完性の原理」(Subsidiaritätsprinzip= subsidiarity principle; 民間の取り組みによって課題解決ができない場合に公権力が介入するという原理)が貫かれている。この原理のもとにボランティア活動が行われている。ボランティア活動の主要な分野の一つである医療・福祉分野では6つの公益福祉団体のサービス独占状態にあったため、介護保険制度の導入時に、小規模ボランティア団体に対する支援などが積極的に行なわれた。近年では2001年の「国際ボランティア年」を機にさらにボランティア活動が広がった。市民活動連邦ネットワークがつくられたほか、若年者によるボランティア活動(社会活動年、環境活動年)に関する法制度が新しいものへと改変された。

項目	まとめ
1. ボランティア活動に関する考え方	ボランティア活動に相当する言葉としては、freiwilliges Engagement(自発的な社会参加)が使われる。Soziale Dienst(社会サービス)は、社会奉仕活動を表す最広義の用語である。兵役代替奉仕(Zivildienst)をボランティアに含めるかどうかは判断が分かれるが、連邦家族・高齢者・女性・若者省(BMFSFJ; 以下、連邦家族省)ではボランティア活動に含めている。
2. ボランティア活動の現状	若年男性が対象となる兵役代替奉仕、若年者(男女)を対象とした社会活動年(FSJ)、環境活動年(FÖJ)等の活動者、それ以外の活動者がいる。14歳以上のボランティア活動参加率は1999年の34%(2,200万人)から、2004年の36%(2,340万人)に微増している。ボランティア活動領域としては、スポーツ・運動が最も多く、次いで学校・幼稚園、教会・宗教、文化・音楽、社会福祉、余暇・交際などの順となっている。
3. ボランティア活動に関する制度の概要	関連法には、連邦家族省の所管となる兵役代替奉仕法(2006年改正)、社会活動年促進法(2004年改正)、環境活動年促進法(2004年改正)、経済協力開発省が所管となる海外開発援助法(発展途上国援助者法)などがある。
4. 公的制度による施策・事業	前述の法律に基づく兵役代替奉仕制度、社会活動年制度、環境活動年制度がある。連邦・州政府はかかる制度参加者について、受入れ先機関の許認可、研修の実施、各種手当の支給、活動中の監督・ケア等を行う。
5. 民間による施策・事業	民間の企業や財団が、ボランティア活動者や活動団体を直接支援しているケ

業	ースもある。民間のプログラムとして、記念物保護活動（FJD）、文化ボランティア活動年（FSJ/KB）などがあったが、これらは2001年の法律の新規制定により、国の社会活動年に含まれた。
6. ボランティア活動を促進するための社会的基盤	若年層を対象にした兵役代替奉仕等については、被服費、宿泊代、食事等の経済的支援がされる。それ以外の年齢層に対しては経済的支援は行なわれていないが、国が管轄する相談窓口や支援機関が開設されている。この他、連邦のプログラムとして、「社会奉仕の日」、「世代を超えたボランティアサービス」、「ボランティアの専門性向上のためのトレーニング」がある。

(4) フランス

フランスのボランティア活動者はベネヴォラとヴォロタリアに大きく分けられる。ベネヴォラは非営利団体アソシアシオンで無償の労働を提供する人である。活動内容は、アソシアシオンの他の会員のためになる業務を引き受けること、また高齢者や障害者支援の活動団体で第三者に対してサービスを提供することなどだが、社会的地位はほとんどない。一方、ヴォロタリアは起源が兵役にあり、有給で社会保険にも加入する。活動内容は、国際協力や国内の治安維持などである。ヴォロタリアは防衛省・外務省が管轄しているが、アソシアシオン活動（ベネヴォラの活動、および他人に貢献しなくても自分の楽しみのために活動に参加している会員）は青少年・スポーツ・アソシアシオン活動省や内務国土開発省が管轄して奨励している。

項目	まとめ
1. ボランティア活動に関する考え方	ボランティア活動者にはベネヴォラとヴォロタリアがある。ベネヴォラは非営利団体アソシアシオン他の会員のためになる業務を引き受けること、また高齢者や障害者支援の活動団体で第三者に対してサービスを提供することを指す。一方、ヴォロタリアは起源が兵役にあり、国際協力や国内の治安維持などに従事する。アソシアシオンは、第三者のためになる活動をしているとは限らず、構成員の共益のみを目的とする団体が多い。
2. ボランティア活動の現状	ベネヴォラとして無償の労働を提供している人は15歳以上人口の26%であり、アソシアシオンのイベントの準備・参加、スポーツや文化の指導などが多い。高齢者や障害者の支援をしている人は全体の9%である。全国のアソシアシオンは約90万団体、新規届出の多い分野は文化・観光・国際交流である。ヴォロタリアは1997年の兵役廃止後は減少傾向にある。
3. ボランティア活動に関する制度の概要	アソシアシオンについては1901年のアソシアシオン契約に関する法律、ヴォロタリアについては国民役務法典および近年の関連法に定められている。アソシアシオン活動は青少年・スポーツ・アソシアシオン活動省や内務・国土開発省、ヴォロタリアは防衛省・外務省が管轄している。
4. 公的制度による施策・事業	海外の企業・大使館におけるヴォロタリア、外務省の認可アソシアシオンにおける国際協力活動、国民役務ヴォロタリアは防衛省・外務省が管轄する公的事業である。アソシアシオンは公的な活動促進委員会、公的な研修支

	援などはあるものの公的事業は少ない。
5. 民間による施策・事業	「若者と再構築」では国内外のボランティアプログラムの仲介をしている。「ボランティア広場」「フランス・ベネヴォラ」といったボランティア受け入れ団体の情報サイトがある。フランス財団では活動への助成・表彰を行っている。
6. ボランティア活動を促進するための社会的基盤	兵役に起源をもつヴォロントリアは従事期間中に手当を受け、社会保険の加入対象でもある。アソシエーション活動促進委員会や青少年生涯学習研究所ではボランティアのための研修を実施している。条件を満たす団体への寄付は税制優遇される。アソシエーションのうち条件を満たすものは法人税・付加価値税などが免除となる。

(5) スウェーデン

スウェーデンは「組織の国」と呼ばれるほど組織づくりが盛んであり、ボランティア活動も組織を通じて行うのが一般的である。また、その活動は、公益的・奉仕的なものというよりも、自分や仲間のための活動、余暇活動の一環として捉えられている。

項目	まとめ
1. ボランティア活動に関する考え方	ボランティア活動は当事者団体などの組織に所属して、自分や仲間のために行う活動が一般的であり、余暇活動の一種と捉えられている。また、対人サービス等を直接提供する「直接ボランティア」よりも、組織運営等に参加する「間接ボランティア」の方が盛んである。近年はEU加盟等の影響を受けて、組織に属さないでボランティア活動を行う人も増えている。
2. ボランティア活動の現状	住民の9割は何らかのボランティア組織に属しており、一ヶ月に平均6時間のボランティア活動を行っている。ボランティア活動を行っている可能性のある非営利組織の総数は約18万と推計されている。
3. ボランティア活動に関する制度の概要	ボランティア活動全般に関する法律はない。担当省庁は組織の種類により分かれているが、ボランティア活動研究等を行うセクションは社会庁に設置されている。
4. 公的制度による施策・事業	中学2～3年頃に、学校で職業体験プログラム「PRAO（労働生活実習）」が行われる。ただし、義務化はされていない。 欧州委員会によるヨーロッパ・ボランタリー・サービスに受け入れ側・送り込み側双方に参加している。
5. 民間による施策・事業	中学・高校の生徒会連合会が主催する「オペレーション・ア・デイズ・ワーク」（生徒が働いて集めたお金を、途上国の教育分野に関するプロジェクトに寄付する）や、「5月の花」（ピンバッジを子どもたちが売ってお金を集め、それを各種プロジェクトに寄付する）といった活動が行われている。
6. ボランティア活動を	ボランティア希望者と、ボランティアの対象者ないしボランティア団体をマ

<p>促進するための社会的基盤</p>	<p>マッチングする仕組みが、90年代以降につくられている（地域単位で設置される「ボランティア・センター」、ネット上のマッチングサイト「ボランティア・ビューロー」）。ボランティア団体は保健をかけていることが多い。進学・就職等の際にボランティア活動が考慮されることはない。ボランティア団体への税制優遇措置もない。</p>
---------------------	---

(6) 韓国

韓国におけるボランティア活動は、学校教育課程におけるボランティア活動の事実上の義務化の影響を受け、中学・高校生を中心にボランティア活動が実践され、19歳までの年齢層のボランティア活動参加率は約6割となっている。また、自願奉仕活動基本法の制定により、「自願奉仕センター」の設置根拠が明確になり、行政支援の下、ボランティア活動支援機能の拡充が進められている。

項目	まとめ
<p>1. ボランティア活動に関する考え方</p>	<p>韓国においてボランティア活動を指す言葉として「自願奉仕活動」があり、「社会のために、自発的に無償で自らの時間と努力を提供する行為」と考えられている。また、学校教育課程におけるボランティア活動は、そうした「社会参加意識」を醸成するための取り組みと考えられている。</p>
<p>2. ボランティア活動の現状</p>	<p>全年齢を平均したボランティア活動の参加率は14.3%であり、最も参加率が高いのは中学・高校生で、約6割の生徒がボランティア活動に参加している。中学・高校生を対象としたボランティア活動に対する意識調査では、「近隣の人々を助ける活動」(31.1%)、「社会を住みやすくする活動」(25.7%)、「内申成績に反映されるために行う活動」(20.3%)となっている。</p>
<p>3. ボランティア活動に関する制度の概要</p>	<p>2005年に「自願奉仕活動基本法」が制定され、ボランティア活動の定義、ボランティア振興の方向性が整理された。同時に、全国一律のボランティアの管理・評価の方法が規定され、センターの整備も進められている。</p>
<p>4. 公的制度による施策・事業</p>	<p>自願奉仕活動基本法の制定を背景として、全国248ヶ所の「自願奉仕センター」と全国16ヶ所の「青少年振興センター」を中心に、ボランティア活動プログラムの開発、ボランティア活動情報の提供・マッチング、各種研修の実施、ボランティア活動時間の把握・管理、保険の提供が行われている。また、中央組織として、「自願奉仕センター協議会」、「韓国青少年振興センター」が設置され、ボランティア管理方法の統一化を図っている。</p>
<p>5. 民間による施策・事業</p>	<p>全国の「自願奉仕活動センター」とボランティア団体を構成員とする「ボランティア21」がアドボカシー機能を担っている。また、「自願奉仕联合会」は欧米のNPOと連携し、ボランティア・マネジメントのノウハウの導入を進めている。</p>
<p>6. ボランティア活動を促進するための社会的基盤</p>	<p>教育課程でのボランティア活動は学校が主導して行っており、「青少年振興センター」が受入先の紹介や活動時間管理を担っている。活動時間による評価は、大学への内申成績に利用されている。韓国ではインターネットの利用</p>

	率が高い上、各センターがホームページ上でボランティア募集の情報や活動報告を掲載しており、希望者は簡単にアクセスすることができる。「自願奉仕センター」が全国一律にボランティアを対象とした保険を提供している。
--	--

(7) 中国

中国におけるボランティア活動は、主として大学生と若年労働者による「青年志願者活動」と地球コミュニティにおける共益的活動である「社区志願者活動」を中心に展開してきた。これらはボランティア活動プログラムを提供する事業であると同時に、各地に拠点を展開し、ボランティアの管理・評価・褒賞の方法を定めるなど、社会的基盤としても浸透してきた。一方で、個人的なネットワークに基づく相互扶助的な活動や草の根NGOの拡大など、ボランティア活動の場は急速に多様化している。

項目	まとめ
1. ボランティア活動に関する考え方	ボランティア活動を指す言葉として「志願者活動」が当てはまり、「自らの持つ資源を社会の他の構成員のために活用し、調和ある社会を構築すること」が、ボランティア活動の目的として考えられている。
2. ボランティア活動の現状	正確な統計は存在しないが、青年志願者活動の中心は大学生と若年労働者であり、数百～1,000万人が参加していると見られている。また、社区志願者活動についても、1,000万人を超える人々が参加していると見られている。
3. ボランティア活動に関する制度の概要	全国レベルのボランティア活動に関する法律はない。ボランティアの管理方法については、「青年志願者管理方法」（2005年）と「社区志願者管理方法（試行）」（2007年）が發布されている。地域レベルでは、8省10市1自治区で、ボランティア管理条例が制定されている。
4. 公的制度による施策・事業	青年志願者活動、社区志願者活動とも、政府の政策として実施されており、青年志願者活動では国家レベルでのプロジェクトや海外ボランティア活動プログラムなどが、社区志願者活動では地域の共益的なボランティア活動プログラムなどが提供されている。自治体レベルでは、政府の事業に沿った形での事業が提供されている（例：上海市では「西部奉仕計画」の参加者を対象とした生活費補助給付制度を実施）。
5. 民間による施策・事業	民間の非営利団体には、政府の計画を実行する性格が強い団体が多く、中でも「青年志願者協会」は国家プロジェクトとしてボランティア活動プログラムを提供している。一方、草の根NGOの中には、海外のNGOと連携して活動を展開している団体もあり、今後ボランティア活動の受け皿として拡大していくと見られている。
6. ボランティア活動を促進するための社会的基盤	青年志願者活動と社区志願者活動を中心に、ボランティア活動の支援拠点が全国に数多く設置されている。また、省・市レベルの条例や全国通達によって、ボランティアの登録・管理・評価・褒賞の方法が整備されている。一方、保険制度は、「西部奉仕計画」やオリンピックなど一部のプロジェクトで導入されているが、全国規模ではまだ規定されていない。また、ボランティア

団体を対象とした支援制度についても、全国的に制度として規定されたものはない。

V 基礎データ

1 総務省「平成23年 社会生活基本調査」(抄)

2 ボランティア活動

(1) 1年間に「ボランティア活動」を行った人は2995万1千人、行動者率は26.3%で5年前より0.1ポイント上昇

「ボランティア活動」の行動者数は2995万1千人で、行動者率は26.3%となっている。男女別にみると、行動者数は男性が1361万1千人、女性が1634万1千人となっており、行動者率は男性が24.5%、女性が27.9%で、女性が男性より3.4ポイント高くなっている。

行動者率は平成18年と比べると、0.1ポイント上昇している。これを男女別にみると、男性が0.6ポイント低下、女性が0.7ポイント上昇している。

年齢階級別にみると、40～44歳が35.6%と最も高く、25～29歳が16.5%と最も低くなっている。平成18年と比べると、20歳代から40歳代前半を中心に上昇している。(図2-1)

男女別にみると、65歳未満では女性の方が高く、65歳以上では男性の方が高くなっている。(図2-2)

図2-1 「ボランティア活動」の年齢階級別行動者率(平成18年, 23年)

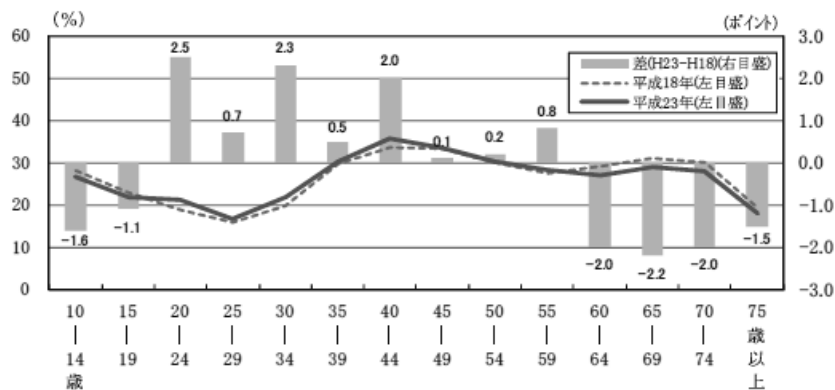
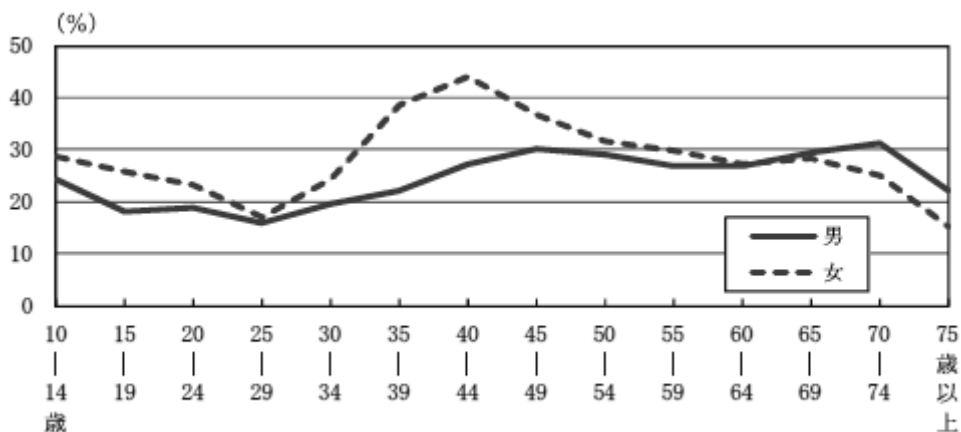


図2-2 「ボランティア活動」の男女、年齢階級別行動者率



(2) 行動者率は「子供を対象とした活動」、「災害に関係した活動」で上昇

「ボランティア活動」の行動者率を種類別にみると、「まちづくりのための活動」が10.9%と最も高く、次いで「子供を対象とした活動」が8.2%などとなっている。これを平成18年と比べると、「子供を対象とした活動」及び「災害に関係した活動」が2.6ポイント上昇している。(図2-3)

男女別にみると、男性は「まちづくりのための活動」が11.5%と最も高く、次いで「子供を対象とした活動」が5.5%などとなっている。女性は「子供を対象とした活動」が10.6%と最も高く、次いで「まちづくりのための活動」が10.4%などとなっている。(図2-4)

図2-3 「ボランティア活動」の種類別行動者率(平成18年, 23年)

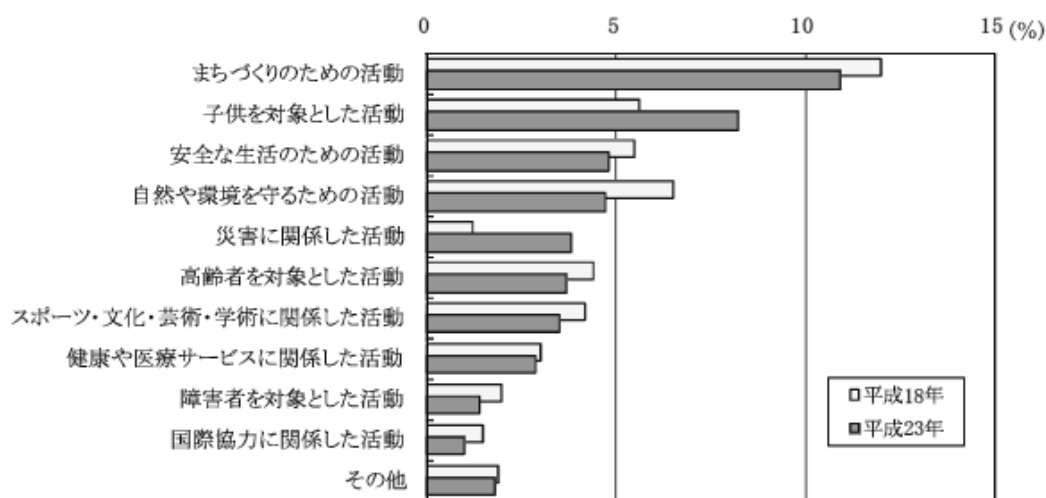
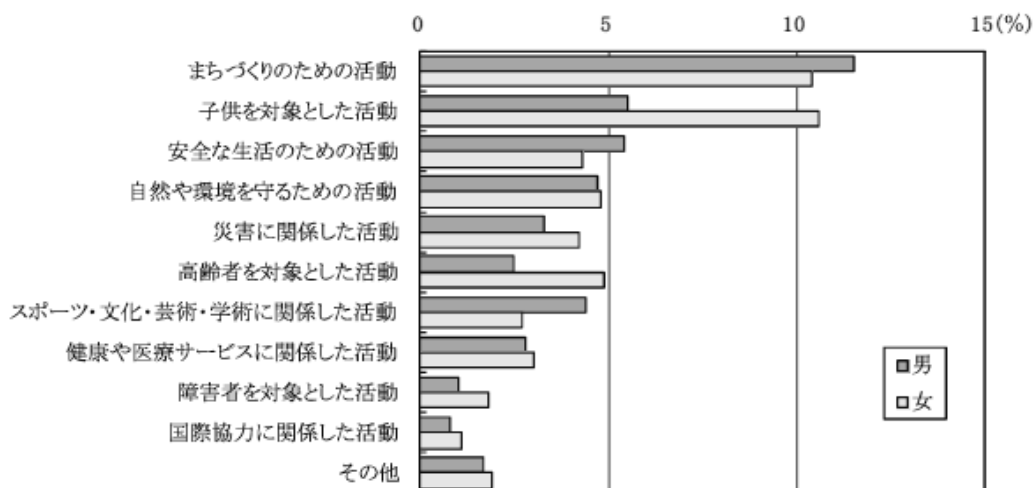


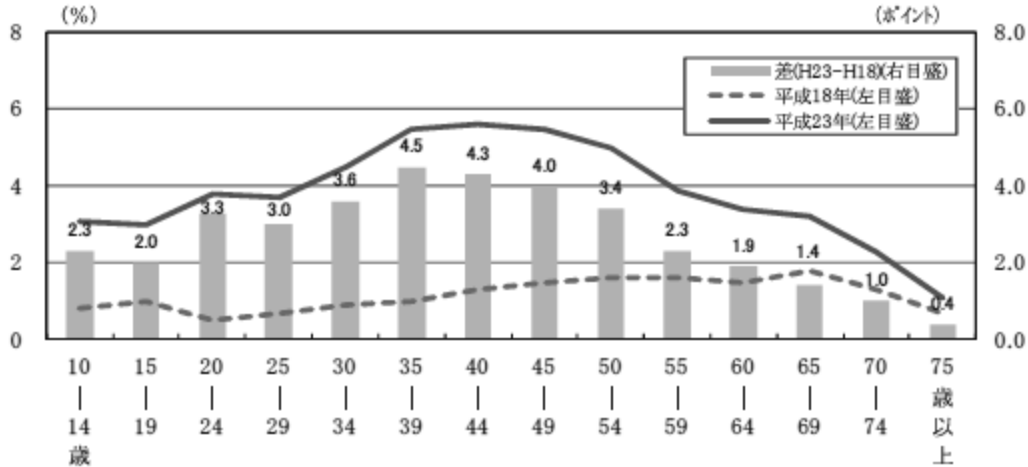
図2-4 「ボランティア活動」の種類, 男女別行動者率



(3) 「災害に関係した活動」の行動者率は全ての年齢階級で上昇

「災害に関係した活動」の行動者率を年齢階級別に平成18年と比べると、全ての年齢階級で上昇しており、特に20～54歳で3.0ポイント以上上昇している。(図2-5)

図2-5 「災害に関係した活動」の年齢階級別行動者率(平成18年, 23年)

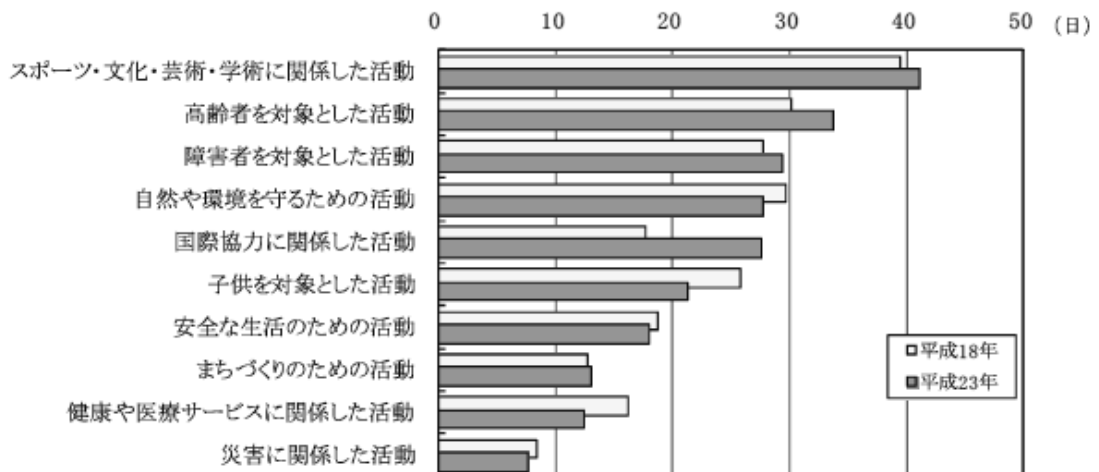


(4) 平均行動日数は「スポーツ・文化・芸術・学術に関係した活動」が最も多い

行動者について平均した過去1年間の行動日数(平均行動日数。以下同じ。)を種類別にみると、「スポーツ・文化・芸術・学術に関係した活動」が41.1日と最も多く、次いで「高齢者を対象とした活動」が33.7日、「障害者を対象とした活動」が29.4日などとなっており、「災害に関係した活動」が7.6日と最も少なくなっている。

平成18年と比べると、「国際協力に関係した活動」が9.9日増加、「高齢者を対象とした活動」が3.5日増加などとなり、「子供を対象とした活動」が4.5日減少、「健康や医療サービスに関係した活動」が3.7日減少などとなっている。(図2-6)

図2-6 「ボランティア活動」の種類別平均行動日数(平成18年, 23年)



(5) 1日当たりの平均時間は「スポーツ・文化・芸術・学術に関係した活動」が最も長い

「ボランティア活動」の1日当たりの平均時間を種類別にみると、「スポーツ・文化・芸術・学術に関係した活動」が178分と最も長く、次いで「障害者を対象とした活動」が165分、「災害に関係した活動」が140分などとなっている。これを男女別にみると、男性は「災害に関係した活動」が184分と最も長く、次いで「スポーツ・文化・芸術・学術に関係した活動」が183分などとなっている。女性は「スポーツ・文化・芸術・学術に関係した活動」が169分と最も長く、次いで「障害者を対象とした活動」が165分などとなっている。

1日当たりの平均時間に行動者数及び平均行動日数を掛け合わせた活動時間総量でみると、「スポーツ・文化・芸術・学術に関係した活動」が最も多く、次いで「子供を対象とした活動」、「高齢者を対象とした活動」などとなっている。これを男女別にみると、男性は「スポーツ・文化・芸術・学術に関係した活動」が最も多く、次いで「子供を対象とした活動」などとなっている。女性は「子供を対象とした活動」が最も多く、次いで「高齢者を対象とした活動」などとなっている。(表)

表 「ボランティア活動」の種類, 男女別平均行動日数, 1日当たりの平均時間及び活動時間総量

		行動者数 (千人)	平均行動 日数 (日)	1日当たり の平均時間 (分)	活動時間 総量 (万時間)
総 数	スポーツ・文化・芸術・学術に関係した活動	3,991	41.1	178	48,662
	障害者を対象とした活動	1,565	29.4	165	12,653
	災害に関係した活動	4,317	7.6	140	7,655
	子供を対象とした活動	9,297	21.3	139	45,876
	高齢者を対象とした活動	4,215	33.7	135	31,960
	国際協力に関係した活動	1,089	27.6	126	6,312
	まちづくりのための活動	12,488	13.1	99	26,993
	自然や環境を守るための活動	5,407	27.7	87	21,717
	安全な生活のための活動	5,471	18.0	87	14,279
	健康や医療サービスに関係した活動	3,355	12.5	70	4,893
男	スポーツ・文化・芸術・学術に関係した活動	2,427	48.9	183	36,197
	障害者を対象とした活動	533	32.4	166	4,778
	災害に関係した活動	1,840	8.6	184	4,853
	子供を対象とした活動	3,070	22.2	150	17,039
	高齢者を対象とした活動	1,364	33.9	128	9,864
	国際協力に関係した活動	439	31.8	131	3,048
	まちづくりのための活動	6,398	13.9	109	16,156
	自然や環境を守るための活動	2,608	22.1	103	9,894
	安全な生活のための活動	2,973	21.5	101	10,760
	健康や医療サービスに関係した活動	1,581	9.3	58	1,421
女	スポーツ・文化・芸術・学術に関係した活動	1,564	29.0	169	12,775
	障害者を対象とした活動	1,032	28.0	165	7,946
	災害に関係した活動	2,477	6.8	107	3,004
	子供を対象とした活動	6,227	20.8	133	28,711
	高齢者を対象とした活動	2,851	33.6	138	22,033
	国際協力に関係した活動	649	24.9	123	3,313
	まちづくりのための活動	6,090	12.3	88	10,986
	自然や環境を守るための活動	2,798	33.0	72	11,080
	安全な生活のための活動	2,498	13.8	70	4,022
	健康や医療サービスに関係した活動	1,774	15.3	80	3,619

注) 活動時間総量=行動者数×平均行動日数×1日当たりの平均時間

(6) 「地域社会とのつながりの強い町内会などの組織」に加入しての活動の行動者率が最も高い

「ボランティア活動」の行動者率を形態別にみると、団体等に加入して行っている活動が、加入しないで行っている活動よりも高くなっている。団体等に加入して行っている活動を形態別にみると、「地域社会とのつながりの強い町内会などの組織」に加入して行っている活動が最も高く、次いで「その他の団体」に加入して行っている活動などとなっている。(図2-7)

行動者の割合を種類、形態別にみると、「ボランティアを目的とするクラブ・サークル・市民団体など」に加入しての活動は「障害者を対象とした活動」が、「NPO(特定非営利活動法人)」に加入しての活動は「国際協力に関係した活動」が、「地域社会とのつながりの強い町内会などの組織」に加入しての活動は「まちづくりのための活動」が最も高くなっている。また、「災害に関係した活動」については団体等に加入しないで行っている活動の割合が最も高くなっている。(図2-8)

図2-7 「ボランティア活動」の形態別行動者率

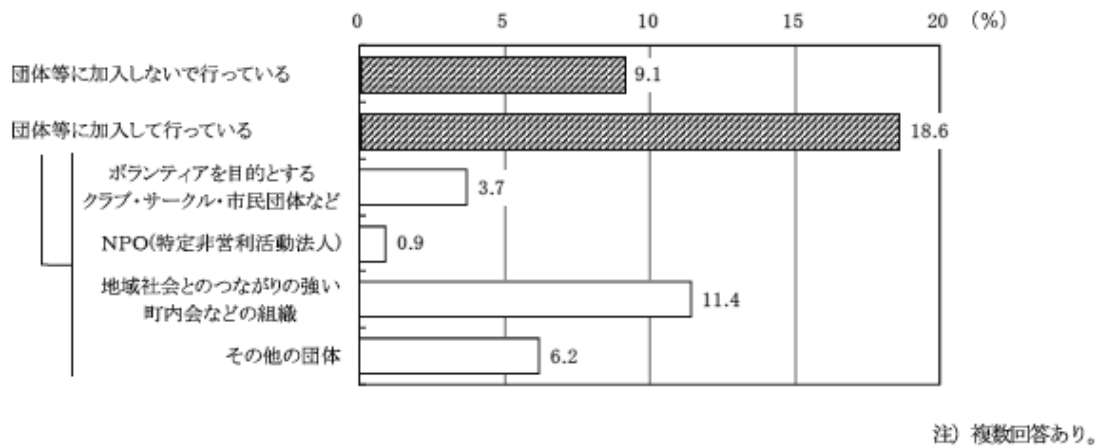
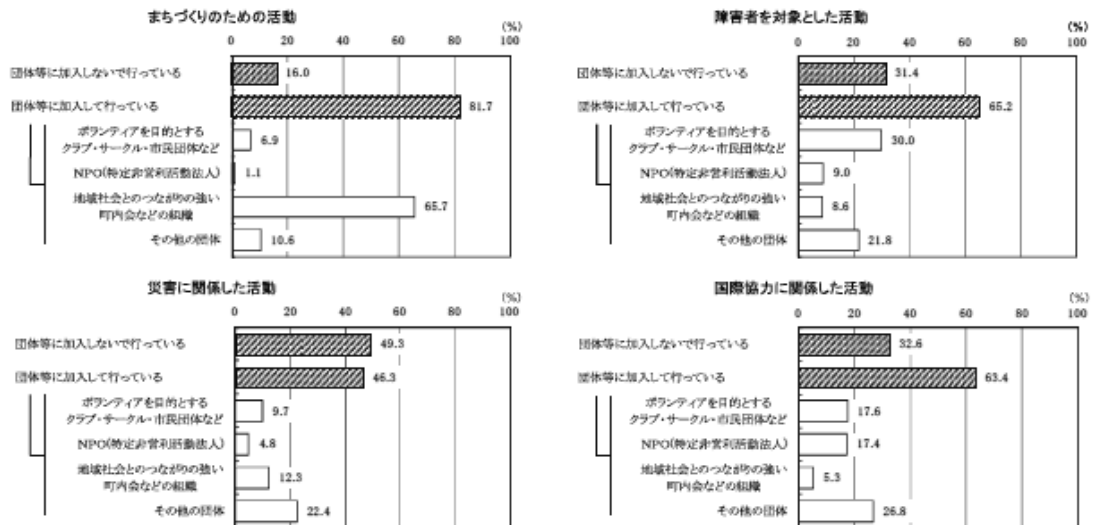


図2-8 「ボランティア活動」の主な種類、形態別行動者の割合



(7) 行動者率は大都市及び町村で上昇, 小都市A及び小都市Bで低下

「ボランティア活動」の行動者率を都市階級別にみると, 町村が31.3%と最も高く, 次いで小都市Bが30.3%などとなっている。

平成18年と比べると, 大都市及び町村で上昇, 小都市A及び小都市Bで低下している。(図2-9)また, 種類別にみると, 大都市は「子供を対象とした活動」が最も高く, ほかは「まちづくりのための活動」が最も高い。(図2-10)

図2-9 「ボランティア活動」の都市階級別行動者率(平成18年, 23年)

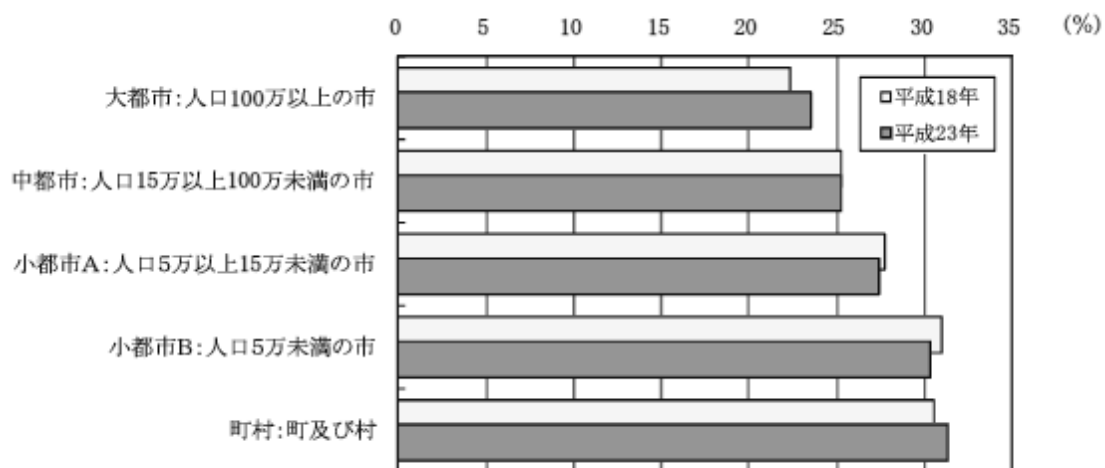
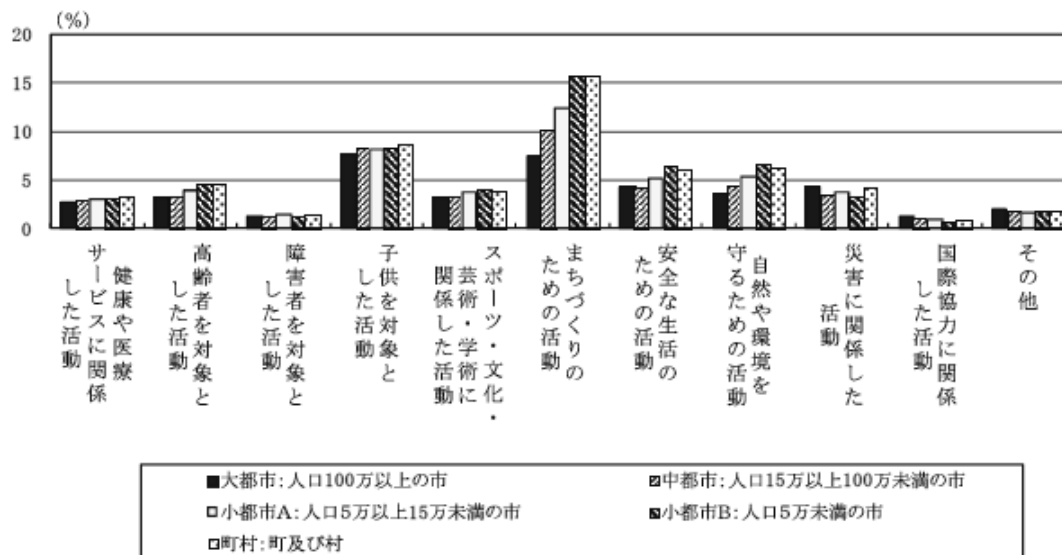


図2-10 「ボランティア活動」の種類, 都市階級別行動者率



2 国立教育政策研究所 社会教育実践研究センター 「平成18年度 ボランティア活動に関する調査研究報告書」(抄)

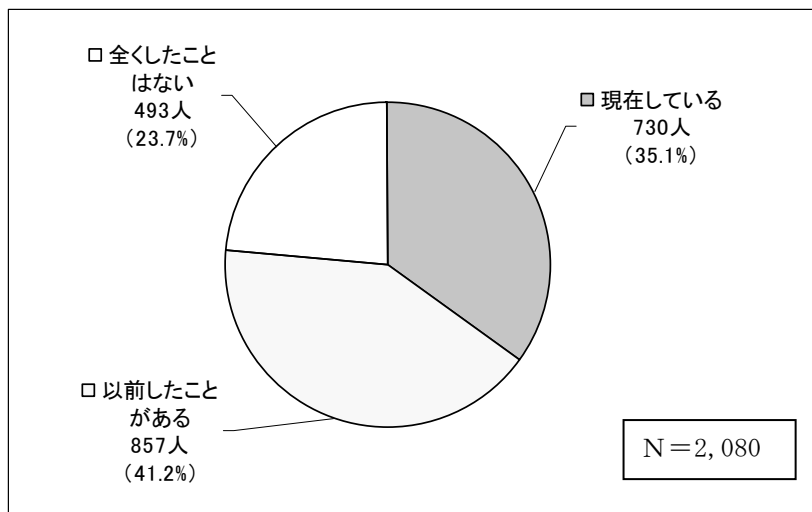
第2節 調査の結果

1 ボランティア活動の実施状況

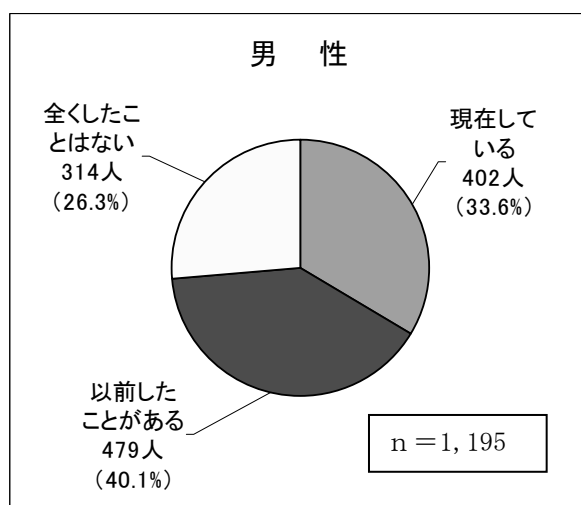
ボランティア活動を現在行っている人（「2 ボランティア活動の分野」について、ひとつでも「現在している」と回答した人）が35.1%（730人）となっている。

また、同設問について「現在している」に回答がなく、「現在はしていないが、以前したことがある」「全くしたことはない」と回答した人は41.2%（857人）、全ての選択肢に対して「全くしたことはない」と回答した人は23.7%（493人）となっている。[図2-3]

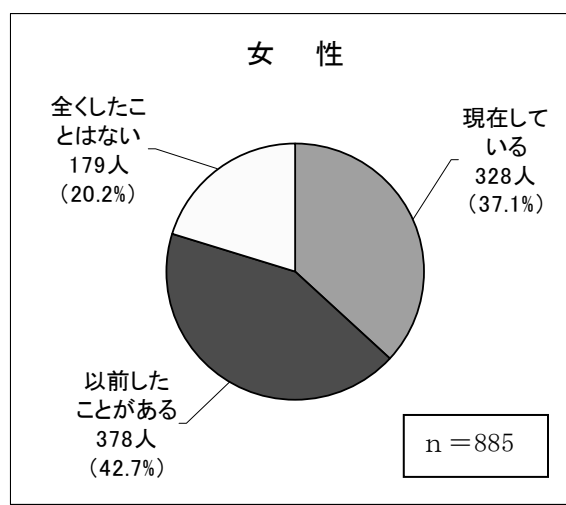
また、性別で見ると、「現在している」と答えた男性は33.6%（402人）、女性は37.1%（328人）、
「現在はしていないが、以前したことがある」と答えた男性は40.1%（479人）、女性は42.7%（378人）となっており、ともに女性が男性を上回る結果となった。[図2-4-1, 図2-4-2]



【図2-3 ボランティア活動の有無（全体）】



【図2-4-1 ボランティア活動の有無（男性）】



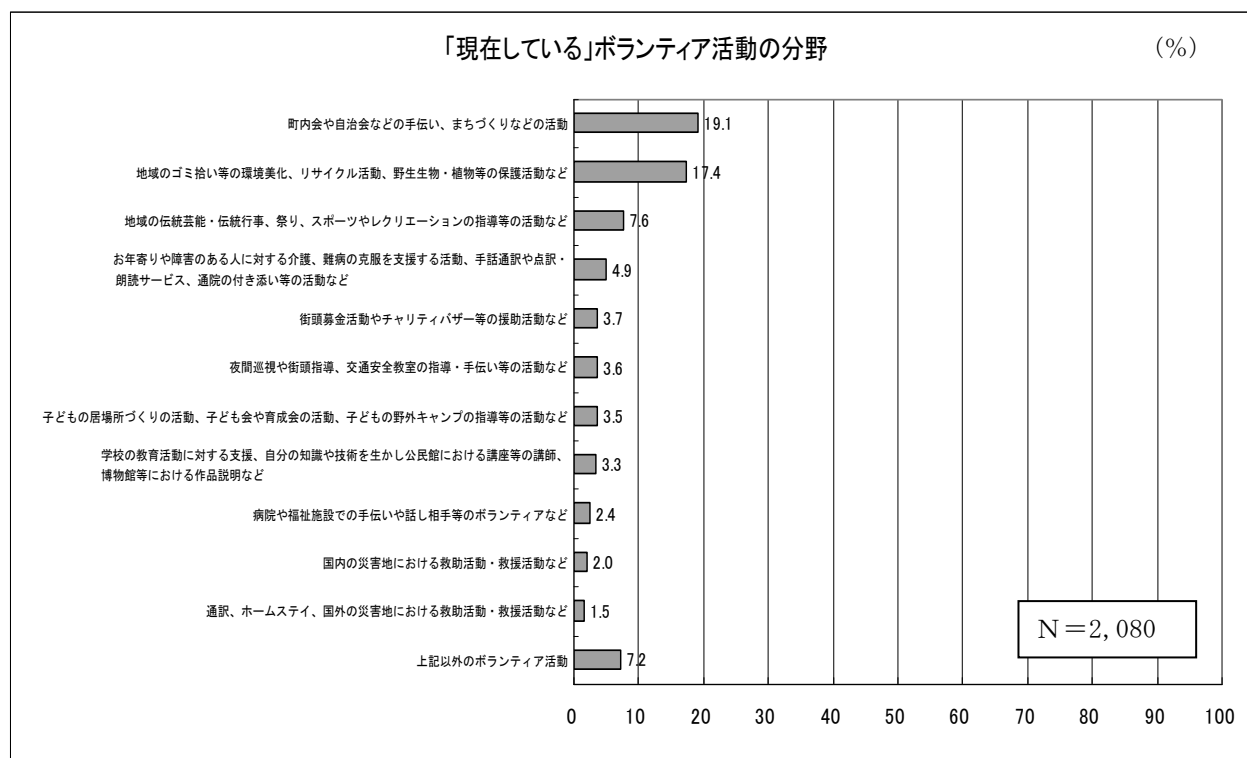
【図2-4-2 ボランティア活動の有無（女性）】

2 ボランティア活動の分野

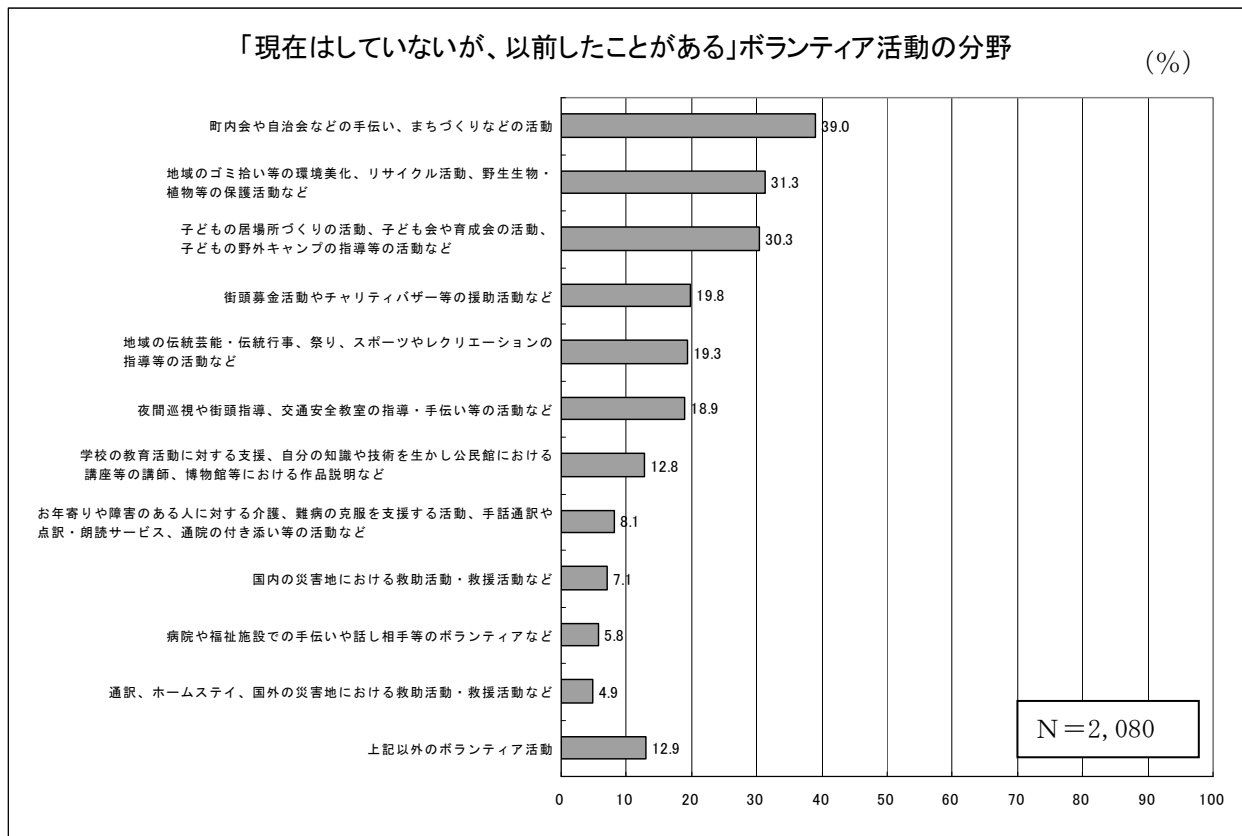
ボランティア活動の分野ごとに、「現在している」、「現在はしていないが、以前したことがある」、「全くしたことはない」を調べた。

「現在している」ボランティア活動の分野の結果を見ると、『町内会や自治会などの手伝い～』（19.1%）、『地域のゴミ拾い等の環境美化～』（17.4%）で高い割合が見られた。〔図2-5-1〕
 「現在はしていないが、以前したことがある」と回答した人は、『町内会や自治会などの手伝い～』（39.0%）、『地域のゴミ拾い等の環境美化～』（31.3%）が高い割合で見られ、次いで『子どもの居場所づくりの活動～』（30.3%）と続いている。〔図2-5-2〕

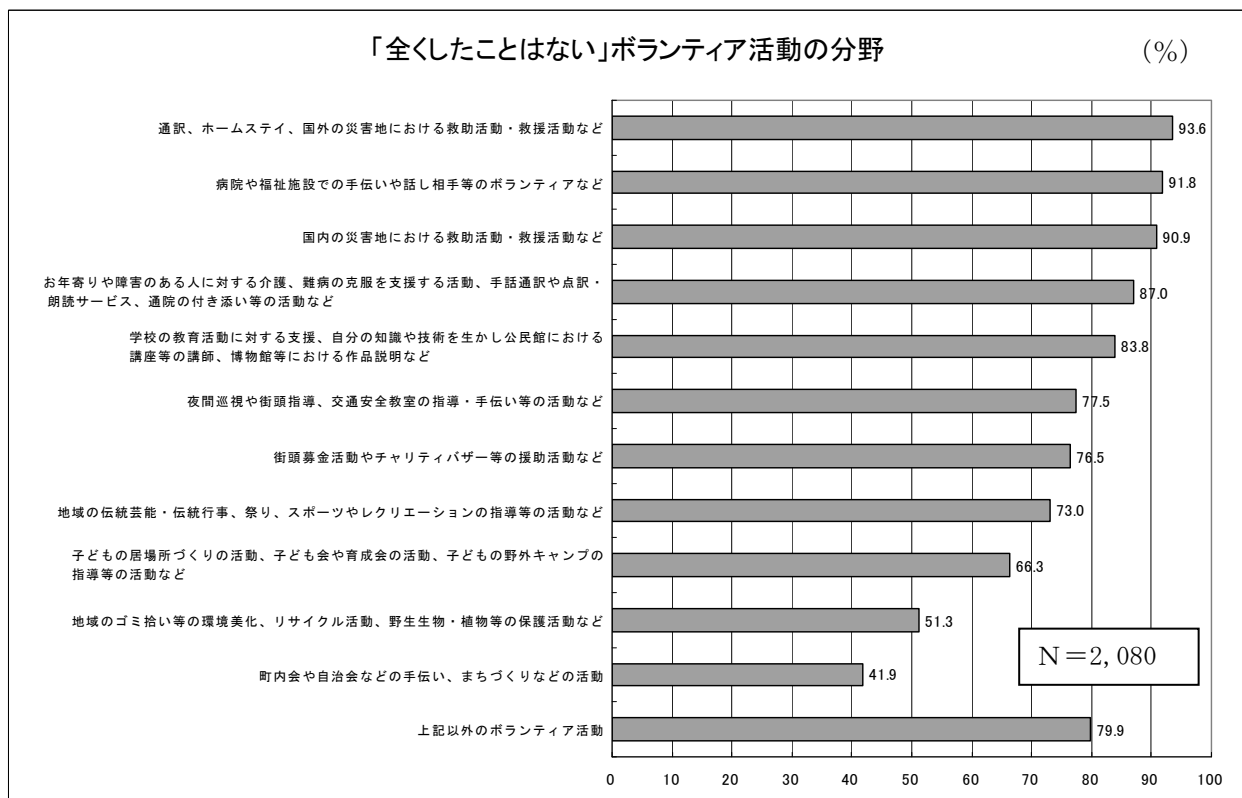
「全くしたことはない」と回答とした人のボランティア活動の分野を見ると、『通訳、ホームステイ、～』（93.6%）が最も多く、次いで『病院や福祉施設での手伝い～』（91.8%）、『国内の災害地における救助活動～』（90.9%）、『お年寄りや障害のある人に対する介護』（87.0%）、『学校の教育活動に対する支援～』（83.8%）で高い割合が見られた。これらの活動分野で実施状況の低さが伺われる。〔図2-5-3〕



【図2-5-1 ボランティア活動の分野（現在している）】



【図 2-5-2 ボランティア活動の分野（現在はしていないが、以前したことがある）】

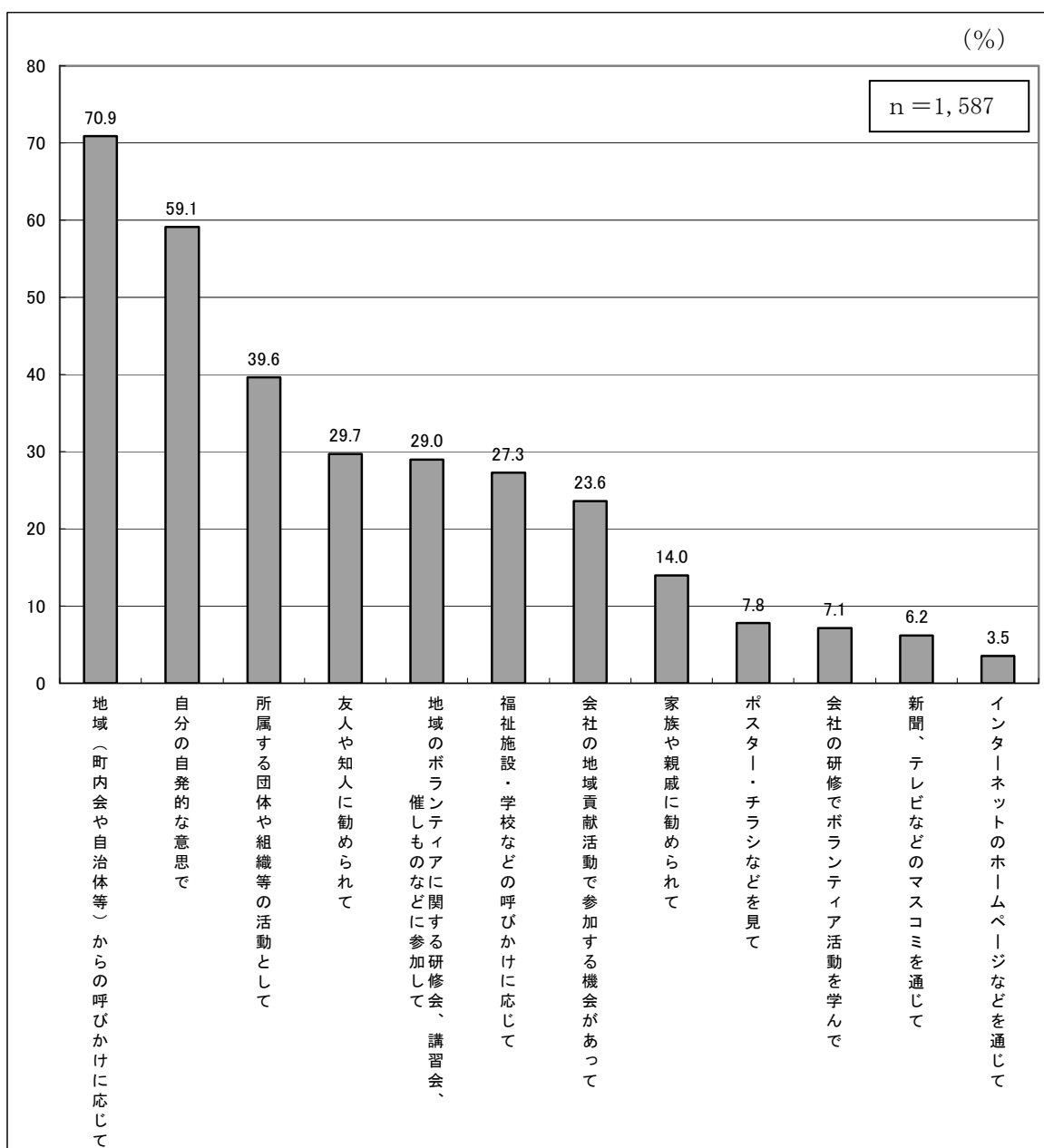


【図 2-5-3 ボランティア活動の分野（全くしたことはない）】

3 ボランティア活動のきっかけについて

ボランティア活動について、ひとつでも「現在している」、「現在はしていないが、以前したことがある」と回答した人（n=1,587）に、ボランティア活動のきっかけを聞いてみると、『地域（町内会や自治会等）からの呼びかけなどに応じて』（70.9%）、『自分の自発的な意思で』（59.1%）が高い割合となった。次いで、『所属する団体や組織等の活動として』（39.6%）となっている。

一方、低い割合となったのは、『会社の研修でボランティア活動を学んで』（7.1%）、『新聞、テレビなどのマスコミを通じて』（6.2%）、『インターネットのホームページなどを通じて』（3.5%）であった。[図2-6]

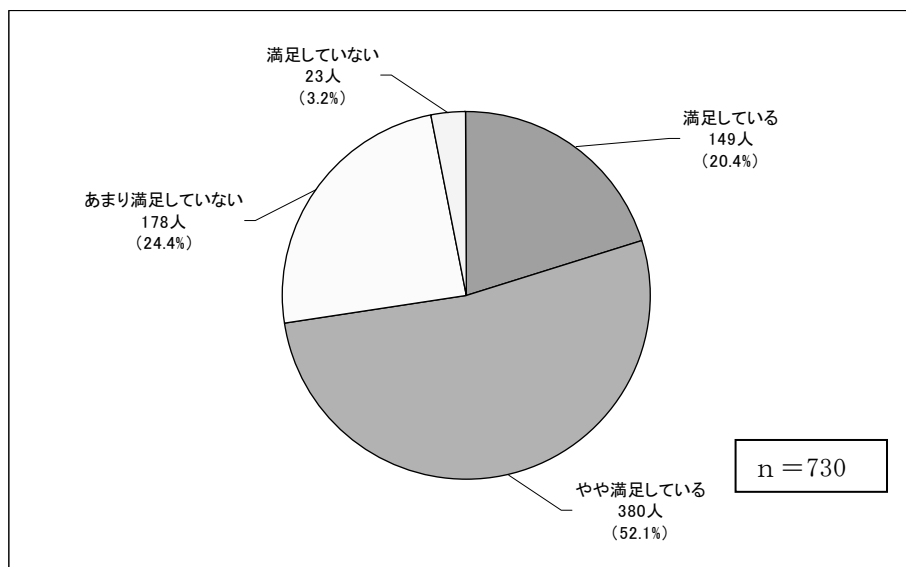


【図2-6 ボランティア活動のきっかけ】

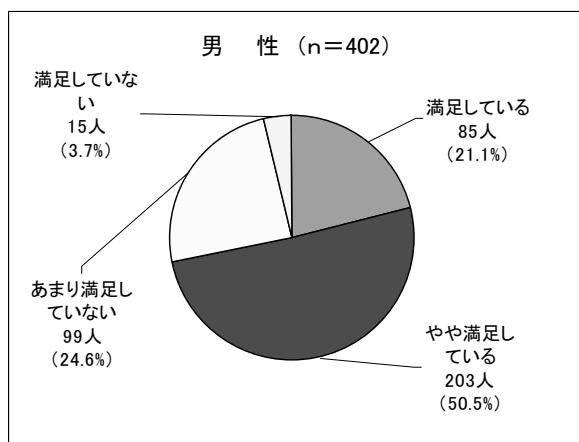
4 ボランティア活動の満足度

ボランティア活動について、ひとつでも「現在している」と回答した人（n=730）のボランティア活動の満足度を聞いてみると、『満足している』（20.4%）、『やや満足している』（52.1%）を合わせると、満足している人が72.5%と高い結果が出た。[図2-7]

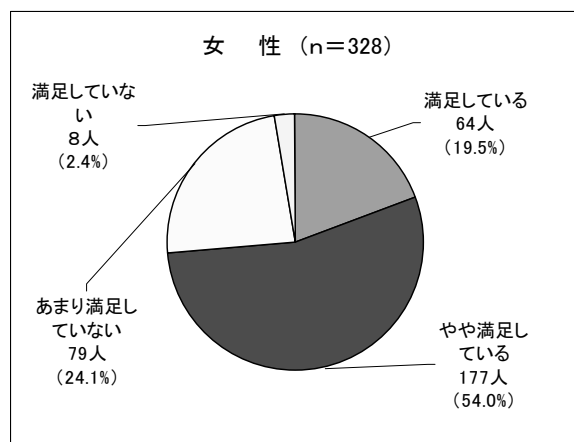
また、性別での結果を見てみると、男性の満足している割合（71.6%）より女性の満足している割合（73.5%）が若干上回っているものの、その差はわずかであった。[図2-8-1，図2-8-2]



【図2-7 ボランティア活動の満足度（全体）】



【図2-8-1 ボランティア活動の満足度（男性）】

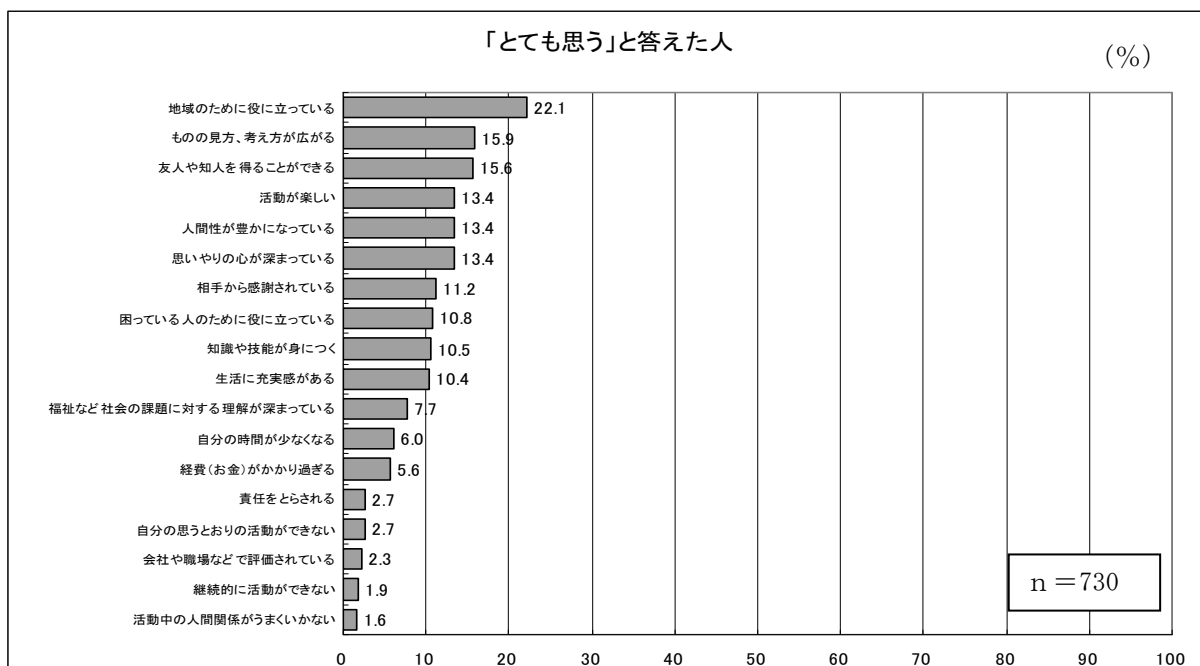


【図2-8-2 ボランティア活動の満足度（女性）】

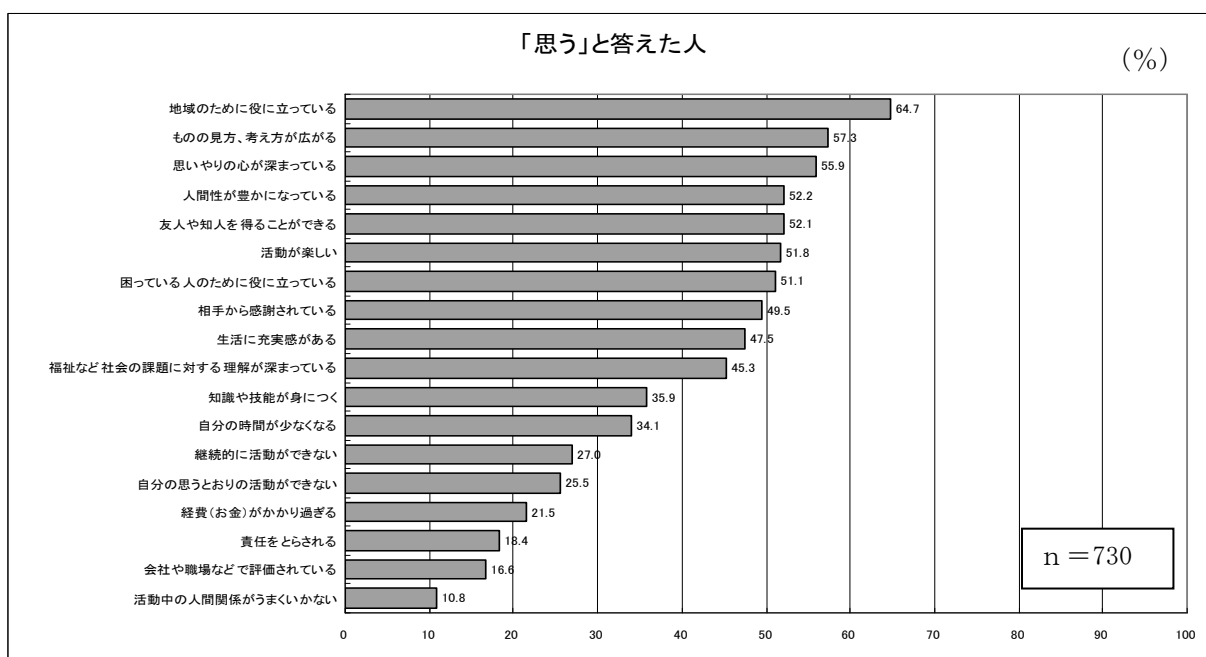
5 ボランティア活動の意識について

ボランティア活動について、ひとつでも「現在している」と回答した人（n=730）のボランティア活動の意識について聞いてみると、『地域のために役立っている』、『ものの見方、考え方が広がる』、『思いやりの心が深まっている』、『友人や知人を得ることができる』で「とても思う」「思う」と回答した人が多く、ボランティア活動の意識は肯定的な傾向にある。

一方、「活動中の人間関係がうまくいかない」や「継続的に活動ができない」など、ボランティア活動に対する否定的な回答の割合は低い傾向が見られた。[図2-9-1, 図2-9-2]



【図2-9-1 ボランティア活動の意識（とても思う）】

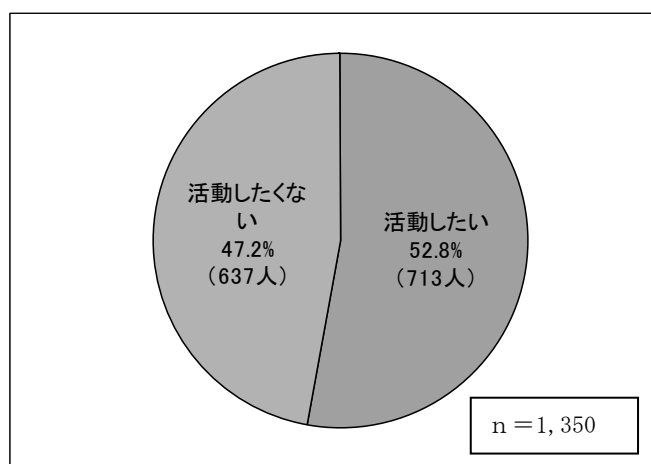


【図2-9-2 ボランティア活動の意識（思う）】

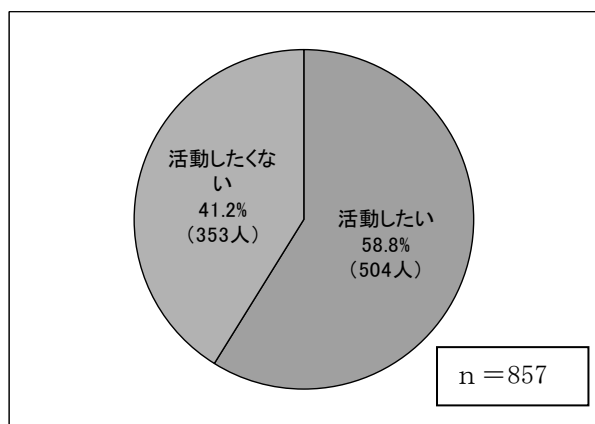
6 ボランティア活動の意向について

ボランティア活動について、ひとつでも「現在はしていないが、以前したことがある」「全くしたことがない」と答えた人（n=1,350）に、ボランティア活動の意向について聞いてみると、『活動したい』と考えている人が52.8%（713人）であり、『活動したくない』と考えている人の47.2%（637人）を5.6ポイント上回っている。[図2-10]

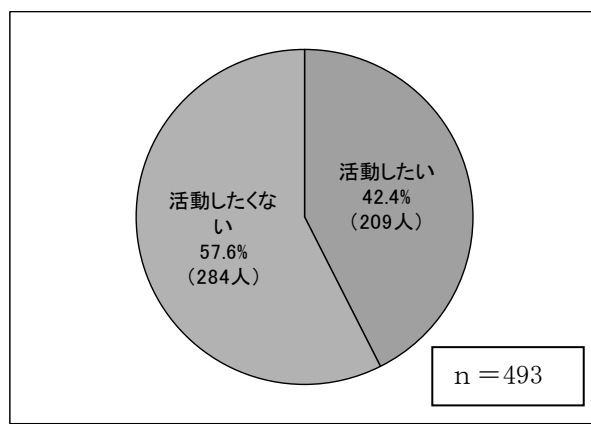
また、「現在はしていないが、以前したことがある」と「全くしたことはない」の回答別でボランティア活動の意向を見てみると、「現在はしていないが、以前いたことがある」と回答した人が『活動したい』と考えている割合は58.5%（504人）であり、「全くしたことはない」と回答した人の『活動したい』と考えている割合（42.4%）を大きく上回る結果となった。[図2-11-1, 図3-11-2]



【図2-10 ボランティア活動の意向（全体）】



【図2-11-1 ボランティア活動の意向（現在はしていないが、以前したことがあると答えた人）】



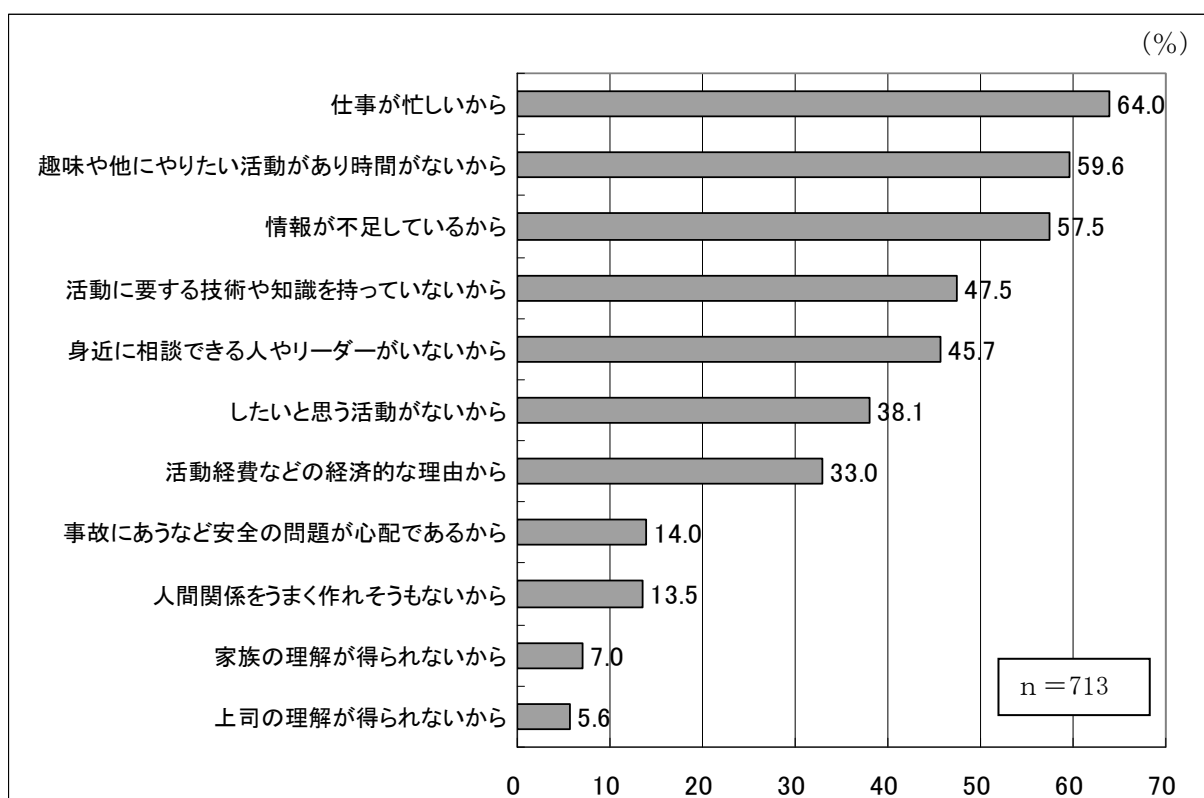
【図2-11-2 ボランティア活動の意向（全くしたことはないと答えた人）】

7 ボランティア活動に参加できない理由について（Q7で「活動したい」と答えた人）

Q7でボランティア活動の意向について「活動したい」と回答した人（n=713）の、ボランティア活動に参加できない理由を聞いてみると、『仕事が忙しいから』（64.0%）が最も多く、次いで『趣味や他にやりたい活動があり時間がないから』（59.6%）、『情報が不足しているから』（57.5%）となっている。

また、『活動に要する技術や知識を持っていないから』（47.5%）、『身近に相談できる人やリーダーがいないから』（45.7%）も4割を超える割合となっている。〔図2-12〕

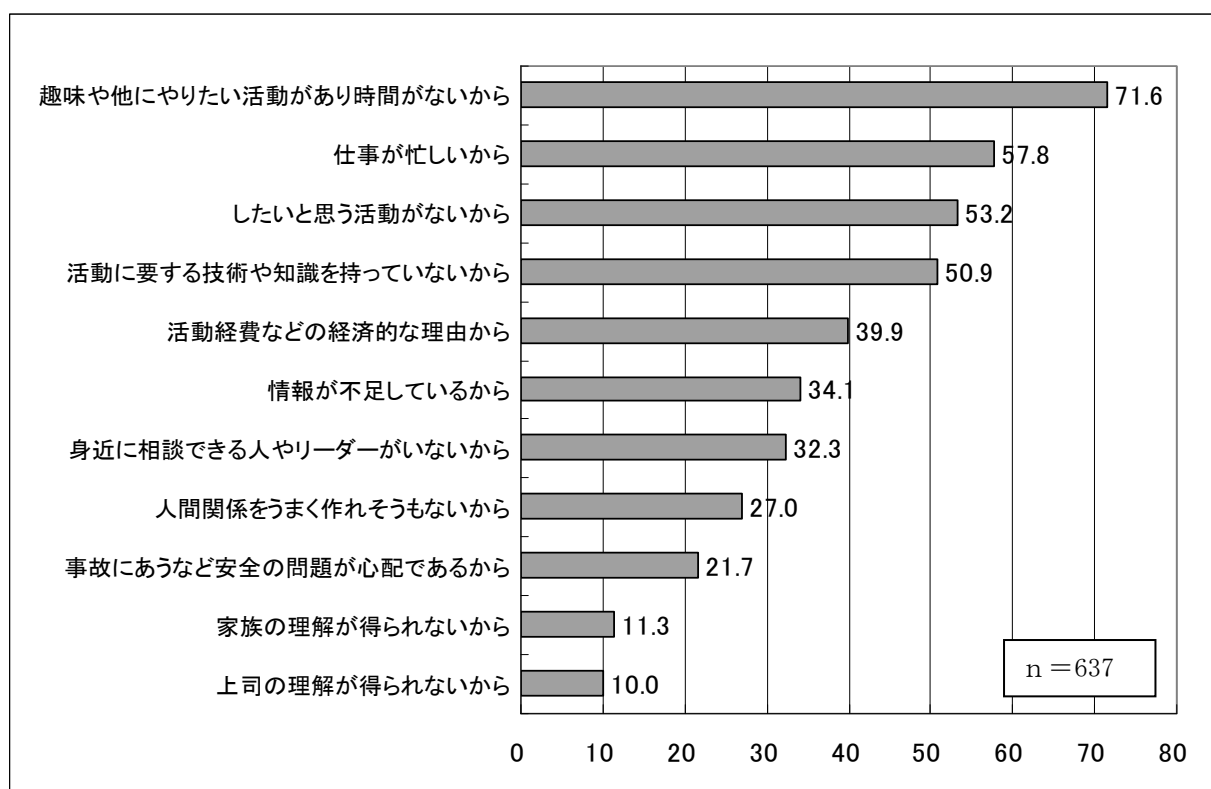
なお、「Q8で例示されている理由以外に、ボランティア活動をしたくても、できない・しない理由」に回答した記述については、巻末「資料」に掲載した。



【図2-12 Q7で「活動したい」と回答した人のボランティア活動に参加できない理由】

8 ボランティア活動に参加できない理由について（Q7で「活動したくない」と答えた人）

Q7でボランティア活動の意向について「活動したくない」と回答した人（n=637）の、ボランティア活動に参加できない理由を聞いてみると、『趣味や他にやりたい活動があり時間がないから』（71.6%）が最も多く、次いで『仕事が忙しいから』（57.8%）、『したいと思う活動がないから』（53.2%）、『活動に要する技術や知識を持っていないから』（50.9%）となっている。『活動経費などの経済的な理由から』と回答した人は約4割になっている。[図2-13]



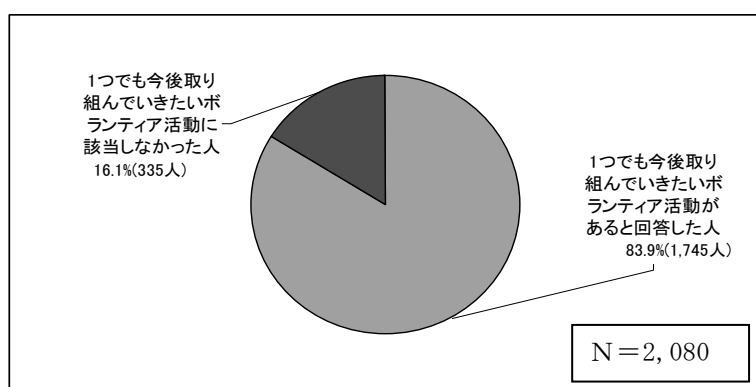
【図2-13 Q7で「活動したくない」と回答した人のボランティア活動に参加できない理由】

9 今後のボランティア活動への参加に対する意向の有無について

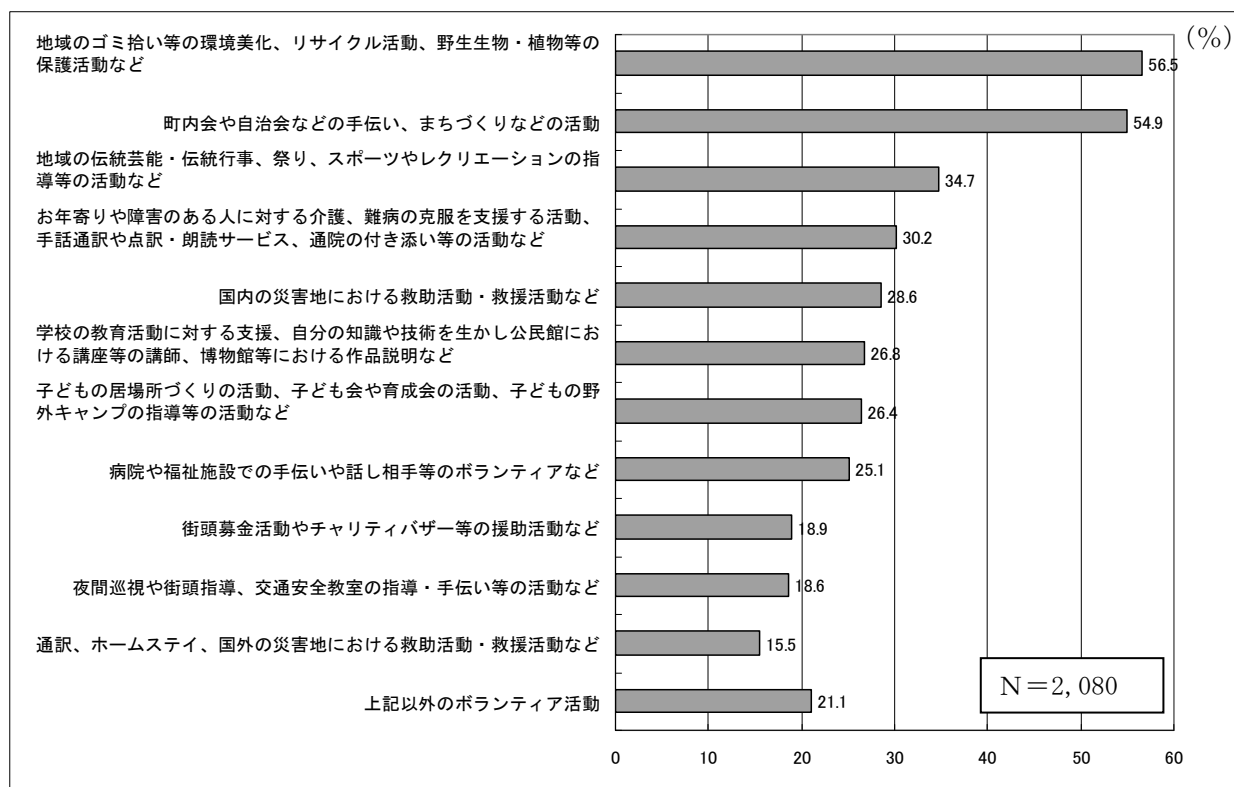
今後のボランティア活動への参加に対する意向について聞いてみると、ひとつでも「今後取り組んでいきたいボランティア活動がある」と回答した人は83.9% (1,745人)、ひとつも該当しなかった人は16.1% (335人) となっている。[図2-14]

今後のボランティア活動の意向の分野について聞いてみると、『地域のゴミ拾い』等の環境問題が56.5%と最も多く、次いで『町内会や自治会などの手伝い』(54.9%)、『地域の伝統芸能・伝統行事』(34.7%)等の地域活動への参画、『お年寄りや障害のある人に対する介護』(30.2%)等の介護福祉が続いている。[図2-15]

なお、「Q12で例示されているボランティア活動以外に、今後取り組んでいきたいボランティア活動」に回答した記述及び「Q12の今後取り組んでいきたいボランティア活動の全てに該当しなかった人の理由」の記述については、巻末「資料」に掲載した。



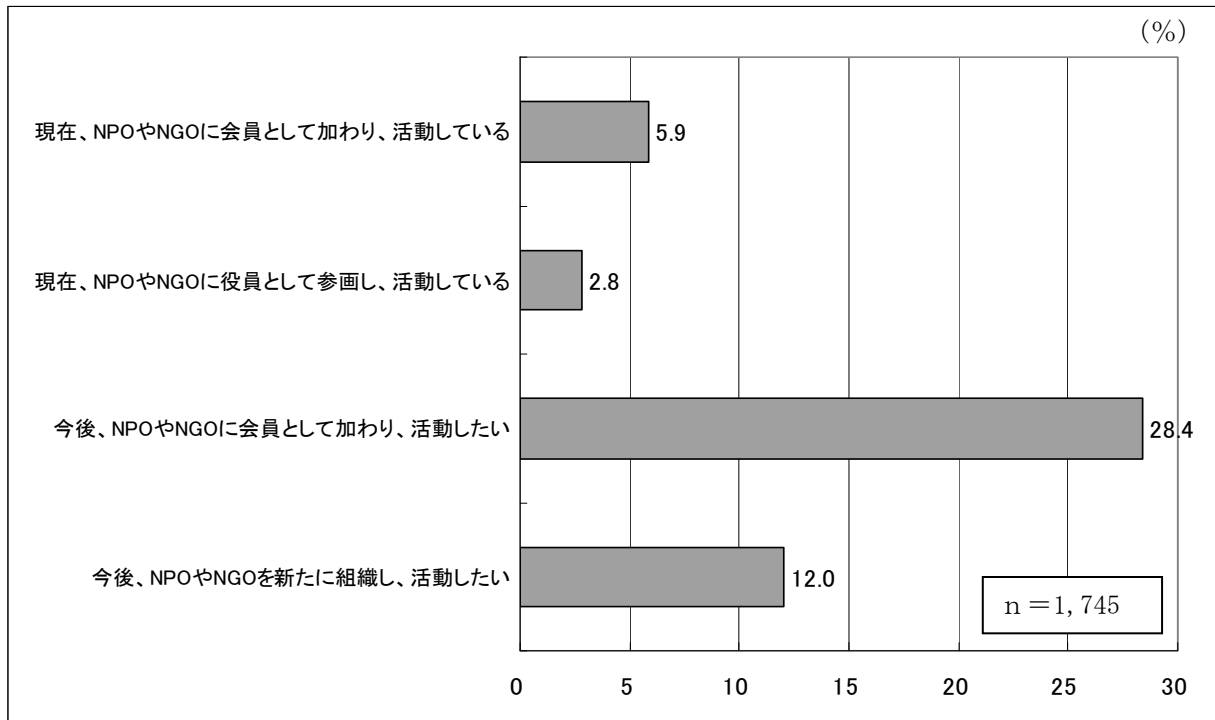
【図2-14 今後のボランティア活動の意向の有無】



【図2-15 今後のボランティア活動の意向の有無】

10 NPO・NGOへの参加の意向について（Q12で「今後（退職後）取り組んでいきたいボランティア活動がある」と回答した人）

「今後（退職後）取り組んでいきたいボランティア活動がある」と回答した人（n=1,745）に、「NPO・NGOへの参加の意向」を聞いてみると、『今後、NPOやNGOに会員として加わり、活動したい』という意向をもつ人が28.4%（495人）と約3割の人が参加意向を示した。[図2-16]

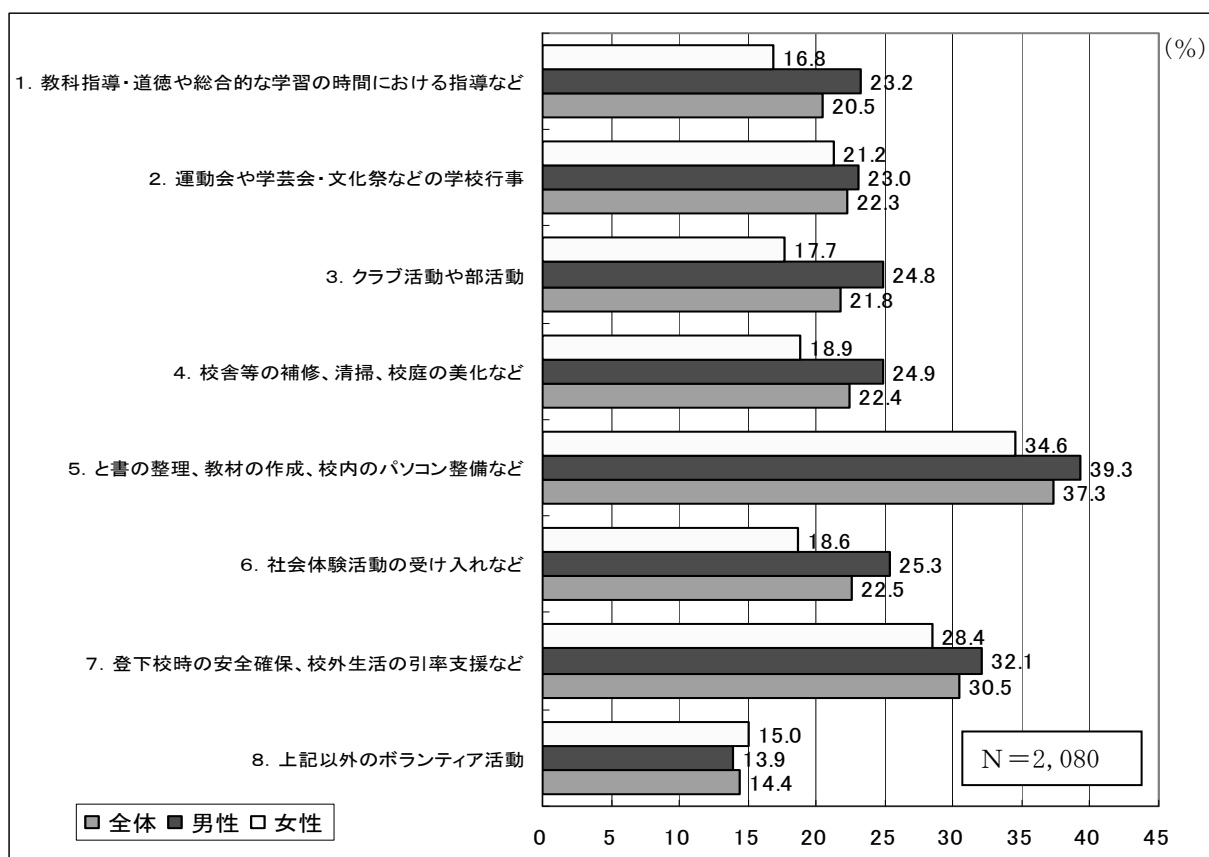


【図2-16 NPO・NGOへの参加の意向】

11 学校支援ボランティア等に対する活動の意向について

学校支援ボランティア等に対する活動の意向を聞いてみると、『図書の整理、教材の作成、校内のパソコン整備など』(37.3%)が最も多く、次いで『登下校時の安全確保、校外生活の引率支援など』(30.5%)となっている。また、いずれの活動についても2割を超える割合となっている。[図2-17]

なお、「Q16で例示されているボランティア活動以外に参加したい子どもの学校生活を支援するボランティア活動」に回答した記述については、巻末「資料」に掲載した。

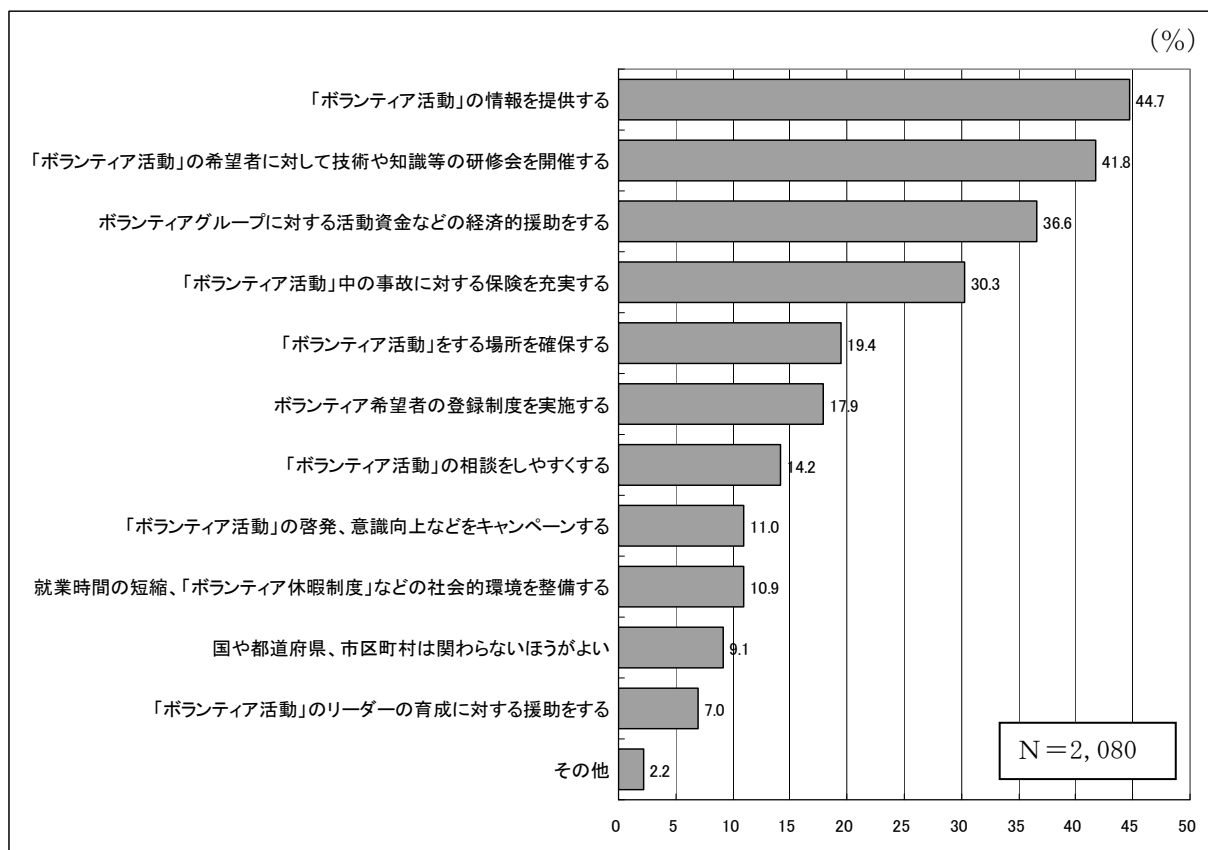


【図2-17 学校支援ボランティアに対する活動の意向】

12 ボランティア活動への行政の支援に対する要望について

ボランティア活動への行政の支援に対する要望について聞いてみると、『ボランティア活動の情報を提供する』（44.7%）が最も多く、次いで『ボランティア活動の希望者に対して技術や知識等の研修会を開催する』（41.8%）となっている。〔図2-18〕

また、『ボランティアグループに対する活動資金などの経済的援助をする』（36.6%）、『ボランティア活動中の事故に対する保険を充実する』（30.3%）も3割を超える割合となっている。〔図2-18〕



【図2-18 ボランティア活動への行政の支援に対する要望】

3 (1) 内閣府「平成22年度 国民生活選好度調査」(抄)

(図表6) ボランティア、支え合う活動等について

問 現在、あなたは、次のようなボランティアやNPO活動、市民活動に参加したり、利用していますか。
ここでは、必ずしも無償に限らず、実費や謝礼をもらう等、有償のものも含めてお考えください。

問 上記のような、社会的なサービスを提供する活動に、あなたはどのように参加したいですか。自ら参加する、寄附をする、サービスを利用するというそれぞれの参加の仕方について、今後の意向として最も近いもの1つに○をつけて下さい。

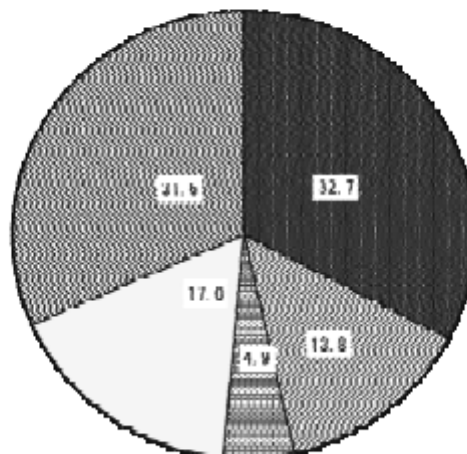
(ア) 参加している

(%)

参加している
21.5

(自ら参加することについて)

(%)



- これまで参加していなかったが、今後は自ら参加したい
- ▨これまででも参加していたが、今後はもっと活動を増やしたい
- ▩これまで参加していたが、今後は活動を減らしたい
- 参加したくない
- ⊠参加できない

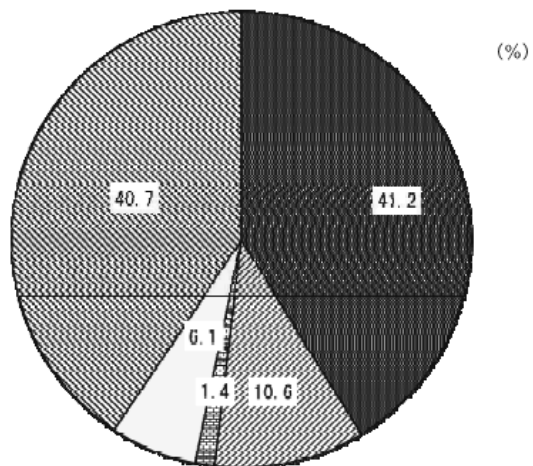
(図表 7)

(イ) 利用している

(%)

利用している
10.8

(サービスを利用することについて)



- これまで利用したことはないが、今後は利用したい
- ▣これまででも利用したことがあるが、今後はもっと利用を増やしたい
- ▤これまででも利用したことがあるが、今後は利用を減らしたい
- 利用したくない
- ▨利用する必要を感じない

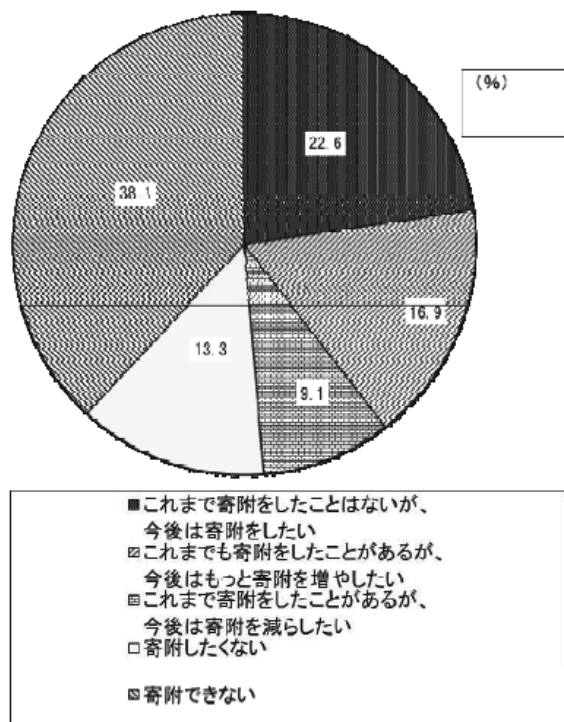
(図表 8)

(ウ) 寄附の形で貢献している

(%)

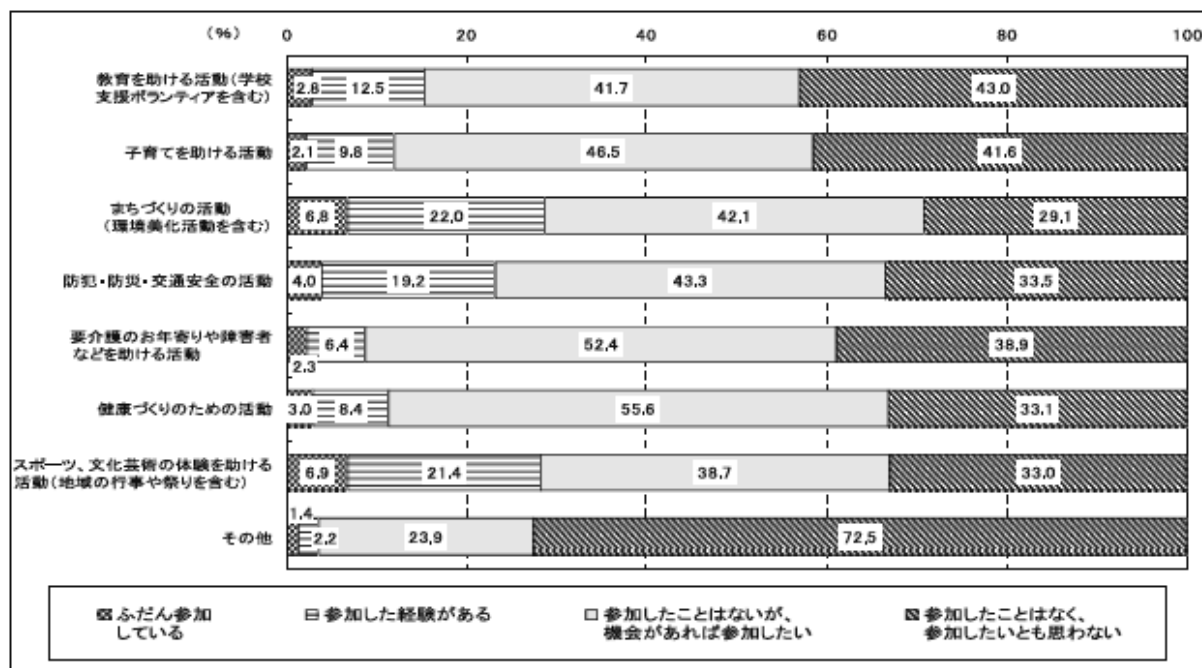
貢献している
14.6

(寄附の形で貢献することについて)



(図表9) 地域活動について

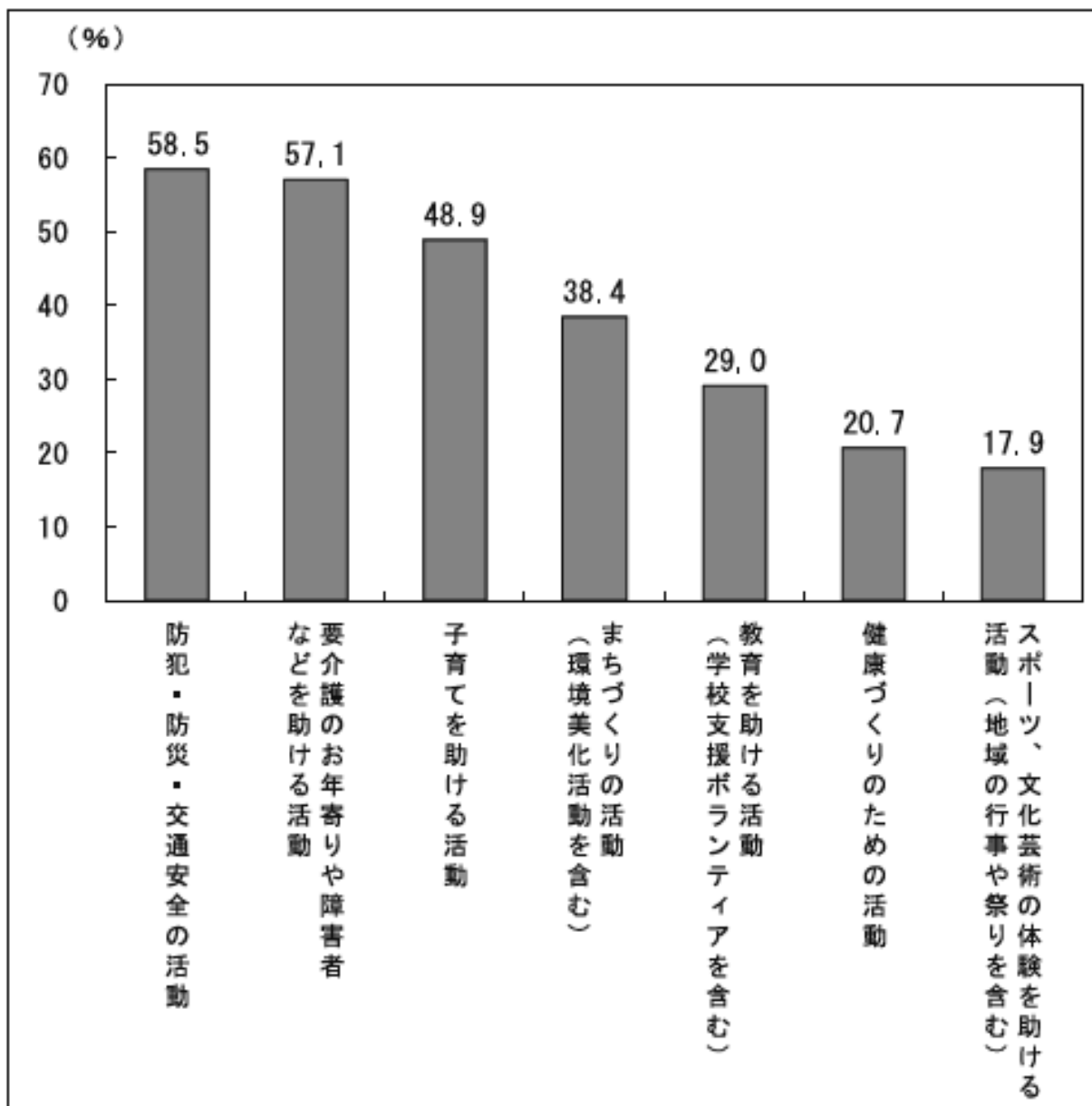
問 あなたは、今までに、お住まいの地域（市区町村）で、次のような活動に参加したことがありますか。また、今後参加したいと思いますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。



(図表10)

問 住みやすい地域づくりのために、お住まいの地域で、特に力を入れて行うことが大切だと考える活動はどれですか。

① 最も大切だと考える活動 (〇は3つまで)



(図表11)

② お住まいの地域で、①で選んだ活動を担ってほしいと考える団体すべてに○をつけてください。

(%)	自治会・町内会	PTA等 婦人会・老人会・子ども会	行政協力ボランティア (民生・児童員、各種調査員、 調停員等)	NPOなどのボランティア・ 市民活動団体	市町村(市役所や区役所、 町村役場の活動・行事等)	公的機関(学校、病院、 消防団、社会福祉法人等 による活動・行事等)	企業(企業による社会貢献 活動等)
(1)教育を助ける活動(学校支援 ボランティアを含む) →	31.1	45.4	26.7	24.6	44.4	43.2	18.5
(2)子育てを助ける活動 →	38.0	49.2	34.9	24.6	58.1	34.5	19.4
(3)まちづくりの活動(環境美化 活動を含む) →	71.2	30.6	12.4	22.1	55.6	19.2	23.5
(4)防犯・防災・交通安全の活動 →	63.6	24.9	16.4	17.3	51.6	51.9	13.5
(5)要介護のお年寄りや障害者 などを助ける活動 →	37.7	25.1	36.4	35.8	59.9	51.2	18.1
(6)健康づくりのための活動 →	39.5	25.1	11.4	21.1	56.0	35.2	14.3
(7)スポーツ、文化芸術の体験 を助ける活動(地域の行事や 祭りを含む) →	64.1	34.3	9.3	22.5	50.7	17.9	29.6

3 (2) 内閣府「平成23年度 国民生活選好度調査」(抄)

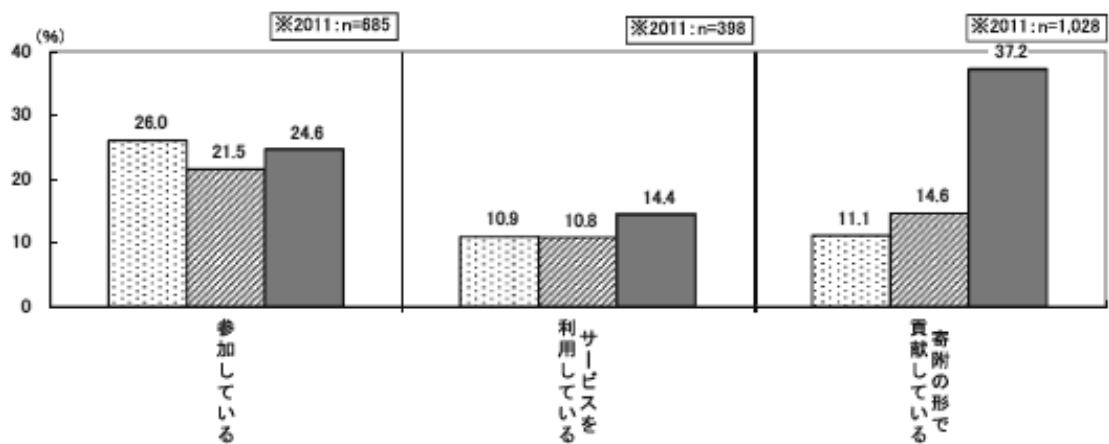
2. ボランティア、支え合う活動(「新しい公共」)

(1) ボランティア、NPO活動、市民活動等への参加、サービス利用、寄附の実績

ボランティア等への参加経験者は24.6%、サービス利用者は14.4%、寄附者は37.2%。特に、寄附については、東日本大震災の影響もあり大きく増加。

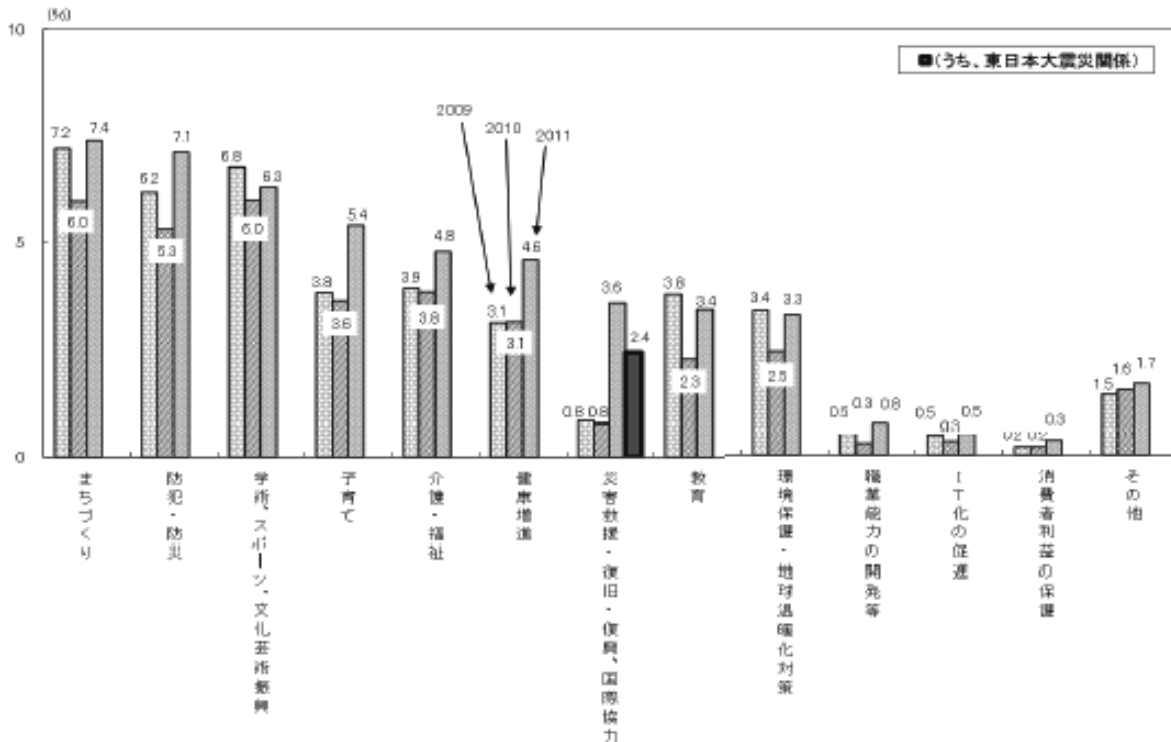
ボランティアやNPO活動、市民活動への参加等の有無をたずねたところ、参加経験者の割合は24.6%、サービス利用者の割合は14.4%、寄附者の割合は37.2%であった(図4)。

(図4) ボランティア等への参加、サービス利用、寄附の実績(経年比較)



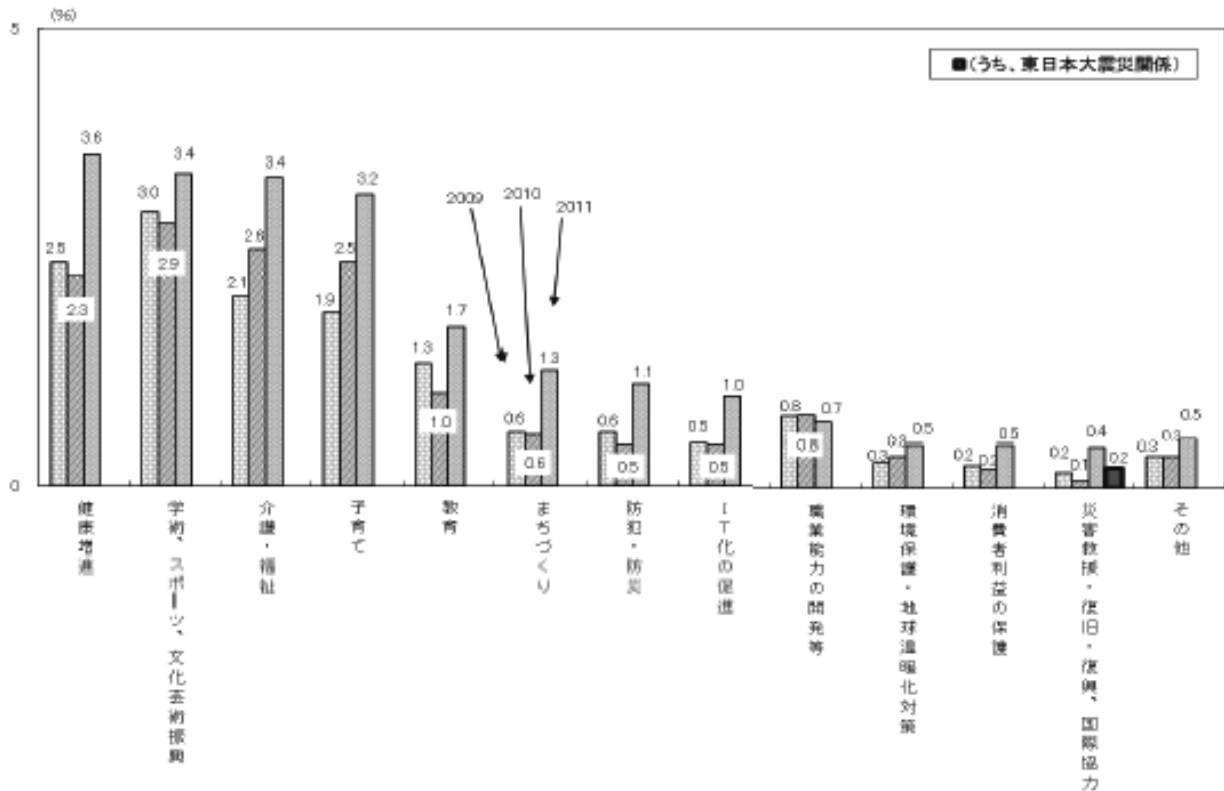
活動分野別(複数選択可)には、「災害救援・復旧・復興、国際協力」の割合が過去の調査に比べて大幅に増加しており、参加経験者は調査対象者の3.6%(うち、東日本大震災関係2.4%)となった(図5)。

(図5) 活動分野にみた参加経験者の割合(調査対象者比)



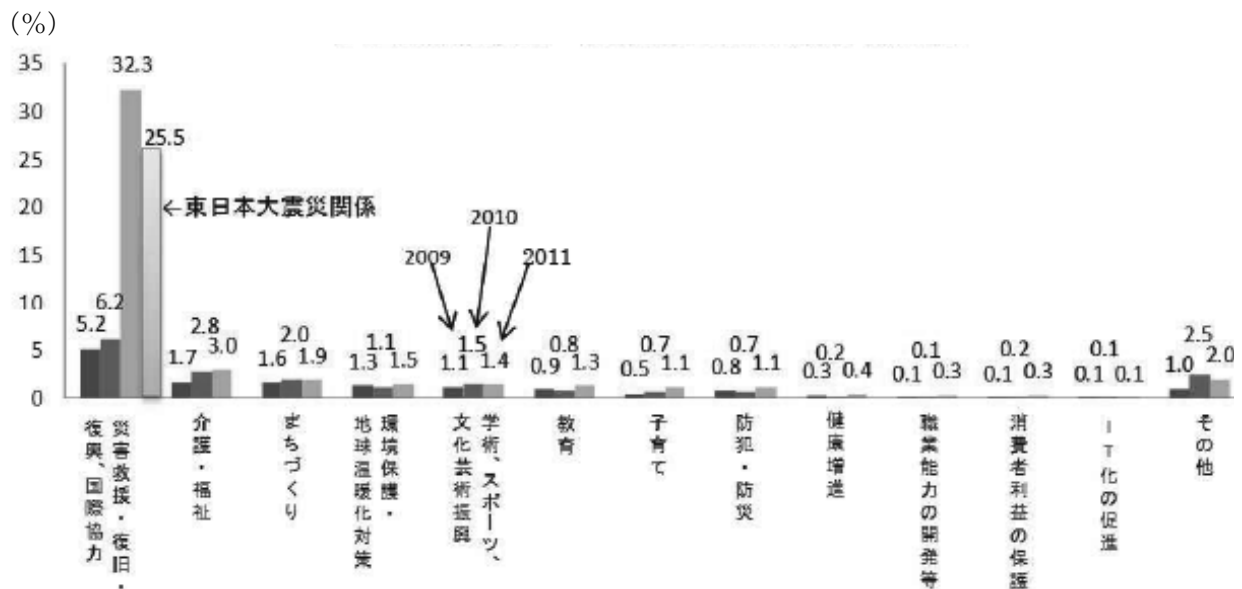
また、同様に、「災害救援・復旧・復興、国際協力」分野のサービス利用者は0.4%（うち、東日本大震災関係0.2%）に増加した（図6）。

（図6）活動分野別にみたサービス利用者の割合（調査対象者比）



寄附について、この傾向は特に強く、「災害救援・復旧・復興、国際協力」分野への寄附者は32.3%（うち、東日本大震災関係25.6%）と大幅に増加した（図7）。

（図7）活動分野別にみた寄附者の割合（調査対象者比）

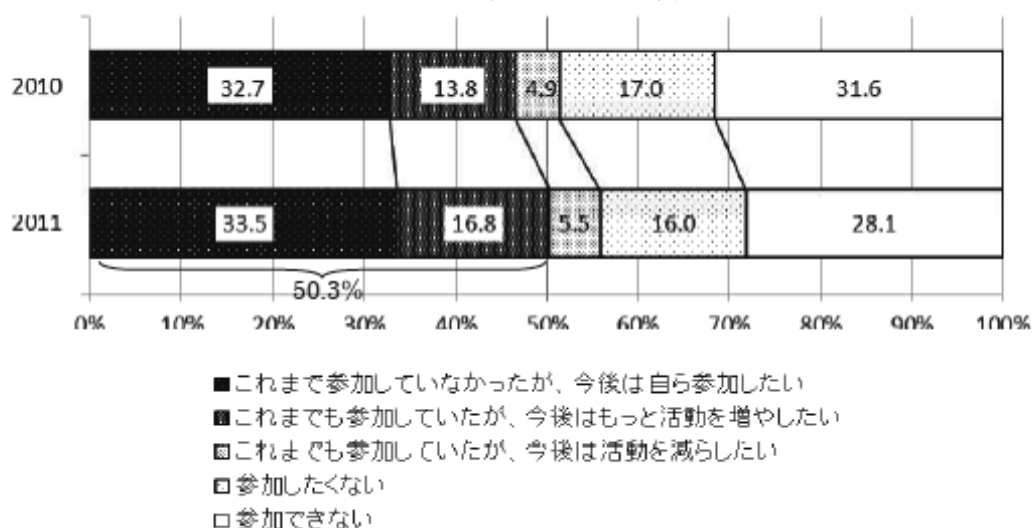


(2) ボランティアやNPO活動、市民活動に関する今後の意向

今言意向については、「自ら参加したい」、「サービスを利用したい」、「寄附の形で貢献したい」と答えた割合が2010年度に比べていずれも増加。

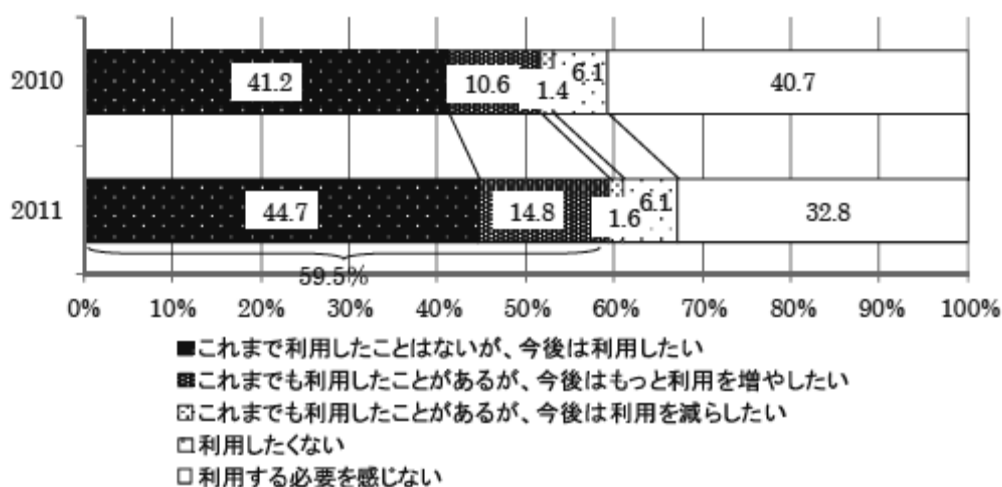
ボランティアやNPO活動、市民活動による社会的なサービスの提供や利用等に関する今後の意向についてたずねたところ、自ら参加することについては、『今後も自ら参加したい』（「これまで参加していなかったが、今後は自ら参加した」と「これまで参加していたが、今後はもっと活動を増やしたい」の合計）と答えた割合は50.3%で、2010年度（46.5%）によりも3.8%ポイント増加した（図8）。

（図8）今後自ら参加することに関する意向



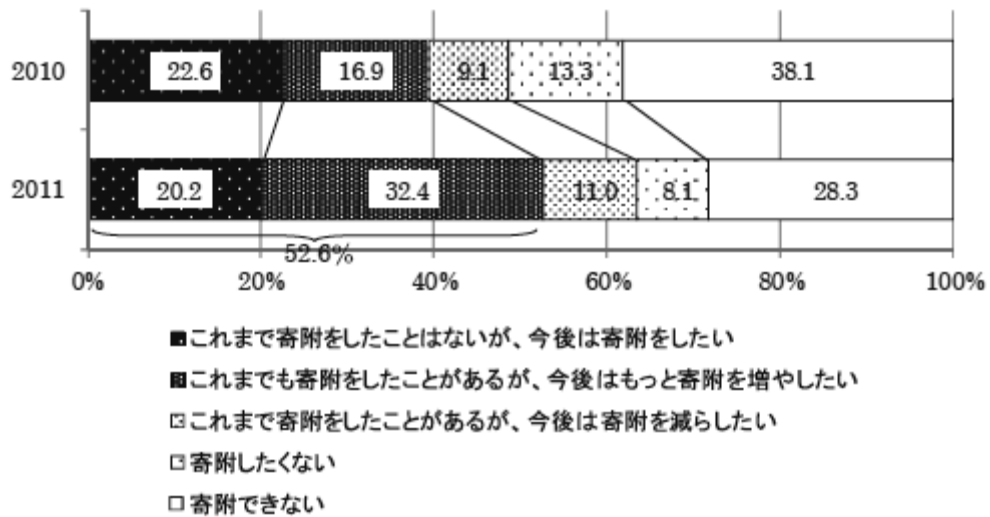
サービスを利用することについては、『今後もサービスを利用する』（「これまで利用したことはないが、今後は利用したい」と「これまで利用したことがあるが、今後はもっと利用を増やしたい」の合計）と答えた割合は59.5%で、2010年度（51.8%）によりも7.7%ポイント増加した（図9）。

（図9）今後サービスを利用することに関する意向



寄附の形で貢献することについては、『今後も寄附の形で貢献する』（「これまで寄附をしたことはないが、今後は寄附をしたい」と「これまでも寄附をしたことがあるが、今後はもっと寄附を増やしたい」の合計）は52.6%で、2010年度（39.5%）よりも13.1%ポイント増加した（図10）。

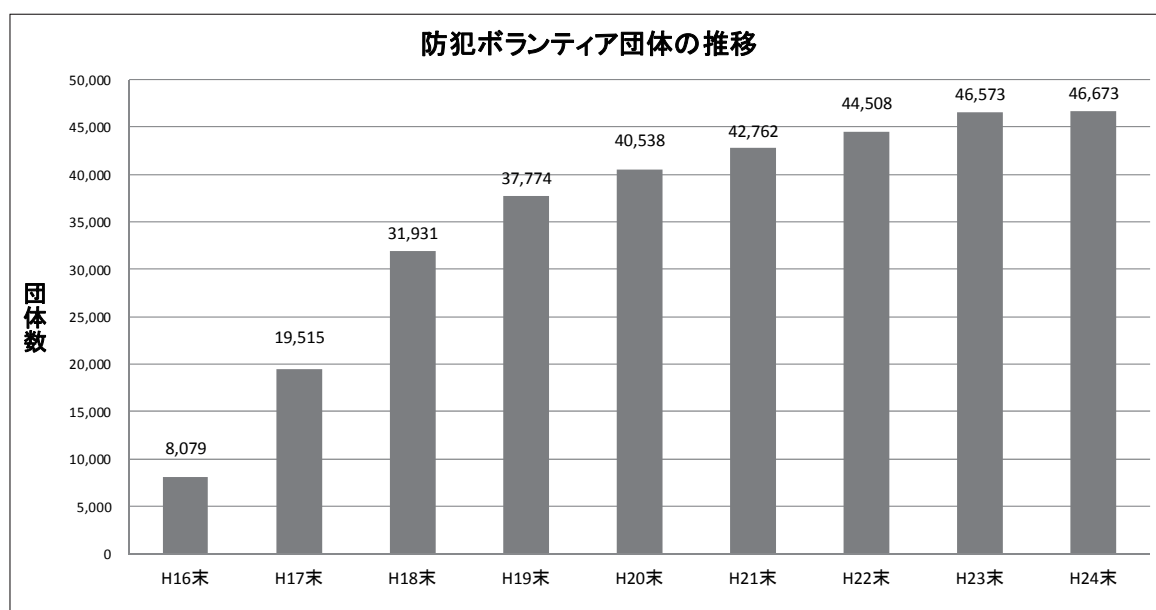
（図10）今後寄附の形で貢献することに関する意向



4 警察庁「自主防犯活動を行う地域住民・ボランティア団体の活動状況について」（平成25年3月21日）

防犯ボランティア団体数(都道府県)

年度 県別	H16.12.31	H17.12.31	H18.12.31	H19.12.31	H20.12.31	H21.12.31	H22.12.31	H23.12.31	H24.12.31
北海道	159	539	1,168	1,444	1,555	1,584	1,643	1,625	1,625
青森県	10	22	345	384	403	391	390	380	380
岩手県	59	83	290	352	372	357	371	372	372
宮城県	168	328	478	521	556	574	554	509	509
秋田県	77	160	306	348	346	367	395	373	373
山形県	13	107	392	461	451	440	457	438	438
福島県	84	166	318	378	394	391	432	435	435
東京都	1,407	2,290	3,214	3,526	3,785	3,871	3,711	3,982	3,982
茨城県	294	489	752	849	887	929	945	860	960
栃木県	137	479	625	942	1,339	1,360	1,392	1,290	1,290
群馬県	212	531	581	687	752	757	800	768	768
埼玉県	554	2,041	3,773	4,390	4,747	4,996	5,205	5,633	5,633
千葉県	433	1,018	1,404	1,761	1,859	2,047	2,219	2,270	2,270
神奈川県	401	1,229	1,800	2,162	2,450	2,823	3,011	3,277	3,277
新潟県	68	166	324	801	814	812	829	855	855
山梨県	25	82	150	234	288	307	312	322	322
長野県	22	214	553	677	686	688	705	642	642
静岡県	384	519	601	716	754	777	783	819	819
富山県	124	263	521	557	576	577	602	617	617
石川県	154	310	449	492	503	508	515	514	514
福井県	136	175	417	439	447	451	453	440	440
岐阜県	93	195	611	655	713	1,082	1,208	1,210	1,210
愛知県	522	765	1,691	1,905	1,989	2,134	2,229	2,318	2,318
三重県	85	194	287	345	485	528	569	582	582
滋賀県	80	117	159	191	198	206	222	265	265
京都府	70	161	509	575	591	618	635	859	859
大阪府	127	1,229	1,386	1,466	1,525	1,596	1,636	1,761	1,761
兵庫県	246	1,231	1,909	2,319	2,351	2,351	2,360	2,389	2,389
奈良県	157	500	618	708	663	625	666	692	692
和歌山県	70	122	167	177	173	179	188	216	216
鳥取県	9	130	175	193	194	200	203	203	203
島根県	71	144	210	329	340	351	369	370	370
岡山県	373	546	634	720	640	685	721	1,316	1,316
広島県	399	628	739	788	829	831	825	825	825
山口県	110	195	378	414	418	417	420	431	431
徳島県	60	83	142	243	230	217	408	414	414
香川県	27	65	176	219	233	229	225	240	240
愛媛県	24	170	346	467	479	450	468	469	469
高知県	13	30	161	192	224	229	280	299	299
福岡県	116	494	858	921	1,131	1,507	1,725	1,675	1,675
佐賀県	59	144	174	190	217	227	225	269	269
長崎県	35	82	349	416	440	444	450	467	467
熊本県	88	242	368	491	589	618	644	646	646
大分県	120	195	260	298	307	319	335	374	374
宮崎県	11	142	202	285	309	315	329	333	333
鹿児島県	62	218	515	613	710	772	781	802	802
沖縄県	131	282	446	533	596	625	663	727	727
計	8,079	19,515	31,931	37,774	40,538	42,762	44,508	46,573	46,673



5 財団法人 経済広報センター「ボランティア活動に関する意識・実態調査報告書」

調査結果の概要

1. 「ボランティア活動経験あり」が6割を超える

「現在ボランティア活動を行っている」（27%）と「過去にボランティア活動をしたことがある」（38%）との回答を合わせると6割を超えている。

世代が上がるほど「現在ボランティア活動を行っている」割合が高くなっているが、近年、ボランティア活動が学校課程で取り上げられてきており、「過去にボランティア活動をしたことがある」割合は29歳以下が最も高い。

2. ボランティア経験者のうち「地域コミュニティーにかかわる活動」を58%が経験

ボランティア活動を経験した回答者を対象に、経験したボランティア活動を聞いたところ、「地域コミュニティーにかかわる活動（美化・防犯・防災など）」（58%）、「公的イベント運営協力など、スポーツ・文化・芸術分野での活動」（35%）の割合が高い。

男女別では、女性の第3位である「保育などを含む幼児、児童を対象とする活動」（30%）が男性では第7位（12%）となっているのに対し、男性の第3位「環境保護・自然保護にかかわる活動」（25%）は女性では第6位（17%）となっている。

3. 活動のきっかけは「所属する町内自治会、市民団体などの活動の一環」が経験者の34%

初めてボランティア活動に参加するきっかけとなった理由として「所属する町内自治会、市民団体などの活動の一環」との回答が経験者の34%。次いで「友人や家族からの誘い」（20%）が挙げられている。

60歳以上では、他の世代に比べ「ボランティア活動団体の呼び掛け」や「ニュースなどで知って、直接行動を起こした」も多い。

4. 9割以上が「時間を有意義に過ごせた」「活動をして楽しかった」

ボランティア活動を通して感じたことを聞いたところ、経験者の9割以上が「時間を有意義に過ごせた」（91%）、「活動をして楽しかった」（90%）と思っていると回答している。一方で「生きがいが見つかった」「社会的な評価を得られた」と思うと答えたのは半数以下である。

5. ボランティア活動をしなかった・できなかった理由は「身近な所に適切な活動の場がなかった」が半数以上

「ボランティア活動の経験はない」と回答した人に理由を聞くと、半数以上（53%）が「身近な所に適切な活動の場がなかった」と回答している。次いで「忙しくて時間が取れなかった」が45%。なお「ボランティア活動に興味がなかった」と答えた人は19%、「そもそも活動したくない」は4%である。

29歳以下では「ボランティア活動に参加する方法が分からなかった」「そもそも活動したくない」も目立っている。

6. 東日本大震災により67%がボランティア活動への意識が高まる

このたびの東日本大震災をきっかけとして、ボランティア活動に対する意識が「高まった」(24%)と「ある程度高まった」(43%)の総計は67%に達している。

7. 83%がボランティア活動へ参加したいとの意向

今後ボランティア活動に「参加したい」(19%)と「機会があれば参加したい」(64%)の総計は83%に達している。

8. ボランティア活動に参加する意向がある人のうち、参加したい活動内容は「地域コミュニティにかかわる活動(美化・防犯・防災など)」が56%、経験した活動で第4位だった「環境保護・自然保護にかかわる活動」が47%で第2位

ボランティア活動に参加する意向がある人に、参加したい活動内容を聞いたところ、「地域コミュニティにかかわる活動(美化・防犯・防災など)」が56%で、経験した活動と同じく第1位だった。経験した活動で第4位だった「環境保護・自然保護にかかわる活動」は約半数の47%で第2位となった。

9. ボランティア活動に参加する意向がある人のうち、参加したい活動エリアを通勤・通学圏外までとする人が約半数、12%は海外も可

ボランティア活動に参加する意向がある人のうち、参加したい活動エリアは、「町内(町内会程度の範囲もしくは最寄り駅が同じ範囲)まで」「市区町村内まで」「通勤・通学圏内まで」の総計は51%となっているが、その一方で、その範囲を超えた回答も半数に近い。そのうち「海外も可」との回答は12%となっている。

10. ボランティア活動に参加する意向がある人のうち、参加する目的は「社会のために役に立てる」が61%

ボランティア活動に参加する意向がある人のうち、参加する目的は「社会のために役に立てる」が61%となっている。以下、「自分の知識・技術・能力・経験を生かす」「活動そのものを楽しむ」「困っている人の役に立てる」「自分が人間として成長できる」が30%台で続いている。

11. ボランティア活動が盛んになることに「賛成(賛成/どちらかといえば)」が92%

ボランティア活動が盛んになることに「賛成」との回答は62%、「どちらかといえば賛成」(30%)を合わせると92%が評価している。

12. ボランティア活動が盛んになるための条件は「ボランティア休暇など企業の支援施策」が45%

ボランティア活動が盛んになるための条件として、「ボランティア休暇など企業の支援施策」との回答が45%と最も多い。次いで「国や地方自治体による情報提供、相談窓口開設などの活動」「ボランティア活動団体の整備・充実」「ボランティア活動に対する職場の理解」「ボランティア活動の斡旋・紹介機能の強化」が30%台後半で続く。

13. 94%が有償ボランティアを容認

有償ボランティアの是非については、「活動によっては有償でもよい」との回答が63%、「無償であるべ

きだが、やむを得ない場合のみ有償でもよい」が31%と、合わせて94%が有償ボランティアを認めている。

14. 寄付を行う動機は「困っている人の役に立ちたい」「社会の役に立ちたい」が半数以上

寄付を行う動機は、「困っている人の役に立ちたい」が82%、「社会の役に立ちたい」が53%と半数を超えている。

- ・調査対象：3,171人
- ・調査方法：インターネットによる回答選択方式および自由記述方式
- ・調査期間：2011年5月19日～5月30日
- ・有効回答：1,983人（62.5%）
- ・回答者の属性：
 - 男女別：男性（860人、43.4%）、女性（1,123人、56.6%）
 - 世代別：29歳以下（126人、6.4%）、30歳代（269人、13.6%）、40歳代（490人、24.7%）、50歳代（493人、24.9%）、60歳以上（605人、30.5%）
 - 職業別：会社員・団体職員・公務員（836人、42.2%）、会社役員・団体役員（92人、4.6%）、自営業・自由業（157人、7.9%）、パートタイム・アルバイト（251人、12.7%）、専業主婦・夫（345人、17.4%）、学生（28人、1.4%）、無職・その他（274人、13.8%）

この調査では、有償・無償を問わず下記のような活動を「ボランティア活動」と定義する。ただし、就業体験や知識・経験・技術の習得を主目的とするものは除く。役務の提供が対象。

地域コミュニティにかかわる活動（美化・防犯・防災など）
公的イベント運営協力など、スポーツ・文化・芸術分野での活動
保育などを含む幼児、児童を対象とする活動
青少年の指導・育成（青少年スポーツクラブなど含む）
高齢者の介護や支援
障がい者の介護や支援
在日外国人に対する教育や生活情報サービスなど
地域活性化にかかわる活動（観光ボランティアガイド、語り部など）
環境保護・自然保護にかかわる活動
難民救済や開発援助など海外における国際支援活動
災害救助や被災者支援の活動

なお、購入した物品や金銭を提供するのみの行為は「寄付」と定義する。（提供する物品が手作りのものである場合は役務の提供とみなし、「ボランティア活動」に含める。）

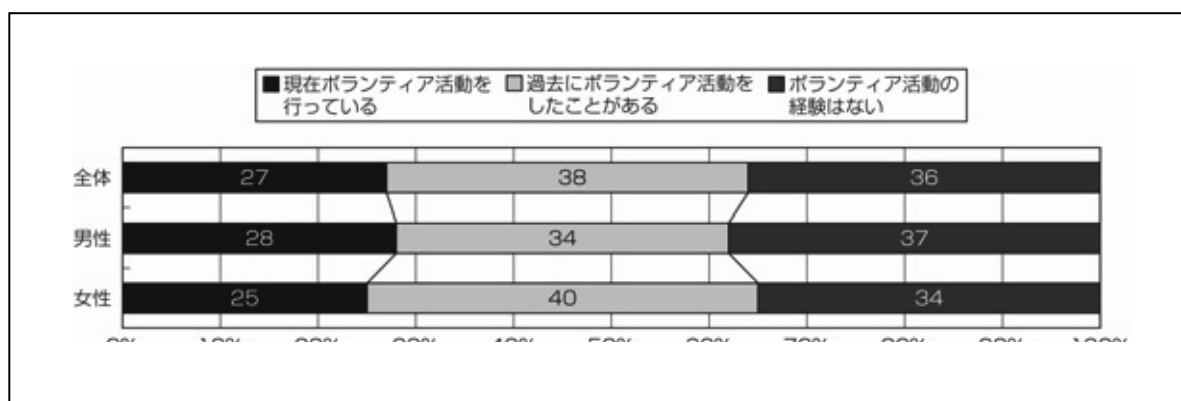
1. ボランティア活動の経験の有無

「ボランティア活動経験あり」が6割を超える

「現在ボランティア活動を行っている」(27%)と「過去にボランティア活動をしたことがある」(38%)との回答を合わせると6割を超えている。(図1)

男女別(図1)では、「現在ボランティア活動を行っている」と回答した割合は男性の方が高いが、「過去にボランティア活動をしたことがある」との回答は女性が6ポイント高く、活動経験の有無で比較すると女性の方がより経験者が多い。

図1 ボランティア活動の経験の有無(全体・男女別)

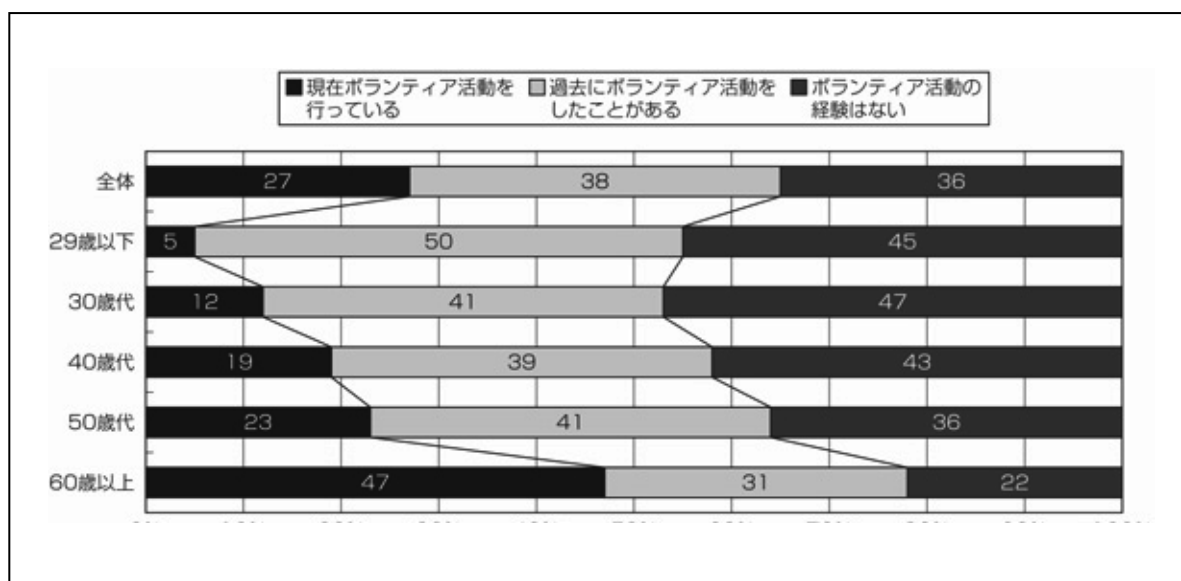


(択一)

*小数第1位四捨五入のため、合計が100%とならない場合もある。

世代別(図2)では、世代が上がるほど「現在ボランティア活動を行っている」割合が高くなっているが、近年、ボランティア活動が学校課程で取り上げられてきており、「過去にボランティア活動をしたことがある」割合は29歳以下が最も高い。

図2 ボランティア活動の経験の有無（全体・世代別）



(択一)

*小数第1位四捨五入のため、合計が100%とならない場合もある。

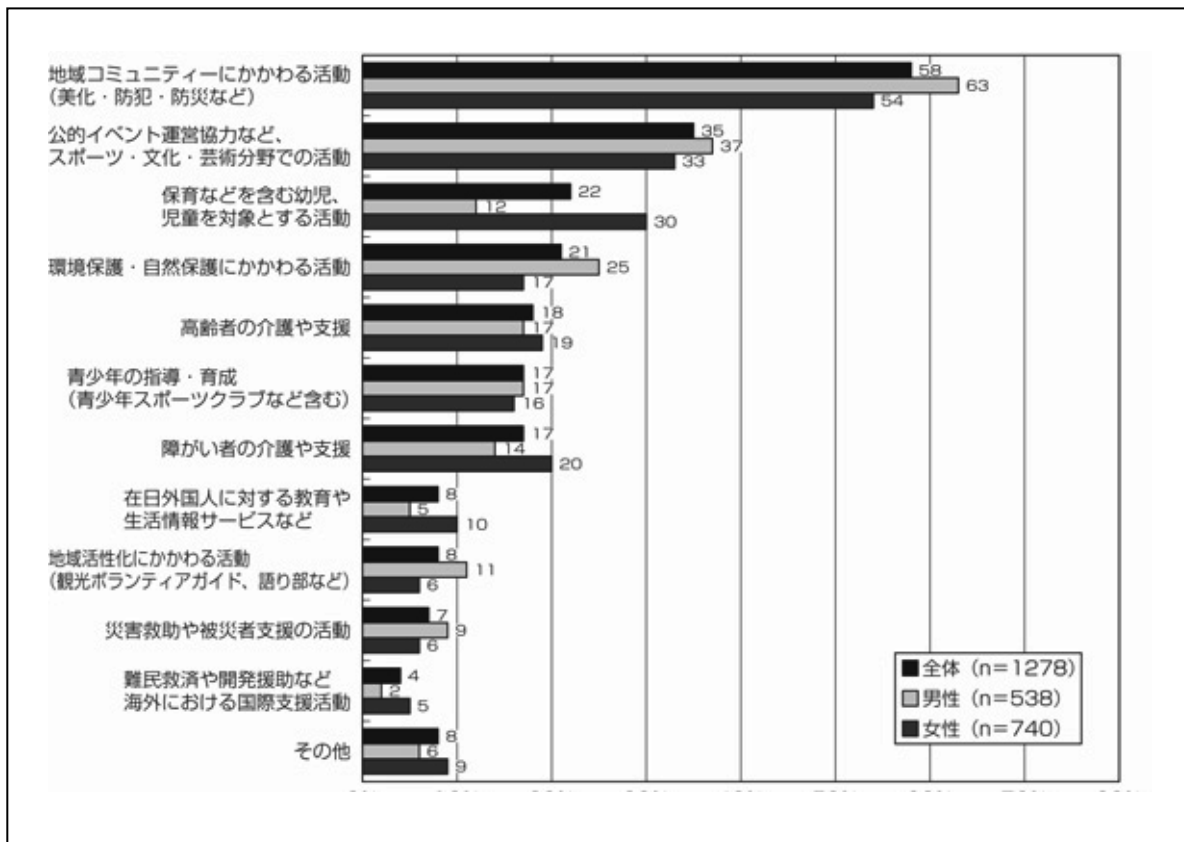
2. 経験した活動

ボランティア経験者のうち「地域コミュニティーにかかわる活動」を58%が経験

ボランティア活動を経験した回答者を対象に、経験したボランティア活動を聞いたところ、「地域コミュニティーにかかわる活動（美化・防犯・防災など）」（58%）、「公的イベント運営協力など、スポーツ・文化・芸術分野での活動」（35%）の割合が高い。（図3）

男女別（図3）では、女性の第3位である「保育などを含む幼児、児童を対象とする活動」（30%）が男性では第7位（12%）となっているのに対し、男性の第3位「環境保護・自然保護にかかわる活動」（25%）は女性では第6位（17%）となっている。

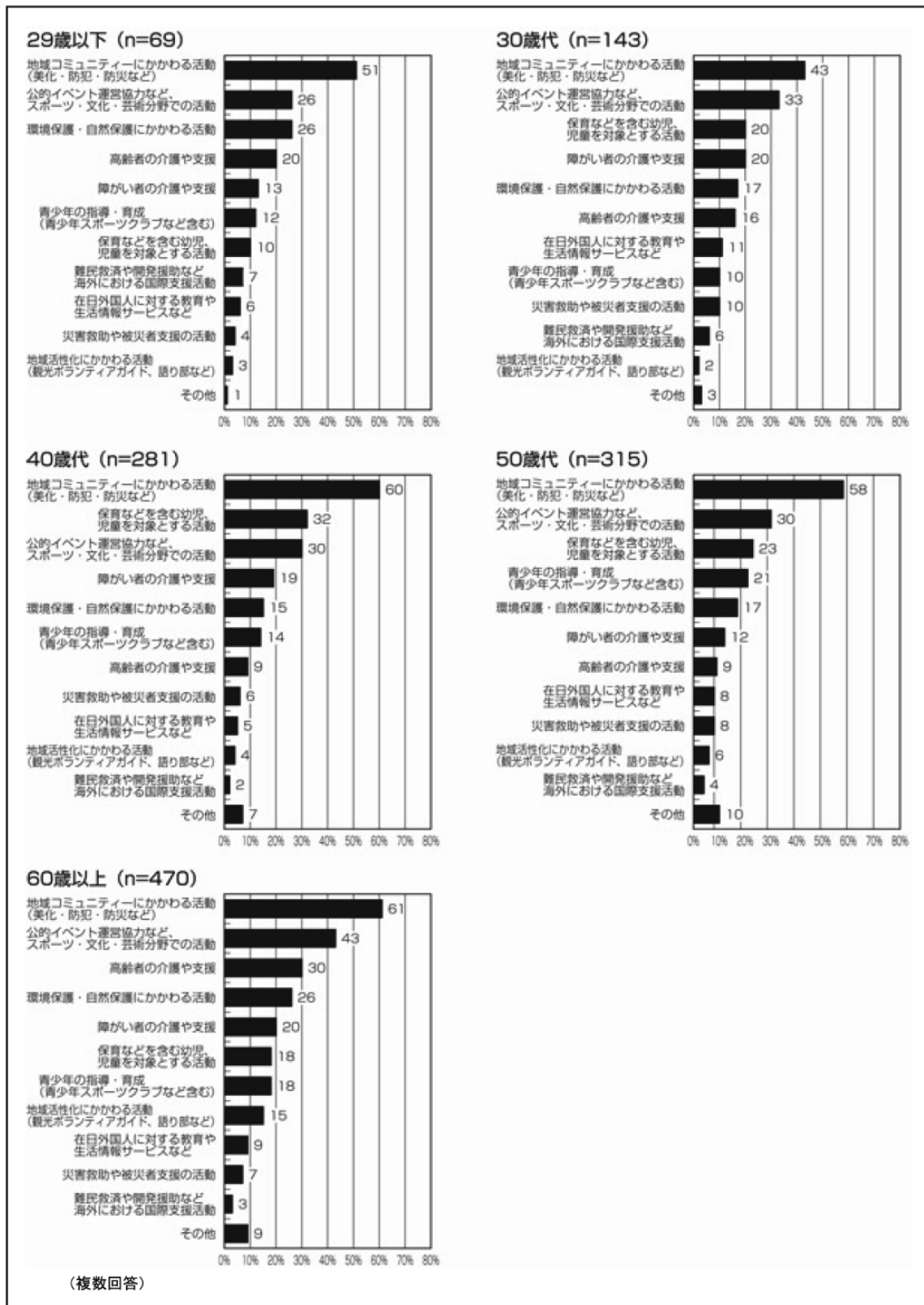
図3 経験した活動（全体・男女別）



(複数回答)

世代別（図4）では、いずれの世代でも「地域コミュニティにかかわる活動（美化・防犯・防災など）」が第1位であり、40歳以上では6割前後と高い割合になっている。次いで「公的イベント運営協力など、スポーツ・文化・芸術分野での活動」が第2位（40歳代のみ第3位）となっている。30歳代から50歳代までは第2位もしくは第3位となっている「保育などを含む幼児、児童を対象とする活動」は、29歳以下で第7位（10%）、60歳以上で第6位（18%）であり、逆に「高齢者の介護や支援」が30歳代から50歳代までの第6位または第7位となっているのに対し、29歳以下で第4位（20%）、60歳以上で第3位（30%）と異なる結果となった。（図4）

図4 経験した活動（世代別）

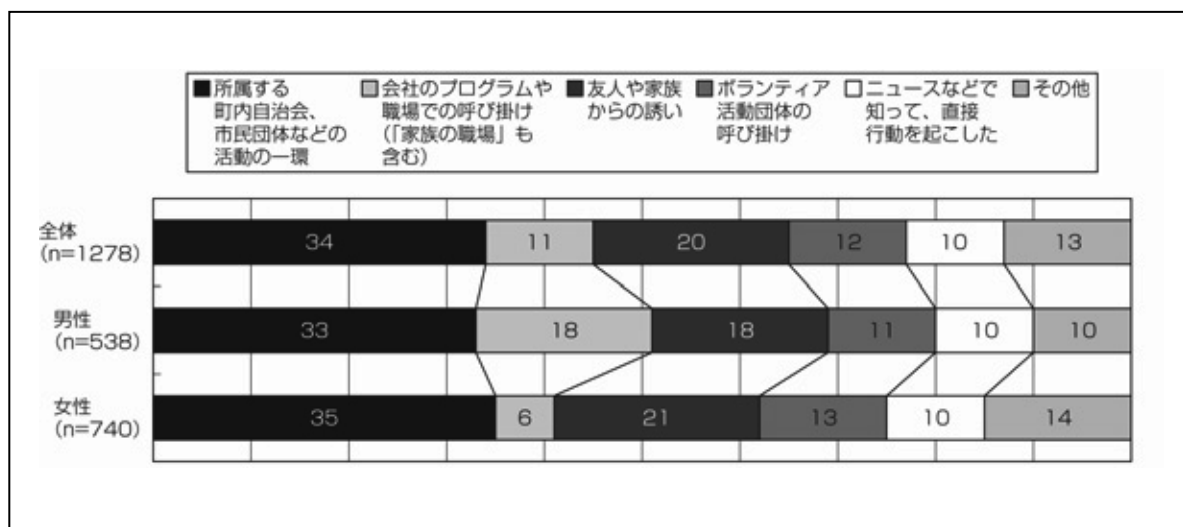


3 活動のきっかけ

活動のきっかけは「所属する町内自治会、市民団体などの活動の一環」が経験者の34%初めてボランティア活動に参加するきっかけとなった理由として「所属する町内自治会、市民団体などの活動の一環」との回答が経験者の34%。次いで「友人や家族からの誘い」（20%）が挙げられている。（図5）

男女別（図5）で大きく異なったのは「会社のプログラムや職場での呼び掛け（「家族の職場」も含む）」で、男性が「友人や家族からの誘い」と同じ18%となっているのに対し、女性では「友人や家族からの誘い」が21%で「会社のプログラムや職場での呼び掛け（「家族の職場」も含む）」は6%と少なくなっている。

図5 活動のきっかけ（全体・男女別）

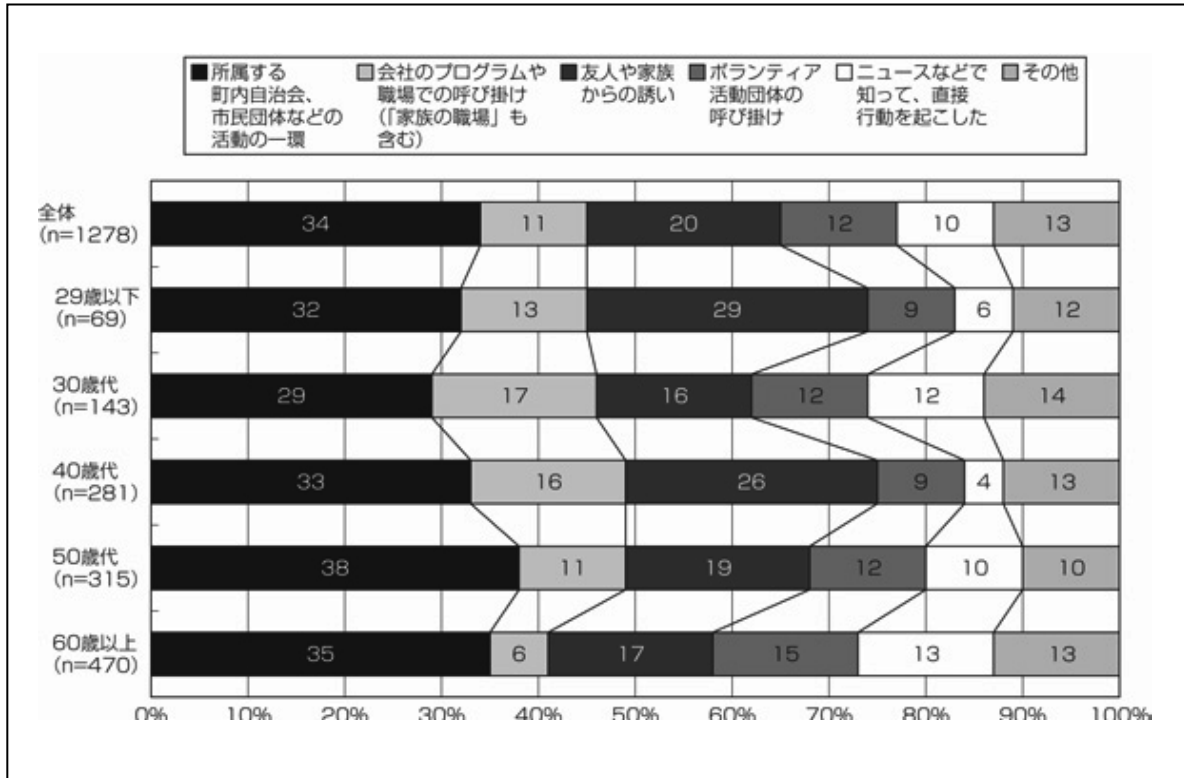


(択一)

*小数第1位四捨五入のため、合計が100%とならない場合もある。

世代別（図6）で見ると、いずれの世代でも「所属する町内自治会、市民団体などの活動の一環」との回答が最も多く、30歳代以外は「友人や家族からの誘い」が次いで挙げられた。30歳代は「会社のプログラムや職場での呼び掛け（「家族の職場」も含む）」が若干高い。60歳以上では、他の世代に比べ「ボランティア活動団体の呼び掛け」や「ニュースなどで知って、直接行動を起こした」も多い。

図6 活動のきっかけ（全体・世代別）



(択一)

*小数第1位四捨五入のため、合計が100%とならない場合もある。

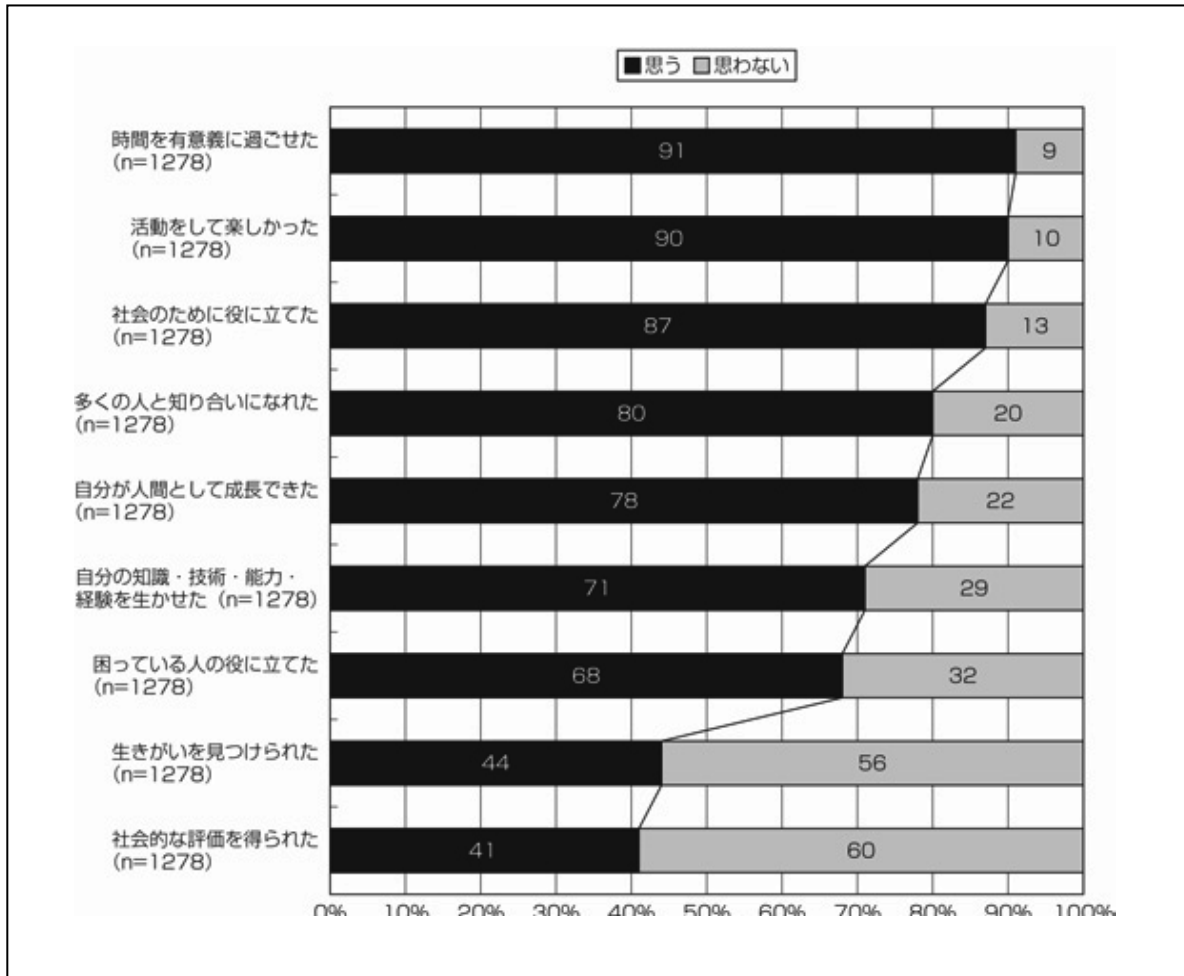
4. ボランティア活動をして感じたこと

9割以上が「時間を有意義に過ごせた」「活動をして楽しかった」

ボランティア活動を通して感じたことを聞いたところ、経験者の9割以上が「時間を有意義に過ごせた」(91%)、「活動をして楽しかった」(90%)と回答している。

「社会のために役に立てた」など、他の5項目に対しても、「そう思う」と答えた割合は高かったが、「生きがいを見つけられた」「社会的な評価を得られた」の2項目については、「そう思う」と答えたのは半数以下である。(図7)

図7 ボランティア活動をして感じたこと（全体）



(択一)

*小数第1位四捨五入のため、合計が100%とならない場合もある。

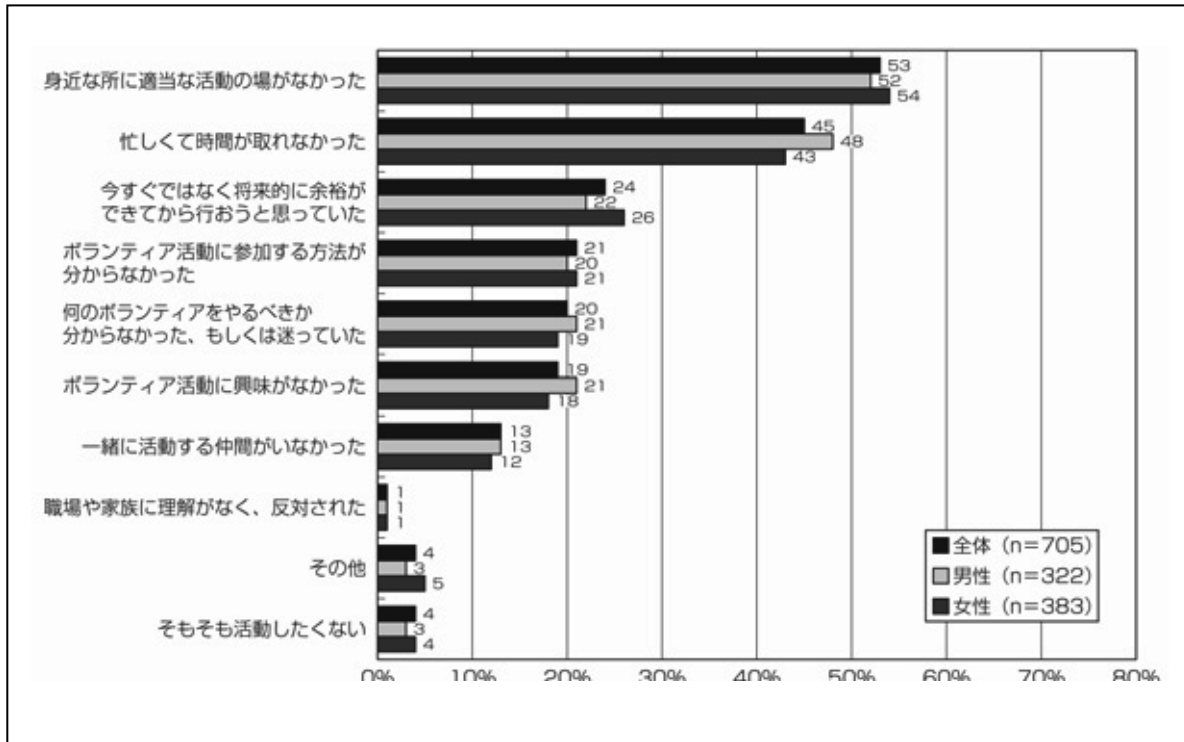
5. ボランティア活動をしなかった・できなかった理由

ボランティア活動をしなかった・できなかった理由は「身近な所に適当な活動の場がなかった」が半数以上

「ボランティア活動の経験はない」と回答した人に理由を聞くと、半数以上（53%）が「身近な所に適当な活動の場がなかった」と回答している。次いで「忙しくて時間が取れなかった」が45%。なお「ボランティア活動に興味がなかった」と答えた人は19%、「そもそも活動したくない」は4%である。（図8）

男女別（図8）でもほぼ同じ結果となったが、「忙しくて時間が取れなかった」は男性（48%）の方が女性（43%）より5ポイント高い。

図8 ボランティア活動をしなかった・できなかった理由（全体・男女別）

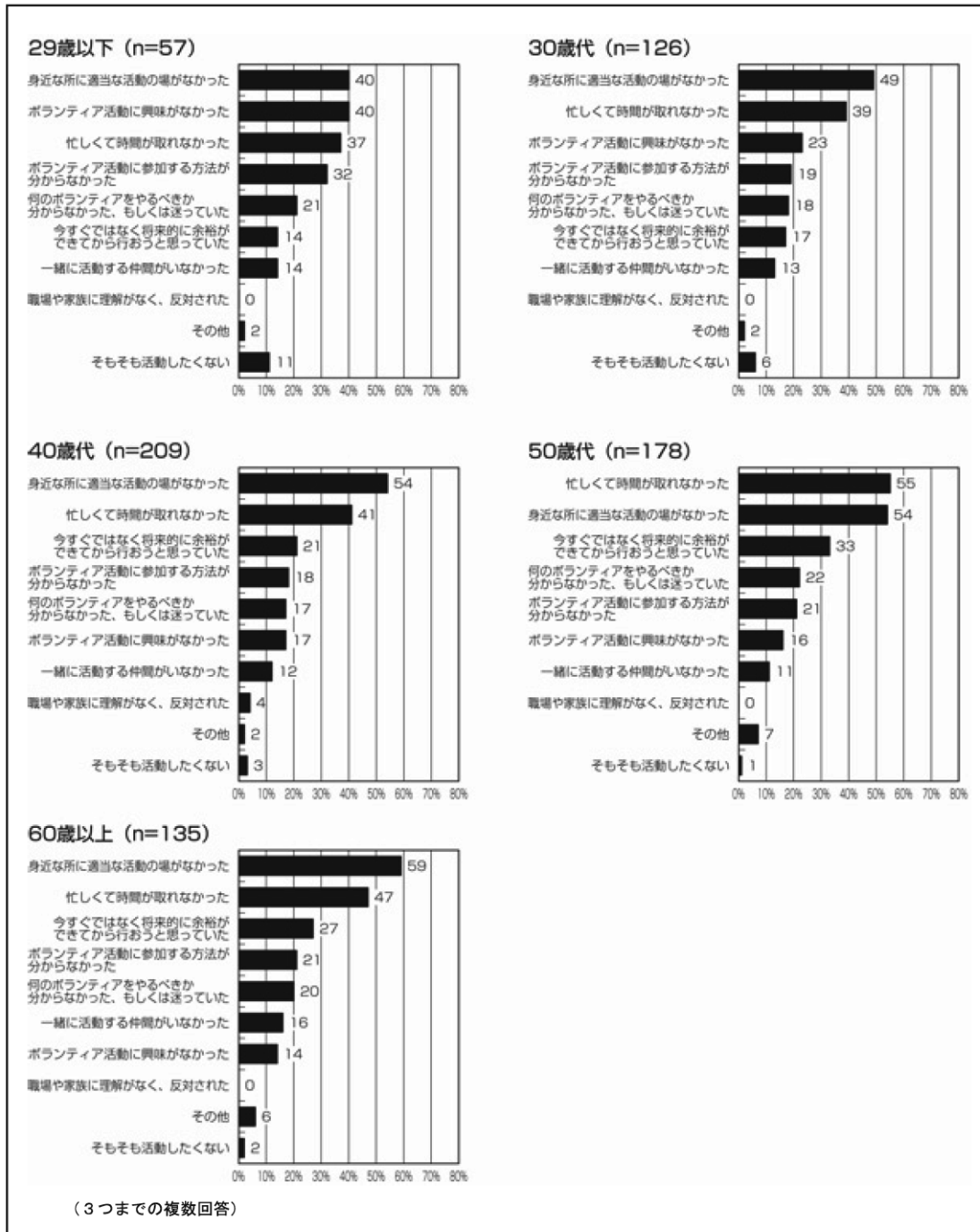


(3つまでの複数回答)

世代別（図9）では、いずれの世代でも「身近な所に適当な活動の場がなかった」が多いが、29歳以下では「ボランティア活動に興味がなかった」が同じ割合となっているほか、50歳代では「忙しくて時間が取れなかった」が半数を超え1位となっている。

29歳以下では「ボランティア活動に参加する方法が分からなかった」「そもそも活動したくない」も目立っている。

図9 ボランティア活動をしなかった・できなかった理由（世代別）



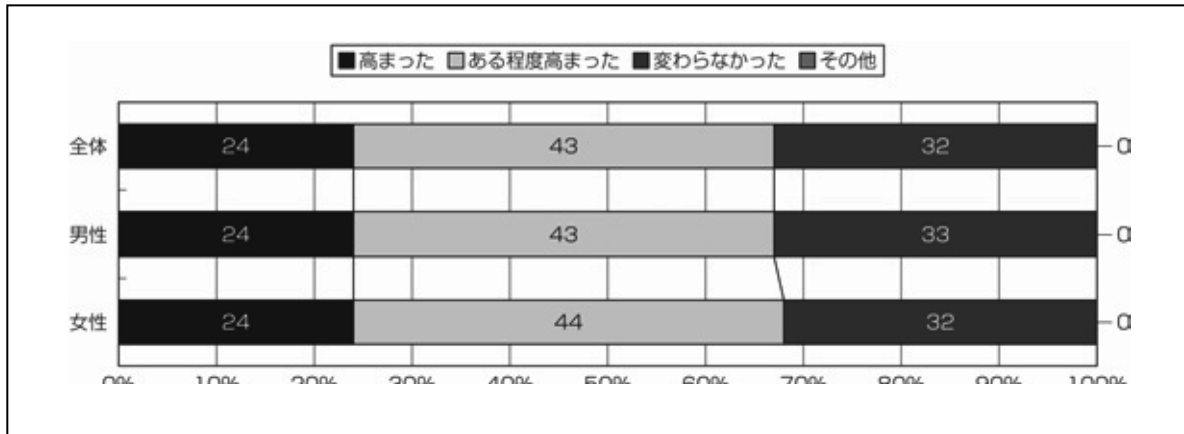
6. 東日本大震災によるボランティア活動への意識の変化

東日本大震災により67%がボランティア活動への意識が高まる

このたびの東日本大震災をきっかけとして、ボランティア活動に対する意識が「高まった」(24%)と「ある程度高まった」(43%)の総計は67%に達している。(図10)

男女別(図10)でもほとんど同じ割合だった。

図10 東日本大震災によるボランティア活動への意識の変化（全体・男女別）

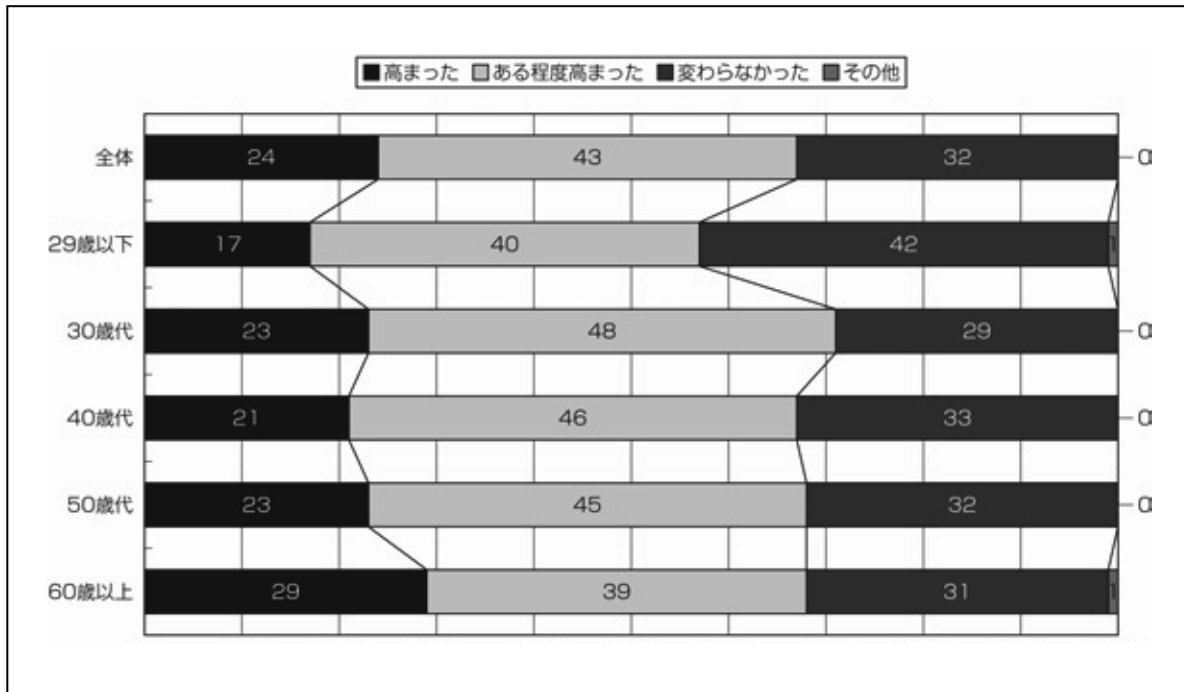


(扱一)

*小数第1位四捨五入のため、合計が100%とにならない場合もある。

世代別（図11）で見ると、「変わらなかった」との回答は30歳以上では3割前後なのに対し、29歳以下では42%となっている。「高まった」人も他の世代に比べ低い割合にとどまった。

図11 東日本大震災によるボランティア活動への意識の変化（全体・世代別）



(択一)

*小数第1位四捨五入のため、合計が100%とまらない場合もある。

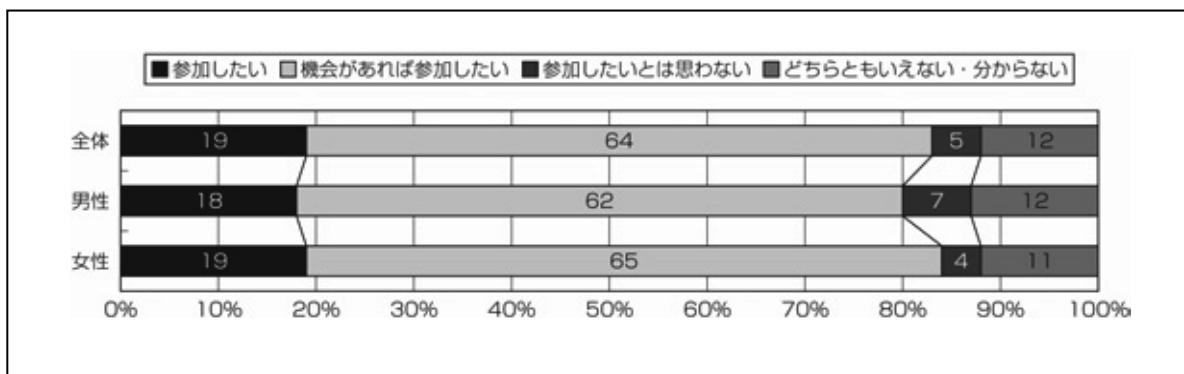
7. ボランティア活動への参加意向

83%がボランティア活動へ参加したいとの意向

今後ボランティア活動に「参加したい」（19%）と「機会があれば参加したい」（64%）の総計は83%に達している。（図12）

男女別（図12）で見ると、「参加したいとは思わない」割合は女性（4%）より男性（7%）の方が3ポイント高い。

図12 ボランティア活動への参加意向（全体・男女別）



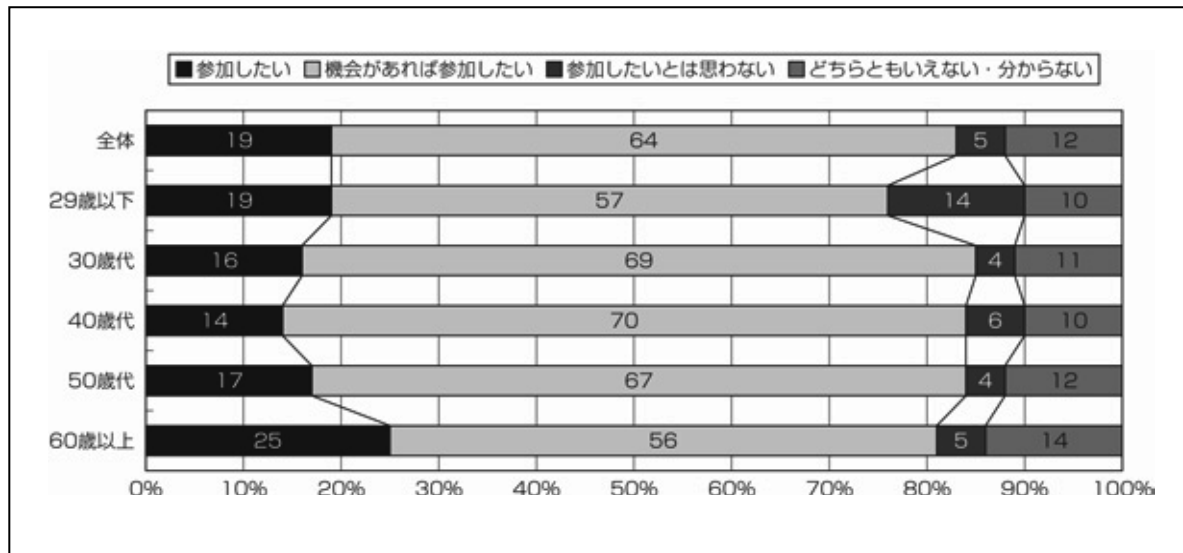
(択一)

*小数第1位四捨五入のため、合計が100%とまらない場合もある。

世代別（図13）では、「参加したい」との回答は29歳以下（19%）と60歳以上（25%）が30～50歳代に比

べて高い割合となっている。「参加したいとは思わない」との回答は、他の世代が5%前後であるのに対し、29歳以下では14%である。「どちらともいえない・分からない」との回答は世代が上がるほど増加する傾向が見られる。

図13 ボランティア活動への参加意向（全体・世代別）

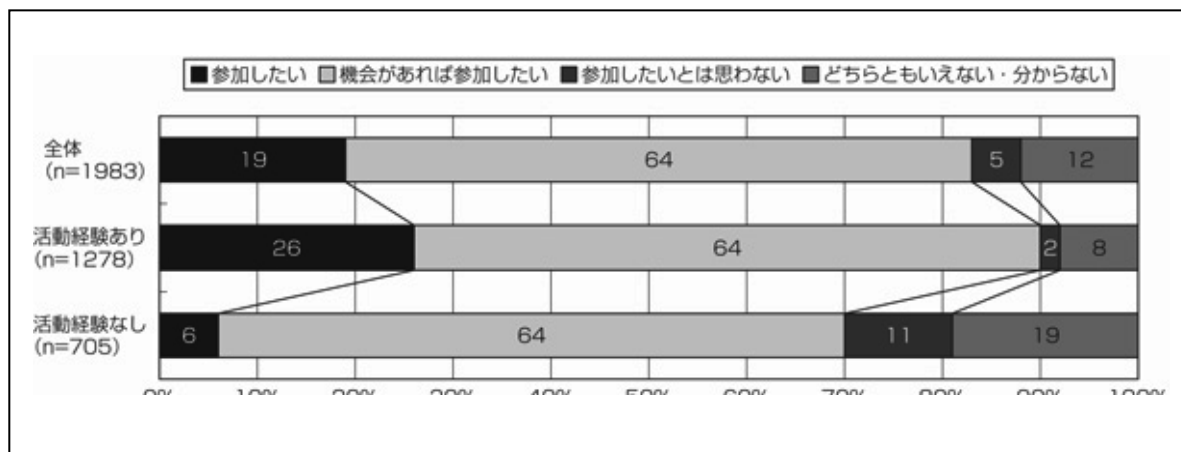


(択一)

*小数第1位四捨五入のため、合計が100%とならない場合もある。

ボランティア活動の経験の有無別（図14）では、活動経験なしとの回答者では「参加したい」（6%）、「機会があれば参加したい」（64%）の総計が70%であるのに対し、活動経験ありとの回答者は「参加したい」（26%）、「機会があれば参加したい」（64%）の総計は90%に達する。活動経験がない人の方が「参加したいとは思わない」と回答した割合が高い。一方、「どちらともいえない・分からない」との回答も活動経験がある人が8%であるのに対し、活動経験がない人は19%と高くなっている。

図14 ボランティア活動への参加意向（全体・活動経験別）



(扱一)

*小数第1位四捨五入のため、合計が100%とまらない場合もある。

8. 参加したいボランティア活動

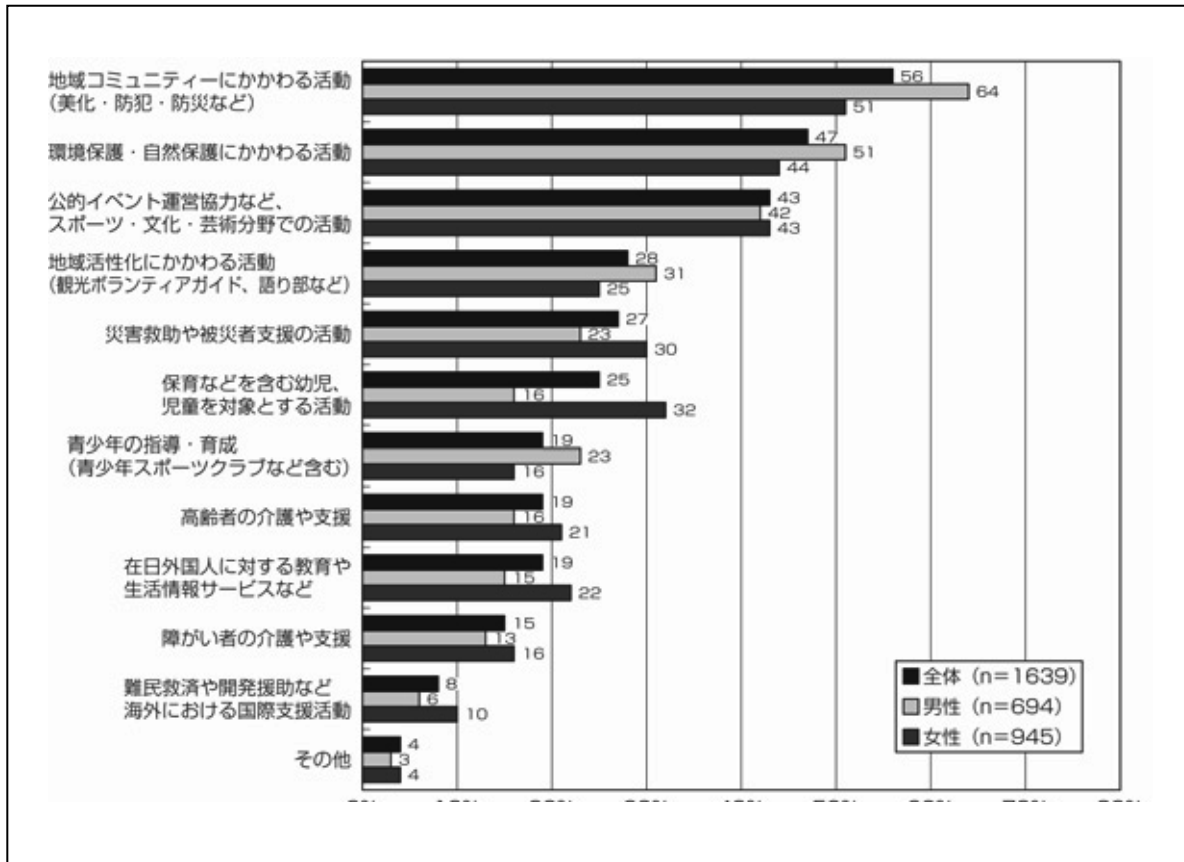
ボランティア活動に参加する意向がある人のうち、参加したい活動内容は「地域コミュニティーにかかわる活動（美化・防犯・防災など）」が56%、経験した活動で第4位だった「環境保護・自然保護にかかわる活動」が47%で第2位

ボランティア活動に参加する意向がある人に、参加したい活動内容を聞いたところ、「地域コミュニティーにかかわる活動（美化・防犯・防災など）」が56%で、経験した活動（図3）と同じく第1位だった。経験した活動で第4位だった「環境保護・自然保護にかかわる活動」は約半数の47%で第2位となった。

経験した活動に比べ参加意向の回答率が高くなっているのは、「地域コミュニティーにかかわる活動（美化・防犯・防災など）」「障害者の介護や保護」を除くすべての項目である。特に、「環境保護・自然保護にかかわる活動」「地域活性化にかかわる活動（観光ボランティアガイド、語り部など）」「災害救助や救済者支援の活動」で、その傾向が顕著に表れている。

経験した活動と参加意向の比較では、男女ともほぼ同じ傾向が見られる。経験した活動での男女差は参加意向でも同じように出ている。ただし「災害救助や被災者支援の活動」は経験割合では男性の方が3ポイント高いのに対し、参加意向では女性の方が7ポイント高くなっている。（図15）

図 15 参加したいボランティア活動（全体・男女別）



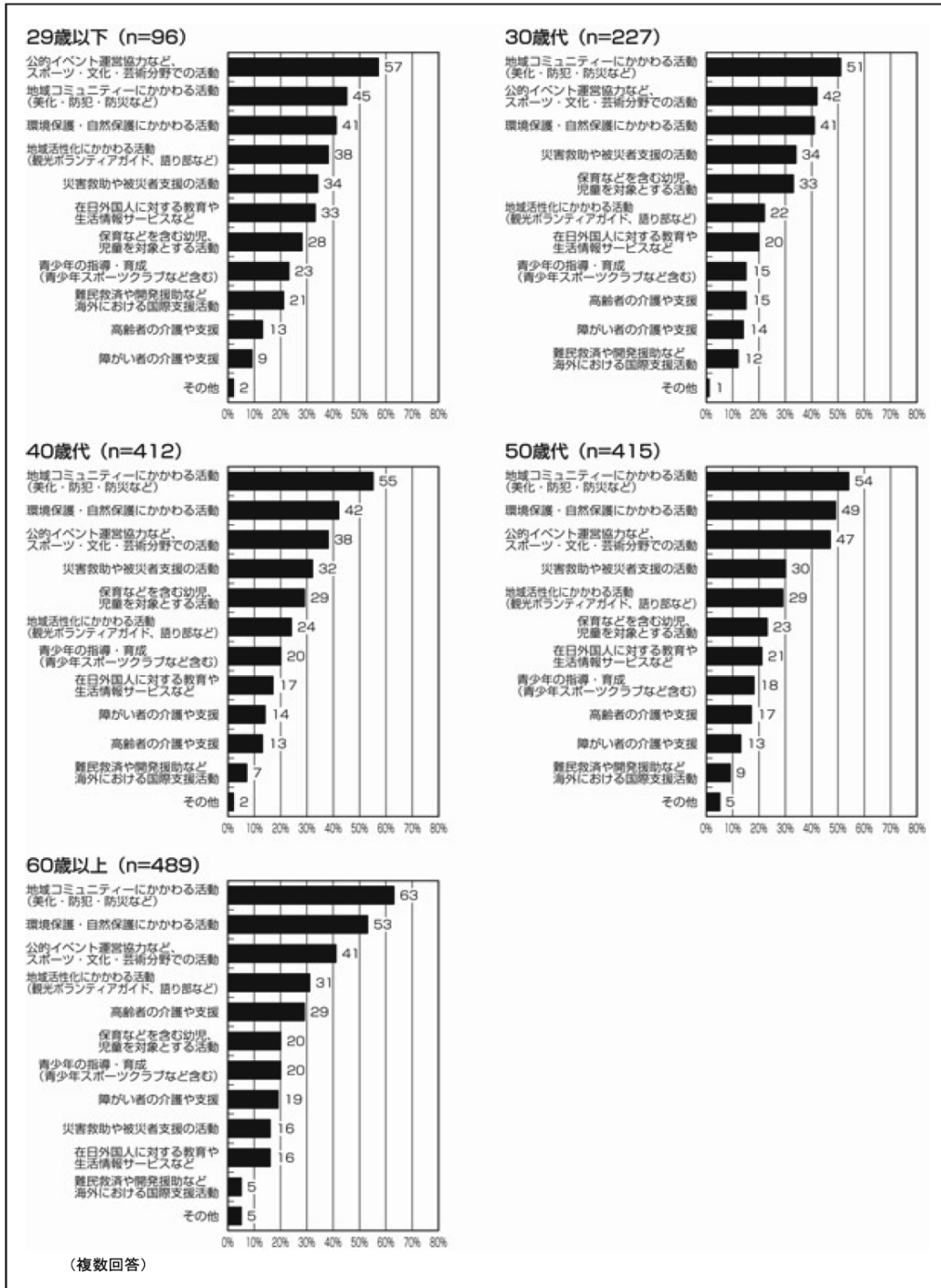
(複数回答)

世代別 (図16) で見ると、全体で第1位、第2位の「地域コミュニティにかかわる活動 (美化・防犯・防災など)」「環境保護・自然保護にかかわる活動」とも世代が上がるに伴ない参加意欲が高まる傾向がある。上位3位に入る活動は世代別でも変わらないものの、29歳以下では「公的イベント運営協力など、スポーツ・文化・芸術分野での活動」が第1位、30歳代でも第2位となっている。

「地域活性化にかかわる活動 (観光ボランティアガイド、語り部など)」は30歳以上では世代が上がるに伴ない参加意欲が高まっているが、最も意欲があるのは29歳以下である。「災害救助や被災者支援の活動」は若い世代ほど参加意欲が高い。

経験した活動 (図4) に比べ、参加意欲が高くなっているのは、すべての世代で「地域活性化にかかわる活動 (観光ボランティアガイド、語り部など)」である。「災害救助や被災者支援の活動」でも同様の傾向が見られる。また、30歳以上では「環境保護・自然保護にかかわる活動」、29歳以下で「公的イベント運営協力など、スポーツ・文化・芸術分野での活動」「在日外国人に対する教育や生活情報サービスなど」の参加意欲が高くなっている。

図 16 参加したいボランティア活動（世代別）



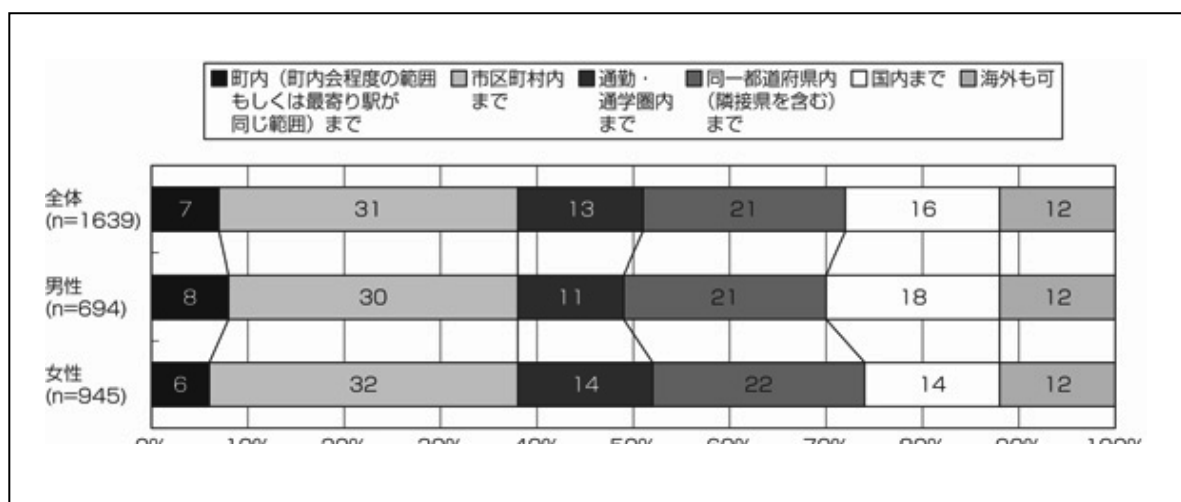
9. 参加したい活動エリア

ボランティア活動に参加する意向がある人のうち、参加したい活動エリアを通勤・通学圏外までとする人が約半数、12%は海外も可

ボランティア活動に参加する意向がある人のうち、参加したい活動エリアは、「町内（町内会程度の範囲もしくは最寄り駅が同じ範囲）まで」（7%）、「市区町村内まで」（31%）、「通勤・通学圏内まで」（13%）の総計は51%となっているが、その一方で、その範囲を超えた回答も半数に近い。さらに「海外も可」との回答は12%となっている。（図17）

男女別（図17）では、同一都道府県内（隣接県を含む）を超える範囲を参加したいエリアとしている人は男性（30%）の方が女性（26%）よりも4ポイント高い。「海外も可」との回答は男女とも同じ割合（12%）である。

図17 参加したい活動エリア（全体・男女別）

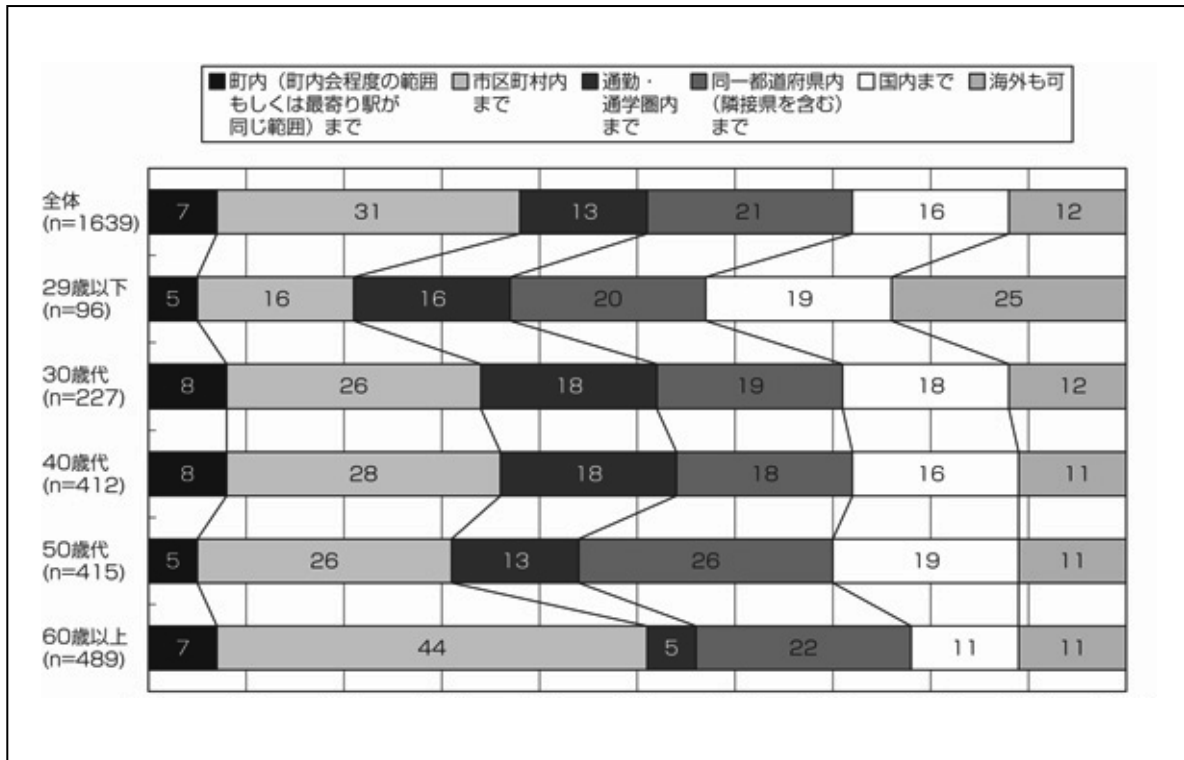


(択一)

*小数第1位四捨五入のため、合計が100%とならない場合もある。

世代別（図18）では、「海外も可」との回答は他の世代が11~12%であるのに対し、29歳以下では25%に達している。60歳以上では「市区町村内まで」が44%と、世代が上がるほど参加したい活動エリアは限定される傾向にある。ただし、子育てにめどがついた50歳代は、30~40歳代よりも広いエリアが志向されている。

図18 参加したい活動エリア（全体・世代別）



(扱一)

*小数第1位四捨五入のため、合計が100%とまらない場合もある。

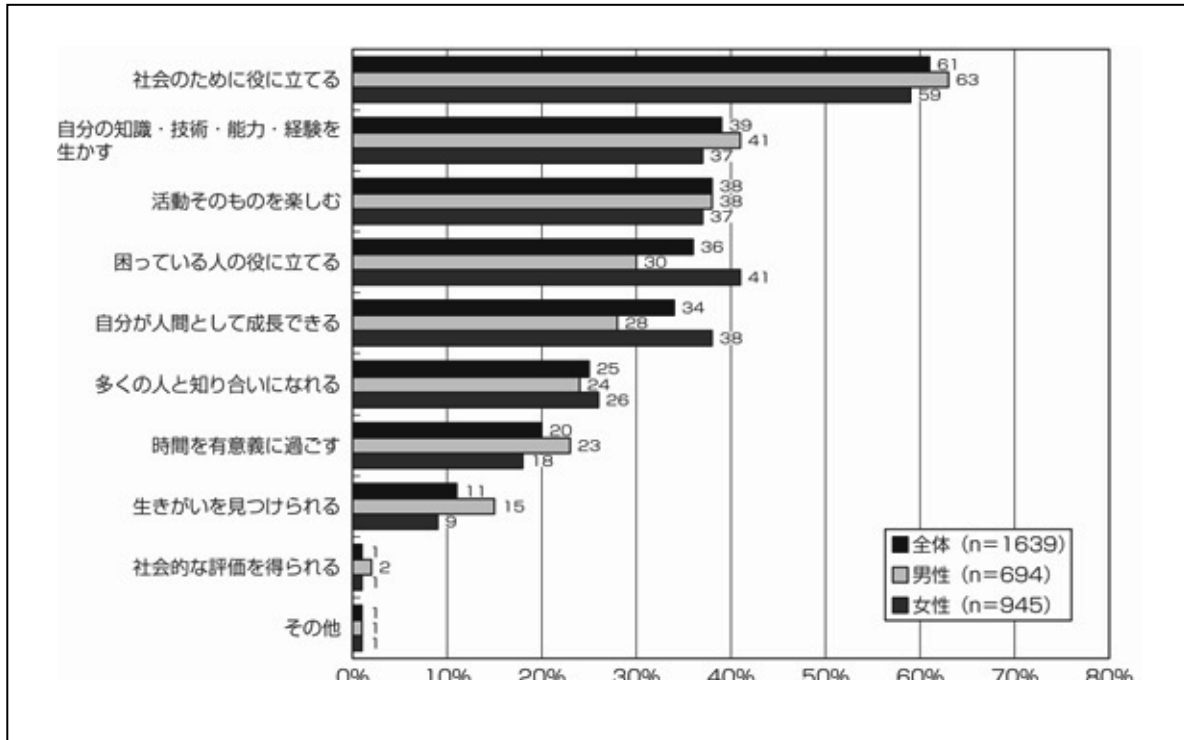
10. 参加する目的

ボランティア活動に参加する意向がある人のうち、参加する目的は「社会のために役に立てる」が61%

ボランティア活動に参加する意向がある人のうち、参加する目的は「社会のために役に立てる」が61%となっている。以下、「自分の知識・技術・能力・経験を生かす」「活動そのものを楽しむ」「困っている人の役に立てる」「自分が人間として成長できる」が30%台で続いている。(図19)

男女別(図19)では、男性が第2位「自分の知識・技術・能力・経験を生かす」、第3位「活動そのものを楽しむ」とボランティア活動を日常活動の従とする傾向が強いのにに対し、女性は第2位「困っている人の役に立てる」、第3位「自分が人間として成長できる」と、ボランティア活動への参加に、より積極的な目的を見出している。

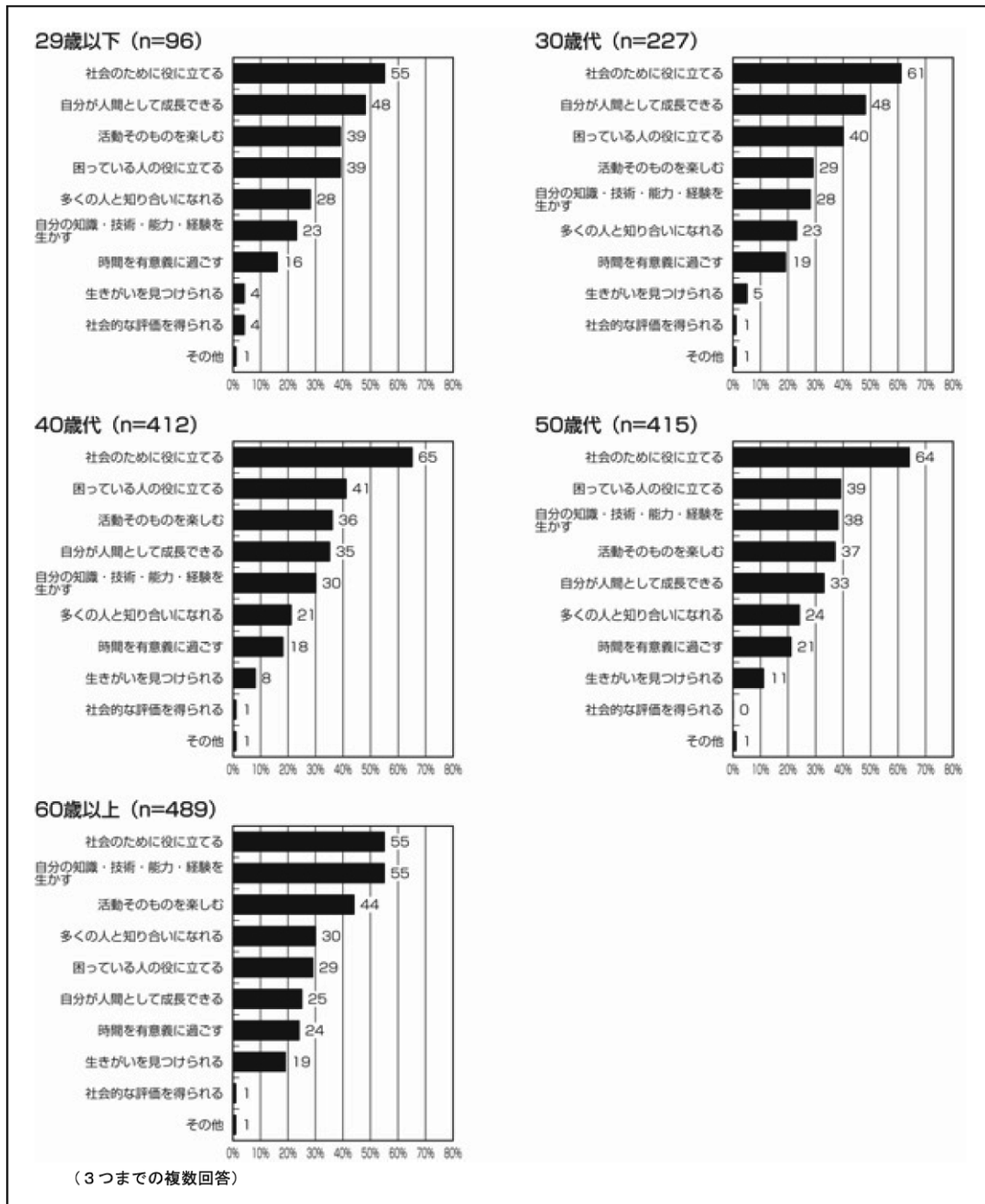
図19 参加する目的（全体・男女別）



(3つまでの複数回答)

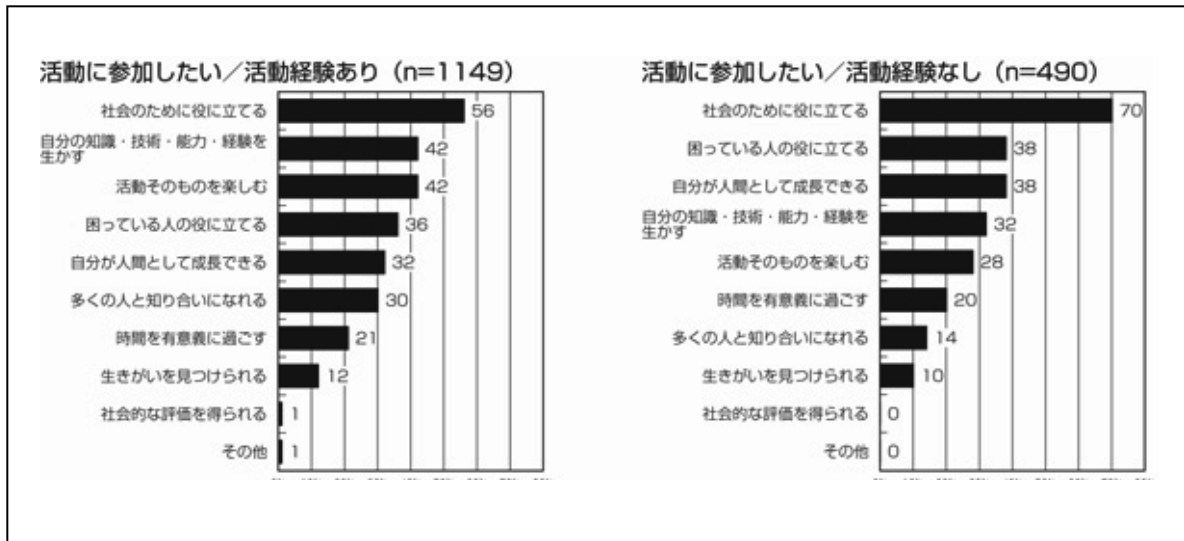
世代別（図20）では、いずれの世代でも「社会のために役に立てる」が最も多く挙げられているが、「自分が人間として成長できる」は若い世代ほど挙げる割合が高く、30歳代以下では第2位となっている。その一方で、「自分の知識・技術・能力・経験を生かす」は上の世代ほど高くなり、50歳代で第3位、60歳以上で第1位（同率）となっている。また「困っている人の役に立てる」は他の世代で4割前後であるのに対し、60歳以上では29%となっている。

図20 参加する目的（世代別）



ボランティア活動に参加する目的を活動経験別（図21）に見ると、「社会のために役に立てる」が活動経験の有無にかかわらずに第1位である。活動経験ありとの回答者では第2位「自分の知識・技術・能力・経験を生かす」、第3位「活動そのものを楽しむ」となっているのに対し、活動経験なしとの回答者では第2位「困っている人の役に立てる」「自分が人間として成長できる」となっている。活動経験のない人の方が、ボランティア活動への目的に、より積極的な意義を求めていると推測される。

図 21 参加する目的（活動に参加したい／活動経験別）



(3つまでの複数回答)

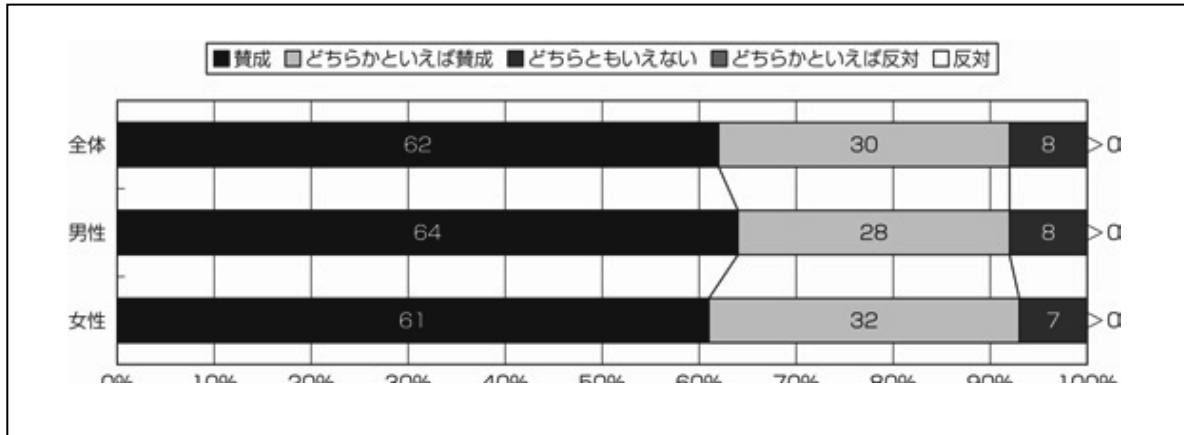
11. ボランティア活動が盛んなことへの賛否

ボランティア活動が盛んになることに「賛成（賛成／どちらかといえば）」が92%

ボランティア活動が盛んになることに「賛成」との回答は62%、「どちらかといえば賛成」（30%）を合わせると92%が評価している。（図22）

男女別（図22）でも、ほぼ同じ結果となっている。

図22 ボランティア活動が盛んになることへの賛否（全体・男女別）

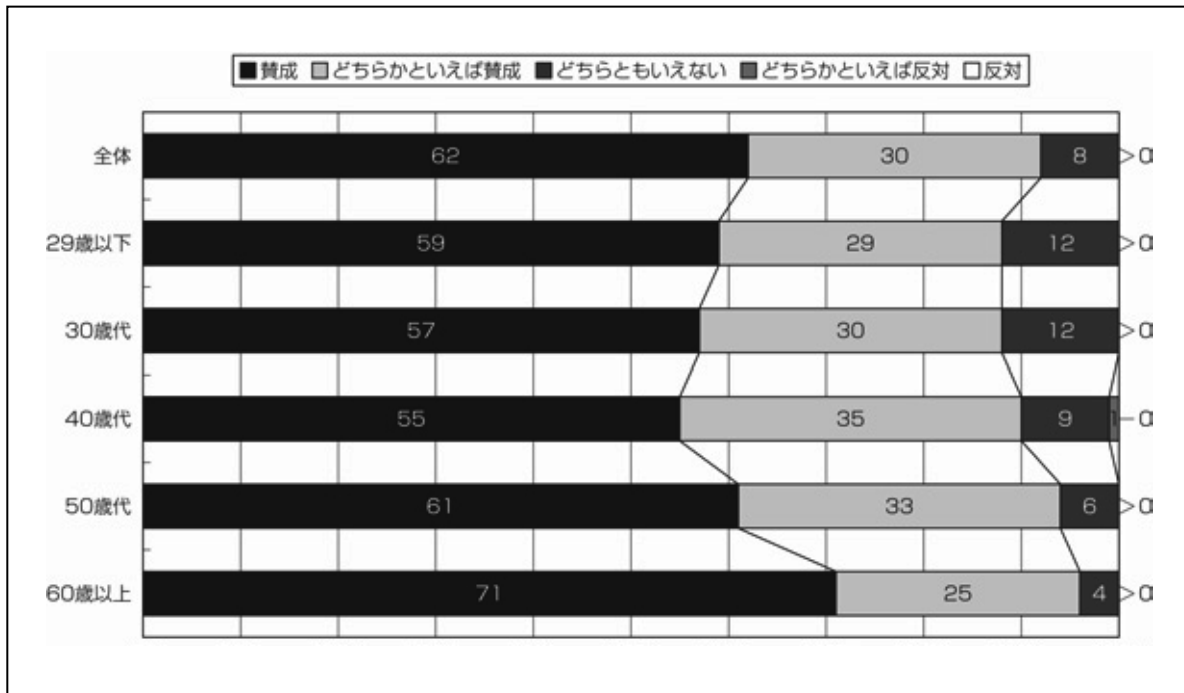


(択一)

*小数第1位四捨五入のため、合計が100%とまらない場合もある。

世代別（図23）では、若い世代ほど「どちらともいえない」との割合が高くなっている一方、60歳以上では「賛成」との回答が71%となるなど、世代が上がるほど活動が盛んになることを評価する傾向にある。

図23 ボランティア活動が盛んになることへの賛否（全体・世代別）



(択一)

*小数第1位四捨五入のため、合計が100%とまらない場合もある。

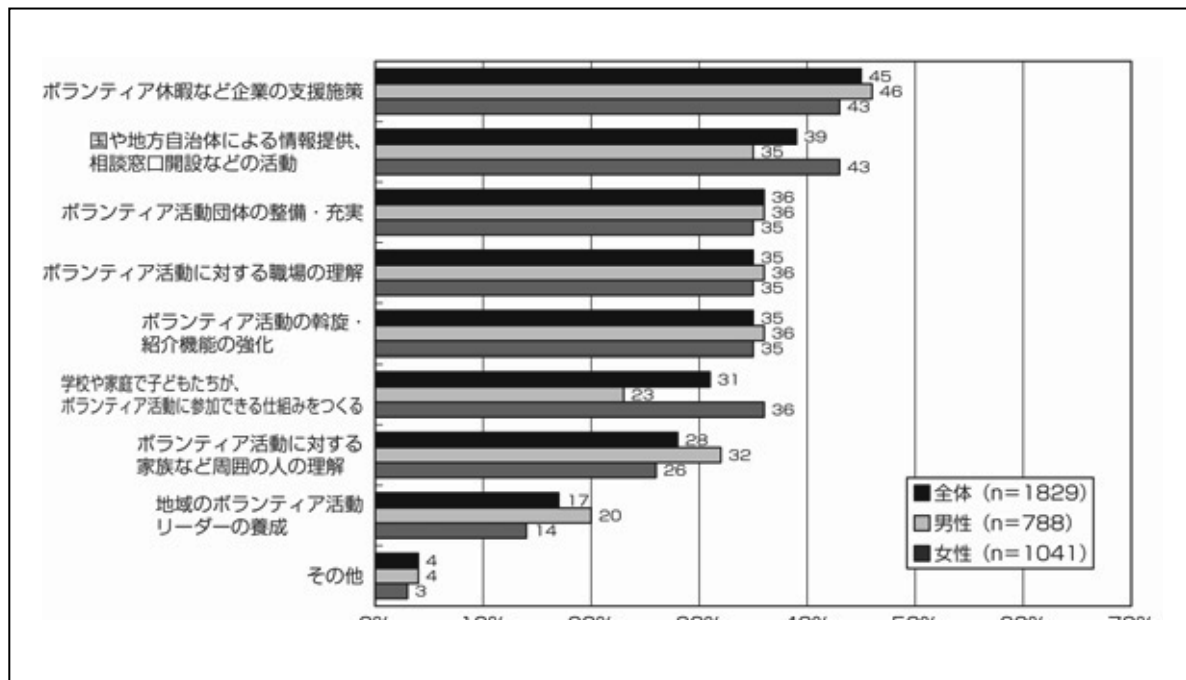
12. ボランティア活動が盛んになるための条件

ボランティア活動が盛んになるための条件は「ボランティア休暇など企業の支援施

策」が45%ボランティア活動が盛んになるための条件として、「ボランティア休暇など企業の支援施策」との回答が45%と最も多い。次いで「国や地方自治体による情報提供、相談窓口開設などの活動」「ボランティア活動団体の整備・充実」「ボランティア活動に対する職場の理解」「ボランティア活動の斡旋・紹介機能の強化」が30%台後半で続く。(図24)

男女別(図24)では、女性の方が「国や地方自治体による情報提供、相談窓口開設などの活動」「学校や家庭で子どもたちがボランティア活動に参加できる仕組みをつくる」を条件として多く挙げている。

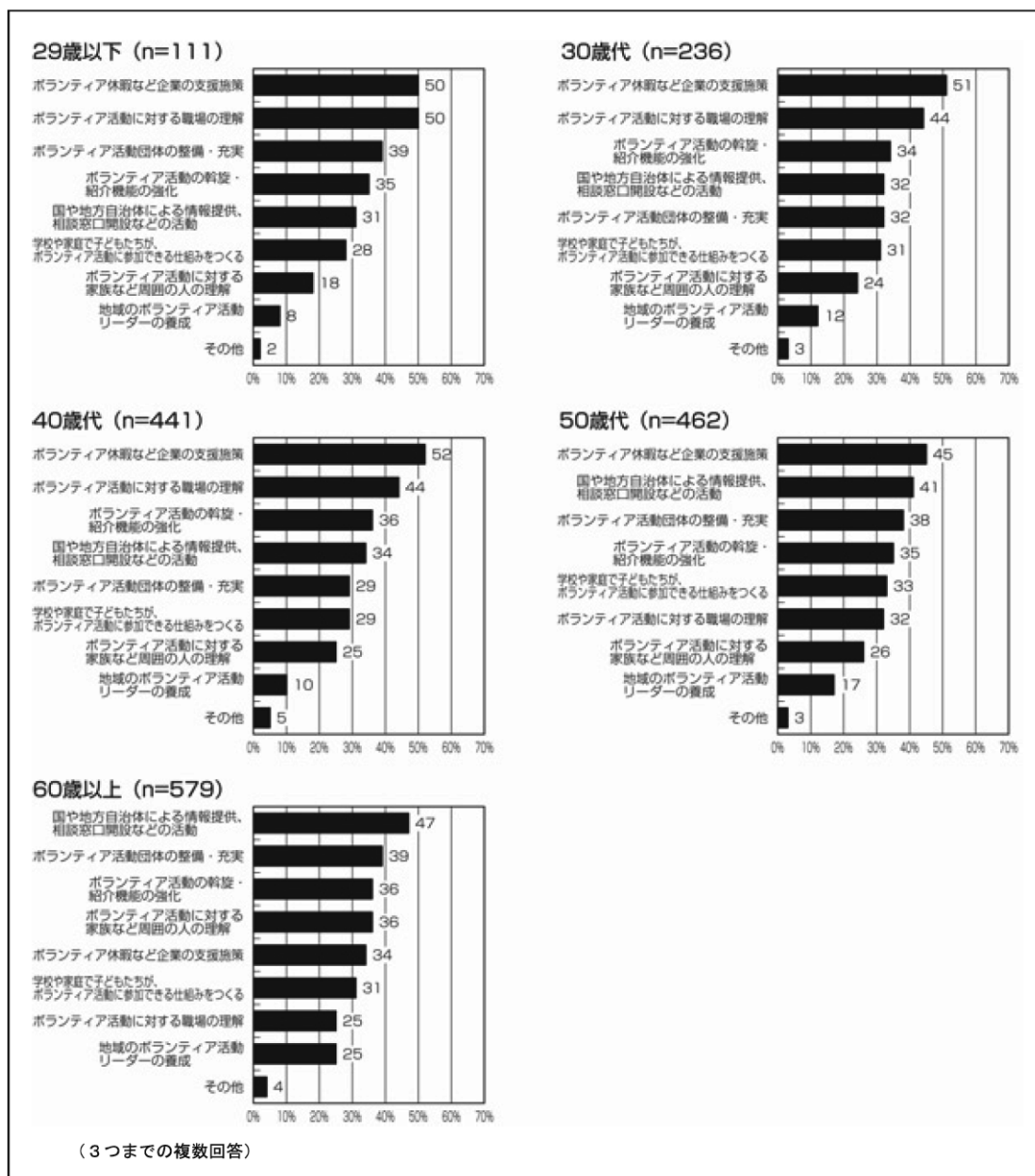
図24 ボランティア活動が盛んになるための条件(全体・男女別)



(3つまでの複数回答)

世代別(図25)では、60歳以上を除き「ボランティア休暇など企業の支援施策」との回答が最も多い。「ボランティア活動に対する職場の理解」は若い世代ほど高い割合で挙げられており、40歳代以下の各世代では第2位となっている。一方、60歳以上で最も多く挙げられている「国や地方自治体による情報提供、相談窓口開設などの活動」は世代が上がるほど挙げる割合が高くなっており、50歳代でも第2位となっている。

図 25 ボランティア活動が盛んになるための条件（世代別）



1.3. 有償ボランティアの是非

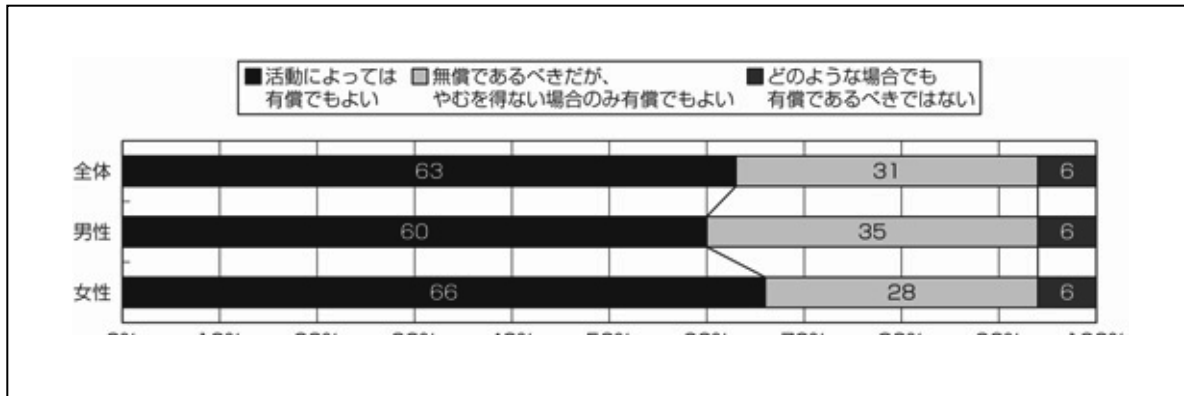
94%が有償ボランティアを容認

有償ボランティアの是非については、「活動によっては有償でもよい」との回答が63%、「無償であるべきだが、やむを得ない場合のみ有償でもよい」が31%と、合わせて94%が有償ボランティアを認めている。

(図26)

男女別 (図26) では、女性の方が「活動によっては有償でもよい」との割合が6ポイント高いが、「どのような場合でも有償であるべきではない」は、男女の差がない。

図26 有償ボランティアの是非（全体・男女別）

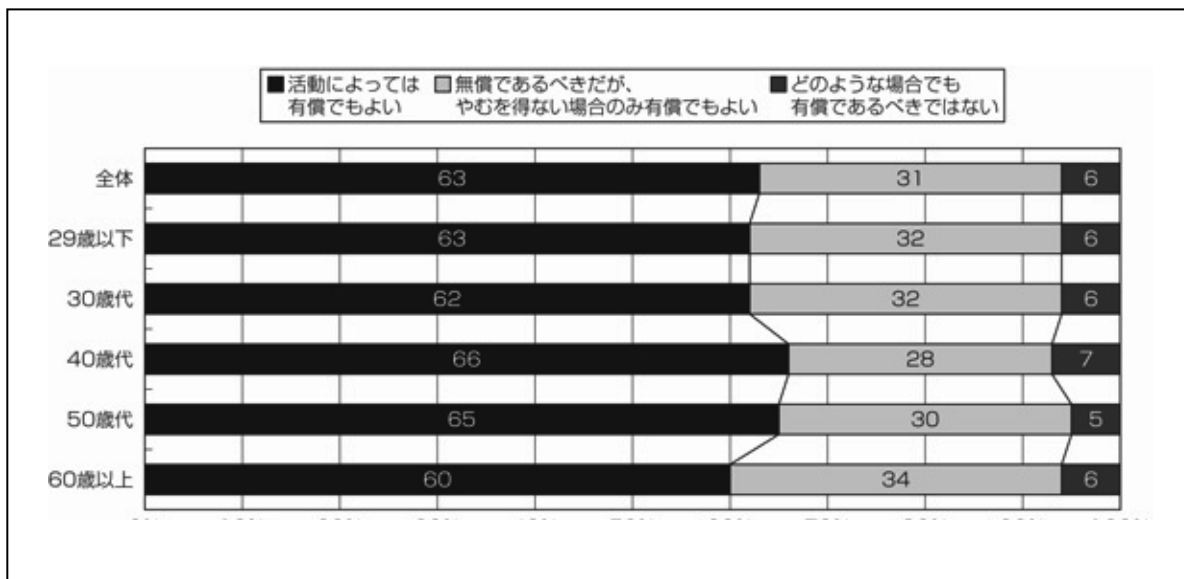


(択一)

*小数第1位四捨五入のため、合計が100%とならない場合もある。

世代別（図27）でも、「活動によっては有償でもよい」との回答が40～50歳代では高め、60歳以上で低めとなっているが、有償ボランティアを容認する傾向に大きな差はない。

図27 有償ボランティアの是非（全体・世代別）



(択一)

*小数第1位四捨五入のため、合計が100%とならない場合もある。

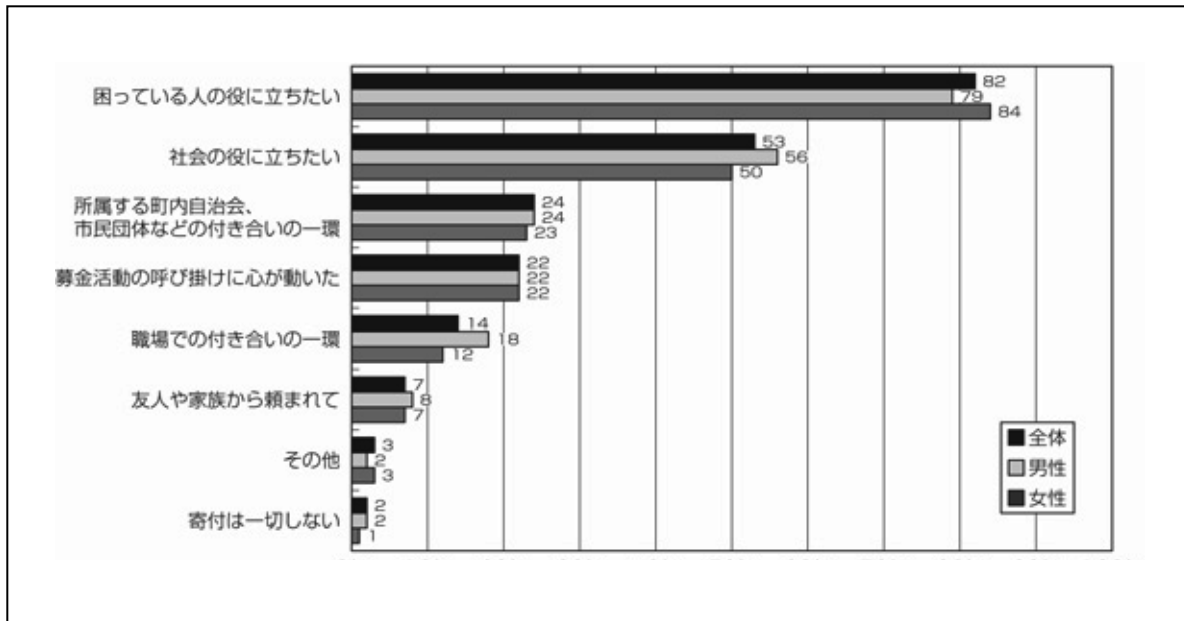
14. 寄付を行う動機

寄付を行う動機は「困っている人の役に立ちたい」「社会の役に立ちたい」が半数以上

ボランティア活動と併せて、寄付を行う動機について聞いたところ、「困っている人の役に立ちたい」が82%、「社会の役に立ちたい」が53%と半数を超えている。（図28）

男女別（図28）では、「困っている人の役に立ちたい」は女性が5ポイント高いのに対し、「社会の役に立ちたい」は男性の方が6ポイント高くなっている。

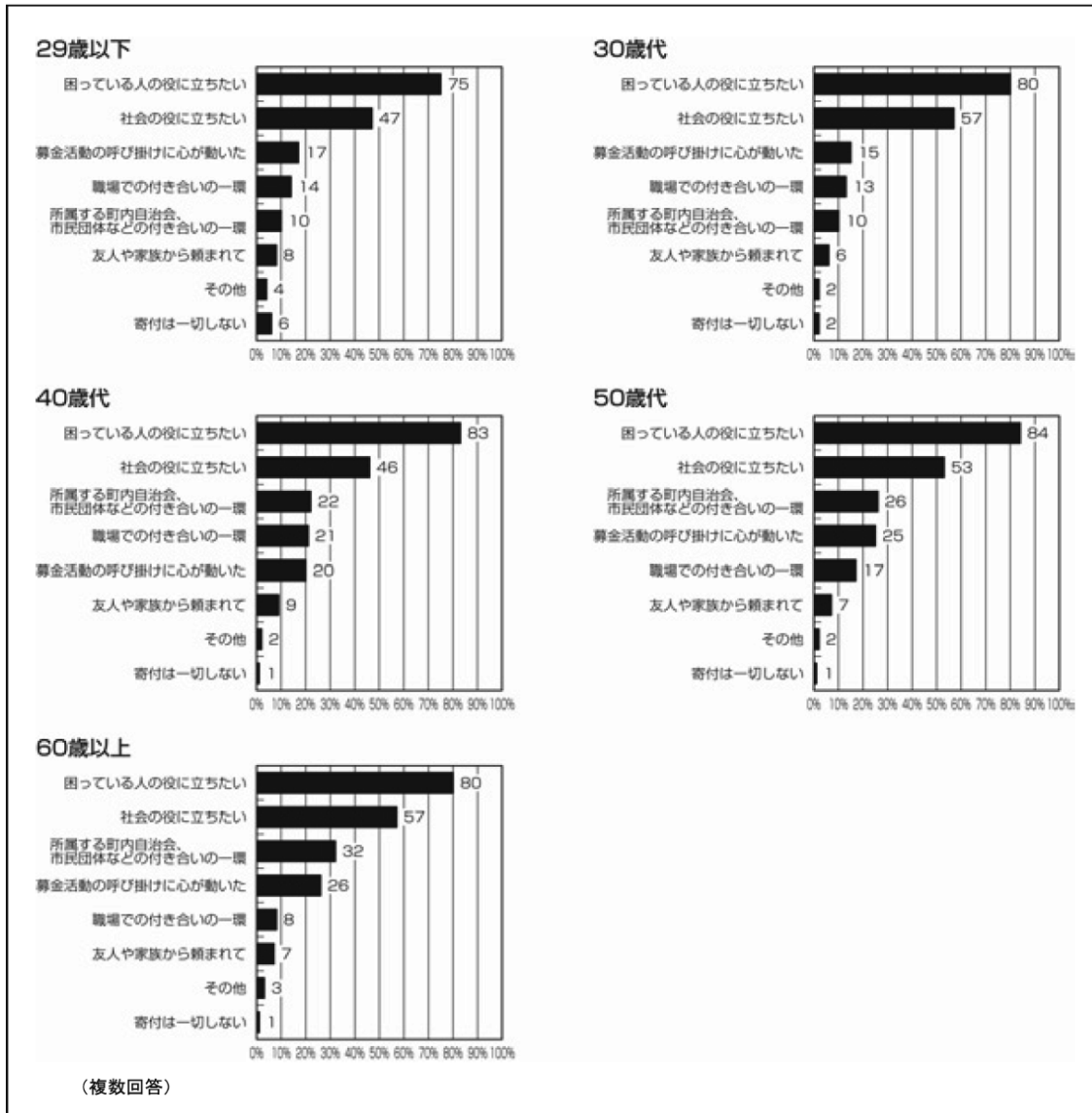
図 28 寄付を行う動機（全体・男女別）



(複数回答)

世代別（図29）でも、すべての世代で「困っている人の役に立ちたい」「社会の役に立ちたい」が第1位、第2位となっている。30歳代以下で第3位となっている「募金活動の呼び掛けに心が動いた」は世代が上がるほど高い割合となる傾向であるものの、それ以上に「所属する町内自治会、市民団体などの付き合いの一環」の伸びが大きく、40歳代以上の第3位となっている。

図 29 寄付を行う動機（世代別）



7 社会教育施設におけるボランティア活動の状況

(施設、人)

区分	計	公民館 (類似施設含む)	図書館 (類似施設含む)	博物館	博物館 類似施設	青少年 教育施設	女性教育 施設	社会体育 施設 (団体)	民間体育 施設 (団体)	文化会館	生涯学習 センター	
登録者数(計)												
平成8年度	536,509	231,003	35,926	15,953	23,923	39,635	12,876	114,474	38,341	24,378	...	
平成11年度	
平成14年度	529,129	256,645	59,357	22,422	40,251	15,923	6,439	69,726	32,401	25,965	...	
平成17年度	589,866	289,712	70,776	27,607	49,136	16,929	23,270	60,394	29,477	22,565	...	
平成20年度	606,515	249,604	98,431	29,602	45,986	22,763	9,982	83,747	24,229	29,418	12,753	
平成23年度	510,099	188,531	87,692	32,964	36,263	22,249	9,998	68,559	22,359	25,211	16,283	
うち女性登録者												
平成20年度	381,727	162,789	85,709	18,034	22,140	12,749	9,553	35,047	10,124	18,194	7,388	
施設数に占める割合	62.9%	65.2%	87.1%	60.9%	48.1%	56.0%	95.7%	41.8%	41.8%	61.8%	57.9%	
平成23年度	324,907	123,168	80,452	19,676	17,390	12,539	9,408	27,832	9,296	15,568	9,578	
施設数に占める割合	63.7%	65.3%	91.8%	59.7%	48.0%	56.4%	94.1%	40.6%	41.6%	61.8%	58.8%	
施設数	61,650	14,227	3,126	1,210	4,175	1,003	364	25,436	9,964	1,763	382	
	(68,150)	(16,566)	(3,165)	(1,248)	(4,527)	(1,129)	(380)	(27,709)	(11,149)	(1,893)	(384)	
うち登録制度のある施設数	7,902	2,336	2,192	490	818	311	127	608	490	404	126	
	(8,277)	(2,753)	(2,110)	(462)	(769)	(334)	(123)	(670)	(498)	(424)	(134)	
施設数に占める割合	12.8%	16.4%	70.1%	40.5%	19.6%	31.0%	34.9%	2.4%	4.9%	22.9%	33.0%	
	(12.1%)	(16.6%)	(66.7%)	(37.0%)	(17.0%)	(29.6%)	(32.4%)	(2.4%)	(4.5%)	(22.4%)	(34.9%)	
団体	団体登録制度のある施設数	5,825	2,008	1,831	239	470	157	85	460	261	223	91
	登録団体数	19,369	8,532	6,010	390	641	617	328	1,315	597	568	398
	登録者数	412,207	174,120	69,905	16,712	21,949	14,358	7,962	61,329	17,994	17,287	10,591
個人	個人登録制度のある施設数	3,128	603	922	278	380	196	54	194	247	198	56
	登録者数	97,892	14,411	17,777	16,252	14,314	7,891	2,036	7,230	4,365	7,924	5,692

(注) () 内は、平成20年度調査の数値である。

平成23年度「社会教育調査」(文部科学省)

8 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(抜粋)

[平成20年3月11日]
閣議決定

第5章 子どもの読書活動

地域における子どもの読書活動の推進

【図書館】

2 公立図書館における子どもの読書活動の推進のための取組

(1) 「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の実践

- 公立図書館に登録しているボランティアは、平成17年現在、約7万人いるが、希望者に読み聞かせ等の活動の場等に関する情報を提供したり、ボランティア養成のための研修を実施するなど諸条件の整備に努め、本計画期間中に10万人を目指すこと。同時に、必要な知識・技能等を有するボランティアの参加を一層促進することによって、読み聞かせ会やお話し会、外国人の子どもたちへの対応等、子どもに対する図書館サービスを充実させることなどの取組が一層推進されるよう促していく。

9 都道府県・市区町村体験活動ボランティア活動支援センター等設置数推移表

都道府県・市区町村体験活動ボランティア活動支援センター等設置数推移表

	平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	都道府県 レベル	市区町村 レベル	都道府県 レベル	市区町村 レベル	都道府県 レベル	市区町村 レベル	都道府県 レベル	市区町村 レベル	都道府県 レベル	市区町村 レベル	都道府県 レベル	市区町村 レベル	都道府県 レベル	市区町村 レベル	都道府県 レベル	市区町村 レベル	都道府県 レベル	市区町村 レベル	都道府県 レベル	市区町村 レベル	都道府県 レベル	市区町村 レベル	都道府県 レベル	市区町村 レベル
北海道	1	49	1	63	1	58	1	58	1	58	1	64	1	65	1	65	1	68	1	70	1	75	1	76
青森県	1	54	1	52	1	27	1	23	1	18	1	16	1	16	1	16	1	16	1	7	1	6	1	5
岩手県	1	29	1	25	1	21	1	17	1	14	1	11	1	10	1	7	1	5	1	5	1	3	1	3
宮城県	1	29	1	14	1	9	0	7	0	8	0	7	0	6	0	5	0	5	0	9	0	9	0	8
秋田県	1	28	1	33	1	25	1	15	1	11	1	13	1	12	1	9	1	9	1	8	1	7	1	6
山形県	5	23	10	21	9	14	9	16	9	14	9	14	9	13	9	13	9	13	9	13	9	13	9	13
福島県	8	57	8	90	8	89	8	79	8	77	8	76	8	75	8	75	8	68	8	69	8	69	8	63
茨城県	4	13	4	10	4	9	4	9	5	8	5	6	5	6	5	6	5	6	5	5	5	5	5	5
栃木県	9	13	9	9	9	9	9	8	9	7	9	8	9	7	8	8	8	8	8	9	8	10	8	11
群馬県	1	21	1	68	1	35	1	23	1	16	1	17	1	15	1	11	1	11	1	11	1	13	1	13
埼玉県	1	25	1	23	1	15	1	8	1	7	1	5	1	5	1	5	1	4	1	15	1	30	2	36
千葉県	1	17	1	15	1	15	1	12	1	10	1	9	1	9	1	6	1	5	1	4	1	8	1	9
東京都	1	18	1	18	1	16	1	13	1	13	1	13	1	11	1	10	1	10	1	10	0	10	0	11
神奈川県	1	3	1	4	1	4	1	3	1	2	1	1	1	1	1	7	1	14	1	23	1	22	1	25
新潟県	1	44	1	40	1	28	1	26	1	25	1	26	1	25	1	20	1	18	1	17	1	16	1	15
山梨県	1	25	1	20	1	11	1	7	1	5	1	3	1	3	1	3	1	3	1	5	1	5	1	5
長野県	1	46	1	36	1	32	1	29	1	22	0	25	0	28	0	28	0	31	0	34	0	36	0	38
静岡県	1	25	1	35	1	29	1	29	1	32	1	27	1	23	1	22	1	22	1	20	1	20	1	19
富山県	1	35	1	36	1	21	1	13	1	13	1	13	1	13	1	13	1	13	1	14	1	14	1	14
石川県	1	17	1	21	1	17	1	19	1	19	1	20	1	22	1	23	1	23	1	23	1	24	1	23
福井県	5	35	5	34	0	18	0	9	0	6	0	5	0	2	0	2	0	2	0	3	1	3	1	3
岐阜県	1	53	1	63	1	32	1	24	1	20	1	19	1	24	1	26	1	28	1	29	1	29	1	29
愛知県	1	41	1	77	1	62	1	55	1	49	1	45	1	44	1	37	1	36	1	39	1	38	1	38
三重県	1	29	1	30	1	25	1	25	1	23	1	22	1	21	0	20	0	20	0	20	0	20	0	19
滋賀県	1	16	1	21	1	13	1	10	1	9	1	5	1	3	1	4	1	4	1	1	1	1	1	1
京都府	8	18	6	14	6	8	6	6	6	5	6	5	6	5	0	3	0	2	0	2	0	2	0	1
大阪府	1	19	1	16	1	16	1	13	1	11	1	10	1	10	1	9	1	7	1	6	1	6	1	6
兵庫県	1	58	1	84	1	49	1	53	1	43	1	43	1	42	1	35	1	29	1	32	1	32	1	30
奈良県	1	3	1	10	0	2	1	2	1	1	1	1	0	1	0	0	0	1	0	4	1	7	1	7
和歌山県	1	16	1	21	1	6	1	4	1	3	1	3	0	1	0	1	0	1	1	1	1	1	1	1
鳥取県	1	36	1	34	1	23	1	22	1	12	1	12	1	9	1	9	1	7	2	5	2	5	2	6
島根県	1	24	1	23	1	15	1	14	1	14	1	14	1	13	1	12	1	7	1	7	1	6	1	5
岡山県	1	44	1	50	1	26	1	22	1	17	1	17	1	16	1	13	1	12	1	10	1	11	1	11
広島県	1	27	1	26	1	16	1	14	0	12	0	12	0	11	0	8	0	8	0	7	0	5	0	5
山口県	1	38	1	53	1	40	1	35	1	29	1	26	1	25	1	26	1	24	1	24	1	19	1	19
徳島県	1	20	1	20	1	15	1	15	1	11	1	10	1	9	1	6	1	6	1	7	1	7	1	4
香川県	1	12	1	14	1	8	1	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	2	0	3	0	2
愛媛県	1	16	1	13	0	40	0	35	0	34	0	34	0	34	0	34	0	34	0	34	0	34	0	23
高知県	1	19	1	15	0	9	0	4	0	4	0	5	2	5	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0
福岡県	1	22	1	22	1	20	1	19	1	12	1	12	1	14	1	14	1	17	1	17	1	17	1	27
佐賀県	1	16	1	16	1	8	1	7	1	7	1	7	1	7	1	9	1	9	1	11	1	11	1	15
長崎県	1	23	1	18	1	11	0	9	0	10	0	9	0	9	0	9	1	14	1	15	1	14	1	14
熊本県	1	52	1	69	0	64	0	64	0	48	0	47	0	37	0	36	0	38	0	40	0	42	0	41
大分県	1	8	1	8	1	3	1	3	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2
宮崎県	1	10	1	12	1	8	1	7	1	6	1	12	1	15	1	17	1	28	1	33	1	35	1	35
鹿児島県	1	60	1	93	1	84	1	63	1	60	1	53	1	51	1	50	1	57	1	57	1	57	1	52
沖縄県	1	30	1	30	1	20	1	14	1	8	1	7	1	6	1	6	1	0	0	2	0	3	0	5
合計	80	1,316	83	1,519	73	1,125	72	963	70	836	69	812	69	782	61	741	62	746	63	781	64	805	65	799

(参考)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
市区町村数	1,843	1,827	1,811	1,800	1,750	1,742	1,742	1,742	1,742
設置率	52.3%	45.8%	44.8%	43.4%	42.3%	42.8%	44.8%	46.2%	45.9%

平成26年度 社会教育指導者の育成・資質向上のための調査研究事業

ボランティアに関する基礎資料

平成27年3月

文部科学省
国立教育政策研究所
社会教育実践研究センター

〒 110-0007 東京都台東区上野公園12番43号

TEL (03) 3823-0241

FAX (03) 3823-3008
